

**教育における著作物利用に係る
諸外国の著作権制度等に関する調査研究事業
報告書**

共通目的事業・委託事業

SARTRAS



2024年5月31日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

調査報告の概要	1
全体像.....	1
教育制度及び教育における著作物利用の制度等.....	4
補償金・ライセンス料の徴収.....	6
補償金・ライセンス料の分配.....	8
共通目的事業に相当する活動及びその内容.....	10
1. 背景・目的	11
1.1 調査計画	11
1.2 検討委員会の構成	12
1.3 調査項目	13
1.4 調査期間	14
1.5 本調査の対象国・地域.....	15
1.6 調査項目と章立てとの関係.....	16
1.7 分配に関与する団体について.....	17
1.8 各国通貨の表記.....	17
2. 欧州連合	18
2.1 オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)	18
2.1.1 制定経緯	18
2.1.2 規定の概要.....	20
2.2 DSM 著作権指令.....	25
2.2.1 制定経緯	25
2.2.2 規定の概要.....	26
3. フランス共和国	32
3.1 教育機関の運営形態	32
3.1.1 学校制度	32
3.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布.....	34
3.1.3 ICT 活用教育について.....	35
3.2 教育に関する著作権法制度.....	38
3.2.1 教育における著作物利用に関する規定	38
3.2.2 主要なガイドライン	46

3.2.3 関連する議論.....	55
3.2.4 主要な裁判例.....	56
3.3 教育に関する CMO	58
3.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	58
3.3.2 CFC (Centre Français d'exploitation du droit de Copie)	58
3.3.3 A.V.A.(Société des Arts Visuels Associés)	61
3.3.4 PROCIREP (société des producteurs de cinéma et de télévision)	61
3.3.5 SACEM (Société des auteurs, compositeurs et éditeurs de musique)	63
3.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収	65
3.4.1 使用料の手続き主体	65
3.4.2 使用料の支払い主体	65
3.4.3 使用料規定・規則上の記載.....	65
3.4.4 包括料金・包括料金以外の規定の構造.....	65
3.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	65
3.4.6 ライセンス制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	66
3.4.7 使用料・補償金決定の考え方	67
3.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配	68
3.5.1 分配方法の全体像	68
3.5.2 書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品（デジタル複製）	68
3.5.3 映画・視聴覚作品（デジタル利用）	77
3.5.4 音楽（デジタル利用）	82
3.5.5 複写.....	83
3.5.6 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	83
3.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組.....	85
3.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	85
3.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	85
3.7 教育機関からみた教育における著作物利用	89
3.7.1 教育機関における権利処理や利用の制限に関する意見.....	89
3.7.2 分配方法・分配額に関する受け止め	89
4. ドイツ連邦共和国	90
4.1 教育機関の運営形態	90
4.1.1 学校制度	90
4.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布.....	92
4.1.3 ICT 活用教育について.....	94
4.2 教育に関する著作権法制度.....	97
4.2.1 教育における著作物利用に関する規定	97
4.2.2 主要なガイドライン	103
4.2.3 関連する議論.....	105
4.2.4 関連する裁判例.....	105
4.3 教育に関する CMO	107
4.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	107
4.3.2 ZFS (Zentralstelle Fotokopieren an Schulen)	108

4.3.3 ZBT (Zentralstelle Bibliothekstantieme)	109
4.3.4 VG WORT (Verwertungsgesellschaft Wort)	111
4.3.5 VG Bild-Kunst (Verwertungsgesellschaft Bild-Kunst)	112
4.3.6 GVL (Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH) ...	114
4.3.7 VFF (Verwertungsgesellschaft der Film- und Fernsehproduzenten mbH)	115
4.4 教育に関する補償金等の徴収	117
4.4.1 補償金等の手続き主体	117
4.4.2 補償金等の支払い主体	117
4.4.3 補償金等規定・規則上の記載.....	117
4.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造.....	119
4.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	119
4.5 教育に関する補償金等の分配	121
4.5.1 統括団体から分野別団体への分配.....	122
4.5.2 分野別団体の分配	125
4.5.3 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	131
4.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組.....	132
4.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	132
4.6.2 普及啓発・広報の取組	132
5. グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）	134
5.1 教育機関の運営形態	134
5.1.1 学校制度	134
5.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布.....	135
5.1.3 ICT 活用教育について.....	137
5.1.4 具体的な ICT の利用事例.....	140
5.1.5 知的財産教育（著作権教育）について.....	140
5.2 教育に関する著作権法制度.....	141
5.2.1 教育における著作物利用に関する規定	141
5.2.2 主要なガイドライン	146
5.2.3 関連する議論.....	149
5.2.4 関連する裁判例.....	149
5.3 教育に関する CMO	151
5.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	151
5.3.2 CLA (Copyright Licensing Agency)	152
5.3.3 ERA (Educational Recording Agency)	153
5.3.4 ALCS (Authors' Licensing and Collecting Society)	155
5.3.5 PLS (Publishers' Licensing Services)	157
5.3.6 DACS (Design and Artists Copyright Society)	158
5.3.7 NLA (NLA Media Access)	159
5.3.8 PPL (Phonographic Performance Limited)	161
5.4 教育に関する使用料の徴収	163
5.4.1 使用料の手続き主体	163
5.4.2 対価の支払い主体.....	163
5.4.3 使用料規定・規則上の記載.....	163

5.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造	165
5.4.5 管理手数料の設定	165
5.4.6 ライセンス制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	165
5.4.7 使用料決定の考え方	166
5.5 教育に関する使用料の分配	167
5.5.1 CLA から分野別団体への分配	168
5.5.2 ERA から分野別団体への分配	176
5.5.3 分野別団体の分配	178
5.5.4 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	182
5.5.5 その他分配の特徴等	182
5.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組	184
5.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	184
5.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	184
5.7 教育機関からみた教育における著作物利用	186
5.7.1 教育機関における権利処理や利用の制限に関する意見	186
5.7.2 分配方法・分配額に関する受け止め	186
6. アメリカ合衆国	187
6.1 教育機関の運営形態	187
6.1.1 学校制度	187
6.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布	188
6.1.3 ICT 活用教育について	190
6.1.4 当該国の知的財産教育（著作権教育）について	193
6.2 教育に関する著作権法制度	195
6.2.1 教育における著作物利用に関する規定	195
6.2.2 主要なガイドライン	198
6.2.3 関連する議論	200
6.2.4 主要な裁判例	200
6.3 教育に関する CMO	204
6.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	204
6.3.2 CCC（Copyright Clearance Center）	204
6.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収	207
6.4.1 使用料の手続き主体	207
6.4.2 対価の支払い主体	207
6.4.3 使用料の決定	207
6.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配	209
6.5.1 分配方法のフロー・計算方法	209
6.5.2 利用者から収集している資料	210
6.5.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索とその方法	210
6.5.4 共通目的事業への利用	210
6.5.5 分配手法の考え方・正当性	210
6.5.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）	211
6.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組	212

6.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	212
6.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	212
7. オーストラリア連邦.....	213
7.1 教育機関の運営形態	213
7.1.1 学校制度	213
7.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布.....	215
7.1.3 ICT 活用教育について.....	217
7.1.4 当該国の知的財産教育（著作権教育）について	219
7.2 教育に関する著作権法制度.....	220
7.2.1 教育における著作物利用に関する規定	220
7.2.2 主要なガイドライン	228
7.2.3 CMO の情報公開に関する規定.....	228
7.2.4 主要な裁判例.....	228
7.3 教育に関する CMO	230
7.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	230
7.3.2 Copyright Agency	231
7.3.3 Screenrights	233
7.3.4 APRA AMCOS	236
7.4 教育に関する補償金・補償金の徴収	241
7.4.1 補償金の手続き主体	241
7.4.2 対価の支払い主体.....	241
7.4.3 補償金規定・規則上の記載.....	241
7.4.4 ライセンスの種類と規定.....	242
7.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	242
7.4.6 補償金・ライセンス料決定の考え方	243
7.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配	244
7.5.1 分配方法の全体像	244
7.5.2 Copyright Agency	244
7.5.3 Screenrights	249
7.5.4 APRA AMCOS	255
7.5.5 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	262
7.5.6 その他分配の特徴.....	263
7.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組.....	264
7.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	264
7.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	264
8. 大韓民国	268
8.1 教育機関の運営形態	268
8.1.1 学校制度	268
8.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布.....	269
8.1.3 ICT 活用教育について.....	272
8.2 教育に関する著作権法制度.....	276

8.2.1 教育における著作物利用に関する規定	276
8.2.2 主要なガイドライン	281
8.2.3 関連する学説.....	283
8.2.4 主要な裁判例.....	284
8.3 教育に関する CMO	285
8.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	285
8.3.2 KOLAA (Korea Literature, Academic works and Art Copyright Association)	286
8.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収	291
8.4.1 使用料の手続き主体	291
8.4.2 対価の支払い主体.....	291
8.4.3 使用料規定・規則上の記載.....	291
8.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造.....	291
8.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	291
8.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配	293
8.5.1 分配方法の全体像	293
8.5.2 KOLAA (Korea Literature, Academic works and Art Copyright Association)	293
8.5.3 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	301
8.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組.....	302
8.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	302
8.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	303
8.7 教育機関からみた教育における著作物利用	305
8.7.1 分配方法・分配額に関する受け止め	305
9. おわりに	306
9.1 調査対象団体に示した SARTRAS による分配の現状	306
9.2 本調査において得られた参考となる分配手法.....	307
参考資料.....	308
ヒアリング協力者.....	308
略語集.....	310
目次（詳細版）	320

図表目次

図表 1 教育制度及び教育における著作物利用の制度等	4
図表 2 補償金・ライセンス料の徴収	6
図表 3 補償金・ライセンス料の分配	8
図表 4 共通目的費及びその内容	10
図表 5 調査項目	13
図表 6 調査期間	14
図表 7 調査に協力いただいた団体・個人	15
図表 8 調査項目と章立てとの関係性	16
図表 9 通貨	17
図表 10 [欧州]オンライン音楽著作物指令第 2 編	19
図表 11 [欧州]CMO（集中管理団体）の定義	20
図表 12 [欧州]会員総会での議決事項	21
図表 13 [欧州]分配不可能な権利者に支払うべき金額	21
図表 14 [欧州]他の CMO（集中管理団体）への情報開示	22
図表 15 [欧州]公衆への情報開示	22
図表 16 [欧州]年次透明性報告書	23
図表 17 [欧州]付属書第 1 項	23
図表 18 [欧州]デジタルでの国境を越える教育活動における著作物等の使用	26
図表 19 [欧州]拡大集中許諾のイメージ図	28
図表 20 [欧州]拡大効を有する集中許諾（DSM 著作権指令 第 12 条）	29
図表 21 [欧州]拡大効を有する集中許諾の要件	31
図表 22 [仏国]学校制度	33
図表 23 [仏国]学校数（2019 年）	34
図表 24 [仏国]在籍者数（2015 年から 2019 年）	34
図表 25 [仏国]CPI における教育の著作物利用に関する規定	39
図表 26 [仏国]CPI における分配に関する規定	42
図表 27 [仏国]CPI における分配に関する規定	43
図表 28 [仏国]CPI における分配に関する規定	44
図表 29 [仏国]支援対象にかかわる CPI の規定	45
図表 30 [仏国]対象物・制限などの概要（2016 年合意）	47
図表 31 [仏国]書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品の補償金額の年額（2016 年合意）	48
図表 32 [仏国]書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品の補償金額の推移	48
図表 33 [仏国]視聴覚作品の対象物・制限などの概要（2016 年合意）	49

図表 34 [仏国]視聴覚作品の補償金額の推移	50
図表 35 [仏国]音楽の対象物・制限などの概要（2009 年合意）	51
図表 36 [仏国]音楽の補償金額の推移.....	52
図表 37 [仏国]複写の対象物・制限などの概要（合意うち幼稚園・小学校）	53
図表 38 [仏国]複写の対象物・制限などの概要（幼稚園・小学校以外の教育施設）	54
図表 39 [仏国]複写の合意された補償金額（幼稚園・小学校）	54
図表 40 [仏国]複写の補償金額（2023 年合意）	55
図表 41 [仏国]複写の補償金額の推移（幼稚園・小学校以外の教育施設）	55
図表 42 [仏国] X 氏 v Inist diffusion 社・CFC（11-22.031 11-22.522）	56
図表 43 [仏国]教育著作物に関する CMO（赤枠はヒアリング先）	58
図表 44 [仏国]文字の著作物のうち分野別の使用料.....	60
図表 45 [仏国]分配の全体像（赤枠はヒアリング先）	68
図表 46 [仏国]デジタル利用の計算方法.....	70
図表 47 [仏国]文字・画像の出版社・著者のウェイト（書籍）	71
図表 48 [仏国]文字・画像のウェイト（書籍）	71
図表 49 [仏国]文字・画像のウェイト（プレス）	72
図表 50 [仏国]文字・画像の出版社・著者のウェイト（プレス）	72
図表 51 [仏国]PICROPP の場合のウェイト（プレス）	73
図表 52 [仏国]著者と出版社のウェイト（プレス）	74
図表 53 [仏国]調査票	75
図表 54 [仏国]私的複製権の権利申告書[作品単位版]（1 枚目）	79
図表 55 [仏国] 私的複製権の権利宣言書[国外について]（2 枚目）	80
図表 56 [仏国]教員向け教材の概要	85
図表 57 [仏国]コンテンツ利用の手順に関するインフォグラフィックス.....	87
図表 58 [独国]学校制度.....	91
図表 59 [独国]学校数（2020 年）	92
図表 60 [独国]独国の在籍者数'	93
図表 61 [独国]各州への支援額	95
図表 62 [独国]バイエルン州のプラットフォーム mebis.....	96
図表 63 [独国]UrhG 第 60a 条'	97
図表 64 [独国]UrhG 第 60b 条及び第 60c 条'	98
図表 65 [独国]UrhG 第 60g 条'	98
図表 66 [独国]UrhG 第 60h 条'	99
図表 67 [独国]UrhG 第 54～54c 条'	99
図表 68 [独国]各州と教育に関連する各 CMO との間で結ばれている主な契約	103
図表 69 [独国]ノルライン・ヴェストファーレン州 v Dirk Renckhoff 氏（写真家）	105

図表 70 [独国]教育著作物に関する CMO	108
図表 71 [独国]ZFS の報酬規定	108
図表 72 [独国]ZBT の報酬規定	110
図表 73 [独国]ZBT の報酬規定 (2023 年 7 月以前の契約)	110
図表 74 [独国]VG Bild-Kunst の報酬規定.....	112
図表 75 [独国]ZFS の報酬規定 (再掲)	117
図表 76 [独国]ZBT の報酬規定 (再掲)	118
図表 77 [独国]VG Bild-Kunst の報酬規定 (再掲)	118
図表 78 [独国]VG WORT の報酬規定	119
図表 79 [独国]分配主体から著作権者までの分配フロー (再掲)	121
図表 80 [独国]統括団体から分野別団体への分配方法	122
図表 81 [独国]ZFS から分野別団体への分配割合 (2022 年・学校における複製・インターネットの著作物)	123
図表 82 [独国]ZFS から分野別団体への分配割合 (2022 年・学校における複製・インターネットの著作物を除く)	123
図表 83 [独国]ZBT から分野別団体への分配割合 (2022 年・学校における公衆送信)	124
図表 84 [独国]UrhG 第 60h 条' (再掲)	125
図表 85 [独国]VG WORT における分配フロー・ジャンル別の分配方法'	126
図表 86 [独国]学校での複製に係る著者・出版社間の分配割合 (VG WORT : 2022 年 12 月 10 日版)	127
図表 87 [独国]権利者不明・連絡先不明リスト (抜粋) (VG Bild-Kunst : 2023 年版)	130
図表 88 [独国]権利制限規定、各州と各 CMO との間の契約内容を紹介するパンフレット	132
図表 89 [独国]権利制限規定、各州と各 CMO との間の契約内容を紹介するポスター	133
図表 90 [英国]学校制度.....	135
図表 91 [英国]学校数 (2019 年)	136
図表 92 [英国]在籍者数'	136
図表 93 [英国]ERA のストリーミングプラットフォーム	138
図表 94 [英国]CDPA 第 32 条,	141
図表 95 [英国]CDPA 第 33 条'	142
図表 96 [英国]CDPA 第 34 条'	142
図表 97 [英国]CDPA 第 35 条'	143
図表 98 [英国]CDPA 第 36 条・第 36 条の A'	144
図表 99 [英国]CLA 権限チェックツールでの検索結果の例	148
図表 100 [英国]教育著作物に関する CMO (イングランド)	151
図表 101 [英国]CLA における使用料収入 (2021/22 年)	152

図表 102 [英国]ALCS における使用料収入（2022/23 年）	155
図表 103 [英国]CLA 教育ライセンスの使用料規定（2023 年 4 月から 2024 年 3 月）	163
図表 104 [英国]NLA の使用料規定（2023 年 4 月から 2024 年 3 月）	164
図表 105 [英国]CLA 高等教育ライセンスの使用料規定	164
図表 106 [英国]ERA ライセンスの使用料規定	164
図表 107 [英国]分配主体から著作権者までの分配フロー（イングランドの場合）	167
図表 108 [英国]CLA ライセンスにおける分配フロー	168
図表 109 [英国]CLA における分配モデル（2016 年発効）	169
図表 110 [英国]出版者が関連する権利を保有していない文章が含まれるページの割合	170
図表 111 [英国]出版者が関連する権利を保有していない画像が含まれるページの割合	170
図表 112 [英国]複製物のうち関連する権利を著者・クリエイターが有する文章・画像の割合	170
図表 113 [英国]出版者が関連する権利を保有していない画像が含まれるページの割合	171
図表 114 [英国]ビジュアルアーティストへの分配割合	171
図表 115 [英国]著者への分配割合（雑誌・論文誌）	171
図表 116 [英国]FTI サンプルに基づく出版者、著者、ビジュアルアーティストへの分配割合	172
図表 117 [英国]出版社、著者、ビジュアルアーティストへの分配割合	172
図表 118 [英国]CLA における使用料収入（2021/22 年）（再掲）	174
図表 119 [英国]CLA から分野別団体への分配額	174
図表 120 [英国]CLA による非営利活動への支援額（2021/22 年度）	175
図表 121 [英国]ERA からの構成員カテゴリ別分配率（再掲）	177
図表 122 [英国]ALCS による非営利活動への支援先（2021/22 年度）	178
図表 123 [英国]CLA のウェブロギングツールの利用方法案内	184
図表 124 [英国]CLA が提供する e ラーニングプログラム	185
図表 125 [英国]生徒への啓発用ポスター（左：複製について、右：画像の利用について）	185
図表 126 [米国]学校制度	188
図表 127 [米国]学校数（2019 年）	189
図表 128 [米国]教育段階別在籍者数の推移	190
図表 129 [米国]TPACK の枠組み	193
図表 130 [米国]著作権法第 107 条	195
図表 131 [米国]著作権法第 110 条(1)	196
図表 132 [米国]著作権法第 110 条(2)	196
図表 133 [米国]著作権法第 110 条(4)	197
図表 134 [米国]主要なガイドライン	198
図表 135 [米国]ACLHE の年間包括ライセンスのカバー範囲	208
図表 136 [米国]CCC の分配フロー	209

図表 137 [米国]CCC が収集しているデータ	210
図表 138 [豪州]学校制度.....	214
図表 139 [豪州]著作権法第 10 条	214
図表 140 [豪州]学校数（2022 年）	216
図表 141 [豪州]在籍者数（2022 年）	217
図表 142 [豪州]ICT 能力を構成する 5 つの要素	218
図表 143 [豪州]著作権法第 IVA 編第 4 節第 113N 条.....	220
図表 144 [豪州]著作権法第 IVA 編第 4 節第 113P 条に定める条件（著作物）	221
図表 145 [豪州]著作権法第 IVA 編第 4 節第 113P 条に定める条件（放送）	221
図表 146 [豪州]補償金制度の下で利用が認められる範囲（放送以外）	222
図表 147 [豪州]公正利用に関する規定と歴史的・政策的基礎（教育関係）	222
図表 148 [豪州]公正利用への該当性に関する判断要素.....	223
図表 149 [豪州]著作権法第 113W 条に定める集中管理団体宣言の条件.....	224
図表 150 [豪州]著作権規則 2017 第 17 条第 3 項	225
図表 151 [豪州] 権利者が不明の分配金に関する各 CMO での取扱い	226
図表 152 [豪州]各 CMO における権利者不明と連絡先不明の取扱い	226
図表 153 [豪州] 権利者が不明の分配金に関する各 CMO での取扱い	227
図表 154 [豪州]教育著作物に関する CMO	230
図表 155 [豪州]音楽に関する CMO の取扱う権利と関係性.....	231
図表 156 [豪州]教育機関向けの補償金収入と著作権者に対して分配できた金額	234
図表 157 [豪州]年間包括ライセンスの料金表	234
図表 158 [豪州]収集した補償金の総額に対する管理手数料の比率	235
図表 159 [豪州]APRA AMCOS が提供する初等・中等教育セクター向けの任意ライセンス.....	237
図表 160 [豪州]Schools Music Licence の使用料の内訳（いずれも税抜き）	238
図表 161 [豪州]Schools Music Licence の関係 CMO への分配額	238
図表 162 [豪州]報酬の取り決め方法.....	241
図表 163 [豪州]Screenrights と教育セクターとの協議の概要.....	242
図表 164 [豪州]分配方法の全体像.....	244
図表 165 [豪州]Copyright Agency の分配フロー（高等教育セクター）	245
図表 166 [豪州]Copyright Agency が分配用いるデータ	246
図表 167 [豪州]Copyright Agency が分配アルゴリズムに採用する 3 つの主な基準.....	246
図表 168 [豪州]Copyright Agency が分配アルゴリズムに採用するその他の基準.....	247
図表 169 [豪州]Screenrights の分配フロー	250
図表 170 [豪州]各分野への分配額の計算式.....	251
図表 171 [豪州]放送プログラムの種類に関するポイント.....	251
図表 172 [豪州]ラジオ番組の種類に関するポイント.....	252

図表 173 [豪州]複製のポイントの計算式	252
図表 174 [豪州]送信のポイントの計算式	252
図表 175 [豪州]ポイントから金銭価値換算	252
図表 176 [豪州]1つの放送プログラムに存する複数の著作権者への割当て比率	253
図表 177 [豪州]Screenrights が権利者の探索に用いるリソース	254
図表 178 [豪州]APRA の分配フロー	257
図表 179 [豪州]AMCOS の分配フロー	258
図表 180 [豪州]カテゴリメンバーごとの管理費比率	258
図表 181 [豪州]smartcopying のウェブサイト	265
図表 182 [豪州]ACC が提供するセミナーの例	266
図表 183 [豪州]ACC が発刊している書籍の例	266
図表 184 [豪州]Copyright Agency が公開しているウェブサイト	267
図表 185 [韓国]教育制度	269
図表 186 [韓国]学校数（2020年）	270
図表 187 [韓国]学校数の推移	271
図表 188 [韓国]在籍者数の推移	271
図表 189 [韓国]初等・中等教育における ICT 端末台数	272
図表 190 [韓国]端末 1 台当たりの生徒数、学生数の推移	273
図表 191 [韓国]実感型のコンテンツの例（AR に対応した恐竜のコンテンツ）	274
図表 192 [韓国]実感型のコンテンツの例	275
図表 193 [韓国]著作権法第 2 条第 7 項、第 22 項、第 23 項	276
図表 194 [韓国]著作権法第 25 条	276
図表 195 [韓国]著作権法第 35 条第 5 項	279
図表 196 [韓国]教育著作物に関する CMO（赤枠はヒアリング実施先）	285
図表 197 [韓国]授業目的における補償金表	286
図表 198 [韓国]授業支援目的における補償金表	287
図表 199 [韓国]使用料規定	287
図表 200 [韓国]著作権法施行令第 9 条	288
図表 201 [韓国]補償金管理手数料	288
図表 202 [韓国]定額方式、従量方式の場合における許諾及び受付の仕組み	289
図表 203 [韓国]分配方法の全体像	293
図表 204 [韓国]分配主体から著作権者までの分配フロー	294
図表 205 [韓国]分配のために権利者が作成する申請書イメージ	295
図表 206 [韓国]記入様式	296
図表 207 [韓国]公募事業に係る審査フロー	297
図表 208 [韓国]公募事業に係る審査基準イメージ	297

図表 209 [韓国]公募事業の実施例	298
図表 210 [韓国]KOLAA から收受した補償金の再分配（韓国シナリオ作家協会の場合）	299
図表 211 [韓国]KOLAA から收受した補償金の再分配（韓国言論振興財団の場合） .	300
図表 212 [韓国]小学校、中学校、高校のナショナルカリキュラムにおける著作権教育（抜粋）	302
図表 213 SARTRAS の分配方法について	306
図表 214 参考となる分配方法	307
図表 215 [参考資料]ヒアリング協力者	308
図表 216 [参考資料]略語集	310

調査報告の概要

全体像

(教育における著作物利用に関する制度上の位置づけ)

- **教育利用に対する経済的補償**：仏国、独国、豪州及び韓国においては、教育目的の著作物利用について、印刷物の複製利用を含め、一定の範囲における無許諾利用とそれに対する経済的補償を法令上の特例として定めている。他方、英国及び米国においては、一定範囲の無許諾利用(「フェア・ディーリング」、「フェア・ユース」)を法定しつつも、権利者団体が学校等に対して設けた特別の許諾方式が有効に機能している。
- **無許諾利用できる範囲**：すべての調査対象国において、無許諾利用できる著作物の種類等ごとに設定されたガイドラインや合意によって明示的に定められている。

(徴収)

- **徴収総額の規模**：利用著作物の区分や徴収方法は国ごとに異なる。このため、徴収総額の比較は容易ではない。加えて、日本との比較に際しては、人口や学校数が異なるほか、通貨換算レートの変動も考慮する必要がある。このため、以下の金額はおおよその規模を比較するものである。文字分野で比較すると、CFC（仏国）はデジタル複製・複写との合算で JPY 4.5B、CLA（英国）は JPY 8.1B、CA（豪州）は JPY 7.5B である。独国は現在仲裁手続き中の高等教育機関の文字等の複写・デジタル複製の補償金額を除いて合計で JPY 5.6B である。韓国では KOLAA の補償金額が JPY 0.4B となる。
- **徴収の対象**：徴収は、政府を対象に行う場合と学校単位で行う場合とがある。仏国、独国及び英国においては、前者の方式が一般的である。米国、豪州及び韓国においては、後者の方式が実施されている。
- **補償金額の決定**：徴収できる補償金額は、文化体育観光部の告示により決定される韓国を除いて、交渉によって決定される。交渉は、仏国や独国のように支払者である政府と CMO との間で行われる場合のほか、豪州のように交渉団体と CMO によって行われる場合もある。英国と米国は当事者間で交渉が行われる。
- **徴収を担当する団体**：すべての調査対象国において、補償金等を徴収する団体は一ないし三と少数である。複数の団体がある国では、利用される著作物の種類または支分権ごとに徴収の担当がわかれている。
- **補償金又はライセンス料の支払い方法**：仏国、独国、豪州では、実際の利用量に直接依存しない包括料金として支払われる。米国及び韓国は、教育機関が従量方式あるいは包括（定額）方式によるかを教育機関が選択できる。英国は、米国と同様に制度としては許諾によるものであるが、包括料金として支払われる。

(分配)

- **徴収・分配の体制**：欧州諸国では、徴収を担当する少数の統括的団体と、統括的団体から一定の金額を配分され分野別の事情に則して権利者への分配を行う団体の 2 つのレベルの団体が関与する体制となっており、いずれのレベルの団体もほとんどが集中管理団体(collective management organization)である。本報告書では、前者の団体を「統括団体」、後者の団体を「分野別団体」と呼称する。米国および豪州では、分野別 CMO が分野別に分担して徴収と分配を担う体制である。
- **統括団体から分野別団体への配分**：統括団体は、主に文字著作物を対象とした「紙の複製」の時代からの方法を引き継ぎ、利用報告を収集、分析するだけでなく、さまざまな調査手法を活用して、他分野やデジタル利用等についても発展させている。例えば、独国および英国では、教育目的の利用における著作物の分野別の比率を算出し、さらに関連する分野別団体の協力を得て、統括団体から分野別団体への配分比率を決定している。
- **分野別団体から権利者への分配**：分野別団体は、分野ごとの事情に応じて、分配方法を決定・採用している。例えば、利用報告の情報に加えて、教育以外における利用の状況から類比的に分配を受ける権利者を推定する類比的な方法、教育利用が予想される著作物の権利者から広く発表実績の報告を求めて分配を受ける権利者を推定する自己申告に基づく方法、一般の私的複製に関する管理事業者としての分配に一律に加算する方法、利用報告取得年度から一定期間分配を受ける権利があるとする方法などがある。
- **権利者又は権利者の連絡先が不明の扱いについて**：利用が報告されてもその権利者を同定できない著作物については、一定の期間公示などによって申し出を待ち、一定期間補償金またはライセンス料を保管していることが一般的である。権利者の連絡先がただちに判明しない場合にも原則として同様の措置をとるとともに、団体によっては一部の著作権者に対して積極的な探索活動を行う場合がある。一定期間保管された補償金またはライセンス料は、原則として分配のため資金に組み入れられるが、一部の国では共通目的費に参入される。

(徴収分配団体の規模等)

- **団体の規模**：調査対象の団体は複数の事業を行っている場合が多い。このため、本調査においては、教育目的利用に対する補償金の徴収分配のために配置している要員を特定し、その人数を算出、比較することは行っていない。しかし、要員数に関しては、統括団体については数十人の規模、分野別団体については、数人から数十人の規模であることが通例である。
- **徴収額に占める管理手数料の割合**：各団体が徴収額から控除する管理手数料の割合は、組織形態または教育利用からの徴収及び分配以外に及ぶ事業が多様性を持つことから、一律に分析することは困難である。その前提で単純に比率を比較するならば、ZFS（独国）/ZBT（独国・公衆送信）の 3%から、KOLAA（韓国）の 28%までの幅がある。一般に、徴収額に占める管

理手数料の割合は、おおよそ分配の作業量と管理手数料の割合が相関していると考えられる。

(日本における共通目的事業に相当する活動)

- 日本における共通目的事業に相当する活動を行う団体もあり、行わない団体も多い。行っている場合には、“Cultural Fund”などと称して、分配されなかった補償金の全部または一部を充当して、韓国を除くともっぱら創作活動の振興を支援している。充当する金額は、分配する補償金額の1%から数%である。

(比較表)

- 図表 1 から図表 4 に比較表を付す。比較表では、一覧表形式(4 頁から 10 頁)による網羅的整理に加えて、概括的な内容を記述している。ただし、これは、調査対象諸国における教育制度及び著作権制度の多様性が著しいことから、日本の状況と比較することが困難になることを回避しつつ、各国の特徴を比較しながら以上の記述を理解しやすくするための措置である。制度検討のための基礎資料として活用する際には、各国ごとの詳細な記述を基に検討することが必要である。

教育制度及び教育における著作物利用の制度等

図表 1 教育制度及び教育における著作物利用の制度等

	仏国	独国	英国	米国	豪州	韓国
学校制度	国で統一。	州ごと。	地域ごと。	州ごと。	州ごと。	国で統一。
学校数 ¹ (校) ※日本 初中等：36 千 高等：4.3 千	初中等：61 千 高等：5 千	初中等：34.5 千 高等：0.4 千	初中等：32 千 高等：0.3 千	初中等：127 千 高等：4 千	初中等：9.6 千 高等：40	初中等：42 千 高等：1.5 千
在籍者数 (人) ※日本 初中等：12,972 千 高等 ² ：3,748 千	初中等：12,329 千 高等：2,737 千	初中等：10,147 千 高等：2,944 千	初中等：10,350 千 高等：2,039 千	初中等：56,411 千 高等：19,651 千	初中等：4,025 千 高等：1,602 千	初中等：6,392 千 高等：2,165 千
教育における著作物 利用に関する制度 上の位置づけ	補償金+ライセンス	補償金+ライセンス	ライセンス+フェア・デ ィーリング	ライセンス+フェア・ユ ース	フェア・ディールン グ+補償金+ライセンス	補償金+フェア・ユ ース
許諾不要の範囲	書籍ならば作品全 体の 10%以下、連 続 4 ページを超えな いなど ※上記の合意より	教科書・教材は 15%を上限 (第 60b 条)、学術研 究は 10%を上限 (第 60c 条)	初等中等教育は、 年間で書籍の 5%ま たは書籍の 1 章、1 本目の記事まで。	著作物の使用が時 間的に切迫してい るときに、教育機 関は、詩は 250 語 以内、2,500 語より 短い散文の全文 など。	書籍は合理的な範 囲 (作品全体の 10%以下もしくは 1 章相当)。映像 は制限なし。(第 113P 条) 音楽は 任意ライセンス。	当該著作物の一部 (文字 10%、映像 20%)。やむをえ ない場合は、全 ての複製が可 (第 25 条 (3))
上記取り決めの主体	国民教育・青少年 省+大学学長会議 と CMO 間で合意。	各州+統括団体 での合意。	ライセンス当事者 間の合意。	関係者間の合意。	政府	政府+CMO

1 文部科学省等の資料から最新年値を採用。数値は概数である (以下同様)。

2 専修学校含む。

	仏国	独国	英国	米国	豪州	韓国
教育における著作物利用に関するガイドラインや各種取り決め	<ul style="list-style-type: none"> ①教育・研究活動における書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品の利用に関する合意 ②映画・視聴覚作品に関する合意 ③音楽に関する合意 ④複写に関する合意 	<ul style="list-style-type: none"> 初等中等教育は①複製に関する総合契約 ②公衆送信に関する総合契約 ③大学における報酬契約 	<ul style="list-style-type: none"> ①著作権の例外：教育と指導 ②CLA 教育ライセンス ③CLA 高等教育ライセンス ④ERA ライセンス 	<ul style="list-style-type: none"> ①非営利目的の教育機関において授業のために行う書籍及び定期刊行物の複製行為に関するガイドライン ②教育目的による音楽著作物の使用に関するガイドライン ③教育目的のための放送録画に関するガイドライン ④教育マルチメディアのためのフェア・ユース・ガイドライン 	教育機関向けウェブサイト (smartcopying) を公表。著作物の種類ごとに留意点を整理。	授業目的著作物利用ガイドライン協議会「授業目的著作物利用ガイドライン」

補償金・ライセンス料の徴収

図表 2 補償金・ライセンス料の徴収

	仏国	独国	英国	米国	豪州	韓国
徴収方法	国民教育・青少年省及び大学等による支払い	各州による支払い	初中等：公立学校は教育省、独立学校（私立）は各校 高等：各大学	各学校	学校から徴収	各大学から徴収
徴収額の決定方法	国民教育・青少年省及び大学等とCMOの協議	各州と CMO が交渉。	教育省等と CMO	各学校と CMO	初中等：CAG、高等教育：UA、教育省などと CMO 間の交渉	文化体育観光部による告示
支払い方法 (従量・包括 ³ 別)	包括	包括	包括	従量・包括	包括	包括・従量
統括団体	CFC、AVA、PROCIREP、SACEM	ZFS*、ZBT*、VG Bild-Kunst *実務は VG WORT が担う。	CLA、ERA	CCC	Copyright Agency、Screenrights、APRA AMCOS	KOLAA
統括団体の従業員規模 ⁴	CFC：53名 PROCIREP：27名	VG WORT(文字)：83名 VG Bild-Kunst：63名	CLA：95名 ERA：8名	—	Copyright Agency：約60名 Screenrights：35名 APRA AMCOS：411名（うち豪州担当377名）	KOLAA：24名

3 「従量」とは使用の都度支払う方式、「包括」とは一定期間の利用料を支払う方式を指す。

4 ヒアリング調査、先方資料、透明性レポートから最新値を採用した。

	仏国	独国	英国	米国	豪州	韓国
収受額に占める管理手数料の構成 (最新値・全体の手数料)	CFC : 11% PROCIREP : 6.1%	ZFS /ZBT : 各3% VG WORT : 8.4% VG Bild-Kunst : 9.8%	CLA : 13.3% ERA : 4.7%	—	Copyright Agency : 17.4% Screenrights : 15% APRA AMCOS : 13.8%	KOLAA 授業目的 : 27% 授業支援目的 : 28%
教育関連の収受額 (最新値・JPY) ※B=10 億円 ※SARTRAS=5B ※2023.4 のレートを採用	CFC+AVA : 0.3B CFC : 4.2B PROCIREP : 0.02B SACEM : 0.02B	ZFS : 3.3B ZBT : 2.7B VG Bild-Kunst : 0.3B	CLA : 8.1B ERA : 2.5B	—	Copyright Agency : 7.5B Screenrights : 3.3B APRA AMCOS : 1.6B	KOLAA : 0.4B

補償金・ライセンス料の分配

図表 3 補償金・ライセンス料の分配

	仏国	独国	英国	米国	豪州	韓国
徴収から分配にかかる補償金・ライセンス料の流れ ⁵	統括 CMO→分野別 CMO→権利者等	統括 CMO→分野別 CMO→権利者等	統括 CMO→分野別 CMO→権利者等	CMO→権利者	CMO→権利者	統括 CMO→権利者
各 CMO における分配の例	CFC：サーベイと利用報告 PROCIREP：私的複製と同じ比率で分配。傘下の団体は同額分配・類比分配 ⁶ SACEM：デジタルプラットフォーム＋放送から類比分配	ZFS/ZBT：団体別に調査・交渉をもとに分配 VG WORT：利用データをもとに5つのタイプに分類し、組合員に類比分配 VG Bild-Kunst：放送データなどから類比分配	CLA：団体別に交渉をもとに分配（文字は調査も実施） PLS：利用データで分配 DACS：自己申告分配と利用データで分配／等 ERA：交渉で定めた比率で分配	CCC（都度払い）：利用申請に基づく利用 CCC（年間ライセンス）：市場調査、利用状況調査等をもとにウェイト付けて算出	Copyright Agency：従量課金の取引情報＋サンプリング調査＋販売データ Screenrights：リソースセンターから提供を受ける使用状況データをもとに分配 APRA AMCOS：分配勘定ごとに他CMOのデータや大学からの報告等を活用	KOLAA：学校からの利用報告等をもとに分配を実施。
分配不能等の扱い	関係者への通知など一定の要件を実施したことを条件に、翌会計年から3年後に「分配不可能」とみなされる（オンライン音楽指令第13条第4項）。ただし、フランスのみ5年としている（CPI第L324-16条）。			- ※個別のライセンスを仲介する仕組みであるため、そのような	Copyright Agency 及び Screenrights は	分配公告から5年

⁵ あくまでも概要であり、詳細な点はケース・バイ・ケースである。

⁶ 類比分配(distribution by analogy)。CMOが権利者に教育利用に対する補償金を分配するときに、当該CMOが当該権利者に対して、教育利用以外のライセンスからの使用料として当該権利者が受け取った金額を当該CMOが教育利用以外のライセンスからの使用料として徴収した総額で除した比率を、当該CMOが教育利用に対する補償金として徴収した金額の総額に掛けた金額を分配すること。

	仏国	独国	英国	米国	豪州	韓国
	加盟国は分配不可能額を社会的、文化的及び教育的活動に制限できる（同指令第 13 条第 6 項）。なお、各 CMO は 3 年より長い期間（例：5 年など）を設定している。			ケースはまれ。	4 年間保全する。 APRA AMCOS は 3 年間保全する。それでも分配できない場合には当該 CMO の構成員に再分配される。	
分配不能の割合 （分配対象額に占める割合）	CFC：1%以下 PROCIREP：なし	VG WORT：なし	CLA：1% PLS：2% ERA：なし PPL：4%	-	Copyright Agency：- ※出版物が特定できない場合は分配対象にならない。	KOLAA：10%程度 ※著作物が特定できない場合は分配対象にならない。

共通目的事業に相当する活動及びその内容

図表 4 共通目的費及びその内容

	仏国	独国	英国	米国	豪州	韓国
共通目的事業に相当する活動の有無 ※日本： 有(20%)	有 ※CFC（分配額の1%未満）	無 ※一定の場合発生	有 ※CLA(分配額の約1%)	無	Copyright Agency 及び Screenrights：有（分配額の1~2%） APRA AMCOS：無	有 ※分配不能額の割合（分配額の約10%）
上記活動の内容の内容	未分配金から利用。CMO の関連する分野での創作活動等を支援。	VG WORT 未分配報酬の50%までは著作権促進等に活用可能。	非営利団体（著作物に関連する団体で構成）などに助成。	-	Copyright Agency：創作活動を支援。団体によりAUD10~50K	未分配金から利用。法で7つの分野が規定（著作権教育・広報及び研究、創作活動の支援など）

1. 背景・目的

1.1 調査計画

現行の「授業目的公衆送信補償金制度」の制度設計や運用等の参考とするため、平成 29 年度文化庁委託事業「ICT 活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境等に関する調査」（以下「平成 29 年度調査」）が実施され、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）、アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、大韓民国の各国について調査が行われた。

令和 2 年度に同改正が施行され、令和 3 年度から授業目的公衆送信補償金制度による補償金の徴収及び分配の事業が授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「SARTRAS」）によって開始された。本調査は、実際に同制度の運用が開始され、その実績から得た知見を踏まえて、海外各国の関連制度についてその具体的運用の状況を調査することで、本補償金制度の将来の在り方や運用、ライセンス等について検討を行うための基礎資料にすることを目的とする。

本調査は、2つのフェーズに分かれており、フェーズ 1（令和 5 年 4 月 3 日～令和 5 年 8 月 31 日）では、文献調査により各調査項目に沿って調査を行い、フェーズ 2（令和 5 年 9 月 22 日～令和 6 年 5 月 31 日）では、文献調査で明らかにできなかった調査項目について現地調査、オンライン・ヒアリング調査、又は書面調査を実施した。

1.2 検討委員会の構成

本調査の実施にあたっては、フェーズ1、フェーズ2ともに、関係団体役職員、学識経験者等からなる「教育における著作物利用に係る諸外国の著作権制度等に関する検討委員会」（座長：一橋大学大学院 法学研究科 ビジネスロー専攻 井上由里子教授）を設置して、調査方法及び調査結果の取りまとめの方法を検討するために、次のとおり合議するとともに、必要に応じて個別に意見を聴取した。

第1回（2023年4月21日）では調査設計、第2回（2023年7月31日）では文献調査の結果と現地調査の対象・実施の必要性等、第3回（2023年10月31日）では現地ヒアリング調査・オンライン・ヒアリングの設計・調査項目の検討、第4回（2024年3月1日）では現地ヒアリング調査・オンライン・ヒアリング調査結果の速報に基づく報告書章立案の検討、第5回（2024年4月22日）に報告書案の検討（その後2024年5月10日まで意見聴取）を行った。なお、SARTRAS 共通目的委員会の付帯決議に基づき、フェーズ2において言語の著作物、出版メディアの関係団体からも委員を選出している。

委員は、以下のとおりである。

【委員（敬称略・50音順）】

石島 寿道 言語等教育著作権協議会（学術著作権協会 事務局長）
井上 由里子 一橋大学大学院 法学研究科 ビジネスロー専攻 教授（座長）
今村 哲也 明治大学 情報コミュニケーション学部 教授
岩松 享 映像等教育著作権協議会（日本放送協会 知財センター著作権・契約部副部長）
上野 達弘 早稲田大学 法学学術院 大学院法務研究科 教授
小熊 良一 群馬大学 共同教育学部 講師
北山 文裕 授業目的公衆送信補償金等管理協会 常務理事
笹平 直敬 視覚芸術等教育著作権協議会（日本漫画家協会 事務局長）
椎名 和夫 音楽等教育著作権協議会（日本芸能実演家団体協議会 常務理事）
土屋 俊 授業目的公衆送信補償金等管理協会 副理事長
福山 泰範 出版教育著作権協議会（出版者著作権管理機構 事務局長）
前田 哲男 弁護士
宮原 俊之 帝京大学 高等教育開発センター 教授

委員会の開催にあたっては、SARTRAS 事務局から以下の者が陪席した。

【事務局】

授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）
新屋 泰造 授業目的公衆送信補償金等管理協会 事務局次長
酒匂 佑 授業目的公衆送信補償金等管理協会
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
萩原 理史 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グループ長兼主任研究員
上野 翼 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グループ長兼主任研究員
山本 洋平 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 副主任研究員
北口 景子 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 研究員
森 春樹 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 研究員
片平 春樹 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 研究員
柴田 泰子 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 研究アシスタント

1.3 調査項目

調査項目は図表 5 のとおりである。フェーズ 1 では法令、図書、ウェブサイトによって公表された情報に基づく文献調査を行い、フェーズ 2 では文献調査では明らかではなかった項目を中心に、現地調査、オンライン・ヒアリング調査、又は書面調査によって CMO、教育機関、行政機関、学識者に質疑した。

図表 5 調査項目

<p>1.教育機関の運営形態</p> <ul style="list-style-type: none">①学校種別（初等教育から高等教育）・運営主体別（国公立・私立等）の教育機関数・生徒数の分布②教育制度の概要（学年の考え方等）③一般的な学習における著作物の利用の実態と ICT 活用教育の進展状況（個別の取り組みなども含む）④知的財産教育（著作権教育） <p>2.教育に関する著作権法制度</p> <ul style="list-style-type: none">①教育における著作物の利用に関する規定（各国著作権法）<ul style="list-style-type: none">-著作権法における位置づけ-CMO 関連規定-分配できない補償金の定義-分配できない機関の考え方や債権の時効との比較②①の解釈や特例等（コンメンタール等）③（該当がある場合）ガイドラインや主要な学説の紹介④（該当がある場合）主要な裁判例などの紹介⑤対象としている権利・著作物の分野 <p>3.教育に関わる CMO</p> <ul style="list-style-type: none">①全体像②主要団体の概要<ul style="list-style-type: none">-業務内容-体制-利用申請に対する許諾・受付の仕組み-根拠法がある場合にはその内容-教育機関との関係-著作物の管理方法-管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織の有無など <p>4.教育に関する補償金・ライセンス料等の徴収</p> <ul style="list-style-type: none">①手続き主体（利用申請・支払手続の主体や法令上の規程）②対価の支払い主体（教育機関、保護者負担等）③①や②使用料規定・規則上の記載④包括料金以外の規程の有無⑤管理手数料の設定⑥補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス、法令等に基づく義務・制約等、政府との関係性⑦ライセンス制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス、法令等に基づく義務・制約等、
--

<p>政府との関係性</p> <p>⑧使用料・補償金決定の考え方（経済指標や物価等との比較など）</p> <p>⑨過去の対価の変遷と変更理由（制度開始から現在まで）</p> <p>5.教育に関する補償金・ライセンス料等の分配</p> <p>①分配主体（団体から著作権者等に対して直接または集中管理団体経由等）と分配の対象（著作権／隣接権者または著作権者等）</p> <p>②分配方法（分配の根拠資料[サンプリング調査等]）</p> <p>③利用者から収集している資料（利用した著作物のリスト等）</p> <p>④分配の計算方法（著作物の分野、権利別のウェイト付け有無、ある場合はその方法）</p> <p>⑤分配における必要資料、データ入手から分配までの作業フロー（権利者の特定方法、権利者が見つからない場合の分配方法等なども含む）</p> <p>⑥著作物・著作隣接権／著作物の種別の間でのウェイト付け</p> <p>⑦著作権者への個別の分配以外の方法（共通目的費）</p> <p>⑧分配方法の決定及び変更する場合のプロセス、政府との関係性</p> <p>⑨著作権者・著作者・隣接権者の探索について</p> <p>⑩分配方法の正当性及び関連する議論</p> <p>6.著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組</p> <p>①普及啓発・広報の取組（権利者側・教育機関側別）</p> <p>②共通目的事業の制度の有無と内容</p> <p>7.現地の運用</p> <p>①運用上の課題や解決方法</p> <p>②分配の効率化に向けた取り組み(ITシステムの構築やコストパフォーマンス／調査協力者[教員]の負担軽減に向けた取り組み)</p> <p>③分配の協力先との体制構築や運用（分配協力先との契約関係／分配・再分配に関する消費税等[VAT]などの扱い／著作権法以外で配慮している法規定）</p> <p>④その他分配に関する基礎情報（著作権制度の認知度／教育機関の利用状況について）※実際の章立てでは変更にある可能性はある。意見交換の流れで聞き出す予定</p> <p>8.日本の実務に関する説明に対するコメント</p>
--

1.4 調査期間

調査期間は図表 6 のとおりである。

図表 6 調査期間

<p>フェーズ 1（文献調査）：</p> <p>令和 5 年 4 月 3 日～令和 5 年 8 月 31 日</p> <p>フェーズ 2（現地調査、オンライン・ヒアリング調査、書面調査、追加の文献調査）：</p> <p>令和 5 年 9 月 22 日～令和 6 年 5 月 31 日</p>

1.5 本調査の対象国・地域

平成 29 年度調査を踏襲し、フランス共和国（仏国）、ドイツ連邦共和国（独国）、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）、アメリカ合衆国（米国）、オーストラリア連邦（豪州）、大韓民国（韓国）を調査対象とした。なお、各章のタイトルを除き、カッコ内の略称を用いることとする。

また、仏国、独国は EU 法が適用され、Brexit 以前の英国においては EU 法が英国法として適用されていた⁷ため、別途欧州連合（EU）法制についても調査し、報告している。

いずれの対象国・地域に対しても文献調査を実施し、そのうえで、書面調査、現地調査、オンライン・ヒアリング調査を実施した。書面調査は、調査対象国の集中管理団体（CMO）に対して実施した。また、現地調査は、教育に関する著作物利用に関する補償金・ライセンスにおいて分配構造の階層が深い韓国、仏国、独国、英国に対して実施を行った。加えて、オンライン・ヒアリング調査は、現地調査の対象とならなかった米国、豪州の CMO に対して実施した。

現地ヒアリング調査は韓国（2023 年 11 月 29 日から 12 月 1 日）、仏国・独国・英国（2024 年 1 月 8 日から 1 月 19 日）に実施した。オンライン調査も含めたインタビューの実施リストは図表 7 のとおりである。

図表 7 調査に協力いただいた団体・個人

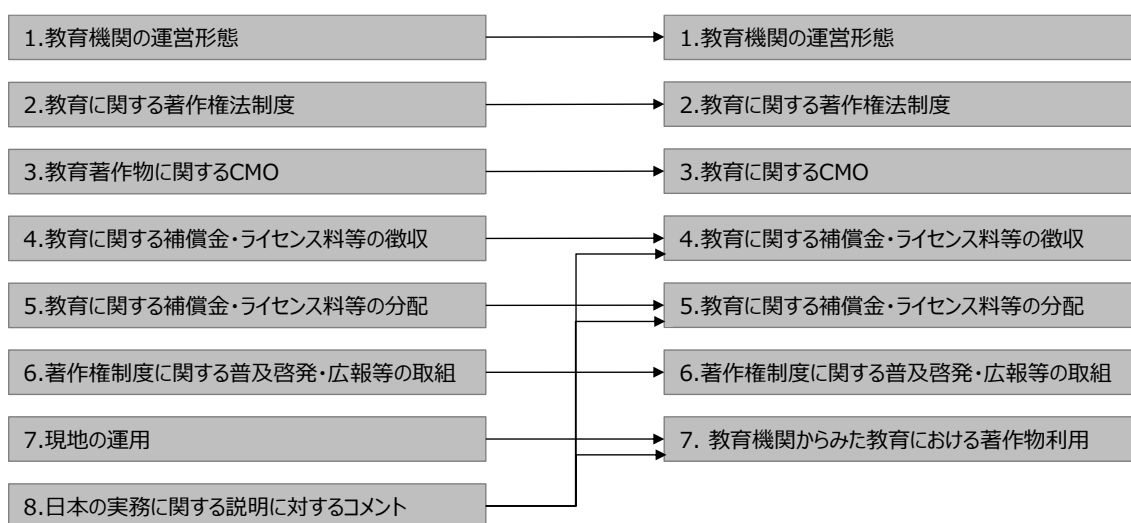
調査対象国	実施日時・ヒアリング対象
仏国	2024/1/8 ADAMI、SACD、CFC 2024/1/9 ADAGP、SACEM 2024/1/10 高等教育・研究省 2024/1/11 PROCIREP
独国	2024/1/12 VG WORT、VG Bild-Kunst 2024/1/15 VFF 2024/2/13 GVL
英国	2024/1/16 NLA Media Access、PPL 2024/1/17 DACS、St. Mary's University 2024/1/18 PLS、ALCs、CLA 2024/1/19 ERA、University of Oxford
米国	2024/1/23 CCC
豪州	2023/11/24 Copyright Agency 2024/2/7 Screenrights 2024/3/20 APRA AMCOS
韓国	2023/11/29 韓国シナリオ作家協会、韓国写真作家協会 2023/11/30 韓国放送作家協会、韓国言論振興財団、韓国学術団体総合連合会 2023/12/1 文化体育観光部、韓国文人協会、KOLAA 2023/12/18 KERIS

⁷ 日本貿易振興機構（ジェトロ）「英国の EU 離脱に関する法律・制度上のガイドブック」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/a9bfb87b0bb7cd90/20180021.pdf

1.6 調査項目と章立てとの関係

調査項目と章立てはおおよそ合致しているが、調査項目のうち 7.現地の運用並びに 8.日本の実務に対するコメントについては、4.教育に関する補償金・ライセンス料等の収受、5.教育に関する補償金・ライセンス料等の分配、6.著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組の節などに再整理している。また、7.現地の運用のうち教育機関へのヒアリング調査については、7.教育機関からみた著作物利用としてとりまとめた。この節は教育機関への調査を行った韓国、仏国、英国のみ掲載する。

図表 8 調査項目と章立てとの関係性



1.7 分配に関する団体について

分配に関する団体は、統括団体または分野別団体と呼ぶ。統括団体とは、教育に関する著作物利用に関する補償金またはライセンス料の徴収を行い、分野別団体に対して補償金またはライセンス料を送金する団体を指す。分野別団体とは、統括団体から補償金等を受領して、分野ごとの著作権者・著作者・隣接権者あるいは再度各団体に分配をする団体を指す。分野別団体は、教育団体との補償金またはライセンス料の直接交渉や徴収は行わない。

1.8 各国通貨の表記

通貨は図表 9 通貨の表中「本報告書での通貨の表記」で統一し、単位の略称は K（千）、M（百万）、B（十億）で統一した。日本円への換算レートは 2023 年 4 月の月中平均 TTM レート（TTS レート及び TTB レートの平均）を用いた。

図表 9 通貨

対象国	本報告書での通貨の表記	日本円への換算レート (1 単位あたり日本円)
日本	JPY	-
欧州、仏国、独国	EUR	146.17
英国	GBP	165.89
米国	USD	133.4
豪州	AUD	89.3
韓国	KRW	0.101

2. 欧州連合

EU 法⁸は、仏国・独国などの EU 加盟国に加えて、Brexit 以前の指令は英国にも影響を及ぼしている。このため、各国の調査に先立って、EU 法について整理する。

2.1 オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)

2.1.1 制定経緯

本章では関連するオンライン音楽著作物指令及び DSM 著作権指令について概観する。

オンライン音楽著作物指令^{9,10}は、一般規定（第 1 編：第 1 条～第 3 条）のほか、集中管理（第 2 編：第 4 条～第 22 条）、集中管理団体による音楽著作物に対するオンライン権の多領域ライセンス（第 3 編：第 23 条～第 32 条）、権利執行措置（第 4 編：第 33 条～第 38 条）、報告及び最終規定（第 39 条～第 45 条）で構成されている。

2004 年 1 月に欧州議会は、2005 年 10 月 18 日には「合法的なオンライン音楽サービスにおける著作権及び隣接権の国境を越えた集中管理に関する勧告」（以下「CMO 勧告」）¹¹を公表した。CMO 勧告では CMO に対して組織構造、透明性、説明責任、法的救済に関する最低限の基準を確立するよう求めた。また、CMO 勧告は、CMO による権利者の扱いについて、CMO を選択する自由を認め、権利者ごとの平等な扱うことのほか公平な使用料の分配や控除（管理料）、説明責任、継続的な報告事項など、多くの原則を定めた。CMO に対し、交渉に先立ち、料率やレパートリーに関する十分な情報を利用者に提供する等の説明

8 EU には基本条約と EU 基本権憲章に加えて立法があり、立法には「規則 (regulation)」、「指令 (directive)」、「決定 (decision)」がある。「規則」は EU レベルで統一的に規律することが必要な場合に用いられ、全加盟国で直接適用されるため、各国で立法する必要はない。「指令」は命じられた結果（政策目標と実施期限）についてのみ加盟国を拘束し、その結果にかかる手段は各国に任されているため、国内法化する作業が求められる。「決定」は 2 種類あり、特定の加盟国・個人のみを拘束する手段として使われる場合と、組織の内部的な取決めや手続きを定める場合がある。このほか、法律上拘束しないものとして「勧告(Recommendation)」と「意見(Opinion)」がある。「勧告」は各機関が自らの意見を公表し、行動指針を提案することを可能にするものである。また、「意見」は各機関が意見を述べる相手に法的義務を課すことなく、意見を述べることを可能にする手段であり、EU の主要機関（欧州委員会、理事会、議会）、地域委員会、欧州経済社会委員会が発行できるものである。European Commission, Types of legislation, https://european-union.europa.eu/institutions-law-budget/law/types-legislation_en 及び文化庁「著作権法改正状況及び関連政策動向並びに拡大集中許諾制度に関する諸外国調査」を参考にした。

9 この指令の略称については、ここでは公益社団法人著作権情報センターウェブサイトに掲載されている山本隆司氏訳のタイトルによった。このほか、「集中管理指令」（例：文化庁「著作権等の集中管理の在り方に係る 諸外国基礎調査」）や「CRM ディレクティブ」（例：文化庁「ICT 活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境等に関する調査研究 報告書」）、”CRMD”（例：Lucie Guibault & Stef van Gompel, ch5 Collective Management in the European Union, Daniel Gervais, Collective Management of Copyright and Related Rights 3d）と略している場合もある。著作権情報センター（山本隆司訳）「オンライン音楽著作物指令」https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_Y_index_06.html。

10 Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market Text with EEA relevance, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32014L0026>。

11 Commission Recommendation 2005/737/EC on Collective Cross-Border Management of Copyright and Related Rights for Legitimate Online Music Services, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32005H0737>。

責任を遂行するほか CMO の代表に関する事項や紛争解決に関する事項が含まれていた。しかし、この勧告には法的拘束力がないため、EU 加盟国の間で CMO に関するルールにばらつきがあった。具体的には、CMO の機能を規定する加盟国内の規定、特に CMO の透明性や構成員（会員）及び権利者に対する説明責任について加盟国ごとに大きな違いがみられたため、加盟国の権利者が権利行使をする際に困難が生じていた。また、CMO が収受した補償金の管理体制が不十分であると認識された¹²。

これらの事情を背景に、本指令が検討され、2014年に発効した。以下では、本調査と特に関連性が高い第2編について主に扱う。

図表 10 [欧州]オンライン音楽著作物指令第2編¹³

第Ⅱ編 集中管理団体
第1章 権利者の代理ならびに集中管理団体の会員および組織
第4条 一般原則
第5条 権利者の権利
第6条 集中管理団体の会員規範
第7条 集中管理団体の会員でない権利者の権利
第8条 集中管理団体の会員総会
第9条 監督機能
第10条 保護期間集中管理団体の事業を管理する者の義務
第2章 権利収入の管理
第11条 権利収入の徴収と使用
第12条 控除 ¹⁴
第13条 権利者に支払うべき金額の分配
第3章 他の集中管理団体のための権利管理
第14条 管理委託契約に基づく権利管理
第15条 管理委託契約における控除と支払い
第4章 利用者との関係
第16条 ライセンス
第17条 利用者の義務
第5章 透明性および報告
第18条 権利者の権利の管理について提供される情報
第19条 管理委託契約に基づく権利管理に関して他の集中管理団体に提供される情報
第20条 権利者、他の集中管理団体および利用者の要請に応じて提供される情報
第21条 公衆への情報開示
第22条 年次透明性報告書

12 Lucie Guibault & Stef van Gompel, ch5 Collective Management in the European Union, Daniel Gervais, Collective Management of Copyright and Related Rights 3d, 141-142(2016)を参照。

13 著作権情報センター（山本隆司訳），前掲注9）。

14 「控除」(deduction(s))というタイトルであるが、実質的な内容は「管理料」(management fee)を指しているという意見もある。Lucie Guibault & Stef van Gompel, 前掲注12)。

2.1.2 規定の概要

2.1.2.1 CMO の定義（第 3 条）

オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)における CMO の定義をみると、「複数の権利者の共同利益を専らまたは主たる目的として、著作権または関連権の管理を、法令によってまたは譲渡、ライセンスもしくはその他の契約形式によって授権された団体」とされ、当該団体の構成員が所有または管理すること、または非営利で組織されていることのいずれかまたは両方を満たすものとされている。加盟国により社団、協同組合、株式会社など、CMO の法人形態が多岐にわたるため、法人形態については規定していない。

他方で、メンバーが存在せず、営利的な側面を有する基金の場合は、CMO に近い運用を行いつつ CMO を対象とする規制を逃れようとするおそれがある。このため、こうした運用をしている団体を「独立管理団体」として定義することで、権利者あるいは利用者に対して特定の情報を提供する義務を課すこととしている。（同指令リサイタル(14)^{15,16}）。

図表 11 [欧州]CMO（集中管理団体）の定義¹⁷

<p>第 3 条 定義</p> <p>(a)「集中管理団体」とは、複数の権利者の共同利益を専らまたは主たる目的として、著作権または関連権の管理を、法令によってまたは譲渡、ライセンスもしくはその他の契約形式によって授権された団体であって、以下の基準のいずれかまたは両方を満たすものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none">(i)当該団体の会員が所有または管理すること。(ii)非営利で組織されていること。 <p>(b)「独立管理団体」とは、複数の権利者の共同利益を専らまたは主たる目的として、著作権または関連権の管理を、法令によってまたは譲渡、ライセンスもしくはその他の契約形式によって授権された団体であって、以下の基準の両方を満たすものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none">(i)権利者によって直接的にも間接的にも、全部または一部が所有または管理されていないこと。(ii)営利目的で組織されていること。 <p>(略)</p>
--

2.1.2.2 会員総会（第 8 条）

第 8 条では、会員総会をはじめとした CMO のガバナンスについても詳細な記述がある。会員総会は少なくとも年 1 回開催（第 2 項）され、議決事項として権利者に支払うべき金銭の分配に関する一般の方針や分配されない金銭の使用に関する一般的な方針などについて決定する必要がある（第 5 項）。

15 著作権情報センター（山本隆司訳），前掲注 9）。

16 独立管理団体には、視聴覚物制作者、レコード製作者および放送局、書籍・音楽・新聞の出版者のように自己のために利用する団体は、独立管理団体とみなされてはならないとされている。また、著作者や実演家のマネージャーおよび CMO との関係において媒介し権利者を代理するエージェントは、料金を設定し、ライセンスを付与し、または利用者から金銭を徴収するという意味において権利を管理するのではないので、独立管理団体とみなされてはならないとされている（同指令リサイタル(16)）。著作権情報センター（山本隆司訳），前掲注 9）。

17 著作権情報センター（山本隆司訳），前掲注 9）。

図表 12 [欧州]会員総会での議決事項¹⁸

<p>第 8 条 集中管理団体の会員総会 (略)</p> <p>5.第 II 編第 2 章に定める規定に従って、会員総会は少なくとも以下の事項について決定しなければならない。</p> <p>(a)権利者に支払うべき金銭の分配に関する一般的な方針。 (b)分配不可能な金銭の使用に関する一般的な方針。 (c)権利収入および権利収入の投資から生じる所得に関する一般的な投資方針。 (d)権利収入および権利収入の投資から生じる所得からの控除に関する一般的な方針。 (e)分配されない金銭の使用。 (f)リスク管理方針。 (g)不動産の取得、売却または担保設定の承認。 (h)合併および提携の承認、子会社の設立、ならびに他の団体または他の団体の株式もしくは権利の取得。 (i)借入れの承認、融資の承認または融資のための担保の提供。</p>

2.1.2.3 権利者に支払うべき金額の分配 (第 13 条)

第 13 条では権利者に支払うべき金額の分配に関する規定が定められている。特に本調査に関連する事項は、権利者が特定できなかった、または分配できなかった場合について定めた同条第 3 項から第 6 項が該当する。権利者が特定されなかった場合の処理 (第 3 項)、会計年度の終了から 3 年間で分配できない場合を分配不可能とみなすとする分配不可能の定義 (第 4 項)、集中管理団体における分配不可能額の使用の決定方法 (第 5 項) などが規定されている。また、第 6 項は、加盟国が分配不可能額について権利者の利益のために社会的、文化的及び教育的活動に資金提供する目的で、分配不能額の使用を定めることができる規定がある。

図表 13 [欧州]分配不可能な権利者に支払うべき金額¹⁹

<p>第 13 条 権利者に支払うべき金額の分配 (略)</p> <p>3.集中管理団体は、権利者を特定しその所在を確認するために必要な第 1 項と整合的な措置を執らなければならない。特に、集中管理団体は、第 1 項に定める期限の満了後遅くとも 3 か月以内に、権利者が特定されずまたはその所在が不明である著作物および保護対象物に関する情報を以下の者に開示しなければならない。</p> <p>(a)集中管理団体が代理する権利者、または権利者を代理する団体が会員である場合には当該団体、および (b)集中管理団体が管理委託契約を締結しているすべての集中管理団体。</p> <p>第 1 文に記載する情報には、可能な限り、以下のものを含まなければならない。</p> <p>(a)著作物またはその他の保護対象物の題名。 (b)権利者の名前。 (c)関係する出版社または制作者の名前。 (d)権利者の特定に役立つ可能性のあるその他の関係情報。</p> <p>また、集中管理団体は、第 6 条第 5 項に記載する記録およびその他すでに利用可能な記録を確認しなければならない。前述の措置が結果を出ることができない場合には、集中管理団体は、当該 3 か月の満了後遅くとも 1 年後には当該情報を公開しなければならない。</p>
--

18 著作権情報センター (山本隆司訳), 前掲注 9)。

19 著作権情報センター (山本隆司訳), 前掲注 9)。

4.第 3 項に記載する必要なすべての措置を執ったことを条件として、権利者に支払うべき金銭を、権利収入を徴収した会計年度の終了から 3 年後に分配できない場合には、これらの金銭は分配不可能と見なされなければならない。

5.債権の消滅時効に関する加盟国の法に従って権利者が当該金額を集中管理団体に支払請求する権利を害することなく、集中管理団体の会員総会は、第 8 条第 5 項(b)に従って当該分配不可能額の使用について決定しなければならない。

6.加盟国は、とりわけ、分配不可能額が権利者に代わって社会的、文化的および教育的活動に資金提供するために、個別的かつ独立的な方法で使用されることを確保することによって、当該分配不可能額の許される使用を制限し決定することができる。

2.1.2.4 他の CMO への情報提供 (第 19 条)

本指令では、CMO に対する透明性の確保及び報告義務 (第 18 条～第 22 条) を規定している。具体的には、権利者の権利の管理について提供される情報 (第 18 条)、管理委託契約に基づく権利の管理に関して他の CMO に提供される情報 (第 19 条)、権利者、他の CMO 及び利用者の要請に応じて提供される情報 (第 20 条) があり、相互に電子的手段で第 20 条第 a 号から第 e 号の項目を共有することが求められている。

図表 14 [欧州]他の CMO (集中管理団体) への情報開示²⁰

第 20 条 権利者、他の集中管理団体および利用者の要請に応じて提供される情報

加盟国は、集中管理団体が、年に 1 回以上かつ電子的手段で、管理委託契約に基づいて自己に当該権利管理を委託する集中管理団体に、少なくとも以下の情報を、当該情報が関係する期間、提供することを確保しなければならない。

(a)割当済みの権利収入、管理委託契約に基づいて管理する権利の種類ごとおよび使用の種類ごとに集中管理団体が支払った金額、ならびにいずれかの期間において未払いとなっている割当済みの権利収入。

(b)管理手数料に関して行われた控除。

(c)第 15 条に規定する管理手数料以外に関してなんらかの目的で行われた控除。

(d)管理委託契約の対象である著作物およびその他の保護対象物に関してライセンスの付与または拒絶に関する情報。

(e)会員総会の採択する決議が管理委託契約に基づく権利管理に関する場合には、当該会員総会決議。

2.1.2.5 公衆への情報開示 (第 21 条)

本調査において関連する事項としては、第 21 条では図表 15 のとおり定められており、団体規則からはじまり、標準的なライセンス契約及び割引を含む標準的に適用される使用料などが、公衆への情報開示しなければならない事項として定められている。

図表 15 [欧州]公衆への情報開示²¹

第 21 条 公衆への情報開示

1.加盟国は、集中管理団体が少なくとも以下の情報を公開することを確保しなければならない。

20 著作権情報センター (山本隆司訳), 前掲注 9)。

21 著作権情報センター (山本隆司訳), 前掲注 9)。

- (a) その団体規則
 - (b) 団体規則に会員規約および権利管理授権の終了条件が定められていない場合には、当該規約および条件。
 - (c) 標準的なライセンス契約および割引を含む標準的に適用される使用料。
 - (d) 第 10 条に規定する者の一覧表。
 - (e) 権利者に支払うべき金銭の分配に関する一般的な方針。
 - (f) 管理手数料に関する一般的な方針。
 - (g) 管理手数料に関する控除以外で、社会的、文化的および教育的サービスを目的とした控除のほか、権利収入および権利収入の投資から生じる所得からの控除に関する一般的な方針。
 - (h) 締結した管理委託契約の一覧表および当該管理委託契約を締結した集中管理団体の名前。
 - (i) 分配不可能な金銭の使用に関する一般的な方針。
 - (j) 第 33 条、第 34 条および第 35 条に従って利用可能な不服申立処理および紛争解決手続。
2. 集中管理団体は、第 1 項に記載する情報を公開ウェブサイトで公開し、最新の状態で更新しなければならない。

2.1.2.6 透明性報告書 (第 22 条)

加盟国は会計年度の終了後 8 か月以内に当該会計年度に関する年次透明性報告書を作成、公表しなければならない。CMO は、そのウェブサイトに年次透明性報告書を公表し、少なくとも 5 年間は当該ウェブサイトで公開を継続しなければならない。

図表 16 [欧州] 年次透明性報告書²²

- 第 22 条 年次透明性報告書
1. 加盟国は、集中管理団体が、国内法に基づく法形式の如何に関係なく、会計年度ごとに当該会計年度の終了後 8 ヶ月以内に、第 3 項に記載する特別報告を含む年次透明性報告書を作成し公表することを確保しなければならない。集中管理団体は、そのウェブサイトに年次透明性報告書を公表し、少なくとも 5 年間、当該ウェブサイトで公開しなければならない。
 2. 年次透明性報告書は、少なくとも付属書に記載する情報を含んでいなければならない。
 3. 特別報告書は、社会的、文化的および教育的サービスの目的で控除された金銭の使用に言及し、少なくとも付属書第 3 項に定める情報を含んでいなければならない。
 4. 年次透明性報告書に含まれる会計情報は、欧州議会および理事会の指令 2006/43/EC に従って、会計を監査する権限を法令によって与えられた者によって監査されなければならない。監査報告書は、その監査資格を含め、年次透明性報告書にその全文が複製されなければならない。本項においては、会計情報は、付属書第 1 項(c)に記載する財務諸表、ならびに付属書第 1 項(g)および(h)ならびに第 2 項に記載する財務情報から構成されなければならない。

第 22 条第 2 項で言及されている付属書は、年次透明性報告書に記載すべき事項 (第 1 項)、財務情報 (第 2 項)、第 3 項を規定しており、当該会計年度における社会的、文化的及び教育的サービスの目的で控除した金額等を公表することとされている。

図表 17 [欧州] 付属書第 1 項²³

1. 第 22 条第 2 項に記載する年次透明性報告書において提供されるべき情報は以下のとおりとする。
 - (a) 貸借対照表または資産負債の計算書、当該会計年度における収支勘定およびキャッシュフロー計算書からなる財務諸表。

22 著作権情報センター (山本隆司訳), 前掲注 9)。

23 著作権情報センター (山本隆司訳), 前掲注 9)。

- (b)当該会計年度における活動に関する報告。
- (c)第 16 条第 3 項に基づくライセンスの付与拒絶に関する情報。
- (d)集中管理団体の法的および統制組織の説明。
- (e)集中管理団体が直接または間接的に全部または一部を所有または管理する団体に関する情報。
- (f)前年度における第 9 条第 3 項および第 10 条に記載する者へ支払われた報酬の総額ならびに彼らに付与されたその他の給付に関する情報。
- (g)この付属書第 2 項に記載する財務情報。
- (h)この付属書第 3 項に記載する情報を含め、社会的、文化的、教育的サービス目的で控除された金額の使用に関する特別報告。

本調査に特に関連する事項としては、本指令における分配不可能の定義（第 13 条第 4 項）として、会計年度の終了から 3 年間に分配できない場合を分配不可能とするなどの定義がある。また、本指令第 21 条（公衆への情報開示）や第 22 条（年次透明性報告書）が規定においては、ウェブサイト等での情報開示が規定されている。

他方で、分配時に行う具体的な調査方法等の透明性は義務として規定されていない。本指令では、加盟国はより厳しい規定を設けることができるとされている（同指令リサイタル(9)²⁴）。しかしながら、EU 各国における CMO の開示情報をみても分配方法等は不明瞭であり、本調査では、文献調査のみですべての事項を把握することは困難であった。このため、現地、オンライン、書面調査などを通じて当事者への直接的な調査を必要としていた。

24 著作権情報センター（山本隆司訳）、前掲注 9)。

2.2 DSM 著作権指令

2.2.1 制定経緯

「デジタル単一市場における著作権および隣接権に関するならびに指令 96/9/EC および 2001/29/EC を修正する 2019 年 4 月 17 日の欧州議会および欧州理事会指令」（以下「DSM 著作権指令」）²⁵は、一般規定（第 1 編：第 1 条～第 2 条）、例外及び制限をデジタルでの国境を越える環境に適応させるための措置（第 2 編：第 3 条～第 7 条）、ライセンス実務の改善や、コンテンツへのより広いアクセスを保証するための措置（第 3 編：第 8 条～第 14 条）、著作権市場の十分な機能を確保するための措置（第 4 編：第 15 条～第 23 条）、最終規定（第 5 編：第 24 条～第 32 条）で構成されている。

DSM 著作権指令の背景は、欧州委員会議長である José Manuel Barroso の要請に応じて作成された 2010 年の『単一市場のための新しい戦略²⁶』において、著作権管理や国境を越えたオンライン取引における欧州全体でのルール形成が必要であることを強調したことである。その後、2015 年 5 月に『デジタル単一市場戦略²⁷ (Digital Single Market Strategy)』が発表された。同戦略においては「現代的な著作権法の制定」を掲げられたほか、2015 年末までに加盟国各国の著作権制度の違いを修正し、さらなるハーモナイゼーションの実現により EU 全体の著作物へのアクセスを促進すべく、「現代的な著作権法の制定」が必要であると指摘した。2019 年 DSM 指令に影響を与えている。欧州委員会は、2016 年 9 月 14 日に DSM 著作権指令の最初の提案²⁸と関連する影響評価（以下「影響評価」）²⁹を提出した。その後、議論の過程を通じて、86 のリサイクルと 32 条から構成された指令として 2019 年 6 月 7 日に発効した。加盟国は 2021 年 6 月 7 日までに国内法に反映することが義務付けられた。実際のところ、同指令の国内法制化は、期日である 2021 年 6 月 7 日までに国内法への反映が間に合わなかった国もあったが、2024 年 5 月 31 日現在では、ポーランドを除く EU 加盟国全てにおいて完了している。

25 Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC (Text with EEA relevance.), <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj>.

26 Mario Monti, A new strategy for the single market at the service of europe's economy and society, https://images.irpa.eu/wp-content/uploads/2019/04/monti_report_final_10_05_2010_en.pdf.

27 European Commission, Communication from the commission to the european parliament, the council, the european economic and social committee and the committee of the regions A Digital Single Market Strategy for Europe, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52015DC0192>.

28 European Commission, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on copyright in the Digital Single Market, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/proposal-directive-european-parliament-and-council-copyright-digital-single-market>.

29 European Commission, Impact Assessment on the modernisation of EU copyright rules, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/impact-assessment-modernisation-eu-copyright-rules>.

特に本節では、本報告書に特に関連する「デジタルでの国境を越える教育活動における著作物および他の保護対象物の使用」（第5条）、「拡大効を有する集中許諾」（第12条）について焦点をあてて概説する³⁰。

2.2.2 規定の概要

2.2.2.1 デジタルでの国境を越える教育活動における著作物および他の保護対象物の使用（第5条）

2.2.2.1.1 背景

影響評価³¹によると、すでに情報社会指令（2001/29/EC）やデータベース指令（96/9/EC）などで教育目的の例外や権利制限が定められていたが、対象となる作品の種類や許可している教育的使用の内容に関しては加盟国の間で大きな違いがみられた。このため、影響評価では、学校教員がデジタル環境における法的不確実性に直面しており、EUレベルでの対応の必要性を言及している。その後、新型コロナウイルスの感染拡大によってオンライン教育の重要性³²が高まっている中で、注目されるべき規定との評価を集めた³³。

第5条は、加盟国は非商業的目的によって正当化される範囲内で、教育のための説明のみを目的とした作品等の利用を認めるために、教育施設のために著作権と関連する権利について例外又は権利制限を自国法に導入しなければならないことを定めている。

図表 18 [欧州] デジタルでの国境を越える教育活動における著作物等の使用³⁴

<p>第5条 デジタルでの国境を越える教育活動における著作物および他の保護対象物の使用</p> <p>1.加盟国は、達成される非商業目的により正当化される範囲内で、教育における説明のためのみ、著作物および他の保護対象物をデジタル使用できるよう、指令 96/9/EC 第5条(a)(b)(c)(d)および第7条第1項、指令 2001/29/EC 第2条および第3条、指令 2009/24/EC 第4条第1項ならびに本指令の第15条第1項に定める権利に対する例外または制限を規定しなければならない。ただし、当該使用は、次の条件に従う：</p> <p>(a)教育施設の責任の下で、その施設内もしくは他の場所において、または当該教育施設の生徒または学生および教員のみがアクセス可能なセキュリティによって保護された電子環境を介して行われ；かつ、</p> <p>(b)それが不可能であると判明しない限り、著者名を含む、出所表示を伴うこと。</p> <p>2.第7条第1項にかかわらず、加盟国は、第1項に従って採択された例外または制限が、適用されないこと、または、本条第1項にいう行為を許諾しかつ教育機関のニーズと特殊性に応える適切なライセンスを市場において容易に取得できる限り、主に教育市場向けの素材または楽譜のような著作物または他の保護対象物の特定の使用または種類に対し、適用されないことを規定することができる。</p>

30 Eleonora Rosati, Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article, Commentary to the Provisions of Directive 2019/790 (Oxford University Press, 2021).

31 European Commission, Impact Assessment on the modernisation of EU copyright rules, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/impact-assessment-modernisation-eu-copyright-rules>.

32 Eleonora Rosati, 前掲注 30)。

33 Eleonora Rosati, 前掲注 30)。

34 著作権情報センター（井奈波朋子訳）「デジタル単一市場指令」
https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_1_index_02.html.

本項第一段落によることを決定した加盟国は、本条第 1 項にいう行為を許諾するライセンスが、教育機関にとって適切な方法で利用可能かつ可視的であることを保証するため、必要な措置を採らなければならない。

3.本条に従って採択された国内法の規定を遵守して採用される、セキュリティによって保護された電子環境を介して行われる、教育における説明の目的に限定された著作物および他の保護対象物の使用は、教育機関が設立された加盟国においてのみ、行われたものとみなされる。

4.加盟国は、第 1 項に従って、著作物または他の保護対象物の使用に対し、権利者のために、衡平な補償を規定することができる。

2.2.2.1.2 定義

利用場所は、「電子ホワイトボードまたはインターネットに接続される可能性があるデジタル機器などのデジタル手段を介して、教室内または他の場所において行われる著作物または他の保護対象物の使用、およびオンラインの授業または特定の授業を補完する教材へのアクセスのような、セキュリティの施された電子環境を介して遠隔で行われる使用³⁵⁾」を内包するものとされている（リサイタル(22)）。また、これらに加えて「教育施設の責任の下で」「当該教育施設の生徒または学生および教員のみがアクセス可能」であることが要件とされている（第 5 条第 1 項第 a 号）。

「教育のための説明」や「非商業目的」の概念は定義なされていない。非商業目的とは、教育施設の組織的構造および財源は、活動が非営利な性質であるかどうかを決める決定的な要素であってはならないとされている。また、教育施設は、少なくとも初等教育、中等教育、職業教育、高等教育に携わる教育施設を内包していると考えられる（リサイタル(20)）。さらに、加盟国が国内法に従って認めたすべての教育施設は第 5 条に基づく教育施設とみなされる。

いずれの場合でも、利用の際には著者名と出典の出所表示を行うこととされている（第 5 条第 1 項第 b 号）。

なお、第 5 条については契約によるオーバーライドが禁止されている（第 7 条）³⁶⁾。

2.2.2.1.3 補償金の設定について（第 5 条第 4 項）

第 5 条を国内法制化するにあたって、衡平な補償（Fair Compensation）を設定することを認めている（第 5 条第 4 項）。衡平な補償の基準を定める場合には、「その教育目的および権利者に生じる不利益を考慮しなければならない。衡平な補償を規定することを決定した加盟国は、教育施設に管理上の負担を生じさせない制度の利用を奨励しなければならない」（リサイタル(24)）³⁷⁾とされている。この衡平な補償については、情報社会指令

35 著作権情報センター（井奈波朋子訳）、前掲注 34)。

36 第 7 条第 1 項では、「第 3 条、第 5 条および第 6 条に規定する例外に反するすべての契約条項は、履行を強制しえない。」としている。著作権情報センター（井奈波朋子訳）、前掲注 34)。

37 著作権情報センター（井奈波朋子訳）、前掲注 34)。

(2001/29/EC) に関連して欧州司法裁判所（以下“CJEU”）が判断を示した Padawan 事件（C-467/08³⁸）、Luksan 事件（C-277/10³⁹）が参考になる⁴⁰という意見がある。

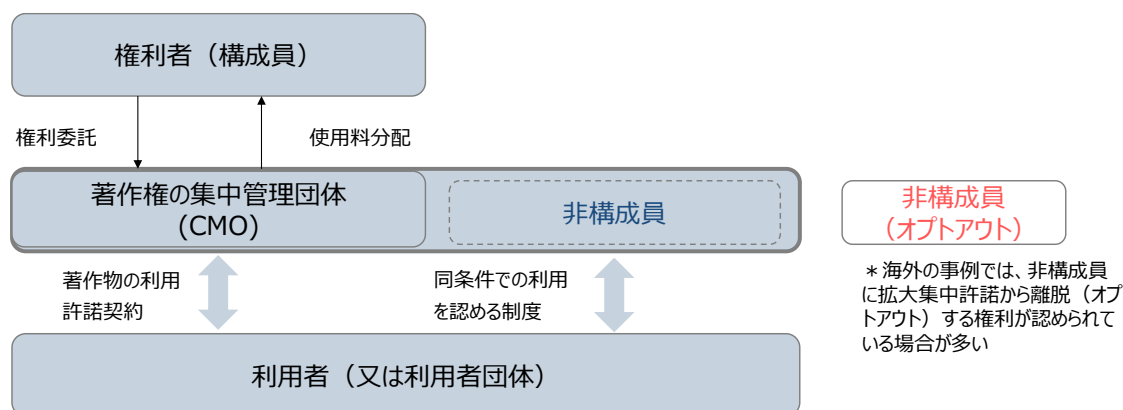
支払い主体については Padawan 事件（C-467/08）によると、衡平な補償の支払い主体は、「関連する権利者に損害を与えた主体」が行うべきであり、本件にあてはめると、支払い責任は損害を与えた主体である教育施設にあると考えられる。他方、衡平な補償を受益する主体については、Luksan 事件（C-277/10⁴¹）によると、「損害を受けた主体」となり、著作権者⁴²が補償金の支払いを受ける権利を有するものと考えられる。

2.2.2.2 拡大効を有する集中許諾（第 12 条）

2.2.2.2.1 拡大集中許諾制度とは

後述の仏国では、教育における著作物のデジタル複製について拡大集中許諾制度（以下“ECL”）⁴³が導入されている。ECL とは、法律に基づき、CMO の構成員ではない権利者の著作物について、相当数の権利者を代表する CMO と著作物の「利用者」との間で締結され著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で利用することを認める制度を指す。以下、構成員は図表 19 のうち権利委託をしている権利者（著作権管理を委託している者）を指し、非構成員は権利委託をしていない権利者を指す。

図表 19 [欧州] 拡大集中許諾のイメージ図⁴⁴



38 Padawan(C-467/08).

39 Luksan(C-277/10).

40 Eleonora Rosati, 前掲注 30)。

41 前掲注 39)。

42 著作権の「権利者」を必ずしも指しているのではなく、補償金を受けとる権利を所有しているものを指す。

43 本節の整理に関しては、以下の報告書を参照している。文化庁「著作権法改正状況及び関連政策動向並びに拡大集中許諾制度に関する諸外国調査 報告書」（2023 年 3 月）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93867701_02.pdf.

44 文化庁著作権課「いわゆる拡大集中許諾制度の概要等について」（2021 年 7 月 19 日）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r03_01/pdf/93286501_11.pdf.

2.2.2.2.2 当該規定の概要

当初の欧州委員会の提案⁴⁵においては、本条は含まれていなかった。しかしながら、ECLに関する規定の導入は衛星ケーブル指令(93/83/EEC)⁴⁶や情報社会指令(2001/29/EC)⁴⁷でも既に視野に入っていた。その後、北欧及び東欧などで活動しているCMOからの要請⁴⁸や、CJEUの裁判例⁴⁹を踏まえ、拡大集中許諾を制度化する必要があるという認識が広まり、第12条が制定されたとしている⁵⁰。

DSM著作権指令第12条は、CMOに権利を委託していない権利者の著作物について、権利を委託していない権利者についてもCMOが代表すると推定する仕組みを構築できる規定である。本条第1項は「拡大効を有する集中許諾」を定義しており、第a号はECLを指し、第b号は法的委任⁵¹、代理権の推定⁵²についても定める規定である。第a号及び第b号は、個別ECL⁵³か、一般ECL⁵⁴によるものかは限定されていない。

図表 20 [欧州]拡大効を有する集中許諾 (DSM 著作権指令 第12条⁵⁵)

第12条 拡大効を有する集中許諾

1.加盟国は、自国領土内での使用に関し、かつ本条に定める保護措置を条件として、指令2014/26/EUを国内法化した国内規定に基づく集中管理団体が、権利者からの委託に従って、著作物またはその他の保護対象物の利用のためライセンス契約を締結する場合、次のことを規定することができる。

(a)譲渡、ライセンスまたはその他の契約上の合意によって、権利者を代表することを当該集中管理団体に承諾していない権利者の権利に適用するために、当該契約が拡張されうること；または、

(b)当該契約に関し、集中管理団体が法的に受託しているかまたはそのように行動することについて、集中管理団体に承諾していない権利者を代表すると推定されること。

2.加盟国は、関係する著作物またはその他の保護対象物の利用の性質または種類を理由として、権利者から個別に許諾を得ることが、求められるライセンス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合、明確に定められる使用分野においてのみ、第1項にいうライセンス付与手続きが適用されることを保証し、かつ、当該ライセンス付与手続きが、権利者の正当な利益を保護することを保証しなければならない。

3.第1項の目的のために、加盟国は、以下の保護措置を規定しなければならない。

(a)集中管理団体は、その委託に基づき、一方で、関連する著作物または他の保護対象物の種類について権利者を、かつ、他方で、関連する加盟国においてライセンスの対象となる権利を、十分に代表すること；

45 European Commission, 前掲注 28)。

46 衛星・ケーブル指令第3条第2項「加盟国は特定のカテゴリの作品に関する集中管理団体と放送事業者との間の協約について、集中管理団体に代表されていない権利者について拡大することができると規定できる」(MURC 仮訳)

47 情報社会指令リサイタル(18)「この指令は、拡大集中許諾のような権利の管理に関し、構成国内における準備を妨げない。」(MURC 訳)。夏井高人訳「情報社会指令2001/29/EC[参考訳]」法と情報雑誌第2巻第11号、

<http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/EU%20Directive%202001%2029%20EC%20Translation%20ver%201.pdf>。

48 文化庁、前掲注 43)。

49 Soulier and Doko(C-301/15)。

50 Eleonora Rosati, 前掲注 30)。

51 法により特定分野の権利について指定された集中管理団体に委任していると推定すること。

52 代理人が本人の名で法律行為をする権限(代理権)が集中管理団体にあると推定すること。

53 分野を法で個別に規定(例:教育活動のための複製・公衆送信等)するECLを指す。

54 対象の分野や利用形態を特化せずに一般的に規定するECLを指す。

55 著作権情報センター(井奈波朋子訳)、前掲注 34)。

(b)ライセンスの条件を含め、すべての権利者に公平な取り扱いを保証すること；
(c)集中管理団体にライセンスを付与することを承諾していない権利者が、その著作物または他の保護対象物を、本条に従って創設されたライセンス付与手続きから、いつでも、簡単にかつ効果的な方法で、除外できること；および、
(d)ライセンスの下で著作物または他の保護対象物が利用される前の合理的な期間、著作物または他の保護対象物をライセンスするための集中管理団体の能力、本条に基づき付与されるライセンス、および(c)にいう権利者が利用可能な選択肢について、権利者に情報を与えるため、適切な公表措置が実施されること。公表措置は、各権利者に個別に通知する必要はないが、効果的でなければならない。

4.本条は、例外または制限を認める規定を含め、EU 法の他の規定に基づく拡大効を有する集中許諾手続きの適用に影響しない。
本条は、権利の義務的な集中管理には適用されない。
指令 2014/26/EU 第 7 条は、本条に定めるライセンス付与手続きに適用される。

5.加盟国が本条に基づきライセンス付与手続きをその国内法において規定する場合、当該加盟国は、対応する国内規定の適用範囲、これらの規定に基づいて導入され得るライセンスの目的および種類、当該ライセンス付与手続きに従ってライセンスを付与する団体の連絡先、および第 3 項(c)にいう権利者が利用できるライセンス付与と選択肢に関する情報を得る手段について、欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、当該情報を公表しなければならない。

6.本条第 5 項の適用により取得した情報および指令 2001/29/EC 第 12 条第 3 項によって設立される連絡委員会における議論に基づき、欧州委員会は、2021 年 4 月 10 日までに、欧州理事会および欧州議会に対し、本条第 1 項にいうライセンス付与手続きの EU 内での使用、ライセンスを付与する団体の会員ではない権利者、または他の構成国の国民である権利者もしくは他の構成国に居住する権利者を含む、ライセンスおよび権利者への影響、文化的なコンテンツの普及を促進することに対する有効性、およびサービスの国境を越えた提供と競争を含む、域内市場に及ぼす影響について、報告書を提出しなければならない。当該報告書には、必要に応じて当該国内手続きの国境を越える効果を含む立法案が添付される。

2.2.2.2.3 当該規定の要件

拡大集中許諾の適用にあたっては、図表 21 のような要件が定められている。対象となる権利の範囲を明確かつ限定的にする必要があるほか、CMO が当該分野を代表していること、CMO の構成員・非構成員（アウトサイダー）も含めて平等な取り扱いを保障すること、権利者がオプトアウトできること、権利者に情報を与えるという観点から公表措置をとること、などが設けられている。

なお、「平等」(equal) とは既存の CMO の構成員と CMO の非構成員の間における完全な平等は指していないと考えられる。文化庁報告書⁵⁶によると、独国における CMO は非構成員へのコンタクトに必要な情報を CMO は把握していないため、ECL により非構成員が受け取ることのできる使用料をウェブサイト公表した後、CMO は非構成員からの連絡を待つことになる。

56 文化庁, 前掲注 43)。

図表 21 [欧州] 拡大効を有する集中許諾の要件⁵⁷

要件	概説
対象となる権利の範囲 (第 12 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> ● (政府や CMO によって) 明確に定義された使用分野に限られる。 ● 関係する著作物またはその他の保護対象物の利用の性質または種類を理由として、権利者から個別に許諾を得ることが、求められるライセンス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合。 ● 権利者から重要な商業的利益を奪うものではないこと。
代表性 (第 12 条第 3 項第 a 号)	<ul style="list-style-type: none"> ● CMO はその委託に基づき、一方で、関連する著作物または他の保護対象物の種類について権利者を、かつ、他方で、関連する加盟国においてライセンスの対象となる権利を、十分に代表すること。
平等性 (第 12 条第 3 項第 b 号)	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンスの条件を含め、すべての権利者に平等な取り扱いを保証すること。
オプトアウト (第 12 条第 3 項第 c 号)	<ul style="list-style-type: none"> ● CMO にライセンスを付与することを承諾していない権利者が、その著作物または他の保護対象物を、本条に従って創設されたライセンス付与手続きから、いつでも、簡単にかつ効果的な方法で、除外できること。ライセンス契約締結前・ライセンス締結期間中も含む。
公表措置 (第 12 条第 3 項第 d 号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利者が利用可能な選択肢について、権利者に情報を与えるため、適切な公表措置が実施されること。公表措置は、各権利者に個別に通知する必要はないが、効果的でなければならない。
通知義務 (第 12 条第 5 項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 拡大効を有する集中許諾を規定する場合、当該加盟国は、対応する国内規定の適用範囲、これらの規定に基づいて導入され得るライセンスの目的および種類、当該ライセンス付与手続きに従ってライセンスを付与する団体の連絡先、権利者が利用できるライセンス付与と選択肢に関する情報を得る手段について、欧州委員会に通知する必要がある。

57 文化庁, 前掲注 43) 43-44 頁。

3. フランス共和国

3.1 教育機関の運営形態

3.1.1 学校制度

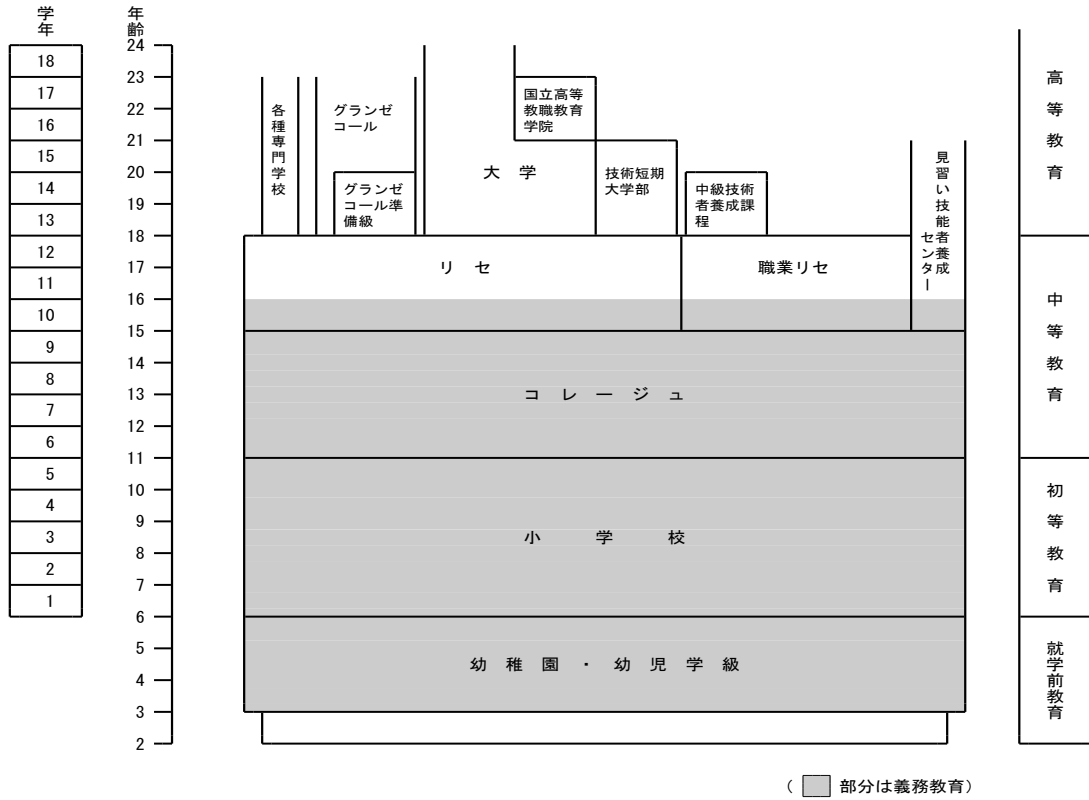
文部科学省⁵⁸によると、フランス共和国（以下「仏国」）では、義務教育は就学前教育から前期中等教育までである。就学前教育は、幼稚園（École maternelle）又は小学校付設の幼児学級で行われ、2~5歳児が対象である。初等教育は小学校（École primaire）で5年間、前期中等教育は、コレージュ(Collège)で4年間とされる。コレージュでの進路指導等に基づき、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる。後期中等教育はリセ（Lycée）及び職業リセで行われ、リセは3年間、職業リセは2~3年とされる。

高等教育は国立大学（3年間）、私立大学（学位授与権なし）、グランゼコール（3~5年間）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも2年間）で行われる。高等教育に進むためには原則として何らかの「バカロレア」（中等教育終了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得する必要がある。

また、学校制度は、国民教育・青少年省(Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse)、高等教育は高等教育・研究省(Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche)がそれぞれ所管している。仏国では、日本の学習指導要領に相当する「プログラム (programmes)」が定められている。

58 文部科学省「諸外国の教育統計」
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1415074_00017.htm.

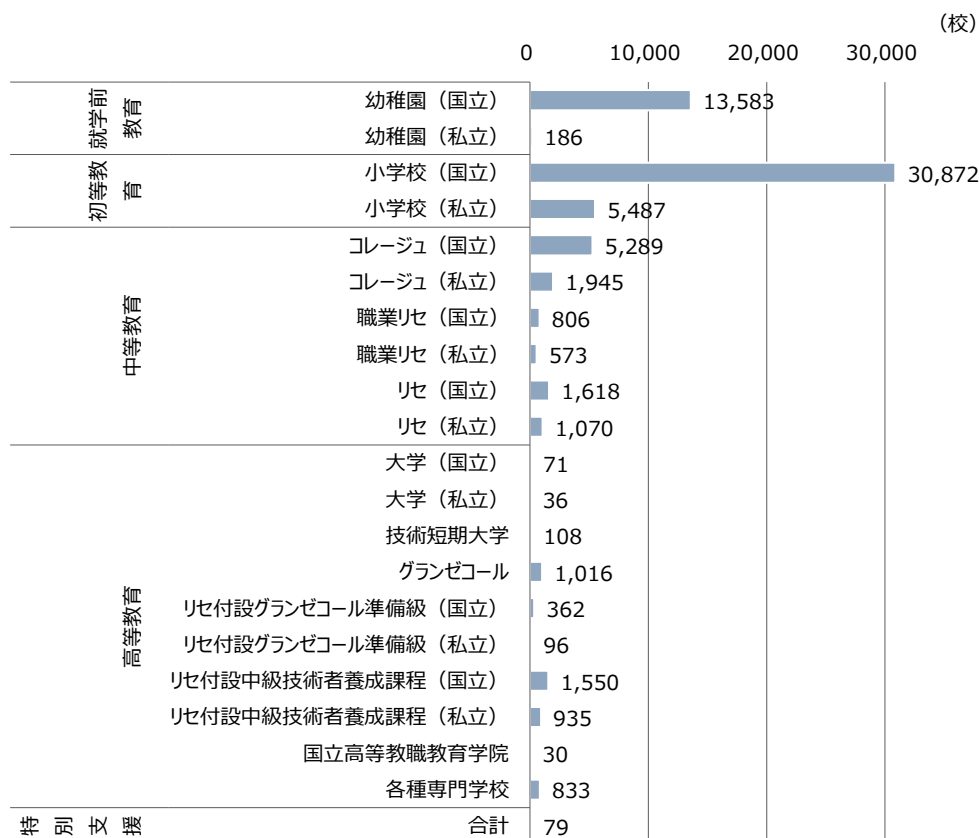
図表 22 [仏国]学校制度⁵⁹



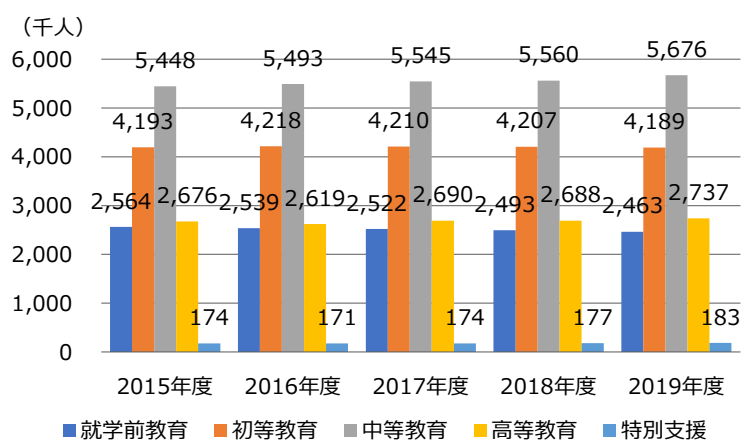
59 文部科学省, 前掲注 58)。

3.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布

図表 23 [仏国]学校数（2019年）⁶⁰



図表 24 [仏国]在籍者数（2015年から2019年）⁶¹



60 文部科学省, 前掲注 58)。

61 文部科学省, 前掲注 58)。

3.1.3 ICT 活用教育について

3.1.3.1 政府の ICT 活用教育方針

3.1.3.1.1 政府の計画等

仏国政府は 2010 年に『デジタル学校を成功させる (Réussir l'école numérique) ⁶²』という報告書を発行した。同報告書では、12 の優先事項が提案され、1 つ目が ICT 環境の整備についてであり、すべての学校をインターネット環境に接続すること、すべての教室にコンピュータと電子黒板を用意することなどが提案されている。なお、2015 年にはオランダ大統領の施策でコレージュの生徒全員がタブレット等の ICT 端末を持てるように予算措置すると発表した。実際には、生徒全員に ICT 端末を配布することは完全には実現しなかったが、これにより学校における ICT 環境の整備は加速したとされる⁶³。

また、2023 年 1 月には『教育のデジタル戦略(2023-2027 年)⁶⁴』を発表しており、①国と地域の協力関係を強化すること、②生徒のデジタルスキルを開発する (デジタル・シチズンシップ、デジタルスキルの基礎、デジタル専門職につながる専門分野の宣伝)、③研修・サポートの充実による教員へのデジタル利用の奨励、④国民教育・青少年省の IT システムの堅牢性、セキュリティ、アクセシビリティ、品質、環境配慮などでサービス品質を向上するとしている。この『教育のデジタル戦略』は、2021 年 10 月に発表されたマクロン政権における大規模投資計画『France 2030⁶⁵』の達成に向け、国民の IT スキル等を向上する必要があることもひとつの背景にある。

3.1.3.1.2 政府の支援など

デジタル化については ICT 機器の整備にとどまらず、教員と生徒とのコミュニケーション環境、デジタル教材に関する広範なりソース集、メディアリテラシーの開発など多岐にわたる。ここでは、国民教育・青少年省「デジタル教育の一般化に向けて⁶⁶」というウェブサイトを参考に概要を整理した。

62 Jean-Michel Fourgous, Réussir l'école numérique, 2010, https://medias.vie-publique.fr/data_storage_s3/rapport/pdf/104000080.pdf.

63 宮川健「ICT 活用の視点から見たフランスの数学教育動向」日本数学教育学会誌、103 巻 5 号、38 頁 (2021)。

64 Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, stratégie numérique pour l'éducation 2023-2027, 2023.

65 France2030 とは、2021 年 10 月に発表された EUR 54B 投資する戦略であり、産業のバリューチェーン全体に対して、イノベーションを通じて経済の主要セクターを支援することとしている。この計画における現代の課題として、低炭素や農業などとともに、仮想現実などのデジタルに関することも言及されている。2023 年 5 月時点ですでにデジタル技術関連は EUR 646.9M 投資されている (当該時点では EUR8.4B 投資済)。France GOUVERNEMENT, FRANCE 2030, <https://www.gouvernement.fr/france-2030> および研究開発戦略センター「France 2030 : 明日のフランスに向けた投資計画」
<https://www.toyokan.co.jp/blogs/edupia/pandemic01>.

66 Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, Vers une généralisation du numérique à l'École, <https://www.education.gouv.fr/l-utilisation-du-numerique-l-ecole-12074>.

3.1.3.1.2.1 デジタルイノベーションと教育的卓越性(INEE)アクション

2016 年以降に進められた「未来投資プログラム(programme d'investissement d'avenir)」の「デジタルイノベーションと教育的卓越性(Innovation Numérique et Excellence Éducative、以下”INEE”)」の取組に基づいて学校の設備が充実された。具体的には、コレッジのうち公立の 51%、私立の 43%において個人用のモバイル機器が導入された。その後も、2017 年及び 2018 年には「革新的なデジタル学校と農村 (Écoles numériques innovantes et ruralité)」といった小規模自治体を対象としたプロジェクトや、2020 年には「デジタル学校認証 2020 (Label Ecoles Numériques 2020)」などでデジタル機器の基盤を拡大していった。

3.1.3.1.2.2 デジタルワークスペース(ENT)

国民教育・青少年省「デジタル教育の一般化に向けて⁶⁷⁾」というウェブサイトでは、「デジタルワークスペース(以下”ENT”)」について紹介している。ENT は、教育のためのツールとしては、生徒と教師のための共通ワークスペースなどを提供し、学校生活のサポートのツールとしては、ノート、出欠状況、時間割など、メッセージツール、個人・家族の情報管理、ビデオ会議などのサービスを提供している。国民教育・青少年省の 2018 年 11 月の調査によると、リセの 100%、コレッジの 90%に ENT が設置されているという。

3.1.3.1.2.3 デジタル教材のリソース集

国民教育・青少年省はデジタル教材の開発・普及を支援する方針を掲げており、同省がパートナーシップを結んだ 8 万以上のデジタル教育リソースの無償提供を行う”Lumni Education⁶⁸⁾”、教員と生徒が無償で使えるリソース集である”#BRNEDU⁶⁹⁾”、ゲーム感覚の学習ツールなどを含む継続的な学習を支援するリソース集”Edu-Up⁷⁰⁾”など、様々な教育リソースが提供している。

また、ニュースレターである”ÉduNum⁷¹⁾”、検索サイトである”Édubases”、教師のトレー

67 Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, 前掲注 66)および Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, Le numérique pour l'éducation : constats et enjeux, <https://www.education.gouv.fr/strategie-du-numerique-pour-l-education-2023-2027-344263>.

68 2022 年 6 月 30 日より Éduthèque から Lumni ENSEIGNEMENT にポータルサイトが全面移行した。BBC や AFP (フランス通信社)、ARTE (独仏共同運営の公共放送)、BnF (フランス国立図書館) など、民間・公共団体双方の様々な団体が参画している。なお、教員以外はこれらの内容を見ることはできない。Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, Lumni ENSEIGNEMENT, <https://enseignants.lumni.fr/partenaires>.

69 Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, Banque de ressources numériques pour l'École (#BRNEDU), <https://eduscol.education.fr/228/brne>.

70 Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, Des ressources numériques innovantes et adaptées grâce au dispositif Édu-Up, <https://eduscol.education.fr/2258/des-ressources-numeriques-innovantes-et-adaptees-grace-au-dispositif-edu>.

71 Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, Lettre ÉduNum Documentation, <https://eduscol.education.fr/2617/lettre-edunum-documentation>.

ニングを行う TraAM⁷²などが提供されている。

3.1.3.1.2.4 デジタルスキルのリテラシー向上

仏国では、2019年よりデジタルコンピテンシーのフレームワーク（以下”CRCN”）が提供されている。これは初等教育、コレッジ、リセ、高等教育機関、職業訓練中の成人のためにデジタルスキルの評価に関するフレームワークであり、コーディングやアルゴリズムなどの理解を促すような教育も進めている。CRCNは、デジタルに関する16のコンピテンシー⁷³を定義し、段階的に習得する8つの段階（うち1~5までは小学校、6以降はコレッジ、リセを対象）を提示している。また、オンラインプラットフォーム”Pix”⁷⁴によって、学生がCRCNに基づき、国家資格であるPix認定を受けることができる。

このほか、インターネットにおける倫理を学ぶ機会が設けられているほか、保護と安全という観点から未成年者を不適切なコンテンツから保護するためにICT機器にはフィルタリングの措置などが取られている。加えて、各学校や施設はデジタル技術とインターネットの利用について憲章を作成して、生徒と保護者がこの憲章に署名することとされる。

3.1.3.1.2.5 科学・教育学アドバイザー・カレッジ（CCSP）ほか高等教育での取組

高等教育・研究省内の科学・教育学アドバイザー・カレッジ（以下”CCSP”）は、高等教育・職業統合総局およびその部局の決定に、教育訓練政策および教育的変革（特にデジタル化）の観点から情報を提供することを任務としている。

また、INEEの一環として「新しい大学カリキュラム」の活動支援が行われており、教育内容の開発を希望する高等教育機関に対して支援している。

このほか、『教育のデジタル戦略』の一環として、「高等教育デモンストレーター」が募集されている。このデモンストレーターは、『教育のデジタル戦略』に基づき、高等教育機関のデジタル変革を支援している⁷⁵。

3.1.3.1.2.6 教職課程におけるデジタル研修

教職専門大学院において、教員のデジタルスキルの認証制度としてC2i2eの確立に取り組んでいる。また、2016年以降、全国171,000人の教員は、3日間の研修を受講する。このほか、国民教育・青少年省は、教員向けに”M@gistère”というオンライントレーニングプロ

72 Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, La mise en place des travaux académiques mutualisés (TraAM) : bilans et perspectives, <https://eduscol.education.fr/2452/les-travaux-academiques-mutualises-traam-bilans-et-perspectives>.

73 すぐれた成果を生み出す個人の能力・行動特性を指す。

74 Ministère de l'Éducation nationale et de la Jeunesse, Évaluer et certifier les compétences numériques, <https://eduscol.education.fr/721/evaluer-et-certifier-les-competences-numeriques>.

75 UNESCO, TECHNOLOGIE, <https://education-profiles.org/fr/europe-et-amerique-du-nord/france/~technologie>.

グラムを提供し、同システムは 2014 年以降延べ 80 万人により活用されたという⁷⁶。

3.2 教育に関する著作権法制度

3.2.1 教育における著作物利用に関する規定

3.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要

複写による複製権 (du droit de reproduction par reprographie、以下「複写」) については、1995 年に「知的所有権法典を補足し、複写による複製権の集中管理に関する 1995 年 1 月 3 日第 95-4 号の法⁷⁷」以降、知的所有権法典^{78,79} (以下「CPI」) 第 L122-10 条に基づき、権利者の同意により CMO に譲渡される。ただし、当時は、CPI にはデジタル複製⁸⁰に関する規定は含まれていなかった。

教育における著作物利用のうちデジタル複製は CPI 第 L122-5 条第 1 項第 3 号 a) 及び e) に規定され、著作隣接権は同法典第 L211-3 条に規定されている。同規定は EU の情報社会指令 (2001/29/EC) を受けて「情報社会における著作権および著作隣接権に関する 2006 年 8 月 1 日の法律第 2006-961 号⁸¹」に基づく改正となっており、同年より「教育の例外」(exception pédagogique) と呼ばれる補償金制度が運用されるようになった。

こうしたなかで、2021 年に制定された「デジタル単一市場における著作権及び隣接権に関連し、指令 96/9/EC 及び 2001/29/EC を修正する 2019 年 4 月 17 日の欧州議会及び理事会指令 2019/790 の国内法化を補完する 2021 年 11 月 24 日のオールドナンス第 2021-1518 号⁸²」は、教育における著作物の利用を拡大集中許諾の対象とする規定について CPI に第 L122-5 条第 12 号を追加した。また、「2021 年から 2030 年までの研究計画に関する 2020 年 12 月 24 日の法律第 2020-1674 号⁸³」は、研究及び教育 (同指令第 5 条) に関する改正であり、CPI

76 M@gistère, <https://magistere.education.fr/>.

77 Loi n° 95-4 du 3 janvier 1995 complétant le code de la propriété intellectuelle et relative à la gestion collective du droit de reproduction par reprographie, Legifrance, <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000006281538/1995-01-04#LEGIARTI000006281538>.

78 仏国では CPI において著作権法と工業所有権が合わせて法典化されている。著作権及び著作隣接権は、第 1 部「文学的及び美術的所有権」の第 1 編から第 3 編に所収されている。なお、訳出は著作権情報センター (財田寛子訳)「外国著作権法 フランス編」<https://www.cric.or.jp/db/world/france.html> を参考としているが、規定(L)と規則(R)を分類するために引用した場合を除き、CPI の条文番号の前に L を追加している (以下同様)。

79 著作権法の所管は、文化省 (Ministère de la Culture) が所管している。

80 CD-R や USB メモリーなどの電子媒体における複製や校内サーバーへのアップロード、電子メールなどでの貼り付けが含まれる。

81 Loi n° 2006-961 du 1 août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information (1), Legifrance, <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000266350>.

82 Ordonnance n° 2021-1518 du 24 novembre 2021 complétant la transposition de la directive 2019/790 du Parlement européen et du Conseil du 17 avril 2019 sur le droit d'auteur et les droits voisins dans le marché unique numérique et modifiant les directives 96/9/CE et 2001/29/CE, Legifrance, <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000044362805/2021-11-26#LEGIARTI000044362805>.

83 LOI n° 2020-1674 du 24 décembre 2020 de programmation de la recherche pour les années 2021 à 2030 et portant diverses dispositions relatives à la recherche et à l'enseignement supérieur (1), Legifrance, <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042738027>.

に第 L122-5-4 条を追加した。

CPI 第 L122-5-4 条では拡大集中許諾制度の要件について定めており、生徒、学生、教員に限定される公衆送信においては、客観的で透明性のある基準に基づくこと、ライセンスによる使用料は合理的であること、教育目的の著作物及び楽譜においてデジタル以外の形式については適用されないことなどが定められており、第 L122-10 条に関する複製には適用されないなどの条件も規定されている。そして、CMO は文化担当大臣のアレテにより認可されると、当該分野について拡大集中許諾制度を利用することができる。2024 年 5 月末時点でもすでに認可されている団体は複数みられ、CFC に対して、拡大集中許諾の締結を承認する 2023 年 2 月 16 日のアレテ⁸⁴により、複製に関する CMO である CFC（後段 3.3.2 を参照）による教育目的の著作物の許諾について拡大集中許諾制度の対象となった。同様に 2022 年 12 月 19 日に SAIF⁸⁵、2022 年 9 月 13 日 ADAGP⁸⁶に対しても同様のアレテが発効されている。

教育における例外（権利制限規定）は、教育目的の利用であることを前提とし、対象となる著作物は教育目的の著作物（教科書等）及び楽譜を除かれている。また、この例外は、公衆送信（複製は含まれない）であり、商業的利益をもたらさないことが条件とされる（第 L122-5 条第 3 項）⁸⁷。その見返りとして、CMO に一括払いの報酬が与えられるとされる。

これらの解釈については、3.2.2.1 で取り扱う各合意がガイドラインとしての役割も担っている。

図表 25 [仏国]CPI における教育の著作物利用に関する規定⁸⁸

第 122 の 5 条 著作物が公表された場合には、著作者は、次の各号に掲げることを禁止することはできない。 (中略) (3) 著作者の名前及び出所が明示されることを条件として、 a) 要約及び短い引用であってそれらが挿入される著作物の批評、評論、教育、学術又は報道としての性格によって正当化されるもの (中略) e) 著作物（教育目的で構想される著作物及び楽譜は除く。）の抜粋の上演・演奏又は複製であって、専ら研究の枠内における説明を目的とするもの。ただし、この上演・演奏又はこの複製が、特にデジタル作

84 Arrêté du 16 février 2023 portant agrément du Centre français d'exploitation du droit de copie en vue de la conclusion de contrats susceptibles d'être étendus,

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFARTI0000047241693#JORFARTI0000047241693>.

85 Arrêté du 19 décembre 2022 portant agrément de la Société des auteurs des arts visuels et de l'image fixe en vue de la conclusion de contrats susceptibles d'être étendus,

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFARTI0000046807234#JORFARTI0000046807234>.

86 Arrêté du 13 septembre 2022 portant agrément de la société des Auteurs dans les arts graphiques et plastiques en vue de la conclusion de contrats susceptibles d'être étendus,

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFARTI0000046326693#JORFARTI0000046326693>.

87 本節の整理にあたっては、Pierre Sirinelli et Antoine Latreille, Julie Groffe-Charrier, Code de la propriété intellectuelle 2023, Annoté et commenté (Daloz, 2023)を参考とした。

88 著作権情報センター（財田寛子訳）、前掲注 78)。

業空間の手段によって、その大多数がこの上演・演奏又はこの複製を必要とする研究活動に直接関係する研究者で構成される公衆を対象としている場合、この上演・演奏又はこの複製が、このように構成される公衆の部外者へのいずれの発行又は頒布の対象にもならない場合、この上演・演奏又はこの複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合、かつこの上演・演奏又はこの複製が、第 122 の 10 条に規定する複写による複製権の譲渡を害することなく、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る。

(中略)

(12) 第 122 の 5 の 4 条に規定する条件に従った専ら教育及び職業養成の枠内における説明を目的とした著作物の抜粋の複製又は上演・演奏

第 122 の 5 の 4 条 I 第 122 の 5 条第 12 号の適用により、及びこの条 II 及び III の規定に従うことを条件として、著作物の抜粋の上演・演奏又は複製は、専ら教育及び職業養成の枠内（実習及び教育の延長において企画される試験及びコンクールの主題の入念な作成及び頒布のためのものを含む。）における説明を目的として、いずれの娯楽目的の活動も除き、追及される非商業的な目的によって正当化される限度内で、著作者の許諾なしに行うことができる。

2 この上演・演奏又はこの複製は、教育施設の責任の下で、その大多数が、この上演・演奏又はこの複製を必要とする教育又は養成行為に直接関係する生徒、学生、教員で構成される公衆のために、建物その他の場所において、又は、この施設の生徒、学生、教職員のみがアクセスできる安全化されたデジタル環境の手段によって、行われる。

3 上演・演奏及び複製行為が、欧州連合内の国境を超える枠組みにおいてデジタル環境の手段によって行われる場合には、これらは施設が設立されている国の領域においてのみ行われているとみなされる。

4 この I に規定する著作物の抜粋の上演・演奏又は複製行為は、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償される。

II I の規定は、デジタル形式での複製及び上演・演奏行為については、教育及び職業養成の枠内における説明を目的としたこれらの行為を許諾する十分なライセンスであって、施設の必要性及び特性に応じるものが、可視的な方法で教育施設に提案される場合には、適用されない。コンセユ・データのデクレが、提案の可視性の条件を定め、及びそのために提案が管轄大臣に送付される施設の一覧表を定める。

2 前項に規定するライセンスの付与の条件は、客観的で透明性のある基準に基づく。これらのライセンスの反対給付として請求される報酬の額は、合理的なものとする。

3 第 324 の 8 の 1 条から第 324 の 8 の 6 条までに規定する条件に従って認可された集中管理機関によって付与される十分なライセンスは、文化担当大臣のアレテによって、この機関の構成員ではない権利者に拡大することができる。

III I の規定は、教育目的で構想される著作物及び楽譜のデジタル以外の形式での複製及び上演・演奏行為には、適用されない。

VI この条の規定は、第 122 の 10 条に規定する複写による複製権の譲渡には、適用されない。

第 122 の 10 条 著作物の発行は、第 3 編第 2 章によって規律される集中管理機関であってそのために文化担当大臣から認可されたものへの複写による複製権の譲渡を伴う。認可された機関のみが、このように譲渡される権利の管理を目的として使用者といずれの取決めも締結することができる。ただし、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的としたコピーを許諾する約定は、著作者又はその権利承継人の同意を条件とする。著作物の発行の日に著作者又はその権利承継人による指定がない場合には、認可された機関の一が、この権利の譲受人とみなされる。

2 複写とは、写真の技術又は直接読むことを可能にする同等の効果を有する技術による紙又は類似の媒体上へのコピーの形式での複製をいう。

3 第 1 項の規定は、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的としてコピーを作成する著作者又はその権利承継人の権利を妨げない。

4 反対のいずれの約定にもかかわらず、この条の規定は、その発行の日のいかんを問わず、保護されるいずれの著作物にも適用される。

第 211 の 3 条 この章において付与される権利の受益者は、次の各号に掲げることを禁止することはできない。

(中略)

(3) 出所を特定する十分な要素があることを条件として、

a) 要約及び短い引用であってそれらが挿入される著作物の批評、評論、教育、学術又は報道としての性格によって正当化されるもの

(中略)

d) 隣接権によって保護される目的物（教育目的で構想される目的物は除く。）の抜粋の公衆への伝達又は複製であって、専ら研究（いずれの遊び又は娯楽の活動も除く。）の枠内における説明を目的とするもの。ただし、この公衆への伝達又はこの複製の対象とされる公衆の大多数が、直接関係する研究者で構成される場合、この公衆への伝達又はこの複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合、かつ、この公衆への伝達又はこの複製が、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る。

e) 第 122 の 5 の 4 条に規定される条件に従った専ら教育及び職業養成の枠内における説明を目的とした隣接権によって保護される目的物の抜粋の公衆への伝達又は複製。この条の適用に当たり、著作者は隣接権の受益者と、著作物は隣接権によって保護される目的物と、上演・演奏は公衆への伝達とする。

3.2.1.2 CMO に関する基本的な規定

3.2.1.2.1 CMO の規定・所管官庁

仏国における CMO は、文化省（Ministère de la Culture）が所管している。CMO の監査は会計検査院（Cour des Comptes）が担い、CMO に関する年報を発行している⁸⁹。CMO に関わる各種規定は CPI の第 3 編第 2 章において整理されている。おおよその規定はオンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)を国内法制化したものである。

3.2.1.3 CMO の情報公開に関する規定

CMO の情報公開に関する義務は、CPI 第 L326-1 条から第 326-6 条に規定されている。各規定では、第 L324-17 条に規定される活動（創作支援活動、生の興業の普及、芸術的及び文化的教育の発展並びに芸術家の養成活動に使用するもの。以下「第 L324-17 条の活動」）についての特別報告を含む、透明性を有する報告書を各会計年度の終わりから 8 か月以内に作成すること（第 L326-1 条）、受益者や「第 L324-17 条の活動」についてのデータベースを維持管理し、無償で利用に供されるほか、一般規則、典型契約及び標準料金表等について公表すること（第 L326-2 条）、管理に関する情報を権利者の利用に供し、当該 CMO の構成員かつ収益に寄与した法人によって権利者に分配・支払する場合や代理契約等で他の CMO を通じて分配する場合には当該情報を共有すること（第 L326-3 条）、CMO は請求に応じて電子的手段によって権利者並びに代理協定に基づいて権利を管理する機関及び使用

⁸⁹ Cour des Comptes, Commission de contrôle des organismes de gestion des droits d'auteur et des droits voisins, <https://www.ccomptes.fr/fr/institutions-associees/commission-de-contrôle-des-organismes-de-gestion-des-droits-d'auteur>.

者への情報提供をすること（第 L326-4 条）、CMO の構成員は規約又は一般規則で定める期間内に資料又は情報を得ることができること（第 L326-5 条）、CMO の構成員の少なくとも 1/10 以上により、報告書を提示する権限を有する専門家の指名を裁判上請求することができること（第 326-6 条）が定められている。

図表 26 [仏国]CPI における分配に関する規定⁹⁰

第 326 の 1 条 集中管理機関は、透明性を有した年次報告書を作成する。この報告書には、特に、第 324 の 17 条の適用を受けて社会的、文化的又は教育的サービスの提供を目的として控除される金額の使用についての特別報告を含める。

2 これらの報告書は、遅くともこれらの報告書の対象である各会計年度の終わってから 8 か月後に公表され、及び文化担当大臣並びに著作権及び隣接権の管理機関の監督委員会に送付される。

第 326 の 2 条 集中管理機関は、その受益者の名前と共に第 324 の 17 条に規定する金額の総額及び使用の詳細を記載した単一の電子的データベースを作成し、及び管理する。このデータベースは、定期的に更新され、開放され、自由に再使用可能な形式において、オンラインでの公衆への伝達サービス上で無償で利用に供される。

2 集中管理機関は、これらの機関の他の公示に係る法的義務を害することなく、そのインターネットサイト上で、コンセイユ・データのデクレによって明定される、更新された情報、特にその規約、一般規則、典型契約及び標準料金表、その管理、運営及び経営組織の構成員の一覧表、権利者に支払われるべき金額の分配方針、代理協定及びその署名者の一覧表、分配不可能な金額の管理方針、異議及び紛争の取扱手続も公表する。

第 326 の 3 条 I 機関は、少なくとも 1 年に 1 回、規約又は一般規則で定める方法に従って、コンセイユ・データのデクレによって決定されるその管理に関する情報を、前会計年度中にその権利の利用から生じる収益を分配し、又は支払った各権利者の利用に供する。

II 権利の利用から生じる収益が、この機関の構成員であってその収益に寄与した法人によって権利者に分配され、又は支払われる場合には、この機関は、この法人に I に規定する情報を伝達する。ただし、この法人が既にこれらの情報を有している場合は、この限りではない。

2 この法人は、同一の条件に従って、I に規定する情報を自己が代表する権利者の利用に供する義務を負う。

III 集中管理機関が代理協定によって他の集中管理機関と結び付いている場合には、この集中管理機関は、少なくとも 1 年に 1 回、電子的手段によって、この集中管理機関が前会計年度中にこの他の集中管理機関に与え、又は支払った権利の利用から生じる収益に基づいて、コンセイユ・データのデクレによって定められた権利の管理に関する情報を、この他の機関の利用に供する。

第 326 の 4 条 集中管理機関は、正式に正当なものとされる請求に応じて、電子的手段によって、1 か月を超えない期間内に、この機関が管理する権利の権利者（その資格のいかんは問わない。）その機関のためにこの機関が代理協定に基づいて権利を管理する機関及び使用者に、次の各号に掲げる情報を伝達する。

(1) これらの機関が代表する著作物又はその他の保護される目的物、これらの機関が直接的に又は代理協定の枠内において管理する権利及び対象領域

(2) 機関の活動範囲を理由として、これらの著作物又はその他の保護される目的物を決定できない場合には、これらの機関が代表する著作物又はその他の保護される目的物の種類、これらの機関が管理する権

90 著作権情報センター（財田寛子訳）、前掲注 78)。

利及び対象領域

2 集中管理機関は、これらの情報の提供費用と厳密に釣合いの取れた金額の手数料の支払いを請求することができる。

3 集中管理機関は、これらの情報をそのインターネットサイト上で公衆の利用に供する場合には、個別の請求に回答することを省略することができる。

第 326 の 5 条 集中管理機関の構成員が、法によって保護される秘密を尊重しつつ、規約又は一般規則で定める期間（この期間は、第 323 の 5 条に規定する総会の前 2 か月を下回ることはできない。）内に、資料又は情報（進行中の会合又は会計年度に関する記名性を有するものを含む。）の伝達を得ることができる条件は、コンセイユ・データのデクレによって定められる。

第 326 の 6 条 機関の構成員の少なくとも 10 分の 1 により、一又は複数の管理行為についての報告書を提示する責任を有する一又は複数の専門家の指名を裁判上請求することができる。

2 第 1 項に規定する構成員の数の計算において、権利者を代表する組織であってそれ自体機関の構成員である者は、機関の構成員と考えられる。

3 検察官及び企業委員会は、同一の目的において行動する権限を有する。

4 報告書は、請求人、監査役、監査組織、文化担当大臣、第 327 の 1 条の委員会、並びにこの機関に含まれている場合には、取締役会・理事会及び企業委員会に送付される。この報告書は、最初の総会のために監査役が作成する報告書に添付され、同一の公開の対象となる。

第 L326-2 条、第 L326-3 条、第 L326-5 条についての詳細はコンセイユ・データのデクレで規定される。このうち、一般向けの情報公開を定める第 L326-2 条の詳細を定めるデクレについては、CPI 第 R321-15 条に反映されている。

図表 27 [仏国]CPI における分配に関する規定⁹¹

第 L326-2 条第 2 文に規定される情報は以下の通りである：

- (1) 定款および一般規定；
 - (2) 定款または総則に記載されていない場合は、CMO への加入条件および運営認可の終了条件；
 - (3) 営業認可に関する標準契約書および適用される標準料金表（適用される割引や減額を含む）；
 - (4) 取締役会、監査役会、経営委員会の名簿；
 - (5) 権利者に支払うべき金額の分配に関する一般方針；
 - (6) 管理手数料に関する一般方針；
 - (7) 管理料以外であり、社会的、文化的、教育的サービスの提供目的を含む、権利の利用から生じる収入および当該収入の投資から生じる収入から控除する費用に関する一般方針；
 - (8) 締結された代理契約のリストで、関係する CMO の名称；
 - (9) 分配できない金額の使用に関する一般方針；
- (後略)

91 MURC 仮訳。

3.2.1.4 分配不能額

3.2.1.4.1 分配不能額の定義

オンライン音楽著作物指令（2014/26/EU）第 13 条によって、分配できなかった補償金の扱いについて社会的、文化的及び教育的活動に資金提供するために、分配不能額の使用を制限することができ、仏国ではこれらを具体的に規定している。第 L324-16 条ならびに第 L324-17 条をみると、CMO は、分配できなかった補償金のすべてについて「創作支援活動、生の興業の普及、芸術的及び文化的教育の発展並びに芸術家の養成活動に使用する」こととなっており、具体的な内容は CMO の総会で決定することとされる。（各団体における実施状況については、3.5.2.3 を参照。）

図表 28 [仏国]CPI における分配に関する規定⁹²

第 324 の 16 条 集中管理機関が徴収する権利料の支払行為は、その徴収の日から起算して 5 年で時効消滅する。この期間は、最大、第 324 の 12 条に規定する支払期間の間、又は支払日がある前に介在する場合には、支払日まで停止される。分配日又は支払日は、容易にアクセスできる参照資料において、いずれの権利者にも知らされる。

第 324 の 17 条 集中管理機関は、次の各号に掲げるものを、創作支援活動、生の興業の普及、芸術的及び文化的教育の発展並びに芸術家の養成活動に使用する。

(1) 私的コピーに対する報酬から生じる金額の 25%

(2) 第 122 の 10 条、第 132 の 20 の 1 条、第 214 条の 1 条、第 217 の 2 条及び第 311 の 1 条の適用を受けて徴収される金額であって、フランスが加盟国である国際条約の適用を受けて、又は第 324 の 16 条に規定する期間の満了前にその受取人を特定し、若しくは探し出すことができなかったために、分配することができなかったものの全部

2 これらの機関は、時効消滅していない権利料の支払請求を害することなく、分配日から 3 年目の年の終わりから、第 2 号にいう金額の全部又は一部をこれらの活動に使用することができる。

3 対応する金額の配分（一の者のみに享受させることはできない。）は、集中管理機関の総会の投票に付される。同総会は、3 分の 2 の多数決で決定を行う。このような多数決が得られない場合には、このために特別に招集される新たな総会が、単純多数決で決定を下す。

（後略）

3.2.1.4.2 分配不能額と債権法の時効

オンライン音楽著作物指令（2014/26/EU）では、会計年度の終了から 3 年間に分配できない場合を分配不可能としている（同指令第 13 条第 5 条）。他方、仏国では徴収の日から起算して 5 年と規定されている（CPI 第 L324-16 条）。

なお、仏国では債権法を定める民法典においても時効期間は 5 年⁹³と定められており、その期間と一致している。

92 著作権情報センター（財田寛子訳）、前掲注 78）。

93 民法典第 2224 条「人的訴権または動産に関する物的訴権は、権利者がその権利の行使を可能とする事実を知り、または知るべきであった時から、5 年で時効にかかる。」

3.2.1.4.3 その他（拡大集中許諾に関する団体の要件）

前述の拡大集中許諾制度に関連する CMO の規定は CPI 第 L324-8-1 条から第 L324-8-6 条までで規定されている。CMO は当該団体に加盟していない権利者の権利を保護すること（拡大集中許諾制度）を文化担当大臣が承認すること（CPI 第 L324-8-1 条）、権利者は当該 CMO に保護されることをオプトアウトでき、CMO は権利者の通知から 3 か月以内に効力を生じさせないようにすること（第 L324-8-2 条）、文化担当大臣の承認にあたっての CMO の要件として、CMO の規模や多様性、管理者の専門性、管理を確実にするための人的・物理的リソース、構成員・非構成員にかかわらず平等に分配すること（CPI 第 L324-8-3 条）、拡大集中許諾制度を実施するにあたっては、直ちに拡大集中許諾制度を実施することや当該制度（オプトアウト可能であること等も含む）などとあわせて広報を行う必要があること（第 L324-8-4 条）などが定められている。

3.2.1.5 共通目的事業

日本の共通目的事業制度に当たるものは存在し、主には文化活動に対する助成事業として活用されている。

これらの資金には、①複製等の補償金において出版物や書籍の複製において権利者が不明または追跡できないため分配できず、時効となった金額のすべてと、②私的複製のうち徴収された金額の 25%が用いられる。なお、後述する CFC は徴収した金額の一部について CPI 第 324-17 条及び第 R321-6 条ならびに第 R321-7 条に基づき、文化活動支援の資金に充当している。

図表 29 [仏国]支援対象にかかわる CPI の規定⁹⁴

第 324 の 17 条 集中管理機関は、次の各号に掲げるものを、創作支援活動、生の興業の普及、芸術的及び文化的教育の発展並びに芸術家の養成活動に使用する。

- (1) 私的コピーに対する報酬から生じる金額の 25%
- (2) 第 122 の 10 条、第 132 の 20 の 1 条、第 214 条の 1 条、第 217 の 2 条及び第 311 の 1 条の適用を受けて徴収される金額であって、フランスが加盟国である国際条約の適用を受けて、又は第 324 の 16 条に規定する期間の満了前にその受取人を特定し、若しくは探し出すことができなかつたために、分配することができなかつたものの全部

第 R321 の 6 条

I 第 L324 の 17 条に規定される創作に対する援助は、以下の援助をいう：

- (1) 著作物の創作、上演、著作物の最初の固定、またはレコードもしくはビデオグラムへの上演；
- (2) 創作者およびその著作物の利益のために行われる擁護、宣伝および情報活動。

II 第 L324 の 17 条にいう実演の普及のための支援とは、以下の支援を意味すると理解される：

- (1) 主または副次的な活動として実演を上演するイベントに対する支援；

94 CPI 第 L324-17 条の訳出は著作権情報センター（財田寛子訳）、前掲注 78)。ただし、CPI 第 R321 の 6 条・第 R321 の 7 条は MURC 仮訳。

(2)舞台芸術の作品および芸術的実演の普及を確保するための活動。

Ⅲ 第 L324 の 17 条で言及される芸術家養成のための支援は、作家および実演家の専門的養成のために提供される支援を指す。

第 R321 の 7 条

第 L324 の 17 条に従って集中管理団体が分配する援助は、当該団体と受益者との間の協定の対象となる。この協定は、提供された援助の使用条件および援助が意図された目的に使用されていることの証拠を受益者が団体に提供しなければならない条件を定める。

3.2.2 主要なガイドライン

分野別に合意 (protocole) が補償金の支払いに関してガイドラインとして機能してきた。これらの合意には、1) 書籍、楽譜、定期刊行物、芸術作品、2) 映画及び映像作品、3) 音楽作品、4) 複写がある。1) ~3) は複製やデジタル複製問わず著作物の分野ごとに締結され、それらも集中管理制度が適用される4)複写は対象外となり、4) は独立して合意がなされている。

3.2.2.1 国民教育・青少年省と CMO との合意

3.2.2.1.1 書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品：教育・研究活動における書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品の利用に関する合意(2014 年)

3.2.2.1.1.1 経緯

教育活動において説明の目的で使用する書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品については、2006年3月より国民教育・高等教育・研究省⁹⁵、大学学長会議、書籍に関する CMO (CFC)、美術著作物に関する CMO (AVA)、楽譜に関する CMO (SEAM) との間で合意⁹⁶が締結されており、累次で更新されている⁹⁷。最新のものは2019年に合意^{98,99}されたものだが、2014年11月6日の合意¹⁰⁰を更新したものである。

95 2024年5月31日時点では、国民教育・青少年省及び高等教育・研究省。

96 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche, la conférence des présidents d'université, CFC, AVA & SEAM, Protocole d'accord sur l'utilisation des livres, des œuvres musicales éditées, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche, 2014, <https://www.education.gouv.fr/bo/15/Hebdo1/MENE1400726X.htm>.

97 たとえば、2012年に締結された合意は以下のものとなる。Utilisation des livres, de la musique imprimée, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche, 2012, <https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/fr/bo/12/Hebdo16/MENJ1200116X.htm>.

98 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche, la conférence des présidents d'université, CFC, AVA & SEAM, Avenant au protocole d'accord sur l'utilisation et la reproduction des livres, des œuvres musicales éditées, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche, 2019, <https://www.education.gouv.fr/bo/20/Hebdo6/MENE2000032X.htm>.

99 画像の解像度を 400x400 ピクセルから 800x800 ピクセルとして 72dpi 以内と規定される。その他、DSM 著作権指令が導入されることによる影響は協力して対応することなどが定められているが、同合意の第 4 条においてその他の事項については 2016 年合意と同様の内容とすると定められている。

100 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 96)。

2014年の合意は金額等も含めて2016年7月22日に合意内容¹⁰¹が更新された。2016年の合意は黙示の合意により1年おきに自動更新（最大期間は48か月以内）され、2019年の合意で一部修正されて改めて合意に至った。この2019年の合意の背景には、DSM著作権指令(2019/790/EU)第5条（デジタルでの国境を越える教育活動における著作物および他の保護対象物の使用）により、EU加盟国において権利制限規定（報酬請求権の設定は可能）が導入されることとなったことがある。同指令の国内法制化までの間、2019年の合意を一部改正することに伴い、金額等は2016年の内容を据え置くことで更新された¹⁰²。本合意においても黙示の合意により1年おきに自動更新（最大期間は48か月以内）される。

3.2.2.1.1.2 対象等

ENTなどのイントラネットを用いた配布やデジタル配布などの利用について、図表30の要件に限定することが合意されている。

図表 30 [仏国]対象物・制限などの概要（2016年合意¹⁰³）

<p>【対象著作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非教育目的の著作物のうち書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品。 ・教育目的の著作物のうちハードコピーのもの。 <p>【利用対象】</p> <p>（一般的な用途）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルでの利用（デジタルワークスペースでの利用、イントラネットを用いた配布等）[第3.1.1条]。 ・試験やコンクールにおける使用[第3.1.2条]。 ・シンポジウム、会議、セミナーでの使用[第3.1.3条]。 <p>（特定の用途）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品全体を使用すること（下記、制限参照）は制限される[第3.2.1条]。 ・インターネット配信は試験、オンライン投稿、会議の録音などに限定される[第3.2.2条]。 <p>（ストレージ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本合意に従って作成された作品の抜粋について保存すること[第3.3条]。 <p>【利用に関する環境要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者は教育・訓練または研究活動に直接する生徒、学生、教師または研究者を主な対象として限定されなければならない。 ・第三者への出版または配布の対象となってはならない。 <p>【制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍：作品の10%以下、連続4ページを超えない。

101 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche, la conférence des présidents d'université, CFC, AVA & SEAM, Protocole d'accord sur l'utilisation et la reproduction des livres, des œuvres musicales éditées, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche, 2016, <https://www.education.gouv.fr/bo/16/Hebdo35/MENE1600684X.htm>.

102 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 98)。

103 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 101)。

- ・定期刊行物：印刷出版物の10%以下、同じ出版物から2つの記事を超えない。
- ・音楽作品：作品の歌詞及び演奏の10%以下、連続3ページを超えない。
- ・美術：教育または研究作品につき20作品に制限、解像度は400x400ピクセル（2019年合意で800x800ピクセルに変更）、解像度は72dpiに制限される。

3.2.2.1.1.3 使用料

国民教育・青少年省から毎年6月に固定額で使用料が振り込まれる。2016年合意の金額は図表31のとおりである。

CFC・AVA・SEAMが国民教育・高等教育・研究省（旧国民教育省や旧高等教育研究省と契約していた時期も含む）と合意内容が把握できたものは図表32及び注106のとおりである。各合意の使用料は2009年以降金額の変更されていない。合意自体は2006年（2006年から2008年まで締結された）から開始された。

図表 31 [仏国]書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品の補償金額の年額（2016年合意¹⁰⁴）

CFC	EUR 1,437,000 (JPY 210M ¹⁰⁵)
AVA	EUR 263,000 (JPY 38M)

図表 32 [仏国]書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品の補償金額の推移¹⁰⁶

期間	CFC (総額)	AVA (総額)
2009年1月1日～12月31日	EUR 1,437K (JPY210M)	EUR 263K (JPY38.4M)
(中略)	(中略)	(中略)
2019年1月1日～12月31日	EUR 1,437K (JPY210M)	EUR 263K (JPY38.4M)

3.2.2.1.1.4 分配方法

SEAM、AVA、SACDの各CMOは、覚書を実施するための許諾及び徴収をCFCに委任している。さらに、AVAは、ADAGP、SACD、SAIF及びSCAMの委任を受けている。

104 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 101)。

105 以下、仏国に関する日本円の表記についての記述は図表9通貨を参照されたい。

106 各年の合意から抽出している。

2009年の移行的合意（2009年6月15日）<https://www.education.gouv.fr/bo/2009/34/menj0900756x.htm>。

2010・2011年合意（2010年12月8日合意）、なお同合意は遡及適用している。

<https://www.education.gouv.fr/bo/2011/07/menj1100017x.htm>。

2012～2013年合意（2012年2月1日合意）[https://www.enseignementsup-](https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/fr/bo/12/Hebdo16/MENJ1200116X.htm)

[recherche.gouv.fr/fr/bo/12/Hebdo16/MENJ1200116X.htm](https://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/fr/bo/12/Hebdo16/MENJ1200116X.htm)。

2014～2015年合意（2014年11月6日合意）。国民教育・高等教育・研究省など、前掲注96)。

2016年合意（2016年7月22日合意）。Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 101)。

2019年合意（2019年12月26日合意）。Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 98)。

なお、2006年の合意は発見できなかったが、2009年の合意以降金額に変更はみられなかった。

3.2.2.1.1.5 その他

国民教育・高等教育・研究省は、ウェブサイト（教育関連ポータルサイト Edusol）で本合意を広める必要がある。

3.2.2.1.2 映画・視聴覚作品に関する合意(2009年)

3.2.2.1.2.1 経緯

2009年12月4日に国民教育・高等教育・研究省、大学学長会議と PROCIREP（映画製作者・テレビ協会）との間で2009~2011年の間で合意¹⁰⁷がなされた。本合意は、3年おきの更新となっており、自動的に更新される。

3.2.2.1.2.2 対象等

無料のテレビ放送の使用やコンクール、シンポジウム、会議、セミナーでの使用などが規定されているほか、特定の用途としてイントラネットでの保存や抜粋なども規定している。

図表 33 [仏国]視聴覚作品の対象物・制限などの概要（2016年合意¹⁰⁸）

<p>【対象著作物】</p> <ul style="list-style-type: none">・映画および視聴覚作品
<p>【利用対象】</p> <p>（一般的な用途）</p> <ul style="list-style-type: none">・無料のテレビ放送を用いた作品の全体または一部の利用。・試験やコンクールでの作品の全体または一部の利用。・シンポジウム、会議、セミナーでの使用。 <p>（特定の用途）</p> <ul style="list-style-type: none">・施設内のイントラネットでの使用・エクストラネット¹⁰⁹を用いた生徒・学生・教師または研究者のみが利用する遠隔教育プログラム。・論文に含まれる抜粋のインターネット上での掲載。
<p>【利用に関する環境要件】</p> <ul style="list-style-type: none">・教育・訓練または研究活動に直接する生徒、学生、教師または研究者が主な利用者として限定されなければならない。・第三者への出版または配布の対象となってはならない。

107 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche, la conférence des présidents d'université, PROCIREP, Accord sur l'utilisation des œuvres cinématographiques et audiovisuelles à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche, <https://www.education.gouv.fr/bo/2010/05/menj0901120x.html>.

108 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 107)。

109 教育機関・研究機関のコンピューターネットワークを指し、当該機関の教員、研究者、生徒または学生が外部の電子通信ネットワークを介してアクセスできる、パスワード等によって保護されている環境を指す。

【制限】

- ・音楽録音又はビデオの場合：30 秒以内かつ合計時間の 10 分の 1 以下。
- ・映画または視聴覚作品：6 分以内かつ作品の合計時間の 10 分の 1 以下（複数の箇所から抜粋する場合には 15%以下）。

3.2.2.1.2.3 使用料

合意では、2009 年時点の使用料は年あたり EUR 150K (JPY 21.9M) であるが、この使用料は 2010 年度以降、前年度の芸術・娯楽・レクリエーション活動部門の給料指数 (l'indice de l'évolution des salaires dans le secteur des arts, spectacles et activités récréatives)¹¹⁰にあわせて、計算される。2023 年の透明性レポート¹¹¹によると、2022 年には EUR 167,277(JPY24.5M)となった。

図表 34 [仏国]視聴覚作品の補償金額の推移¹¹²

期間	PROCIREP (総額)
2009 年 1 月 1 日～ 2009 年 12 月 31 日	EUR 150K (JPY21.9M)
資料無し	—
2020 年 1 月 1 日～ 2020 年 12 月 31 日	EUR 162,850.90 (JPY23.8M)
2021 年 1 月 1 日～ 2021 年 12 月 31 日	EUR 164,968.18 (JPY24.1M)
2022 年 1 月 1 日～ 2022 年 12 月 31 日	EUR 167,277.73 (JPY24.5M)

3.2.2.1.2.4 分配方法

PROCIREP から構成員に分配する。また、PROCIREP は本合意について ARP、ADAMI、SACD、SACEM、SCAM、SDRM、SPEDIDAM を代表している。

PROCIREP の管理対象ではない作品の利用があった場合、相当する額を国民教育・高等教育・研究省に返還することを規定している（本合意第 5 条）¹¹³。なお、この規定が行使されたことはない¹¹⁴。

110 2010 年ならば 2009 年の芸術・娯楽・レクリエーション活動部門の給料指数にあわせて 2010 年度の使用料が決定する。芸術・娯楽・レクリエーション活動部門の給与指数は、国立統計経済研究所 (INSEE) により公表されている。INSEE, Indice des salaires mensuels de base - Arts, spectacles et activités récréatives (NAF rév. 2, niveau A38 RZ) - Base 100 au T2 2017 010562684, <https://www.insee.fr/fr/statistiques/serie/010562684#Tableau>.

111 PROCIREP, rapport de transparence 2022, <https://www.procirep.fr/Assemblees-generales-2023-de-la-PROCIREP-et-de-l-ANGOA.html>.

112 PROCIREP が公表している透明性レポートは 2020 年から 2022 年の間のみであるため、2019 年以前の値は不明である。Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 107)。

113 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 107)。

114 PROCIREP へのヒアリングによる(2024 年 1 月 11 日実施)。

3.2.2.1.2.5 その他

本合意では、当該予算の分配方法については明記されておらず、PROCIREP 並びに SACEM（音楽分野の CMO）が適合性の確認することができるとしている。ただし、本合意によると、補償金の用途は、国立映画映像センター（以下”CNC”）の学校向けプログラム¹¹⁵や研究・教育のための作品カタログの充実への利用が期待されているという¹¹⁶。

3.2.2.1.3 音楽に関する合意（2009年）

3.2.2.1.3.1 経緯

2009年12月4日に国民教育・高等教育・研究省、大学学長会議と SACEM との間で 2009~2011年の間で合意¹¹⁷がなされた。本合意は、3年おきの更新となっており、自動的に更新される。対象となる著作物を除くと、本合意は 3.2.2.1.2 映画・視聴覚分野の合意と内容がほぼ同一である。

3.2.2.1.3.2 対象等

無料のテレビ放送の使用やコンクール、シンポジウム・会議・セミナーでの使用などが規定されているほか、特定の用途として施設内のイントラネットでの使用や遠隔教育プログラムなどを含まれる。

図表 35 [仏国]音楽の対象物・制限などの概要（2009年合意¹¹⁸）

<p>【対象著作物】</p> <ul style="list-style-type: none">・音楽作品の演奏、録音物やミュージックビデオの利用
<p>【利用対象】</p> <p>（一般的な用途）</p> <ul style="list-style-type: none">・教室内での全作品・試験やコンクールでの作品の全体または一部の利用・シンポジウム、会議、セミナーでの使用 <p>（特定の用途）</p> <ul style="list-style-type: none">・施設内のイントラネットでの使用・イントラネットを用いた生徒・学生・教師または研究者のみが利用する遠隔教育プログラム・論文に含まれる抜粋のインターネット上での掲載
<p>【利用に関する環境要件】</p>

115 例示されているのは、学校と映画（Écoles et cinéma）、コラーージュと映画（Collèges et cinéma）、リセと映画（Lycées et cinéma）と記載がある。

116 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 107)。

117 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche, la conférence des présidents d'université, SACEM, Accord sur l'interprétation vivante d'œuvres musicales, l'utilisation d'enregistrements sonores d'œuvres musicales et l'utilisation de vidéo-musiques à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche, <https://www.education.gouv.fr/bo/2010/05/menj0901121x.html>.

118 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 117)。

- ・教育・訓練または研究活動に直接する生徒、学生、教師または研究者が主な利用者として限定されなければならない。
- ・第三者への出版または配布の対象となってはならない。

【制限】

- ・音楽録音又はビデオの場合：30 秒以内かつ合計時間の 10 分の 1 以下
- ・映画または視聴覚作品：6 分以内かつ作品の合計時間の 10 分の 1 以下（複数の箇所から抜粋する場合には 15%以下）

3.2.2.1.3.3 使用料

音楽作品については、2009 年に EUR 150K(JPY 21.9M)で国民教育・青少年省等と合意し、2010 年以降は、芸術・娯楽・レクリエーション活動部門の前年度の給料指数¹¹⁹にあわせて、使用料が計算されている。最新の金額は不明だが、計算方法は視聴覚作品と同様であることから、同様の推移となると推測される¹²⁰。

図表 36 [仏国]音楽の補償金額の推移¹²¹

期間	SACEM (総額)
2009 年 1 月 1 日～ 2009 年 12 月 31 日	EUR 150K (JPY 21.9M)

3.2.2.1.3.4 分配方法

SACEM から構成員に分配する。SACEM から隣接権団体（ADAMI、SPEDIDAM、SCPP 及び SPPF）に分配する際には SPRE を通じて分配している¹²²。SACEM の管理対象ではない作品の利用については、相当する額を国民教育・高等教育・研究省に返還するとしているが、運用としては実施されていない。なお、本合意では、収受した使用料の分配方法については明記されていない。

3.2.2.1.4 複写に関する合意 (2023 年)

3.2.2.1.4.1 経緯

複写については、「知的所有権法典を補足し、複写による複製権の集中管理に関する 1995 年 1 月 3 日第 95-4 号の法¹²³」により、CPI 第 L122-10 条が規定された。同条に伴い、

119 Le ministre de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche et al., 前掲注 117)。

120 SACEM の透明性レポートでは、当該規定の言及がなされていなかった。Société des Auteurs Compositeurs et Editeurs de Musique, Sacem Attestation du commissaire aux comptes sur les informations prévues aux 1°, 7° à 10° du II et au III de l'article R. 321-14 du code de la propriété intellectuelle communiquées dans le rapport de transparence annuel prévu à l'article L. 326-1 du même code pour l'exercice clos le 31 décembre 2022, https://rapportannuel2022.sacem.fr/docs/rapport_transparence_fr_2022.pdf.

121 国民教育・高等教育・研究省など, 前掲注 117)。

122 SACEM へのヒアリングによる (2024 年 1 月 9 日実施)。

123 前掲注 77)。

複写の権利は、著作物が発行されると自動的に文化担当大臣から認可を受けた CMO に譲渡される¹²⁴。複写は覚書が CFC と旧国民教育・高等教育・研究省との間で 2004 年¹²⁵に締結されており、同じ条件下で延長されていたところ、2023 年に同年 6 月 23 日公立・私立初等教育（幼稚園・小学校）に関する複写に関する契約（総額契約に基づくもの）とその他の公立・私立施設における複写に関する契約の 2 種類での契約に再整理された¹²⁶。

3.2.2.1.4.2 対象等

幼稚園・小学校における複写は、年あたりの一括払いであり、1 年間に生徒一人当たり 80 頁の複写が上限とされる。また、その使用料は毎年増加する契約となっており、国民教育・青少年省の学校教育予算から支払われる。

図表 37 [仏国]複写の対象物・制限などの概要（合意うち幼稚園・小学校¹²⁷）

<p>【対象著作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍 ・新聞および定期刊行物 ・楽譜 <p>【利用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複写 <p>【主要な制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍及び楽譜は 1 回の複写につき 10%を超えてはならない[第 3.4 条]。 ・新聞および定期刊行物の場合、複製される頁数は、1 回の複製行為につきその出版物の 1 号の編集内容の 30%を超えてはならない[第 3.4 条]。 ・1 学年度において 80 頁を超えてはならない[第 3.5 条]。 ・頁の単位は A4 とする[第 3.6 条]。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合法的に購入したもののみを複製の対象とする[第 4.1 条]。 ・A4 であれば、3.4~3.6 条を前提として複数ページの複写が認められる[第 4.2 条]。
--

124 「第 122 の 10 条 著作物の発行は、第 3 編第 2 章によって規律される集中管理機関であってそのために文化担当大臣から認可されたものへの複写による複製権の譲渡を伴う。認可された機関のみが、このように譲渡される権利の管理を目的として使用者といずれの取決めも締結することができる。ただし、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的としたコピーを許諾する約定は、著作者又はその権利承継人の同意を条件とする。著作物の発行の日に著作者又はその権利承継人による指定がない場合には、認可された機関の一が、この権利の譲受人とみなされる。」著作権情報センター（財田寛子訳）、前掲注 78)。

125 Le ministre de la jeunesse, de l'éducation nationale et de la recherche, CFC et SEAM, Mise en œuvre par les établissements d'enseignement secondaire publics et privés sous contrat du protocole d'accord du 17 mars 2004 sur la reproduction par reprographie d'œuvres protégées, 2004, <https://www.education.gouv.fr/bo/2004/15/MENG0400637C.htm>.

126 MISE, 3.3. La reproduction d'œuvres protégées, 2023, <https://www.snes.edu/article/3-3-la-reproduction-d-oeuvres-protgees/>.

127 Le ministère de l'éducation nationale et de la jeunesse, CFC & SEAM, Contrat relatif aux reproductions par reprographie d'œuvres protégées dans les établissements d'enseignement du premier degré, 2023, <https://www.education.gouv.fr/bo/2023/Hebdo36/MENE2317289C>.

- ・学校で各著作物を使用する場合には、各著作物の出典を含めること[第 4.3 条]。
- ・複写機器の近くに CFC が提供するポスターを掲示し続けなければならない[第 4.4 条]。

幼稚園・小学校以外の教育施設は、契約は利用する量（1~100 頁または 101~180 頁）にあわせて 2 段階で設定されており、各校は選択することができる。

図表 38 [仏国]複写の対象物・制限などの概要（幼稚園・小学校以外の教育施設¹²⁸）

<p>【対象著作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍 ・楽譜 ・プレス／定期刊行物 <p>【主な制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍及び楽譜は 1 回の複写につき 10%を超えてはならない[第 3.4 条]。 ・新聞および定期刊行物の場合、複製される頁数は、1 回の複製行為につきその出版物の 1 号の編集内容の 30%を超えてはならない[第 3.3 条]。 ・頁の単位は A4 とする[第 3.4 条]。 <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合法的に購入したもののみを複製の対象とする[第 4.1 条]。 ・A4 であれば、3.4~3.6 条を前提として複数ページの複写が認められる[第 4.2 条]。 ・学校で各著作物を使用する場合には、各著作物の出典を含めること[第 4.3 条]。 ・複写機器の近くに CFC が提供するポスターを掲示し続けなければならない[第 4.4 条]。

合意では、無料のテレビ放送の使用やコンクール、シンポジウム、会議、セミナーでの使用などが認められているほか、特定の用途としてイントラネットでの保存や抜粋なども規定している。

3.2.2.1.4.3 使用料

幼稚園・小学校における使用料は 3 年間で毎年増加する。

図表 39 [仏国]複写の合意された補償金額（幼稚園・小学校¹²⁹）

期間	総額		
		うち幼稚園	うち小学校
2023 年	EUR 8.21M (JPY 1,200M)	EUR 1.71M (JPY 250M)	EUR 6.50M (JPY 950M)
2024 年	EUR 8.72M (JPY 1,275M)	EUR 1.81M (JPY 265M)	EUR 6.91M (JPY 1,010M)
2025 年	EUR 9.24M (JPY 1,351M)	EUR 1.92M (JPY 281M)	EUR 7.32M (JPY 1,070M)

128 Le ministère de l'éducation nationale et de la jeunesse, CFC & SEAM, Protocole d'accord Sur La Reproduction Par Reprographie d'œuvres Protegees, 2023, <https://www.education.gouv.fr/bo/2023/Hebdo44/MENE2329331C>.

129 Le ministère de l'éducation nationale et de la jeunesse など、前掲注 127)。

幼稚園・小学校を除く補償金額は、年間で生徒に配布されるコピーの量に応じて、各学校は2段階を選択し、生徒一人あたりの固定料金を課している。年間101-180ページ以内（図表40のうち②）の契約については、2023年から2025年の間では毎年金額が増加している。

図表 40 [仏国]複製の補償金額（2023年合意¹³⁰）

①1~100ページ/年(2023年)：生徒1名あたり EUR 1.50(JPY 302.57)
②101~180ページ/年(2023年)：生徒1名あたり EUR 3.35(JPY 489.67)

図表 41 [仏国]複製の補償金額の推移（幼稚園・小学校以外の教育施設¹³¹）

期間	選択肢 1 [年間 1-100 ページ以内] (生徒一人当たり)	選択肢 2 [年間 101-180 ページ以内] (生徒一人当たり)
2023 年	EUR 1.5 (JPY 302.57)	EUR 3.35 (JPY 489.67)
2024 年	EUR 1.5 (JPY 302.57)	EUR 3.5 (JPY 511.6)
2025 年	EUR 1.5 (JPY 302.57)	EUR 3.6 (JPY 526.21)

3.2.2.1.4.4 分配のための調査

合意では、分配のための調査について規定している。詳細は3.5.5を参照されたい。

3.2.3 関連する議論

3.2.3.1 パブリックドメインに属する楽譜の扱いについて

弁護士 Antoine Gitton¹³²は、自身の事務所のウェブサイト上のコラムにおいて、第L122-10条における複製について、パブリックドメインの楽曲も複製権の対象となることに触れ、明確に法で対象外とすべきと指摘している。

3.2.3.2 CFC が提供する教員向けの説明資料

CFC では教員等向けの解説として「補償金の対象となる作品と自由利用可能な作品(Les

¹³⁰ Le ministère de l'éducation nationale et de la jeunesse など、前掲注 128)。

¹³¹ Le ministre de la jeunesse, de l'éducation nationale et de la recherche, 前掲注 125)及び Le ministère de l'éducation nationale et de la jeunesse など、前掲注 128)。

¹³² Antoine Gitton, La perception honteuse de redevances sur les œuvres du domaine public, <https://gitton.net/la-perception-honteuse-de-redevances-sur-les-oeuvres-du-domaine-public/>.

œuvres soumises à redevances et les œuvres gratuites)」というガイドラインを提供している¹³³。このガイドラインでは、CFC の補償金の対象として書籍、定期刊行物、画像、翻訳された書籍、歌詞、楽譜、道路地図及び都市地図などが例示されている。また、現在絶版の書籍でも補償金の対象であるほか、パブリックドメインになっていても現役の翻訳者による翻訳は新たな著作物として構成されること、このほか、機器のユーザーマニュアルは発行元のメーカーに許諾を取る必要があることが示されている。

一方で、無料で利用でき、補償金の対象ではないものの例示もなされている。法律文章、裁判所の判決（ただし、これらを評論する記事は無料ではない）、試験用紙、パブリックドメイン（作者の死後 70 年以上経過したもの）、標準的なレイアウト・凡例で構成される地図（例：行政地図、白地図等）、伝統的な歌、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの特定のカテゴリを表示する作品、完全に無料で配布されている文章（例：パンフレット、広告文章、企業の財務情報等）などが該当する。これらに加えて、教科書の無料見本は教科書そのものが有償で販売される著作物であるため補償金の対象ではないとされる。このほか、権利制限となる「短い引用¹³⁴」は補償金の対象外となる。

3.2.4 主要な裁判例

著作者が複写の権利を留保した場合に、出版社または CFC は補償金を得ることに関して争った裁判例がみられた。

図表 42 [仏国] X 氏 v Inist diffusion 社・CFC (11-22.031 11-22.522)

年	2013 年
裁判所	破毀院民事第 1 法廷
主要な事実 ¹³⁵	政治学者・法学者の David 氏が専門誌に掲載した論文 14 本が、同意なしで Inist diffusion 社ならびに同社がサブライセンスした Chapitre.com のインターネット上において販売されていることを発見した。David 氏はこれらの論文について金銭的な対価なしに論文の掲載許可を与えすぎなかった。他方で、Inist diffusion 社がデビット・フォレスト氏から販売に関する許諾を得ているかどうかを CFC は確認せず、第 L122-10 条に基づく使用料を得て、出版社等に還元していた。
争点	著者からオンラインでの出版の許可を受けていない出版社が、CFC に当該書籍を登録した場合、CFC は侵害とみなされるのか。
判断	控訴棄却（パリ高裁の判断を支持）

133 CFC, Les œuvres soumises à redevances et les œuvres gratuites

<http://www.cfcopies.com/images/stories/pdf/Utilisateurs/Copies-pedagogiques-papier-et-numeriques/Etablissements-d-enseignement/Pave-ressources-commun/Oeuvres-soumises-a-redev-ou-gratuites.pdf>

134 侵害・剽窃を避けるためには、短文でなければならない。テキストからの抜粋、芸術作品の細部、音楽作品の 2-3 小節の繰り返し、図・絵などが文章に織り込まれている場合に認められている。

135 Anthony Bem, Violation de droits d'auteur par la vente de publications écrites sans l'accord de leur auteur, <https://www.legavox.fr/blog/maitre-anthony-bem/violation-droits-auteur-vente-publications-13325.htm> を参考にしました。

判決理由	<p>第 122-10 条では著作者が権利を留保することができるため、著者がオンラインでの出版物を販売することについて、出版社に対して許諾していない場合には、CFC も著作権料を得ることはできない。</p> <p>Inist diffusion 社ならびに CFC は、著者の財産権を侵害しており、当該企業が出版社への著作権の黙示的譲渡を根拠とすることは正当化されないとした。</p> <p>パリ高裁は Inist diffusion 社と CFC に対して費用の支払いを命じた。デビット・フォレスト氏に経済的権利の侵害に対する損害賠償として総額 EUR 7,000(JPY 1,023K)と訴訟費用 EUR4,000(JPY 585K)の支払いをそれぞれに命じた。</p>
------	---

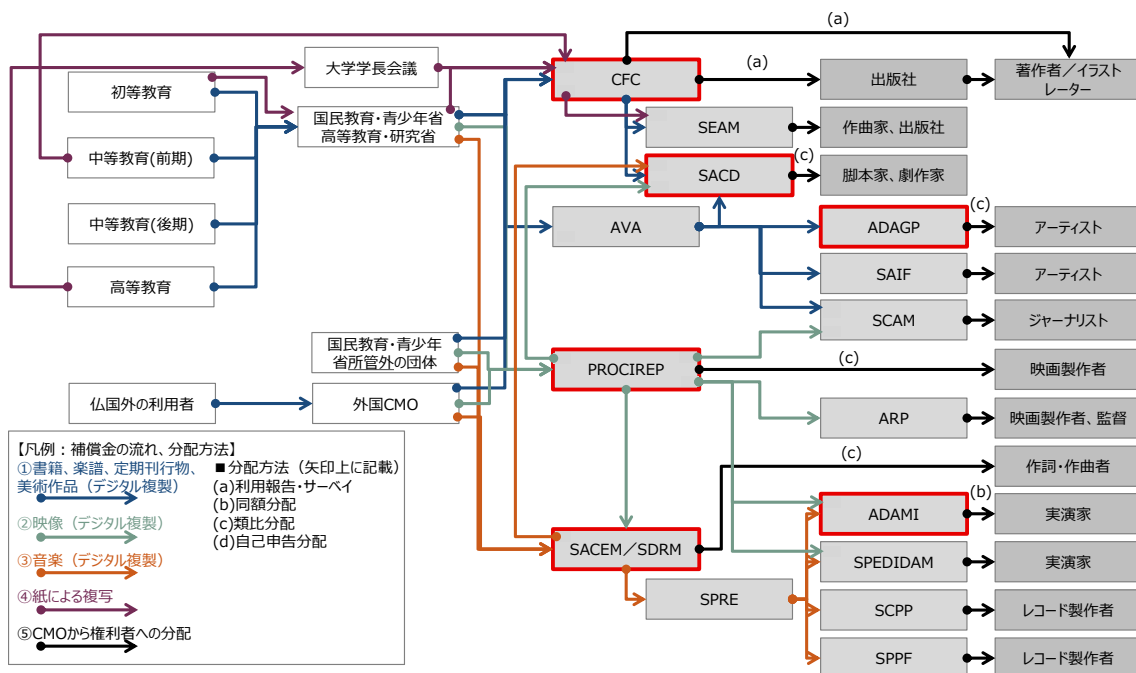
3.3 教育に関する CMO

3.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像

3.2.1.4 で示した 4 つの合意を踏まえた全体像は図表 43 のとおりである。デジタル複製（書籍、楽譜、定期刊行物、美術および映画・視聴覚作品ならびに音楽）の使用料は、初等・中等教育までは国民教育・青少年省、高等教育は高等教育・研究省が一括で支払う。複写については、初等教育について国民教育・青少年省が一括で支払い、中等教育以上は CFC と直接交渉している。

デジタル複製について、書籍、楽譜、定期刊行物、美術は CFC、映画・視聴覚作品は PROCIREP、音楽は SACEM に支払われたのち、各 CMO から構成員に分配されるとともに関連する各分野別団体に分配される。複写は CFC から構成員に支払うとともに、SEAM にも分配される。

図表 43 [仏国]教育著作物に関する CMO（赤枠はヒアリング先）



3.3.2 CFC (Centre Français d'exploitation du droit de Copie)

3.3.2.1 業務内容

CFC は 1983 年に設立され、複写及びデジタル複製に関する権利処理を行ない、学校だけではなく、企業・行政などの団体の種別を問わずにライセンスする CMO である。CFC は、1996 年より文化省から複写を担う CMO として認可を得ている。また、2006 年より教育に

おけるデジタル複製のうち書籍、楽譜、定期刊行物、美術の著作物に関して徴収・分配を担っている。

2023年2月のプレスリリース¹³⁶によると、2022年には他の業務とあわせて EUR 54.4M (JPY 8.0B) 分配している。2021年よりも EUR 2.5M (JPY 365.4M) 増加したという。使用されたタイトルのうち94%がフランスで出版されたものであり、4,100の出版社、タイトル数で見ると7,300タイトルの定期刊行物 (presse)、47,400の書籍が還元の対象となった。

3.3.2.2 使用料収受額及び過去の変遷

デジタル複製に関する国民教育・青少年省及び高等教育・研究省から毎年一括で補償金が振り込まれる。複製は、初等教育の場合は、各教育機関から教育省、教育省から CFC へと使用料が支払われ、中等教育の場合は、各教育機関から CFC へ直接支払われる。高等教育の場合は、全大学を代表する連盟が存在し、各大学から連盟、連盟から CFC へ支払われる。

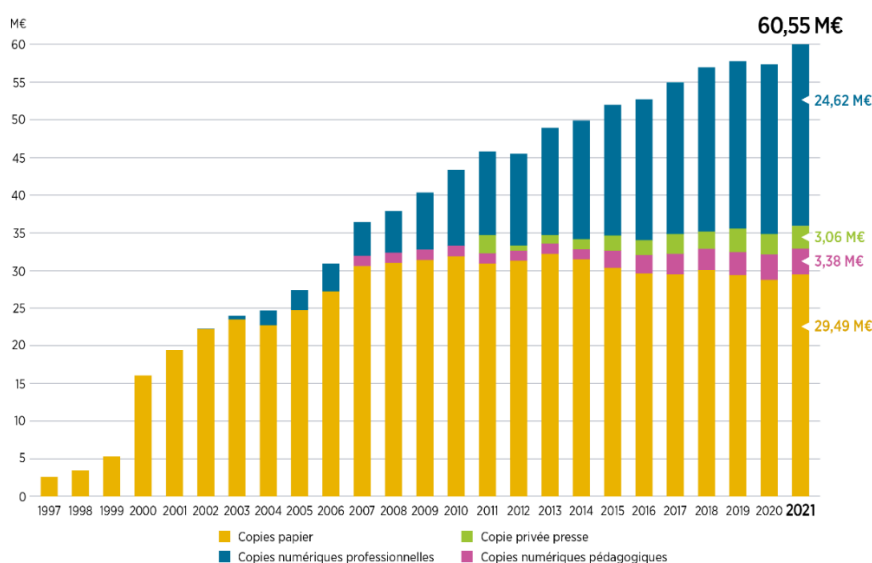
2021年の透明性レポート¹³⁷によると、同年に徴収した使用料は EUR 60.55M (JPY 8,851M) であり、そのうち、全体の5%程度に相当する EUR 3.38M (JPY 494M) が教育におけるデジタル複製である (国民教育・高等教育・研究省との合意は EUR 1.43M (JPY 209M))。複写は EUR 29.49M (JPY 4,311M) であり、この内数には初等教育から高等教育などの学校関係で79%である¹³⁸。なお、初等教育から高等教育の政府の所管団体は使用料ベースで39%を占めている一方で、所管外が44%となっており、残りの17%には海外の利用者なども含まれている。

136 CFC, COMMUNIQUÉ DE PRESSE - Le CFC a reversé plus de 54 M€ aux auteurs et aux éditeurs en 2022, <http://www.cfcopies.com/medias/actualites/repartition-globale-2022>.

137 CFC, rapport de transparence, http://www.cfcopies.com/images/stories/CFC/Document_a_telecharger/PDF/RT-CFC-2021.pdf.

138 CFC, Chiffres clés, <https://www.cfcopies.com/cfc/chiffres-cles>.

図表 44 [仏国]文字の著作物のうち分野別の使用料¹³⁹



3.3.2.3 管理手数料

CFC が 2022 年の上半期において徴収した金額は、EUR 9,313K(JPY 1,351M)であり、うち管理手数料は EUR 1,173K (JPY 171M) であり、管理手数料は徴収額のうち 12.60%であった。

3.3.2.4 体制

職員は 53 名で構成されている¹⁴⁰。透明性レポートでは、教育分野の担当などの内訳については記載されていない。

3.3.2.5 利用申請に対する分配

複製の権利は、法によって自動的に CFC に権利が移転するため、すべての著作者を対象に権利をライセンスすることができる (CPI 第 L122-10 条)。

教育におけるデジタル複製において、CFC が拡大集中許諾することが認められている。CFC に委託していない出版社に使用料を分配するため、当該出版社の名称がウェブサイトで掲示されている。委託していない出版社は、補償金を得ることを希望する場合、CFC に申請することで補償金を受けることが可能となる。

CFC からライセンスを受けた団体は、著作物の利用について特定する義務を負う。コピー

139 CFC, 前掲注 138)。

140 CFC, 前掲注 137)。

一したページと記事の数を指定して申請すると、その申請したコピーの量に比例して、CFC から徴収される¹⁴¹。

分配は、作品のカテゴリに応じてテキスト・画像の比率、権利所有者（出版社とテキスト・画像の著者）に異なる分配率が適用される。出版社は年 1 回タイトルごとに作成された明細書を受け取る。明細書には、出版社への支払い分とテキスト・画像の著者への還元額について分けて記載され、出版社はテキスト・画像の著者に再分配する。

3.3.2.6 根拠法

教育における複製は CPI 第 L122-10 条、デジタル複製は第 L122-5-4 条でそれぞれ規定されている。複製は、第 L122-10 条で法により自動的に CFC に権利が移転する。

3.3.2.7 教育との関係

CFC ではガバナンスの観点から委員会が設けられており、教育関係者も当該委員会に参加している。具体的には、この委員会は大学・著者の協会、出版業界、プレス関連の 3 者で構成されている。個別テーマを扱う分配委員会、監査委員会、文化活動委員会も同様にこの 3 者で構成されている¹⁴²。

3.3.3 A.V.A.(Société des Arts Visuels Associés)

AVA は美術・視聴覚芸術関連の団体（ADAGP、SACD、SAIF 及び SCAM）により設立された団体である。2018 年時点の定款¹⁴³では、美術・視聴覚芸術関連の複製、デジタル私的複製、図書館における公貸権、教育における使用について集中管理を行う団体と規定されている。ウェブサイトは開設されていない。

3.3.4 PROCIREP (société des producteurs de cinéma et de télévision)

3.3.4.1 業務内容

PROCIREP は 1967 年に映画製作者によって設立された団体であり、1985 年以降は Copie France から振り込まれる私的複製についての報酬の管理やケーブル再送信の権利の管理を行っている。視聴覚著作物そのものの管理等は行っておらず、補償金のみを扱っている。

また、ANGO A と協力してケーブル再送信の権利、視聴覚作品の登録、政府からの映画館のデジタル化支援基金の分配、長編映画作成の支援、その他映画関連の支援を進めている

141 CFC, missions, <http://www.cfcopies.com/cfc/missions>.

142 CFC, Organisation, <https://v1.cfcopies.com/cfc/organisation>.

143 A.V.A. Société des Arts Visuels Associés, https://www.adagp.fr/sites/default/files/statuts_ava2018.pdf.

る団体である¹⁴⁴。

3.3.4.2 使用料収受額及び過去の変遷

2022年における補償金の収入は EUR 35.53M(JPY 5,193M)である。ほとんどが私的複製で構成されており、教育における利用は EUR 0.15M(JPY 21.93)であり収入全体の1%未満である¹⁴⁵。

3.3.4.3 管理手数料

徴収額の総額に占める管理手数料の構成比は全体で6.1%である¹⁴⁶。

3.3.4.4 体制

CMOの構成員は800を超える映画・テレビ番組の映画製作者で構成されている。職員数は約50名である¹⁴⁷。

3.3.4.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

国民教育・青少年省及び高等教育・研究省から毎年自動的に振り込まれる。

3.3.4.6 根拠法

教育におけるデジタル複製は、CPI第L122-5条で規定され、私的複製については、CPI第L324-17条で規定されている。

3.3.4.7 教育との関係

補償金としては少額であり、自動的に契約更新がなされるため、国民教育・青少年省及び高等教育・研究省と交渉する機会はないということであった¹⁴⁸。

3.3.4.8 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織の有無など

教育著作権の分配等においては、PROCIREPの構成員に分配するとともに、ARP、ADAMI、SACD、SACEM、SCAM、SDRM、SPEDIDAMに再分配している。3.5.3で詳述するが、私的複製の分配比率に合わせて分配しており、そこでは私的複製を取りまとめて

144 PROCIREP, <http://www.procirep.fr/index.php>.

145 PROCIREP, 前掲注 111)。

146 PROCIREP, 前掲注 111)。

147 PROCIREP へのヒアリングによる (2024年1月11日実施)。

148 PROCIREP へのヒアリングによる (2024年1月11日実施)。

いる Copie France が視聴データ提供企業である Médiamétrie のデータや国立視聴覚研究所（以下“INA”）のデータについて PROCIREP も含めた各団体が用いることができるようにしている。

なお、PROCIREP ではケーブル再送信の権利管理も担っており、その場合には ANGOA などと連携している。

3.3.5 SACEM (Société des auteurs, compositeurs et éditeurs de musique)

3.3.5.1 業務内容

SACEM は、1851 年に設立された団体であり、作詞家、作曲家、音楽出版社のために使用料を徴収し、分配する団体である。

3.3.5.2 使用料収受額及び過去の変遷

SACEM は透明性レポート¹⁴⁹をみると、教育のデジタル複製についての言及がみられなかった。年間約 EUR 1.4B(JPY 204B)程度の使用料を回収しており、そのうち私的複製については EUR 100M(JPY 14,617M)を占めることに対して、教育のデジタル複製は EUR 0.15M(JPY 21.93M)程度に留まるため、全体の構成比に対してきわめて少額であることが背景にある¹⁵⁰。

3.3.5.3 管理手数料

徴収額の総額に占める管理手数料の構成比は 11.65%である¹⁵¹。

3.3.5.4 体制

CMO の構成員は 21 万人を超える作詞家、作曲家、音楽出版社であり、国籍は 174 か国、新規構成員が 14,100 名/年、毎年 3.3 百万点の作品が委託されている。映画・テレビ番組のプロデュース会社も構成員として参加している。

3.3.5.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

国民教育・青少年省及び高等教育・研究省から毎年振り込まれる。

149 Société des Auteurs Compositeurs et Editeurs de Musique, Sacem Attestation du commissaire aux comptes sur les informations prévues aux 1°, 7° à 10° du II et au III de l'article R. 321-14 du code de la propriété intellectuelle communiquées dans le rapport de transparence annuel prévu à l'article L. 326-1 du même code pour l'exercice clos le 31 décembre 2022, https://rapportannuel2022.sacem.fr/docs/rapport_transparence_fr_2022.pdf.

150 SACEM へのヒアリングによる（2024 年 1 月 9 日実施）。

151 Société des Auteurs Compositeurs et Editeurs de Musique, 前掲注 149)。

3.3.5.6 根拠法

教育におけるデジタル複製は、CPI 第 L122-5 条で規定されている。

3.3.5.7 教育との関係

補償金の金額がわずかであり、自動的に契約更新がなされることから、PROCIREP と同様に関係省庁と交渉していない¹⁵²。

3.3.5.8 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織の有無など

教育著作権の分配等においては、SACEM の構成員に対して直接類比的に分配しており、隣接権団体（ADAMI、SPEDIDAM、SPPF 及び SCPP）への分配は SPRE を経由して分配している。

¹⁵² SACEM へのヒアリングによる（2024 年 1 月 9 日実施）。

3.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収

3.4.1 使用料の手続き主体

使用料の協議は、国民教育・青少年省の所管団体は、同省と CFC、AVA、SEAM が参加する合意により決定される。映画・視聴覚芸術は PROCIREP、音楽は SACEM との合意に基づく支払いがなされている。国民教育・青少年省の所管外の団体は個別に各 CMO に支払う。

なお、各学校はデジタル複製、紙による複製について CFC から調査依頼があり、教員等が秘匿された状態で調査に協力することになる。

3.4.2 使用料の支払い主体

デジタル複製については、国民教育・青少年省及び高等教育・研究省から毎年一括で振り込まれる。

複写は、初等教育の場合、各教育機関から教育省、教育省から CFC へと使用料が支払われる。中等教育の場合は、各教育機関から CFC へ直接支払われる。高等教育の場合は、各大学から大学学長会議、大学学長会議から CFC へ支払われる。

3.4.3 使用料規定・規則上の記載

教育に関する補償金額は、国民教育・青少年省との合意に基づくものである。使用料金表等の記載は CMO の使用料規定には記載されていない。なお、学校内のイベントにおける音楽利用は、補償金の範囲内の利用ではないため、料金表が定められている¹⁵³。

3.4.4 包括料金・包括料金以外の規定の構造

補償金制度においては、仏国において都度払いの仕組みはない。複写は利用量に応じた2段階が設けられているが、デジタル複製については一括払いとされている。

個別の出版社または著者からライセンスを受けた利用は妨げられておらず、その場合には補償金制度の対象外となる。

3.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス

3.4.5.1 決定・変更のフロー

国民教育・青少年省と CFC におけるデジタル複製に関する合意を例にみると、2006年に

¹⁵³ SACEM へのヒアリングによる（2024年1月9日実施）。

締結され、2009年、2010年、2012年、2014年、2016年、2019年と改定がなされているが、複製およびデジタル複製の補償金の額は制度開始以降の2006年以降金額の改定はなかった。

また、映像と音楽におけるデジタル複製の補償金はいずれの合意も自動更新され、2009年以降変更がみられないが、芸術・娯楽・レクリエーション活動部門の前年度の給料指数と連動する仕組みになっている。

3.4.5.2 決定・変更の場合の制約

規定上の制約はない。

補償金額は行政からみても報酬を上げるべきとらえているが、財務当局との調整があるため、急激に増加させることは難しいという実務的な課題がある¹⁵⁴。

3.4.5.3 政府との関係性

国民教育・青少年省が所管する教育機関との合意は、同省との協議により決定される。

各 CMO のヒアリングによれば、コミュニケーションをとる機会がない。この背景には映像・音楽については芸術・娯楽・レクリエーション活動部門の前年度の給料指数と連動する仕組みであり、他のライセンス料収入に比べて著しく安価であること等が背景にある。

現在、CFC と高等教育・研究省と「ハイブリッド・ライセンス」の締結に向けて交渉をはじめている。このハイブリッド・ライセンスとは、複製とデジタル複製を 1 本化したライセンスである。ライセンスを 1 本化することで、近年デジタル複製が増加している現状を踏まえることができることに加え、教育現場への負担の軽減することができ、利用者（教育現場・教育行政）及び著作権者の両者にとってメリットがあると CFC は考えている¹⁵⁵。

3.4.6 ライセンス制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス

3.4.6.1 決定・変更のフロー

交渉は国民教育・青少年省ならびに大学学長会議、CMO の間の協議で行われる。

3.4.6.2 決定・変更の場合の制約

複製に関して第 L122-5 条第 3 号第 e 号、デジタル複製に関して第 L122-5-4 条においては、「一括払いを基礎」として規定されている。

154 高等教育・研究省へのヒアリングによる（2024年1月10日実施）。

155 CFC へのヒアリング（2024年1月8日実施）及び高等教育・研究省へのヒアリングによる（2024年1月10日実施）。

3.4.6.3 政府との関係性

政府機関は統括団体にとって使用料の徴収・交渉当事者の 1 つである。したがって、政府のものは個別の交渉によるものとされ、政府は関与していない。

3.4.7 使用料・補償金決定の考え方

明確な金額根拠については公表されていない。2006 年の合意の後から変更がなかったといわれている¹⁵⁶。

コピー枚数については、CFC が推定を行っているが、デジタル複製については異議もあるため、デジタル利用のコンセンサスを得るために、2024 年に大学と CFC で共同研究を行う予定である¹⁵⁷。

156 高等教育・研究省へのヒアリングによる（2024 年 1 月 10 日実施）。

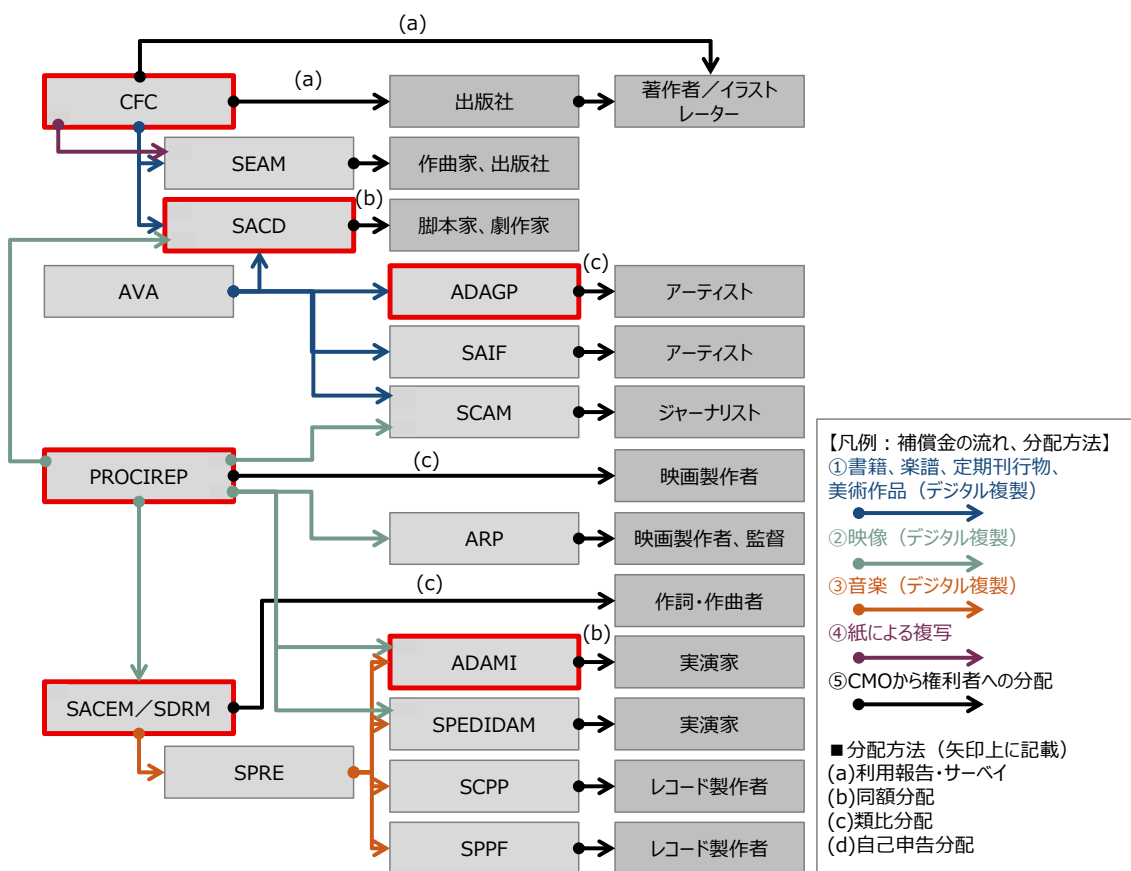
157 CFC へのヒアリングによる（2024 年 1 月 8 日実施）。

3.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配

3.5.1 分配方法の全体像

分配方法は図表 45 のとおりである。デジタル複製のうち書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品及び複製については質問紙調査を含めた分配がなされているが、デジタル複製のうち映画・視聴覚作品、音楽においては関係 CMO が、類比分配または同額分配している。

図表 45 [仏国]分配の全体像（赤枠はヒアリング先）



3.5.2 書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品（デジタル複製）

3.5.2.1 分配方法のフロー・計算方法

3.5.2.1.1 全体像

デジタル複製のうち書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品は、無作為抽出で学校を選択し、該当校に所属する各教員は 4 週間連続で書籍、新聞、雑誌、楽譜の複写について特定する

ことに協力することになる^{158,159}。

サンプルサイズはデジタル複製については非公表で、年次報告書・透明性レポートにも記載がない。ヒアリング調査で調査の実施方法についてヒアリングしたところ、①サーベイ調査と②利用報告のデータを用いて分析を行っている。①サーベイ調査は、書籍の料率（ウェイト）を算出するための調査であり、中等教育 1,230 校の 30,645 の活動、大学 7 校からコースワークの 53,000 ファイルを収集し、複数年に 1 度実施している。②利用報告は、分配に用いるデータであり、初等教育 3,000 校及び中等教育 1,200 校から 1 か月単位のデータを収集し、大学は通年のデータを収集しているもので、毎年実施している。

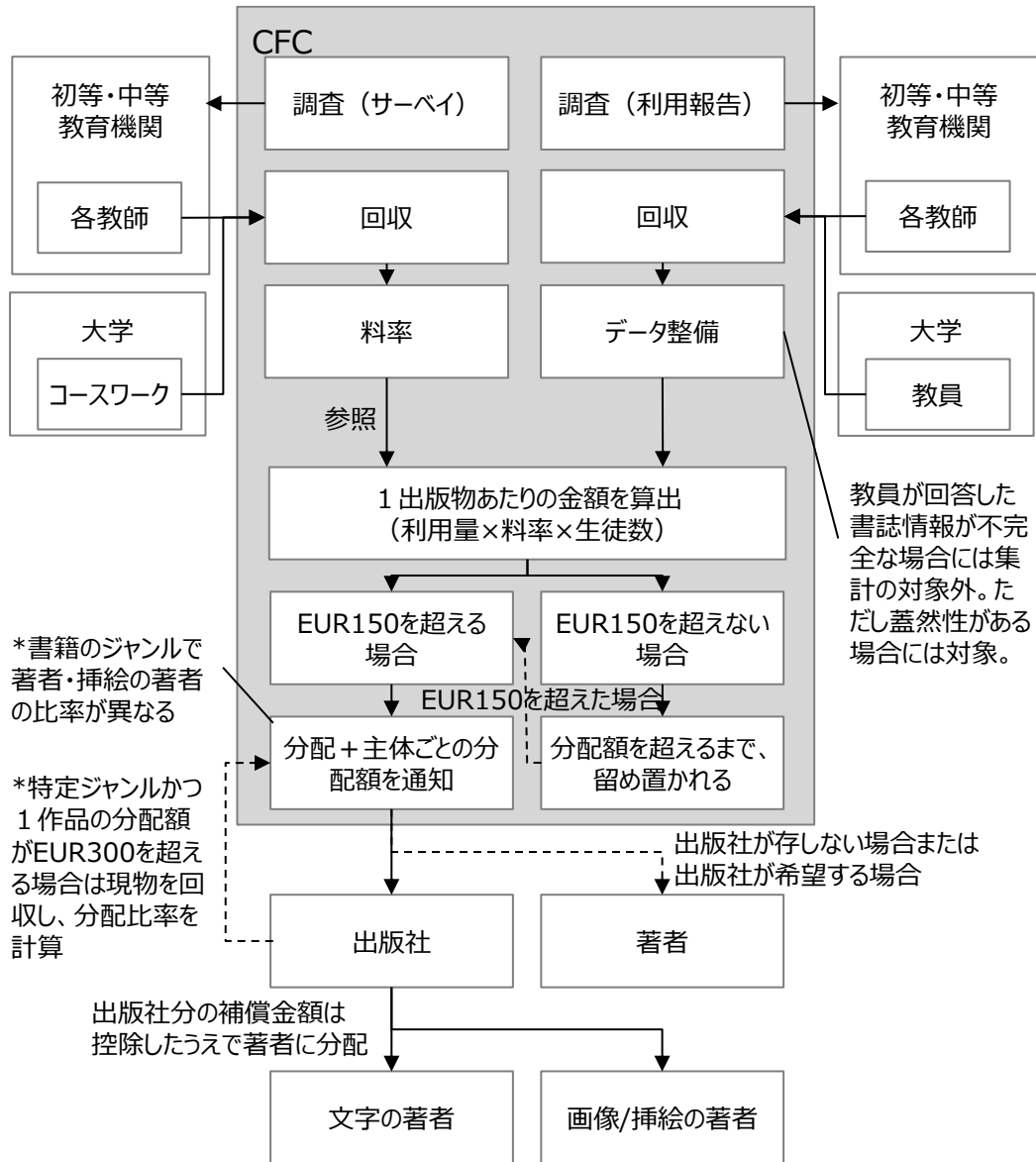
計算式は利用量×料率×生徒数で算出し、利用報告に対して、CFC が保有する書誌情報やカテゴリ情報をもつデータベースと照合する。データベースに特定できた出版物について該当するカテゴリの料率を参照する。料率は①書籍の単価を考慮した料率、②出版社・文字の著者及び画像/挿絵の著者を考慮した料率の 2 つあり、1 出版物あたりの金額を算出する。1 出版物が EUR150(JPY 21,925)を超える場合は分配する。CFC は出版社に出版社および文字の著者ならびに画像や画像/挿絵の著者の各主体の分配額を通知し、出版社はその金額に応じて文字の著者ならびに画像/挿絵の著者に分配する。EUR150(JPY 21,925)を超えない場合には書籍ごとに CFC に留め置かれ、当該額に達してから分配される¹⁶⁰。

158 CFC, Partager des savoirs l'esprit libre, <http://www.cfcopies.com/copie-pedagogique/etablissement-primaire-public-et-prive>.

159 平成 29 年度調査によると、初等中等教育は 10%程度が対象となっており、高等教育機関は 3 年ごとに実施するとされていた。全数対象となっているかは不明瞭となっている。また、同調査によると報告率は 6 割程度という。文化庁, 前掲注 9)。

160 CFC へのヒアリングによる (2024 年 1 月 8 日実施)。

図表 46 [仏国] デジタル利用の計算方法¹⁶¹



161 CFC へのヒアリングによる (2024年1月8日実施)。

3.5.2.1.2 書籍に関する各料率について

書籍の単価を考慮した料率は公表されていない。

1冊あたりの補償金が算出された後、著者と出版社に対して図表 47 の割合で配分される。これらの割合は書籍の種類でウェイトが異なる。

図表 47 [仏国]文字・画像の出版社・著者のウェイト（書籍）¹⁶²

出版物のカテゴリ	文字のシェア(%)		画像/挿絵のシェア(%)	
	著者	出版社	著者	出版社
L.1a 文庫	50	50	50	50
L.1b 豊富なイラストが描かれた文庫	50	50	50	50
L.2 学校図書・副読本	30	70	30	70
L.3 一般図書	50	50	50	50
L.4 学術書	40	60	40	60
L.5 実用書	50	50	50	50
L.6 医学書	50	50	-	-
L.7a バンデシネ、図版多数の書籍	50	50	50	50
L.7b 百科事典、地図帳、地図	50	50	50	50

原則としては、テキストと画像においてもウェイトが分けられており、出版物のカテゴリによってウェイトが異なる。テキストと画像が当該書籍に占める表面積によって補償金を分配している。CFC ではサンプリング調査によって算出結果を踏まえて、平均値の情報も提供しており、これを権利者への分配時にも利用している。

また、画像が多い L.1b（豊富なイラストが描かれた文庫）、L.5（実用書）、L.7a（バンデシネ、図版多数の書籍）、L.7b（百科事典、地図帳、地図）の4つのカテゴリにおいて1著作物あたりの分配額が EUR 300(JPY 43,851)を超える場合には、CFC は出版社に契約の有無を確認し、契約の記載がない場合には現物の提供を求める。契約により文字・画像/挿絵の間の分配を定めている場合には、当該割合が適用される。

図表 48 [仏国]文字・画像のウェイト（書籍）¹⁶³

出版物のカテゴリ	文字(%)	画像(%)
L.1a 文庫	97.3	2.7
L.1b 豊富なイラストが描かれた文庫	50	50
L.2a 学校図書・副読本（初等教育）	70	30
L.2b 学校図書・副読本（中等教育）	85	15
L.3 一般図書	99.2	0.8
L.4 学術書	99.3	0.7
L.5 実用書	50	50
L.6 医学書	100	0
L.7a バンデシネ、図版多数の書籍	50	50
L.7b 百科事典、地図帳、地図	70	30

162 CFC, Éditeur de livres, <http://www.cfcopies.com/photocopie/redevances/editeur-de-livre>.

163 CFC, 前掲注 162)。

3.5.2.1.3 プレス（定期刊行物）に関する各料率について

定期刊行物の単価を考慮した料率は公表されていない。

P.1～P.4 では料金が 1,000 EUR 以下の場合には図表 49 の平均値が適用され、1,000EUR を超える場合には出版物ごとに割合が計算される。

図表 49 [仏国]文字・画像のウェイト（プレス）¹⁶⁴

出版物のカテゴリ	文字(%)	画像(%)
P.1 大衆紙	75	25
P.2 一般報道	73.7	26.3
P.3 業界紙	85.96	14.04
P.4 専門業界紙・文化専門誌	92.45	7.55
P.5 科学・医療専門誌	98.8	1.2
P.6 定期刊行される科学・技術・医療専門出版物	100	0
P.7 発行部数が制限された専門のニュースレター	100	0

文字におけるウェイトについては図表 50 のとおりである。P.1 および P.2 については著者と出版社は、出版社がCFCに通知した割合とするか、50:50にしなければならない。なお、P.3 から P.7 ついて雇用関連法令で認められている範囲内で雇用契約によって作成された場合には、雇用契約もしくは労働協約によって著者と出版社の分配割合が適用されることもある。

図表 50 [仏国]文字・画像の出版社・著者のウェイト（プレス）¹⁶⁵

出版物のカテゴリ	サブカテゴリ	著者(%)	出版社(%)
P.1 大衆紙		50	50
P.2 一般報道		50	50
P.3 業界紙	発行部数 75,000 部超	50	50
	50,000 部超から 75,000 部	40	60
	25,000 部超から 50,000 部	30	70
	25,000 部未満	20	80
P.4 専門業界紙・文化専門誌	発行部数 75,000 部超	50	50
	50,000 部超から 75,000 部	40	60
	25,000 部超から 50,000 部	30	70
	10,000 部超から 25,000 部未満	20	80
	10,000 部未満	10	90
P.5 科学・医療専門誌	発行部数 75,000 部超	50	50
	50,000 部超から	40	60

164 CFC, Éditeur de presse, <http://www.cfcopies.com/photocopie/redevances/editeur-de-presse>.

165 CFC, 前掲注 164)。

出版物のカテゴリ	サブカテゴリ	著者(%)	出版社(%)
	75,000 部		
	25,000 部超から 50,000 部	30	70
	10,000 部超から 25,000 部未満	20	80
	10,000 部未満	10	90
P.6 定期刊行される科学・技術・医療専門出版物	発行部数 75,000 部超	50	50
	50,000 部超から 75,000 部	40	60
	25,000 部超から 50,000 部	30	70
	10,000 部超から 25,000 部未満	20	80
	10,000 部未満	10	90
P.7 発行部数が制限された専門のニュースレター	10,000 部未満	10	90

さらに、画像は3つのカテゴリに分けられ、①既存画像の活用（PICROPP）、②画像に著者名が記載されている場合（PIACE）、③それ以外（PIA）に分類され、画像が含まれている割合を算出する。①PICROPP のカテゴリには図表 51 の割合が適用され、②PIACE の場合には各出版社に対して CFC の問い合わせ、回答された割合が適用される。回答が得られない場合には③の PIA に適用される。③PIA は、それ以外の場合として①と②を踏まえて CFC が決定する。

図表 51 [仏国]PICROPP の場合のウェイト（プレス）¹⁶⁶

出版物のカテゴリ	PICROPP 率(%)
P.1 大衆紙	1.5%
P.2 一般報道	4.84%
P.3 業界紙	2.26%
P.4 専門業界紙・文化専門誌	1.23%
P.5 科学・医療専門誌	0
P.6 定期刊行される科学・技術・医療専門出版物	0
P.7 発行部数が制限された専門のニュースレター	0

3つのカテゴリに分類し、①PICROPP または②PIACE に該当するウェイトを乗じたうえで、著者と出版社のウェイトが分類される。P.3 から P.7 について発行部数が公表されていない場合には著者と出版社が 50:50 で分配される。

166 CFC, 前掲注 164)。

図表 52 [仏国] 著者と出版社のウェイト（プレス）¹⁶⁷

出版物のカテゴリ	サブカテゴリ	著者(%)	出版社(%)
P.1 大衆紙 P.2 一般報道	PICROPP	50	50
	PIACE のうち契約により当該規定が「ない」場合	50	50
	PIACE のうち契約により当該規定が「ある」場合	規定で定めた割合に従う	
	PAI	50	50
P.3 業界紙から P.7 発行部数が制限された 専門のニュースレター	発行部数 75,000 部超	50	50
	50,000 部超から 75,000 部	40	60
	25,000 部超から 50,000 部	30	70
	10,000 部超から 25,000 部未満	20	80
	10,000 部未満	10	90

167 CFC, 前掲注 164)。

3.5.2.2 利用者から収集している資料

利用者である教員は対して、他人に知られることなく CFC に回答している。教員は利用者した著作物の情報のみを CFC に対して送付し、現物を送付することはない。ただし、イラスト等が多い分野において、分配の金額が1つの著作物あたり EUR 300 を超える場合に、文字と画像の分配率を算出することを目的として、CFC が出版社から現物を入手している（本節 3.5.2.1 を参照）。

図表 53 [仏国]調査票




Tableau à remplir par chaque enseignant/formateur
pour toute COPIE D'EXTRAIT D'ŒUVRE PROTÉGÉE destinée aux élèves/étudiants/stagiaires
(merci d'écrire au stylo noir ou bleu)

ÉTABLISSEMENT : _____

LIVRE				PRESSE		Taille de l'extrait copié (en nombre de pages)	Nombre de destinataires	Nombre total de copies diffusées	Mode(s) de diffusion	
TITRE	AUTEUR(S)	ÉDITEUR	COLLECTION	TITRE du journal, magazine, revue, site internet					Phonogramme	Internet
Exemple : ÉDITO, NIVEAU B2 : CAHIER D'ACTIVITÉS	E. HEU J.-J. MABILAT	DIDIER	NOUVEL ÉDITO			8	x 70	= 560	X	X
					Exemple : LEMONDE.FR	0,5	x 50	= 25		X
							x	=		
							x	=		
							x	=		
							x	=		

Ce document doit rester anonyme

C'est de la qualité de vos déclarations que dépend la qualité du reversement des redevances aux auteurs et aux éditeurs.

ENS 2

3.5.2.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法

出版物を調査対象としていることから、出版社や著作権者が不明となる場合はまれである。このため、連絡先不明は全体の1%以下にとどまる¹⁶⁸。

3.5.2.4 共通目的事業への利用

共通目的事業は設けられている。分配ができなかった補償金の全額は各 CMO の分野の創作活動を支援するために使われるとされている。支援の対象は、書籍または報道機関に関係性がある活動について支援がなされている。関係性がある活動の例示には、①メディアの活用法を教育し、将来の読者を増やす活動、②海外におけるフランス作品の地位向上

¹⁶⁸ CFC へのヒアリングによる（2024年1月8日実施）。

や普及を促進する活動、③多くの人の利益に供するデジタルツールの開発を支援する活動、④著者の専門性の向上と経験を共有する活動、⑤作品の宣伝に協力する活動が挙げられている。関係性がある活動には、一般大衆のみを対象としたイベントは含まれない¹⁶⁹。

資金提供を受けるためには、希望する団体は CFC に申請し、CFC は審査を経て、採択されるか否か判断する。支援総額は予想される経費の 30% を上限としている。また、イベント実施時には CFC のロゴを活用しなければならないことや、イベント終了後の 6 か月以内にイベントに関する報告書と収支報告書を提出することになる。募集は年 4 回行われている。

直近の支援事例をみると、自然と土地をテーマにしたバンデシネの芸術祭「La BD est dans le pré」において小学生がバンデシネを作る体験を支援しているほか、学校中退者支援の団体「Réparer le langage, je peux」による 600 名の生徒による集団小説の執筆を支援するなどの事例がある¹⁷⁰。

3.5.2.5 分配手法の考え方・正当性

CFC によると、権利者から自分の作品が使われているというクレームは全くないわけではないという。他方で、悉皆調査はコストの観点から考えると不可能であるため、権利者の代表としてサンプルを収集していることを説明し、個別の権利者から理解を得ている¹⁷¹。

3.5.2.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）

CFC はデータベースを保有しており、当該データベースには 42 万件の書誌情報が含まれている。書誌情報には、作品情報やカテゴリや出版社の口座情報に加えて、支払い不要であることなどの情報も含まれている。（データが一定程度完全性を有していると想定しているため、）データベース所蔵の書籍と照合しない場合、集計の対象外となる¹⁷²。なお、利用報告の回答者（教員）による入力ミスなどは、明らかに判断できるものは随時 CFC が修正して登録している。

3.5.2.7 分野別団体の分配

3.5.2.7.1 ADAGP

美術関連の CMO である ADAGP は、AVA の創設メンバーであり、教育利用の補償金の分配に関与している。これは、国民教育・青年省、CFC、AVA 間の合意によるものである。

169 CFC, Modalités d'attribution des aides, <https://www.cfcopies.com/actions-culturelles/modalites-d-attribution-des-aides>.

170 CFC, Actions culturelles soutenues, <https://www.cfcopies.com/actions-culturelles/actions-culturelles-soutenues>.

171 CFC へのヒアリングによる（2024 年 1 月 8 日実施）。

172 CFC へのヒアリングによる（2024 年 1 月 8 日実施）。

分配は他の分配実績（書籍における利用等や追求権¹⁷³の分配）を基に類比分配している。

教育利用の補償金は EUR 0.5M(JPY 73.09M)であり、ADAGP の主な権利収入である私的複製からの EUR 8M(JPY 1,169M)に比して分配される¹⁷⁴。新たな分配ルールを策定し、それに基づいて分配することはコストを要するが、教育利用の補償金は ADAGP の収益の 1%程度にとどまる。もし、現状の 10 倍以上の分配を受け取ることができれば類比分配以外の方法を検討する余地があるという意見であった¹⁷⁵。

3.5.2.7.2 SACD

映画監督、脚本及び劇作家の分野別団体である SACD¹⁷⁶は、CFC や PROCIREP などを経由して補償金を収受し、教育利用の分配を行っている。教育利用の補償金は EUR 0.05M(JPY 7.31M)に留まる¹⁷⁷。

教育利用の補償金は、フランスでのテレビ番組を放送するために徴収した印税に基づいて分配されている。この理由は、学校での使用状況を把握するデータがないこと、この金額では調査を行うこともできないこと、回答率も低く、実施も困難であることが挙げられた¹⁷⁸。

また、著作物の 10%を超える場合はライセンス契約となるが、SACD によると脚本を 1 冊使う時には、複写やデジタル複製ではなく、学校は書籍を購入することで権利処理がなされていると解釈されている¹⁷⁹。

3.5.3 映画・視聴覚作品（デジタル利用）

3.5.3.1 分配方法のフロー・計算方法

PROCIREP から各団体に分配する際には、私的複製の分配に上乗せして分配している。このため、私的複製に対する分配の実態に基づいて類比分配している。私的複製の類比分配の方法をみると、デジタル複製のうち映画・視聴覚作品は、私的複製の補償金の分配額に上乗せして分配していることから、教育利用補償金分配のための学校を対象とするサンプリング調査等は行っていない。

173 美術品を転売する際に、著作権者が一部金額を受け取ることができる権利。

174 ADAGP へのヒアリング（2024 年 1 月 9 日実施）によると、追求権の分配においても一定程度 CMO の非構成員がおり、年間 20 名程度みられる。特に金額が大きい権利者のうち特殊なケースに絞りと、探偵等に依頼して相続人や権利者を探ることがあるという意見が聞かれた。

175 ADAGP へのヒアリングによる（2024 年 1 月 9 日実施）。

176 SACD は二次的使用料等を管理し、その分配は、長編映画を TV、ケーブルテレビ、衛星放送、IPTV、配信などに二次使用する場合に一定料率支払っている。長編映画の場合には、分配割合は監督が 40%、脚本家が 60%である。脚本家が複数いる場合は作家同士で分け方を決めることができる。新作映画ができたとき、著作者は、自身の名前と印税の分配方法を SACD のフォームに記載し、SACD に提出する。SACD はこれに基づいて分配額を決めている。

177 SACD のヒアリングによる（2024 年 1 月 8 日実施）。

178 SACD のヒアリングによる（2024 年 1 月 8 日実施）。

179 SACD のヒアリングによる（2024 年 1 月 8 日実施）。

私的複製の補償金の分配方法を詳述する。PROCIREP は、全体の 75%は著者、出演者、映画製作者で 1/3 ずつ分配（CPI 第 L311-7 条第 2 文¹⁸⁰）し、全体の 25%は映像作品の創作支援として利用される（CPI 第 L324-17 条）。

私的複製の補償金の 75%の分配について¹⁸¹は、全国視聴者 1%以上のチャンネルの番組のみを分配計算に含めることとされ、20 チャンネルを対象¹⁸²としている。視聴率データを提供する Médiamétrie¹⁸³と私的複製を担う Copie France の間の共同契約に基づき、PROCIREP および他の Copie France 加盟団体にデータが提供される。また、INA のデータも提供される。私的複製の補償金の分配の対象となる仏国外の国に対しても収受・分配しており、EU 加盟国に対しては EUROCOPYA を通じて収受・分配している。

私的複製に関する補償金の分配は、PROCIREP 及び ANGOA によるプラットフォームを利用して分配している。ISAN（国際標準視聴覚番号）識別規格を 2020 年前後から導入した。現時点では、83%程度が分配できているという。未分配額の多くは外国作品が占めている¹⁸⁴。

権利者は、権利に基づく報酬を得る場合、作品の情報に関する情報を記載して申請する権利宣言書を PROCIREP に提出する必要がある。

3.5.3.2 権利者から収集している資料

PROCIREP は私的複製の権利者からは権利宣言書を収集している。

各権利者への分配は、私的複製は各権利者が作品の権利宣言書を提出し、年ごとにジャンル、タイトル、製作国、製作年、長さ、放送事業者、主な参加者を記載し、提出する。

180 CPI 第 L311-7 条第 2 文「ビデオグラムの私的コピーに対する報酬は、この法典にいう著作者、実演家及び製作者が平等に享受する。」著作権情報センター（井奈波朋子訳）、前掲注 34）。

181 PROCIREP, 前掲注 111)。

182 仏国の地上波 7 チャンネルのほか、地上波デジタルテレビ放送 13 チャンネルが含まれる。

183 Médiamétrie, <https://www.mediametrie.fr/fr>。

184 PROCIREP, 前掲注 111)。

図表 54 [仏国]私的複製権の権利申告書[作品単位版] (1 枚目) 185



**FORMULAIRE DE DECLARATION DES DROITS
DE COPIE PRIVEE**

<i>DECLARANT :</i>	
<i>DESCRIPTION DE L'OEUVRE DECLAREE</i>	
N° ISAN * :	
Genre / Catégorie * :	
Titre de l'oeuvre ou de la série ** :	
Titre de la collection * :	
Nationalité de l'oeuvre * :	
Année de production * :	
Durée (en minutes) * :	
Réalisateur(s) * :	
Principaux participants (ex : acteurs...) :	

Version :	<input type="checkbox"/> Couleur	<input type="checkbox"/> Noir et blanc	<input type="checkbox"/> Colorisée
-----------	----------------------------------	--	------------------------------------

* A remplir obligatoirement si non renseigné
 ** Dans le cas d'une série, veuillez joindre le formulaire spécifique aux séries (détail des épisodes)

- Etes-vous détenteur des droits depuis l'origine ? (=date de début des droits) : OUI / NON
- Si NON, indiquez la date d'acquisition de vos droits : . . . / . . . / . . . (JJ/MM/AAAA)

<i>Date et signature du déclarant</i>	<i>Cachet de la société</i>
---------------------------------------	-----------------------------

図表 55 [仏国] 私的複製権の権利宣言書[国外について] (2 枚目) ¹⁸⁶

FORMULAIRE DE DECLARATION DES DROITS DE COPIE PRIVEE					
Déclarant :			Œuvre :		
Pays de validité des droits	Période de droits		% revendiqué	Version(s) linguistique(s) revendiquée(s)	Droits fixes (oui / non)
	Date de début des droits	Date de fin des droits			
Monde entier					
Allemagne					
Autriche					
Belgique					
Danemark					
Espagne					
France					
Italie					
Pays-Bas					
Pologne					
Portugal					
Norvège					
Suède					
Suisse					

Utilisation Scolaire					

Le soussigné déclare détenir les droits mentionnés ci-dessus et dégage la société PROCIREP de toute responsabilité pour toutes réclamations éventuelles formulées par des tiers concernant cette déclaration.

186 PROCIREP, 前掲注 185)。

3.5.3.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法

権利宣言書による自己申告を行った権利者に対して分配されていることから、権利者が不明であることはない。

3.5.3.4 共通目的事業への利用等

仏国では私的複製の25%を共通目的事業（集团的利益事業[Projets d'intérêt collectif]）として利用することが定められている。PROCIREP は、共通目的事業として視聴覚作品が融資を受ける場合に利子補給を行うほか、特定の事業に対して支援している。支援を受けた事業をみると、2020 年第一四半期¹⁸⁷では、映画祭（例：国際ドキュメンタリーフェスティバル、クレルモンフェラン国際短編映画祭と見本市）や、作品の売り込みのためのピッチイベント（例：カートゥーンムービー）などに用いられている。

3.5.3.5 分配手法の考え方・正当性

私的複製のデータを用いて類比分配することは、教育におけるデータの利用が少なく、少額であることが理由として挙げられた¹⁸⁸。

3.5.3.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）

他の分配方法からの類比分配を行うことで作業負担が少ないと考えられる。権利者は、私的複製における調査データを PROCIREP の運営するプラットフォームで確認できる。

3.5.3.7 分野別団体の分配

3.5.3.7.1 ADAMI（実演家）

実演家の非営利団体である ADAMI は、教育利用の補償金については映像実演については PROCIREP、音楽実演については SACEM から SPRE を経由して分配を受ける。

ライセンス収入の総額は 2022 年において EUR 85.2M(JPY 12,453)であった¹⁸⁹。権利収入は①私的複製、②衡平な報酬（*rémunération équitable*）、③排他的権利の行使、④国際的な権利である。教育利用の補償金は、音楽で EUR0.03M(JPY 4.39M)、視聴覚作品では EUR0.07M(JPY 10.23M)と非常に少ない。このため、分配は2年に1回、全員に同額を分配している（同額分配）¹⁹⁰。

187 PROCIREP, Les événements du 1er trimestre 2020 soutenus par la PROCIREP, <https://www.procirep.fr/Les-evenements-du-1er-trimestre-271.html>.

188 PROCIREP へのヒアリングによる(2024年1月11日実施)。

189 ADAMI へのヒアリングによる(2024年1月8日実施)。

190 ADAMI へのヒアリングによる(2024年1月8日実施)。

現在の分配方法（同額分配）となった理由について、フランスの大学や学校は利用報告の義務が法的に付されておらず、CMOは大学や学校で用いられた作品のデータを入手できず、分配の対象となる実演家も明らかではないことから、同一額の分配をしているという意見であった¹⁹¹。

3.5.4 音楽（デジタル利用）

3.5.4.1 分配方法のフロー・計算方法

音楽著作権団体である SACEM は、2022 年におけるライセンス収入の総額は EUR 1413.4M(JPY 207B)であった¹⁹²。

SACEM は美容院やレストランなど顧客と、40 万件における録音物の演奏権によるものであり、放送局のほか、デジタルサービスプロバイダ（DSP）向けのライセンス・サービスがあり、Google(YouTube)、Amazon、Spotify へのライセンスも行っている。

しかし、美容院やレストランからは詳細な利用状況を得ることが難しいため、放送局や DSP の利用から類比分配している。類比の元となるデータには作品の利用データが蓄積される勘定（以下「作品勘定」）があり、一度利用されると 10 年間作品勘定に蓄積し、毎年更新される。作品勘定に利用データが当初合致しない場合でも、勘定に利用データが蓄積されていくことに伴って作品勘定のデータが充実し、次第に照合される割合が増え、未分配の割合が減っていく。未分配の多くは海外作品が多くを占める。仮に 5 年経過して分配できなかった場合には、全構成員に分配される¹⁹³。

教育利用の補償金は、音楽全体で EUR 0.15M(JPY 21.93M)であり、SACEM は PROCIRP を介して EUR 0.085M(JPY 12.42M)を受け取り、作品勘定のデータを用いて類比分配で権利者に分配している。SACEM は残額を SPRE に分配し、SPRE は隣接権団体に分配する。

3.5.4.2 利用者から収集している資料

利用報告データは、放送局及び DSP から収集している。利用報告のうち 99%は DSP によるもので構成される。フランスでは放送局及び DSP は利用報告が義務付けられているため、正確な値を取得できる。

3.5.4.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法

作品勘定にデータが集積されてくことで、データが拡充されていき、特定できない権利者が低減するように工夫している。

¹⁹¹ ADAMI へのヒアリングによる（2024 年 1 月 8 日実施）。

¹⁹² SACEM, 前掲注 149)。

¹⁹³ SACEM へのヒアリングによる（2024 年 1 月 9 日実施）

3.5.4.4 共通目的事業への利用

教育利用による補償金額は少額であり、作品勘定全体に含めて計算されている。このため、教育利用による補償金を原資にする共通目的費は定められていない。

なお、SACEM は芸術文化教育事業を展開している。たとえば、刑務所施設における音楽創作プロジェクトや公的・民間の公共施設などでの活動支援などを行っている（上限額は EUR 5,000(JPY 730,850)）¹⁹⁴や、学生のために音楽創作プロジェクトを行うシンガーソングライターへの支援を行っている¹⁹⁵。

3.5.5 複写

幼稚園・小学校に対する複写に関する調査は、国民教育・青少年省が毎年5月に3,000校のリストと連絡先を CFC に送付し、データに欠損がある場合¹⁹⁶には国民教育・青少年省が他の候補を送付する（または、国民教育・青少年省からリストの送付がない場合には CFC が自ら作成可能）。国民教育・青少年省は、学校に対しては申告に参加することは必須であることを通知し、この仕組みの実行について監視する責任を負う。学校は利用した著作物の書誌情報を報告することとされている¹⁹⁷。

また、幼稚園・小学校以外の機関も同様に調査への協力が求められる。調査方法は合意の中に明示的に規定されており、毎年300の EPLE（地方教育公施設法人）を含む400団体に対して実施し、4週間にわたって利用状況の調査が実施されている¹⁹⁸。

加えて、同省は、無作為抽出によって、3つの代表的なサンプルに関する施設のリストと連絡先詳細を CFC に送信する。サンプルとして指定された施設は、調査期間中に作成された著作物のコピーの量と性質を、タイトル、著者、出版社ごとに分類して CFC に通知する。調査回答データは、職員や学生の匿名性が保持される¹⁹⁹。

3.5.6 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス

3.5.6.1 決定・変更の場合の制約

分配方法の一般的な方針は各 CMO の社員総会によって決定される（CPI 第 L323-6 条第 4

194 SACEM, IN SITU : JUSTICE, SANTÉ ET HANDICAP, <https://aide-aux-projets.sacem.fr/nos-programmes-aide/situ-justice-sante-et-handicap/consultation>.

195 SACEM, LES FABRIQUES À MUSIQUE, <https://aide-aux-projets.sacem.fr/nos-programmes-aide/les-fabriques-musique/consultation>.

196 具体的なケースは説明されていないが、学校が閉校等で存在しない場合や連絡が取れない場合などが想定される。

197 Le ministère de l'éducation nationale et de la jeunesse など、前掲注 127)。

198 Le ministère de l'éducation nationale et de la jeunesse など、前掲注 128)。

199 Le ministère de l'éducation nationale et de la jeunesse など、前掲注 128)。

文)。ただし、法により規定されるもの以外の收受した補償金の使用方法²⁰⁰を除く。

3.5.6.2 政府との関係性

仏国政府は CMO に対する監査として、CMO の監査は会計検査院が担い、毎年 CMO に関する年報を発行している²⁰¹。年報では、各 CMO に対する評価や課題が提示されている。

200 たとえば、私的複製の場合には 25%が共通目的費とされる。

201 Cour des Comptes, Commission de contrôle des organismes de gestion des droits d'auteur et des droits voisins, <https://www.ccomptes.fr/fr/institutions-associees/commission-de-contrôle-des-organismes-de-gestion-des-droits-dauteur>.

3.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組

3.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育

仏国では、公教育上で著作権・知的財産教育を行っており、関連省庁などで教材が公表されている。この背景には、2017年の議会質疑を通じて、中等教育において違法ダウンロードに関する教育を行うこととなったことが契機となった²⁰²。

また、高等教育において著作権・知的財産教育は実施していない。剽窃や違法ダウンロードに関する研修が行われている。これらは大学図書館から提供されていることが多い。また、研究に従事する学生は、科学出版とオープンアクセスに関する研修を受講している²⁰³。

3.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）

3.6.2.1 各省庁による啓発資料

著作権に対する意識を高めることの一環として、2019年11月に国民教育・青少年省はHadopi（現 ARCOM）とパートナーシップ契約²⁰⁴を締結し、教師及び児童・生徒に著作権教育モジュールを提供することとなった。

教員向け研修用教材は以下の7つの教材がある。

図表 56 [仏国]教員向け教材の概要²⁰⁵

■ 校内創作物と著作物

1. 保護された作品の概念

概要：学校では生徒も教員も同様に法で保護される作品を作成する可能性があること。

教材で取り上げた主な問題の例：どのような創作物が著作権で保護される可能性があるか。どのような条件で創作物が保護されるのか。

2. 著者の特定

概要：授業中に作品を作成すると、著作者の扱いについて問題が生じる。

教材で取り上げた主な問題の例：学校においては、誰が著作者とみなされるのか。著作権保護の恩恵を受けるために何か措置を講じる必要があるか。未成年でも著作者になれるのか。

3. 著者が複数いる場合

概要：生徒や教師が複数名で1つの芸術的・文学的なプロジェクトを行う場合は一般的であること。

教材で取り上げた主な問題の例：学生が芸術的または文学的なプロジェクトに共同で取り組むとき、著作者は誰か。共同作業という概念の説明。

202 Réponse du Ministère de l'éducation nationale publiée le 25/07/2018, Sénat, <https://www.senat.fr/questions/base/2018/qSEQ18020223S.html>.

203 高等教育・研究省へのヒアリングによる（2024年1月10日実施）。

204 JEAN-MICHEL BLANQUER ET DENIS RAPONE, PRÉSIDENT DE L'HADOPI, SIGNENT UNE CONVENTION DE PARTENARIAT, <https://www.hadopi.fr/actualites/jean-michel-blanquer-et-denis-rapone-president-de-lhadopi-signent-une-convention-de>.

205 Comprendre les droits d'auteur avec les fiches de l'Hadopi, <https://eduscol.education.fr/2992/comprendre-les-droits-d-auteur-avec-les-fiches-de-l-hadopi>.

4. 著作権の原則と範囲は何か

概要：仏国における著作権における主要な原則を知ることは重要である。

教材で取り上げた主な問題の例：事前の登録なしに著作物を保護できるか。著作権によって与えられる権利とは何か。著作財産権とは何か。法で得られる権利とは何か。

■ 学校内のリソースの使用と著作権

5. 学校制度の中で作品を利用すること

概要：学校の枠組み内で生徒または教師によって作成された著作物の配布は、法律によって課される特定の要件を満たさなければならない。

教材で取り上げた主な問題の例：学校内で作成された配布物にライセンスを得る必要がある場合はどのようなときか。作品の利用はクリエイターの許諾を要するか。著作者は許諾を取り消すことはできるか。

6. 著作権を遵守しつつ、学校用のリソースをインターネット上で見つけるにはどうしたらよいか

概要：CPIにおける教育上の例外は、2009年よりフランスで適用されている。

教材で取り上げた主な問題の例：CPIにおける教育上の例外に含まれる利用は何か。学校現場で使用できるリソースを選択し、オンラインの文化に対する先入観を打破するためにはどのような考え方が必要なのか。

7. 違法ダウンロードと法的リスク

概要：著作権で保護された著作物を複製するには、原則として著作権者の許諾が必要である。違法ダウンロードとは、著作権者の許諾なしに、保護された作品の一時的または永久的に複製することを指す。

教材で取り上げた主な問題の例：違法ダウンロードが生じた場合、どのような対応があるのか。インターネット上で違法に作品をアップロードすることによる法的リスクとはなにか。ネット接続下で、著作物を保護するために、どのような手段を講じることができるか。

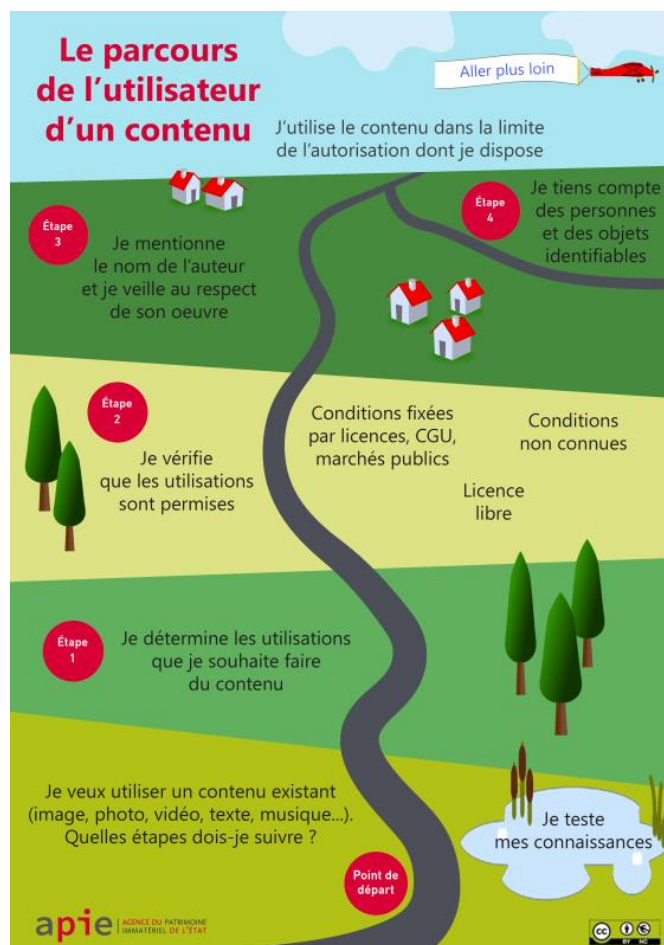
小学校高学及び中学生向けの教材や、ドキュメンタリー形式で学ぶ高校生向けの映像教材なども提供されている²⁰⁶。

また、経済・財務・産業及びデジタル主権省（Ministère de l'économie, des finances et de la souveraineté industrielle et numérique）は、コンテンツ利用ガイド²⁰⁷を2018年に発行し、著作物のユーザーが知っておくべき、手順等を紹介している。

206 Hadopi, LES RESSOURCES PÉDAGOGIQUES POUR LA COMMUNAUTÉ ÉDUCATIVE,
<https://www.hadopi.fr/ressources/modules-pedagogiques-enseignant>.

207 Droit d'auteur, droit à l'image : les étapes essentielles pour utiliser un contenu
<https://www.economie.gouv.fr/apie/propriete-intellectuelle-publications/droit-auteur-droit-image-etapes-essentielles-pour-utiliser-contenu>.

図表 57 [仏国]コンテンツ利用の手順に関するインフォグラフィックス²⁰⁸



3.6.2.2 CFCによる教員向けの手引き

CFC では、教員向けの手引きをウェブサイトで公表している²⁰⁹。この手引きでは、教育利用に関する補償金制度の範囲内の利用について簡潔に紹介されており、書籍・定期刊行物²¹⁰・画像・楽譜の国内外の著作物並びに静止画像からの抜粋を使用できるとしている。著作物の抜粋はコピー、デジタルファイルの複製、転記/コピー&ペースト、スキャンが可能であり、PC・プロジェクター等による投影（可視化）、紙媒体での配布、デジタル形式での複製やPCからの印刷も可能であるとしている。ただし、教員は、インターネット上の掲載は個別許諾が必要であることと、画像と短い作品（詩やプレス）を除く 10%以上のコピーや 800x800 ピクセル（72dpi）より高い高解像度による画像のコピーの禁止、出典（タ

208 Droit d'auteur, droit à l'image : les étapes essentielles pour utiliser un contenu <https://www.economie.gouv.fr/apie/propriete-intellectuelle-publications/droit-auteur-droit-image-etapes-essentielles-pour-utiliser-contenu>.

209 CFC, ENSEIGNANTS, <http://www.cfcopies.com/site-pedagogique/index.html>.

210 仏国では新聞以外の雑誌等も含む定期刊行物は“presse”と呼ばれる。

イトル、著者、出版社) の記載、コピーした作品の申告を行うことなどが簡潔に整理されている。

手引きは、上記のような利用範囲のほか、利用した著作物を CFC に通知することが教員に課せられていることを案内している。教員は、所属機関から依頼があった場合には、利用した文献やその利用形態、複製部数等について紙の書式またはデジタル形式（オンラインアプリケーション）を通じて送信する。送信は匿名で行われ、教員からの通知内容は、所属機関並びに国民教育・青少年省が提供する手数料には影響しないことが案内されている。

このほか、自由に利用できる著作物については、3.2.3.2 を参照。

3.7 教育機関からみた教育における著作物利用

3.7.1 教育機関における権利処理や利用の制限に関する意見

所管官庁によると、著者やクリエイターに報酬を支払うことは当然であると認識している。しかし、文化・科学に関する情報提供なくして教育は達成できず、そのためには著作物の利用がある程度自由であることが前提である。すでに教育機関は、図書館による書籍の購入を通じて、教育的・科学的出版活動に貢献している²¹¹。

また、著作者への報酬は、単純な仕組みに基づいていなければならない。それは現在デジタル著作物のような定額報酬にできる限り近づけるべきであるという意見であった²¹²。

3.7.2 分配方法・分配額に関する受け止め

所管官庁は、年以降に配分されたデジタル複製の金額について増額が正当としつつも、急激な増額は、省庁予算では負担しきれず、他の予算事業を犠牲にすることとなるという意見であった²¹³。

211 高等教育・研究省へのヒアリングによる（2024年1月10日実施）。

212 高等教育・研究省へのヒアリングによる（2024年1月10日実施）。

213 高等教育・研究省へのヒアリングによる（2024年1月10日実施）。

4. ドイツ連邦共和国

4.1 教育機関の運営形態

4.1.1 学校制度

ドイツ連邦共和国（以下「独国」）においては、連邦を構成する各州が教育に関する基本的な権限を有しており、各州において初等中等教育法や高等教育法など法律が定められている²¹⁴。

進路により修業年限が異なり、州によっても学校種別ごとの修業年限が異なるので、以下では典型的な例を示す。就学前教育の段階において、幼稚園、保育所があり、その後、満6歳から9年間（一部の州は10年間）が義務教育にあたる²¹⁵。うち初等教育は主に基礎学校にて4年間（一部の州は6年間）実施される。初等教育を終えた後の2年間については、観察指導段階を中等教育段階で進学する学校種別ごとに設定する実施する場合と、学校種別に関わらず実施する場合がある²¹⁶。中等教育段階では、能力、適性に応じてハウプトシューレ、実科学校、ギムナジウムに進学する。ハウプトシューレは卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主に進学する5年制の学校、実科学校は卒業後に職業教育学校に進むものや中級の職に就く者が進学する6年制の学校、ギムナジウムは大学進学希望者が主に進む8年制または9年制の学校である。その他、いずれの学校種別の修了資格も取得可能な総合制学校なども存在する。

ハウプトシューレを卒業した者の進学先の選択肢は、職業学校、職業基礎教育年、職業専門学校、職業上構学校である。職業学校は企業等の職業訓練生が主に進学する週1～2日の定時3年制の学校であり、職業基礎教育年は全日1年制、職業専門学校は全日1～2年制、職業上構学校は全日1年制または定時3年制の学校で、職業上構学校の修了者には実科学校修了資格が授与される。

実科学校修了を要件とする学校としては、修了者に専門大学入学資格が授与される全日2年制の上級専門学校、修了者に大学入学資格が授与される全日3年制の専門ギムナジウムなどがある。

高等教育段階には、総合大学と専門大学があり、フルタイムの標準学修期間は学士課程で6～8セメスター、修士課程で2～4セメスターである²¹⁷。

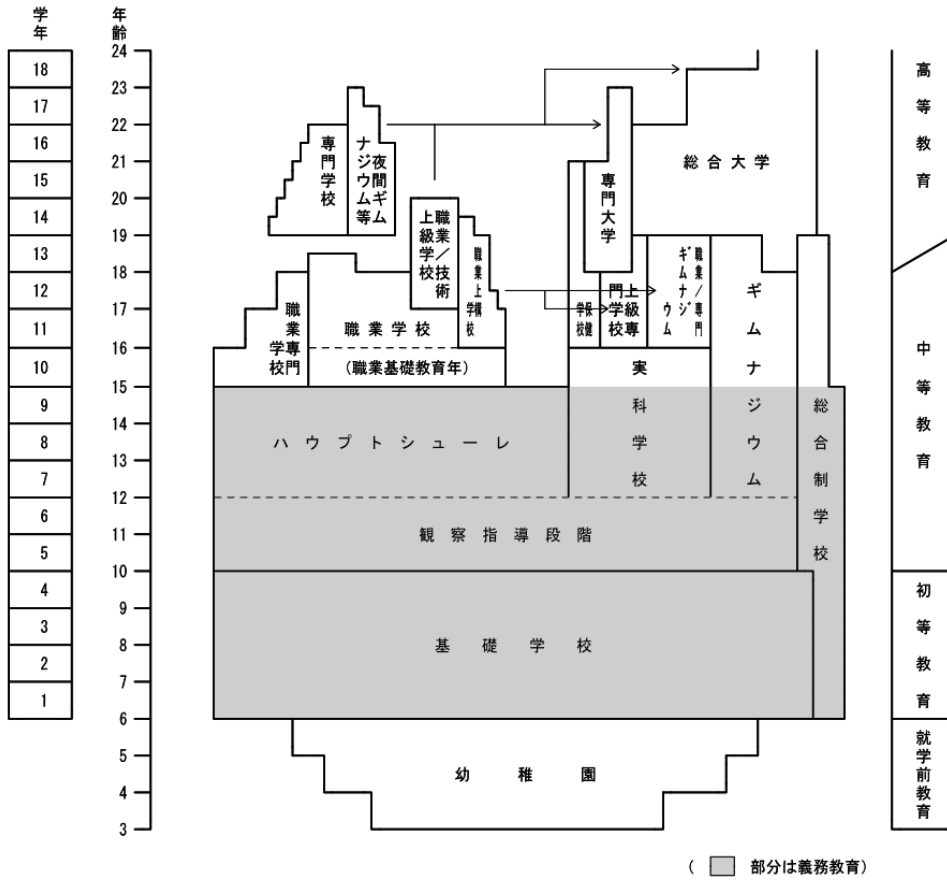
214 文部科学省「各国における『教育基本法』に相当する法律について」
https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/data/004/index.htm.

215 文部科学省, 前掲注 58)。

216 独立行政法人労働政策研究・研修機構「学校制度と職業教育 ドイツの学校制度と職業教育」
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_6/germany_01.html.

217 独立行政法人大学評価・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 ドイツ」
https://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/germany/overview_ger_j.pdf.

図表 58 [独国] 学校制度²¹⁸



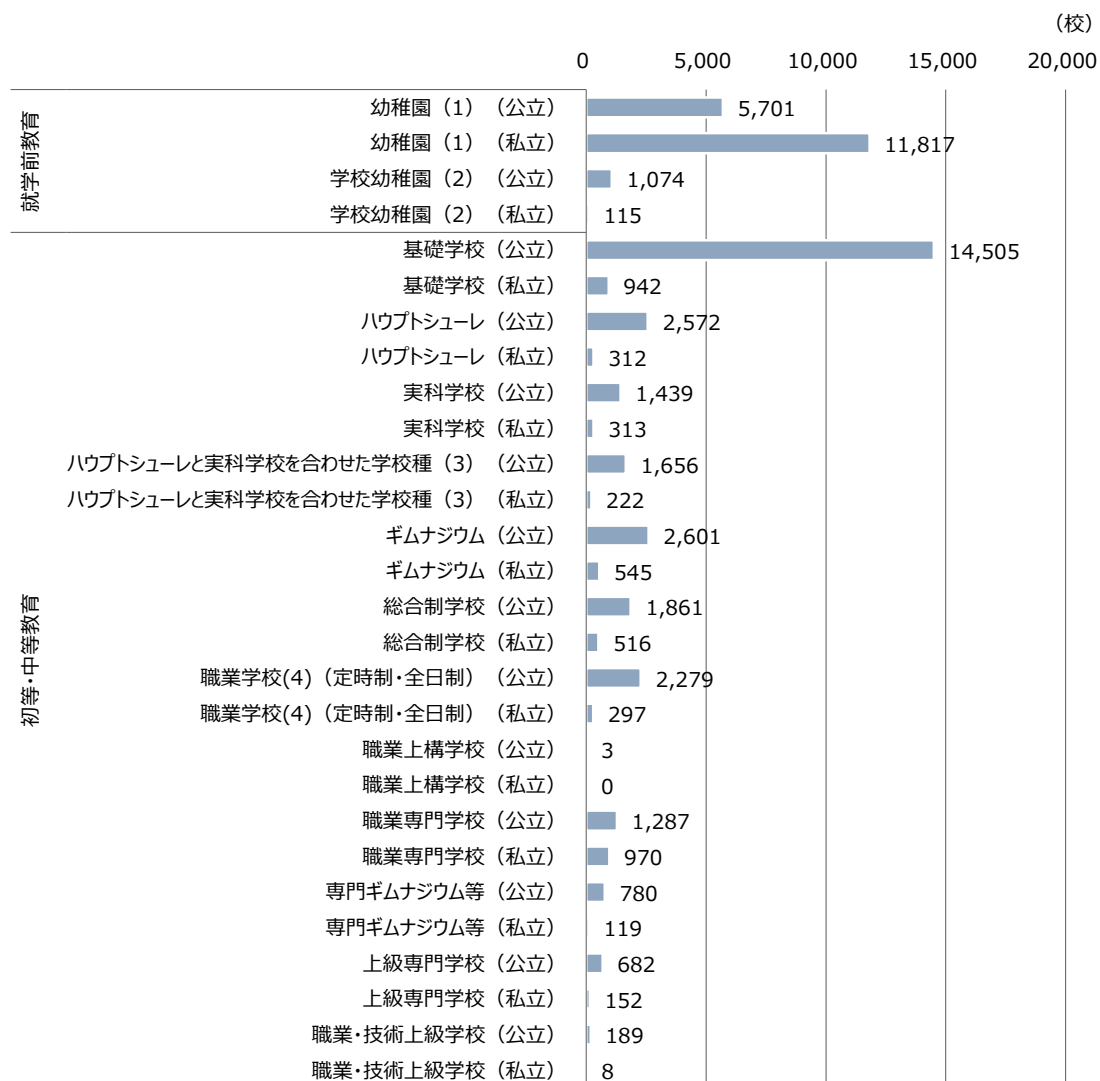
218 文部科学省, 前掲注 58)。

4.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布

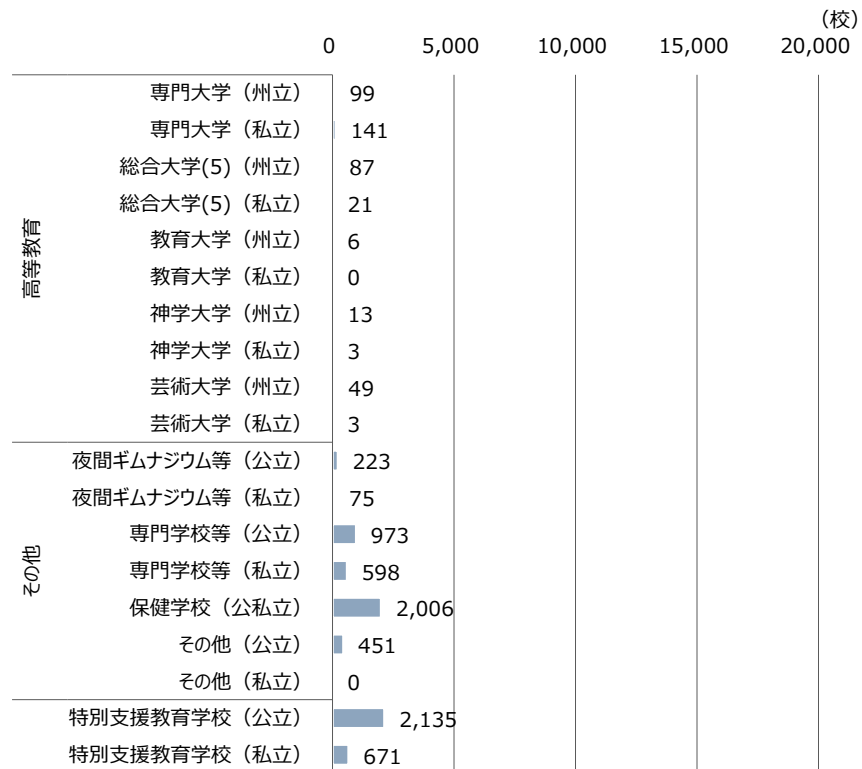
2020年の学校数は、就学前教育で18,707校（公立・私立合計、以下同様）、初等・中等教育で34,250校、高等教育で422校、その他で4,326校、特別支援で2,806校である。

2020年の在籍者数は、就学前教育で2,191,665人、初等・中等教育で10,146,894人、高等教育で2,944,145人、その他で384,108人、特別支援で327,486人である。

図表 59 [独国]学校数（2020年）²¹⁹

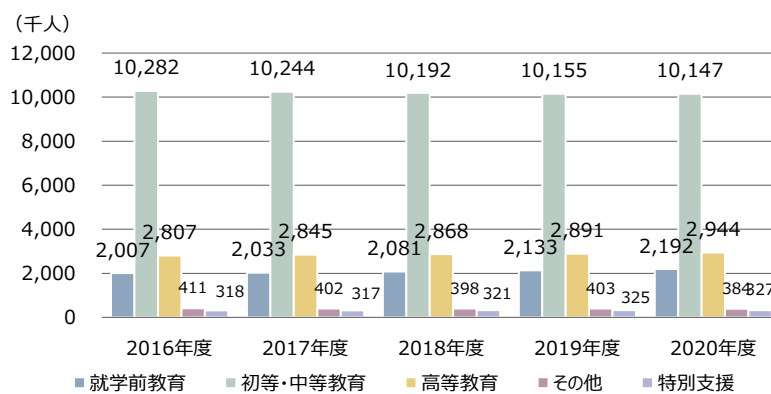


219 文部科学省, 前掲注 58)。



- (1) 保育所を含む就学前施設に通う3～5歳児の3月1日現在の数値。学校数は2～8歳児を受入れ対象としている機関の数。
- (2) 就学義務年齢に達しているが、心身上の理由から就学が不適切とみなされる子供のための学校。多くは基礎学校あるいは特別支援教育学校に付設されている。なお、就学義務年齢には達していないが就学が適切とみなされる子供のための早期教育機関「予備学年」を含む。
- (3) 名称は州により異なる。
- (4) 全日制は職業基礎教育年等。
- (5) 工科大学、医科大学を含む。

図表 60 [独国] 独国の在籍者数^{220, 221}



220 ドイツの場合、初等教育と中等教育を跨る学校種が存在する等の事情により、文部科学省「諸外国の教育統計」では「初等・中等」(教育)として区分せず集計されており、この区分に沿って図示している。

221 文部科学省, 前掲注 58)。

4.1.3 ICT 活用教育について

4.1.3.1 政府の ICT 活用教育方針

4.1.3.1.1 「デジタル知識社会のための教育攻勢」戦略

2016 年 10 月に BMBF は「デジタル知識社会のための教育攻勢」戦略²²²を発表した。この文書には、社会における ICT の普及を背景として、デジタル教育の必要性や将来像、BMBF が各州に対して提案する投資プログラム「学校教育デジタル化協定」の意義などが記載されている。

4.1.3.1.2 「デジタル世界における教育」戦略

独国においては、教育に関する基本的な権限を各州が有していることから、州を超えた単位での意思決定が必要な事項については、KMK が行う。KMK はデジタル革命が起きた中で、小学生から社会人までの期間にかけて、児童、生徒、学生に対し、適切な能力を備えさせることを目的として、2016 年 12 月に「デジタル世界における教育」戦略²²³を発表した。この戦略は、デジタル世界におけるコンピテンシー、児童、生徒、学生がコンピテンシーを身につけるために必要な取組、教員に必要なスキル、教員へのサポートの必要性などを具体的に提案している。

4.1.3.1.3 学校教育デジタル化協定

連邦政府と各州は、「デジタル知識社会のための教育攻勢」戦略と「デジタル世界における教育」戦略を踏まえ、2019 年 3 月に学校教育デジタル化協定²²⁴に同意した。これにより 2019 年から 2024 年の間に、特別基金「デジタルインフラストラクチャ」としてデジタルインフラの整備に対して EUR 50B (JPY 7,309B²²⁵) の財政援助が行われた。この財政援助のうち、90%が連邦政府、10%が各州から支出されている。この協定による支援の対象としては、ネットワーク、サーバー、無線 LAN の整備、教育用プラットフォームの購入・開発、電子黒板やディスプレイの購入、ノートパソコンやタブレットの購入などが該当する。連邦政府から各州への教育目的での支援は、以前には財政的に脆弱な自治体のみに対象を制限していたが、2018 年 5 月に行われたドイツ基本法第 104 条第 c 項の改正により制

222 Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Bildungsoffensive für die digitale Wissensgesellschaft*, https://www.kmk.org/fileadmin/pdf/Themen/Digitale-Welt/Bildungsoffensive_fuer_die_digitale_Wissensgesellschaft.pdf.

223 Kultusministerkonferenz, *Bildung in der digitalen Welt Strategie der Kultusministerkonferenz*, https://www.kmk.org/fileadmin/pdf/PresseUndAktuelles/2018/Digitalstrategie_2017_mit_Weiterbildung.pdf.

224 *Verwaltungsvereinbarung DigitalPakt Schule 2019 bis 2024*, https://www.bmbf.de/bmbf/shareddocs/downloads/files/vv_digitalpaktsschule_web.pdf?__blob=publicationFile&v=2.

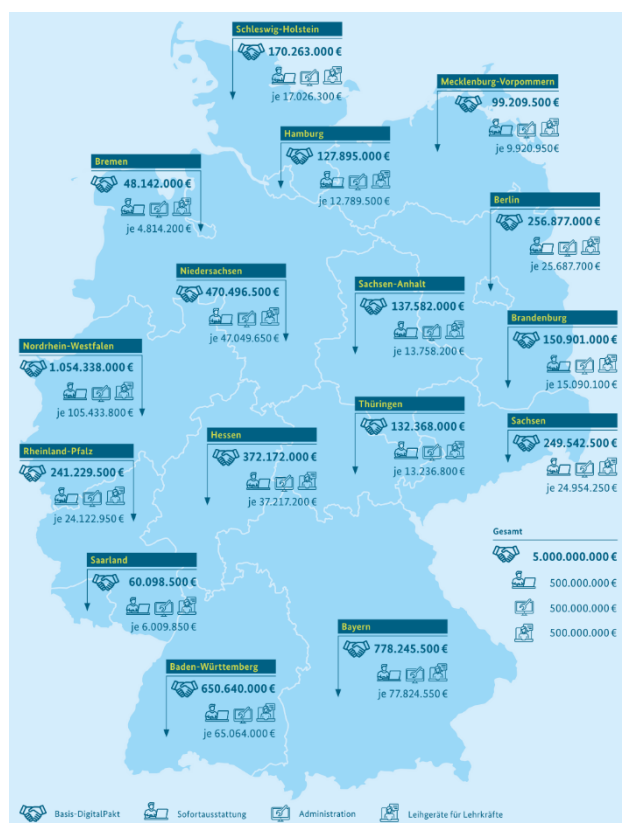
225 以下、独国に関する日本円の表記についての記述は図表 9 通貨を参照されたい。

限を撤廃し²²⁶、これにより連邦政府からの支援が可能となった。

4.1.3.1.4 新型コロナウイルス感染症への対応に係る追加支援

ロックダウン下においてモバイルデバイスを用いたデジタル授業を即時に可能とすべく、学校教育デジタル化協定で支援が規定されている EUR 50B (JPY 7,309B) とは別に、EUR 5B (JPY 731B) を追加支援する協定²²⁷が 2020 年 5 月に連邦政府と各州の間で結ばれた。さらに 2020 年 10 月にはデジタル化のための教員のトレーニングを目的として EUR 5B (JPY 731B) を追加支援する協定²²⁸が結ばれ、2021 年 1 月には教員へのデジタルデバイスの貸出を目的として EUR 5B (JPY 731B) を追加支援する協定²²⁹が結ばれた。

図表 61 [独国]各州への支援額²³⁰



- 最下部凡例は左から
- ・ 学校教育デジタル化協定による支援
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る追加支援のうち、デジタル授業を可能とするための支援
 - ・ デジタル化のための教員のトレーニングを目的とした支援
 - ・ 教員へのデジタルデバイスの貸出を目的とした支援を指す。

226 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター「ドイツ基本法 104c 条項改正」

<https://crds.jst.go.jp/dw/20180529/2018052916100/>

227 Zusatz zur *Verwaltungsvereinbarung DigitalPakt Schule 2019 bis 2024* („Sofortausstattungsprogramm“), <https://www.digitalpaktschule.de/files/Zusatzvereinbarung-web.pdf>.

228 Zusatz-*Verwaltungsvereinbarung „Administration“ DigitalPakt Schule 2019 bis 2024*, https://www.digitalpaktschule.de/files/2020-11-03_ZV_Administration_web.pdf.

229 Zusatz-*Verwaltungsvereinbarung „Leihgeräte für Lehrkräfte“ DigitalPakt Schule 2019 bis 2024*, https://www.digitalpaktschule.de/files/ZV_Leihgeraete_Lehrkraefte.pdf.

230 Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Fortschrittsbericht DigitalPakt Schule 2019–2022*, https://www.digitalpaktschule.de/files/220616_DigitalPaktSchule_Fortschrittsbericht_barrierefrei.pdf.

4.1.3.2 具体的な ICT の利用事例

学校教育デジタル化協定に関するデジタル化の実行は、州ごとに実施されている。バーデン＝ヴュルテンベルク州は学習支援プラットフォームである Moodle の拡張に注力し、バイエルン州は州独自のプラットフォームである mebis にてビデオ会議システム等のデジタル教育に必要なアプリケーションを提供している²³¹。

図表 62 [独国]バイエルン州のプラットフォーム mebis²³²



231 Bundesministerium für Bildung und Forschung, 前掲注 230)。

232 Bundesministerium für Bildung und Forschung, 前掲注 230)。

4.2 教育に関する著作権法制度

4.2.1 教育における著作物利用に関する規定

4.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要

教育における著作物利用に関する規定は、著作権法にあたる UrhG 内で旧第 46 条の一部規定、旧第 52a 条、旧第 53 条第 3 項として分散していたが、2018 年 3 月に施行された UrhWissG²³³により改正前の条文が削除され、UrhG 第 60a、60b、60g、60h 条が新設された。

UrhG 第 60a 条は、授業、教育目的での著作物の利用を規定している。第 1 項では、公表された著作物はその 15%を上限として、授業の教員や児童や生徒、学生などのために、複製や公衆送信をすることができるとしている。政府草案²³⁴では、例としてこれらの規定は eラーニングやオンライン授業にも適用されると挙げられている。第 2 項では、イラストレーターや同一の専門・学術雑誌における個別の記事や論文等、その他著作物で小規模なもの、絶版の著作物は全体を利用できるとしている。第 3 項では、教科書や授業用動画コンテンツ等の教材の複製や公衆送信、楽譜の複製は権利制限規定の対象から除外されている。

図表 63 [独国]UrhG 第 60a 条^{235, 236}

第 60a 条 授業及び教育

(1) 教育施設において授業及び教育に関する説明を目的とする場合には、公表された著作物は、その 15 パーセントを上限として、商業を目的とせず、次の各号に掲げる者のために、複製し、頒布し、公衆提供し、及びその他の方法により公衆に再生することができる。

1. 各種行事²³⁷の教員及び参加者
2. 同一の教育施設における教員及び試験官
3. 教育に関するプレゼンテーションで、当該教育施設での授業又は教育の成果に関するものに寄与する第三者

(2) 第 1 項にもかかわらず、イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる。

(3) 次の各号に掲げる使用は、前二項によって許されることはない。

1. 録画物又はレコード盤への収録による複製、及び著作物の公衆再生でその著作物が公衆に口述され、上演・演奏され、又は上映される間に行われるもの
2. 著作物で、専ら学校の授業の用に向けられ、特定され、及びそのように表記されたものの学校における複製、頒布及び公衆再生
3. 音楽の著作物をグラフィックに記録したものの複製で、第 1 項又は第 2 項に基づく公衆提供のために必要でないもの

第 1 文が適用されるのは、これらの使用に関するライセンスが、容易に入手可能及び発見可能であり、教育施設の必要及び特殊性に対応し、かつ第 1 文第 1 号乃至第 3 号に基づく使用を許容している場合に限られる。

(3a) 著作物が、第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項に定める目的のために、欧州連合の加盟国及び欧州経済領域に関する協定の締約国において、安全な電子環境において使用される場合には、当

233 BGBl. I 2017 S. 3346

234 BT-Drucksache 18/12329, S. 36

235 Bundesministerium der Justiz, Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte, <https://www.gesetze-im-internet.de/urhgt/>.

236 邦訳は公益社団法人著作権情報センター「外国著作権法 ドイツ編」(本山雅弘訳)

<https://www.cric.or.jp/db/world/germany.html> より

237 授業、講義、セミナー、プロジェクト、試験など、授業及び教育を目的とした幅広い行事が含まれる (Berliner Hochschule für Technik, Urheberrecht in der Lehre, <https://www.bht-berlin.de/urheberrecht-lehre/>).

該使用は、教育施設がその所在地を有する加盟国又は協定の締約国において行われたもののみ、みなされる。
(4) 教育施設とは、幼児に関する教育施設、学校、大学並びに職業教育又はその他の養成及び研修教育に関する施設をいう。

UrhG 第 60b 条では、教科書は公表された著作物の 15%を上限として、第 60c 条では、学術研究を目的とする場合は著作物の 10%を上限として、複製や公衆送信が可能であるとしている。

図表 64 [独国]UrhG 第 60b 条及び第 60c 条^{238, 239}

第 60b 条 授業用及び教育用教材

- (1) 授業用及び教育用教材の製作者は、その編集物のため、公表された著作物を、その 10 パーセントを上限として、複製し、頒布し、及び公衆提供することができる。
- (2) 第 60a 条第 2 項及び第 3 項第 1 文は、ここに準用する。
- (3) この法律の意味における授業用及び教育用教材とは、編集物で、多数の著作者の著作物を結合し、かつ、商業を目的とせず、専ら教育施設における授業及び教育に関する説明（第 60a 条）の目的に向けられ、特定され、及びそのように表記されたものをいう。

第 60c 条 学術の研究

- (1) 非商業的な学術の研究を目的とする場合には、著作物は、その 15 パーセントを上限として、次の各号に掲げる者のために、複製し、頒布し、及び公衆提供することができる。
 1. その固有の学術の研究のため明確に限定された範囲の者
 2. 個々の第三者で、学術の研究の質に関する審査に服する者
- (2) 固有の学術の研究のため、著作物は、その 75 パーセントを上限として、複製することができる。
- (3) 前 2 項にもかかわらず、イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる。
- (4) 著作物が公衆に口述され、上演・演奏され、又は上映される間に、当該著作物を録画物又はレコード盤に収録し、及び後に公衆提供することは、第 1 項乃至第 3 項に基づき、許されない。

UrhG 第 60g 条により、権利保有者は第 60a 条から第 60f 条により利用者に許可されている著作物の利用を制限または禁止することはできず、これにより教員は、法律が定める範囲内であれば、ライセンス契約の有無によらず著作物を用いることができる。

図表 65 [独国]UrhG 第 60g 条^{240, 241}

第 60g 条 法律により許容される使用及び契約上の使用権限

- (1) 権利保有者は、第 60a 条乃至第 60f 条に基づき許容される使用を制限し又は妨げる合意で使用権限者の不利益となるものを、援用することはできない。
- (2) 合意であって、第 60e 条第 4 項及び第 60f 条第 1 項に基づくターミナルにおける提供、又は第 60e 条第 5 項に基づき個別の求めに応じ複製したものの送付を専ら対象とするものは、前項にかかわらず、法律による許容に優先する。

UrhG 第 60h 条第 1 項では、権利制限規定に基づく著作物の利用について著作者が相当報酬請求権を有すると規定されている。よって独国における権利制限規定は、第 60h 条第 2

238 Bundesministerium der Justiz, 前掲注 235)。

239 邦訳は公益社団法人著作権情報センター（本山雅弘訳），前掲注 236)。

240 Bundesministerium der Justiz, 前掲注 235)。

241 邦訳は公益社団法人著作権情報センター（本山雅弘訳），前掲注 236)。

項により無償での著作物の利用が認められている一部の例外²⁴²を除き、補償金付権利制限と位置づけられる。UrhG 第 32 条第 2 項により相当なる報酬は比例報酬が原則²⁴³とされているが、UrhG 第 60h 条第 3 項は相当なる報酬額の算出にあたり、定額報酬またはサンプリング調査による決定でよいと規定している。第 4 項では、相当報酬請求権は CMO のみ行使できると規定している。第 5 項では、報酬の支払義務が学校などの施設にあるとしつつ、複製の場合は複製機器の製造業者、輸入業者に支払義務を負わせた UrhG 第 54 条から第 54c 条の規定が優先するとしている。

図表 66 [独国]UrhG 第 60h 条^{244, 245}

第 60h 条 法律により許容される使用に関する相当なる報酬

- (1) 著作者は、この款の定めに従う使用に関して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。複製は、第 54 条乃至第 54c 条に基づいて、報酬を受ける。
- (2) 前項にかかわらず、次に掲げる使用については、報酬を要しない。
 1. 第 60a 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに同条第 2 項に基づく教育施設の構成員及びその家族のためにする公衆再生で、公衆提供を除くもの
 2. 第 60 e 条第 1 項及び第 6 項並びに第 60 f 条第 1 項及び第 3 項に基づく保存を目的とする複製、並びに第 60 e 条第 1 項によるインデックス登録、目録作成及び修復を目的とする複製
 3. 第 60 d 条第 1 項による、学術研究を目的とするテキスト及びデータマイニングの領域における複製
- (3) 相当なる報酬に関し使用に即した算出を行うにあたっては、包括的な報酬又は使用に関する代表的なサンプリングをもって足りる。ただし、第 60b 条及び第 60e 条第 5 項に基づく使用の場合は、このかぎりでない。
- (4) 相当なる報酬を求める請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。
- (5) 使用者が施設内においてその行為を行う場合には、専らその施設が報酬の債務者にあたる。複製で、第 54 条乃至第 54c 条に基づき第 1 項第 2 文に従い報酬を受けるものに関しては、専らこの定めが適用される。

第 54 条や第 54b 条により、複製機器の製造業者や輸入業者には報酬の支払い義務がある。このほか、公衆が利用可能な複製機器を設置する場合、第 54c 条により設置者に対して支払い義務が生じ、これにより生徒や学生向けにコピー機を設置した場合、教育機関は CMO に対し報酬を支払う義務が生じる。

図表 67 [独国]UrhG 第 54～54c 条^{246, 247}

第 54 条 報酬の義務

- (1) 著作物の種類により、第 53 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 60a 条から第 60f 条に基づく複製が見込まれる場合には、著作物の著作者は、機器及び記憶媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記憶媒体若しくは付属品と結合して、そのような複製を行うために使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。
- (2) 前項に基づく請求権は、諸般の事情に照らし、機器又は記憶媒体がこの法律の適用領域において複製のために使用されないことが見込まれ得るものと認められるときは、消滅する。

242 無償の利用が認められている例として、学校でのコンサートにおける楽曲の演奏が挙げられている（前掲注 234）。

243 2021 年の法改正により、定額報酬は著作物利用による使用料の見込額に対して適切であり、業界の特性により正当化される場合に限られるとの規定が追加され、これにより DSM 著作権指令第 18 条のうち比例的な報酬の原則が国内法制化された。

244 Bundesministerium der Justiz, 前掲注 235)。

245 邦訳は公益社団法人著作権情報センター（本山雅弘訳），前掲注 236)。

246 Bundesministerium der Justiz, 前掲注 235)。

247 邦訳は公益社団法人著作権情報センター（本山雅弘訳），前掲注 236)。

第 54a 条 報酬の額

- (1) 報酬の額に関する基準は、機器及び記憶媒体が、類型として、第 53 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 60a 条から第 60f 条に基づく複製のために事実上使用される程度とする。この場合において、第 95a 条に基づく技術的保護手段が当該著作物に対して適用される程度を、考慮するものとする。
- (2) 機器に関する報酬は、当該機器に内蔵される記憶媒体又はその他当該機器と機能上連動する機器若しくは記憶媒体に関する報酬の義務を考慮した場合にも、それが全体として相当となるように、これを算定するものとする。
- (3) 報酬の額を決定する場合には、機器及び記憶媒体の使用上の重要な特性、とりわけ機器の性能並びに記憶媒体の記憶容量及び書換え可能性を顧慮するものとする。
- (4) 報酬は、機器及び記憶媒体の製造者を不当に害してはならない。報酬は、機器又は記憶媒体の価格水準に対して、経済的に相当な関係に立つものでなければならない。

第 54b 条 販売者又は輸入者の報酬の義務

- (1) 機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に業として輸入し又は再輸入する者又はそれらを販売する者は、製造者とともに連帯債務者として責任を負う。
- (2) 輸入者とは、機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に搬入し、又は搬入させる者をいう。輸入が外国の者との契約に基づく場合において、この法律の適用領域に居住する契約の相手方が業として業務を行うものと認められるときは、この相手方のみを輸入者という。物品の搬入に際して、単に運送取扱者若しくは運送者として、又は類似の地位において業務を行うにすぎない者は、輸入者にあたらぬ。1992 年 10 月 12 日の共同体関税法典を制定する理事会規則（欧州経済共同体）第 2913/92 号（欧州共同体公報第 L302 号第 1 頁）の第 166 条に基づき、対象物品を第三国から保税地域若しくは保税倉庫に搬入し又は搬入させる者は、対象物品がこの領域において使用され又は関税法上の自由流通に供されるときにかぎり、輸入者とみなされる。
- (3) つぎの各号のいずれかに掲げる場合には、販売者の報酬の義務は消滅する。
 1. 販売者がその機器又は記憶媒体の仕入元とする者が、報酬の支払いにつき義務を負う者として、報酬に関する団体契約に拘束されているものと認められる場合
 2. 販売者が、仕入れた機器及び記憶媒体の種類並びに個数並びにその仕入元を、第 54h 条第 3 項により指定された受付機関に対し、先行した暦年半年を対象として、その都度 1 月 10 日及び 7 月 10 日までに書面によって通知する場合

第 54c 条 写真複写機器の操作者の報酬の義務

- (1) 第 54 条第 1 項に規定する種類の機器で、写真複写の手段により又は同等の効果を有する方法で複製を行うものが、学校、大学並びに職業教育若しくはその他の養成及び研修教育に関する施設、研究施設若しくは公共図書館において、非商業的な記録保存所若しくは施設で映画又は音響遺産の領域のもの若しくは非商業的な博物館で公衆が利用可能なものにおいて、又はそうした機器を写真複写の有償の製作のために備える施設において操作されるときは、著作者は、機器の操作者に対しても、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。
- (2) 操作者が一括して義務を負うべき報酬の額は、諸般の事情に照らし、とりわけその設置の場所及び通常の使用に照らし推定される機器の使用の態様及び範囲を基準として、算定するものとする。

UrhG 第 60a 条で認められている公衆提供、公衆再生は、日本における公衆送信に相当する概念であるため、独国では複製と公衆送信の双方の利用について補償金制度が規定されている。

UrhG 第 60a 条が適用される範囲について、第 1 項第 1 号では「各種行事の教員及び参加者」としているが、これには授業のみならず、セミナー、プロジェクト、試験など授業と教育を目的とした幅広い行事が含まれる²⁴⁸。第 2 号では同一教育機関の他の教師や試験官

248 前掲注 234)。

のための複製等が認められており、第 3 号では「教育に関するプレゼンテーションで、当該教育施設での授業又は教育の成果に関するものに寄与する第三者」に、クリスマスコンサートに来場する保護者や、学校公開の来場者²⁴⁹も含まれている。UrhG 旧第 52 条第 1 項では、教育における著作物利用に関する権利制限規定は非商業的な目的に限り認められていた一方で、UrhWissG による法改正において同規定が撤廃されたため、入場料を徴収する行事も権利制限規定の適用対象となったものの、想定としては経費を補填する程度の収入²⁵⁰である。

UrhWissG の改正当初、当時の UrhG 第 142 条第 2 項により、第 60a～h 条は 2023 年 2 月までの時限的な規定とされていたが、2021 年 5 月に改正された「デジタル単一市場に求められる著作権に対応するための法律」にて同規定が廃止され、半永久的な規定となった。

4.2.1.2 CMO に関する基本的な規定

4.2.1.2.1 CMO の規定・所管官庁

独国における CMO は、VGG にて各種規定が整理されており、VGG 第 79 条第 1 項に基づき、運営主体の信頼性や参加している権利者数などの観点で審査がなされ、これを満たす団体にのみ、第 77 条及び第 78 条に基づき DPMA から許可が与えられる。

4.2.1.2.2 CMO の情報公開に関する規定

CMO の情報公開に関する義務は、VGG 第 53 条から第 58 条に規定されている。うち第 53 条で、著作者と契約を結ぶ前に提供しなければならない情報として、著作者が有する権利や管理手数料など権利収入からの控除が挙げられている。第 54 条で、会計年度の終わりにから 12 ヶ月以内に著作者に提供しなければならない情報として、著作者に帰属する権利収入や、権利や利用の種類ごとの分配額、管理手数料や年金、文化活動などによる控除額、未分配額などが挙げられている。第 55 条は、著作者や他の CMO、利用者からの求めがあった場合には、当該 CMO が管理する著作物のタイトル、権利、利用方法などについて通知しなければならないとしている。

第 56 条では、ウェブサイトにより一般に提供しなければならない情報として、CMO の規則や著作物の管理に関する契約、標準的なライセンス契約、料金表、代表者、分配計画、権利収入から管理手数料や年金、文化活動にかかる費用を控除するためのルール、分配不能額の使用に関するルール、業務を委任している CMO、苦情及び仲裁手続に関する規定などが挙げられている。第 57 条では、大企業に適用される商法の規定に従い、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書からなる年次決算報告書を作成し、監査を受け、会

²⁴⁹ 前掲注 234)。
²⁵⁰ 前掲注 234)。

計年度終了後 8 ヶ月以内に開示しなければならないとしている。第 58 条では、会計年度終了後 8 ヶ月以内に透明性レポートを作成しなければならないとしている。

4.2.1.2.3 分配不能額

4.2.1.2.3.1 分配不能額の定義

VGG 第 30 条では権利者不明、連絡先不明により、3 年以内に受け取られなかった報酬を分配不能額として定義しており、分配不能額については、CMO 内で定めた規則により処理できるとしている。例えば VG WORT の場合は、分配可能な使用料と合わせ、メンバーへの分配に回され、そこから団体の運営費を差し引いた上で、メンバーへの分配と共通目的のための支出に用いると規定している²⁵¹。なお、独国においては、民法第 195 条により請求権の消滅時効は 3 年とされている²⁵²。

4.2.1.2.3.2 CMO のガバナンスに関する規定

CMO には、VGG 第 22 条により、様々なカテゴリの構成員からバランスの取れた代表者からなる監査役会が設置される。監査役会は、法律に基づき CMO が業務を遂行しているか、確認を行う。監査役会と取締役会のメンバーは、VGG 第 18 条により、構成員が参加し、議決権を行使する総会において選任されなければならない。

透明性レポートの公表義務について、CMO は VGG 第 58 条により、会計年度の終了後 8 ヶ月以内に透明性レポートを作成し、ウェブサイト上で公表した上、5 年以上は公開状態にしなければならないとされている。

CMO の認可については、VGG 第 79 条第 1 項に基づき、運営主体の信頼性や参加している権利者数などの観点で審査がなされ、条件を満たす団体にのみ、第 77 条及び第 78 条に基づき DPMA から許可が与えられる。

4.2.1.2.4 拡大集中許諾に関する団体の要件

独国においては、DSM 著作権指令第 12 条第 1 項(a)を踏まえた一般 ECL、同第 8～11 条を実施する個別 ECL が国内法制化されており、VGG 第 51 条で一般 ECL が、VGG 第 52 条で個別 ECL が規定されている²⁵³。一般 ECL (VGG 第 51 条) については、VGG 第 51a 条第 1 項において、代表性を有する CMO に実施が認められている²⁵⁴。個別 ECL (VGG 第 52

251 文化庁『「著作権法改正状況及び関連政策動向並びに拡大集中許諾制度に関する諸外国調査」報告書(前期調査)』42-44 頁

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93766801_02.pdf.

252 法務省「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(9)詳細版」

<https://www.moj.go.jp/content/000051157.pdf>.

253 文化庁, 前掲注 251)29-30 頁。

254 文化庁, 前掲注 251)30 頁。

条) については、CMO が入手困難な著作物の非営利目的での利用契約を文化遺産機関と結ぶ場合に実施が認められている²⁵⁵。

4.2.1.3 共通目的費

VGG 第 32 条において、CMO は文化的に重要な著作物や実演の振興、著作者のための年金、支援制度の設立を行わなければならないと定められており、第 26 条において CMO は総会での決議により、これらの活動に対して権利から得られた収入を用いることができるとされている。

4.2.2 主要なガイドライン

独国の場合、連邦ではなく、連邦を構成する各州が教育に関する基本的な権限を有している。補償金付権利制限のうち、UrhG 第 60a 条第 2 項において、著作物の全体を補償金付権利制限に基づき利用できるとしている小規模の著作物の定義については、各州と各 CMO の間で結ばれている契約において、頁数や長さが規定されている。あわせて、補償金付権利制限の範囲外に位置づけられる著作物のうち、教育現場におけるニーズがあるもの（教科書、楽譜、報道記事など）について、契約によりライセンスの提供が行われている。各州から契約に基づき各 CMO に支払われる補償金及び使用料は、合算した金額（以下「補償金等」）のみが決定され、補償金のみの金額は不明である。

教育の段階や対象とする行為により複数の契約がある。主なものに下記の契約があり、これらの契約は公立の教育機関と私立の教育機関の双方を対象としている。

図表 68 [独国]各州と教育に関連する各 CMO との間で結ばれている主な契約

段階	対象	契約名	契約締結者
初等 中等 教育	複製	学校における複製に関する総合契約 ²⁵⁶ (以下「複製に関する総合契約」)	各州と各 CMO ²⁵⁷ 及び教育メディア協会が代表する各教育出版社 ²⁵⁸
	公衆 送信	学校での利用における UrhG 第 60a 条に基づく公衆提供及び公衆再生から生じる請求権の付与及び報酬に関する総合	各州と各 CMO ²⁶⁰ 及び Presse-Monitor

255 文化庁, 前掲注 251)29-30 頁。

256 Gesamtvertrag Vervielfältigungen an Schulen vom 21. Dezember,

https://www.mk.niedersachsen.de/download/61574/Gesamtvertrag_zu_Kopien_und_Scans_an_Schulen_2022.pdf.

257 同契約には CMO として VG WORT、VG Musikedition、VG Bild-Kunst が参加している。

258 教育メディア協会は業界団体として契約に関する交渉を行うが、契約主体及び補償金等の支払先は各教育出版社である。

260 同契約には CMO として VG Musikedition、GEMA、VG WORT、VG Bild-Kunst、GVL、VFF、VGF、GWFF が参加している。

		契約 ²⁵⁹ （以下「公衆送信に関する総合契約」）	社 ²⁶¹
高等 教育	複製 ・ 公衆 送信	UrhG 第 52a 条（2018 年 2 月 28 日まで）、第 60a 条、 第 60c 条、第 60h 条第 1 項及び第 3 項（2018 年 3 月 1 日から）に基づく使用料請求権に関する報酬契約（大 学）（以下「大学における報酬契約」） ^{262, 263}	各州と各 CMO ²⁶⁴

4.2.2.1 複製に関する総合契約

複製に関する総合契約は、アナログとデジタルでの複製を対象としており、同契約第 3 条第 1 項によると、デジタルでの複製とは児童・生徒に対し電子メール等の手法でファイルを送付すること、データを印刷して児童・生徒に配布すること、プロジェクターにより投影すること、PC やタブレット等に保存することを指す。同契約においては、UrhG 第 60a 条第 2 項が小規模な著作物は全体を複製できるとしていることに対応し、最大で 20 ページの著作物は全体を複製できるとしている。UrhG 第 60a 条第 3 項にて権利制限の範囲外に位置づけられている教科書²⁶⁵や楽譜²⁶⁶について、同契約ではライセンスの提供が行われている。教科書、楽譜については複製できるページ数を最大 20 ページとしており、教科書については全体で 20 ページ以下であっても全体を複製することはできない、楽譜については全体を複製できる場合のページ数を最大 6 ページとしている点で、権利制限の範囲内の著作物とは扱いが異なるが、どちらも 15%まで複製することができる。

4.2.2.2 公衆送信に関する総合契約

公衆送信に関する総合契約は、UrhG 第 60a 条第 2 項の小規模な著作物について、最大 25 ページ以内の著作物（楽譜の場合は 6 ページ以内）、5 分以内の映画の著作物、5 分以内の

259 Gesamtvertrag zur Einräumung und Vergütung von Ansprüchen aus der öffentlichen Zugänglichmachung und der öffentlichen Wiedergabe nach § 60 a UrhG für Nutzungen an Schulen vom 21. Dezember 2023,

[https://www.vgwort.de/fileadmin/vg-](https://www.vgwort.de/fileadmin/vg-wort/pdf/dokumente/Gesamtvertraege/Bund_und_Laender/Gesamtvertrag_Digitale_Lernplattformen_Schulen.pdf)

[wort/pdf/dokumente/Gesamtvertraege/Bund_und_Laender/Gesamtvertrag_Digitale_Lernplattformen_Schulen.pdf](https://www.vgwort.de/fileadmin/vg-wort/pdf/dokumente/Gesamtvertraege/Bund_und_Laender/Gesamtvertrag_Digitale_Lernplattformen_Schulen.pdf).

第 7 条第 1 項により同契約は契約当事者のいずれかが 6 ヶ月前に書面による終了通知を提出しない限り、1 年毎に延長され、延長時には契約最終年の報酬額がその後の期間にも適用される。

261 ドイツ国内で最大規模の報道データベースを有する。

262 Vergütungsvereinbarung zur Abgeltung von Ansprüchen für Nutzungen nach § 52a UrhG (bis 28.02.2018), §§ 60a, 60c i.V.m. § 60h Abs. 1 und 3 UrhG (ab 01.03.2018) mit VG Bild-Kunst (Hochschulen),

[https://www.bibliothekerverband.de/vertraege-und-](https://www.bibliothekerverband.de/vertraege-und-vereinbarungen/#%C2%A752aUrhG%3A~:text=01.06.2021,Bild%2DKunst%20(Hoch%C2%ADschu%C2%ADlen))

[vereinbarungen/#%C2%A752aUrhG%3A~:text=01.06.2021,Bild%2DKunst%20\(Hoch%C2%ADschu%C2%ADlen\)](https://www.bibliothekerverband.de/vertraege-und-vereinbarungen/#%C2%A752aUrhG%3A~:text=01.06.2021,Bild%2DKunst%20(Hoch%C2%ADschu%C2%ADlen)).

263 同契約は 2023 年 2 月までを契約期間としているが、第 6 条第 2 項により同契約は、契約当事者のいずれかが契約終了の 6 ヶ月前に書面による終了通知を提出しない限り、初回は 2023 年 12 月まで、以降 1 年毎に延長される。2023 年 12 月現在、2023 年 8 月以降を契約期間とした契約が公表されていないため、本調査では同契約が有効であるとみなしている。

264 同契約には CMO として GEMA、GVL、GWFF、VFF、VG Bild-Kunst、VG Musikedition、VGF が参加している。

265 本報告書においては、UrhG 第 60a 条第 3 項にて権利制限規定の範囲外として位置づけられている「著作物で、専ら学校の授業の用に向けられ、特定され、及びそのように表記されたもの」を指す。

266 本報告書においては、UrhG 第 60a 条第 3 項にて権利制限規定の範囲外として位置づけられている「音楽の著作物をグラフィックに記録したもの」を指す。

楽曲と定義している。同契約では、PMG Presse-Monitor 社による報道記事のライセンスが提供されている。報道記事は 25 ページ以内であっても全文を利用することはできない。教科書の公衆送信はライセンスされていない。

4.2.2.3 大学における報酬契約

大学における報酬契約は、複製と公衆送信の双方を対象としており、UrhG 第 60a 条第 2 項の小規模な著作物について、公衆送信に関する総合契約と同じく、最大 25 ページ以内の著作物（楽譜の場合は 6 ページ以内）、5 分以内の映画の著作物、5 分以内の楽曲の複製、公衆送信を認めている。

4.2.3 関連する議論

UrhWissG により導入された規定については、UrhG 第 142 条に基づき、2022 年 5 月に連邦政府により承認された評価報告書において議論が取りまとめられている。UrhWissG 改正前の UrhG 旧第 52a 条にて権利制限の対象とされていた新聞、大衆紙の記事は改正により権利制限から外れ、ライセンスの供与が期待されていた。しかし、2024 年 5 月現在、大学における報酬契約は新聞、大衆紙のライセンス提供を含む形となっておらず、歴史学や社会学、言語学等の分野における教育・学習に制約がある²⁶⁷。

4.2.4 関連する裁判例

教育機関外の第三者が自由にアクセスできる環境に複製物を置く場合、UrhG 第 60a 条第 1 項第 3 号における権利制限の範囲を超えているとみなされ、著作者からの許諾を得なければならない²⁶⁸。同解釈に関連して、下記の欧州司法裁判所の判例がある。

図表 69 [独国]ノルトライン・ヴェストファーレン州 v Dirk Renckhoff 氏（写真家）
（欧州司法裁判所）²⁶⁹

案件番号	C-161/17
主要な事実	ヴァルトロップ総合学校が主催した語学ワークショップの一環として生徒の作成したプレゼンテーション資料は、2009 年 3 月 25 日以降、学校のウェブサイトからアクセスできる状態であった。当該資料には、写真家である Renckhoff 氏が撮影した写真が含まれており、当該写真は Renckhoff 氏が旅行ポータルサイトに独占的使用権を与えていた。Renckhoff 氏は、写真の掲載は著作権の侵害にあたるとして、学校に対して監督責任を有するヴァルトロップ総合学校の運営者（被告 1）及びノルトライン・ヴェス

267 Bundesministerium der Justiz, *Evaluierungsbericht der Bundesregierung gemäß § 142 des Urheberrechtsgesetzes zu den durch das Urheberrechts-Wissensgesellschaften-Gesetz reformierten Vorschriften der §§ 60a bis 60h des Urheberrechtsgesetzes*, S. 35, https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetzgebung/Evaluierung/Evaluierungsbericht_Urheberrechts-Wissensgesellschaften-Gesetz.pdf?__blob=publicationFile&v=3

268 Thomas Dreier & Gernot Schulze, *Urheberrechtsgesetz: Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz, Verwertungsgesellschaftengesetz, Nebenurheberrecht, Kunsturhebergesetz*, 7. Auflage 2022

269 ECJ C-161/17, ECLI:EU:C:2018:634

	トファーレン州（被告 2）に対し、写真の複製と公開の禁止、連帯しての EUR 930（JPY 135,938）の損害賠償及び侵害が発生した日からの利息の支払い、写真の使用範囲に関する情報提供、弁護士費用 582.5 ユーロ（JPY 85,144）ずつ及び利息の補償を求めた。
争点	<p>ハンブルク地方裁判所は Renckhoff 氏を部分的に支持し、ノルトライン・ヴェストファーレン州に対して写真の複製と公開の禁止、及び EUR 300（JPY 43,851）と 2009 年 3 月 25 日以降の利息の支払、写真の使用範囲に関する情報提供を命じた上で、訴訟のその他の部分を却下した。訴訟費用及び原告の弁護士費用の 55% を原告の負担、45% を被告 2 の負担し、被告 1 の弁護士費用は原告の負担、被告 2 の弁護士費用は原告 10%、被告 2 は 90% の負担とした（LG Hamburg, 22.01.2013 - 310 O 27/12）。</p> <p>同判決について、被告は控訴を、原則は付帯控訴を行い、バンブルク高等裁判所は、控訴及び付帯控訴を棄却した上で、被告に対して、生徒が挿入した写真の複製、公表を命じた。（OLG Hamburg, 03.12.2015 - 5 U 38/13）</p> <p>再度、被告は控訴を、原則は付帯控訴を行い、連邦裁判所は本件について、情報社会指令 2001/29/EC における新たな公衆送信にあたるか、疑念があるとして審理を中止し、欧州司法裁判所へ付託した（BGH, 23.02.2017 - I ZR 267/15）。</p>
判決	<p>情報社会指令 2001/29/EC 第 3 条第 1 項における公衆送信の概念は、ダウンロードを妨げる制限なく、著作権者の同意を得て、以前ウェブサイトに掲載された写真を、別のウェブサイトに掲載することを意味すると解釈されなければならない。</p> <p>■その後について（BGH, 10.01.2019 - I ZR 267/15）</p> <p>連邦裁判所は、欧州司法裁判所の判決を受け入れ、画像のアップロードが複製にあたり、著作権者からの同意のない本件は著作権侵害にあたるとして、被告の上告及び原告の付帯控訴は棄却され、控訴手続きの費用のうち 52% が被告 2 に、48% が原告に課せられた。</p>

4.3 教育に関する CMO

4.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像

CMO は各州との間で契約を締結しており、初等・中等教育は支分権単位で契約、高等教育では一本化した契約である。教育機関における複製・公衆送信の補償金等は、州が一括で支払う。

ただし、高等教育機関における複製・公衆送信の補償金等については、各州と VG WORT の間での交渉が決裂しており、DPMA による仲裁手続きに進んでいる²⁷⁰。裁判での争いとなる可能性を含め、係争の長期化が予想されており、各州と VG WORT の間での合意がなされるまでの間、関係する作者・著者、出版社にとっては高等教育機関における複製・公衆送信の報酬を受け取ることができない状況²⁷¹が 2020 年以来続いている²⁷²。

補償金等のうち、①初等・中等教育機関における複製は ZFS、②初等・中等教育機関における公衆送信は ZBT (ZFS、ZBT とともに運営は VG WORT)、③高等教育機関における複製・公衆送信は VG Bild-Kunst が収受し、分野別団体に分配している。金額規模は①EUR 20M (JPY 2,923M)²⁷³、②EUR 19.0M (JPY 2,777 M)²⁷⁴、③EUR 2.42M (JPY 354M)²⁷⁵である。補償金等の金額は、各州と各 CMO との間での交渉により決まり、近年増加傾向にある。

270 VG WORT, Stellungnahme zur Evaluierung des Bildungs- und Wissenschafts-Urheberrechts (§§ 60a bis 60h des Urheberrechtsgesetzes),

https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetzgebung/Stellungnahmen/2021/0831_Stellungnahme_VG_WORT_UrhWissG_Evaluation.pdf?__blob=publicationFile&v=3.

271 VG WORT, 前掲注 270)。

272 UrhWissG 以前の UrhG 旧第 52a 条に基づく、大学における公衆送信を対象とした各州、VG WORT 間の契約 (Rahmenvertrag zur Vergütung von Ansprüchen nach § 52a UrhG (Hochschulen),

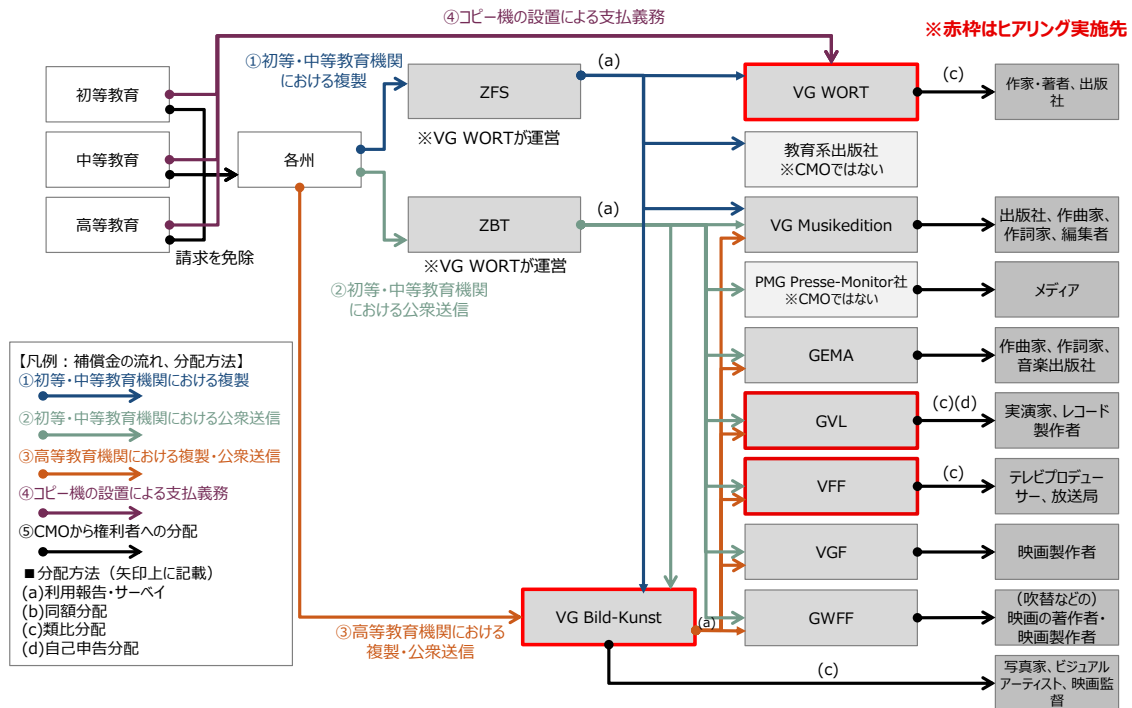
<https://www.bibliothekverband.de/sites/default/files/2021-06/2016-1~1.PDF>) があり、同契約は 2019 年 12 月末までを契約期間としていた。

273 前掲注 256)。

274 前掲注 259)。

275 前掲注 262)。

図表 70 [独国]教育著作物に関する CMO



4.3.2 ZFS (Zentralstelle Fotokopieren an Schulen)

4.3.2.1 業務内容

ZFS は、各州からの補償金等の収受、ZFS に参加する分野別団体と教育系出版社への送金を業務内容としており、分配金額の決定のためのサンプリング調査を実施している。

4.3.2.2 補償金等の推移

複製に関する総合契約第 6 条第 1 項により、州は初等・中等教育機関における複製の補償金等として、下表の額を ZFS に支払う。

図表 71 [独国]ZFS の報酬規定²⁷⁶

期間	補償金等
2023 年 1 月から 12 月	EUR 20M (JPY 2,923M)
2024 年 1 月から 12 月	EUR 20.75M (JPY 3,033 M)
2025 年 1 月から 12 月	EUR 21.5M (JPY 3,143 M)
2026 年 1 月から 12 月	EUR 22.25M (JPY 3,252 M)
2027 年 1 月から 12 月	EUR 23M (JPY 3,362 M)

276 前掲注 273)。

以前の複製に関する総合契約（2018年締結）²⁷⁷第6条第1項では、補償金等は秘匿されている。

4.3.2.3 管理手数料

ZFSは各州から収受した補償金等のうち、EUR 16M（JPY 2.3B）までは受取額のうち3%に付加価値税を加えた金額を管理手数料として控除し、EUR 16M（JPY 2.3B）を超える金額からは0.5%に付加価値税を加えた金額を管理手数料として控除する²⁷⁸。特別な事情がない限り、控除された管理手数料はZFSの事業を実施するVG WORTに支払われる²⁷⁹。

4.3.2.4 体制

CMOであるVG WORTを代表として、VG Musikedition、VG Bild-Kunstからなる。なおZFSは従業員を有しておらず、その実務は全てVG WORTが担っている²⁸⁰。

4.3.2.5 根拠法

VGG第3条は、他のCMOに株式を保有されている、または支配されているCMOについて、従属CMOとして定義しており、ZFSはVG WORTの従属CMOに位置づけられている。

4.3.3 ZBT (Zentralstelle Bibliothekstantieme)

4.3.3.1 業務内容

ZBTは、UrhG第60a条に基づく初等中等教育機関における公衆送信を対象とした各州からの補償金等の回収、UrhG第27条第2項に基づく公共貸与権の補償金の収受、ZBTに参加する分野別団体とPMG Presse-Monitor社への送金を業務内容としている。

4.3.3.2 補償金等の推移

公衆送信に関する総合契約第4条第2項により、各州は初等・中等教育機関における公衆送信の補償金等として、下表の額をZBTに支払う。ZBTはこの他、UrhG第27条第2項に基づく図書館からの公共貸与権の補償金を収受している。なお、2023年7月以前の契約は、各年8月から7月の期間ごとに報酬額が設定されていたが、2024年以降は各年1月か

277 Gesamtvertrag Vervielfältigungen an Schulen vom 20. Dezember 2018, https://www.km.bayern.de/download/20019_Gesamtvertrag_Vervielf%C3%A4ltigungen-an-Schulen.pdf.

278 VG WORT, Transparenzbericht nach § 58 VGG für das Geschäftsjahr 2022, https://www.vgwort.de/fileadmin/vg-wort/pdf/veroeffentlichungen/transparenzberichte/Transparenzbericht_2022.pdf.

279 VG WORT, 前掲注 278)。

280 VG WORT, 前掲注 278)。

ら12月の期間ごとに報酬額が設定されており、よって同契約では2023年8月から12月までの5ヶ月間の報酬額が設定されている。

図表 72 [独国]ZBT の報酬規定²⁸¹

期間	報酬額
2023年8月から2023年12月	EUR 6.5M (JPY 950M)
2024年1月から2024年12月	EUR 19.0M (JPY 2,777 M)
2025年1月から2025年12月	EUR 22.5M (JPY 3,289 M)
2026年1月から2026年12月	EUR 24.5M (JPY 3,581 M)
2027年1月から2027年12月	EUR 27.0M (JPY 3,947 M)

図表 73 [独国]ZBT の報酬規定 (2023年7月以前の契約)²⁸²

期間	報酬額
2018年8月から2019年7月	EUR 5M (JPY 731M)
2019年8月から2020年7月	EUR 7.5M (JPY 1,096 M)
2020年8月から2021年7月	EUR 10M (JPY 1,462 M)
2021年8月から2022年7月	EUR 12.5M (JPY 1,827 M)
2022年8月から2023年7月	EUR 12.5M (JPY 1,827 M)

4.3.3.3 管理手数料

ZBTは各州から収受した補償金等のうち、EUR 5M (JPY 731M) までは3%を管理手数料として控除し、EUR 5M (JPY 731M) を超える金額からは1%を管理手数料として控除する²⁸³。なおUrhG第27条第2項に基づく図書館からの報酬については、3%を管理手数料として控除する²⁸⁴。特別な事情が無い限り、控除された管理手数料はZBTの事業を実施するVG WORTに支払われる²⁸⁵。

4.3.3.4 体制

VG WORTを代表として、GEMA、GVL、GWFF、VFF、VG Bild-Kunst、VG Musikedition、VGFからなる。実態としては、ZFSと同様の構造であり、VG WORTが事務局となって実務を担っており、ZBTの住所や連絡先はVG WORTのものであり、各州からの送金を受ける口座はVG WORT名義である。

4.3.3.5 根拠法

VGG第3条は、他のCMOに株式を保有されている、または支配されているCMOについ

281 前掲注 274)。

282 Gesamtvertrag zur Einräumung und Vergütung von Ansprüchen aus der öffentlichen Zugänglichmachung und der öffentlichen Wiedergabe nach § 60 a UrhG für Nutzungen an Schulen vom 19. Dezember 201, https://gvl.de/sites/default/files/2021-08/GesamtV_60a_Schulen_20200106.pdf.

283 VG WORT, 前掲注 278)。

284 VG WORT, 前掲注 278)。

285 VG WORT, 前掲注 278)。

て、従属 CMO として定義しており、ZBT は従属 CMO に位置づけられている。

4.3.4 VG WORT (Verwertungsgesellschaft Wort)

4.3.4.1 業務内容

VG WORT は言語の著作物を扱う CMO であり、教育利用に関しては、補償金等の徴収、著作者への分配を業務内容としている。

4.3.4.2 補償金等の収受額

VG WORT は 2022 年において、全ての著作権管理業務から EUR 174M (JPY 25.4B) を得ており、うち初等・中等教育機関における著作物の複製から EUR 7M (JPY 1.0B)、初等・中等教育機関における著作物のデジタル利用から EUR 8M (JPY 1.2B) を得た²⁸⁶。なお VG WORT は、大学との補償金等についての合意がないため、2024 年現在において大学から補償金等を受け取ることができていない。

4.3.4.3 管理手数料

2022 年における減価償却費を含む管理手数料は EUR 14.6M (JPY 2.1B) で、VG WORT の収益総額 EUR 174M (JPY 25.4B) のうち 8.4% を占める²⁸⁷。2021 年における減価償却費を含む管理手数料は EUR 12.5M (JPY 1.8B) で、VG WORT の収益総額 EUR 161M (JPY 23.6B) のうち 7.7% を占める²⁸⁸。VG WORT は教育目的に特化した CMO ではないため、教育目的に特化した管理手数料は算出していない。

4.3.4.4 体制

VG WORT の役員数は 20 名で、「創作物の著者・翻訳者」「ジャーナリスト、ノンフィクションの著者・翻訳者」「科学・専門書の著者・翻訳者」「フィクション・ノンフィクションの出版社」「演劇出版社」「科学・専門書の出版社」からバランスを取って選出されている²⁸⁹。従業員数は 83 名で、うち 38 名がパートタイマーである²⁹⁰。2023 年 3 月現在における構成員数は 1,259 名である²⁹¹。また、使用料の受取に関するデータベースに登録している者は、著者が 325,491 名、出版社が 9,991 社であり、海外の著者やペンネームである者ま

286 VG WORT, 前掲注 278)。

287 VG WORT, 前掲注 278)。(管理費の占める割合は MURC 算出)

288 VG WORT, Transparenzbericht nach § 58 VGG für das Geschäftsjahr 2021,

https://www.vgwort.de/fileadmin/vg-wort/pdf/veroeffentlichungen/transparenzberichte/Transparenzbericht_2021.pdf.

289 VG WORT, Verwaltungsrat, <https://www.vgwort.de/die-vg-wort/gremien/verwaltungsrat.html> (管理費の占める割合は MURC 算出)。

290 VG WORT, 前掲注 278)。

291 VG WORT, 前掲注 278)。

で含めると 862,255 者が登録されている²⁹²。

4.3.4.5 根拠法

VGG 第 2 条における CMO に位置づけられている。

4.3.4.6 教育との関係

常設の協議の場は存在せず、契約の更改が近づくタイミングにおいて、バイエルン州の担当者と交渉する。なおバイエルン州は、憲法上、連邦が所管しない分野のうち、教育分野を担当する。

4.3.4.7 業務の補助、委任について

ZFS、ZBT の事務局として、両 CMO の実務を担っている。

4.3.5 VG Bild-Kunst (Verwertungsgesellschaft Bild-Kunst)

4.3.5.1 業務内容

VG Bild-Kunst は視覚芸術及び映画を扱う CMO であり、補償金・使用料の回収、著作権者への分配を業務内容としている。

4.3.5.2 補償金等の推移

4.3.5.2.1 大学における報酬契約について

大学における報酬契約第 3 条第 1 項により、各州は高等教育機関における複製・公衆送信の補償金等として、下表の額を VG Bild-Kunst に支払う。

図表 74 [独国]VG Bild-Kunst の報酬規定²⁹³

期間	報酬額
2018 年 1 月から 12 月	EUR 1,925K (JPY 281M)
2019 年 1 月から 12 月	EUR 2,025 K (JPY 296 M)
2020 年 1 月から 12 月	EUR 2,140 K (JPY 313 M)
2021 年 1 月から 12 月	EUR 2,270 K (JPY 332 M)
2022 年 1 月から 12 月	EUR 2,420 K (JPY 354 M)
2023 年 1 月から 2 月 ²⁹⁴	EUR 420 K (JPY 61 M)

292 VG WORT, 前掲注 278)。

293 前掲注 275)。

294 第 60a~h 条が 2023 年 2 月までの時限的な規定とされていたことから、報酬額についても期間が合わせられている。

各州の負担割合は、第 4 条第 2 項によりケーニヒシュタイン・シュリュセル²⁹⁵に従って按分される。第 6 条第 2 項により同契約は、契約当事者のいずれかが契約終了の 6 ヶ月前に書面による終了通知を提出しない限り、初回は 2023 年 12 月まで、以降 1 年毎に延長される。

4.3.5.2.2 分野別団体としての補償金等の収受額

VG Bild-Kunst は 2022 年において、著作権管理業務によって EUR 71,247K (JPY 10.4B) を得ており、うち初等・中等教育機関における著作物の複製から、VG WORT の管理する ZFS を介して EUR 2,279K (JPY 333M) を得ているが、この金額には過去数年分の追加分の支払いが含まれ、前年度の収受額は EUR 1,314K (JPY 192M) であった²⁹⁶。初等・中等、高等教育機関における著作物のデジタル利用からは EUR 6,687K (JPY 977M) を得た²⁹⁷。

4.3.5.3 管理手数料

2022 年における管理手数料は EUR 6,978K (JPY 1,020M) で、VG Bild-Kunst の収益 EUR 71,247K (JPY 10.4B) のうち 9.8%を占める²⁹⁸。2021 年における管理手数料は EUR 4,379K (JPY 640M) で、VG Bild-Kunst の収益 EUR 67,614K (JPY 9.9B) のうち 6.5%を占める²⁹⁹。VG Bild-Kunst は教育目的に特化した CMO ではないため、教育目的に特化した管理手数料は算出していない。

4.3.5.4 体制

VG Bild-Kunst の役員数は 35 名である³⁰⁰。VG Bild-Kunst は、組織を画家や彫刻家などのビジュアルアーティストからなる BG I、写真家やフォトジャーナリスト、イラストレーター、デザイナーからなる BG II、監督やカメラマン、プロデューサー、衣装デザイナーなどオーディオビジュアル分野かなる BG III の 3 グループに分けており、役員は 3 グループ

295 ケーニヒシュタイン・シュリュセルは、共同学術会議 (GWK) により各州の税収を 2/3、人口を 1/3 の割合として算出される。ドイツ連邦共和国基本法第 91b 条第 3 項により、連邦政府及び各州の費用は、契約にて規定されることとされており、これによりケーニヒシュタイン・シュリュセルが認められている。州の所管領域ではあるが、実際には州の単位を超えて実施される様々な事業に用いられる

(Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Erstverteilung der Asylsuchenden (EASY), <https://www.bamf.de/DE/Themen/AsylFluechtlingsschutz/AblaufAsylverfahrens/Erstverteilung/erstverteilung-node.html>)。

296 VG Bild-Kunst, Verwertungsgesellschaft Bild-Kunst rechtsfähiger Verein kraft staatlicher Verleihung Frankfurt am Main Jahresabschluss zum 31.12.2022 Lagebericht 2022 und Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers,

https://www.bildkunst.de/fileadmin/user_upload/downloads/Bestaetigungsvermerke/Best%C3%A4tigungsvermerk_Gesch%C3%A4ftsjahr_2022.pdf.

297 VG Bild-Kunst, 前掲注 296)。

298 VG Bild-Kunst, 前掲注 296)。管理費の占める割合は MURC 算出。

299 VG Bild-Kunst, 前掲注 296)。管理費の占める割合は MURC 算出。

300 VG Bild-Kunst, Verwaltungsrat, <https://www.bildkunst.de/vg-bild-kunst/verwaltungsrat>.

の業界団体から、正 6 名・副 6 名ずつ³⁰¹が選出されている³⁰²。従業員数は 63 名で、うち 28 名がパートタイマーである³⁰³。構成員数は BG I が 16,426 名、BG II が 39,289 名、BG III が 13,444 名の計 69,159 名である³⁰⁴。

4.3.5.5 根拠法

VGG 第 2 条における CMO に位置づけられている。

4.3.5.6 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織の有無など

「初等・中等教育機関における複製」「初等・中等教育機関における公衆送信」については、ZFS、ZBT を介して補償金等を受け取っている。

4.3.6 GVL (Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH)

4.3.6.1 業務内容

GVL は音楽分野のうち、特に実演家・レコード製作者の隣接権や実演を扱う CMO であり、補償金・使用料の回収、著作者への分配を業務内容としている。

4.3.6.2 補償金等の収受額

GVL は 2022 年において、著作権管理業務によって EUR 235,369K (JPY 34.4B) を得ている³⁰⁵。

4.3.6.3 管理手数料

2022 年における管理手数料は EUR 25,263K (JPY 3.7B) で、GVL の収益 EUR 235,369K (JPY 34.4B) のうち 10.7%を占める³⁰⁶。GVL は教育目的に特化した CMO ではないため、教育目的に特化した管理手数料は算出していない。

301 2023 年 12 月現在、1 名は欠員である

302 VG Bild-Kunst, 前掲注 300)。

303 VG Bild-Kunst, Transparenzbericht der VG Bild-Kunst Geschäftsjahr 2021 (vom 01.01.2022 bis zum 31.12.2022) (MURC 注: 2021 は 2022 の誤字とみられる), https://www.bildkunst.de/fileadmin/user_upload/downloads/Transparenzbericht/2022_Transparenzbericht_VGBK.pdf.

304 VG Bild-Kunst, Geschäftsbericht 2022,

https://www.bildkunst.de/fileadmin/user_upload/downloads/Geschaeftsberichte/2023_06_28_Gesch%C3%A4ftsbericht_2022.pdf.

305 GVL, Transparenzbericht 2022, https://gvl.de/sites/default/files/2023-06/GVL_Transparenzbericht_2022_DE_WEB.pdf.

306 GEMA, Geschäftsbericht 2022, https://www.gema.de/documents/d/guest/gema_geschäftsbericht-2022_deutsch.

4.3.6.4 体制

GVLの役員数は26名であり、現役のアーティストが含まれる³⁰⁷。従業員数は183名である³⁰⁸。構成員には実演家、レコード製作者が含まれ、構成員数は約170,000名である³⁰⁹。

4.3.6.5 根拠法

VGG第2条におけるCMOに位置づけられている。

4.3.6.6 業務の補助、委任について

「初等・中等教育機関における公衆送信」「高等教育機関における複製・公衆送信」について、ZBT、VG Bild-Kunstから補償金を受け取っている。

4.3.7 VFF (Verwertungsgesellschaft der Film- und Fernsehproduzenten mbH)

4.3.7.1 業務内容

VFFは映画の著作物のうち、主に放送番組を扱うCMOであり、補償金・使用料の回収、著作者への分配を業務内容としている。

4.3.7.2 補償金等の收受額

VFFは2022年において、著作権管理業務によってEUR 37,004K (JPY 5.4B)を得ている³¹⁰。

4.3.7.3 管理手数料

2022年における管理手数料はEUR 1,919K (JPY 280M)で、VFFの収益EUR 37,004K (JPY 5.4B)のうち5.2%を占める³¹¹。VFFは教育目的に特化したCMOではないため、教育目的に特化した管理手数料は算出していない。

4.3.7.4 体制

VFFはテレビプロデューサーや放送局を構成員としている。役員数は6名で、ドイツ連邦テレビ制作者協会からの2名、ドイツプロデューサー連盟(映画・テレビ)からの1名、

³⁰⁷ GVL, 前掲注 305)。

³⁰⁸ GVL, 前掲注 305)。

³⁰⁹ GVL, Die GVL in Zahlen, <https://gvl.de/>.

³¹⁰ VFF, Transparenzbericht 2022,

<https://www.vff.org/transparenzberichte.html?file=files/vff/pdf/transparenzbericht/Transparenzbericht%202022.pdf>.

³¹¹ VFF, 前掲注 310)。

公共放送局である南西ドイツ放送からの2名、同じく公共放送局である ZDF からの1名から構成されている³¹²。従業員数は4名である³¹³。

4.3.7.5 根拠法

VGG 第2条における CMO に位置づけられている。

4.3.7.6 業務の補助、委任について

「初等・中等教育機関における公衆送信」「高等教育機関における複製・公衆送信」について、ZBT、VG Bild-Kunst から補償金を受け取っている。

312 VFF, 前掲注 310)。

313 VFF, 前掲注 310)。

4.4 教育に関する補償金等の徴収

4.4.1 補償金等の手続き主体

UrhG 第 60a 条に基づく利用については、各州と各 CMO が契約する。UrhG 第 54c 条に基づく補償金の支払義務が生じた場合、具体的には学生用のコピー機など、公衆が利用できる複製機器を設置した場合においては、各教育機関は、VG WORT に対し複製機器の設置を報告した上で、報酬額を支払わなければならない。州と VG WORT との間では UrhG 第 54c 条に基づく請求報酬に関する枠組み合意³¹⁴が存在している。

4.4.2 補償金等の支払い主体

UrhG 第 60a 条に基づく利用については、各州が補償金等を支払い、これにより各教育機関に対する支払は免除される。公衆が利用できる複製機器を設置し、UrhG 第 54c 条に基づく補償金の支払義務が生じた場合は、各教育機関が支払を行う。

4.4.3 補償金等規定・規則上の記載

4.4.3.1 複製に関する総合契約

複製に関する総合契約第 6 条第 1 項により、各州は下表の報酬額を権利者に支払う。2022 年以前の複製に関する総合契約（2018 年締結）³¹⁵第 6 条第 1 項では、報酬額は秘匿されている。

各州の負担割合は、第 6 条第 4 項により、ケーニヒシュタイン・シュリュセルに従って按分される。

図表 75 [独国]ZFS の報酬規定³¹⁶（再掲）

期間	報酬額
2023 年 1 月から 12 月	EUR 20M (JPY 2,923M)
2024 年 1 月から 12 月	EUR 20.75M (JPY 3,033 M)
2025 年 1 月から 12 月	EUR 21.5M (JPY 3,143 M)
2026 年 1 月から 12 月	EUR 22.25M (JPY 3,252 M)
2027 年 1 月から 12 月	EUR 23M (JPY 3,362 M)

4.4.3.2 公衆送信に関する総合契約

公衆送信に関する総合契約第 4 条第 2 項により、各州は下表の報酬額を権利者に支払う。

314 Rahmenvertrag zur Vergütung von Ansprüchen nach § 54c UrhG, https://www.vgwort.de/fileadmin/vg-wort/pdf/dokumente/Gesamtvertraege/Bund_und_Laender/54c_Rahmenvertrag_BundLaender_Drucker.pdf.

315 前掲注 277)。

316 前掲注 273)。

各州の負担割合は、第 4 条第 8 項によりケーニヒシュタイン・シュリュセルに従って按分される。第 7 条第 1 項により同契約は契約当事者のいずれかが 6 ヶ月前に書面による終了通知を提出しない限り、1 年毎に延長され、延長時には契約最終年の報酬額がその後の期間にも適用される。

図表 76 [独国]ZBT の報酬規定³¹⁷ (再掲)

期間	報酬額
2023 年 8 月から 2023 年 12 月	EUR 6.5M (JPY 950M)
2024 年 1 月から 2024 年 12 月	EUR 19.0M (JPY 2,777 M)
2025 年 1 月から 2025 年 12 月	EUR 22.5M (JPY 3,289 M)
2026 年 8 月から 2026 年 12 月	EUR 24.5M (JPY 3,581 M)
2027 年 8 月から 2027 年 12 月	EUR 27.0M (JPY 3,947 M)

4.4.3.3 大学における報酬契約

大学における報酬契約第 3 条第 1 項により、州は下表の報酬額を権利者に支払う。各州の負担割合は、第 4 条第 2 項によりケーニヒシュタイン・シュリュセルに従って按分される。第 6 条第 2 項により同契約は、契約当事者のいずれかが契約終了の 6 ヶ月前に書面による終了通知を提出しない限り、初回は 2023 年 12 月まで、以降 1 年毎に延長される。

図表 77 [独国]VG Bild-Kunst の報酬規定³¹⁸ (再掲)

期間	報酬額
2018 年 1 月から 12 月	EUR 1,925K (JPY 281M)
2019 年 1 月から 12 月	EUR 2,025 K (JPY 296 M)
2020 年 1 月から 12 月	EUR 2,140 K (JPY 313 M)
2021 年 1 月から 12 月	EUR 2,270 K (JPY 332 M)
2022 年 1 月から 12 月	EUR 2,420 K (JPY 354 M)
2023 年 1 月から 2 月 ³¹⁹	EUR 420 K (JPY 61 M)

4.4.3.4 コピー機等の設置による報酬の料金表

UrhG 第 54c 条に基づき、公衆が利用できる複製機器の設置については、VG WORT が下記の料金表を定めており、教育機関は VG WORT に対し複製機器の設置を報告した上で報酬額を支払わなければならない。州と VG WORT との間では UrhG 第 54c 条に基づく請求報酬に関する枠組み合意³²⁰が存在し、州立大学、国立大学、教会が設置者である大学、行政大学校、財団立大学に対しては割引が適用される。

317 前掲注 274)。

318 前掲注 275)。

319 第 60a~h 条が 2023 年 2 月までの時限的な規定とされていたことから、報酬額についても期間が合わせられている。

320 前掲注 314)。

図表 78 [独国]VG WORT の報酬規定³²¹

類型	コピー機・複合機		プリンター	
	報酬額	割引かれた額	報酬額	割引かれた額
大学、科学機関が複製機器を用いる場合	EUR 418 (JPY 61,099)	EUR 334.40 (JPY 48,879)	EUR 376.20 (JPY 54,989)	EUR 300.96 (JPY 43,991)
公共図書館、教育機関(職業訓練、その他訓練機関など)が複製機器を用いる場合	EUR 190 (JPY 27,772)	EUR 152 (JPY 22,218)	EUR 171 (JPY 24,995)	EUR 136.80 (JPY 19,996)
複製機器が有料で運用される場合(教育機関における在籍者用のコピー機など、コピーショップを除く)	EUR 43.30 (JPY 6,329)	EUR 34.64 (JPY 5,063)	EUR 38.97 (JPY 5,696)	EUR 31.18 (JPY 4,558)

4.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造

教育分野での著作物利用を対象とした都度払いの制度はない。定額料金は、4.3.2.2、4.3.3.2、4.3.5.2を参照。

4.4.5 補償金制度の規定(金額)の決定及び変更する場合のプロセス

4.4.5.1 決定・変更のフロー

補償金制度に係る各州と各 CMO との間の契約については、契約期間が設けられている。例えば 2022 年 12 月に結ばれた最新の複製に関する総合契約は 2023 年 1 月から 2027 年 12 月を契約期間としている。他方、公衆送信に関する総合契約、大学における報酬契約は、契約内に自動延長の規定を有しており、契約を終了させる意思を各州または権利者側が示さない限り延長される。

4.4.5.2 決定・変更の場合の制約

教育における著作物利用に関する相当報酬請求権を規定した UrhG 第 60h 条は、報酬額の決定について、「サンプリング調査に基づき包括的な報酬を設定する」という規定にはなっておらず、「包括的な報酬又は使用に関する代表的なサンプリングをもって足りる」と規定している。この「又は」という文言により、定額で報酬額を設定するか、サンプリング調査に基づき報酬額を設定するかが選択できる。独国内においてはこの規定が、VG WORT と各州が大学における複製・公衆送信に関する総合契約を結べていない要因の 1 つであるとの指摘³²²がある。

321 VG Wort, Tariftabelle Betreibervergütung gem. § 54c UrhG, https://www.vgwort.de/fileadmin/vg-wort/pdf/inhalt/Tariftabelle_Betreiberverguetung.pdf.

322 Bundesministerium der Justiz, 前掲注 267)。

4.4.5.3 政府との関係性

独国では、教育に関して各州に権限があることから、連邦政府は補償金制度の規定（金額）の決定と変更に関与せず、各州が交渉を行う。

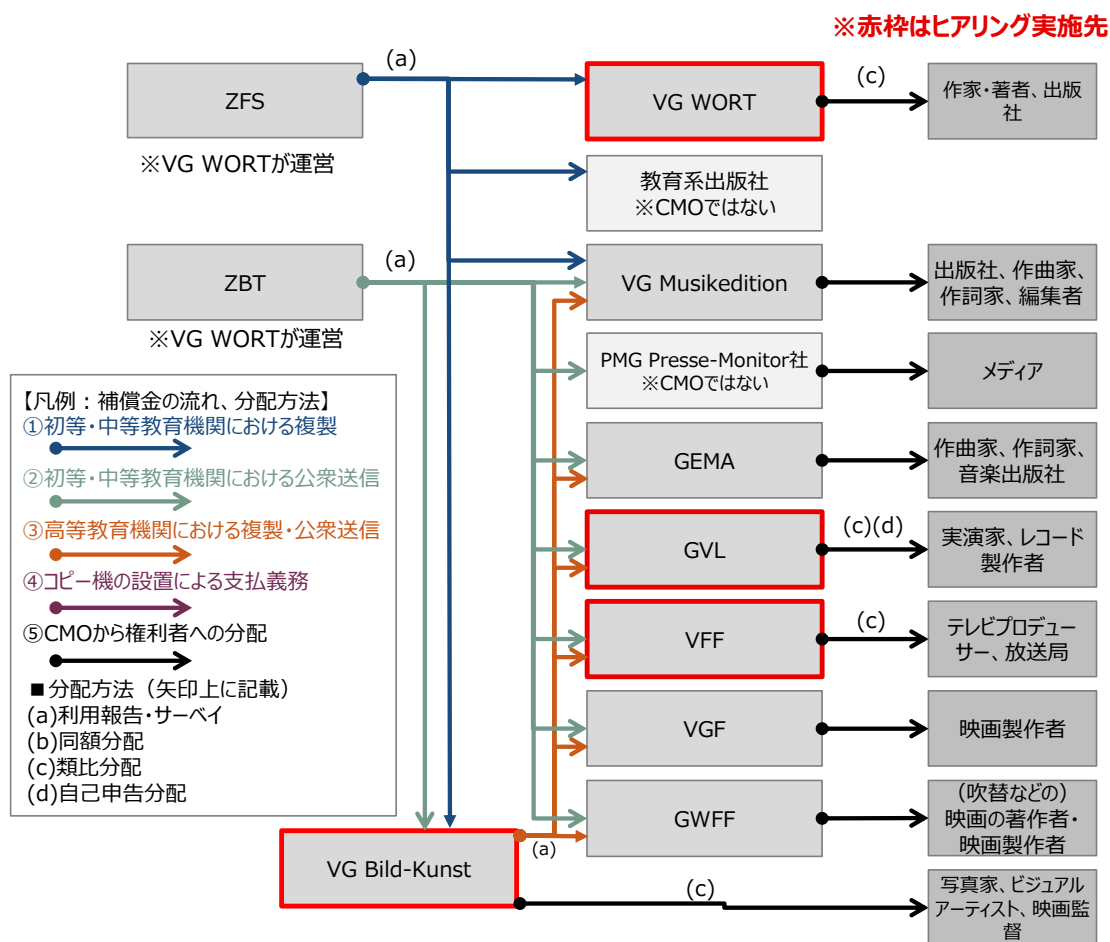
4.5 教育に関する補償金等の分配

初等・中等教育機関における複製に係る補償金等については、各州から支払を受けた ZFS から、複製に関する総合契約に参加している分野別団体（VG WORT、VG Musikedition、VG Bild-Kunst）と教育出版社に分配され、分野別団体から権利者に分配されている。

初等・中等教育機関における公衆送信に係る補償金等については、各州から支払を受けた ZBT から、公衆送信に関する総合契約に参加している分野別団体（VG Musikedition、GEMA、VG WORT、VG Bild-Kunst、GVL、VFF、VGF、GWFF）と PMG Presse-Monitor 社に分配され、分野別団体から権利者に、PMG Presse-Monitor 社からメディア企業に分配されている。

高等教育機関における複製・公衆送信に係る補償金等については、各州から支払を受けた VG Bild-Kunst から、大学における報酬契約に参加している分野別団体（GEMA、GVL、GWFF、VFF、VG Bild-Kunst、VG Musikedition、VGF）に分配され、VG Bild-Kunst と VG Bild-Kunst からの分配を受けた分野別団体から権利者に分配されている。

図表 79 [独]分配主体から著作権者までの分配フロー（再掲）



4.5.1 統括団体から分野別団体への分配

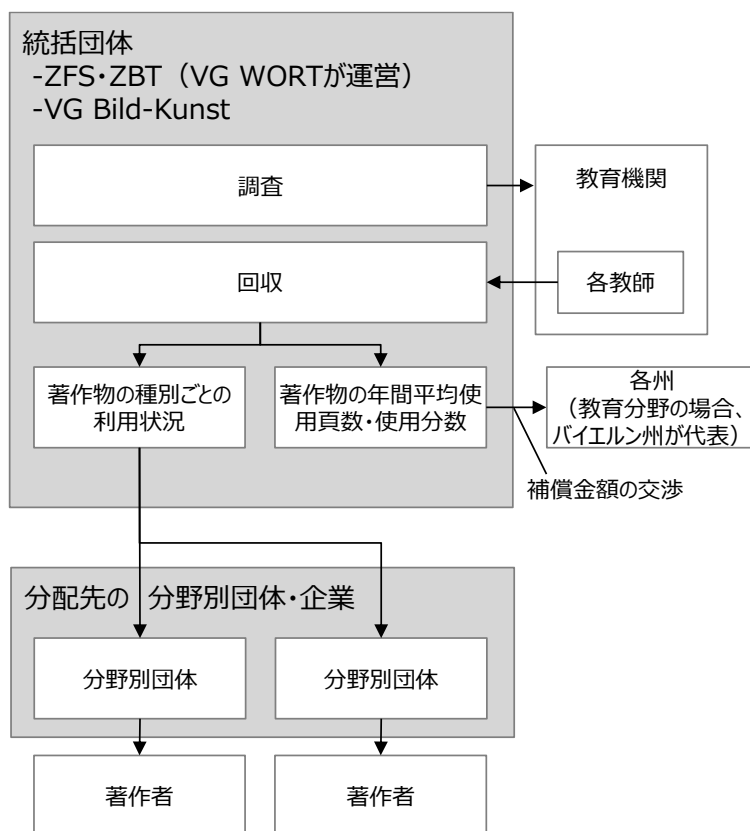
4.5.1.1 分配方法のフロー・計算方法

4.5.1.1.1 分配方法の概要³²³

統括団体から分野別団体への分配割合については、学校を対象としたサンプリング調査（3～4年ごとに実施）により算出される。同調査は、統括団体から分野別団体への分配比率の決定、VG WORT 内での種類別の分配割合の算定、各州からの支払額の交渉にのみ用いられ、個別権利者への支払額の決定には用いられない。

個別権利者への支払額については、分野別団体が方法を決めている。

図表 80 [独国]統括団体から分野別団体への分配方法³²⁴



*分配先のCMOから著作者への分配方法は各CMOに一任

4.5.1.2 教育機関を対象とした調査の概要³²⁵

直近の初等・中等教育機関における公衆送信についてのサンプリング調査（2022年）に

323 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる（2024年1月12日実施）。

324 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる（2024年1月12日実施）。

325 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる（2024年1月12日実施）。

は、1,154校から4,651名の教員が参加し、うち3,151名の教員（903校）がイントラネットを通じて教材を配布していると回答した。

各州との契約は3～4年を期間として結ばれており、契約満了日から約2年前にVG WORTと州側の担当者間でのテクニカルミーティングにより調査方法を決定する。その後、VG WORTにて学校宛ての調査票を作成し、回収されたデータを踏まえて、各州と補償金額を交渉する。調査の実施そのものは調査会社に委託される。

調査では、「UrhG第60a条に基づく著作物の年間平均使用頁数・使用分数」「音楽、映像、テキスト（プレス、雑誌、書籍等）、画像別の利用状況」が把握されており、補償金等の交渉、分野別団体への分配割合とVG WORT内での種類別の分配割合の算定に利用されている。

4.5.1.3 算出された分配割合

この方法により、ZFSが収受した補償金等、ZBTがUrhG第60a条に基づき収受した補償金等は、下記の割合で分野別団体に分配されている。

分野別団体から著作者への分配方法については、各団体に一任されている。

図表 81 [独国]ZFS から分野別団体への分配割合³²⁶

(2022年・学校における複製・インターネットの著作物)

	分配割合(%)	分配可能額
VG WORT	29.0362	EUR 1,317,265 (JPY 192,544,584)
VG BILD-KUNST	20.5608	EUR 890,883 (JPY 130,220,365)
VG MUSIKEDITION	3.9821	EUR 184,732 (JPY 27,002,281)
教育出版社	38.9477	EUR 1,806,807 (JPY 264,101,044)
PMG Presse-Monitor 社	7.4732	EUR 346,686 (JPY 50,675,132)
合計	100.0000	EUR 4,546,373 (JPY 664,543,406)

図表 82 [独国]ZFS から分野別団体への分配割合³²⁷

(2022年・学校における複製・インターネットの著作物を除く)

	分配割合(%)	分配可能額
VG WORT	18.7793	EUR 4,317,795 (JPY 631,132,142)
VG BILD-KUNST	7.1710	EUR 1,459,207 (JPY 213,292,303)
VG MUSIKEDITION	5.3239	EUR 1,100,477 (JPY 160,856,725)
教育出版社	44.6257	EUR 9,224,357 (JPY 1,348,324,334)
PMG Presse-Monitor 社	2.2329	EUR 461,552 (JPY 67,465,012)
インターネットの著作物	21.8672	EUR 4,546,373 (JPY 664,543,406)
合計	100.0000	EUR 21,109,762 (JPY 3,085,613,922)

326 VG WORT, 前掲注 278)。

327 VG WORT, 前掲注 278)。

図表 83 [独国]ZBT から分野別団体への分配割合³²⁸ (2022 年・学校における公衆送信)

	分配割合(%)	分配可能額
VG WORT	49.63	EUR 6,772,878 (JPY 989,991,606)
GEMA	4.16	EUR 545,262 (JPY 79,700,888)
VG MUSIKEDITION	0.45	EUR 58,983 (JPY 8,621,490)
GVL	6.59	EUR 863,768 (JPY 126,256,935)
GWFF	2.26	EUR 296,224 (JPY 43,299,040)
VFF	4.57	EUR 599,001 (JPY 87,556,023)
VGf	0.21	EUR 27,525 (JPY 4,023,361)
PMG Presse-Monitor 社	6.20	EUR 812,650 (JPY 118,784,977)
VG BILD-KUNST	25.93	EUR 3,398,710 (JPY 496,789,429)
合計	100.00	EUR 13,375,000 (JPY 1,955,023,750)

4.5.1.4 利用者から収集している資料³²⁹

調査では、「UrhG 第 60a 条に基づく著作物の年間平均使用頁数・使用分数」「音楽、映像、文字、画像別の利用状況」が把握されており、各州から収受する補償金等の交渉、分野別団体への分配割合に利用されている。うち、文字については、科学書籍・ノンフィクション、フィクション、科学雑誌の種類別の平均使用頁数も把握がなされており、これは VG WORT 内での分配割合の算定に利用されている。調査においては、タイトル別の利用状況までは把握されていない。学校にかかる負荷を軽減させるために、調査は個別権利者への支払額の算出には用いないと割り切り、調査項目を絞っている。その上で、個別権利者への分配には他の信頼できるデータ（例：図書館の貸出実績等、図表 85 に詳述）を用いている。

4.5.1.5 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法³³⁰

ZFS 及び ZBT は分野別団体への分配を実施するまでであり、著作者への探索は実施していない。

4.5.1.6 共通目的事業への利用

ZFS 及び ZBT は、分野別団体への分配のみを実施する組織であり、組織自体では共通目的事業は実施していない。

4.5.1.7 分配手法の考え方

UrhG 第 60h 条第 3 項では、相当なる報酬額の算出にあたり、定額報酬またはサンプリン

328 VG WORT, 前掲注 278)。

329 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる (2024 年 1 月 12 日実施)。

330 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる (2024 年 1 月 12 日実施)。

グ調査による決定でよいと規定されており、これによりサンプリング調査による補償金の算定が正当化されている。

図表 84 [独国]UrHG 第 60h 条^{331, 332} (再掲)

第 60h 条 法律により許容される使用に関する相当なる報酬 (中略) (3) 相当なる報酬に関し使用に即した算出を行うにあたっては、包括的な報酬又は使用に関する代表的なサンプリングをもって足りる。ただし、第 60b 条及び第 60e 条第 5 項に基づく使用の場合は、このかぎりでない。 (4) 相当なる報酬を求める請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。 (後略)
--

VGG 第 23～32 条にて CMO による使用料分配が規定されており、第 27 条において CMO は、分配において恣意的な行為が生じることを防ぐため、分配計画を定めなければならぬとされている。分野別団体は各々が分配計画を定め、分配を実施している。

4.5.1.8 分配の効率化に向けた取組

調査は個別権利者への支払額の算出には用いないと判断し、タイトル別の利用状況までは把握しないものとして、結果的に学校にかかる負荷は軽減されている。

4.5.2 分野別団体の分配

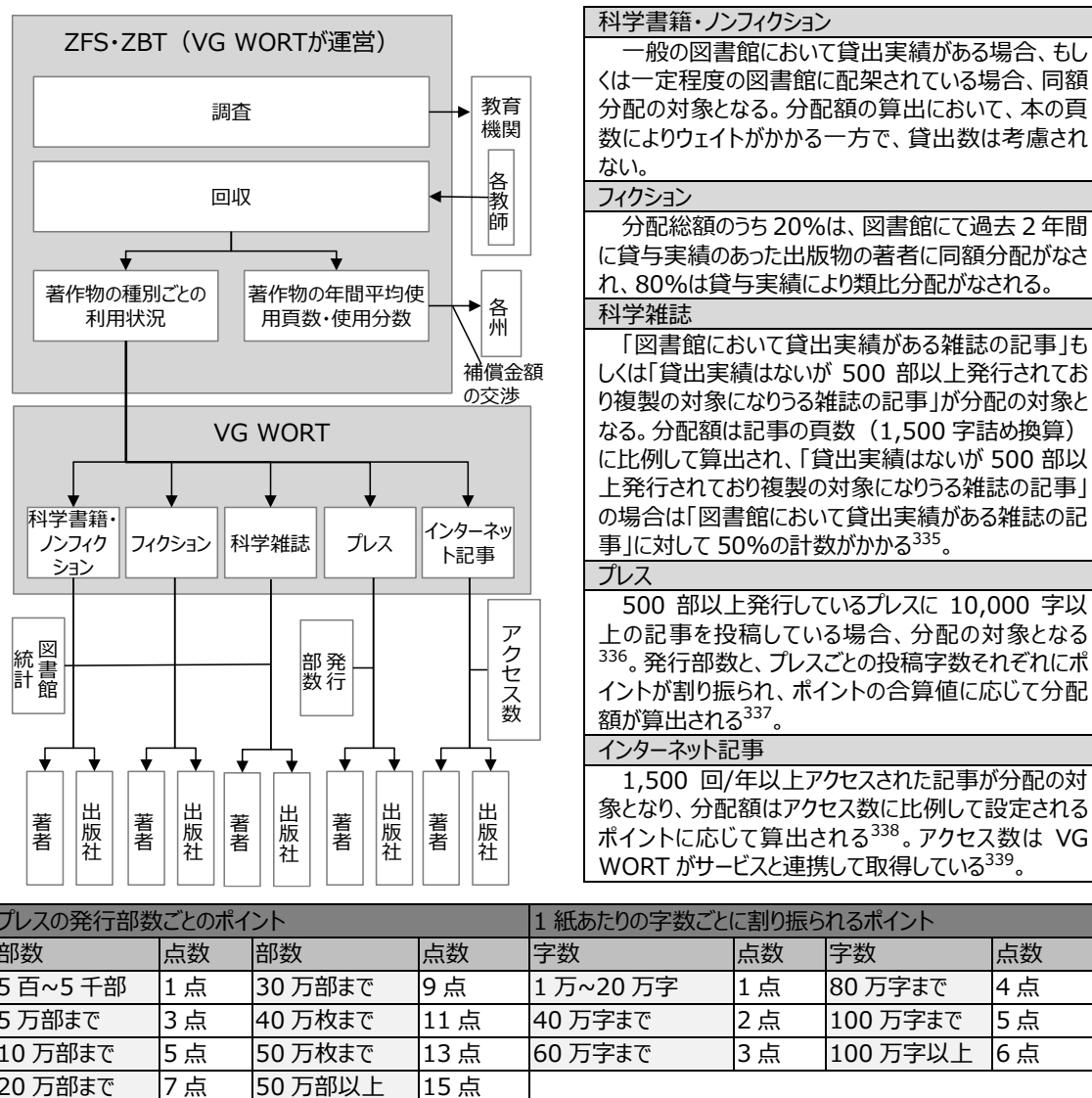
4.5.2.1 VG WORT

4.5.2.1.1 分配方法のフロー・計算方法

VG WORT の分配においては、「科学書籍・ノンフィクション」「フィクション (児童書、青少年向け書籍を含む)」「科学雑誌」「プレス」「インターネット記事」の 5 種類の著作物により、異なる手法が用いられている。

331 Bundesministerium der Justiz, 前掲注 235)。
332 邦訳は公益社団法人著作権情報センター (本山雅弘訳), 前掲注 236)。

図表 85 [独国]VG WORT における分配フロー・ジャンル別の分配方法^{333, 334}



科学書籍・ノンフィクション
 一般の図書館において貸出実績がある場合、もしくは一定程度の図書館に配架されている場合、同額分配の対象となる。分配額の算出において、本の頁数によりウェイトがかかる一方で、貸出数は考慮されない。

フィクション
 分配総額のうち20%は、図書館にて過去2年間に貸与実績のあった出版物の著者に同額分配がなされ、80%は貸与実績により類比分配がなされる。

科学雑誌
 「図書館において貸出実績がある雑誌の記事」もしくは「貸出実績はないが500部以上発行されており複製の対象になりうる雑誌の記事」が分配の対象となる。分配額は記事の頁数(1,500字詰め換算)に比例して算出され、「貸出実績はないが500部以上発行されており複製の対象になりうる雑誌の記事」の場合は「図書館において貸出実績がある雑誌の記事」に対して50%の計数がかかる³³⁵。

プレス
 500部以上発行しているプレスに10,000字以上の記事を投稿している場合、分配の対象となる³³⁶。発行部数と、プレスごとの投稿字数それぞれにポイントが割り振られ、ポイントの合算値に応じて分配額が算出される³³⁷。

インターネット記事
 1,500回/年以上アクセスされた記事が分配の対象となり、分配額はアクセス数に比例して設定されるポイントに応じて算出される³³⁸。アクセス数はVG WORTがサービスと連携して取得している³³⁹。

プレスの発行部数ごとのポイント				1紙あたりの字数ごとに割り振られるポイント			
部数	点数	部数	点数	字数	点数	字数	点数
5百~5千部	1点	30万部まで	9点	1万~20万字	1点	80万字まで	4点
5万部まで	3点	40万枚まで	11点	40万字まで	2点	100万字まで	5点
10万部まで	5点	50万枚まで	13点	60万字まで	3点	100万字以上	6点
20万部まで	7点	50万部以上	15点				

333 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる (2024年1月12日実施)。

334 VG WORT, Verteilungsplan der Verwertungsgesellschaft WORT (VG WORT) nach § 10 der Satzung Fassung vom 16. Juni 2023, https://www.vgwort.de/fileadmin/vg-wort/pdf/dokumente/Verteilungsplaene/Verteilungsplan_Juni_2023.pdf.

335 VG WORT, 前掲注 334)。

336 VG WORT, 前掲注 334)。

337 VG WORT, 前掲注 334)。

338 VG WORT, 前掲注 334)。

339 VG WORT, 前掲注 334)。

VG WORT から著者・出版社への分配割合は、分配計画にて規定されている。

図表 86 [独国]学校での複製に係る著者・出版社間の分配割合³⁴⁰

(VG WORT : 2022 年 12 月 10 日版)

著作物の種別	著者への分配割合 (%)	出版社への分配割合 (%)
小説、児童書、青少年向け書籍	70	30
日刊紙、週刊誌、大衆誌	82.5	17.5
科学書籍、専門書籍、ノンフィクション書籍	66.7	33.3
科学書籍・専門書籍・ノンフィクション書籍の翻訳本	70	30
科学雑誌および専門雑誌	70	30
学校用教科書、教材、地図帳など	50	50
教会、学校、教育用のコレクション	70	30

4.5.2.1.2 利用者から収集している資料³⁴¹

教育機関への調査から、科学書籍・ノンフィクション、フィクション、科学雑誌、プレス、インターネット記事別の平均使用頁数が把握されており、これにより著作物の種類別の分配比率を算出している。

4.5.2.1.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法³⁴²

連絡先不明の場合、3年間、ホームページにて情報が掲載された後、分配不能額とみなされ、VG WORT に登録している著作者に対して再分配がなされる。ただし、VG WORT のデータベースに作品を登録した著作者のみを分配の対象としているため、連絡先不明となる場合は、著者が死亡し、相続人が不明であるなど限られた状況である。

4.5.2.1.4 共通目的事業への利用

VGG 第 32 条において、CMO は文化振興や著者への年金、著者への支援施設の設立を実施しなければならないと規定されており、公正な基準に基づく一定の規則に従うことで、使用料による収入から、これら共通目的への支出を行うことができるとしている。

VGG 第 30 条では 3 年以外に受け取られなかった、分配不可能な使用料について、CMO は規則を定めることができるとしている。VG WORT の場合は、管理手数料を差し引いた上で、主として、該当するデータベース登録者に分配される³⁴³。

VG WORT の年次報告³⁴⁴によると、著作物管理等による収益 EUR 176M (JPY 25.8B) の

340 VG WORT, 前掲注 334)。

341 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる (2024 年 1 月 12 日実施)。

342 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる (2024 年 1 月 12 日実施)。

343 VG WORT, 前掲注 278)。

344 VG WORT, 前掲注 278)。

うち、8.3%にあたる EUR 14.57M (JPY 2.1B) が人件費などの運営費に、2.1%にあたる EUR 3.68M (JPY 538M) が基金等の共通目的に、89.4%にあたる EUR 158M (JPY 23.1B) が分配に使われている。

4.5.2.1.5 分配手法の考え方

VGG 第 23～32 条にて、CMO による使用料分配が規定されており、うち第 27a 条にて著者は出版者が CMO からの使用料分配を受けることに同意することができるとしている。第 27b 条では、著者と出版者が使用料を分配する場合、著者は少なくとも 2/3 の報酬を受けるとしている。

VG WORT の場合、分配計画第 4 条において、出版社は独占的または単純利用権を著者から取得したことを VG WORT に表明することで、使用料の分配を受けることができると規定している。

4.5.2.1.6 分配の効率化に向けた取組

未払の補償金等は、VG WORT の管理するデータベースにより、権利者自身が有無を検索することができる³⁴⁵。

4.5.2.2 GVL

4.5.2.2.1 分配方法の概要

GVL は音楽分野のうち、特に実演家及びレコード製作者の隣接権、二次使用料を扱う CMO であり、補償金・使用料の回収、著作者への分配を業務内容としている。

教育機関を対象とした調査においては個別のタイトル別の利用状況までは把握されていない。教育分野の補償金について、GVL は他分野における利用分と合わせて、テレビ局やラジオ局からの利用報告に基づく類比分配、権利者の申請に基づく自己申告分配を組み合わせたポイントシステムによる分配を行っている³⁴⁶。分配は 3 年サイクルであり、例えば 2019 年の利用分の場合、2020 年 9 月に最初の分配がなされ、2021 年～22 年にフォローアップの分配がなされ、2023 年に最終の分配がなされる³⁴⁷。

自己申告分配において実演家は、GVL のポータルサイト上のデータベース（音楽や映画のデータが格納されている）上で、どの作品に関わったか自己申告を行う³⁴⁸。

データベースは 2016 年頃から運用が開始された³⁴⁹。運用開始当初はデータが少なく、利

345 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる（2024 年 1 月 12 日実施）。

346 GVL へのヒアリングによる（2024 年 2 月 13 日実施）。

347 GVL へのヒアリングによる（2024 年 2 月 13 日実施）。

348 GVL へのヒアリングによる（2024 年 2 月 13 日実施）。

349 GVL へのヒアリングによる（2024 年 2 月 13 日実施）。

用報告とのマッチングする割合は低かったが、2024年現在ではデータベースが充実し、ほとんどの利用がデータベースとマッチする³⁵⁰。

GVLは、テレビ局やラジオ局から音楽の利用報告を受けているが、利用報告には実演家との紐づけが全くないものがある。このため、GVLは実演家に自己申告を依頼しており、テレビ局やラジオ局の利用報告とマッチングしたものについて、分配を実施している³⁵¹。

権利者を単位とした集計において、レコード製作者のうち5%、実演家のうち20%程度が権利者不明または連絡先不明であり、これら権利者を対象とした分配額は分配不能額とみなされる³⁵²。未分配額はWEB上で公開されており、権利者が自身の音源を見つければ、当該の金額が分配されることになる³⁵³。

収受額のうち一部（2022年の場合はEUR 3,573K（JPY 522M））は、社会的および文化的目的のために用いられる³⁵⁴。

4.5.2.2.2 ポイントシステムについて

ソリスト³⁵⁵の参加には4ポイントが割り振られる、レコード製作者の参加には最大3ptsが割り振られる、バックグラウンドシンガーの参加には各1ポイントが割り振られるなど、実演家・レコード製作者の役割と参加人数に応じて、ポイントが割り振られる³⁵⁶。

2019年にはポピュラー音楽とクラシック音楽の2曲の録音があり、ポピュラー音楽は15ポイント、クラシック音楽は100ポイントを利用報告により獲得したと仮定する³⁵⁷。分配の3年サイクルのうち、初回の分配において、ポピュラー音楽はソリストとエンジニア1名ずつ（計5ポイント）、クラシック音楽は室内楽として30名（30ポイント）の自己申告があったとすると、ポピュラー音楽には5ポイント、クラシック音楽には30ポイントに相当する額が分配される。計3年間において、ポピュラー音楽は5ポイントのまま、クラシック音楽は40名（40ポイント）が自己申告により紐づけられ、その他の著作権者が見つからなかったとすると、ポピュラー音楽には10ポイント、クラシック音楽は60ポイントが残ることになる。残った70ポイントに相当する分配額は、参加したメンバー（ソリストとエンジニア、クラシック音楽の参加メンバー）に同額分配される。なお実際には、年に録音が2曲のみということではなく、他にも数多くの作品があることから、残りポイントが多い曲と少ない曲でバランスしている³⁵⁸。

350 GVLへのヒアリングによる（2024年2月13日実施）。

351 GVLへのヒアリングによる（2024年2月13日実施）。

352 GVLへのヒアリングによる（2024年2月13日実施）。

353 GVLへのヒアリングによる（2024年2月13日実施）。

354 GVL, 前掲注 305)。

355 独奏者を指す。

356 GVLへのヒアリングによる（2024年2月13日実施）。

357 GVLへのヒアリングによる（2024年2月13日実施）。

358 GVLへのヒアリングによる（2024年2月13日実施）。

4.5.2.3 VG Bild-Kunst

VG Bild-Kunst は分配計画において、特定の作品の利用状況または著者に応じて収益が発生した場合の分配方法を直接分配、直接分配が不可能な場合や、直接分配を実施するためのコストに収益が見合わない場合の分配方法を集団分配と定義している³⁵⁹。集団分配は、放送での利用実績等に類比させて分配している³⁶⁰。

権利者不明・連絡先不明の場合には、VGG 第 29 条第 3 項に基づき、VG Bild-Kunst のホームページ上において、PDF 形式で権利者不明・連絡先不明リスト³⁶¹を公開している。リストには名前、名字、所在地が公開されており、一部、ペンネームとみられる者も掲載されている。

図表 87 [独国]権利者不明・連絡先不明リスト（抜粋）³⁶² (VG Bild-Kunst : 2023 年版)

Name	Vorname	Ort
.xenon Jörg Zeiler		Duisburg
ABACAPRESS		
Abakanowicz-Kosmowska	Marta Magdalena	
Abanades	Jorge Ruiz	
Abdo	Jamal Hevydar	Aachen
Aberger	Jörg	Leipzig
Aberle	Cornelia	Bremen
Abramidis	Niko	
Abt	Stefan	Köln
Achtel	Lucie	Bern
Ackermann	Franz	
Adam	Fritz	Friedrichsdorf
Adam	Siegfried	Dresden
Adam	Hannah	Rustrel-Apt.
Adamczak	Eric	Köln
Adams	Mario	Föhren

VG Bild-Kunst の分配計画第 18 条第 1 項と第 2 項に基づき、分配不能額は分配後 4 年目に管理手数料に相殺されるため³⁶³、共通目的費等への利用は行われていない。

4.5.2.4 VFF

VFF は映画の著作物のうち、放送番組を扱う CMO であり、補償金・使用料の回収、著作者への分配を業務内容としている。教育機関を対象とした調査においては個別のタイトル別の利用状況までは把握されていない。教育分野の補償金について、同時配信の使用料や私的複製補償金などに上乗せする形で、類比して分配されている³⁶⁴。分配する際には、

359 VG Bild-Kunst, Verteilungsplan, Fassung 22. Juli 2023, https://www.bildkunst.de/fileadmin/user_upload/downloads/Verteilungsplan/Verteilungsplan_VGBK_2312_Web_.pdf.

360 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる（2024 年 1 月 12 日実施）。

361 VG Bild-Kunst, Liste Unbekannte Urheber*innen 2024, https://www.bildkunst.de/download.74a39cbe5251dd40141e12b6a4de2e3b_1/.

362 VG Bild-Kunst, 前掲注 361)。

363 VG Bild-Kunst, 前掲注 359)。

364 VFF へのヒアリングによる（2024 年 1 月 15 日実施）。

放送実績、番組の種類に応じて設定されたポイントが用いられている。

放送局が作成した年間の放送実績は、VFF においてデータベース化されており、これが分配に用いられている³⁶⁵。なおデータベースは、放送番組の製作者が閲覧、修正することができる³⁶⁶。

VFF は放送番組を扱う CMO であることから、放送局と放送番組のプロデューサーのみを分配の対象としており³⁶⁷、このため原則として権利者不明・連絡先不明となるケースは生じない。

毎年、年間分配額の 1.0%がソーシャルファンドのために、4.0%がプロデューサーへの支援プログラムなど文化的な活動のために積み立てられる³⁶⁸。

4.5.3 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス

4.5.3.1 決定・変更のフロー

CMO の分配計画は、VGG 第 17 条により構成員が参加する総会における決議事項とされており、よって分配方法を決定または変更する場合は総会に諮られる。分配方法の決定や変更の際して、統括団体から分野別団体への干渉はなされない³⁶⁹。

4.5.3.2 決定・変更の場合の制約

CMO の分配計画は、VGG 第 17 条により構成員が参加する総会における決議事項とされており、総会において否決された場合には、分配方法を決定または変更できない。

4.5.3.3 政府との関係性

分配方法の決定と変更は、CMO の総会の決議事項であり、政府による許認可等を受けることや事前に相談する等の必要はない。

365 VFF へのヒアリングによる (2024 年 1 月 15 日実施)。

366 VFF へのヒアリングによる (2024 年 1 月 15 日実施)。

367 VFF へのヒアリングによる (2024 年 1 月 15 日実施)。

368 VFF, 前掲注 310)。

369 VG WORT・VG Bild-Kunst へのヒアリングによる (2024 年 1 月 12 日実施)。

4.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組

4.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育

本調査において、知的財産教育について特別なカリキュラムが実施されていることは、明らかにできなかった。

4.6.2 普及啓発・広報の取組

教育出版社を代表する教育メディア協会では、権利制限規定と、各州と各 CMO との間の契約内容について、パンフレットを作成しており、複製できるページ数の上限などを紹介している。

図表 88 [独国]権利制限規定、各州と各 CMO との間の契約内容を紹介するパンフレット³⁷⁰

Einscannen, Speichern & Weitergeben

Lehrkräfte wollen für ihren Unterricht häufig Auszüge aus Schulbüchern oder Romanen einscannen und im Unterricht z. B. via Whiteboard oder Beamer nutzen. Diese Scans oder Digitalisate stellen digitale Kopien dar.

Die Herstellung und Nutzung solcher Kopien hat für Autor/-innen und Verlage wirtschaftliche Konsequenzen, besonders für die Verlage, die ihre Werke ausschließlich für die Schule herstellen.

Insofern müssen klare Regeln gelten, die den Interessen beider Seiten gerecht werden. Für das Einscannen und Abspeichern gelten deshalb einfache Grundsätze.

Die Regeln

Für den eigenen Unterrichtsgebrauch können Lehrkräfte aus Druckwerken, die ab 2005 erschienen sind, einscannen:

→ Bis zu 15 %, jedoch nicht mehr als 20 Seiten. Das gilt für alle Printmedien, d. h. auch für Schulbücher, Arbeitshefte, Sachbücher, Musikeditionen und belletristische Werke.

→ Kleine Werke sogar vollständig. Vollständig eingescannt werden können

- Musikeditionen (Noten/Liedtexte) mit maximal 6 Seiten,
- sonstige Schriftwerke (außer Schulbücher und Unterrichtsmaterialien) mit maximal 20 Seiten,
- alle Bilder, Fotos und sonstige Abbildungen, sowie
- vergriffene Werke (außer Schulbücher und Unterrichtsmaterialien).

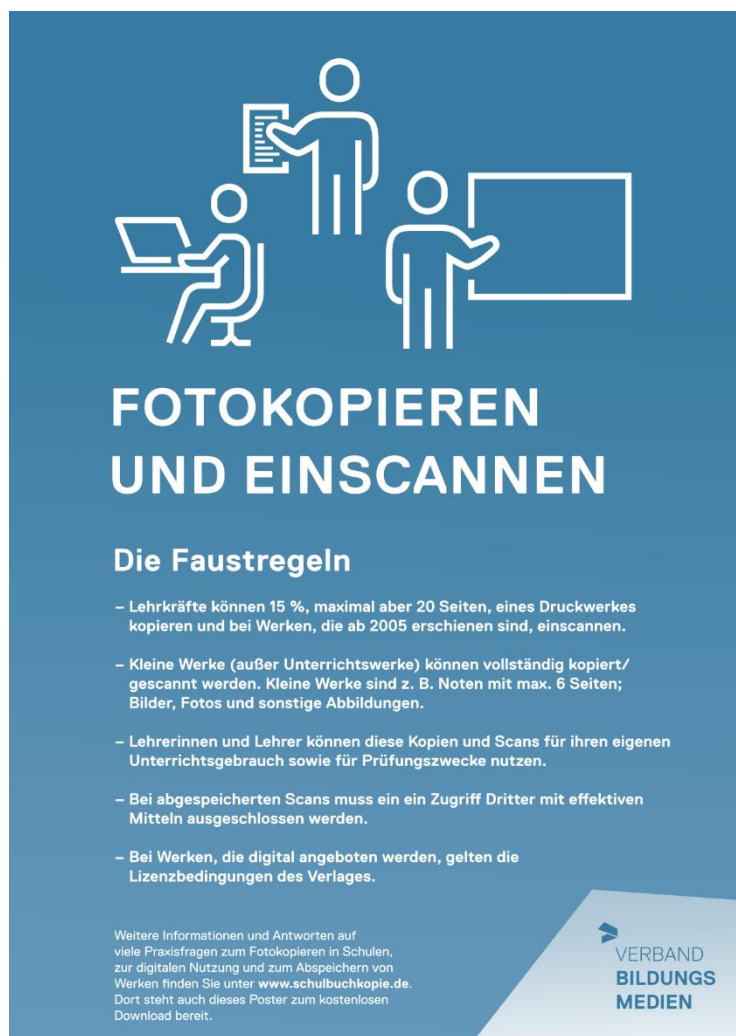
Dazu gilt:

1. Zu den Digitalisaten ist stets die Quelle anzugeben (Autor, Buchtitel, Verlag, Erscheinungsjahr und Seite).
2. Aus einem Werk kann pro Schuljahr und Klasse nur einmal in dem dargestellten Umfang eingescannt werden.
3. Die Lehrkräfte können die Scans für ihren eigenen Unterrichtsgebrauch verwenden, indem sie diese
 - digital per E-Mail oder in vergleichbarer Weise an ihre Schüler/innen für den Unterrichtsgebrauch (einschließlich der Unterrichtsvor- und -nachbereitung) weitergeben;
 - ausdrucken und die Ausdrücke an die Schüler/-innen ihrer Klasse verteilen;
 - für ihre Schüler/-innen über PCs, Whiteboards und/oder Beamer wiedergeben und
 - im jeweils erforderlichen Umfang abspeichern, wobei auch ein Abspeichern auf mehreren Speichermedien gestattet ist (PC, Whiteboard, iPad, Laptop etc.), solange Zugriffe Dritter jeweils durch effektive Schutzmaßnahmen (z. B. Passwortschutz) ausgeschlossen sind.
4. Zulässig sind Scans für den Schulunterricht (Pflicht-, Wahlpflicht- oder Wahlunterricht) und für Prüfungszwecke. Scans für den Schulchor, das Schulorchester oder -bands usw. sind nicht erlaubt (es sei denn, im Rahmen des Unterrichts).

370 Verband Bildungsmedien, EINSCHNITTEN & KOPIEREN IN DER SCHULE, https://www.schulbuchkopie.de/images/files/Schulbuchkopie_2023_Broschuere.pdf.

教育出版社を代表する教育メディア協会では、権利制限規定、各州と各 CMO との間の契約内容を紹介するポスターを作成しており、ホームページ上にて公開している。

図表 89 [独国]権利制限規定、各州と各 CMO との間の契約内容を紹介するポスター³⁷¹



FOTOKOPIEREN UND EINSCHANNEN

Die Faustregeln

- Lehrkräfte können 15 %, maximal aber 20 Seiten, eines Druckwerkes kopieren und bei Werken, die ab 2005 erschienen sind, einscannen.
- Kleine Werke (außer Unterrichtswerke) können vollständig kopiert/ gescannt werden. Kleine Werke sind z. B. Noten mit max. 6 Seiten; Bilder, Fotos und sonstige Abbildungen.
- Lehrerinnen und Lehrer können diese Kopien und Scans für ihren eigenen Unterrichtsgebrauch sowie für Prüfungszwecke nutzen.
- Bei abgespeicherten Scans muss ein ein Zugriff Dritter mit effektiven Mitteln ausgeschlossen werden.
- Bei Werken, die digital angeboten werden, gelten die Lizenzbedingungen des Verlages.

Weitere Informationen und Antworten auf viele Praxisfragen zum Fotokopieren in Schulen, zur digitalen Nutzung und zum Abspeichern von Werken finden Sie unter www.schulbuchkopie.de. Dort steht auch dieses Poster zum kostenlosen Download bereit.

VERBAND
BILDUNGS
MEDIEN

371 Verband Bildungsmedien, FOTOKOPIEREN UND EINSCHANNEN,
https://www.schulbuchkopie.de/images/files/Schulbuchkopie_2023_Platat.pdf.

5. グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）

5.1 教育機関の運営形態

5.1.1 学校制度

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」）において、教育法が日本の学校教育法と同様に教育制度の枠組みを定めており、直近では 2011 年教育法がこれにあたる³⁷²。

英国はイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの 4 地域からなる連合王国であり、地域ごとに教育制度を形成している。5. ではイングランドとウェールズの制度を取り上げる。まず就学前教育の段階において、保育所や保育学校、初等学校付設の保育学級などがあり、その後、満 5 歳から 16 歳までの 11 年間は義務教育にあたる³⁷³。ただし、16 歳から 18 歳は教育か見習い訓練への従事などが義務付けられているため、実際の離学年齢は 18 歳とされる。

義務教育のうち初等教育は、公立・公営学校の場合、主に 5 歳から 11 歳を対象とした初等学校（プライマリー・スクール）において実施される。5 歳から 7 歳を対象とするインファント・スクール、7 歳から 11 歳を対象とするジュニア・スクールに分けて設置されているケースもある。

中等教育は、公立・公営学校の場合、主に 11～16 歳を対象とした中等学校（セカンダリー・スクール）において実施される。中等学校は原則無選抜のコンプリヘンシブ・スクールが主である一方、一部の地域においては選抜制のグラマー・スクールとモダン・スクールが存在する。義務教育修了後、高等教育への進学を希望する場合には、中等学校にて設置されているシックスフォームという過程、または独立したシックスフォーム・カレッジに進学する。

公立・公営学校の一部においては、初等学校や中等学校と修学年限が異なるファーストスクールやミドルスクール、アップパースクールにおいて初等教育や中等教育が実施される。

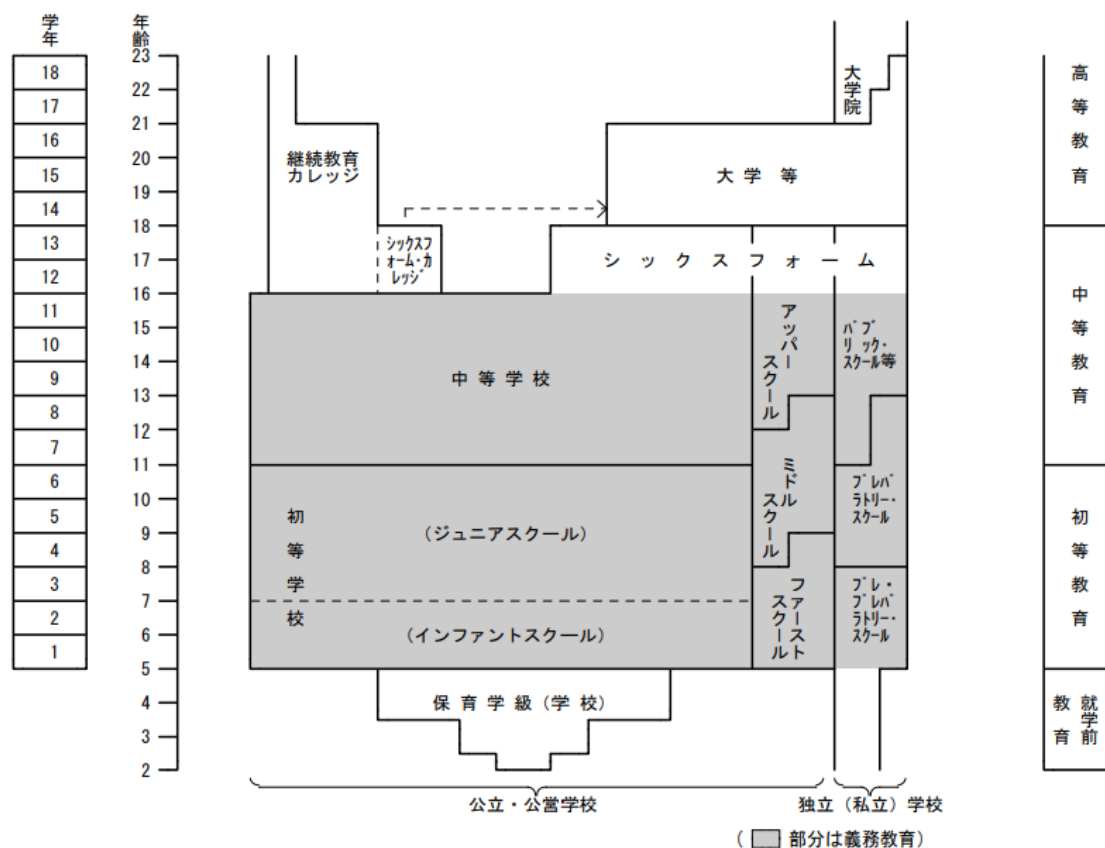
また、公費補助を受けない学校（日本における私立学校に相当）は、独立学校と呼ばれており、プレ・プレパラトリー・スクール、プレパラトリー・スクール、パブリック・スクール等が初等教育から中等教育に相当する。

高等教育段階には大学等があり、また義務教育後の多様な教育を指す継続教育カレッジも存在する。

372 [legislation.gov.uk](https://www.legislation.gov.uk), Education Act 2011, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/21>.

373 文部科学省, 前掲注 58)。

図表 90 [英国] 学校制度³⁷⁴



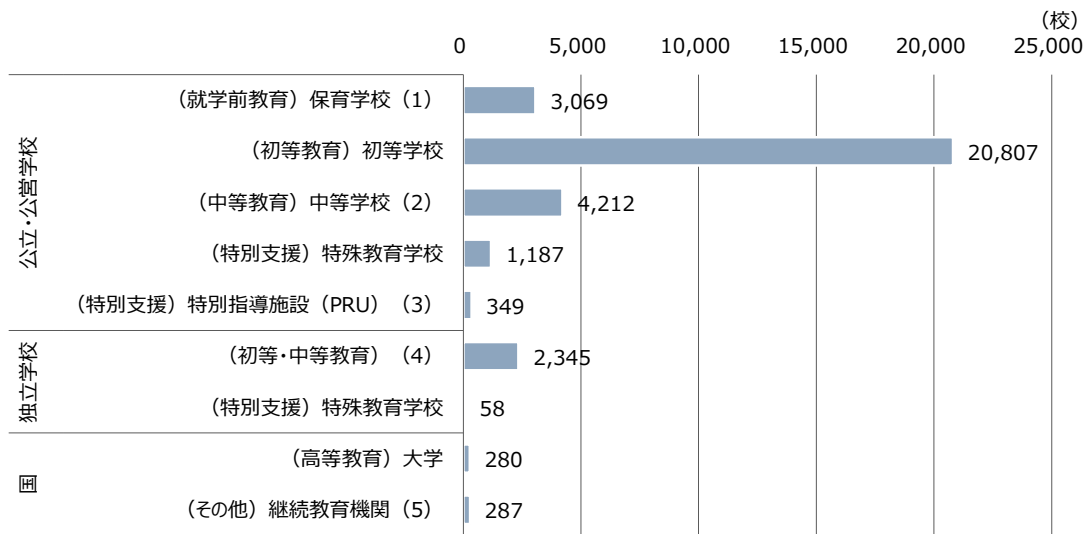
5.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布

2019年の学校数は、公立・公営学校における就学前教育で3,069校、初等教育で20,807校、中等教育で4,212校、特別支援で1,536校（特殊教育学校と特別指導施設の合計）、独立学校における初等・中等教育で2,345校、特別支援で58校、国における大学で280校、その他で287校である。

2019年の在籍者数は、公立・公営学校における就学前教育で144,992人、初等教育で5,568,599人、中等教育で4,038,442人、特別支援で162,001人（特殊教育学校と特別指導施設の合計）、独立学校における初等・中等教育で577,478人、特別支援で3,787人、国における大学で2,039,542人、その他で2,988,984人である。

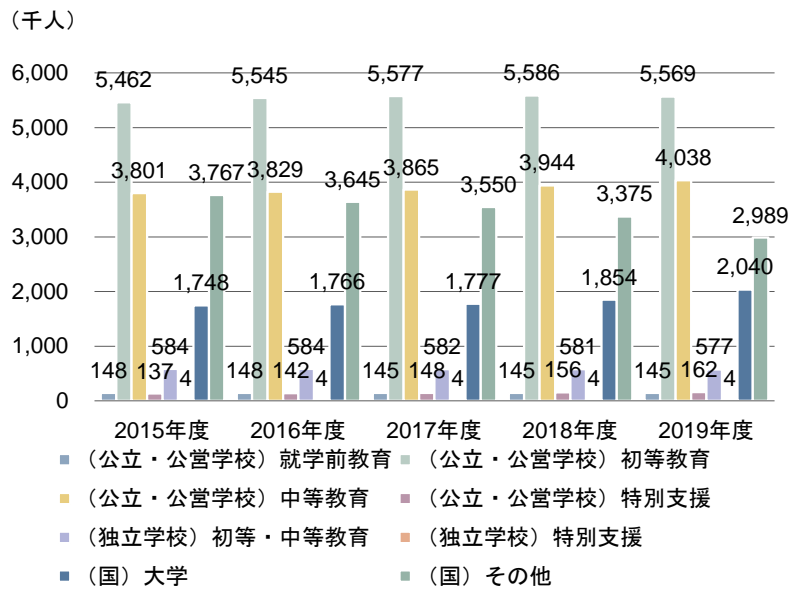
374 文部科学省, 前掲注 58)。

図表 91 [英国]学校数 (2019年)³⁷⁵



- (1) 就学前教育については保育学校のみの統計。初等学校付設保育学級の幼児数は初等学校に含む。
- (2) 中等学校にはミドルスクールを含み、シックスフォーム・カレッジを含まない。
- (3) 特別指導施設 (Pupil Referral Units : PRU) は、退学になった者や通常学校での学習が困難な児童・生徒が通う代替学校。
- (4) 独立学校の学校種別数は不明。
- (5) シックスフォーム・カレッジを含む。

図表 92 [英国]在籍者数^{376, 377}



375 文部科学省, 前掲注 58)。

376 英国の場合、独立学校においては初等教育・中等教育を跨る学校種が存在する等の事情により、文部科学省「諸外国の教育統計」では初等・中等教育として区分せず集計されており、この区分に沿って図示している。

377 文部科学省, 前掲注 58)。

5.1.3 ICT 活用教育について

5.1.3.1 政府の ICT 活用教育方針

5.1.3.1.1 ICT 機器の調達支援について

英国では、NDPB である Becta が、教育省の下で初等・中等教育機関における ICT 活用支援を担っていた。Becta は調達フレームワークを IT ベンターと締結しており、これにより各学校は、その枠内であれば入札を実施することなく、Becta の基準を満たす製品を調達することができるようにしていた³⁷⁸。Becta は、キャメロン政権下での事業仕分けにより、2011 年 3 月に閉鎖された³⁷⁹が、Becta の調達フレームワークは教育省に引き継がれている³⁸⁰。また調達フレームワークの枠内にて製品を調達することが難しく、学校が入札を実施する場合についても教育省は支援を行っている³⁸¹。また、教育省は教育機関向けにブロードバンドインターネット接続、ネットワークケーブル、ワイヤレスネットワーク、サイバーセキュリティ、フィルタリング、クラウドソリューション、サーバー、ストレージ等の標準規格を定めている³⁸²。

高等教育機関については、非営利団体である Jisc が、教育機関向けの高速通信網（Janet Network）の運営、サイバーセキュリティ、クラウド、データ分析などの分野における製品の提供や、教育機関に対する助言を通じて ICT 活用を支援している³⁸³。

5.1.3.1.2 コロナ禍における支援について

コロナ禍におけるロックダウンに伴い、教育省は 2020 年 4 月から 2021 年 6 月までおよび 2021 年 10 月から 2022 年 5 月までの期間において、家庭にデジタルデバイスがない、もしくはスマートフォンしかない、家庭内にて 1 台のデバイスを家族で共有している、自宅にインターネット環境がないといった子供を対象に、ノートパソコンやタブレット、Wi-Fi ルーターの貸与を実施した³⁸⁴。なお期間終了後にこれらデバイスの所有権は、地方自治体

378 Becta, ICT services framework (The National Archives の過去データ) , https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20110125101001/http://localauthorities.becta.org.uk/index.php?section=pf&catcode=ls_pict_11&rid=18581.

379 文部科学省『ICTの活用による生涯学習支援事業（国外における実態調査）報告書』
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/07/29/1308856_5.pdf

380 Department for Education, Request help and support for your procurement, https://www.get-help-buying-for-schools.service.gov.uk/procurement-support?referred_by=aHR0cHM6Ly9maW5kLWRmZS1hcHB3ZlZC1mcmFtZXdxvmsuc2VydmljZS5nb3YudWsv

381 Department for Education, 前掲注 380)。

382 Department for Education, Meeting digital and technology standards in schools and colleges, <https://www.gov.uk/guidance/meeting-digital-and-technology-standards-in-schools-and-colleges>.

383 Jisc, About us, <https://www.jisc.ac.uk/about-us>.

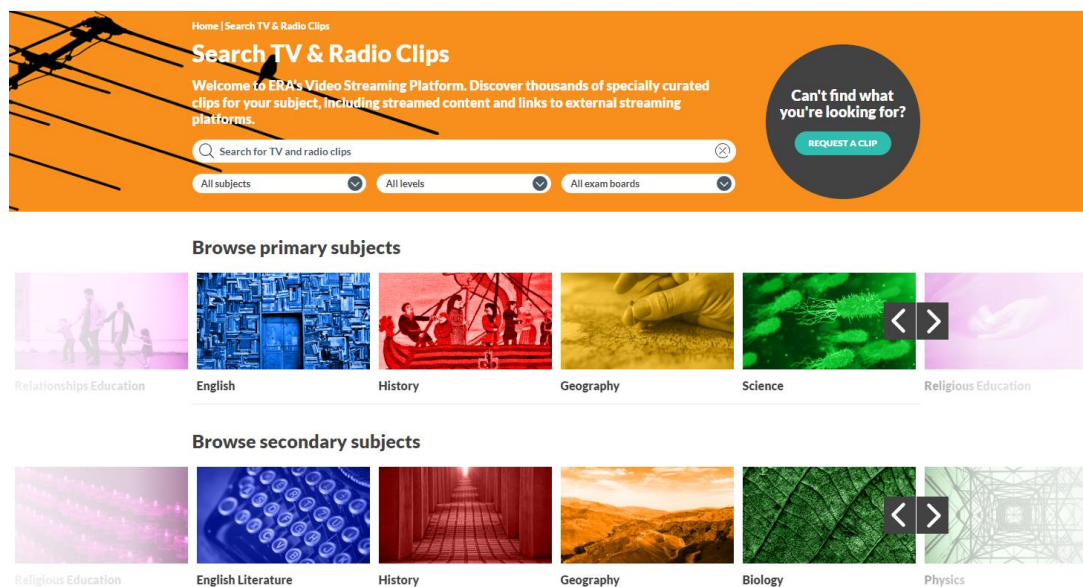
384 Department for Education, Devices and connectivity provided to disadvantaged children and young people, <https://www.gov.uk/government/publications/devices-and-connectivity-provided-to-children-and-young-people/devices-and-connectivity-provided-to-disadvantaged-children-and-young-people>.

や教育機関に移管された³⁸⁵。

5.1.3.1.3 ERA によるコンテンツの提供について

放送番組を扱う CMO である ERA は、ストリーミングプラットフォームを有しており、BBC など ERA の構成員である放送局の教育用コンテンツを提供している。ストリーミングプラットフォームにおいては、初等教育、中等教育などの教育課程別、英語、歴史、地理、科学、宗教、数学などの科目別に見出しがあり、任意のカテゴリを選択すると動画が分野別に表示される。なお動画の再生にあたっては、ERA ライセンスに紐づくメールアドレス、パスワードでのログインが求められる。

図表 93 [英国]ERA のストリーミングプラットフォーム³⁸⁶



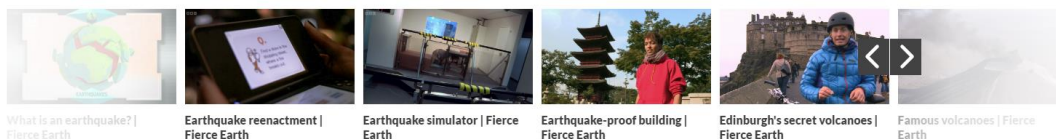
385 Department for Education, Loaning devices to children and young people, <https://www.gov.uk/guidance/loaning-devices-to-children-and-young-people>.

386 Educational Recording Agency, Search TV & Radio Clips, <https://era.org.uk/tv-radio-resources/>.

Place and Locational Knowledge



Volcanoes and earthquakes



BACK TO RESULTS

Earthquake-proof building | Fierce Earth

Zoe and Dougal look at Japan's tallest building which took influence from an earthquake-proof pagoda built 400-years ago.



ACCESS

Licence: **ERA Licence required**

USAGE

UK only
Licensed education establishments and staff only
Registered students
Cannot be adapted

CONTENT

Provider: **BBC**
Channel: **CBBC**
Programme: **Fierce Earth**
Series: **1**
Episode: **Earthquakes**

CLIP INFO

Clip length: 4'45"
Broadcast year: 2013

WATCH

CURRICULUM CONNECTION

Geography | Human and physical geography | Volcanoes and earthquakes

5.1.3.1.4 ICT 教育について

英国では、1995年のナショナルカリキュラム改定に伴い、独立教科としてのITが設置され、1999年にはICTへ改定された³⁸⁷。ただし教科としてのICTについては、基礎的なITリテラシー、スキルの習得に寄りすぎているとの批判があった³⁸⁸ことから、プログラミングなど、生徒自身がICT技術を用いて技術革新を生み出す方向にシフトした新教科「コンピューティング」が2014年から導入されている³⁸⁹。なおコンピューティングは初等・中等教育にて実施されている。

387 文部科学省『諸外国におけるプログラミング教育に関する調査研究 報告書』
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/10/programming_syogaikoku_houkokusyo.pdf.

388 The Royal Society, Shut down or restart?, <https://royalsociety.org/topics-policy/projects/computing-in-schools/report/>.

389 Ofsted, Research review series: computing, <https://www.gov.uk/government/publications/research-review-series-computing/research-review-series-computing>.

5.1.4 具体的な ICT の利用事例³⁹⁰

英国においては、学内の図書館が権利処理や利用を管理している。ヒアリングを実施した St. Mary's University の図書館では、教員に Ex Libris が提供する Leganto というプラットフォームを利用して、授業に必要な紙や電子の資料リストを作成することを義務付けており、図書館として著作物の利用状況を把握している。Leganto は、CLA のデジタルコンテンツストアと接続されており、教員が利用したい著作物とその範囲をリクエストすれば、システムが自動的に利用可否を回答する仕組みとなっており、負担感なく権利処理を実施できている。既に紙媒体からデジタル化された資料があれば、Leganto を通じて学生に共有することができるほか、文献リストも共有できるなど教員や学生にとっても利便性の高いツールである。

5.1.5 知的財産教育（著作権教育）について

利用者に対しては出典元の記載などの指導は行われている一方で、特別なカリキュラムはないと考えられる³⁹¹。英国においては、教育機関の権利処理や利用を学内図書館が管理しており、学生から質問があれば学内図書館がアドホックに対応している³⁹²。ヒアリングにおいては、著作権法自体に詳しくなくとも、直観的に行動できるシステム（CLA ライセンスなど）が存在することの方が重要であり、よって、学生に対する著作権教育の必要性は高くないとの意見があった³⁹³。

390 St. Mary's University へのヒアリングによる（2024年1月17日実施）。

391 St. Mary's University へのヒアリングによる（2024年1月17日実施）。

392 St. Mary's University へのヒアリングによる（2024年1月17日実施）。

393 Emily Hudson 教授（オックスフォード大学クイーンズカレッジ）へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

5.2 教育に関する著作権法制度

5.2.1 教育における著作物利用に関する規定

5.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要

著作権法にあたる CDPA の第 32 条第 1 項は、教育のための説明を目的とする著作物の利用を規定しており、非商業的な目的であり（第 a 号）、授業を行う者もしくは受ける者、またはその準備をする者により行われ（第 b 号）、十分な出所明示を行う（第 c 号）との条件を満たす場合、著作物の公正利用は当該著作物の著作権を侵害しないとしている。第 2 項では試験問題の作成や生徒への問題の伝達、問題の解答が権利制限規定の範囲に含まれ、第 3 項では権利制限規定の妨げとなる契約条件は執行不能であると規定している。

図表 94 [英国]CDPA 第 32 条,³⁹⁴³⁹⁵

(教育のための説明)

第 32 条

(1)教育における説明をもつばらの目的とする著作物の公正利用は、次に掲げる条件を満たす場合には、その著作物の著作権を侵害しない

(a)非商業的な目的であること

(b)授業を行い若しくは受ける者(又は、授業を行い若しくは受ける準備をする者)により行われること、

(c)十分な出所明示を伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。

(2)第 1 項の目的において、「授業を行い若しくは受ける」とは、試験問題の作成、生徒への問題の伝達及び問題の解答を含む。

(3)契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

公正利用は、CDPA 第 32 条のみならず、研究及び私的学習（CDPA 第 29 条）、批評、評論、引用及び時事の報道（第 30 条）、カリカチュア、パロディ又はパステーション（第 30 条の A）を目的とした権利制限規定においても用いられる。CDPA は公正利用について定義しておらず、訴訟が起きた場合には、その内容に応じて裁判所が公正利用にあたるかを判断する。過去の判例においては「著作物の利用が元の著作物の市場に影響を与えないか」「利用された著作物の量が合理的かつ適切であるか」等の要素が考慮されている³⁹⁶。なお日本語の文献等においては、公正利用と訳さずにフェア・ディーリングと表記することもある。

CDPA 第 33 条では、発行された文芸又は演劇の著作物に含まれる短い章句を教育機関において使用することを意図しており（第 a 号）、かつ著作権が存続しない資料から主として成る（第 b 号）収集物に挿入する際は、当該著作物が教育機関における使用を意図してお

394 Legislation.gov.uk, Copyright, Designs and Patents Act 1988, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents>.

395 邦訳は公益社団法人著作権情報センター「外国著作権法 イギリス編」（大山幸房、今村哲也訳）<https://www.cric.or.jp/db/world/germany.html> より。

396 Intellectual Property Office, Exceptions to copyright, <https://www.gov.uk/guidance/exceptions-to-copyright#fair-dealing>.

らず、かつその挿入が十分な出所明示を伴う場合に限り、著作権を侵害しないものとして
いる。

図表 95 [英国]CDPA 第 33 条^{397, 398}

<p>(教育上の使用のための詩文集)</p> <p>第 33 条</p> <p>(1)発行された文芸又は演劇の著作物からの短い章句を次に掲げる収集物に挿入することは、その著作物自体が教育機関における使用を意図されず、かつ、挿入が十分な出所明示を伴うときは、その著作物の著作権を侵害しない。</p> <p>(a)教育機関における使用を意図され、かつ、その題号において、及び出版者により又は出版者のために配布されるいずれかの広告においても、その旨が記載されている収集物であって、かつ、</p> <p>(b)著作権が存続しない資料から主として成るもの。</p> <p>(2)第 1 項の規定は、同一の著作者が作成した著作権のある著作物からの 3 以上の抜粋を、5 年のいずれかの期間にわたって同一の出版者が発行した収集物に挿入することを許可するものではない。</p> <p>(3)いずれかの特定の章句に関して、第 2 項における同一の著作者が作成した著作物からの抜粋への言及は、</p> <p>(a)その著作者が他の者と協力して作成した著作物からの抜粋を含むものとみなされ、かつ、</p> <p>(b)当該章句がそのような著作物からの抜粋であるときは、いずれかの著作者が 1 人で又は他の者と協力して作成した著作物からの抜粋を含むものとみなされる。</p> <p>(4)この条における教育機関における著作物の使用への言及は、そのような機関の教育目的のためのいずれもの使用への言及である。</p>
--

CDPA 第 34 条では、教師、生徒や教育機関の活動に関与する者が、これらの者からなる聴衆を前に文芸、演劇または音楽の著作物を実演すること、録音物、映画、放送を再生、上映することは、著作権を侵害しないとしている。ただし、第 3 項は、生徒の親であることのみを理由として権利制限規定の対象となることはないとして規定していることから、授業参観等において著作物を利用することは権利制限規定の対象とはならない。

図表 96 [英国]CDPA 第 34 条^{399, 400}

<p>(教育機関の活動の過程において著作物を実演し、演奏し、又は上映すること)</p> <p>第 34 条</p> <p>(1)教育機関における教師及び生徒並びに教育機関の活動に直接関係する他の者から成る聴衆を前にして次に掲げる者が文芸、演劇又は音楽の著作物を実演することは、著作権侵害の目的上、公の実演ではない。</p> <p>(a)教育機関の活動の過程において、教師若しくは生徒</p> <p>(b)教育機関において、授業の目的上、いずれかの者</p> <p>(2)教育機関におけるそのような聴衆を前にして録音物、映画又は放送を授業を目的として演奏し、又は上映することは、著作権侵害の目的上、著作物を公に演奏し、又は上映することではない。</p> <p>(3)この目的上、いずれの者も、その者が教育機関における生徒の親であることのみを理由として、教育機関の活動に直接関係することとはならない。</p>
--

CDPA 第 35 条では、教育機関などによる放送の録音・録画物の複製または複製物の複製、伝達について、非商業目的であること、十分な出所明示が伴うことを条件として、著作権を侵害しないものとしている。教育機関の敷地外への伝達については、第 3 項において生

397 Legislation.gov.uk, 前掲注 394)。

398 邦訳は公益社団法人著作権情報センター (大山幸房、今村哲也訳), 前掲注 395)。

399 Legislation.gov.uk, 前掲注 394)。

400 邦訳は公益社団法人著作権情報センター (大山幸房、今村哲也訳), 前掲注 395)。

徒と教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いることが権利制限規定の適用の条件である。第 4 項において、著作物の利用について許諾を得ることが可能であり、その事実を教育機関が認識していた、または認識すべきであった場合、権利制限規定の対象にはあたらないとしている。

図表 97 [英国]CDPA 第 35 条^{401, 402}

(教育機関による放送の録音・録画)

第 35 条

- (1) 放送の録音・録画物又はその種の録音・録画物の複製物は、以下の条件を満たす場合には、放送又はそれに含まれる著作物の著作権を侵害することなく、教育機関の教育目的のためにその機関が、又はその機関の代わりに、作成することができる。
 - (a) 教育目的が、非商業的であること、及び
 - (b) 録音・録画物又はその複製物が十分な出所明示を伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。
- (2) 第 1 項に基づいて作成された放送の録音・録画物又はその種の録音・録画物の複製物が、教育機関の非商業的目的のために、その機関により、又はその機関の代わりに、当該機関の生徒又は教職員に対して伝達された場合、著作権は侵害されない。
- (3) 第 2 項の規定は、伝達が当該機関の生徒及び教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いて機関の構外で受信される伝達のみ適用される。
- (4) この条で許諾される行為であっても、当該行為について許諾を得ることが可能であり、かつ、その行為に責任を有する教育機関がその事実を認識していたか、又は認識すべきであった場合には、その行為は許容されず、又はその範囲において許容されない。
- (5) この条に基づいて作成された複製物がその後利用される場合には、
 - (a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
 - (b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
- (6) この条において「利用される」とは、以下の行為を意味する。
 - (a) 販売され、若しくは賃貸されること、
 - (b) 販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されること、又は
 - (c) 第 2 項で許容される以外の方法で伝達されること。

CDPA 第 36 条では、教育機関などによる著作物からの抜粋の複製、伝達は、非商業目的の授業のために作成されること、十分な出所明示が伴うことを条件として、著作権を侵害しないとしている。ただし第 4 項において、放送または他の著作物に組み入れられていない美術の著作物は、同規定の対象外とされている。第 5 項は、教育機関等が単一の著作物について 1 年間で複製できる量を 5%以下と定めている。第 6 項では、著作物の利用について許諾を得ることが可能であり、その事実を教育機関が認識していた、または認識すべきであった場合は、権利制限規定の対象にならないとしている。第 7 項にて、第 36 条の規定より少ない割合でしか複製ができないように制限する許諾の条件は無効である。第 36 条の A では、教育機関による著作物の複製物の貸与は著作権を侵害しないとしている。

401 Legislation.gov.uk, 前掲注 394)。

402 邦訳は公益社団法人著作権情報センター(大山幸房、今村哲也訳), 前掲注 395)。

図表 98 [英国]CDPA 第 36 条・第 36 条の A^{403, 404}

<p>(教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用)</p> <p>第 36 条</p> <p>(1)教育機関により、又は教育機関に代わり行われる、関連する著作物からの抜粋の複製は、次の条件が満たされる限り、当該著作物の著作権を侵害しない。</p> <p>(a)複製物が非商業目的の授業のために作成されること、及び</p> <p>(b)十分な出所明示が伴うこと(實際上その他の理由から不可能である場合を除く)。</p> <p>(2)第 1 項に基づいて作成された抜粋の複製物が、教育機関の非商業目的の授業のために、その機関により、又はその機関に代わって、当該機関の生徒又は教職員に伝達された場合、著作権は侵害されない。</p> <p>(3)第 2 項の規定は、伝達が当該機関の生徒及び教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いて機関の構外で受信される伝達のみ適用される。</p> <p>(4)この条において、「関連する著作物」とは、次に掲げる著作物以外の著作物を意味する。</p> <p>(a)放送、又は</p> <p>(b)他の著作物に組み入れられていない美術の著作物。</p> <p>(5)この条の規定に基づいて、12 カ月間にわたって、教育機関により、又は教育機関に代わり、著作物の 5 パーセントを超えない部分を複製することができる。この場合において、他の著作物に組み入れられた著作物は、単一の著作物として取り扱うものとする。</p> <p>(6)この条で許諾される行為であっても、当該行為について許諾を得ることが可能であり、かつ、その行為に責任を有する教育機関がその事実を認識していたか、又は認識すべきであった場合には、その行為は許容されず、又はその範囲において許容されない。</p> <p>(7)この条により許容される行為を教育機関に許諾する場合の許諾の条件は、(有償又は無償を問わず) この条に基づいて許されるよりも少ない割合でしか複製ができないように制限することを意図する限りにおいて、効力を有しない。</p> <p>(8)この条に基づいて作成された複製物がその後利用される場合には、</p> <p>(a)その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。</p> <p>(b)その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。</p> <p>(9)この条において「利用される」とは、以下の行為を意味する。</p> <p>(a)販売され、若しくは賃貸されること、</p> <p>(b)販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されること、又は</p> <p>(c)第 2 項で許容される以外の方法で伝達されること。</p> <p>(教育機関による複製物の貸与)</p> <p>第 36 条の A</p> <p>著作物の著作権は、教育機関による著作物の複製物の貸与により侵害されない。</p>
--

5.2.1.2 CMO に関する基本的な規定

5.2.1.2.1 CMO の規定・所管官庁

英国における CMO に対しては、「2016 年著作権集中管理 (EU 指令) 規則 (The Collective Management of Copyright (EU Directive) Regulations 2016)」にて規定が設けられており、この規則に基づき知的財産庁が監視している。同規則は、オンライン音楽著作物指令 (2014/26/EU) を実装するもので、国内法であるため、Brexit 以降も有効である⁴⁰⁵。

403 Legislation.gov.uk, 前掲注 394)。

404 邦訳は公益社団法人著作権情報センター (大山幸房、今村哲也訳), 前掲注 395)。

405 legislation.gov.uk, The Collective Management of Copyright (EU Directive) Regulations 2016, <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/221/contents>.

5.2.1.2.2 CMO の情報公開に関する規定

2016年著作権集中管理（EU 指令）規則第 21 条により、CMO は会計年度の終了後 8 ヶ月以内に透明性レポートを作成し、ウェブサイトで 5 年以上公開しなければならない。

CMO の情報公開に関する義務は、2016年著作権集中管理（EU 指令）規則第 17 条から第 21 条までに規定されている。

第 17 条では、権利者に提供しなければならない情報として、著作者に帰属する権利収入や、権利や利用の種類ごとの分配額、管理手数料や社会、文化、教育活動による控除額、未分配額などが挙げられている。第 18 条は、CMO が他の CMO からの委任を受けている場合に、当該権利に帰属する収入や支払額、未払額、管理手数料などによる控除額などについて、情報を提供しなければならないとしている。第 19 条は、著作者や他の CMO、利用者からの求めがあった場合には、当該 CMO が管理する著作物のタイトル、権利、対象地域について通知しなければならないとしている。第 20 条では、ウェブサイトにより一般に提供しなければならない情報として、CMO の規則、標準的なライセンス契約、料金表、分配に関する方針、権利収入から管理手数料や年金、文化活動にかかる費用の控除に関するルール、他の CMO との協定、分配不能額の使用に関するルール、苦情、仲裁手続などが挙げられている。加えて、第 21 条では、会計年度終了後 8 ヶ月以内に透明性レポートを作成し、公表しなければならないとしている。

5.2.1.2.3 分配不能額

5.2.1.2.3.1 分配不能額の定義

2016年著作権集中管理（EU 指令）規則第 12 条第 6～8 項により、分配を開始してから 3 ヶ月以内に権利者が特定されていない、または権利者の所在が特定されていない著作物について、CMO は「著作物のタイトル」「権利者の名称」「発行元または製作者の名称」「その他、権利者の特定に役立つ関連情報」を、連携している CMO や権利者団体に提供しなければならない。CMO 等への情報提供後も権利者が特定できない、もしくは所在不明の場合、CMO は容易に入手可能な記録を検証しなければならず、また CMO は、情報提供後 1 年以内に、これらの情報を一般に公表しなければならない。

2016年著作権集中管理（EU 指令）規則第 12 条第 9 項により、これら権利者を特定するための措置を講じた上で、使用料を徴収した会計年度の末日から 3 年を経過するまでに分配できない金額は、分配不能額とみなされる。なお、英国における債権の時効期間は基本的には 6 年間⁴⁰⁶とされており、2016年著作権集中管理（EU 指令）規則第 12 条第 9 項により分配不能額とみなされる 3 年よりも長い。

406 法務省, 前掲注 252)。

5.2.1.3 共通目的費

2016年著作権集中管理（EU指令）規則第11条において、権利収入からの控除や権利収入の投資により生じる収益の一部を、CMOが社会、文化、教育活動のための資金として利用する場合、公正な基準によって実施されなければならないとしている。

5.2.2 主要なガイドライン

5.2.2.1 知的財産庁によるガイダンス

知的財産庁はCDPAの権利制限規定について、教育目的の利用についてのガイダンス⁴⁰⁷を含め、著作物の利用目的ごとにガイダンスを発行している。

例えばCDPA第36条第6項は、権利制限規定の範囲内の複製・伝達であっても、著作物の利用について許諾を得ることが可能であり、その事実を教育機関が認識していた、または認識すべきであった場合は、許諾を得るべきであるとしている。同規定について、ガイダンスではより具体的に記述しており、教育機関は権利制限規定に関わらずライセンスを保有すべきであること、著作物がライセンスに基づいて利用できない際には権利制限規定に基づき年間で5%まで利用できること⁴⁰⁸を明示している。

5.2.2.2 CLA 教育ライセンス

英国ではライセンスが権利制限規定に優先することから、教育機関は、CMOと教育機関との間のライセンス契約の規定に基づき使用料を支払うことによって、一定の利用がライセンスされている。CLAが初等・中等教育機関向けに提供しているライセンスでは、第5条第2項において、教育機関は著作物の5%以下、または書籍の1章分まで、単一の論文誌や雑誌等の記事、10頁以下の単一の短編編小説、詩、戯曲、単一の事件について記した司法手続の報告書の箇所までは複製できるとしている⁴⁰⁹。また紙の複製については、授業等の担当教員と生徒あたり1部を超えてはならないとしている。デジタル複製については第三者がアクセスできる場所にファイルを置くことは認められていない。なお、出版物でも地図やグラフ、楽譜、新聞、ワークブック、ワークカード、課題シートについてはCLAライセンスの対象外⁴¹⁰としている。

CLA教育ライセンスには、CLA教育プラットフォームの利用権限も含まれており、教育機関は50,000タイトルを超える書籍や雑誌の利用が可能となる⁴¹¹。

407 Intellectual Property Office, 前掲注 396)。

408 Intellectual Property Office, 前掲注 396)。

409 Copyright Licensing Agency, The CLA Education Licence Terms and Conditions, <https://assets.cla.co.uk/media/2023/05/education-licence-terms.pdf>.

410 Copyright Licensing Agency, Excluded Works, <https://www.cla.co.uk/excluded/>.

411 Copyright Licensing Agency, Education Platform, <https://www.cla.co.uk/resources/tools/education-platform/>.

コロナ禍におけるロックダウン期間中においては、複製可能な範囲を一時的に最大 20% まで引き上げるとの支援が実施された⁴¹²。

2013 年企業規制改革法 (ERRA⁴¹³) によって CDPA 第 116B 条が新設され、かつ 2014 年 10 月に ECL 規則⁴¹⁴が発効したことにより、英国において拡大集中許諾制度が導入された。CLA は、2017 年 10 月に拡大集中許諾制度の運用を申請し、CLA を通じてライセンスを提供する CMO⁴¹⁵の構成員以外が権利を有する著作物についても、CLA のライセンスでカバーすることを目指した。ただし、2018 年 5 月に CLA から申請が撤回された⁴¹⁶ため、2024 年 5 月現在において、CLA から提供されているライセンスは拡大集中許諾制度の対象とはなっていない。拡大集中許諾制度の申請を撤回した理由について CLA は、2018 年当時、EU において拡大集中許諾制度の法的枠組について議論がなされており、英国における拡大集中制度の法的な地位が確実でないためと説明している⁴¹⁷。なお、2021 年 1 月に知的財産庁から ECL の申請ガイドラインが撤回されている^{418, 419}。

5.2.2.3 CLA 高等教育ライセンス／独立高等教育ライセンス

CLA が高等教育機関向けに提供しているライセンスは、英国の高等教育機関からなる団体である UUK と GuildHE 向けの高等教育ライセンスと、その他の独立高等教育機関向けの独立高等教育ライセンスの 2 種類がある⁴²⁰。著作物を複製できる範囲について、初等・中等教育機関向けのライセンスでは著作物の 5%以下としたが、高等教育機関向けの両ライセンスでは 10%以下と制限が緩和されている⁴²¹。その他の制限については、初等・中等教育機関向けライセンスと同様である。

CLA 高等教育ライセンス及び独立高等教育ライセンスには、DCS (デジタルコンテンツストア) の利用権限も含まれており、同サービスにより高等教育機関はデジタル化された書籍や雑誌等からの抜粋、デジタルコンテンツの閲覧が可能となる⁴²²。

412 Copyright Licensing Agency, Announcement of further help for schools and colleges during current closures, <https://cla.co.uk/announcement-of-further-help-for-schools-and-colleges-during-current-closures/>.

413 Enterprise and Regulatory Reform Act 2013, <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/24/contents/enacted>.

414 The Copyright and Rights in Performances (Extended Collective Licensing) Regulations 2014, <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2014/2588/contents/made>.

415 著者を代表する ALCS (Authors' Licensing and Collecting Society)、出版者を代表する PLS (Publishers' Licensing Services)、ビジュアルアーティストを代表する DACS (Design and Artists Copyright Society) 及び PICSEL (Picture Industry Collecting Society for Effective Licensing) の 4 団体

416 International Authors Forum, Extended Collective Licensing in the UK, update,

<https://internationalauthors.org/news/eu/extended-collective-licensing-in-the-uk-update/>.

417 International Authors Forum, 前掲注 416)。

418 Intellectual Property Office, Guidance Extended Collective Licensing, <https://www.gov.uk/government/publications/extended-collective-licensing>.

419 知的財産庁は判決により拡大集中制度の法的地位が不確実となったことを撤回の理由としている。なお、いずれの判決を指すかという点について、知的財産庁は特定していない。

420 Copyright Licensing Agency, Higher Education Licence Documents, <https://www.cla.co.uk/licence-documents/higher-education-licence-documents/>.

421 Copyright Licensing Agency, Higher Education Licence Terms and Conditions 2019-2024, <https://assets.cla.co.uk/media/2023/05/higher-education-licence-terms.pdf>.

422 Copyright Licensing Agency, Digital Content Store, <https://cla.co.uk/resources/tools/digital-content-store/>.

CLA は高等教育ライセンスとは別に、高等教育機関向けに SEPS および EHESS というライセンスを提供している。高等教育ライセンスでは著作物の 10%以下または書籍の 1 章分まで、単一の論文誌や雑誌等の記事等の複製が可能とされているが、SEPS では参加する出版社の著作物を対象に、個々の権利者と交渉をせずとも、著作物のうち別の 10%分や書籍の 2 章目、2 本目の記事を複製する権限を追加購入できる⁴²³。料金は、出版社ごとにページ・学生あたりで単価が設定されており、設定額は 0.01/ページ・学生～50/ページ・学生⁴²⁴と幅広く、取引あたり GBP 4 (JPY 664⁴²⁵) の手数料が別途必要である。CLA は著作物が SEPS と CLA ライセンスの対象であるかどうかを判定する CLA 権限チェックツールを提供している。同サービスでは、書籍名や著者名、ISBN コード、ISSN コードでの検索が可能であり、例えば下記の書籍は、複製、スキャンともに CLA ライセンスの対象であり、SEPS の対象でもあることから、希望する場合は「購入」ボタンを押下することで、権限の購入手続に進むことができる。

図表 99 [英国]CLA 権限チェックツールでの検索結果の例⁴²⁶

The screenshot shows the CLA permission check tool interface. At the top, the book title is displayed: "Top Gear A-Z of Britain: Your Complete Guide to the Fourth Best Country...in the World". Below the title, the following metadata is listed:

- ISBN: 9781448141715
- Publisher: Random House Group Limited
- Publication Type: Book
- Publication Form: Print
- Country of Publication: United Kingdom of Great Britain & N. Ireland

Below the metadata, there is a dark blue button labeled "Show Higher Education Permissions". Underneath this button, the section "View Licence Usage:" is visible. It contains three items:

- Photocopying: Indicated by a green checkmark and a "show details" link with a downward arrow.
- Scanning: Indicated by a green checkmark and a "show details" link with a downward arrow.
- Second extract permissions: Indicated by a blue document icon and a "Purchase" button, with a "show details" link and a downward arrow.

EHESS は大英図書館と提携し、文書を提供するサービスであり、月々支払いのコースの場合、デジタルコンテンツについては GBP 6.4 (JPY 1,062) /月、印刷物については GBP10.8 (JPY 1,792) /月に、それぞれ個々の著作物の使用料が必要である⁴²⁷。

コロナ禍のロックダウンの期間中は、書籍のデジタル版が商業チャンネルから入手できない場合のみ、書籍の原本を保有していなくても、CLA のデジタルコンテンツストアから著作物を利用してもよいと要件を緩和する、複製可能な範囲を著作物の 30%以下または書

423 Copyright Licensing Agency, SEPS, <https://www.cla.co.uk/second-extract-permissions-service/>.

424 Copyright Licensing Agency, SEPS participating publishers for Books (Print), <https://claedqueries.zendesk.com/hc/en-us/articles/9873421541661-SEPS-participating-publishers-for-Books-Print->.

425 以下、英国に関する日本円の表記についての記述は図表 9 通貨を参照されたい。

426 Copyright Licensing Agency, Check Permissions, <https://cla.co.uk/resources/tools/check-permissions/>.

427 Copyright Licensing Agency, EHESS & EFESS, <https://cla.co.uk/cla-products/higher-education-licence/enhanced-he-supply-service/>.

籍の3章分までに拡大する（協力先の一部出版物のみ）といった取組がなされた⁴²⁸。

5.2.2.4 ERA ライセンス

ERA が初等、中等、高等教育機関などに提供しているライセンスでは、教育目的において放送番組や映画の一部または全部を上映することや、放送事業者のウェブサイトや見逃し配信サービスから映像を使用すること、録画・録音物を複製し保管すること、LMS で録画・録音物を共有すること、サードパーティのアプリケーションで録画・録音物にアクセスすることが認められている⁴²⁹。なお、ERA ライセンスは拡大集中許諾制度を利用していない⁴³⁰。

5.2.3 関連する議論

2011年5月に Ian Hargreaves 教授が”Digital Opportunity A Review of Intellectual Property and Growth”（以下「ハーグリーブス・レビュー」）において、知的財産に関する枠組みの中でも特に著作権に関する枠組みは、デジタル技術による社会の変化にキャッチアップできておらず、イノベーションの阻害要因である⁴³¹との指摘がみられた。ハーグリーブス・レビューでは、教育に関する権利制限規定についても、どこまでが権利制限規定の範囲に含まれ、どこからが含まれないかという点での分かりにくい指摘⁴³²されている。

ハーグリーブス・レビューを受けて⁴³³、2014年6月には CDPA の大幅な改正が行われた。例えば、改正前の CDPA 旧第32条第1項においては、文芸、演劇、音楽、美術の著作物に権利制限規定が適用される条件として、複製が複写手段を用いて行われなかったことのある。したがって、デジタル複製は権利制限規定の範囲外にあると位置づけられていた⁴³⁴。しかし、改正により同条件が撤廃され、紙による複製もデジタル複製も区別なく権利制限規定が適用されるなど、技術的に中立な規定に変更された。

5.2.4 関連する裁判例

2001年には、CLA と大学が加盟する UUK による使用料の交渉が法廷に持ち込まれた際

428 Copyright Licensing Agency, CLA ANNOUNCES SUPPORT FOR HIGHER EDUCATION SECTOR (INTERNET ARCHIVE の過去データ) ,

<https://web.archive.org/web/20220524034614/https://www.cla.co.uk/node/3764>.

429 Educational Recording Agency, The ERA Licence, <https://era.org.uk/the-licence/the-era-licence/>.

430 Educational Recording Agency, Annual Transparency Report 2021/22,

<https://era.org.uk/app/uploads/2022/10/ERA-Annual-Transparency-Report-for-the-year-ended-31-March-2022.pdf>.

431 Ian Hargreaves, *Digital Opportunity A Review of Intellectual Property and Growth*, at 11,

https://dera.ioe.ac.uk/id/eprint/16295/7/ipreview-finalreport_Redacted.pdf.

432 Ian Hargreaves, 前掲注 431) at 41.

433 Intellectual Property Office and Viscount Younger of Leckie, New exceptions to copyright reflect digital age,

<https://www.gov.uk/government/news/new-exceptions-to-copyright-reflect-digital-age>.

434 Intellectual Property Office, 前掲注 396)。

には、GBP 4.00 (JPY 664) /学生 (フルタイム換算) が適切な金額として示された⁴³⁵。2024年1月現在はインフレ等により、GBP 7.51 (JPY 1,246) /学生 (フルタイム換算) ⁴³⁶に値上げされている。

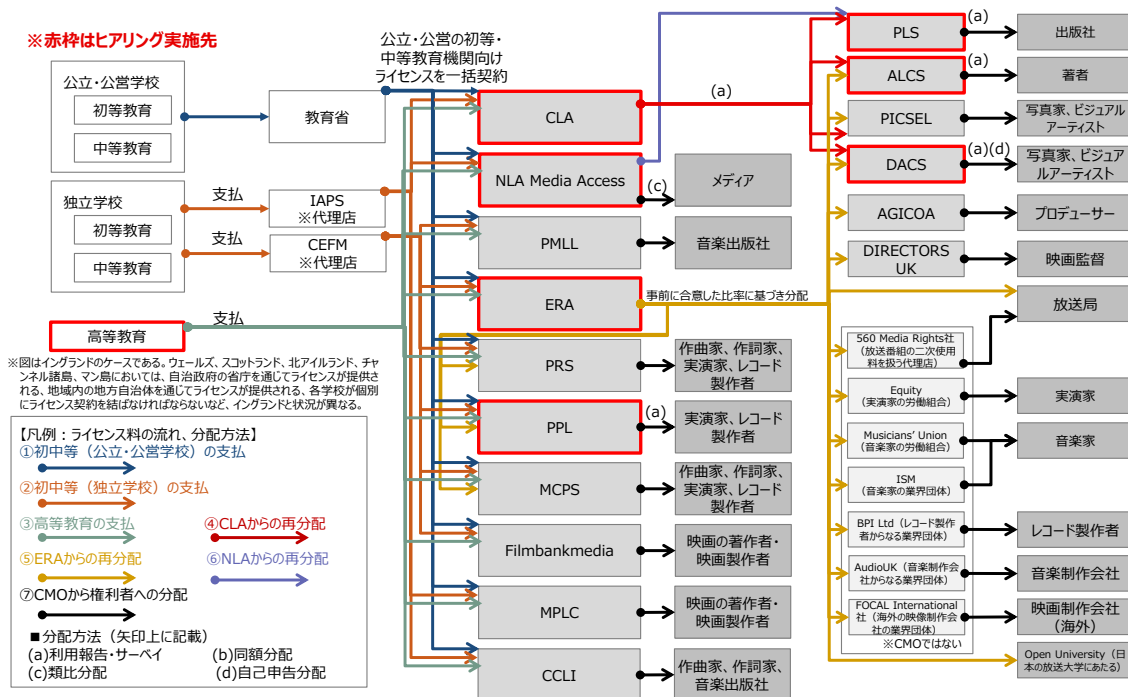
435 CASE NOS: CT 71/00, 72/00, 73/00, 74/00, 75/01, IN THE COPYRIGHT TRIBUNAL REFERENCES UNDER SECTION 118, 119 and 121 OF THE COPYRIGHT, DESIGNS AND PATENTS ACT 1988
436 Copyright Licensing Agency, 前掲注 421)。

5.3 教育に関する CMO

5.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像

教育機関から CMO、著作者までの資金の流れ等については、以下のフローで分配される。

図表 100 [英国]教育著作物に関する CMO (イングランド)



図表 100 はあくまでもイングランドのケースである。イングランドでは教育省を通じてライセンスが提供されている分野について、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、チャンネル諸島、マン島では、各自治政府の省庁を通じてライセンスが提供される、地域内の地方自治体を通じてライセンスが提供される、各学校が個別にライセンス契約を結ばなければならないなど、イングランドとは制度や仕組みが異なる場合がある⁴³⁷。

新聞や雑誌等を扱う CMO である NLA が提供するライセンスについては、CLA が代理店を務めており、教育機関等は CLA に対して使用料を支払う。

437 CLA と公立・公営学校との契約の場合、ウェールズではウェールズ地方自治体協議会、スコットランドではスコットランド自治政府、北アイルランドでは Education Authority が契約している (CLA, Schools Licence Solutions, <https://cla.co.uk/cla-products/schools-licence/>)。PLMM と公立・公営学校との契約の場合、ウェールズでは地方自治体または CEFM を介して個別の学校が契約をしており、スコットランドではスコットランド自治政府、北アイルランドでは Education Authority が契約している (PMLL, Schools Printed Music Licence (SPML), <https://www.pml.org.uk/licence-information/spml/>)。

5.3.2 CLA (Copyright Licensing Agency)

5.3.2.1 業務内容

CLA は書籍、論文誌、雑誌、デジタル出版物を扱う CMO であり、教育機関や企業、政府、自治体などに対し、ライセンスを提供している。

5.3.2.2 使用料の収受額

CLA が収受した使用料、著作権者への分配額は図表 101 のとおりである。

図表 101 [英国]CLA における使用料収入⁴³⁸ (2021/22 年期)

部門	使用料収入	分配額	未分配額	管理料金の割当額
教育 目的	GBP 42,500K (JPY 7,050M)	GBP 41,913K (JPY 6,953M)	GBP 587K (JPY 97M)	GBP 5,664K (JPY 940M)
うち初等・中等教育	GBP 18,867K (JPY 3,130M)	GBP 18,695K (JPY 3,101M)	GBP 172K (JPY 29M)	GBP 2,514K (JPY 417M)
うち継続教育	GBP 4,633K (JPY 769M)	GBP 4,584K (JPY 760M)	GBP 49K (JPY 8M)	GBP 617K (JPY 102M)
うち高等教育	GBP 19,000K (JPY 3,152M)	GBP 18,634K (JPY 3,091M)	GBP 366K (JPY 61M)	GBP 2,532K (JPY 420M)
その他				
政府、自治体	GBP 8,530K (JPY 1,415M)	GBP 7,713K (JPY 1,279M)	GBP 817K (JPY 136M)	GBP 1,137K (JPY 189M)
企業・その他取引	GBP 31,762K (JPY 5,269M)	GBP 24,107K (JPY 3,999M)	GBP 7,655K (JPY 1,270M)	GBP 4,233K (JPY 702M)
海外	GBP 13,206K (JPY 2,191M)	GBP 8,313K (JPY 1,379M)	GBP 4,893K (JPY 812M)	GBP 1,760K (JPY 292M)
合計	GBP 95,998K (JPY 15,925M)	GBP 82,045K (JPY 13,610M)	GBP 13,952K (JPY 2,315M)	GBP 12,794K (JPY 2,122M)

5.3.2.3 管理手数料

2022年3月期においては、新規ライセンスの場合40%を、更新分の場合11%をCLAの運営費として差し引くとの方針が取られ、結果として2023年3月期においては、使用料収入の13.3%に相当するGBP13M(JPY2.1B)が手数料として差し引かれた⁴³⁹。

5.3.2.4 体制

CLAの取締役会は著者を代表するALCS(Authors' Licensing and Collecting Society)、出版者を代表するPLS(Publishers' Licensing Services)、ビジュアルアーティストを代表するDACS(Design and Artists Copyright Society)、PICSEL(Picture Industry Collecting Society for Effective Licensing)の4団体が指名した非常勤取締役で構成されている⁴⁴⁰。役員は14名⁴⁴¹

438 Copyright Licensing Agency, Annual Transparency Report 22/23, <https://assets.cla.co.uk/media/2023/10/annual-transparency-report-2023.pdf>, 教育部門の合計額はMURC算出。

439 Copyright Licensing Agency, 前掲注438)。

440 Copyright Licensing Agency, About Us, <https://cla.co.uk/about-us/>。

441 Copyright Licensing Agency, 前掲注438)。教育部門の合計額はMURC算出。

(芸術家・著作者出身の者を含む⁴⁴²)、従業員数は95名⁴⁴³である。

5.3.2.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

初等・中等教育のうち、公立・公営学校については、教育省が一括してCLAを含むCMOとライセンス契約を取り交わしており、このライセンス契約の範囲内の利用であれば、個々の教育機関は利用申請等を行う必要がない⁴⁴⁴。初等・中等教育のうち、独立学校については、CLAの場合、IAP (Independent Association of Prep Schools) が代理店を務めており、同団体に対してライセンス契約を申し込む必要がある。また高等教育機関においては、個々の機関がCLAに対してライセンス契約を申し込む必要がある。

5.3.2.6 根拠法

CLAは、2016年著作権集中管理(EU指令)規則に基づくCMOと位置づけられている⁴⁴⁵。

5.3.2.7 教育との関係

教育機関等との常設の協議の場はなく、ライセンス契約の改定時に都度交渉している⁴⁴⁶。

5.3.2.8 業務の補助、委任について

CLAは著者を代表するALCS、出版社を代表するPLS、ビジュアルアーティストを代表するDACSとPICSELの4団体から、管理の委任を受けている。新聞や雑誌等を扱うCMOであるNLAの独占代理店⁴⁴⁷として、NLAスクールライセンスの契約を行っている。

5.3.3 ERA (Educational Recording Agency)

5.3.3.1 業務内容

ERAは教育機関を対象として、放送番組についてのライセンスを提供するCMO⁴⁴⁸である。

442 Copyright Licensing Agency, 前掲注 440)。

443 Copyright Licensing Agency, ANNUAL REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2022, <https://assets.cla.co.uk/media/2023/04/annual-report-and-financial-statements.pdf>.

444 Department for Education, Copyright licences for state schools in England, <https://www.gov.uk/guidance/copyright-licences-information-for-schools>.

445 Intellectual Property Office, Licensing bodies and collective management organisations, <https://www.gov.uk/guidance/licensing-bodies-and-collective-management-organisations>.

446 CLA へのヒアリングによる (2024年1月18日実施)。

447 Copyright Licensing Agency, NLA Schools Licence, <https://cla.co.uk/cla-products/nla-schools-licence/>.

448 Educational Recording Agency, Who we are, <https://era.org.uk/about-era/key-contacts/>.

5.3.3.2 使用料の収受額

2021年4月から2022年3月にかけて、使用料収入として GBP 13.14M (JPY 2.2B) を得ており、ERAはこの収入のうち管理手数料と代理店への手数料(収入のうち4.7%に相当)を除く GBP 12.4M (JPY 2.1B) を権利者に分配⁴⁴⁹している。

5.3.3.3 管理手数料

2022年3月期においては、使用料収入の4.7%に相当する GBP 616K (JPY 102M) を管理手数料として控除した⁴⁵⁰。管理手数料は、収受した使用料から必要な経費として差し引いた額を計上する。年により変更はあるが、5%を超えたことはない⁴⁵¹。なお、前金として受け取った使用料は銀行で運用しており、利子は管理手数料から差し引いている⁴⁵²。

5.3.3.4 体制

ERAには、放送局やビジュアルアーティスト、作家、作曲家、監督、出演者などの権利者を代表する21団体が構成員として参加しており、放送局が最も多い⁴⁵³。役員は、構成員の団体を代表する者などからなる21名で構成されている⁴⁵⁴。従業員数は2022年時点において8名⁴⁵⁵である。

5.3.3.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

初等・中等教育のうち、公立・公営学校については、教育省が一括でERA含むCMOとライセンス契約を取り交わしており、このライセンス契約の範囲内の利用であれば、個々の教育機関は利用申請等を行う必要がない⁴⁵⁶。初等・中等教育のうち、独立学校については、ERAの場合、CEFM (Center for Education & Finance Management) が代理店を務めており、同団体に対してライセンス契約を申し込む必要がある。

5.3.3.6 根拠法

ERAは、2016年著作権集中管理(EU指令)規則に基づくCMOと位置づけられている

449 Educational Recording Agency, 前掲注 430)。

450 Educational Recording Agency, 前掲注 430)。

451 ERA へのヒアリングによる (2024年1月19日実施)。

452 ERA へのヒアリングによる (2024年1月19日実施)。

453 Educational Recording Agency, Organisations we represent, <https://era.org.uk/about-era/memberships-partner-organisations/>.

454 Educational Recording Agency, ERA Board, <https://era.org.uk/about-era/how-were-run/era-board/>.

455 Educational Recording Agency, DIRECTORS' REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2022, <https://era.org.uk/app/uploads/2022/10/ERA-2022-filed-accounts.pdf>.

456 Department for Education, 前掲注 444)。

5.3.3.7 教育との関係

ERA は教育目的のライセンスのみを取り扱っている。教育機関向けに、ライセンスを取り扱う放送局の映像と音声のストリーミングプラットフォームを提供している⁴⁵⁸。なお、教育機関等との常設の協議の場はなく、ライセンス契約の改定時に都度交渉している⁴⁵⁹。

5.3.3.8 業務の補助、委任について

ERA は著者を代表する ALCS、ビジュアルアーティストを代表する DACS と PICSEL、プロデューサーを代表する AGICOA、映像監督を代表する DIRECTORS UK、音楽の実演を扱う PRS、録音を扱う PPL、複製を扱う MCPS から、管理の委任を受けている。

5.3.4 ALCS (Authors' Licensing and Collecting Society)

5.3.4.1 業務内容

ALCS は著者を代表して使用料の徴収と分配を実施する CMO⁴⁶⁰である。

5.3.4.2 使用料の收受額

ALCS が CLA ライセンスなどにより得た使用料と著作権者等への分配額は図表 102 のとおりである。

図表 102 [英国]ALCS における使用料収入⁴⁶¹ (2022/23 年)

利用形態	使用料収入	割当額	未割当	分配額
教育目的	GBP 15,719K (JPY 2,608M)	GBP 15,666K (JPY 2,599M)	GBP 53 K (JPY 9M)	GBP 11,296K (JPY 1,874M)
一うち複製印刷	GBP 13,856K (JPY 2,299M)	GBP 13,815K (JPY 2,292M)	GBP 41 K (JPY 7M)	GBP 10,049K (JPY 1,667M)
一うち視聴覚作品の利用	GBP 1,863K (JPY 309M)	GBP 1,851K (JPY 307M)	GBP 12 K (JPY 2M)	GBP 1,247K (JPY 207M)
教育目的以外の利用形態を含む合計	GBP 43,436K (JPY 7,206M)	GBP 35,819K (JPY 5,942M)	GBP 7,617K (JPY 1,264M)	GBP 27,439K (JPY 4,552M)
利用形態	未分配額	他 CMO への分配額	管理手数料	
教育目的	GBP 4,423K (JPY 734M)	GBP 1,747K (JPY 290M)	GBP 2,206K (JPY 366M)	

457 Intellectual Property Office, 前掲注 445)。

458 Educational Recording Agency, Search TV & Radio Clips, <https://era.org.uk/tv-radio-resources/>.

459 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

460 Authors' Licensing and Collecting Society, WHAT WE DO, <https://www.alcs.co.uk/what-we-do>.

461 Authors' Licensing and Collecting Society, Annual Transparency Report 2022/2023, <https://d16dqzv7ay57st.cloudfront.net/uploads/2023/12/ALCS-ATR-2023-1.pdf>. 教育目的の複製印刷及び視聴覚作品の利用の合算額は MURC 算出。

—うち複製印刷	GBP 3,807K (JPY 632M)	GBP 1,604K (JPY 266M)	GBP 1,962K (JPY 326M)
—うち視聴覚作品の 利用	GBP 616K (JPY 102M)	GBP 143K (JPY 24M)	GBP 244K (JPY 40M)
教育目的以外の利 用形態を含む合計	GBP 15,997K (JPY 2,654M)	GBP 3,397K (JPY 564M)	GBP 5,358K (JPY 889M)

5.3.4.3 管理手数料

2022年3月期において、ALCSの使用料収入に占める管理手数料の割合は12.5%である。権利者に対する手数料としては、管理手数料から投資による収益が差し引かれ、8.3%が請求された⁴⁶²。

5.3.4.4 体制

ALCSには、フィクション・ノンフィクション作家、翻訳者、脚本家、雑誌や学術雑誌のライター、編集者など、何らかの著作物を執筆し、出版・放送された者であれば参加でき⁴⁶³、12万人以上が参加している⁴⁶⁴。役員は13名、従業員は43名からなる⁴⁶⁵。

5.3.4.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

教育分野における利用について、ALCSはCLAとERAを通じてライセンスを提供している。

5.3.4.6 根拠法

ALCSは、2016年著作権集中管理（EU指令）規則に基づくCMOと位置づけられている⁴⁶⁶。

5.3.4.7 教育との関係

教育分野における利用について、ALCSはCLAとERAを通じてライセンスを提供している。

462 Authors' Licensing and Collecting Society, 前掲注 461)。

463 Authors' Licensing and Collecting Society, WHO CAN JOIN?, <https://www.alcs.co.uk/join-alcs/who-can-join/>.

464 Authors' Licensing and Collecting Society, 前掲注 460)。

465 Authors' Licensing and Collecting Society, Directors' Report, Strategic Report and Financial Statements for the year ended 31 March 2023, <https://d16dqzv7ay57st.cloudfront.net/uploads/2023/12/ALCS-Annual-Report-2023-2-2.pdf>.

466 Intellectual Property Office, 前掲注 445)。

5.3.4.8 業務の補助、委任について

教育分野における利用について、ALCSはCLAとERAを通じてライセンスを提供している。

5.3.5 PLS (Publishers' Licensing Services)

5.3.5.1 業務内容

PLSは出版社を代表して使用料の徴収と分配を実施するCMO⁴⁶⁷である。

5.3.5.2 使用料の収受額

PLSは2022/23年度においてGBP44M(JPY7.3B)を使用料収入として得ており、うちGBP15M(JPY2.5B)がCLAのうち教育部門から支払われた額である⁴⁶⁸。

5.3.5.3 管理手数料

2023年3月期において、PLSは使用料収入のうち6.0%を手数料として受け取った⁴⁶⁹。

5.3.5.4 体制

PLSには、4,000社以上が参加している⁴⁷⁰。また、役員は、学術・専門出版社の業界団体であるALPSP、独立系出版社の業界団体であるIndependent Publishers Guild、メディアを代表する業界団体であるPPA、出版社の業界団体であるPublishers Associationを代表する各3名の役員と、独立した議長、最高責任者の計14名からなり⁴⁷¹、従業員数は18名⁴⁷²である。

5.3.5.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

教育分野における利用について、PLSはCLAを通じてライセンスを提供している。

5.3.5.6 根拠法

PLSは、2016年著作権集中管理(EU指令)規則に基づくCMOと位置づけられている⁴⁷³。

467 Publishers' Licensing Services, About PLS, <https://www.pls.org.uk/about-pls/what-we-do/>.

468 Publishers' Licensing Services Limited, Annual Review 2022/23, <https://acrobat.adobe.com/id/urn:aaid:sc:EU:f99b3cc2-4d83-443d-ae37-f6b2552bd283>.

469 Publishers' Licensing Services Limited, 前掲注 468)。

470 Publishers' Licensing Services, 前掲注 467)。

471 Publishers' Licensing Services, PLS Board, <https://www.pls.org.uk/about-pls/pls-board/>.

472 Publishers' Licensing Services, Publishers' Licensing Services Limited Company Limited by Guarantee Financial Statements 31 March 2023, <https://www.pls.org.uk/media/1652/report-financial-statement-2022-23.pdf>.

473 Intellectual Property Office, 前掲注 445)。

5.3.5.7 教育との関係

教育分野における利用について、PLSはCLAを通じてライセンスを提供している。

5.3.5.8 業務の補助、委任について

教育分野における利用について、PLSはCLAを通じてライセンスを提供している。

5.3.6 DACS (Design and Artists Copyright Society)

5.3.6.1 業務内容

DACSはビジュアルアーティストを代表して使用料の徴収と分配を実施するCMO⁴⁷⁴である。

5.3.6.2 使用料の収受額

DACSは2022年12月期においてGBP 20M (JPY 3.4B)を使用料収入として得ており⁴⁷⁵、うちGBP 16.4M (JPY 2.7B)をビジュアルアーティストに分配している⁴⁷⁶。

CLAから収受している使用料は、CLAの2022年3月期においてGBP 4,656K (JPY 772M)である⁴⁷⁷。

5.3.6.3 管理手数料

2022年12月期において、DACSは使用料収入のうち17.0%を手数料として受け取った⁴⁷⁸。

5.3.6.4 体制

DACSは、82,000人以上のビジュアルアーティストに使用料収入を分配している⁴⁷⁹。役員は14名で、現役のビジュアルアーティストが含まれる⁴⁸⁰。従業員数は57名⁴⁸¹である。

474 Design and Artists Copyright Society, What is DACS?, <https://www.dacs.org.uk/about-us/what-is-dacs>.

475 Design and Artists Copyright Society, DESIGN AND ARTISTS COPYRIGHT SOCIETY FINANCIAL STATEMENTS YEAR ENDED 31 DECEMBER 2022, <https://www.dacs.org.uk/getattachment/About-Us/Corporate-resources/Annual-Reports/DACS-signed-22-accounts.pdf.aspx>.

476 Design and Artists Copyright Society, Annual Review 2022, <https://www.dacs.org.uk/getattachment/About-Us/Corporate-resources/Annual-Reports/DACS-Annual-Review-2022.pdf.aspx>.

477 Copyright Licensing Agency, 前掲注 438)。教育部門の合計額はMURC算出。

478 Design and Artists Copyright Society, 前掲注 475)。

479 Design and Artists Copyright Society, 前掲注 474)。

480 Design and Artists Copyright Society, 前掲注 475)。

481 Design and Artists Copyright Society, 前掲注 475)。

5.3.6.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

教育分野における利用について、DACS は CLA、ERA、ケーブル再送スキーム等を通じてライセンスを提供している。

5.3.6.6 根拠法

DACS は、2016 年著作権集中管理（EU 指令）規則に基づく CMO と位置づけられている⁴⁸²。

5.3.6.7 教育との関係

教育分野における利用について、DACS は CLA と ERA を通じてライセンスを提供している。

5.3.6.8 業務の補助、委任について

教育分野における利用について、DACS は CLA と ERA を通じてライセンスを提供している。

5.3.7 NLA（NLA Media Access）

5.3.7.1 業務内容

NLA は新聞や雑誌出版社を代表して使用料の徴収と分配を実施する CMO⁴⁸³である。

5.3.7.2 使用料の収受額

NLA は 2022 年 12 月期において、GBP 48,933K（JPY 8.1B）を使用料収入として、GBP 4,728K（JPY 784K）をデータベース利用料として得ている。うち GBP 42,579K（JPY 7.1B）を新聞社・雑誌出版社に分配している⁴⁸⁴。

5.3.7.3 管理手数料

2022 年 12 月期において、NLA は使用料とデータベース収入のうち 20.3%を手数料として受け取った⁴⁸⁵。データベース事業は赤字であり、使用料収入の管理のみにかかる手数料は、

482 Intellectual Property Office, 前掲注 445)。

483 NLA Media Access, Rights licensing and content distribution, <https://www.nlamediaaccess.com/>.

484 NLA Media Access, ANNUAL TRANSPARENCY REPORT FINANCIAL YEAR – 2022, <https://www.nlamediaaccess.com/wp-content/uploads/2023/07/NLA-Annual-Transparency-Report-2022-FINAL.pdf>.

485 NLA Media Access, 前掲注 484)。

使用料収入の12%に相当する⁴⁸⁶。

5.3.7.4 体制

NLA は、約 300 の新聞社・雑誌出版社の著作物を代表している⁴⁸⁷。全国紙を発行する 7 グループ⁴⁸⁸が均等に株式を所有する有限会社であり、役員は 7 グループの代表者を含む 14 名からなる⁴⁸⁹。従業員数は 2022 年 11 月時点において 69 名⁴⁹⁰である。

5.3.7.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

教育分野における利用について、NLA は CLA を独占代理店⁴⁹¹としており、CLA を通じて NLA スクールライセンスの提供を行っている。

5.3.7.6 根拠法

NLA は、2016 年著作権集中管理（EU 指令）規則に基づく CMO と位置づけられている⁴⁹²。

5.3.7.7 教育との関係

教育分野における利用について、NLA は CLA を独占代理店⁴⁹³としており、CLA を通じて NLA スクールライセンスの提供を行っている。また入学年齢が 16 歳以下で全日制の初等・中等教育機関に対しては、無償で PDF 形式の記事を閲覧できる NLA ニュースライブラリというサービスを提供している⁴⁹⁴。

5.3.7.8 業務の補助、委任について

教育分野における利用について、NLA は CLA を独占代理店⁴⁹⁵としており、CLA を通じて NLA スクールライセンスの提供を行っている。

486 NLA Media Access, 前掲注 484)。

487 NLA Media Access, Governance, <https://www.nlamediaaccess.com/about-us/governance/>.

488 Associated, Financial Times, Guardian, ESI Media, Reach, News UK and Telegraph

489 NLA Media Access, 前掲注 487)。

490 NLA Media Access, REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2022, <https://www.nlamediaaccess.com/wp-content/uploads/2023/07/NLA-stat-accs-2022-Final-signed.pdf>.

491 Copyright Licensing Agency, 前掲注 447)。

492 Intellectual Property Office, 前掲注 445)。

493 Copyright Licensing Agency, 前掲注 447)。

494 NLA Media Access, Newspapers for Schools, <https://www.nlamediaaccess.com/newspapers-for-schools/>.

495 Copyright Licensing Agency, 前掲注 447)。

5.3.8 PPL (Phonographic Performance Limited)

5.3.8.1 業務内容

PPLは音楽の録音を対象とするCMOであり、実演家やレコードレーベルを構成員としている。

5.3.8.2 使用料の収受額

PPLは2022年12月期において、GBP 272.6M (JPY 45.2B) を使用料収入として得ており、うちGBP 238.7M (JPY 39.6B) を構成員に分配している⁴⁹⁶。

5.3.8.3 管理手数料

2022年12月期において、PPLは使用料収入のうち13.3%を手数料として受け取った⁴⁹⁷。

5.3.8.4 体制

PPLには、14万・社以上の実演家及びレコードレーベルが属している⁴⁹⁸。役員は17名からなり、大手レコード会社、独立系レコード会社、実演家団体の代表者が含まれる⁴⁹⁹。従業員数は2022年11月時点において204名⁵⁰⁰である。

5.3.8.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

教育機関とのライセンス契約の範囲外での利用については、メールで申請が受け付けられている⁵⁰¹。

5.3.8.6 根拠法

PPLは、2016年著作権集中管理（EU指令）規則に基づくCMOと位置づけられている⁵⁰²。

496 Phonographic Performance Limited, ANNUAL PERFORMER REVIEW 2022 2023, https://reports.ppluk.com/wp-content/uploads/2023/11/46330%20PPL_Annual-Performer-Review_2022_web.pdf.

497 Phonographic Performance Limited, 前掲注 496)。

498 Phonographic Performance Limited, Record payout for PRS rightsholders, <https://www.prsformusic.com/press/2023/record-payout-for-prs-rightsholders>.

499 Phonographic Performance Limited, PPL and VPL Boards, <https://www.ppluk.com/about-us/ppl-and-vpl-boards/>.

500 Phonographic Performance Limited, STRATEGIC REPORT, REPORT OF THE DIRECTORS AND FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2022, <https://www.ppluk.com/wp-content/uploads/2023/07/PPL-Financial-Statements-2022.pdf>.

501 Phonographic Performance Limited, Student radio, <https://www.ppluk.com/music-licensing/radio-tv-and-online-licensing/student-radio/>.

502 Intellectual Property Office, 前掲注 445)。

5.3.8.7 教育との関係

教育庁や教育機関との交渉によりライセンス契約を結んでいる⁵⁰³。

5.3.8.8 業務の補助、委任について

放送番組での利用分については、ERA ライセンスによる使用料の再分配を受けている⁵⁰⁴。

503 PPL へのヒアリングによる (2024 年 1 月 16 日実施)。

504 PPL へのヒアリングによる (2024 年 1 月 16 日実施)。

5.4 教育に関する使用料の徴収

5.4.1 使用料の手続き主体

公立・公営の初等・中等教育機関については、教育省が一括で各 CMO とライセンス契約を取り交わしており、このライセンス契約の範囲内の利用であれば、個々の教育機関は手続を行う必要がない⁵⁰⁵。独立の初等・中等教育機関や高等教育機関の場合、個別の教育機関から各 CMO または代理店に対して使用料手続を行う必要がある。

教育省と各 CMO との間のライセンス契約については、2021 年 3 月にて、2021 年 4 月から 2026 年 3 月の期間を対象とした更新が行われた⁵⁰⁶。

5.4.2 対価の支払い主体

公立・公営の初等・中等教育機関については、教育省が一括で各 CMO とライセンス契約を取り交わしており、このライセンス契約の範囲内の利用であれば、個々の教育機関は使用料を支払う必要がない⁵⁰⁷。独立の初等・中等教育機関や高等教育機関の場合、個別の教育機関から各 CMO または代理店に対して使用料を支払う必要がある。

5.4.3 使用料規定・規則上の記載

5.4.3.1 CLA 教育ライセンス

初等・中等教育機関は下表の使用料を CLA に支払うことで、ライセンスの提供を受けることができる。児童・生徒数の合計に下表の 1 人あたり使用料を乗じた料金が GBP 53.5 (JPY 8,875) を下回る場合、最低料金として GBP 53.5 (JPY 8,875) が適用される⁵⁰⁸。なお、5 歳未満の児童に料金はかからない。

図表 103 [英国]CLA 教育ライセンスの使用料規定⁵⁰⁹ (2023 年 4 月から 2024 年 3 月)

対象	使用料
バンド 1 : 5~15 歳向け	GBP 2.29 (JPY 380) /児童・生徒
バンド 2 : 16~19 歳向け	GBP 5.55 (JPY 921) /生徒

CLA が代理店を務める NLA (新聞や雑誌等を扱う CMO) の使用料については、図表 104 のとおり請求される。

505 Department for Education, 前掲注 444)。

506 Copyright Licensing Agency, CLA agrees new five-year licence agreement with the Department for Education, <https://cla.co.uk/cla-agrees-new-five-year-licence-agreement-with-the-department-for-education/>.

507 Department for Education, 前掲注 444)。

508 IAPS, Renewal of your CLA Licence for the year 1 April 2023 to 31 March 2024, <https://iaps.uk/asset/2CFEB714-7E9F-4AAA-B377B6A829069A2E/>.

509 IAPS, 前掲注 508)。

図表 104 [英国]NLA の使用料規定⁵¹⁰ (2023 年 4 月から 2024 年 3 月)

教育機関の児童・生徒数	使用料
50 人以下	GBP 31.19 (JPY 5,174)
51~750 人	GBP 62.39 (JPY 10,350)
751 人以上	GBP 93.58 (JPY 15,524)

5.4.3.2 CLA 高等教育ライセンス

高等教育機関は下表の使用料を CLA に支払うことで、ライセンスの提供を受けることができる。学生数等のデータについて、UUK と GuildHE の参加校の場合、CLA が高等教育統計局 (HESA) からデータを取得するのに対し、その他の高等教育機関の場合は、教育機関側から CLA にデータを提供しなければならない⁵¹¹。

図表 105 [英国]CLA 高等教育ライセンスの使用料規定⁵¹²

対象	報酬額
学生 (英国内の学生、聴講生、遠隔学習者)	GBP 7.51 (JPY 1,246 円) /学生 (フルタイム換算)
海外キャンパスの学生	GBP 5.63 (JPY 934) /学生
教育機関の商業収入から資金提供がなされる スタッフ (フルタイム換算) ※高等教育ライセンスのみ含まれ、独立高等教育ライセンスには含まれない。	英国の商工業・公企業から教育機関が得た売上 /教育機関の総売上 ×教育機関の学術スタッフ数 (フルタイム換算) ×GBP 46.55 (JPY 7,722)

5.4.3.3 ERA ライセンス

初等、中等、高等教育機関は下表の使用料を ERA に支払うことで、ライセンスの提供を受けることができる。グループでライセンスの提供を受ける場合は割引料金が適用される⁵¹³。

図表 106 [英国]ERA ライセンスの使用料規定⁵¹⁴

対象	報酬額
初等教育	GBP 0.52 (JPY 86) /児童
中等教育	GBP 1.08 (JPY 179) /生徒
高等教育	GBP 2.40 (JPY 398) /学生 (フルタイム換算)
継続教育	GBP 1.50 (JPY 249) /学生 (フルタイム換算)

510 IAPS, 前掲注 508)。

511 Copyright Licensing Agency, HE Licence Quick Guide, <https://assets.cla.co.uk/media/2023/05/higher-education-quick-guide-student-data-and-fees.pdf>.

512 Copyright Licensing Agency, 前掲注 421)。

513 Educational Recording Agency, How much does the ERA Licence cost?, <https://era.org.uk/the-licence/how-much-does-the-era-licence-cost/>.

514 Educational Recording Agency, 前掲注 513)。

5.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造

教育分野における利用のほとんどについては、定額料金でカバーできる一方で、定額料金のライセンスの範囲を超えて著作物を用いる場合には、個別にライセンス申請を行うこととなる。

5.4.5 管理手数料の設定

いずれの CMO においても、収受額から分配等にかかる費用を差し引いた額を分配していることから、管理手数料は年により変動する。分配額を増やすために管理手数料の割合を低く抑えるという点はいずれの CMO においても意識されており、CLA においては ICT ツールを用いた調査の効率化が常に図られており⁵¹⁵、ERA においては調査等を実施せず、事前に定めた比率により分配する⁵¹⁶など分野ごとに適した分配手法が採用されている。

5.4.6 ライセンス制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス

5.4.6.1 CLA ライセンス

使用料について、初等・中等教育機関向けのライセンスについては教育庁との交渉により、高等教育を対象としたライセンスについては大学が加盟する団体との交渉により決定される⁵¹⁷。

5.4.6.2 ERA ライセンス

初等・中等教育機関を対象としたライセンスについては、イングランドの場合、教育庁と 5 年契約を都度結んでおり、料金は交渉により決定される⁵¹⁸。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドについては、当該地域の教育庁が契約する、またカウンティ単位で契約するなど、それぞれ異なる仕組みが存在するが、英国の教育機関うち 90%がイングランドに所在していることから、教育庁と ERA が交渉により決定した使用料を受け入れている⁵¹⁹。

高等教育を対象としたライセンスについては、各教育機関と個別に契約を結んでいる一方で、使用料の交渉については、主にエスタブリッシュメントの大学からなる団体 UUK と、新興大学からなる団体 Guild UK と交渉を行い、料金を決定している⁵²⁰。契約期間は 2～3

515 CLA へのヒアリングによる（2024年1月18日実施）。

516 ERA へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

517 CLA へのヒアリングによる（2024年1月18日実施）。

518 ERA へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

519 ERA へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

520 ERA へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

年である⁵²¹。

5.4.7 使用料決定の考え方

5.4.7.1 CLA ライセンス

約 40 年間に渡り、ライセンス制度を運用していることから、過去のライセンス額をベースとして、インフレ率などに応じた値上げがなされている⁵²²。加えて、教育機関側の求めに応じてライセンス・サービスを充実させることで、値上げの実現に繋げている⁵²³。

5.4.7.2 ERA ライセンス

料金については、過去の料金をベースとして、近年のインフレに伴い値上げを実施しており、2024 年には 5.8%の値上げを予定している⁵²⁴。2026 年頃を目途に再度、料金が見直される予定である⁵²⁵。ERA としては、高等教育機関には財政状況が厳しい教育機関もあることから、リーズナブルな料金を設定するように意図している⁵²⁶。ERA が設立された 1990 年以前のコンテンツについてもライセンスでカバーするなど、ライセンスは充実しており、これらサービスの改善により値上げについての納得が得られている⁵²⁷。

521 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

522 CLA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 18 日実施)。

523 CLA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 18 日実施)。

524 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

525 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

526 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

527 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

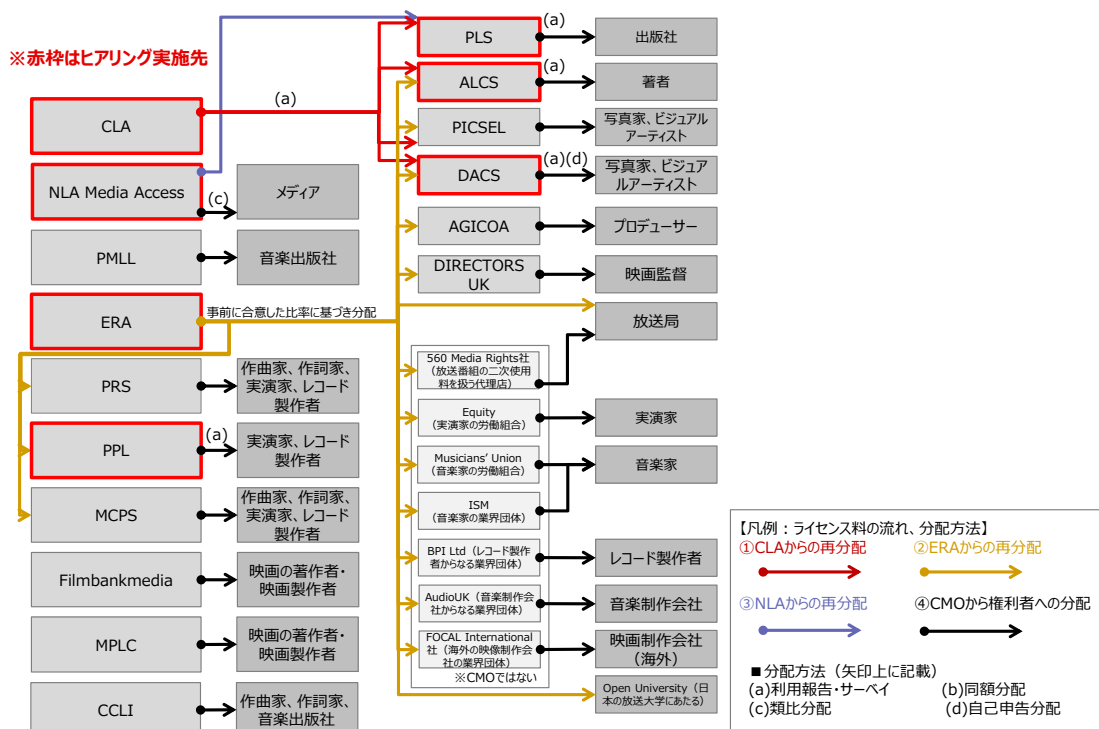
5.5 教育に関する使用料の分配

著作権者までの分配について、英国を構成するイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドと王室属領であるマン島、チャンネル諸島（ジャージー、ガーンジー）ごとにフローが異なっており、下図ではイングランドのフローを紹介している。

初等・中等教育機関における複製等については、公立・公営学校の場合、教育省が CLA、NLA、PMLL、ERA、PRS、PPL、MCPS、Filmbankmedia、MPLC、CCLI 等の CMO と契約し、一括で使用料を支払っており⁵²⁸、各 CMO から権利者に分配がなされる。なお CLA は NAL Media Access の代理店である他、DALCS、PICSEL、ALCS、PLS を介して権利者に使用料を分配している。独立学校の場合、IAPS が CLA、MPLC、CCLI の代理店を、CFFM が PMLL、ERA、PRS、PPL、MCPS、Filmbankmedia の代理店をそれぞれ担い、各学校に対してライセンスを提供し、これら代理店を介して使用料が CMO と権利者に分配される。

高等教育機関においては、一部の CMO に対し UUK、GuildHE といった機関がライセンスの契約条件を取りまとめている場合⁵²⁹がある一方で、ライセンス契約については各学校と各 CMO の間で個別に契約が取り交わされる。ERA は CMO の非構成員への分配のため、CMO に加え、労働組合や業界団体などへの分配も実施している⁵³⁰。

図表 107 [英国]分配主体から著作権者までの分配フロー（イングランドの場合）



528 Department for Education, 前掲注 444)。

529 CLA, Higher Education Licence Solutions, <https://cla.co.uk/cla-products/higher-education-licence/>。

530 ERA へのヒアリングによる (2024年1月19日実施)。

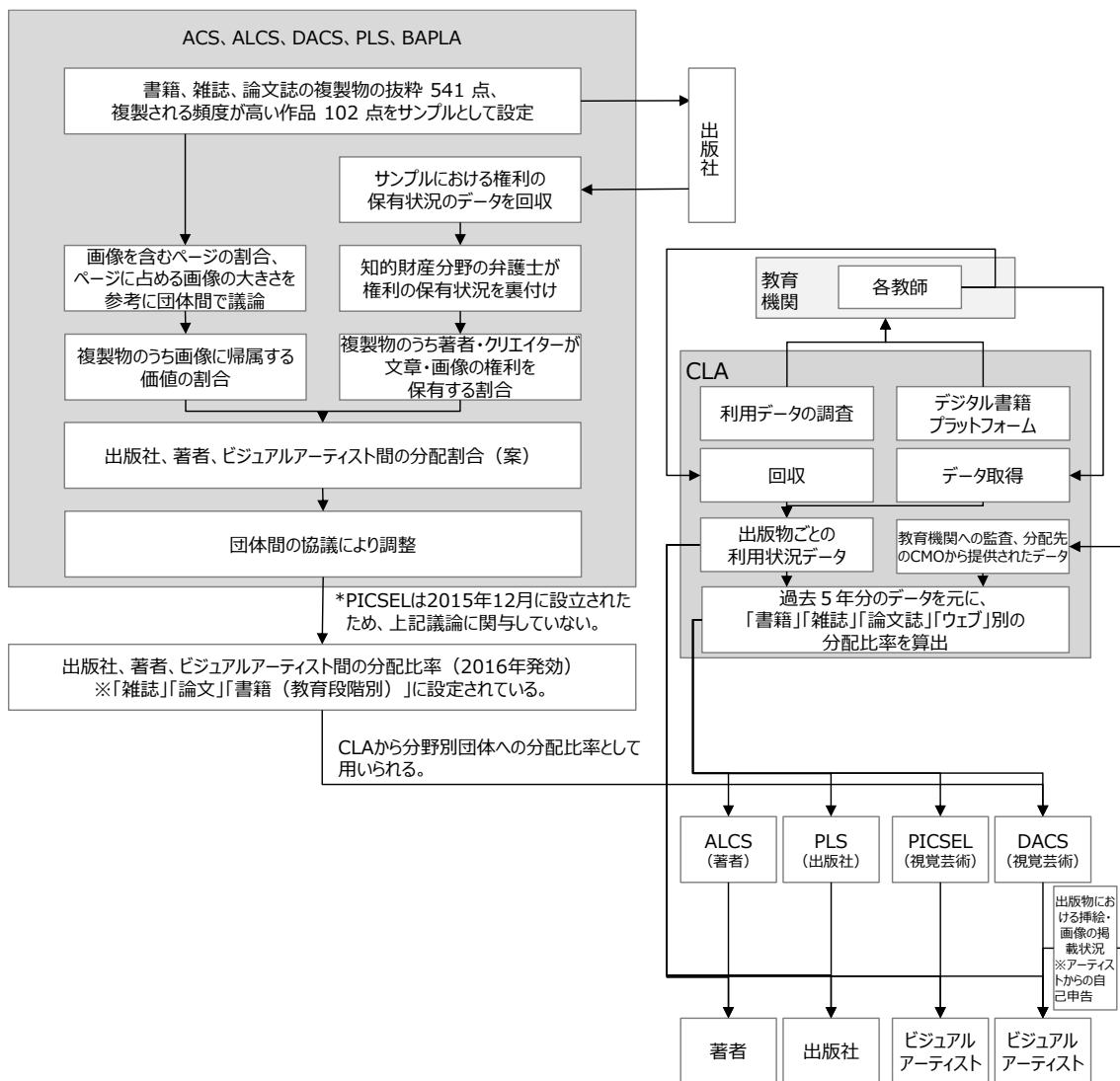
5.5.1 CLA から分野別団体への分配

5.5.1.1 分配方法のフロー・計算方法

5.5.1.1.1 CLA ライセンスにおける分配フローの概要

CLA ライセンスにより得られた使用料の分配のうち、出版者・著者・ビジュアルアーティスト⁵³¹別の分配割合は、各 CMO との間の合意により 2016 年に発効した割合を固定して用いており、この割合と教育機関を対象とした調査データを組み合わせて、個別の権利者への分配金額が決定される。

図表 108 [英国]CLA ライセンスにおける分配フロー



531 美術や写真などの視覚芸術が含まれる。

5.5.1.1.2 出版者・著者・ビジュアルアーティスト別の分配割合

5.5.1.1.2.1 合意された分配割合

CLA ライセンスによる使用料については、媒体（雑誌、論文誌、書籍（初等・中等教育、継続教育、高等教育別））及び出版者・著者・ビジュアルアーティスト別に、2016年に発効された分配モデルにより固定された割合で分配される。以下では、この分配モデルの決定に至るプロセスについて説明する。

図表 109 [英国]CLAにおける分配モデル⁵³²（2016年発効）

媒体	分野	出版者	著者	ビジュアルアーティスト
雑誌		72.5%	17.5%	10.0%
論文誌		76.0%	23.0%	1.0%
書籍	初等・中等教育	42.0%	42.0%	16.0%
	継続教育	42.5%	42.5%	15.0%
	高等教育	48.0%	48.0%	4.0%
	企業、公共部門（NHS、政府、自治体）、その他取引（ドキュメント・デリバリー）	49.5%	49.5%	1.0%
	その他取引：メディア・モニタリング	非公表	非公表	非公表
	その他取引：高等教育向け追加ライセンス	48.0%	48.0%	4.0%

5.5.1.1.2.2 複製物のうち関連する権利を著者・クリエイターが有する文章・画像の割合の推計

出版社、著者、ビジュアルアーティスト別の分配割合の算出にあたっては、ACS、ALCS、DACS、PLS、画像エージェントを代表する業界団体である BAPLA（British Association of Picture Libraries and Agencies）の求めにより、FIT コンサルティング社の Mark Bezzant が作業にあたった。まず書籍、雑誌、論文誌の複製物の抜粋 541 点と、複製される頻度が高い作品 102 点のサンプル（FTI サンプル）を対象として、出版社 242 社に対し文字と画像に関連する権利の保有状況について調査がなされた。その上で知的財産分野の弁護士である Gwilym Harbottle により、出版者に対して権利の保有状況を裏付けるための調査が実施され、複製物のうち「出版者が関連する権利を保有していない文章・画像が含まれるページの割合」が算出された。

532 Copyright Licensing Agency, Our Royalties Distribution Model, <https://assets.cla.co.uk/media/2023/04/royalties-distribution-model.pdf>.

図表 110 [英国] 出版者が関連する権利を保有していない文章が含まれるページの割合⁵³³

媒体	分野	出版者が関連する権利を保有していない文章が含まれるページの割合 (出版者による回答) (A)	出版者による回答が正しくないとされるページの割合 (B)	出版者が関連する権利を保有していない文章が含まれるページの割合 (調整済) $C = A + (1 - A) \times B$
雑誌		3.8%	9.4%	12.8%
論文誌		5.1%	20.0%	24.1%

図表 111 [英国] 出版者が関連する権利を保有していない画像が含まれるページの割合⁵³⁴

媒体	分野	出版者が関連する権利を保有していない画像が含まれるページの割合 (出版者による回答) (A)	出版者による回答が正しくないとされるページの割合 (B)	出版者が関連する権利を保有していない画像が含まれるページの割合 (調整済) $C = A + (1 - A) \times B$
雑誌		25.1%	15.6%	36.8%
論文誌		15.4%	0.0%	15.4%
書籍	初等・中等教育	29.4%	39.7%	57.4%
	継続教育	51.6%	39.7%	70.8%
	高等教育	49.0%	39.7%	69.2%
	企業、公共部門	3.6%	39.7%	41.9%

上記プロセスにより、「複製物のうち関連する権利を著者・クリエイターが有する文章・画像の割合」が設定された。

図表 112 [英国] 複製物のうち関連する権利を著者・クリエイターが有する文章・画像の割合⁵³⁵

媒体	分野	文章	画像
雑誌		12.8%	36.8%
論文誌		24.1%	15.4%
書籍	初等・中等教育	設定なし	57.4%
	継続教育	設定なし	70.8%
	高等教育	設定なし	69.2%
	企業、公共部門	設定なし	41.9%

5.5.1.1.2.3 画像に帰属する価値の割合の設定

複製物のうち、画像を含むページの割合、ページに占める画像の大きさを参考に、ACS、ALCS、DACS、PLS、BAPLA との間での議論を経て、画像に帰属する価値の割合が設定された。ここでは媒体と分野別に議論が実施され、「画像を含むページの割合×ページに占める画像の大きさ」よりも大きな値、つまり画像の価値を高く評価することとされた。また、雑誌と論文誌に掲載された文章に帰属する価値の割合は、全体から画像に帰属する価値の割合を差し引くことで求められている。

533 Mark Bezzant, Determination of revenue shares from licensing undertaken by CLA, and NLA <https://www.pls.org.uk/media/1538/reprographic-rights-valuation-december-2015.pdf>.

534 Mark Bezzant, 前掲注 533)。

535 Mark Bezzant, 前掲注 533)。

図表 113 [英国] 出版者が関連する権利を保有していない画像が含まれるページの割合⁵³⁶

媒体	分野	画像に帰属する価値の割合	(参考) 画像を含むページの割合	(参考) ページに占める画像の大きさ
雑誌		20%	66%	33%
論文誌		5%	8%	2%
書籍	初等・中等教育	25%	34%	9%
	継続教育	20%	28%	6%
	高等教育	5%	9%	3%
	企業、公共部門	2%	4%	算出不可

5.5.1.1.2.4 出版者、著者、ビジュアルアーティスト別の分配割合の算定

上記の設定値に基づき、ビジュアルアーティストと著者への分配率が算出された。

図表 114 [英国] ビジュアルアーティストへの分配割合⁵³⁷

媒体	分野	画像に帰属する価値の割合(A)	複製物のうち関連する権利をビジュアルアーティストが有する画像の割合(B)	ビジュアルアーティストへの分配割合(A×B)
雑誌		20.0%	36.8%	7.4%
論文誌		5.0%	15.4%	0.8%
書籍	初等・中等教育	25.0%	57.4%	14.4%
	継続教育	25.0%	70.8%	14.2%
	高等教育	5.0%	69.2%	3.5%
	企業、公共部門	2.0%	41.9%	0.8%

図表 115 [英国] 著者への分配割合⁵³⁸ (雑誌・論文誌)

媒体	分野	テキストに帰属する価値の割合(A)	複製物のうち関連する権利を著者が有する文章の割合(B)	著者への分配割合(A×B)
雑誌		80.0%	12.8%	10.2%
論文誌		95.0%	24.1%	22.9%

ビジュアルアーティスト、著者への分配割合に基づき、FTI サンプルに基づく分配割合(以下「当初案」)は図表 116 のとおり算出された。

536 Mark Bezzant, 前掲注 533)。

537 Mark Bezzant, 前掲注 533)。

538 Mark Bezzant, 前掲注 533)。

図表 116 [英国]FTI サンプルに基づく出版者、著者、ビジュアルアーティストへの分配割合⁵³⁹

媒体	分野	出版者 (1-A-B)	著者(A)	ビジュアル アーティスト(B)	分野の重み付け
雑誌		82.4%	10.2%	7.4%	17%
論文誌		76.3%	22.9%	0.8%	19%
媒体	分野	出版者 ((1-B)/2)	著者 ((1-B)/2)	ビジュアル アーティスト(B)	分野の重み付け
書籍	初等・中等教育	42.8%	42.8%	14.4%	29%
	継続教育	42.9%	42.9%	14.2%	10%
	高等教育	48.3%	48.3%	3.5%	19%
	企業、公共部門	49.6%	49.6%	0.8%	7%
加重平均		57.4%	35.0%	7.6%	-

5.5.1.1.2.5 交渉による妥結

FIT コンサルティング社が当初案を算出する上で用いた条件のうち一部について、ACS、ALCS、DACs、PLS、BAPLA との間で議論となった。このため、当初案に異議がある団体は、一部の条件を用いずに算出した独自調査案を提示した。

最終的には、当初案と独自調査案の平均を四捨五入したものが、CLA における分配モデルとして規定された。

図表 117 [英国]出版社、著者、ビジュアルアーティストへの分配割合

(独自調査案)⁵⁴⁰

媒体	分野	出版者	著者	ビジュアル アーティスト	分野の重み付け
雑誌		62.3%	24.7%	13.0%	17%
論文誌		76.3%	22.9%	0.8%	19%
書籍	初等・中等教育	41.5%	41.5%	16.9%	29%
	継続教育	42.2%	42.2%	15.6%	10%
	高等教育	48.1%	48.1%	3.8%	19%
	企業、公共部門	49.4%	49.4%	1.1%	7%
加重平均		53.5%	37.0%	9.5%	-

5.5.1.1.3 著作物の利用状況の把握⁵⁴¹

主に「初等・中等教育機関を対象としたサンプリング調査」「高等教育機関全校を対象とした調査」「CLA が運営するデジタル書籍プラットフォームの利用データ」から、出版物の利用状況を出版物 (ISBN/ISSN) ベースで把握している。

539 Mark Bezzant, 前掲注 533)。

540 Mark Bezzant, 前掲注 533)。

541 CLA へのヒアリングによる (2024年1月18日実施)。

5.5.1.1.3.1 初等・中等教育機関を対象としたサンプリング調査⁵⁴²

初等・中等教育機関を対象としたサンプリング調査については、年間で 435 校（英国の初等・中等教育機関 25,019 校⁵⁴³のうち 1.7%）を対象としている。1 学期あたり、1/3 校ずつ調査を実施している。1 学期ごとの調査期間は厳密に定められていないが、CLA では 6 週間程度を想定しており、うち前半の 3 週間で集中的にデータを収集している。この調査により、1 年あたり 16,000 回分の利用データが集まり、分配には対象となる年の過去 5 年分のデータを用いている。

5.5.1.1.3.2 高等教育機関全校を対象としたデータ収集

初等・中等教育機関はサンプリング調査である一方で、大学については、複製が本の売上に与える影響がより大きいとの考えから、全校から全ての複製の実績報告を受けている⁵⁴⁴。

具体的なフローについて、学生に共有したい著作物がある場合、まず教員は CLA の DCS のリクエストフォームに記入して送信する⁵⁴⁵。DCS のライセンスチェック機能により、当該著作物が CLA ライセンスの対象であるか、大学が保有している著作物か、教員が共有を要求した分量がライセンスの範囲内か、自動的に確認される。大学が当該著作物を有していない場合には、CLA ライセンスに基づくデジタルコピーは利用できない。CLA のシステム上では、大学の蔵書目録から自動で確認される。当該著作物が購入されたばかりで、蔵書目録にない場合には、学内図書館から当該著作物を保有していると申告することができる。申告がなされた場合について、CLA としては学内図書館を信頼しているため、証跡の提示などは求められない。

CLA ライセンスに基づく利用が可能であると確認され、かつ DCS にデジタルコピーが格納されていれば、他大学がアップロードした場合を含め、これを用いることが可能であり、出版社からデジタルテキストを入手できる場合もある⁵⁴⁶。デジタルコピーやデジタルテキストが存在しない場合には、当該著作物のスキャンデータを教員自らアップロードする。データが格納されれば、共有用の URL が生成され、学生は当該著作物にアクセスできる。

英国では、学内図書館が著作物の利用を管理しており、Leganto 等の文献リストを管理するプラットフォームの利用を教員に義務付けている場合がある⁵⁴⁷。CLA の DCS は、Leganto 等の文献リストを管理するプラットフォームの他、大学側が導入している LMS、学生やシラバスなどの管理ツール、電子書籍サービスなどとの連携が可能であり⁵⁴⁸、高等

542 CLA へのヒアリングによる（2024 年 1 月 18 日実施）。

543 文部科学省, 前掲注 58)。

544 CLA へのヒアリングによる（2024 年 1 月 18 日実施）。

545 CLA へのヒアリングによる（2024 年 5 月 10 日実施）。

546 CLA へのヒアリングによる（2024 年 5 月 10 日実施）。

547 St. Mary's University へのヒアリングによる（2024 年 1 月 17 日実施）。

548 CLA へのヒアリングによる（2024 年 5 月 10 日実施）。

教育機関における利用状況データは自動的に CLA に報告されていることから、現場としては負担感なく権利処理を実施できている⁵⁴⁹。

5.5.1.1.4 分配額の算定

分配用のファンドのうち、94%が「初等・中等教育機関を対象としたサンプリング調査」「高等教育機関全校を対象とした調査」「CLA が運営するデジタル書籍プラットフォームの利用データ」により、6%はその他データ（教育機関への監査結果や分配先の CMO から提供されたデータ）に基づき、「書籍」「雑誌」「論文誌」「ウェブ」別の分配比率が算出される⁵⁵⁰。その後、「雑誌」「論文」「書籍（教育段階別）」別に設定されている「出版社、著者、ビジュアルアーティスト間の分配比率（2016 年発効）」に基づき、分野別団体に分配される⁵⁵¹。

以上のプロセスを踏まえ算出された、CLA から著作権者への分配額は図表 118 のとおりである。

図表 118 [英国]CLA における使用料収入⁵⁵²（2021/22 年）（再掲）

部門	使用料収入	分配額	未分配額	管理料金の割当額
教育目的	GBP 42,500K (JPY 7,050M)	GBP 41,913K (JPY 6,953M)	GBP 587K (JPY 97M)	GBP 5,664K (JPY 940M)
うち初等・中等教育	GBP 18,867K (JPY 3,130M)	GBP 18,695K (JPY 3,101M)	GBP 172K (JPY 29M)	GBP 2,514K (JPY 417M)
うち継続教育	GBP 4,633K (JPY 769M)	GBP 4,584K (JPY 760M)	GBP 49K (JPY 8M)	GBP 617K (JPY 102M)
うち高等教育	GBP 19,000K (JPY 3,152M)	GBP 18,634K (JPY 3,091M)	GBP 366K (JPY 61M)	GBP 2,532K (JPY 420M)
その他	GBP 8,530K (JPY 1,415M)	GBP 7,713K (JPY 1,279M)	GBP 817K (JPY 136M)	GBP 1,137K (JPY 189M)
政府、自治体	GBP 8,530K (JPY 1,415M)	GBP 7,713K (JPY 1,279M)	GBP 817K (JPY 136M)	GBP 1,137K (JPY 189M)
企業・その他取引	GBP 31,762K (JPY 5,269M)	GBP 24,107K (JPY 3,999M)	GBP 7,655K (JPY 1,270M)	GBP 4,233K (JPY 702M)
海外	GBP 13,206K (JPY 2,191M)	GBP 8,313K (JPY 1,379M)	GBP 4,893K (JPY 812M)	GBP 1,760K (JPY 292M)
合計	GBP 95,998K (JPY 15,925M)	GBP 82,045K (JPY 13,610M)	GBP 13,952K (JPY 2,315M)	GBP 12,794K (JPY 2,122M)

ALCS、PLS、DACs、PICSEL への分配割合は図表 119 のとおりである。分野別団体から著作権者への分配方法については、分野別団体に任されている⁵⁵³。

図表 119 [英国]CLA から分野別団体への分配額⁵⁵⁴

分配先の CMO	2022 年 3 月期	2021 年 3 月期
ALCS（著者）	GBP 26,665K (JPY 4,423M)	GBP 25,437K (JPY 4,220M)

549 St. Mary's University へのヒアリングによる（2024 年 1 月 17 日実施）。

550 CLA へのヒアリングによる（2024 年 1 月 18 日実施）。

551 CLA へのヒアリングによる（2024 年 1 月 18 日実施）。

552 Copyright Licensing Agency, 前掲注 438)。教育部門の合計額は MURC 算出。

553 CLA へのヒアリングによる（2024 年 1 月 18 日実施）。

554 Copyright Licensing Agency, 前掲注 443)。

PLS (出版社)	GBP 38,380K (JPY 6,367M)	GBP 36,125K (JPY 5,993M)
DACS (視覚芸術)	GBP 4,656K (JPY 772M)	GBP 4,569K (JPY 758M)
PICSEL (視覚芸術)	GBP 851K (JPY 141M)	GBP 862K (JPY 143M)

5.5.1.2 利用者から収集している資料⁵⁵⁵

教員は、様々な書誌情報が蓄積されたデジタルプラットフォーム上で、タイトル、著者、表紙をみて、利用した書籍・雑誌を選択する形で、調査に協力する。

5.5.1.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法⁵⁵⁶

データベースに利用された書籍がない場合、CLA のチームが ISBN コードを元に調査を行い、当該タイトルを追加する。古い書籍など ISBN コードがない場合は、タイトルなどを元に調査を行う。

書誌情報と紐づいたデータのみ、使用料分配に用いられ、よって最終的に権利者不明と処理されたデータは分配に用いられない。高等教育の場合、利用データのうち 90%が支払まで至り、初等中等教育においては利用データのうち 60%の支払を目標としている。

5.5.1.4 共通目的事業への利用

CLA は 2020/21 年度以降、英国以外の権利者に関連し、3 年以上未分配の報酬がある場合、CLA の構成員への分配もしくは CLA の開発基金に算入される。CLA の開発基金は、クリエイティブ産業における非営利 (Charity⁵⁵⁷) 活動の支援に用いられており、2021/22 年度の分配額は図表 120 のとおりである。

図表 120 [英国]CLA による非営利活動への支援額⁵⁵⁸ (2021/22 年度)

費目	分配額
未分配総額 (2019/20 年度)	GBP 736K (JPY 122M)
構成員への分配総額 (2020 年 4 月支払)	GBP 368K (JPY 61M)
開発基金にて利用可能な金額	GBP 368K (JPY 61M)
うち英国を拠点とする非営利活動への支払額 (2020 年 7 月支払分)	GBP 100K (JPY 17M)

555 CLA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 18 日実施)。

556 CLA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 18 日実施)。

557 Charity は一般的に「慈善」と訳されることが多いが、2011 年 Charities Act 第 3 条によると、(a)貧困の防止または救済; (b)教育の振興; (c)宗教の振興; (d)健康の増進または人命の救助; (e)市民性の向上または地域社会の発展; (f)芸術、文化、遺産または科学の振興; (g)アマチュアスポーツの振興; (h)人権の向上、紛争解決もしくは和解、または宗教的もしくは人種的調和もしくは平等および多様性の促進; (i)環境保護または改善の促進; (j)青少年、年齢、病気、障害、経済的苦難、その他の不利な状況のために困窮している人々の救済; (k)動物福祉の向上; (l)王国の軍隊の効率性、または警察、消防、救急サービスの効率性の促進; (m)その他の目的が記載されており、多様な意味を有していることから、ここでは「非営利」と訳した。

558 Copyright Licensing Agency, Annual Transparency Report 21/22, <https://assets.cla.co.uk/media/2023/04/annual-transparency-report-2022.pdf>.

うち英国を拠点とする非営利活動への支払額（2021年7月支払分）		GBP 120K (JPY 20M)
	うち Book Aid International	GBP 20K (JPY 3 M)
	うち Creative Future Ltd	GBP 20K (JPY 3 M)
	うち Listening Books	GBP 20K (JPY 3 M)
	うち Give a Book	GBP 20K (JPY 3 M)
	うち Art Refuge	GBP 20K (JPY 3 M)
	うち Into Art	GBP 20K (JPY 3 M)
うち国際支援への割当額		GBP 41K (JPY 7M)
うち開発基金の残額（2022年3月）		GBP 107K (JPY 18M)

5.5.1.5 分配手法の考え方⁵⁵⁹

出版者・著者・ビジュアルアーティスト別の分配割合については、2016年の発効以降、変更されていない。調査コストを負担する必要があるほどの状況の変化があり、各 CMO との間で見直しに向けた合意がなされれば、比率の見直しが行われるとのスタンスである。

5.5.1.6 分配の効率化に向けた取組（ITや体制上の工夫）⁵⁶⁰

CLA が有しているデータベースには、約 700 万タイトルの書誌情報が収録されており、データは日々追加されているため、これを用いて効率的な分配が実施できている。なお、CLA はソフトウェアテクノロジーチームを社内に有しており、一部開発については外注もしているが、プラットフォームの保守管理は基本的に内製化されている。

2020年までは紙ベースの調査も実施されていたが、教員・CLA の双方の負担が大きいことが課題であった。コロナ禍のロックダウンにより、紙ベースの調査が実施できなくなったことで、現在ではデジタルによる調査のみが実施している。

5.5.1.7 分配の課題⁵⁶¹

CLA は、学校内の複合機や Google Classroom から、データを取得するプロジェクトを試験的に実施しており、受信した画像データ（PDF 形式など）を書誌情報のデータベースと照合するための適切な仕組みを探索している。

5.5.2 ERA から分野別団体への分配

5.5.2.1 分配方法のフロー・計算方法

ERA は教育機関を対象として、放送番組についてのライセンスを提供する CMO である。ERA により収受された使用料は、交渉により 2014 年頃に合意した⁵⁶²分配比率に基づき、放

559 CLA へのヒアリングによる（2024年1月18日実施）。

560 CLA へのヒアリングによる（2024年1月18日実施）。

561 CLA へのヒアリングによる（2024年1月18日実施）。

562 ERA へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

放送局、CMO などに対して分配している。なお、俳優やプロデューサーが放送局に一部権利を付与していない場合があるため、CMO 以外（業界団体や労働組合など）にも分配している⁵⁶³。

図表 121 [英国]ERA からの構成員カテゴリ別分配率⁵⁶⁴（再掲）

構成員カテゴリ	構成員	分配率
カテゴリ 1：放送	BBC Worldwide Ltd（公共放送） Channel 5 Broadcasting Ltd（民放） Channel Four Television Company Ltd（公共放送） The ITV Network Ltd（民放） Sianel Pedwar Cymru（公共放送（ウェールズ）） AGICOA 560 Media Rights Ltd（放送番組の二次使用料を扱う代理店）	37.98%
カテゴリ 2：文学、演劇、音楽、芸術作品	ALCS DACS MCPS PRS Directors UK PICSEL	27.25%
カテゴリ 3：実演家	Equity Musicians' Union ISM	20.85%
カテゴリ 4：録音	BPI Ltd PPL AudioUK	4.35%
カテゴリ 5：映画	AGICOA FOCAL International Ltd Open University Worldwide Ltd	9.57%

5.5.2.2 利用者から収集している資料

ERA は事前に合意した比率に基づき分配を行っており、調査等による利用状況データの収集は実施していない⁵⁶⁵。

5.5.2.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法

放送局、CMO、業界団体や労働組合などの組織のみを分配対象としており、権利者を探索する必要性は生じない⁵⁶⁶。

5.5.2.4 共通目的事業への利用

ERA は、英国、欧州、国際レベルで、著作権法等についての議論の場を提供する組織で

563 ERA へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

564 Educational Recording Agency, 前掲注 430)。

565 ERA へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

566 ERA へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

ある BCC に会費を支払っており⁵⁶⁷、政府へのロビイングなどについて BCC の支援を得ている⁵⁶⁸。

5.5.2.5 分配手法の考え方

分配比率については、AGICOA が加入した 2014 年頃から不変である⁵⁶⁹。構成員数が限られていることもあり、分配業務に調査コストをかける必要はなく、また再協議を実施する必要もないと構成員は受け止めている⁵⁷⁰。

5.5.2.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）

事前に合意した比率に基づき分配を行っていることで、効率化が図られており、使用料収入に占める手数料の割合は 4.7%⁵⁷¹と、他の CMO と比べ低く抑えられている。

5.5.3 分野別団体の分配

5.5.3.1 ACLS⁵⁷²

ALCs は著者を代表して使用料の徴収と分配を実施する CMO である。CLA から ALCs が收受した使用料は、CLA から提供された調査情報のうち、書籍の利用頻度を用いて 1 出版物あたりの分配額が設定されている。書籍の販売価格は分配額に影響しない。

権利者不明・連絡先不明の場合、3 年間、ALCs の調査部門が著者を探索する。共著者があまりにも多い場合は、連絡先不明となるケースもあるが、ほとんどの書籍において権利者が見つかる。3 年間、権利者が見つからなかった場合、分配不能額とみなされ ALCs のメンバーに再配分される。

分配不能額のうち海外権利者の相当分は、非営利活動への支援に用いられ、ALCs は 2022/23 年度において GBP175,650 (JPY29M) を National Reading Championships などのイベントや賞に支出している⁵⁷³。

図表 122 [英国]ALCS による非営利活動への支援先⁵⁷⁴ (2021/22 年度)

- The Children's Media Foundation – Events Programme and Children's Media Yearbook 2022-3
- Obsidian Foundation – Black Women Poets Masterclass Series
- Hammersmith & Fulham Writers' Festival
- All Stories

567 Educational Recording Agency, 前掲注 430)。

568 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

569 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

570 ERA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 19 日実施)。

571 Educational Recording Agency, 前掲注 430)。

572 ALCs へのヒアリングによる (2024 年 1 月 18 日実施)。

573 Authors' Licensing and Collecting Society, 前掲注 461)

574 Authors' Licensing and Collecting Society, 前掲注 461)

- Writing West Midlands – National Writers’ Conference
- Writing West Midlands – National Teen Writers’ Conference
- New Writing North – Wellbeing and Mentoring for writers, session on copyright
- CWA – CWA ALCS Gold Dagger for Non-fiction
- SoA – The ALCS Tom-Gallon Trust Award
- SoA – The Imison Award
- SoA – The SoA Award virtual celebration
- Inklusion – a kickass guide to making literature events accessible to disabled people
- Black and Asian Writers’ Conference
- New Writing South – Writers Week
- International Radio Drama Festival
- Writing East Midlands – mentoring programme
- WGGB – Tinniswood Award
- WGGB awards
- RSL – VS Pritchett Award
- Comedy Women in Print
- English PEN – International Translation Day
- Film the House
- National Poetry Day
- NLT – Ruth Rendell Award
- SoA – ALCS Educational Writers’ Award
- Stroud Festival
- CLPE – CLiPPA Award
- CILIP – Carnegie medals
- First Story copyright education
- NLT – National Reading Championships

分配は役員会において合意したルールで実施している。分配にコストをかけすぎると、個々の著者への分配額が少なくなってしまうため、費用対効果の観点から現在の方法に正当性があるとみなされている。

非構成員が ALCs から分配を受けるためには、ALCs の構成員になる必要があり、オンラインでの手続きが可能である。

5.5.3.2 PLS⁵⁷⁵

PLS は、出版社を代表して使用料の徴収と分配を実施する CMO である。PLS のシステムでは、出版社のアカウントごとに、出版した書籍の ISBN コード・タイトルがリスト化されている。CLA から提供された書籍の利用状況データ (ONIX 形式) と出版社のアカウントを紐づけて、一致した場合には自動的に分配額が支払われる。

CLA から收受した使用料は、複製された部数とページ数を記録した CLA による調査情報に基づき、各出版社に分配される⁵⁷⁶。なお、海外からの使用料収入のうち、一部の著作物利用のデータを持たない CMO から得られた収入分については、英国内において分配を受

⁵⁷⁵ PLS へのヒアリングによる (2024 年 1 月 18 日実施)。

⁵⁷⁶ Publishers' Licensing Services Limited, How Collective Licensing works, <https://www.pls.org.uk/collective-licensing/how-collective-licensing-works/>.

けた出版社に類比分配している⁵⁷⁷。

CLA から PLS への分配額のうち、約 2%は PLS のメンバー以外の出版物であり、この中には NGO や地域の歴史協会による出版物が含まれる。連絡先不明の場合には、2~3 名の調査員が Google 検索で出版元を特定して、メールで PLS との契約を促す。探索業務を行うスタッフの人件費には、収受額のうち 6%程度を支出している。

未分配額は法律上、3年間留保することと決められているが、PLS では総会での合意に基づき、6年間、未分配額を留保している。6年を超えて分配できなかった使用料は、PLS のメンバーに、本来の分配額に類比して再分配される。なお、GBP 200K を基金として積み立てており、6年以上経過した後に権利を名乗り出た出版社には、基金から数百ポンドが支払われる。基金が GBP 200K (JPY 33,178K) を下回った場合には、分配不能額から不足分が補填される。また、分配不能額の一部は共通目的費として用いられている。

いわゆる出版社においては、ほとんどが PLS のアカウントを有しており、ノンメンバーへの分配額は少ない。このから、費用対効果の観点で適切かつアカウントを有している出版者の利益を害しない範囲にて、ノンメンバーの探索が行われている。

5.5.3.3 DACS⁵⁷⁸

DACS はビジュアルアーティストを代表して使用料の徴収と分配を実施する CMO である。前提として、著者・出版社への分配とは異なり、挿絵や画像は ISBN コードと必ず紐づいている訳ではないため、比較利用実態の捕捉が難しい。このため、DACS では自己申告分配の仕組み「ペイバック」を導入している。

ペイバックでは、クリエイターによる自己申告をベースとして、自作品が掲載された出版物のタイトル数をクリエイターが自己申告し、これによりポイントを振り分けている。

なおタイトル数については、10~20 タイトルの段階別に選択肢が設定されている。回答の際、書籍の場合は ISBN の記入欄があり、DACS のデータベースでタイトルと ISBN の紐づけを確認できる。CLA から DACS への分配額のうち、40%は ISBN に紐づけて分配されており、60%は自己申告分配のポイントシステムにより分配されている。私的複製を含め、ビジュアルアートにおける使用料収入は小さいことから、DACS が主体的に調査を実施することは費用対効果に見合わず、自己申告による報告が採用されている。

2016 年著作権集中管理 (EU 指令) 規則第 12 条第 9 項では、3年間、権利者を特定できなかった使用料収入を分配不能額と定義しているが、DACS はさらに 3年間、権利者を探索することとしている⁵⁷⁹。6年を超えて分配されなかった使用料は、分配不能額とみなさ

577 Publishers' Licensing Services Limited, 前掲注 576)。

578 DACS へのヒアリングによる (2024 年 1 月 17 日実施)。

579 Design and Artists Copyright Society, Annual Transparency Report 2022,

<https://www.dacs.org.uk/getattachment/About-Us/Corporate-resources/Annual-Reports/DACS-Annual-Transparency-Report-2022-Final.pdf.aspx>.

れ、構成員に分配される⁵⁸⁰。共通目的費としては利用されない。

ペイバックの普及にあたり DACS は、雑誌や SNS での広告のほか、業界団体に対して構成員への連絡を依頼するといった取組を行っている。2023 年には 95,000 件の回答を得て、制度として充実しており、米国の ASCRL においても DACS が利用しているソフトウェアを用いた自己申告分配が導入されている。

ペイバックの導入当初は、アーティストによる参加を促すため、回答者が最低でも GBP 25 を受け取れるキャンペーンを実施していたが、ペイバックが普及し、回答数が増え、持続可能ではなくなったため、現在は廃止している。

5.5.3.4 NLA⁵⁸¹

NLA は新聞や雑誌出版社を代表して使用料の徴収と分配を実施する CMO である。新聞や雑誌については、教育分野における利用報告データがないことから、企業によるメディア・モニタリングの利用分などのデータに類比させて分配している。ただし、教育機関がマーケティングを目的として、大学ランキング等の記事を調査するために、メディア・モニタリング用のライセンス（商業用）を利用する場合があります、この際には民間事業者と同様に、利用したデータを報告する必要がある。

NLA ではプレスの記事が登録されているコンテンツデータベースを保有しており、メディア・モニタリング等での利用状況を知ることができる。メディア・モニタリングのサービスを提供する企業は、このデータベースを用いてエンドユーザーにデータを送信していることから、NLA がデータを把握できる。

なお、NLA は新聞社及び雑誌出版社のみを分配先としていることから、分配不能額は発生しない⁵⁸²。共通目的費について、NLA は 2022 年 12 月期においてジャーナリズムダイバーシティ基金に GBP 100K (JPY 17M) を、またジャーナリストの慈善活動に GBP 4,917 (JPY 811K) を寄付した⁵⁸³。

従来、WEB利用と紙による利用向けに別個のライセンスを販売していたが、2020年に両者を統合したシンプリファイドライセンスが設けられた。大学とのライセンス契約においては、シンプリファイドライセンスの適用を目指していたが、大学による NLA のコンテンツ利用が複雑であるため、実現しなかった。

5.5.3.5 PPL⁵⁸⁴

PPL は音楽の録音を対象とする CMO であり、実演家やレコードレーベルを構成員として

580 DACS へのヒアリングによる (2024 年 1 月 17 日実施)。

581 NLA へのヒアリングによる (2024 年 1 月 16 日実施)。

582 NLA Media Access, 前掲注 484)。

583 NLA Media Access, 前掲注 484)。

584 PPL へのヒアリングによる (2024 年 1 月 16 日実施)。

いる。PPL 自身が教育庁などを通じてライセンスしている使用料については、学校に対してサンプリング調査を行い、調査結果に基づき権利者に分配している。調査において学校側は、曲を利用した場面（授業、上映会、カフェテリアの BGM としての利用など）、利用した場所の面積、利用した時間、利用した曲またはラジオ局などを報告する⁵⁸⁵。PPL では、英国内の全てのラジオ局及びテレビ局が利用した楽曲を PPL に報告するシステムを保有しており、これによりラジオ局等の名称で回答された場合にも、個別の著作者に使用料を分配することができる。

PPL のデータベースには 3000 万曲の音源の詳細が記録されており、そのうちの 3 分の 2 では出演したすべての演奏家がすべてラインナップされている。これらには、ISWC（国際標準音楽作品コード）や ISRC（国際標準レコーディングコード）といった識別子が付与されており、権利者と調査データをマッチングすることができる。

また、PPL が ERA から収受した分配額については、私的複製の補償金の分配に類比させて分配している。

なお、PPL は 2022 年 12 月期において、120K(JPY 2 千万円)を非営利活動への支援額として寄付している⁵⁸⁶。

5.5.4 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス

5.5.4.1 決定・変更のフロー

ALCS においては、総会における構成員の承認をもって、理事会は分配ルールを変更できる⁵⁸⁷としており、他の CMO においても組織内において分配方法の決定・変更を行っている。

5.5.4.2 決定・変更の場合の制約

総会における構成員の承認が必要である。

5.5.4.3 政府との関係性

分配方法の決定・変更プロセスは各 CMO が独立して決定しており、政府は関与しない。

5.5.5 その他分配の特徴等

CMO への分配額には、一部、ノンメンバー（非構成員）の権利への相当額が含まれ、ノ

585 St. Mary's University へのヒアリングによる（2024 年 1 月 17 日実施）。

586 Phonographic Performance Limited, 2022 Transparency Report, <https://www.ppluk.com/wp-content/uploads/2023/07/PPL-Transparency-Report-2022.pdf>.

587 Authors' Licensing and Collecting Society, 前掲注 461)。

ンメンバーが構成員となれば当該使用料を受け取ることができる一方で、分配不能額となった場合、内部分配がなされるなど、ECL にて運用がなされている。英国では法に基づく ECL の実施した事例がみられず、リスクベースでの対応である⁵⁸⁸。

⁵⁸⁸ Emily Hudson 教授（オックスフォード大学クイーンズカレッジ）へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

5.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組

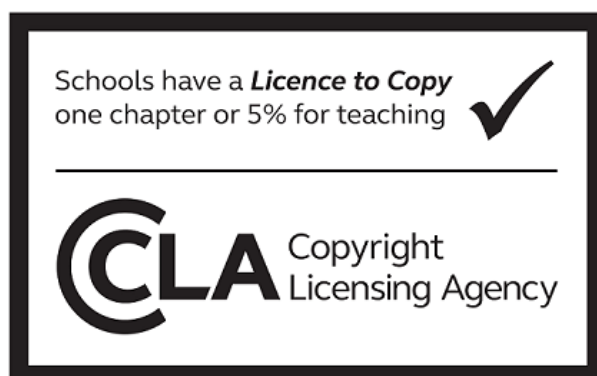
5.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育

教育機関では、出典元を適切に記載するようにといった指導は行われている一方で、特別なカリキュラムはない⁵⁸⁹。英国においては、教育機関の権利処理や利用を学内図書館が管理しており、学生から質問があれば学内図書館がアドホックに対応している⁵⁹⁰。なおヒアリングにおいては、著作権法自体に詳しくなくとも、直感的に利用できるシステム（CLA ライセンスなど）が存在することの方が重要であり、よって、学生に対する著作権教育の必要性は高くないとの意見があった⁵⁹¹。

5.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）

CLA は、教員に CLA ライセンスの意義を理解してもらうために、2019年1月から License to Copy キャンペーンを 2019年1月から実施していた（2023年6月現在、キャンペーンサイトは削除されている）。同キャンペーンでは、出版社のライセンスを保有することで複製ができる旨のバッジを掲載する、リーフレットを展開する、バッジについてブログや SNS で発信してもらうよう教員に協力を求めるといった手法で展開された⁵⁹²。

図表 123 [英国]CLA のウェブロギングツールの利用方法案内⁵⁹³



また CLA が教員を対象として実施した調査では、CLA は著作権者に対する使用料の分配を目的として活動しているものの、教育機関における複製を監視する機関だと誤解されている状況⁵⁹⁴が分かり、以降、本来の活動目的が伝わるようコミュニケーション手法の改善

589 St. Mary's University へのヒアリングによる（2024年1月17日実施）。

590 St. Mary's University へのヒアリングによる（2024年1月17日実施）。

591 Emily Hudson 教授（オックスフォード大学クイーンズカレッジ）へのヒアリングによる（2024年1月19日実施）。

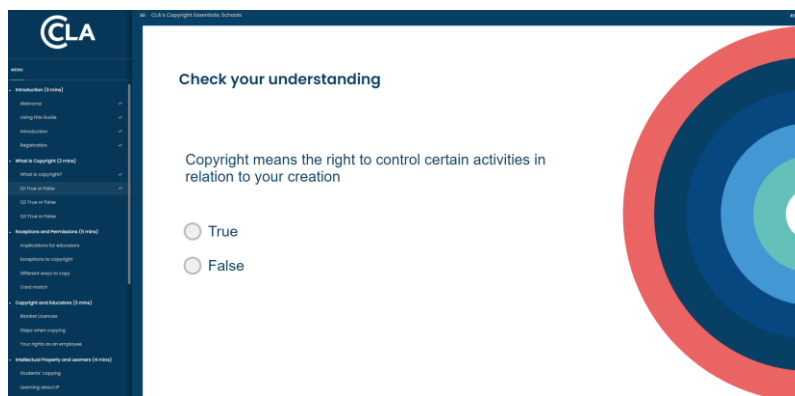
592 Copyright Licensing Agency, How to check if the book or magazine you want to copy is covered (INTERNET ARCHIVE の過去データ), <https://web.archive.org/web/20230315010123/https://www.cla.co.uk/licencetocopy>.

593 Copyright Licensing Agency, 前掲注 592)。

594 Copyright Licensing Agency, CLA's Annual Survey: Teachers tell us they want short, snappy training, <https://cla.co.uk/clas-annual-survey-teachers-tell-us-they-want-short-snappy-training/>.

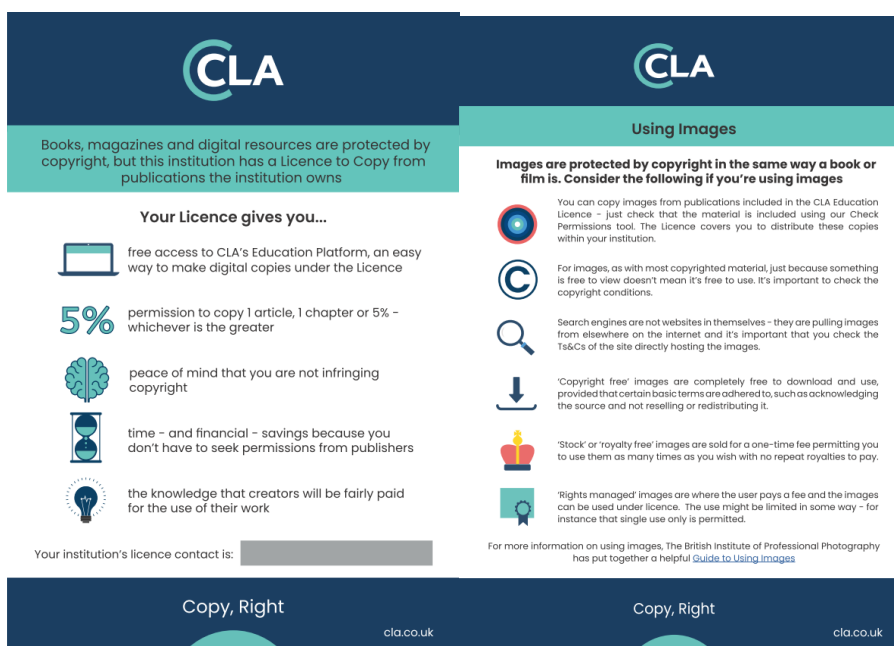
が図られている。また、ライセンスに関する学習について、回答者のうち 32%が簡潔な eラーニングプログラムを好むとの結果⁵⁹⁵が出たことから、30 分程度で学習できる eラーニングプログラムが提供されている。

図表 124 [英国]CLA が提供する eラーニングプログラム⁵⁹⁶



CLA は教員に対し、生徒への啓発用のポスターをウェブサイト上で配布している。

図表 125 [英国]生徒への啓発用ポスター（左：複製について、右：画像の利用について）⁵⁹⁷



595 Copyright Licensing Agency, 前掲注 594)。

596 Copyright Licensing Agency, CLA's Copyright Essentials: Schools, <https://schools.clatraining.co.uk/>.

597 Copyright Licensing Agency, Downloads, <https://cla.co.uk/resources/downloads/>.

5.7 教育機関からみた教育における著作物利用

5.7.1 教育機関における権利処理や利用の制限に関する意見⁵⁹⁸

英国においては、学内の図書館が権利処理や利用を管理している。ヒアリングを実施した St. Mary's University の図書館では、教員に Ex Libris 社が提供する Leganto というプラットフォームを利用して、授業に必要な紙や電子の資料リストを作成することを義務付けており、図書館として著作物の利用状況を把握している。Leganto は、CLA のデジタルコンテンツストアと接続され、教員が利用したい著作物とその範囲をリクエストすれば、システムが自動的に使用可否を回答する仕組みとなっており、負担感なく権利処理が実施されている。紙媒体からデジタル化された資料は Leganto を通じて共有することができ、教員が学生と文献リストを共有することもできるなど利便性の高いツールである。

5.7.2 分配方法・分配額に関する受け止め

分配方法・分配額について、教育機関側は関心を持っていない⁵⁹⁹。

598 St. Mary's University へのヒアリングによる (2024年1月17日実施)。

599 St. Mary's University へのヒアリングによる (2024年1月17日実施)。

6. アメリカ合衆国

6.1 教育機関の運営形態

6.1.1 学校制度

連邦国家であるアメリカ合衆国（以下「米国」）では、アメリカ教育法により教育に関する事項は基本的に州の専管事項とされており⁶⁰⁰、各州の教育法によって、それぞれに教育制度が定められている。連邦政府は国全体としての学力基準の設定やカリキュラム作成は行っておらず、学校のカリキュラムに対して指示することは法令で禁止されている⁶⁰¹。ただし、連邦政府は、全米学力調査（NAEP）を行っており、米国の子どもたちの全体としての教育達成度の測定を行っている⁶⁰²。

各州は州法（州教育法）を定めて公教育を行っている。その内容は一般に教育の仕組みや学校教育の基本的枠組みについての具体的、実務的な規定であって、教育の理念や原則を定めたものではない⁶⁰³。

米国の学校制度は、大きく就学前教育、義務教育、初等・中等教育、高等教育に大別される⁶⁰⁴。

就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの修学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は、9～12年であるが、12年とする州が最も多い。

初等・中等教育は合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制、6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様であり、これらのほかにも、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。現在は5-3-4年制が一般的である。

高等教育機関は、総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。

600 合衆国憲法は教育に言及していないが、合衆国憲法修正第10条が教育に関する権限を州に与えるものと解釈されている。

601 Department of Education Organization Act, § 103(b), 20 U.S.C. 3403(1979).

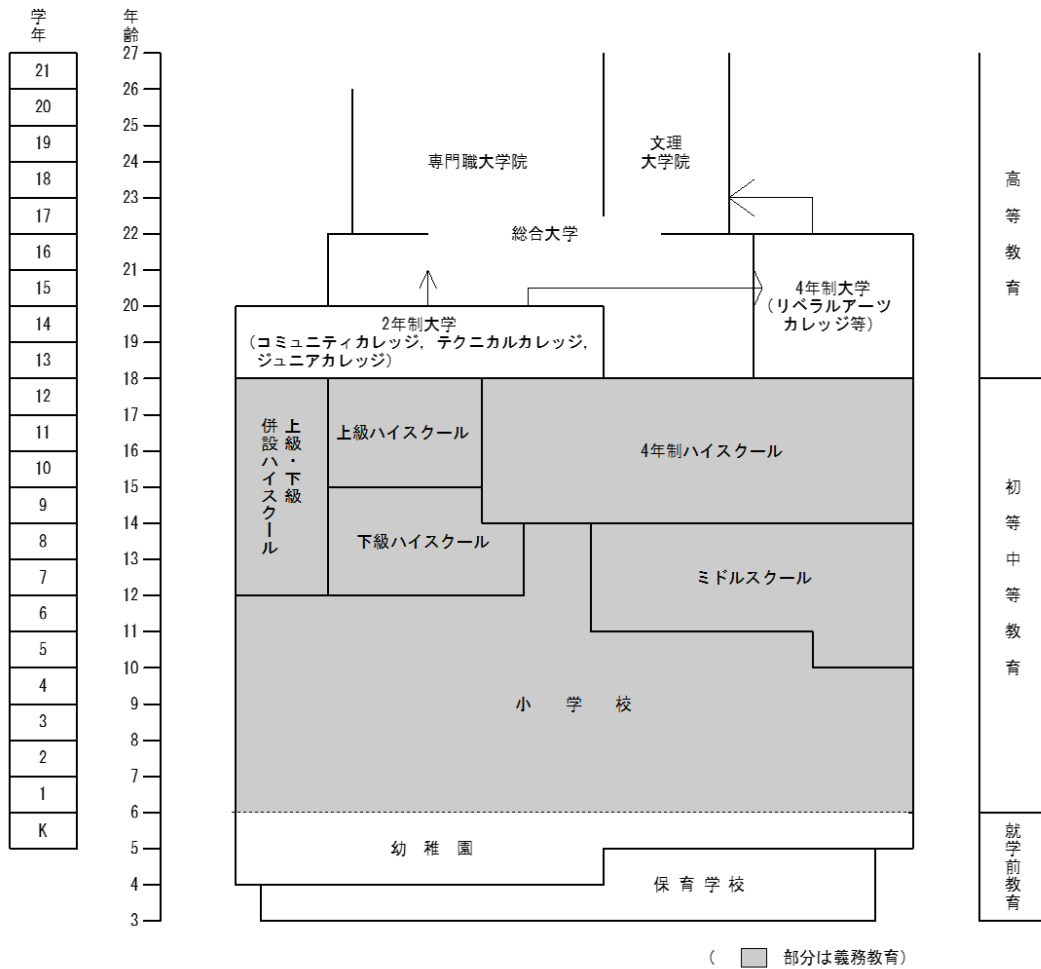
602 文部科学省全国的な学力調査の在り方等の検討に関する専門家会議「全米学力調査 NAEP : National Assessment of Education Progress」p.4 [荒井克弘発言]（平成22年10月29日）

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/074/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2010/11/18/1298913_02.pdf)。

603 文部科学省, 前掲注 58)。

604 文部科学省, 前掲注 58)。

図表 126 [米国]学校制度



資料) 文部科学省「諸外国の教育統計」⁶⁰⁵

6.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布

6.1.2.1 学校数

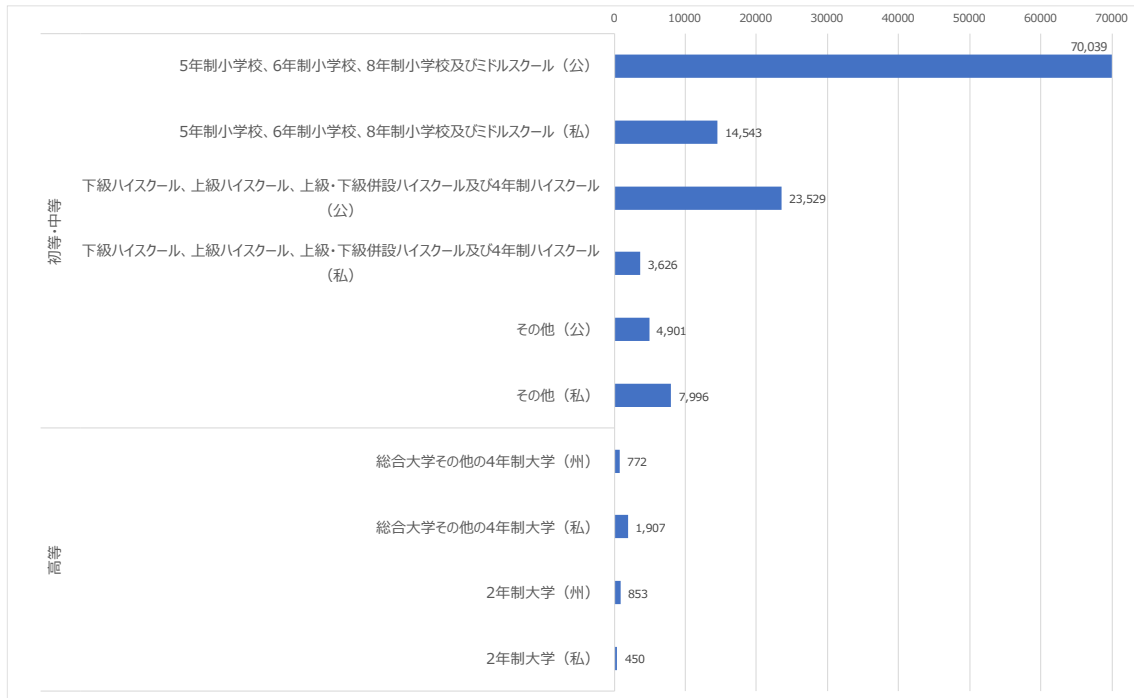
2019年の学校数は、初等・中等教育で合計 124,634 校（公立・私立合計、以下同様）である。その内訳は、5 年制小学校、6 年制小学校、8 年制小学校及びミドルスクールが 84,582 校、下級ハイスクール、上級ハイスクール、上級下級併設ハイスクール及び 4 年制ハイスクールが 27,155 校、その他⁶⁰⁶が 12,897 校である。

高等教育は合計 3,982 校である。その内訳は、総合大学その他の 4 年制大学が 2,679 校（州立・私立合計、以下同様）、2 年制大学が 1,303 校である。

605 文部科学省, 前掲注 604)。

606 「その他」は、初等段階の学校あるいは中等段階の学校のいずれにも分類されない学校であり、学年構成が不明な学校も含む。

図表 127 [米国] 学校数 (2019 年)



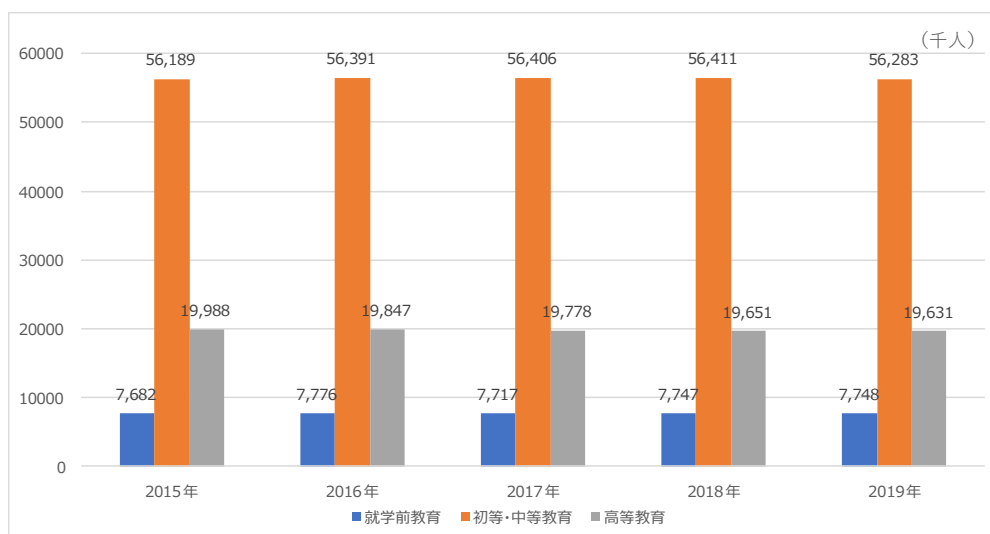
出所：文部科学省「諸外国の教育統計」令和5年版⁶⁰⁷より MURC 作成

6.1.2.2 在籍者数

2019年の在籍者数は、就学前教育で7,748千人、初等段階で39,617千人、中等段階で16,666千人（初等・中等教育で56,283千人）、高等教育で19,631千人となっており、過去5年間はほぼ横ばいである。

607 文部科学省, 前掲注 604)。

図表 128 [米国] 教育段階別在籍者数の推移



出所：文部科学省「諸外国の教育統計」⁶⁰⁸過去5年分のデータより MURC 作成

6.1.3 ICT 活用教育について

6.1.3.1 政府の ICT 活用教育方針

6.1.3.1.1 政府の支援計画

米国政府は、オバマ政権時の 2013 年 6 月にアメリカのすべての学生の幼稚園から高校までの教育を充実させることを目的とした **ConnectED** イニシアチブ⁶⁰⁹を発表した。このイニシアチブは、5 年以内に 99%の児童が学校や図書館で次世代高速インターネットを利用できる環境の整備、教員のスキル向上のためのトレーニング支援、生徒が使う教材のデジタル化を進めるなどの施策を柱としている。このイニシアチブには IT 企業などからも USD 2B (JPY 266.8B⁶¹⁰) の寄付が送られており、政府の予算と合わせてこれまでに合計 USD 10B (JPY 1,334B) が米国の教育 IT 化に投資された。また、2015 年 12 月には、コンピューターサイエンスを K-12 の科目として位置付ける新しい教育改革法 (ESSA) を成立させている。同法には教育格差を埋めるために様々な施策が盛り込まれており、教育に必要な科目構成を示す *well-rounded education* (幅広い豊かな教育) の中に、数学や歴史といった重要科目とともにコンピューターサイエンスが初めて記載された⁶¹¹。

オバマ政権はその後の 2016 年 1 月に、アメリカの学校全体における ICT 教育のレベルア

608 文部科学省、前掲注 604)。

609 The White House President Barack Obama, ConnectED initiative, <https://obamawhitehouse.archives.gov/issues/education/k-12/connected>.

610 以下、米国に関する日本円の表記についての記述は図表 9 通貨を参照されたい。

611 八山 幸司「米国における教育と IT に関する取り組みの現状」(JETRO ニューヨークだより 2015 年 12 月、2015) (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/96e36f612bf58125/ny_report_201512.pdf)

ップを支援するための計画「コンピューターサイエンス・フォー・オール (CsforAll)」⁶¹²を公表した。同計画では、教師の研修、質の高い教材へのアクセスの拡大、効果的な地域パートナーシップの構築によって幼稚園から高等学校までを対象としたコンピューターサイエンスを普及させるため、州に USD 4B (JPY 533.6B)、学区に直接 USD 100M (JPY 13.3B) が資金提供される。

2017年9月には、トランプ大統領が「質の高い科学、技術、工学、数学 (STEM) 教育の機会増進により就職機会の拡大を図ることで、雇用に至る手段を創出することに関する大統領覚書」に署名した。これは、全米の学生がコンピューターサイエンスなどの質の高い STEM 教育を受けることを可能にし、これらを奨励する政府の強力な取り組みを示すものである。大統領覚書 (PM) では、教育長官に対して、質の高い STEM およびコンピューターサイエンス教育の推進を教育省の最優先課題の一つとして 2018 年度に開始し、競争助成金による助成においてこの優先課題を考慮に入れるよう指示している。PM では特にこの取り組みを推進するために教育省内で年 USD 200M (JPY 26.7B) 以上を割り当てる目標を定めている。この施策は政府が新たな支出負担を負うことなく米国学生を援助するもので、議会が認可した既存の資金を活用するものである⁶¹³。

6.1.3.1.2 テック企業の支援等

Microsoft、Amazon、Google を始めとする大手テック企業などが支援する非営利団体 Code.org は、性別、人種、世帯の収入、地理的な違いといった格差をなくし、コンピューターサイエンス分野の公平性、多様性の向上を目指す。オープンソース技術を使用して設計されているプログラミングコースは、67 以上の言語により無料で提供され、180 カ国以上で利用されている。Code.org のコースは、幼稚園から高校生までの義務教育期間の生徒を対象としている。Code.org で最も人気のコースは、1 時間のアクティビティとチュートリアルで構成される “Hour of Code” (1 時間プログラミング) で、コーディングの魅力を発見することができるように設計されている。

Code.org が学校へアプローチし、コースを普及させるため、パートナー組織及び企業との連携が重要と認識されている。Code.org では、米国各地域に 60 のパートナーを有し、グローバル規模では、110 のパートナーを有する。パートナーに対して、Code.org は、プレイブック、IP、学習プラットフォームを提供している⁶¹⁴。

612 The White House President Barack Obama, Blog: Computer Science For All (2016), <https://obamawhitehouse.archives.gov/blog/2016/01/30/computer-science-all>.

613 研究開発戦略センター「トランプ大統領が STEM およびコンピューター・サイエンス教育の機会増進を図る大統領覚書に署名」2017年9月25日 (<https://crds.jst.go.jp/dw/20171113/2017111314603/>)

614 TECHBLITZ「Microsoft、Amazon も支援する Code.org 教育課程の一環としてコンピューターサイエンスの導入を推進」2023年1月27日 (<https://techblitz.com/code-org/>)

6.1.3.2 具体的な ICT の利用事例

6.1.3.2.1 ニューキャッスル中学・高等学校の事例

教員養成課程等における ICT 活用指導力の育成のため、海外での訪問調査で得られた事例について紹介している文献⁶¹⁵では、2017 年 2 月にアメリカ合衆国ペンシルバニア州にある公立の中学・高等学校であるニューキャッスル中学・高等学校（New Castle Junior/Senior High School）を取り上げている。

同校では、STEAM 教育⁶¹⁶の実践も特徴的としており、この STEAM 教育に積極的に ICT を活用している。たとえば、コンピュータを活用してシューズのデザインコンテストに挑戦するアートの授業や、ロボットコンクールに挑戦する授業などがある。

同校では、生徒一人一人にタブレット等を配布するのではなく、学校が必要に応じてパーソナルコンピュータを用意する。一方で、生徒自身のスマートフォンや iPad などを利用する授業もある。この授業では、生徒自身のスマートフォン等を学校のインターネットに接続することを許可した上で、SNS などには接続できないような制限を設けており、生徒自身のスマートフォンや iPad の使用を積極的に活用することで、授業などで「デジタルシチズン」を育てるとの方針を掲げた。

6.1.3.2.2 スリッパリーロック大学の事例⁶¹⁷

スリッパリーロック大学（Slippery Rock University of Pennsylvania）の山本順子教授が担当した「教育工学」のクラスは、1 回に 30 人程度が参加し、1 週間に 2 回、全 30 回を 15 週で実施していた。このクラスはこれから教員資格をとろうとする学部生の必修科目に位置付けられており、主に 1~2 年生が受講している。この授業の受講生には、様々な科目の教員志望者である学生が参加しているが、まだ教科教育を学ぶ前の段階であるため、詳細な授業計画の作成ができない。このため、「ポートフォリオの枠組みだけでもつくみましょう」という課題を与え、授業を進めているという。

この授業では、TPACK の枠組みを使っている（図表 129）。図表 129 の中央の Content Knowledge⁶¹⁸と Pedagogical Knowledge⁶¹⁹と Technological Knowledge⁶²⁰の全てが重なった部分が重要であると学生に教えている。

615 江草由佳「海外事例から見る ICT 活用指導力の育成」（2018、国立教育政策研究所紀要第 147 集）

616 STEAM とは、Science, Technology, Engineering and Mathematics の頭文字を取った STEM に Art を加えたもののことである。

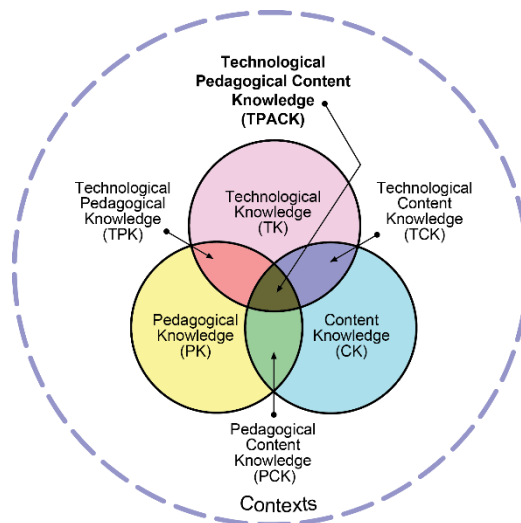
617 江草由佳、前掲注 615)。

618 教える内容についての知識。

619 教え方に関する知識。

620 テクノロジーに関する知識。

図表 129 [米国]TPACK の枠組み



出所：TPACK ORG, "TPACK Explained"⁶²¹

山本順子教授によると、最初の課題は、本当にテクノロジーを使う必要があるのかを学生に考えてもらっている。この背景には、ICT 以前の問題として、学生が教える内容を十分理解していないため、ICT そのものよりもコンテンツ（授業内容）が重要と伝えている。新しいテクノロジーでも、教育現場でどのように使えばよいか、どのように生かせばよいか必ずしも判断できないため、同大学の授業では、どこの学校にでもあるテクノロジーで行えることを教えている。その上で、テクノロジーを使わなくてもできることも学生に考えることを促している。

6.1.4 当該国の知的財産教育（著作権教育）について

米国では連邦政府に学習基準の設定や学習カリキュラムの作成を行う権限がないことから、各州の学習基準における知的財産に関する記述について紹介する。

例えば、カリフォルニア州の教育行政機構は、公選制の教育長（State Superintendent of Public Instruction）と知事による任命制の教育委員会によって構成されており、教育委員会の承認・採択の下、公立学校の学習基準やカリキュラム・フレームワークが定められている⁶²²。このうち、科目別の学習到達基準であるコンテンツ基準（Content Standards）⁶²³において、知的財産権・著作権に関する学習について記述が存在する。歴史・社会科学に関する基準には、12年生（17歳-18歳）の学習内容として「アメリカの民主主義と経済学の原則」が設定されており、米国の統治機構や合衆国憲法についての学習の中で、経済的権利

621 TPACK ORG, TPACK Explained, <https://matt-koehler.com/tpack2/tpack-explained/>.

622 櫻井直輝ほか「米国カリフォルニア州教育行政システムにおける教員免許委員会制度の位置づけ」会津大学短期大学部幼児教育学科研究紀要第8号（2021）。

623 California State Board of Education, Content Standards, <https://www.cde.ca.gov/be/st/ss/index.asp>.

がどのように保障されるのか、また個人にとっての重要性が説明される。そして、個人に保障される経済的権利の一つとして著作権及び特許が例示されている⁶²⁴。

また、芸術に関する基準⁶²⁵では、メディア芸術に関する6年生及び7年生（11歳-12歳、12歳-13歳）の学習においては、「フェア・ユースと著作権、倫理、メディアリテラシー、ソーシャルメディアを考慮しながら、メディア芸術のツールや環境を分析し、責任を持って扱う⁶²⁶」ことが目標とされている。さらには、演劇に関する8年生（13歳-14歳）の学習においては、「芸術作品やデザイン作品の制作に適用される、流用、フェア・ユース、著作権、オープンソース、クリエイティブ・コモンズの実践、問題、倫理を検討する⁶²⁷」ことが目標とされている。このほか、キャリアに関する技術的教育に関する基準⁶²⁸においても、芸術・メディア・エンターテインメントに関するキャリア教育において「知的財産、著作権、商標、著作権侵害を定義し、議論する⁶²⁹」ことが定められている。このように学習到達基準において知的財産教育を行うことが明記されている。

624 California State Board of Education, History–Social Science Content Standards for California Public Schools Kindergarten Through Grade Twelve, (1998), <https://www.cde.ca.gov/be/st/ss/documents/histsocscistnd.pdf>.

625 ダンス・メディア芸術・音楽・演劇・視覚芸術の5分野について学習基準が設けられている。California State Board of Education, California Arts Standards for Public Schools Prekindergarten Through Grade Twelve, (2019) , <https://www.cde.ca.gov/be/st/ss/documents/caartsstandards.pdf>.

626 California State Board of Education, 前掲注 625)。

627 California State Board of Education, 前掲注 625)。

628 California State Board of Education, California Career Technical Education Model Curriculum Standards, (2017) , <https://www.cde.ca.gov/ci/ct/sf/documents/artsmedia.pdf>.

629 California State Board of Education, 前掲注 628)。

6.2 教育に関する著作権法制度

6.2.1 教育における著作物利用に関する規定

6.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要

米国著作権法（Copyright Law of the United States (U.S.C Title 17)）は、一般的な権利制限として「フェア・ユース（fair use）」を規定している（第 107 条）。第 107 条に規定する 4 つの判断要素をどのように考慮するかという点を含めて、フェア・ユースの法理の適用の仕方は、裁判所に委ねられている。連邦議会は、その制定にあたって、「裁判所は、フェア・ユースとは何であるのかについて、また、適用すべきいくつかの判断要素に関する広範囲にわたる制定法上の説明を越えて、個々の事件にはケース・バイ・ケースにこの法理を適用することについて、自由でなければならない。107 条は、裁判上形成されたフェア・ユースの法理を成文化することを意図するものであって、いかなる意味においても、これを変更、縮減または拡大することを意図するものではない。」と述べている（1976 年著作権法制定に関する下院報告書）⁶³⁰。

図表 130 [米国]著作権法第 107 条⁶³¹

第 107 条 排他的権利の制限：フェア・ユース

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1)使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2)著作権のある著作物の性質。
- (3)著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性、および
- (4)著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

米国著作権法は、第 107 条のフェア・ユース規定のほか、教育活動に関して、第 110 条に利用目的に応じた個別規定を規定している。以下の行為は著作権の侵害とならないとして、①非営利的教育機関における教師または生徒は、原則として、②対面的教育活動の過程において教室等で、③著作物を実演または展示することができる（著作権法第 110 条(1)）と規定している。

630 山本隆司「アメリカ著作権法の基礎知識 第 2 版」ユニ知的所有権ボックス、110 頁（2008）。

631 訳出は著作権情報センター（山本隆司訳）「外国著作権法 米国編」
<https://www.cric.or.jp/db/world/america.html> に基づく。以降の米国著作権法の条文引用についても同様。

図表 131 [米国] 著作権法第 110 条(1)

第 110 条 排他的権利の制限：一定の実演および展示の免除

第 106 条の規定にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害とならない。

(1)教師または生徒が、非営利的教育機関の対面教育活動の過程で教室または教育にあてられる同様の場所で行う著作物の実演または展示。ただし、映画その他の視聴覚著作物については、その実演または個々の映像の展示が、本編に基づき適法に作成されたものでないコピーを用いて行われ、かつ、当該実演の責任者が当該コピーが適法に作成されたものでないことを知りまたはそう信じる理由がある場合を除く。

①政府機関または非営利的教育機関は、②教室等における受信、障害により教室等に出席できない者による受信または公務員による職務としての受信を目的とする場合、③通常の教育活動として、④非演劇的な言語著作物または非演劇的な音楽著作物を送信することができる（第 110 条 (2)）。

図表 132 [米国] 著作権法第 110 条(2)

第 110 条 排他的権利の制限：一定の実演および展示の免除

第 106 条の規定にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害とならない。

(2)送信によるまたは送信の過程における、非演劇的な言語著作物もしくは音楽著作物の実演またはその他の著作物の合理的かつ限られた部分の実演、または典型的には生の授業の過程において展示される分量相当における著作物の展示であって、以下の条件をすべて満たす行為。ただし、デジタルネットワークにて送信される媒介的教育活動の一部として実演もしくは展示することを主たる目的として作成もしくは販売される著作物、または、本編に基づいて適法に作成されかつ取得されたものでないコピーもしくはレコードであり、かつ送信する政府機関または認定された非営利的教育機関がかかるコピーもしくはレコードであることを知りまたはそう信じる理由がありながら、これによって行われる実演もしくは展示に関しては本節を適用しない。

(A)実演または展示が、政府機関または認定された非営利的教育機関の組織的な媒介的教育活動の通常の実演として提供される授業の不可欠の一部として、教師によって、教師の指示に従って、または教師の監督下でなされること。

(B)実演または展示が、送信される教育内容に直接関連しかつその重要な補助となること。

I 送信が下記の者のためにのみになされ、かつ、技術的に可能な限り、当該送信の受信が以下の者に限定されていること。

(i)送信がなされる授業に正式に登録している学生、または

(ii)政府機関の公務員もしくは職員。ただし、公務もしくは職務の一部として受信する場合に限る。

(D)送信の機関または団体が、

(i)著作権に関する行動指針を定め、著作権に関連するアメリカ合衆国の法律を正確に説明しその遵守を推進する情報資料を教員、学生および関係スタッフに提供し、また学生に対して授業に関連して使用される資料が著作権の保護を受けうることを通知し、かつ、

(ii)デジタル送信の場合には、

(I)以下の行為を合理的に防止する技術的手段を施していること、

- (aa)送信の機関または団体からの送信を受けた者が、授業時間を超えて、視聴可能な形式で著作物を保持する行為、および
- (bb)当該受信者が、他人に対して、視聴可能な形式で著作物を無断で再配布する行為。かつ
- (II)著作権者が、当該保持または再配布を防止するために使用した技術的手段を妨げると合理的に予想される行動をとらないこと。

①非演劇的な言語著作物または非演劇的な音楽著作物は、②直接または間接に商業的利益を目的とせず、③実演家等に報酬を支払わず、かつ、④入場料を徴収しないか、徴収してもその収益を教育、宗教または慈善の目的にのみ使用する場合には、原則として、⑤送信以外の方法で実演することができる（著作権法 110 条（4））。

図表 133 [米国] 著作権法第 110 条(4)

第 110 条 排他的権利の制限：一定の実演および展示の免除

第 106 条の規定にかかわらず、以下の行為は著作権の侵害とならない。

(4)公衆への送信によらない非演劇的な言語または音楽の著作物の実演のうち、直接または間接の商業的利益を目的とせず、かつ、その実演家、後援者または主催者に対して手数料その他の報酬が支払われないもので、以下のいずれかの要件を満たす行為。

- (A)直接または間接の入場料を徴収しないこと。
- (B)実演の制作のための相当な費用を差し引いた収益が、教育、宗教または慈善の目的にのみ使用され、私的な経済的利得のために使用されないこと。ただし、著作権者が以下の条件において実演に反対する旨の通知を送達した場合を除く。
 - (i)通知は書面により、かつ、著作権者またはその適法に授權された代理人がこれに署名すること。
 - (ii)通知は実演の日の少なくとも 7 日前に実演の責任者に送達され、かつ、実演に反対する理由を記載すること。また、
 - (iii)通知は、その書式、内容および送達の方法において、著作権局長が規則により定める要件に従うこと。

フェア・ユースは、著作権における「安全弁」としての機能を有すると表現されることもある⁶³²。著作者に付与される独占的な権利と、著作物の利用者が享受する米国憲法修正第 1 条に規定される言論の自由との調整を図る重要な権利制限規定である。

米国のフェア・ユースの法理は、特定の活動を具体的に説明するのではなく、判断のプロセスを説明しているため、技術の進歩を含む状況の変化にも対応できる柔軟性を持っている。しかし、この利点は、ライセンスの文脈で複雑さを生み出すこともある。フェア・ユースの分析の結果は必ずしも明確ではない。リスクを回避し、侵害を懸念する利用者は、フェア・ユースに該当する可能性が高い状況においても非常に慎重になり、ライセ

632 Lois F. Wasoff, Publishing as Embodiment of Licensing, https://www.copyright.com/wp-content/uploads/2021/01/CCC_CreatingSolutionsTogether_Ebook_2020.pdf. Copyright Clearance Center (CCC), *Creating Solutions Together: Lessons to Inform the Future of Collective Licensing*, (2020), <https://www.copyright.com/blog/creating-solutions-together-lessons-to-inform-the-future-of-collective-licensing/>.

ンスを求めることがある。他方で、一般的に著作物の利用者は、フェア・ユースについて、法令や判例によって正当化される対象よりも広い見解を持つ傾向がある。このため、裁判所がこのような利用者のフェア・ユースによる適用方法を否定する可能性もある。利用者の中には、著作物の無許諾利用に対する権利の保全措置が簡便でないことを逆手に取り、特にライセンスが複雑である場合や高価または時間のかかる利用方法である場合に、フェア・ユースを積極的に解釈し、本来認められるべき範囲を超えた利用を行う者もいる⁶³³。

6.2.1.2 CMO に関する規定

米国連邦法では、日本の著作権等管理事業法に相当する規定は定められていない。

6.2.2 主要なガイドライン

フェア・ユースは権利制限の一般規定であり、その適用の有無を利用者が予測するのは難しい。そのため、各業界において文書著作物の複製、音楽著作物の複製、放送録画に関する録画、教育マルチメディアの利用などに係るフェア・ユースについてのガイドラインが制定されており、教育分野でも教育機関側と権利者側の両当事者の代表によるいくつかのガイドラインが制定されている⁶³⁴。

図表 134 [米国]主要なガイドライン

ガイドライン名	制定年	署名団体
「非営利目的の教育機関において授業のために行う書籍及び定期刊行物の複製行為に関するガイドライン ⁶³⁵ 」	1976年	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ad Hoc Committee on Copyright Law Revision ・ Author-Publisher Group ・ Authors League of America ・ Association of American Publishers, Inc ・ Chairman, Copyright Committee
「教育目的による音楽著作物の使用に関するガイドライン ⁶³⁶ 」	1976年	<ul style="list-style-type: none"> ・ the Music Publishers' Association of the United States, Inc. ・ the National Music Publishers' Association, Inc.

633 Lois F. Wasoff・Copyright Clearance Center, 前掲注 632)。

634 平成 29 年度文化庁委託事業「ICT 活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境等に関する調査研究」(https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_07.pdf)

635 Agreement on Guidelines for Classroom Copying in Not-For-Profit Educational Institutions with Respect to Books and Periodicals, <https://generalcounsel.ucf.edu/document/agreement-on-guidelines-for-classroom-copying/>.

636 Guidelines for Educational Uses of Music,

https://www.nats.org/_Library/Copyright_Resources/Circular_21_US_Copyright_Office.pdf.

ガイドライン名	制定年	署名団体
		<ul style="list-style-type: none"> ・ the Music Teachers National Association ・ the Music Educators National Conference ・ the National Association of Schools of Music ・ the Ad Hoc Committee on Copyright Law Revision
「教育目的のための放送録画に関するガイドライン ⁶³⁷ 」	1981年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉委員会 (米国下院の小委員会の委員長の任命による教育機関、権利者、クリエイティブ産業の業界団体及び労働組合の代表で構成。)
「教育マルチメディアのためのフェア・ユース・ガイドライン ⁶³⁸ 」	1996年	<ul style="list-style-type: none"> ・ American Association of Community Colleges (AACCC) ・ American Intellectual Property Law Association (AIPLA) ・ American Society of Composers, Authors and Publishers (ASCAP) ・ Educational Testing Service (ETS) <p style="text-align: right;">ほか多数</p> <p>※著作権庁等の公的機関も本ガイドラインを支持。</p>

各ガイドラインは、フェア・ユースに該当する最低限の範囲の基準を定めるものであり、将来その基準は変わりうるものであることが明記されている。

「非営利目的の教育機関において授業のために行う書籍及び定期刊行物の複製行為に関するガイドライン」は、教師が研究または授業もしくは授業準備のために行う複製については、概ね、単行本であれば1章を一部、定期刊行物であれば1記事を一部だけ複製することが可能としている。また、教室で使用するための複数部の複製については、学校ではなく個々の教師の発意により複製する場合であり、許諾を受けることが不合理であるほど著作物使用の必要が時間的に切迫しているときに、詩であれば250語以内、2,500語より短

637 Guidelines for Off-Air Recording of Broadcast Programming for Educational Purposes, <https://eric.ed.gov/?id=ED232644>.

638 Fair Use Guidelines for Educational Multimedia, <https://my.cgu.edu/it/wp-content/uploads/sites/5/2020/07/MMFUGuides.pdf>.

い散文であれば全文、2,500 語以上の散文であれば 1,000 語もしくは 10%（500 語を下限）のいずれか少ない分量以内で、必要部数を複製することが許されるとしている⁶³⁹。

6.2.3 関連する議論

CCC は、フェア・ユースと同社の提供するライセンスとの関係について次のように述べている。すなわち、米国著作権法には、権利制限の一般規定であるフェア・ユース（第 107 条）が規定されているほか、第 110 条、第 118 条に利用目的に応じた個別規定による権利制限が設けられているが、それらフェア・ユースや個別の権利制限規定の対象外の利用については、ライセンス制度が広範に機能している。歴史的に、執筆された作品は物理的なコピーの販売を通じて読者に届けられてきた。そのため、ライセンスは主に著者と出版社が互いの関係を定義するために使用されていた。デジタル配信はそのパラダイムを劇的に変え、現在、ライセンスは、一方では著者と出版社の関係を定義しながら、他方では著者と顧客の関係を定義するようになってきている。「読者」は「ユーザー」になり、ライセンスは特に出版業界にとって、またコンテンツ一般の普及にとって非常に重要なものである。出版社による作品の権利の取得とその頒布条件は、原則として個別に交渉される契約によって管理され続けている。ユーザーがこれらの著作物のアクセスする手段、特に部分的または抜粋でアクセスする場合、一括ライセンスツールまたは交渉不要のライセンスツールを使用することがますます増えている⁶⁴⁰。

6.2.4 主要な裁判例⁶⁴¹

6.2.4.1 Basic Books, Inc. v. Kinko's Graphics Corp., 758 F. Supp. 1522 (S.D.N.Y. 1991)

年	1991
裁判所	ニューヨーク州南部地区連邦地裁
主要な事実	被告 Kinko's Graphics Corp.は、コンピュータによる複写サービスを行っており、大学教授から講義のリーディングリストを入手し、許可やライセンス料を支払うことなく、課題図書の抜粋をコピーしていた。 Kinko's は、コピーした資料を低価格の「コースパケット」に組み立て、学生に販売して利益を得ていた。 原告は、Kinko's がコースパケットに使用したいいくつかの出版物の著作権を取得する出版社のグループであった。Kinko's は、コースパケットのために著作権のある資料を複製することはフェア・ユースであると主張した。
争点	Kinko's が営利目的で学生にコースパケットを販売する目的で、出版社の著作物を許可や支払いなしにコピーすることがフェア・ユースであるか否か。

639 山本隆司「アメリカ著作権法の基礎知識 第2版」(ユニ知的所有権ブックス、2008) p.118

640 Copyright Clearance Center, 前掲注 633)。

641 U.S. Copyright Office, Fair Use Index, <https://www.copyright.gov/fair-use/fair-index.html>.

判決理由	<p>裁判所は、Kinko's のコピーはフェア・ユースではないと判断した。裁判所は、Kinko's が出版社の作品の重要な部分を、出版社の売上を害するような商業的な目的でコピーしたことを認めた。</p> <p>また、裁判所は、Kinko's が許可や支払いなしに問題の作品をコピーするための説得力のある教育的理由はないとした。裁判所は、Kinko's が出版社の著作権と利益を奪う全国的な新ビジネスを創出したことを支持することはできないと判断した。</p> <p>また、出版社からの要請により、裁判所は、書籍の購入に代わる複製を特に禁止する「非営利目的的教育機関において授業のために行う書籍及び定期刊行物の複製行為に関するガイドライン」（1976年）に基づき、Kinko's の使用はガイドラインの下でも禁止されると判断した。</p>
------	--

6.2.4.2 Princeton Univ. Press v. Mich. Document Servs., Inc., 99 F.3d 1381 (6th Cir. 1996)

年	1996
裁判所	米国第六巡回区控訴裁判所
主要な事実	<p>被告 Michigan Document Services, Inc.は、ミシガン大学の講義の課題図書である資料のかなりの部分を複製した商業用コピーショップである。被告は、コピーされた資料を「コースパック」にまとめ、学生に販売し、読書課題の勉強に利用させた。原告は、被告がコースパックを作成するために使用した課題図書の著作権を有する出版社である。原告は、被告が原告の著作物を許可なくコピーし配付することは禁止されていると主張した。被告は、コースパックに著作物を使用することはフェア・ユースの原則で保護されないとする地方裁判所の判決を不服として控訴した。</p>
争点	被告コピーショップが、原告の著作権保護された作品を、生徒の授業資料として使用するために無断で複製・配付したことが、フェア・ユースにあたるか。
判決理由	<p>裁判所は、被告による保護された作品の商業的利用は、フェア・ユースに当たらないとした。裁判所は、その分析において、被告が保護された作品を「営利を目的として」複製する「商業的企業」であるという事実を、フェア・ユースの認定に不利になるように考慮した。</p> <p>裁判所は、学生がコースパックを導入した教育用途は本質的に非営利であるが、本件で争われた用途は原告の著作権で保護された作品の被告による無許可の商業的複製であることを明らかにした。</p> <p>裁判所は、被告による逐語的なコピーは、作品の潜在的な市場に重大な悪影響を及ぼすと認定した。裁判所の判決の要因となったのは、コピーショップが複製して学生に販売するために、著作権所有者が作品の一部を頻繁にライセンスする確立された市場が存在し、被告の行為が広範になれば、原告のライセンス収入源が減少するという判決であった。また、コースパックに含まれる作品の一部が創造的な素材の抜粋であるという裁判所の認定も、フェア・ユースの認定に不利な影響を及ぼした。コースパックに含まれるほとんどのセグメントの長さは（バージョン全体と比較して）「重要ではない」。そして、教員が資料の最も重要な部分を選択するのが通常の慣行であるという事実を考慮すると、抜粋による編集行為それ自体の価値は高い。</p>

6.2.4.3 Cambridge Univ. Press v. Patton, 769 F.3d 1232 (11th Cir. 2014)

年	2014
裁判所	米国第七巡回区控訴裁判所
主要な事実	<p>原告のケンブリッジ大学出版局とその他の出版社は、被告であるジョージア州立大学職員に対し、学生が電子的に入手できるように大学のシステムに作品の無許可部分を掲載することを許可し、著作権を侵害したとして訴えた。</p> <p>ジョージア州北部地区連邦地方裁判所は、原告の直接侵害および代位侵害の主張に対して被告の略式判決を認めた後、訴訟開始後の 2009 年 2 月に施行された被告のフェア・ユース・ポリシー（改訂版）に基づいて寄与侵害が継続しているという原告の主張を検討した。</p> <p>改訂されたポリシーでは、教授は、学生がアクセスできる資料を電子的に投稿することがフェア・ユース原則に基づいて許可されているかどうかを判断するためのフォームへの記入が義務付けられている。</p> <p>地方裁判所は、分析のための一般的なフェア・ユース・ガイドラインを確立した後、2009 年に改定されたフェア・ユース・ポリシーに基づく継続的な侵害の結果であると原告が主張した 74 件の違反を個別に審査した。</p> <p>裁判所は、改訂されたポリシーは、システムの利用者に対し適切なガイドラインを提供しておらず、それがフェア・ユースの抗弁の継続的な悪用を引き起こし、その結果、5 件の侵害事件が発生したと判断した。</p>
争点	ジョージア州立大学による 2009 年のフェア・ユース・ポリシーが、フェア・ユース原則の継続的な悪用を引き起こし、原告の著作物の侵害につながったかどうか。
判決理由	<p>第 11 巡回区控訴裁判所は地方裁判所の決定の破棄差戻しを行った。控訴裁判所の意見は次のとおり。</p> <p>要約すると、我々（控訴裁判所）は、地方裁判所が差し止めによる救済の必要性を判断するために、侵害の申し立ての個々の事例を逐次分析するという点で誤りはなかったと判断する。しかし、地方裁判所は、フェア・ユースの 4 つの要素のそれぞれに同等の重みを与え、4 つの要素を機械的に扱うという誤りを犯した。地方裁判所は、我々が説明した方法で 4 つの要素のバランスを慎重にとった総合的な分析を行うべきであった。</p> <p>地方裁判所は、第 1 の要素、つまり使用の目的と性質がフェア・ユースに有利であると判断したのは間違いではない。被告の使用は変形的ではなかったが、フェア・ユースで認められている非営利の教育目的でもあった。</p> <p>しかし、地方裁判所は、フェア・ユースの第 2 の要素、つまり著作権で保護された作品の性質がすべてのケースにおいてフェア・ユースに有利であると判断したのは誤りであった。この場合、この要素は比較的重要ではないが、特に問題の作品がフィクションでも未発表でもなく、問題の抜粋に、裸の事実を超えた評価的、分析的、または主観的に説明的な素材が含まれていたり、作者自身の経験に由来していたりするためである。あるいは意見があれば、地方裁判所は、そのような素材が優勢な場合には、第 2 の要素は中立であるか、フェア・ユースに対してさえ考慮されるべきであると判断すべきであった。</p> <p>第 3 の要素、つまり著作物全体に関連した使用量に関しては、地方裁判所は 10 パーセントまたは 1 章に基準を設定するという誤りを犯した。地方裁判所は、使用の教育的目的と市場代替の脅威を考慮して、その量が質的および量的に合理的であるかどうかを考慮して、作品ごとにこの分析を実行するべきであった。しか</p>

し、地方裁判所は、すべての訴訟において、本全体の長さに基づいてコピー量を適切に測定し、教室ガイドラインを重視することを拒否し、被告の教育目的により、許容されるコピー量が増加する可能性があるとして認定した。

第4の要素、すなわちオリジナルの市場における被告の使用の影響に関しては、地方裁判所は誤りを犯していない。しかし、被告の無償複製は変形的ではなく、原告の著作物を販売目的の1つに使用したため、市場での代替の脅威は深刻である。したがって、地方裁判所は、全体的なフェア・ユース分析において、第4のフェア・ユース要素をより重要視すべきであった。最後に、地方裁判所は、フェア・ユースの第1及び第4の要素の分析から2つの考慮事項を分離するという誤りを犯した。

地方裁判所による原告に対する差し止めによる救済の認めは、侵害認定を前提としており、その認定は、フェア・ユースの4つの要素のバランスをとるとして地方裁判所の法的に欠陥のある方法論と第2及び第3の要素の誤った適用に基づいていたため、我々は、地方裁判所が、その裁量権を乱用して差し止め命令と関連する宣言的救済を認めたと認定する。同様に、地方裁判所が被告を勝訴当事者として指定し、その結果として料金および費用を裁定したことは、誤ったフェア・ユース分析を前提としていたため、地方裁判所が被告を勝訴当事者として指定し、被告に料金および費用を裁定したことは誤りであったと認定する。

6.3 教育に関する CMO

6.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像

米国には基本的に著作権団体（copyright collectives）と著作権料徴収団体（copyright collecting societies）の2つのタイプの CMO が存在する。著作権団体は、当該団体が管理する著作物のために価格やライセンス条件を設定し、管理する著作物全体の利益の最大化を図るよう努めている。集中管理は音楽業界において多くの例がみられる。例えば、主要な公衆実演権団体（PRO）として、ASCAP、BMI、SESAC、GMR や、複製権及び頒布権の強制メカニカルライセンスの主要な CMO として、HFA が挙げられる。他方、著作権料徴収団体は、個々の著作権者によって設定されたライセンス条件に従ってライセンス料を徴収している。

特定の著作権団体は、政府、とりわけ米国反トラスト規制当局から規制を受けている。これに対して、著作権料徴収団体は、個々の著作権者により設定されるライセンス条件を提供しており、一般的に、著作権団体と同程度の政府による規制の対象にはならない。米国では、著作物の使用の違いによってライセンスの管理体制が異なり、これに伴い集中管理システムも異なる。CCC は、テキストベースのコンテンツに関する非営利著作権料徴収団体である。権利者と著作者は自己の著作物を CCC に登録することができ、これにより、それらを複写したい利用者にライセンスを付与できるようになる。CCC は、利用回数に応じて支払う従量式のライセンスや年単位のライセンスを含む複数種類のライセンスを提供している⁶⁴²。

6.3.2 CCC (Copyright Clearance Center)

6.3.2.1 業務内容

CCC は、企業や教育機関による著作権で保護された記事や抜粋の再利用を許諾しており、大別して都度払い型ライセンス（Pay per Use）と年間包括ライセンスの2種類のライセンスを提供している。

CCC は、年間包括ライセンスの場合、ライセンス購入者からライセンス料を徴収し、6.5.1 以降に記載のルールに基づき適切な権利者に分配する。都度払い型ライセンスの場合には、権利者に代理してライセンス料を徴収し、管理手数料を控除の上、権利者に対してライセンス料を支払う。都度払い型ライセンスのライセンス料は権利者の裁量であり、権

642 平成 27 年度文化庁調査研究事業「海外における著作権制度及び関連政策動向等に関する調査研究報告書」https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kaigai_hokokusho.pdf.

利者が決定及び変更を行う。年間包括ライセンスの使用料は教育機関のカーネギー分類⁶⁴³とフルタイム換算の学生の登録数によって異なり、個別のライセンス料は公開されていない。

米国にはフェア・ユースの法理が存在するため、教育機関はまずフェア・ユース法理の下で無償利用ができないか検討するが、都度払い型ライセンスで許諾を得るという行動が大勢を占める。

6.3.2.2 使用料収受額及び過去の変遷

都度払い型ライセンス (Pay per Use) のライセンス料は、単価×数量により決定され、年間包括ライセンスのライセンス料は、出版社、著者、学術関係者、その他クリエイターを代表する CCC 取締役会の独立した権利者委員会により決定される。具体的な金額と過去の変遷は非公表である。

6.3.2.3 管理手数料

ライセンスの管理手数料は公表されていない。

高等教育機関向け年間包括ライセンス (ACLHE) では、契約期間を最短 1 年・最長 3 年の間で選ぶことができる。

6.3.2.4 体制

ボードメンバーは 18 名である⁶⁴⁴。

6.3.2.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

利用者、権利者ともに CCC のオンラインマーケットプレイスを利用し、ライセンスの付与と取得を行う。このシステムを利用するために、登録を行わなければならない。権利者は出版物名と個々の使用料金を登録する。使用料の金額は権利者が決める。

利用者は、利用したい出版物のタイトルや ISBN/ISSN 等を入力し、CCC マーケットプレイスで検索することで、ライセンス可能な様々な再利用の種類と 1 回当たりの利用料金を確認することができる⁶⁴⁵。

学術関係者が CCC マーケットプレイスで都度払い型ライセンスにより許諾を得る場合

643 カーネギー分類とは、米国の高等教育を分類するためのフレームワークであり、授与する学位の種類による分類を基本としている。研究者が高等教育の研究を進めるためのツールとなることを意図して作られ、現在では 3 年毎に更新される。American Council on Education, Carnegie classification of Institutions of Higher Education, <https://carnegieclassifications.acenet.edu/>.

644 CCC, Company Board of Directors, <https://www.copyright.com/company-board-of-directors/>.

645 University of St. Thomas, Instructions for First-time Users of the Copyright Clearance Center, <https://www.stthomas.edu/copyright/adviceonappropriateuse/usingcopyrightclearancecenter/>.

は、利用するページ数及び学生数又は複製数を入力する必要がある⁶⁴⁶。

6.3.2.6 根拠法

米国では、CMO 全般に関する一般的な規定は、著作権法の中で定められていない⁶⁴⁷。

6.3.2.7 教育との関係

初等・中等教育機関や高等教育機関を対象に、都度払い型ライセンス（Pay per Use）や年間包括ライセンスを提供している。

6.3.2.8 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織

CCCを補助する組織やCCCが業務を委任している組織については、公開されていない。

⁶⁴⁶ Loma Linda University, Copyright Guide, <https://libguides.llu.edu/copyrightguide/aac1>.

⁶⁴⁷ 他方で、米国では、録音物にかかるデジタル公衆実演権（著作権法第 112 条(e)、第 114 条(f)）など、特定分野における集中管理等については規定がみられる。

6.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収

6.4.1 使用料の手続き主体

高等教育機関向け年間包括ライセンス（ACLHE）では、教育機関が CCC とのライセンス契約を締結する。

6.4.2 対価の支払い主体

CCC は、ライセンス購入者から著作物の利用に係る対価としてライセンス料を徴収する。

6.4.3 使用料の決定

都度払い型ライセンスの使用料金は個々の権利者が決める。

年間包括ライセンスの価格は、市場調査によって定められる個々の著作物の価値とインベントリーの価値によって決定される。高等教育機関向けの年間契約型ライセンス（詳細は 6.4.3.2 参照。）の場合、ライセンス料は教育機関のカーネギー分類に基づき単価が、フルタイム換算の学生の登録数に基づき数量がそれぞれ決まり、単価と数量の掛け合わせによってライセンスを購入する教育機関のライセンス料が計算される。

なお付加価値税（VAT）の課税に関して、CCC は、ACLHE を購入する営利目的の高等教育機関に対してのみ賦課する⁶⁴⁸。

6.4.3.1 Pay per Use サービス

CCC は、初等・中等教育機関及び高等教育機関を対象とした、都度払い型ライセンスを提供している（Academic Pay-Per-Use Licensing Services on CCC Marketplace and via CCC Academic APIs）。

CCC マーケットプレイス⁶⁴⁹というウェブサイトにおいて、利用者が利用を希望する著作物に関し、用途や複製を行うページ数や部数等を入力し、注文することで、利用許諾を CCC が提供し、料金を請求する。利用許諾は、著作物の単位かつ学期ごとの単位で付与される。

6.4.3.2 高等教育機関向けの年間包括ライセンス（ACLHE）

CCC は、高等教育機関向けに ACLHE という年間包括ライセンスを提供している⁶⁵⁰。

648 CCC へのヒアリングによる（2024年1月23日実施）。

649 CCC Marketplace, <https://www.copyright.com/solutions-academia-pay-per-use/>.

650 2024年2月16日現在、CCCのウェブサイトでは、“Annual Copyright License for Academic market”という年間包括ライセンスの記載も確認されているが、CCCへのヒアリング（2024年1月23日実施）によると、当該ライセンスはACLHEの過去の名称であり、現在では提供されていないとのことであった。

ACLHE は、著作権で保護されたテキストベースコンテンツの抜粋や記事に関して高等教育機関内での特定の再利用を許諾する年間包括ライセンスである。

ACLHE のカバーする再利用の範囲は図表 135 のとおりである。

図表 135 [米国]ACLHE の年間包括ライセンスのカバー範囲

<p><カバーされる利用形態></p> <ul style="list-style-type: none">・コースパック（紙・電子）・教室での配布物・LMS への投稿・紙・電子での保存・保管・学生、図書館員、研究者、教員、管理者、スタッフによるテキストベースの著作物の利用及び共有・研究の連携（教員間・研究者間の共同研究）・著作物のスキャンデータ作成・海外留学やサテライトキャンパス、通信教育プログラムでの利用 <p>以下は、このライセンスの対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・図書館相互貸借（現物及び複写）・教育以外の用途（プロモーションや広告等）・データベースまたは著作物のリポジトリの作成
--

6.4.3.3 カリキュラム及び指導のための年間包括ライセンス（初等・中等教育機関）

CCC は、初等・中等教育機関向けに 2 種類の年間包括ライセンスを提供している。試験作成機関向けライセンスの ACLSA と、初等・中等教育機関、EdTech、カリキュラム開発者向けライセンスの ACLCI である。

生徒の評価に関する年間包括ライセンス (ACLSA) は、米国の K-12 州教育省および学区が試験を作成するための形成的評価、中間評価、および総括的評価を開発する企業向けのライセンスである。ACLCI は、カリキュラムと指導に関する年間包括ライセンス (ACLCI) は、カリキュラムと教材を作成するためのライセンスであり、そのような学習教材を作成する企業や機関、およびそれらの学習教材を使用する初等および中等教育機関向けのライセンスである。

ACLCI は、EdTech プロバイダ、コアおよび補助カリキュラム開発者、カスタム出版会社、ならびに各州の教育行政機関および K-12 の学校の多様なライセンシングニーズに対応するように設計されている。ACLCI を取得することにより利用者は、書籍や雑誌、新聞、オンラインコンテンツその他の著作物の一部を、カリキュラムや指導教材、LMS 等のオンラインプラットフォームに組み込むことができる⁶⁵¹。

651 CCC, Annual Copyright License for Curriculum & Instruction <https://www.copyright.com/solutions-annual-copyright-license-for-curriculum-instruction/>.

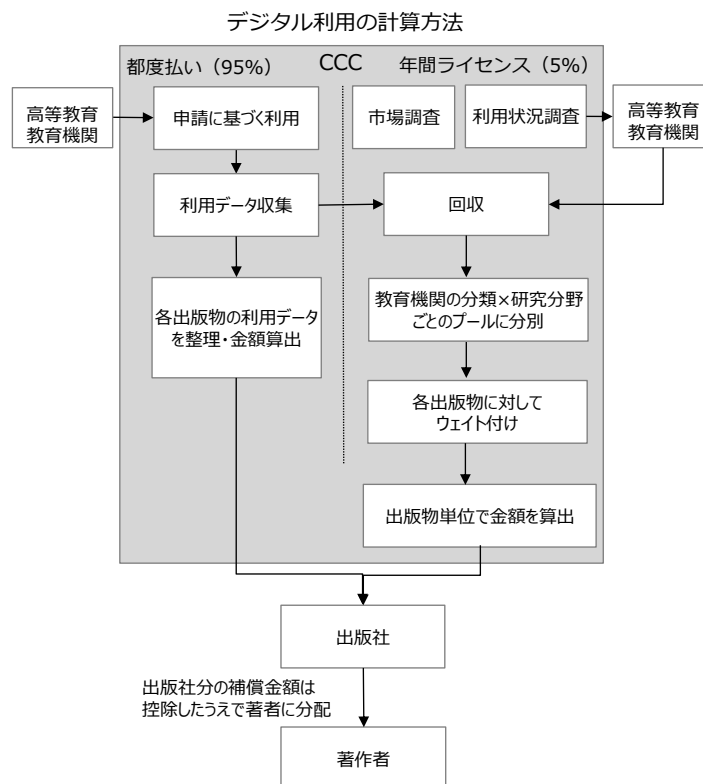
6.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配

米国においては、フェア・ユースや教育目的の利用に関する例外規定により著作物の使用が認められない場合、任意ライセンス制度の下で利用することになる。そのため、他国に比べ分配方法はシンプルである。6.5.1 以降では CCC の分配モデルについて説明する。

6.5.1 分配方法のフロー・計算方法

ライセンス機関から収集された年間ライセンス料は、教育機関⁶⁵²と研究分野により分類⁶⁵³されて保全される。年に一度の年間包括ライセンス取得者に対する使用状況調査の利用状況データが、CCC のデータベースと照合され、著作物と権利者が特定される。利用状況データを用いて独自の分配アルゴリズムに基づき、各著作物に分配が行われる。CCC は出版社と契約しており、分配金は出版社を通して権利者に分配される。ACLHE ライセンス料の分配は年に 1 度行われる。権利者は、ライセンス取得者に対する著作物利用許諾を行い、かつ、使用状況調査の結果、著作物が利用された実績がある場合にロイヤリティを受け取ることができる。

図表 136 [米国] CCC の分配フロー



652 教育機関のカーネギー分類により分類される。

653 ビジネス、化学、人文学、エンジニアリング等、9つの研究分野に分類される。

分配額の計算については、使用状況に関するデータを基に、独自分配アルゴリズムに基づいて行われる。詳細は公表されていないが、コピーされた量（ページ数及び部数）と使用された著作物の価値（価格）の2つの要素が加味されている。著作物の価値は3～4年に一度行われる市場取引価格の調査により測定され、価値の見直しが行われている。そのため、異なる著作物の間でもウェイト付けが行われている。こうした著作物間のウェイト付けは、定期的実施される取引価格に関する市場調査により、著作物の価値が正しく反映されていることが根拠となっている。

6.5.2 利用者から収集している資料

都度払い型ライセンスの場合、CCC マーケットプレイスでライセンス取引を行う際に、出版物のタイトル、ISBN/ISSN、生徒数、ページ数等を入力する。

ACLHE の場合には、年に一度、年間包括ライセンスを購入した教育機関すべてを対象に一定期間の利用についての調査が行われる。調査において収集するデータは図表 137 のとおりである。

図表 137 [米国]CCC が収集しているデータ

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教育機関の名称・コース名（研究分野の分類のため）・学生数・使用した著作物の名称・（データの収集が可能な場合、）コピーしたページ数 |
|---|

6.5.1 のとおり、収集されたライセンス料は教育機関の分類と研究分野により分類されて蓄積されるため、収集したデータも教育機関の分類や研究分野ごとに分類される。

なお、年間包括ライセンスの購入者の利用状況調査の回答は義務付けられていない。

6.5.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索とその方法

CCC のビジネスモデルは権利者と利用者との仲介を行うものであり、権利者やその連絡先が分からないケースは非常にまれである。

6.5.4 共通目的事業への利用

共通目的事業は設けられていない。

6.5.5 分配手法の考え方・正当性

CCC の取締役会によって承認されることにより、その正当性を得ている。権利者やボー

ドメンバーは利用状況調査のデータの品質に満足をしている⁶⁵⁴。

6.5.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）

都度払い型ライセンスの利用申請は、ウェブサイトを通して行う。

年間包括ライセンス取得者に対する利用状況調査においては、電子的手段で情報を集めるようにしており、オンラインによる調査を行うほか、大学の教育コースの教育マネジメントシステム等から情報を得るようにしている。

654 CCC へのヒアリングによる（2024年1月23日実施）。

6.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組

6.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育

6.1.4 のとおり、州レベルにおいて教育カリキュラムが定められており、カリフォルニア州では、社会科学や芸術、キャリア教育の分野の学習において、知的財産権及び著作権に関する教育が行われている。

6.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）

教員及び生徒向けの著作権に関する普及啓発及び広報に関する取組として、CCC は、オンライン教材や認定コースの提供を行っている。CCC は、初等・中等学校の著作権教育を支援するため、専門家育成のためのオンデマンド認定コース“Copyright Essentials for K-12⁶⁵⁵”を導入し、米国の K-12 学区、教育テクノロジー企業、カリキュラム開発者、カスタム出版社向けに著作権ガイダンスを提供している。

また、CCC は、高等教育（大学等）の教職員および学生向けに、米国著作権法について理解を深めるための認定コース“Copyright 101 for Academia⁶⁵⁶”を提供している。このコースには、グループディスカッション、質疑応答セッション、現実世界におけるシナリオの分等で構成される。このコースは、米国著作権法の基礎的な理解を深め、高等教育における著作権コンプライアンス体制の構築を支援することを目的としている。

このほか、「教育機関向け著作権の基礎（Copyright Basics for Academia）」というウェビナーを提供しており、これは図書館職員によるガイダンスの際に用いられることが多い⁶⁵⁷。また、高等教育機関による普及啓発及び広報に関する取組として、多くの大学では、著作物に関する米国著作権法による権利制限や著作物の使用方法等を説明したウェブサイトを設けている。

655 CCC, Copyright Education Copyright Essentials for K-12 Certificate Course, <https://www.copyright.com/education-copyright-essentials-for-k-12/>.

656 CCC, Copyright Education Copyright 101 for Academia, <https://www.copyright.com/education-copyright-101-academia/>.

657 CCC へのヒアリングによる（2024年1月23日実施）。

7. オーストラリア連邦

7.1 教育機関の運営形態

7.1.1 学校制度

オーストラリア連邦（以下「豪州」）では、憲法の規定に基づき、教育に関する事項は各州の管轄である⁶⁵⁸。学校制度は、州によって細かな違いはあるものの、全土で概ね共通した体系となっており、6歳から16歳までが義務教育の期間である。6歳からの6年間または7年間が初等教育段階であり、その後の中等教育段階は3年間または4年間である。高等教育機関としては、大学と職業専門学校（TAFE や VET）があり⁶⁵⁹、中等教育を終えた後に直接大学への進学を希望する場合は、後期中等教育の2年間に日本の大学の一般教養課程に相当する科目を履修し、統一資格試験を受験する必要がある⁶⁶⁰。

カリキュラムについても本来は州の管轄事項であるが、1980年代後半に連邦及び各州の教育大臣が「国家教育指針」について合意して以来、豪州で統一のカリキュラム開発も行われている。各州のカリキュラム開発は、各州の州政府組織（例えば、ビクトリア州では、以下“VCAA”）が担っているが、2009年に、連邦政府とは独立した機関としてオーストラリア・カリキュラム評価報告機構（以下“ACARA”）が設立され、ナショナルカリキュラムの開発等を担っている⁶⁶¹。

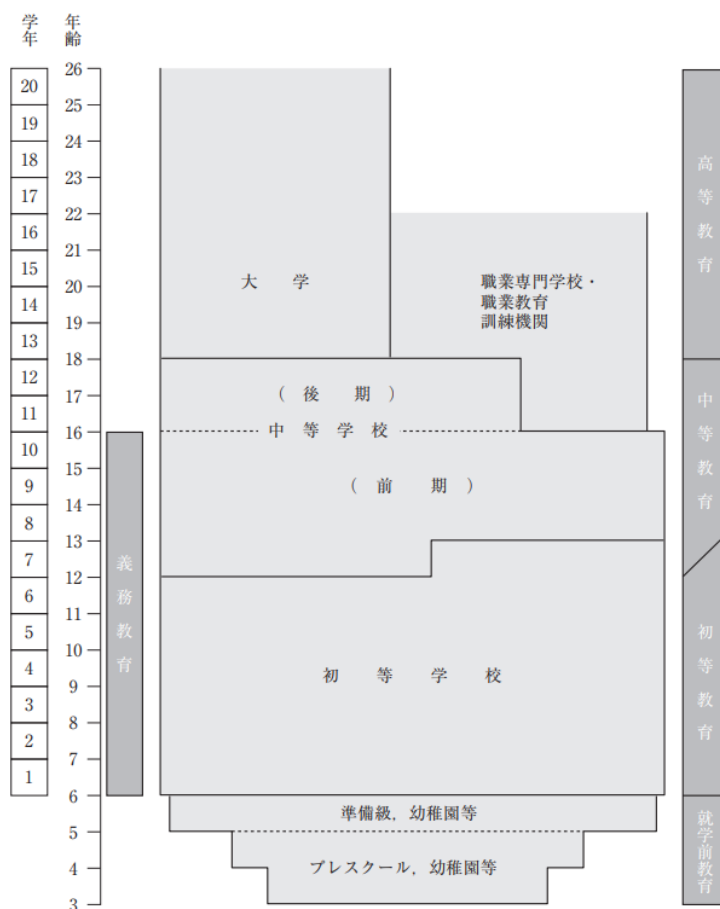
658 豪州の憲法第 51 条に連邦議会が立法権限を有する事項が列記されており、教育に関する項目がないことから、州政府の管轄とされている。The Parliamentary Education Office and Australian Government Solicitor, Canberra, AUSTRALIA'S CONSTITUTION With Overview and Notes by the Australian Government Solicitor, https://www.aph.gov.au/-/media/05_About_Parliament/52_Sen/523_PPP/2023_Australian_Constitution.pdf?la=en&hash=D9117474455DBD5DDAA61E699329B64A598291C1, P.vi.

659 教育に関する事項は州政府の管轄であるが、憲法第 96 条において連邦が州に対し、いかなる目的であれ、条件付きで資金を交付することを認めている。州による資金の使い道に条件を課すこの権限により、連邦は法律を制定する直接的な権限を持たない分野でも、物事の進め方に影響を与えることができる。例えば、連邦は教育に関して特別な権限を持っていないにもかかわらず、このような形で大学に対して大きな支配力を行使してきた。The Parliamentary Education Office and Australian Government Solicitor, Canberra, 前掲注 658)。

660 JICA 『グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査』（2014）
https://www.jica.go.jp/cooperation/learn/report/comparative_survey01.html.

661 JICA, 前掲注 660)。

図表 138 [豪州]学校制度



出所：文部科学省「世界の学校体系」⁶⁶²

なお、著作権法（Copyright Act 1968）の第2編第10条に教育機関の定義が記載されている。

図表 139 [豪州]著作権法第10条663

第10条 解釈

(1)本法において、別段の意図がみられない限りは、
(中略)

教育機関とは、以下のものをいう：

(aa) プレスクールまたは幼稚園レベルの教育が提供される施設。

(a) 全日制の初等教育もしくは全日制の中等教育、または全日制の初等教育と全日制の中等教育の両方が行われる学校または同様の施設。

662 文部科学省「世界の学校体系」

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/03/1396906_001.pdf

663 訳出は MURC 仮訳。著作権情報センターのウェブサイトに岡雅子訳が掲載されているが、2005年最終更新であり、現在の条文から改正が行われているため、参考としつつも独自に訳した。以降の豪州著作権法の条文引用についても同様。

- (b) 大学、高等教育機関、技術・高等教育機関。
- (c) 初等教育、中等教育または高等教育の課程を、通信教育または学外学習で実施する機関。
- (d) 看護学校。
- (e) 病院内の事業で、以下のものを提供するための学習または訓練のコースを実施するものである：
 - (i) 医療サービス、または
 - (ii) 医療サービスの提供に付随するサービス。
- (f) 教員教育センター。
- (g) 次のいずれかの目的のために学習または訓練のコースを提供することを主たる機能とする機関：
 - (i) 一般教育；
 - (ii) 特定の職業または専門職のための人々の準備；
 - (iii) 特定の職業または専門職に従事する人々の継続的な教育；
 - (iv) 英語を母語としない人に対する英語の教育。
- (h) 教育機関を管理する組織内の事業で、以下の場合：
 - (i) 教育機関が、本定義の前項で言及される種類のものであること。
 - (ii) その事業の主要な機能または主要な機能の 1 つが、この定義の前項で言及された種類の教育機関または 2 つ以上の種類の教育機関の講師として従事する人々に対する教員養成の提供であること。
- (i) この定義の前項で言及された種類の教育機関を管理する機関、または機関内の事業で、以下の場合：
 - (i) 当該機関または事業の主要な機能または主要な機能の 1 つが、本定義の前項で言及される種類の教育機関または 2 つ以上の当該種類の教育機関への資料提供である。
 - (ii) その活動が、教育機関の教育目的を支援する目的で実施されること。

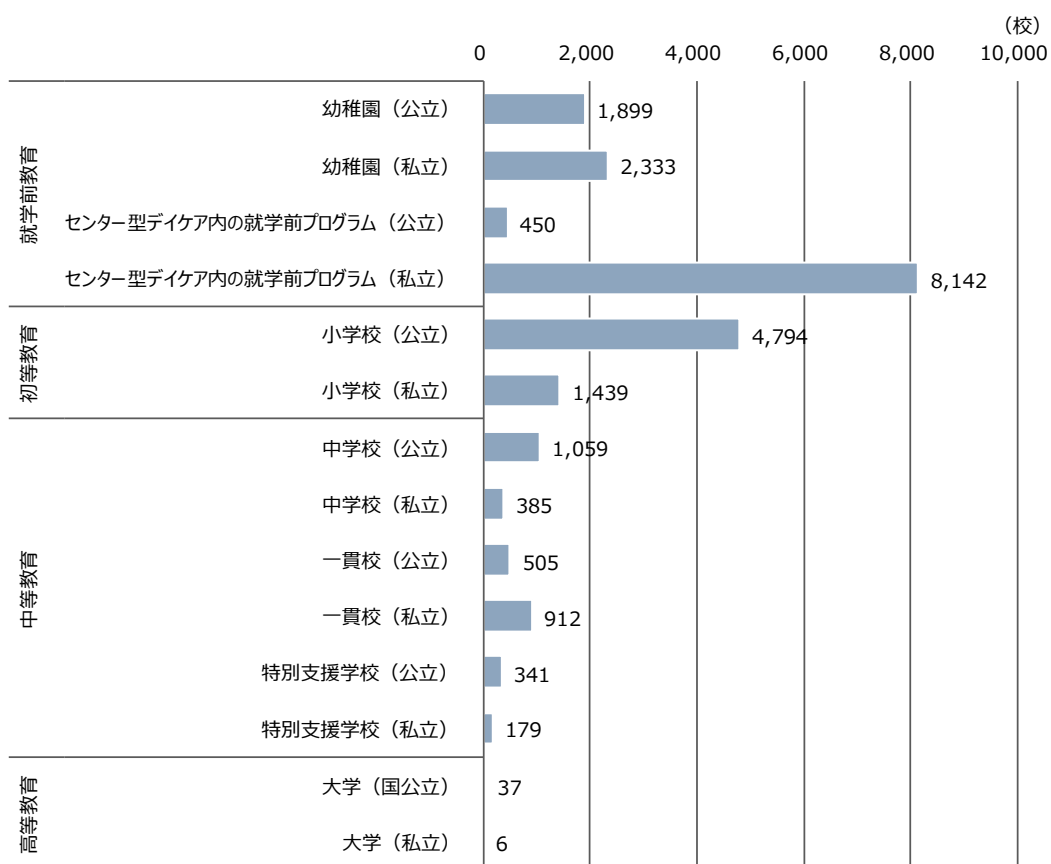
7.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布

7.1.2.1 学校数

2022 年の学校数は、就学前教育では公立の幼稚園が 1,899 機関、私立等の幼稚園が 2,333 機関であり、センター型デイケア内の就学前プログラムについては公立が 450 機関、私立が 8,142 機関である。

初等教育は公立が多く、4,794 校存在するほか、私立は 1,439 校である。

図表 140 [豪州]学校数 (2022 年)



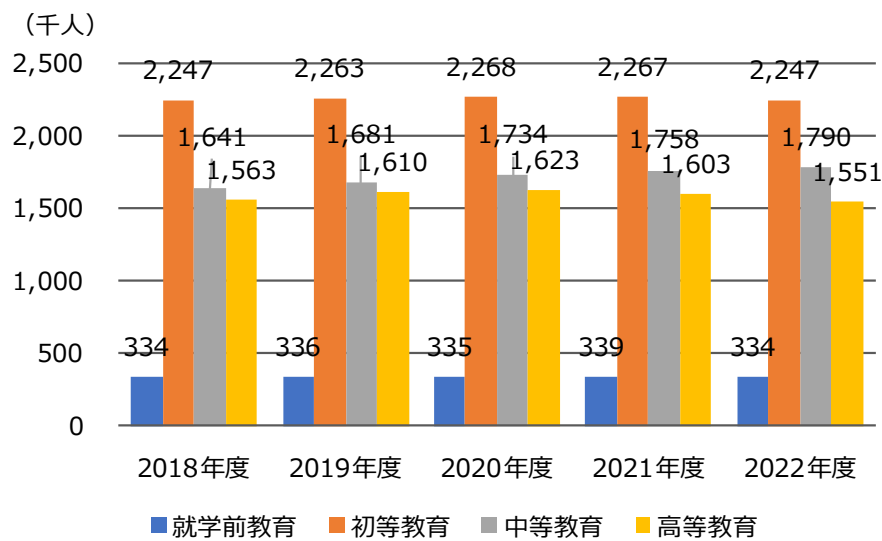
出所：オーストラリア統計局及び教育省の統計より MURC 作成⁶⁶⁴

7.1.2.2 在籍者数

2022 年の在籍者数は、就学前教育で 334 千人、初等段階で 2,247 千人、中等段階で 1,790 千人（初等・中等教育で 4,037 千人）、高等教育で 1,551 千人であり、過去 5 年間はほぼ横ばいである。

664 Australian Bureau of Statistics, Schools, <https://www.abs.gov.au/statistics/people/education/schools/2023#schools>.

図表 141 [豪州]在籍者数（2022 年）



出所：オーストラリア統計局及び教育省の統計より MURC 作成⁶⁶⁵

7.1.3 ICT 活用教育について

7.1.3.1 政府の ICT 活用教育方針

連邦政府は、かねてより教育現場における ICT 環境整備の推進に力を入れており、たとえば 2008 年～2013 年には各学校に対して高速ブロードバンド接続のための資金が提供されたほか、ビクトリア州は 2017 年から 2021 年にかけて AUD5.99M (JPY 534.9M⁶⁶⁶) を投資し、全ての公立学校でデジタル機器を使用できるようにする施策を講じている⁶⁶⁷。また、ビクトリア州では学校での ICT 活用に関するポリシー・ガイドライン等を公開している⁶⁶⁸。

PISA の調査によって、教室で行われる授業でデジタル機器を使用する比率の各国比較が行われており、豪州は国語（4 位）、数学（2 位）、理科（3 位）（いずれも 2018 年調査）である⁶⁶⁹。

また、ナショナルカリキュラムとして ICT 活用を掲げており、ICT 能力を「ICT を使用する際に、社会的および倫理的なプロトコルとプラクティスを適用する」「ICT の管理と運用」

665 Australian Bureau of Statistics, 前掲注 664)、Australian Government Department of Education, Selected Higher Education Statistics – 2022 Student data, <https://www.education.gov.au/higher-education-statistics/student-data/selected-higher-education-statistics-2022-student-data>.

666 以下、豪州に関する日本円の表記についての記述は図表 9 通貨を参照されたい。

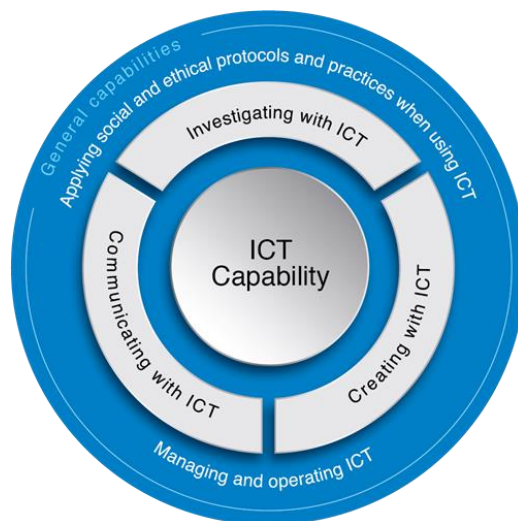
667 株式会社富士通総研「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業（多様な通信環境に関する実証（諸外国における教育の情報化に係る教育行財政状況調査研究）」（2022 年 3 月）
https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxt_jogai02-000017725_02.pdf.

668 Victoria State Government, Digital Learning in Schools, <https://www2.education.vic.gov.au/pal/digital-learning/policy>.

669 国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）～2018 年調査補足資料～生徒の学校・学校外における ICT 利用」（2019 年 12 月）https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/06_supple.pdf.

「ICTを活用した調査」「ICTを活用した創造」「ICTによるコミュニケーション」として整理している。

図表 142 [豪州]ICT能力を構成する5つの要素⁶⁷⁰



7.1.3.2 具体的な ICT の利用事例

7.1.3.2.1 小学校

クィーンズランド州の公立学校では日常的に BYOD での授業が行われており、豊富なデジタル教材が活用されているほか、タブレット端末で利用できるアプリ開発も行われている。例えば、公立小学校では Popplet⁶⁷¹のアプリを使い、国語の授業ではマインドマップを文章作成のためのツールとして活用している⁶⁷²。

7.1.3.2.2 モナッシュ大学

ビクトリア州にあるモナッシュ大学では、教員養成課程において、eBook を活用した授業企画やプログラミング実践等が行われている。学生に様々なツールやサービスを体験させることが重要であるとの考えのもと、eBook や AR/VR/二次元コード、ウェブサイト、ブログ、プログラミング、ロボット、3D プリンターを体験させている⁶⁷³。

670 ACARA, Information and Communication Technology (ICT) Capability (Version 8.4), <https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/general-capabilities/information-and-communication-technology-ict-capability/>.

671 マインドマップの作成・共有ツールを提供するサービス (<https://www.popplet.com/>)。

672 上松恵理子「オーストラリア、クィーンズランド州における ICT 教育」(2015年、情報処理学会第77回全国大会)

https://ipsj.ixsq.nii.ac.jp/ej/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=165090&item_no=1&attribute_id=1&file_no=1&page_id=13&block_id=8.

673 江草由佳, 前掲注 615)。

7.1.4 当該国の知的財産教育（著作権教育）について

7.1 で触れたように豪州では州政府が教育に関する権限を有しており、カリキュラムも州政府が策定するが、豪州で統一のナショナルカリキュラムの開発も行われている。ACARA の策定するナショナルカリキュラムでは、個別の教科のカリキュラムと横断的に学ぶべきトピックが示されており、著作権は、後者において言及がある。すなわち、オンラインの安全（Online safety）に関して、デジタルメディアリテラシーを学ぶ中で、「生徒は、インターネット、スマートフォン、ビデオゲーム、その他の非伝統的な形式のメディアを使用して時間を費やすことで、情報に基づいた安全な選択をすることの重要性を学ぶ。生徒は、信頼できるコンテンツや情報源を認識し、文脈、偏見、規範、固定観念の影響を認識することを学ぶ。生徒は、オンラインコンテンツの著作権と所有権、および信頼性と有効性の重要性についての理解を深める」とされている⁶⁷⁴。

また、アボリジニ言語とトレス海峡諸島民の言語について学ぶ中で、「歌の作者、物語の番人、言語情報提供者、作曲家、振付師など、言語作品に対する文化的および知的財産権と著作権を認める」と記載されており⁶⁷⁵、州レベルにおいても、ニューサウスウェールズ州のカリキュラムに同様の記載がある⁶⁷⁶。

このようにカリキュラムにおいて知的財産教育を行うことが明記されているが、具体的にどのように指導されているのかについては不明である。

674 ACARA, Curriculum connections, <https://www.australiancurriculum.edu.au/resources/curriculum-connections/portfolios/online-safety/?searchTerm=online+saefity#dimension-content>.

675 ACARA, Framework for Aboriginal Languages and Torres Strait Islander Languages (Version 8.4), [https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/languages/framework-for-aboriginal-languages-and-torres-strait-islander-languages/?strand=Communicating&strand=Understanding&capability=ignore&priority=ignore&pathway=Languag e+Revival+Learner+Pathway+\(LR\)&sequence=Years+F%e2%80%9310+Sequence&year=13526&elaborations=true &el=27282&searchTerm=copyright+education#dimension-content](https://www.australiancurriculum.edu.au/f-10-curriculum/languages/framework-for-aboriginal-languages-and-torres-strait-islander-languages/?strand=Communicating&strand=Understanding&capability=ignore&priority=ignore&pathway=Languag e+Revival+Learner+Pathway+(LR)&sequence=Years+F%e2%80%9310+Sequence&year=13526&elaborations=true &el=27282&searchTerm=copyright+education#dimension-content).

676 New South Wales State Government, Photographic and Digital Media Years 7–10 Syllabus, P.27, (2004), <https://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/k-10/learning-areas/creative-arts/photographic-and-digital-media-7-10>.

7.2 教育に関する著作権法制度

豪州⁶⁷⁷では、後述する補償金制度により教育機関の著作物利用が認められている。7.2 では、補償金制度について概観し、7.3 以降では、補償金制度及び任意の包括ライセンスの両方について説明を行う。

7.2.1 教育における著作物利用に関する規定

7.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要

7.2.1.1.1 著作権法の改正

2017年に著作権法（Copyright Act 1968）が改正された後に、2022年に改正が行われ、教育機関関連の規程はそれまで第 VA 編に記載されていたものが第 IVA 編へと移行されている。第 IVA 編は「著作権侵害にあたらぬ行為」を規定している。教育機関における利用もこの中で規定されている。

7.2.1.1.2 教育における著作物利用の論

教育における著作物利用については、著作権法第 IVA 編第 4 節第 113N 条に「教育機関の法定許諾」として規定されている。同節の概要部分にも記載されているが、基本的に CMO へ正当な補償金を支払う限り、教育目的において特定の著作物を複製または送信できるとされている。

図表 143 [豪州]著作権法第 IVA 編第 4 節第 113N 条

教育機関は、教育機関を管理する団体が集中管理団体に公平な報酬を支払うことに同意すれば、教育目的のために特定の著作物を複製または送信することができる。
--

7.2.1.1.3 教育機関による著作物の利用とその制限

著作権法第 113P 条は、著作物の利用と制限を具体的に規定しており、特に放送の著作物については他の著作物⁶⁷⁸と分けて制限している。

7.2.1.1.3.1 著作物の全部もしくは一部を複製・送信しても著作権侵害とならないケース

第 113P 条は、図表 144 の条件を満たす場合、教育機関における著作物利用が権利侵害に該当しないと規定している。

677 豪州では、憲法第 51 条(xviii)により、著作権に関する立法権は連邦政府が有する。これに基づき、1968 年著作権法（Copyright Act 1968）が制定されている。

678 著作権法第 10 条により、「著作物とは、言語著作物、演劇著作物、音楽著作物または美術著作物をいう」とされる。

図表 144 [豪州]著作権法第 IVA 編第 4 節第 113P 条に定める条件（著作物）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 113Q 条に基づいて補償通知が適用される場合・ 対象の著作物が次のものに該当しない場合<ul style="list-style-type: none">✓ コンピュータープログラム✓ コンピュータープログラムの編集物✓ 放送に含まれる著作物✓ 2010 年競争・消費者法第 IVE 部（自動車サービス・修理情報共有スキームを規定）の意味におけるスキーム情報を含む作品・ 教育機関が教育目的でのみ複製または送信する場合・ 複製または送信される著作物の量が著作権者の正当な利益を不当に害さない場合・ CMO と教育機関との間の関連する同意に従った複製または送信である場合 |
|--|

7.2.1.1.3.2 放送の場合

次に、放送を利用する場合には、図表 145 の条件を満たす場合は著作権侵害に該当しないものとする規定されている。

図表 145 [豪州]著作権法第 IVA 編第 4 節第 113P 条に定める条件（放送）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 113Q 条に基づいて補償通知が適用される場合・ 教材が放送または放送内の著作物、録音物、映画フィルムである場合・ 教育機関が教育目的でのみ複製または送信する場合・ CMO と教育機関との間の関連する同意に従った複製・送信であり、かつ著作権審判所による決定を遵守している場合 |
|--|

7.2.1.1.4 補償通知

第 113Q 条においては、教育機関を管理する団体が補償金を CMO へ支払うことを宣誓する通知（補償通知）を提出することが規定されている。

なお、報酬通知は、教育機関を管理する団体が書面で通知することによって、いつでも取り消すことができるとされている。

7.2.1.1.5 補償金制度により利用可能な範囲

2017 年の著作権法改正までは、第 135ZL 条第 2 項において、文字または画像、楽譜に関する補償金制度に基づく著作物の使用につき、「別個に発行された著作物の全部または合理的な部分を超える複製物に関しては、団体のために、または団体のために複製物を作成する者または複製物を作成させる者が、合理的な調査の結果、当該著作物の複製物（中古の複製物を除く）を通常の商業的価格で合理的な期間内に入手することができないと納得しない限り、適用されない。」と規定され、Copyright Agency の規則により、以下のように具体的な基準が定められていた。

図表 146 [豪州]補償金制度の下で利用が認められる範囲（放送以外）^{679, 680}

コンテンツ	商業的に入手ができない著作物	購入可能な著作物
書籍	著作物全体	合理的な範囲 (例：1章または全ページの10%のいずれか大きな方)
新聞や雑誌の記事	同上	1本の記事（同じ見出しに記載された場合は1本以上の記事）
ウェブサイトからダウンロード可能な文書	同上	合理的な範囲
引用	同上	n/a
デジタル上の画像	任意のソースから任意の画像	任意のソースから任意の画像
ハードコピー上の画像	同上	文書に囲まれている場合のみ

2017年の改正で補償金制度内での利用量に関する規定が削除された⁶⁸¹。しかし、2024年3月現在においても、Copyright Agencyの広報用資料には上表の制限が記載されており、この規則は現在では有効ではないが、多くの教員たちはこのガイドラインを覚えており、当該ガイドラインが有効であるかのように利用している⁶⁸²。

7.2.1.1.6 公正利用（フェアディーリング）

7.2.1.1.6.1 公正利用の概要

公正利用として一定の利用については著作権を侵害しないことが規定されている。公正利用の概念は、コモンローを通じて著作権に導入されてきた。ある著作物の利用が公正利用であるためには、「公正であること」に加えて、図表 147の例外のいずれかに該当しなければならない。また、個々のケースにおける著作物の利用が「公正」であるか否かは、それぞれの状況によって異なる。

図表 147 [豪州]公正利用に関する規定と歴史的・政策的基礎（教育関係）⁶⁸³

著作権法の条項	例外的に認められる利用	歴史的・政策的基礎
第40条 第103C条	研究又は調査	教育活動や研究活動の促進・振興を目的に導入。
第200AB条第3項	教育機関による、特定の目的での著作物の利用。	2006年の司法長官による公正利用に関する見直しを踏まえて導入された。学校、大学が非商業目的で

679 Copyright Agency, Statutory Education Licence How it works, https://static-copyright-com-au.s3.amazonaws.com/uploads/2023/02/EL_Plain-English-Guide_Jan2023_FNL-web.pdf.

680 Copyright Agency, How much content can you use?, https://static-copyright-com-au.s3.amazonaws.com/uploads/2023/02/EL_OEP_A3_Poster_2023_update_WEB_FNL.pdf.

681 文化庁, 前掲注9) p.111

682 Copyright Agencyへのヒアリング（2023年11月24日実施）による。Copyright Agencyのアンニュアルレポート2023では、権利者の法的利益に照らし不合理と言えない範囲で利用できると記載され、時には出版物全体となる場合もあるとされている。

683 Australian Copyright Council, Exceptions to Copyright Infringement, <https://www.copyright.org.au/browse/book/ACC-Exceptions-to-Copyright-Infringement-INFO121>.

		著作物を利用する機会を与えられれば、オンライン環境において利用者をよりよく支援できるという根拠に基づいている。
--	--	---

図表 147 の 2 つの著作物利用が公正利用に当たるか否かは、図表 148 の要素により判断がなされる。

図表 148 [豪州]公正利用への該当性に関する判断要素

例外的に認められる利用	判断要素
研究又は調査（著作権法第 40 条・第 103C 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の目的および特徴 ・著作物の性質 ・通常の商業価格で合理的な期間内に著作物入手できる可能性 ・潜在的な市場や価値に関する著作物の取引への影響 ・（著作物の一部が複製された場合、）著作物全体との関係における複製された部分の量と相当性 <p>※第 40 条のみ、以下の場合には、上記の判断要素考慮せずに公正利用とみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期刊行物の記事 ・出版された著作物の「妥当な部分」- 10 頁以上の出版物の 10% のページ、または 1 章。電子形式で出版された文学作品または演劇作品の 10% の単語、または 1 章。
教育機関による、特定の目的での著作物の利用。（著作権法第 200AB 条第 3 項）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関による利用であること ・教育目的の利用であること ・商業的利益を得る目的が一切ないこと ・著作物の通常の利用と矛盾しないこと ・著作権者の正当な利益を不当に害しないこと

7.2.1.1.6.2 補償金制度と公正利用との関係

補償金制度と研究・調査に関する公正利用（著作権法第 40 条及び第 103C 条）との関係は、判例により教育機関の活動を対象とした補償金制度と個人の活動を対象とした公正利用とを区別する必要があるとされており、教育機関は著作権法第 40 条を利用することができないとされている（7.2.4.1.1.2 補償金制度と公正利用との区別に関する裁判例：Haines v Copyright Agency[1982]FCA 137; 42 ALR549 参照）。

補償金制度と教育機関による特定の目的での著作物利用に関する公正利用（著作権法第 200AB 条第 3 項）との関係については、関連団体よりガイドラインが制定されている⁶⁸⁴。ガイドラインでは、第 200AB 条の適用に当たっては、他に利用できる著作権侵害の例外規定がないか先に検討する必要があるとされている。教育機関は、補償金制度においてカバ

684 Australian Libraries Copyright Committee and the Australian Digital Alliance, the User's Guide to the Flexible Dealing Provision for Libraries, Educational Institutions and Cultural Institutions Section 200AB of the Copyright Act 1968 (Cth), <https://digital.org.au/wp-content/uploads/mp/files/resources/files/flexible-dealing-handbook-final.50c29947dc59ca551f8f4ec42f13b75a.pdf>.

一される利用ではないか確認する必要がある、補償金制度によってカバーされない場合（例えば、放送コンテンツでない映画）のみ第 200AB 条の適用を検討することができる。

7.2.1.2 CMO に関する規定

7.2.1.2.1 CMO の件

CMO の要件、役割については、教育機関の利用と同様に著作権法第 IVA 編で整理されている。具体的には第 5 節で規定されており、CMO になるためには、司法長官に書面で申請する。これを受け、司法長官は集中管理団体宣言（Declaration of collecting society）をする。なお、CMO として認められる要件として、著作権法第 113W 条に図表 149 の事項が規定されている。

図表 149 [豪州]著作権法第 113W 条に定める集中管理団体宣言の条件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 団体が保証付有限責任会社であり、会社に関する連邦、州または準州の法律に基づいて設立されていること・ 適格性を有する権利者もしくはその代理人が、すべて構成員となる権利を有すること・ 規則で構成員への配当の支払いを禁止していること・ 適格性を有する権利者もしくはその代理人である構成員の利益が適切に保護されることを保証するために、規則において以下を規定すること<ul style="list-style-type: none">✓ 報酬通知に基づいて支払われる公平な補償額を徴収すること✓ 徴収した金額から当該団体の管理費用を支払うこと✓ 徴収した金額を分配すること✓ 構成員ではないが適格性を有する権利者のための金額を信託すること✓ 構成員が当該団体の記録へアクセスできること |
|--|

7.2.1.2.2 CMO の取消

以下のケースに該当し、当該団体が納得する場合は、CMO としての宣言が取り消されることとなる。

- ・ CMO としての機能を十分に果たしていない
- ・ 適格性を有する権利者もしくはその代理人の最善の利益のために行動していない
- ・ 第 11I(c)(d)に従っていない
- ・ 合理的な理由なく、第 113Z 条または第 113ZA 条を遵守していない

7.2.1.2.3 CMO の情報公開やガバナンスに関する規定

7.2.1.2.3.1 年次報告書および決算書

CMO は、会計年度終了後に可能な限り早く年次報告書と決算書を準備し、司法長官へ提出することが法令により求められている。また、作成した報告書および監査済みの決算書

については、構成員がアクセスできるようにしなければならない（第 113Z 条）。

7.2.1.2.3.2 規則の修正

CMO が規則を修正した場合は、その後 21 日以内に「変更による影響」「変更の理由」を記載した文書と変更後の規則を司法長官へ提出しなければならない（第 113ZA 条）。

7.2.1.2.3.3 審判所による分配取り決めの見直し

CMO またはその構成員は、CMO が決定もしくは提案した分配額の取り決めについて、審判所へ審査を申請できるとされている（第 113ZB 条）。

7.2.1.2.3.4 CMO の行動規範

豪州では、CMO の構成員およびライセンシーにとって効率的かつ公正な活動を促進するために、CMO の行動規範（code of conduct）を制定している⁶⁸⁵。この行動規範には、Copyright Agency、Screenrights、APRA AMCOS が署名している。

行動規範は 2002 年に作成されたものであり、政府による規制はないものの、業界における規範として機能している。当該規範は 3 年ごとに見直し及び修正される。

規範が対象とするのは「ガバナンスと説明責任」「構成員とライセンシーに対する透明性」「教育と意識」「苦情と紛争」であり、補償金の額等については対象外としている。

7.2.1.2.4 分配不能額

7.2.1.2.4.1 分配不能額の定義

著作権法は、分配不能な対価を定義していないが、著作権規則（Copyright Regulations 2017）に分配可能額（distributable amount）の定義が置かれている。

図表 150 [豪州]著作権規則 2017 第 17 条第 3 項

分配可能額とは、CMO の会計期間に関連して、当該 CMO が受領した衡平な報酬の額のうち、以下のものをいう： (a) その期間に帰属するもの（当該 CMO の慣行に従う）；または (b) その他分配可能なもの； 分配または保全が行われた後、以下の金額を除いたもの： (c) その期間に帰属する金額のうち、当該 CMO の規則に従って、次の目的で支出または保全された金額：
--

685 APRA AMCOS 等, Code of Conduct for Copyright Collecting Society, https://static1.squarespace.com/static/5c454daba2772c47f0dcd6ea/t/6285be6522bb0b2d9bfc7b29/1652932200304/Code_of_Conduct_May_2022.pdf.

- (i) 当該 CMO が行った贈与；そして
- (ii) 当該 CMO の管理費およびその他の支出
- (d) 当該 CMO の規則に従い、次の会計期間に繰り越される金額。

7.2.1.2.4.2 各 CMO の取り扱い

分配不能額は、当該会計期間に属さない金額であるか、CMO が贈与または管理費等に支出した金額、または次期会計年度に繰り越される金額を指す。したがって、権利者が不明であるため支払うことができない金額は、分配可能額のうち、権利者が不明であるために支払いが留保されているものであり、分配不能額には分類されない。

なお、権利者が不明（権利者不明または連絡先不明）で対価の支払いが行えていない金額に関する各 CMO の取扱いは図表 151 のとおりである。

図表 151 [豪州] 権利者が不明の分配金に関する各 CMO での取り扱い

Copyright Agency	利用報告のあった著作物は、ISBN / ISSN を用いて Copyright Agency のデータベースと照合し、著作物に関する情報が特定される ⁶⁸⁶ 。データベースでマッチングした著作物のみを対象として分配額を計算している。そのため、権利者不明として対価を留保するケースは、著作物を特定できたが、権利者がわからない場合ないし連絡先が不明で支払いを行えない場合である。
Screenrights	リソースセンターというコンテンツの保管庫から利用者が著作物を利用する形であるため、Screenrights が提供するライセンスの範囲に含まれる著作物については、著作物の特定が可能である ⁶⁸⁷ 。ただし、権利者ないし連絡先が不明な場合もある。権利者不明として対価を留保するケースは、著作物を特定できたが、権利者が不明ないし連絡先が不明で支払いを行えない場合である。
APRA AMCOS	収集した著作物の使用データは、APRA AMCOS が所有する楽曲やその権利者に関するデータベースと照合がなされ、自動的に分配を受けるべき権利者が特定される。このデータマッチングによって特定されない楽曲または著作権者については、調査チームが手作業で特定を行う ⁶⁸⁸ 。分配ができずに対価を留保するケースは、APRA AMCOS が特定できない楽曲及び楽曲の特定はできたものの著作権者ないし連絡先が不明の場合である。

図表 151 をまとめると各 CMO における権利者不明と連絡先不明の取扱いは図表 152 のとおりとなる。

図表 152 [豪州] 各 CMO における権利者不明と連絡先不明の取り扱い

	特定できない著作物	権利者不明	連絡先不明
Copyright Agency	ISBN/ISSN でマッチしない場合は対象外	分配対象外	分配対象

686 Copyright Agency, Annual Report For the year ended 30 June 2022, <https://static-copyright-com-au.s3.amazonaws.com/uploads/2023/01/R02556-CA-2022-Annual-Report.pdf>.

687 Screenrights へのヒアリングによる（2024 年 2 月 7 日実施）。

688 APRA AMCOS, Distribution information guide: Unidentified songs and disputes, <https://www.APRAAMCOS.com.au/about/governance-policy/distribution-rules-practices/distribution-information-guides/unidentified-songs-and-disputes>.

Screenrights	リソースセンターを通じたコンテンツ利用のため、特定できない著作物は存在しない	分配対象	分配対象
APRA AMCOS	対象	分配対象	分配対象

7.2.1.2.4.3 分配不能額と債権法の時効

豪州の時効制度は、連邦ではなく州ごとに Limitation Act に定められている。一般債権の消滅時効はすべての州において 6 年とされている⁶⁸⁹。

権利者への支払いが行えていない対価に関する取扱いは、著作権規則第 17 条第 1 項(j)及び司法長官による集中管理団体宣言に関するガイドライン⁶⁹⁰第 18 条に信託期間の定めがあり、4 年間とされている。また、各 CMO の取扱いは以下のとおりである⁶⁹¹。

図表 153 [豪州] 権利者が不明の分配金に関する各 CMO での取扱い

Copyright Agency	補償金の対価から行われた分配金については、少なくとも 4 年間は保全することが義務づけられている ⁶⁹² 。
Screenrights	最長 4 年間保全される。ただし、理事会の決定により 2 年間延長することができる。この期間が満了すると、権利者に支払われなかった金額は、次の分配年度の分配可能総額に繰り越される ⁶⁹³ 。
APRA AMCOS	3 年間保全される。保全される期間内に著作権者が特定されない場合、分配金はもっとも類似した楽曲の使用データに対して支払われる。ただし、後から権利者からの請求があった場合に備えて、一部が保全される ⁶⁹⁴ 。

APRAAMCOS が司法長官のガイドラインよりも短期の保全期間を設定している理由は不明である。また、一般債権の時効と整合的でない理由については定かではない。ただし、分配不能な対価が保全される期間を経過し、分配資金に繰り入れられたとしても権利者が分配請求できなくなるわけではないためと推察される。

689 NSW : Limitation Act 1969 No31 第 14 条第 1 項(a)

ACT : Limitation Act 1985 第 11 条第 1 項

QLD : Limitation of Actions Act 1974 第 10 条第 1 項

SA : LIMITATION OF ACTIONS ACT 1936 第 35 条

VIC : LIMITATION OF ACTIONS ACT 1958 第 5 条第 1 項

WA : LIMITATION ACT 1935 第 38 条第 1 項(c)(v)

690 Attorney- General's Department, Copyright Act 1968 DECLARATION OF COLLECTING SOCIETIES Guidelines, <https://static-copyright-com-au.s3.amazonaws.com/uploads/2015/04/R00561-Guidelines-for-declaring-Collecting-Societies-2001-1.pdf>.

691 後述する CMO 各団体が合同で策定している行動規範では、各 CMO が分配不能額を保全するファンドについて、分配ができない理由や権利者探索と分配に関するステップ等の情報についてアニュアルレポートにおいて報告すべきことが定められている (2.6(g))。

692 Copyright Agency, 前掲注 686)。

693 Screenrights, Distribution Policy, P.7, https://www.screenrights.org/wp-content/uploads/2018/12/Dist_Policy_27092022.pdf.

694 APRA AMCOS, 前掲注 688)。

7.2.2 主要なガイドライン

National Copyright Unit⁶⁹⁵が教育機関向けの著作権ガイドをまとめたウェブサイト (smartcopying) を公開している⁶⁹⁶。同サイトにおいては、学校での著作物利用について、著作物の種類ごとに留意点を整理しているほか、教育者向けの教材等が掲載されている。例えば、著作権ガイドラインというページが設置されており、その中で「著作権の基本」を解説しているほか、テキスト作品、芸術作品、音楽、映画、ビデオ、インターネット、ウェブサイト、ラジオ放送、テレビ放送等の種類に分けて留意事項を解説している。

また、CMO に関するガイドラインとしては、政府が司法長官による集中管理団体宣言に関するガイドライン⁶⁹⁷があり、CMO の組織ガバナンスに関する事項が定められている。

7.2.3 CMO の情報公開に関する規定

著作権法は第 113W 条において、CMO として認められる要件として、「構成員が当該団体の記録へアクセスできること」を定めている。また、7.2.1.2.3.1 のとおり、CMO は年次報告書と決算書の作成と構成員への公開を義務付けられている。

また、CMO の自主規制として、7.2.1.2.3.4 のとおり、CMO の行動規範が定められており、年次報告書を作成することと規定されている。また、年次報告書への必要的記載事項として、受け取った補償金及びライセンス料の総額や投資に回して得た収入、構成員に支払った分配額等が定められている。

7.2.4 主要な裁判例

7.2.4.1.1.1 公平な報酬を求めた裁判例：Copyright Agency Limited v University of Adelaide [2022] ACopyT 2 等^{698,699,700,701}

CMO である Copyright Agency と豪州の各大学との間で発生した争いであり、主に大学側が Copyright Agency に支払うべき金額の決定方法が争点となった。

Copyright Agency は、当事者間で 2017 年から 2018 年に合意した金額を参照して基本レートを設定することを提案した (AUD 32.5M (JPY 2.9B))。一方、アデレード大学は、1999

695 豪州の学校と TAFE の著作権ポリシーと管理を担当する著作権専門チーム。CAG 等に助言と支援を行っており、CAG 等に代わって CMO と法定および自主的なライセンスを交渉および管理することも業務の一つとしている。どのような存立基盤の団体なのかは不明である。

696 National Copyright Unit, smartcopying, <https://smartcopying.edu.au/>。

697 Attorney- General's Department, 前掲注 690)。

698 COPYRIGHT TRIBUNAL OF AUSTRALIA Copyright Agency Limited v University of Adelaide [2022]

ACopyT 2, <https://www.judgments.fedcourt.gov.au/judgments/Judgments/tribunals/acopyt/2022/2022acopyt0002>。

699 COPYRIGHT TRIBUNAL OF AUSTRALIA, 前掲注 698)。

700 COPYRIGHT TRIBUNAL OF AUSTRALIA, 前掲注 698)。

701 FEDERAL COURT OF AUSTRALIA Copyright Agency Ltd v Charles Sturt University (No 2) [2001] FCA 1145, <https://www.judgments.fedcourt.gov.au/judgments/Judgments/fca/single/2001/2001fca1145>。

年の決定（Copyright Agency Ltd v University of Adelaide [1999] ACopyT 1; 151 FLR 142⁷⁰²703）で決定されたレート（4 セント／ページ）を使用し、さらに消費者物価指数の動きも見ながらレートを調整することを提案した（69%の削減または AUD 22.5M（JPY 2.0B）の削減）。

同大学は、補償金制度への依存が 2000 年以降減少していることを理由に、報酬の大幅な削減を要求した。この要求の裏付けとして、同大学は、出版社との間で商業的な取り決めをしており、法定許諾ではなく、この商用ライセンス資料を活用することを奨励しているとし、実際に、法定許諾による利用が減少傾向にあるというデータを示した。

これに対し、Copyright Agency は、たしかにハードコピーは減っているが、デジタル利用には有意な減少が見られないことを指摘し、減額を受け入れられないと主張した。

2023 年 2 月に Copyright Agency と Universities Australia（UA）との間で 2019 年から 2022 年までの各年に大学が支払う補償金の金額に関して合意に至ったことが報じられている⁷⁰⁴。

7.2.4.1.1.2 補償金制度と公正利用との区別に関する裁判例：Haines v Copyright Agency[1982]FCA 137; 42 ALR549⁷⁰⁵

ニューサウスウェールズ州の教育局長と Copyright Agency 及び出版社等との間で発生した争いであり、ニューサウスウェールズ州の教育局長が発出した覚書において、学校が補償金制度の代わりに著作権法第 40 条の研究・調査のための公正利用に基づいて無償で著作物を利用できることを選択できる旨の記述がなされていたことに対して、Copyright Agency が異議を唱えたものである。判決では、教育目的で著作物を複製する教育機関の活動と研究・調査のために著作物を利用する個人の活動を区別することが重要であるとして、教育局長に覚書の撤回・破棄を命じた。

傍論において、覚書は第 40 条の下で行う著作物利用は公正な取引であるという要件を満たさなければならないことを強調していないことに問題があり、覚書が想定しているような選択の自由は存在しないとされている⁷⁰⁶。

702 COPYRIGHT TRIBUNAL OF AUSTRALIA Copyright Agency Ltd v University of Adelaide [1999] ACopyT 1, <https://www.judgments.fedcourt.gov.au/judgments/Judgments/tribunals/acopyt/1999/1999acopyt01>.

703 FEDERAL COURT OF AUSTRALIA COPYRIGHT AGENCY LTD V UNIVERSITY OF ADELAIDE [1999] FCA 1818, <https://www.judgments.fedcourt.gov.au/judgments/Judgments/fca/single/1999/1999fca1818>.

704 Copyright Agency, Copyright Agency and university sector reach agreement on copyright licence fees, Feb, 23, 2023, <https://www.copyright.com.au/2023/02/copyright-agency-and-university-sector-reach-agreement-on-copyright-licence-fees/>.

705 JADE, Haines v Copyright Agency[1982]FCA 137; 42 ALR549, <https://jade.io/article/148690>

706 Australian Copyright Council, AUSTRALIAN COPYRIGHT LAW REVIEW, <https://www.ourcommons.ca/Content/Committee/421/INDU/Brief/BR9963977/br-external/AustralianCopyrightCouncil-e.pdf>.

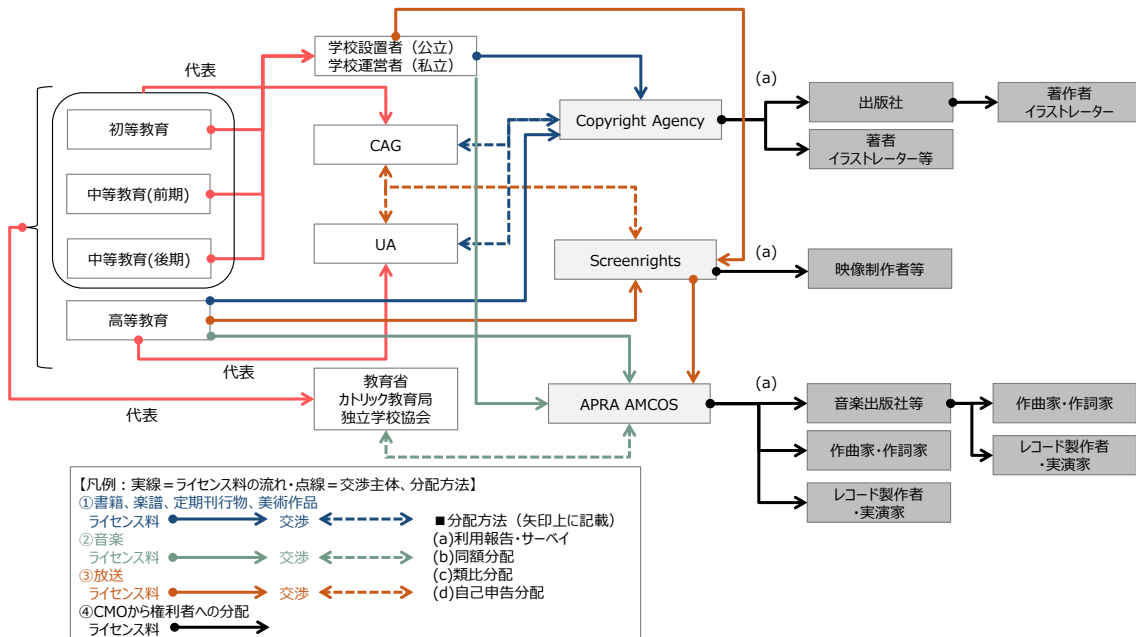
7.3 教育に関する CMO

7.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像

豪州では補償金制度により教育機関の著作物利用が認められており、補償金制度が定められていない分野については、CMO が任意の包括ライセンスを提供している。7.2 で説明した補償金制度については、著作物の複製及び通信が対象とされており、Copyright Agency と Screenrights の 2 団体が管理している。Copyright Agency は文字及び画像、楽譜に係る補償金制度を、Screenrights は放送に含まれる著作物に係る補償金制度を提供している⁷⁰⁷。

音楽著作物は、著作権法第 113T 条第 2 項により任意の包括ライセンスとされており、著作権法第 28 条で利用できる範囲以上の利用行為を含めた任意のライセンスが APRA AMCOS により提供されている⁷⁰⁸。音楽の CMO についてはそのほか PPCA や ARIA という団体が存在する。それぞれの団体が取り扱う権利と音楽に関する CMO の関係性は、図表 154 のとおりである。

図表 154 [豪州]教育著作物に関する CMO

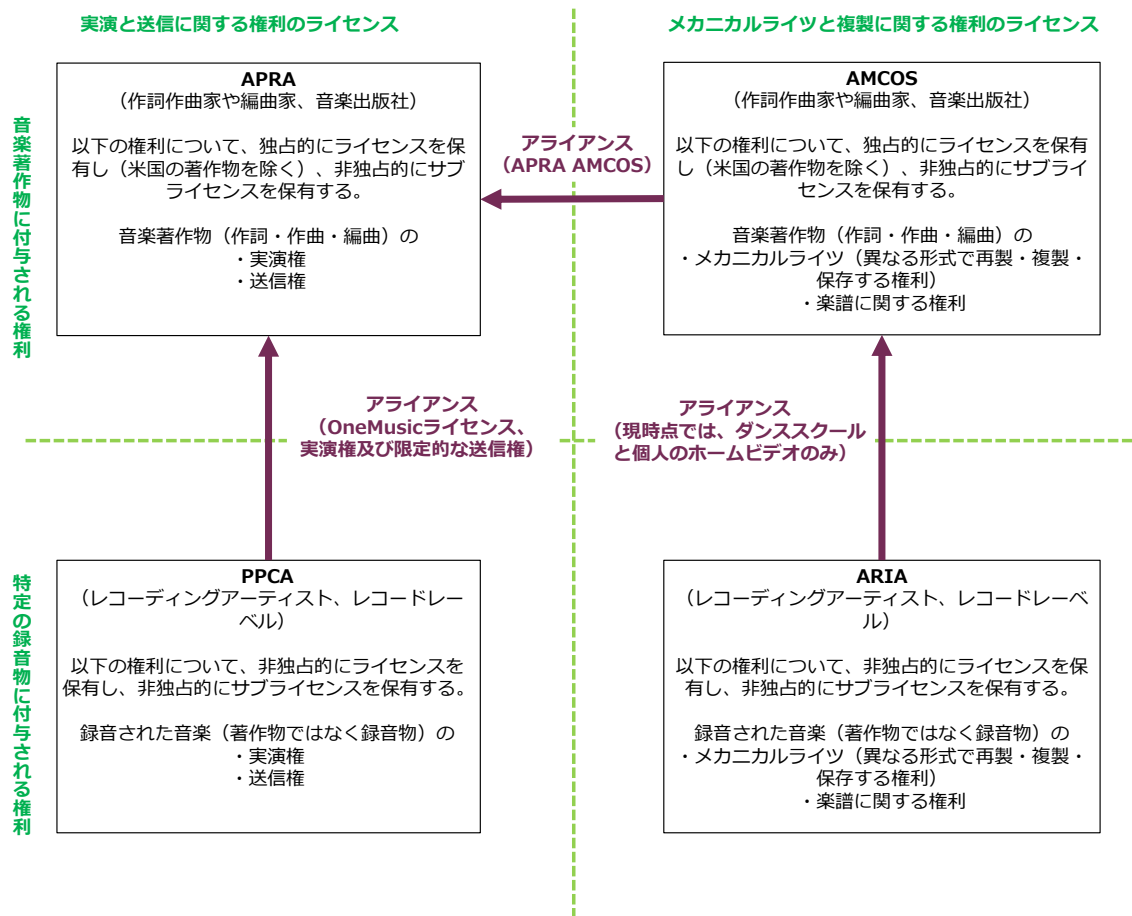


資料) 各 CMO のウェブサイト及びヒアリングより MURC 作成

707 Copyright Agency, STATUTORY LICENCES, <https://www.copyright.com.au/about-copyright/statutory-licences/>、や Australian Copyright Council, Education : Copyright Basics, <https://www.copyright.org.au/browse/book/ACC-Education:-Copyright-Basics-INFO048>.

708 文化庁「ICT活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境に関する調査研究」
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_07.pdf.

図表 155 [豪州] 音楽に関する CMO の取扱う権利と関係性



出所：ACCC 資料⁷⁰⁹より MURC 作成

7.3.2 Copyright Agency

7.3.2.1 業務内容

Copyright Agency は言語著作物、演劇著作物、音楽著作物または美術著作物の集中管理を行っている団体である。主に教育機関における補償金制度を管理しているが、それだけでなく商業事業等向けのライセンス管理も手掛けている。

約 40,000 人の構成員（作家、ジャーナリスト、出版社、ビジュアルアーティスト等）が登録されている。

709 Australian Competition & Consumer Commission, Determination Application for revocation of A91367 - A91375 and the substitution of authorisation AA1000433 lodged by Australasian Performing Right Association Ltd in respect of arrangements for the acquisition and licensing of performing rights and communication rights in musical works, p.14

7.3.2.2 補償金収受額及び過去の変遷

2023年の年次報告書によると、年間の収益が約 AUD 127.7M (JPY 11.4B) (うち、教育関係は AUD 84.5M (JPY 7.5B)) であり、分配額は AUD 95M (JPY 8.5B) (政府部門へのライセンス等その他の収益から行われた分配額を含む) であった⁷¹⁰。なお、収益および分配額ともに、2022年までの5年間は減少傾向が続いていたが、2023年に収益が微増し、分配額が増加している⁷¹¹。収益のうち最大1.5%は文化基金として利用できる。

7.3.2.3 管理手数料

補償金制度から控除される管理費は、17.4%である⁷¹²。Copyright Agency の提供する教育機関向け以外のライセンスから控除される料率はこれと異なる場合もある⁷¹³。

7.3.2.4 体制

理事会には11人の取締役がおり、CMOの職員は約60人の常勤スタッフがおり、マネジメントチームが管轄している。組織は、「ライセンス」「政策・政府・構成員関係」「戦略とイノベーション」「コーポレートサービス」「法務」「文化基金」で構成されている。

7.3.2.5 根拠法

著作権法第IVA編第5節にCMOの要件が規定されている。

7.3.2.6 教育との関係

CMOが補償金制度の諸条件についてCAGやUAと協議し、学校設置者が補償金を支払う。

初等・中等教育セクターに関して、CAGがCopyright Agencyと協議して補償金を決定している。2022年には2023年から2025年までの補償金について合意した⁷¹⁴。当該合意内容によれば、生徒一人当たりAUD 13 (JPY 1.2K) /年で3年間同額となっており、この料金は学校の種別や州等の要因とは関係がなく、すべての生徒に共通した金額である。大学に関しては、UAと協議して補償金を決定している。2023年2月23日に、2026年までに支払

710 Copyright Agency, Annual report 2023, P.12, <https://static-copyright-com-au.s3.amazonaws.com/uploads/2023/12/R02664-FY23-Annual-Report.pdf>.

711 2022-23年度の分配額が急増している理由としては、2019年から2022年まで法的手続きが進行している間、エスクロー(預託)されていた大学からのライセンス料がAUD 46M (JPY 4.2B)あり、2023年2月に著作権庁とUniversities Australiaの間で合意に達し、分配のために解放されたためである。

712 Copyright Agency, 前掲注710)。

713 たとえば、テキストの従量課金制ライセンスから13.5%、アートワークのライセンスから13.8%、メディアモニタリングライセンスから8.5%、アーティストの再販ロイヤルティ制度から15%、その他の補償金から17.4%が管理費として控除されている。

714 Copyright Agency, <https://www.copyright.com.au/licences-permission/educational-licences/schools/>.

われる著作権料と、2019年から2022年までの補償金総額について合意⁷¹⁵（2019-2022：年間 AUD 31M（JPY 2.8B）、2023-2024年：年間 AUD 28.5M（JPY 2.5B）、2025-2026年：年間 AUD 27.5M（JPY 2.5B））がなされている。

補償金の支払いに関しては、初等・中等教育セクターについては学校設置者（州政府等）、大学については個々の大学が支払っている。独立学校等については、個別に補償金を支払っている。

7.3.2.7 著作物の管理方法

Copyright Agency が ISBN/ISSN によって紐づいた著作物に関する独自のデータベースを整備している。

7.3.2.8 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織

Copyright Agency から権利者（出版社または著者、イラストレーター）に対して直接支払いがなされるため、分配を仲介する組織は存在しない。

7.3.3 Screenrights

7.3.3.1 業務内容

主に放送コンテンツ等を対象とした CMO であり、教育機関における補償金制度を管理している。教育機関向けのコンテンツを提供する複数の企業と協働しており、例えば教育機関向けのビデオコンテンツ提供者として“ClickView”や“TV4ED”、“Inforimit”等がある。2022年9月時点では、4,996名の構成員が参加している。

Screenrights は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけにオンライン教育がさらに普及したため、使用される放送プログラムの量が大きく増加した。これまで30年間に渡ってライセンスと分配の業務に取り組む中でシステムを構築していることに加え、Screenrights は放送のみに特化した団体であることから、権利者に連絡を取るの比較的容易であるという特徴を有する。社会の潮流として YouTube 等の新たなコンテンツが広がっており、教育現場でも利用ニーズがあるものの、法律の制限により放送コンテンツのみしか取り扱えない点を課題として抱えている⁷¹⁶。

715 Copyright Agency, 前掲注 710)。

716 Screenrights へのヒアリングによる（2024年2月7日実施）。

7.3.3.2 補償金収受額及び過去の変遷

過去 4 年間の教育機関向けの補償金収入と著作権者に対して分配できた金額は図表 156 のとおりである。

図表 156 [豪州]教育機関向けの補償金収入と著作権者に対して分配できた金額⁷¹⁷

年	教育機関からの補償金収入	教育機関からの収入から権利者に対して分配した金額
2020	AUD 33.151M (JPY 3.0B)	AUD 28.490M (JPY 2.5B)
2021	AUD 33.916M (JPY 3.0B)	AUD 30.113M (JPY 2.7B)
2022	AUD 34.933M (JPY 3.1B)	AUD 30.782M (JPY 2.7B)
2023	AUD 36.815M (JPY 3.3B)	AUD 32.802M (JPY 2.9B)

注釈) 予め定めた料率を手数料として徴収した補償金から控除する運用は行っていない。Screenrights の経費は収集した補償金に対する比率という形で定められており、経費を回収総額の約 15%に抑えることを目標としている。

また、Screenrights の補償金制度の料金表とその過去の変遷は図表 157 のとおりである。

図表 157 [豪州]年間包括ライセンスの料金表⁷¹⁸

年	CAG が代表する学校	
	小中学校	大学
2019	AUD 6.88 (JPY 614)	※
2020	AUD 7.00 (JPY 625)	※
2021	AUD 7.05 (JPY 630)	※
2022	AUD 7.26 (JPY 648)	※
2023	AUD 7.79 (JPY 696)	※

年	CAG が代表する学校以外			
	小中学校	非営利の高等教育機関	非営利の職業訓練校	営利目的の学校
2019	AUD 6.88 (JPY 614)	AUD 11.14 (JPY 995)	AUD 3.91 (JPY 349)	総利益の 0.1%
2020	AUD 7.00 (JPY 625)	AUD 11.34 (JPY 1,013)	AUD 3.97 (JPY 355)	総利益の 0.1%
2021	AUD 7.05 (JPY 630)	AUD 11.44 (JPY 1,022)	AUD 4.00 (JPY 357)	総利益の 0.1%
2022	AUD 7.26 (JPY 648)	AUD 11.84 (JPY 1,057)	AUD 4.12 (JPY 368)	総利益の 0.1%
2023	AUD 7.79 (JPY 696)	AUD 12.77 (JPY 1,140)	AUD 4.42 (JPY 377)	総利益の 0.1%

注1) ※の大学の補償金は、複雑な計算によって算出されており、機密事項であるため、提供することはできないとのこと。大学の補償金の平均金額は、非営利の職業教育と高等教育の間の値となり、大

717 Screenrights へのヒアリングによる (2024 年 2 月 7 日実施)。

718 Screenrights へのヒアリングによる (2024 年 2 月 7 日実施)。

学によって異なる場合がある。

注2) ※の大学の補償金は、学生数、消費者物価指数に基づく毎年の調整、前年度のコンテンツの使用状況（使用量）の3つの要素が加味されて決定される。コンテンツの使用状況を加味している理由としては、使用量に応じて補償金を調整した方が公平だという主張が大学側からなされたため。

7.3.3.3 管理手数料

Screenrights の経費は収集した補償金の総額に対する比率という形で定められており、経費を回収総額の約15%に抑えることを目標としている⁷¹⁹。

図表 158 [豪州]収集した補償金の総額に対する管理手数料の比率⁷²⁰

年	比率
2020年	15.9%
2021年	16%
2022年	15%

7.3.3.4 体制

12名の役員が在籍している。従業員35名、うち1名が分配担当（Screenrights の構成員向けのサービスチームが必要に応じて分配を支援する。その場合、さらに7名が分配業務に携わる）。教育機関向けのライセンスの業務のみを行う専任のスタッフはいない⁷²¹。

7.3.3.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

利用者は、“ClickView”や“TV4ED”、“Inforimit”といったオンラインのストリーミングプラットフォームとして通じてコンテンツを利用する。各教育機関は、教育ライセンスを購入し、ストリーミングプラットフォームのサブスクリプションサービスに加入することで、それらの「リソースセンター」にアップロードされたコンテンツを利用することができる。なお、教育機関がコンテンツを利用する際には、年間ライセンスの購入・サブスクリプションサービスの加入手続以外の手続はない⁷²²。

7.3.3.6 根拠法

著作権法第IVA編第4節に記載されている。

719 Screenrights へのヒアリングによる（2024年2月7日実施）。

720 Screenrights, WHERE DOES THE MONEY COME FROM?, <https://www.screenrights.org/help-centre/types-of-royalties/australian-educational-royalties/>.

721 Screenrights へのヒアリングによる（2024年2月7日実施）。

722 Screenrights へのヒアリングによる（2024年2月7日実施）。

7.3.3.7 教育との関係

CAG および UA と交渉を行う。CAG に代表されない独立学校については個別に交渉を行っている⁷²³。

7.3.3.8 著作物の管理方法

教育機関等のユーザーはリソースセンターに収録された著作物をオンライン上で利用する。毎年、リソースセンターが新しい放送コンテンツの複製を行っており、最新の著作物までカバーされている⁷²⁴。

7.3.3.9 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織

Screenrights の業務に関して第三者への業務委託は行っていない。ただし、放送コンテンツに含まれる音楽著作物に対する補償金の分配は、Screenrights から APRA AMCOS に対して分配がなされ、APRA AMCOS が権利者に対して分配している。

なお、著作権者と Screenrights の関係性について、豪州は補償金制度を採用しているため、著作権者が使用条件について意見を言うことはできない⁷²⁵。

7.3.4 APRA AMCOS

7.3.4.1 業務内容

APRA AMCOS は音楽分野の CMO である⁷²⁶。教育機関向けに音楽分野で任意の包括ライセンスを提供しており、全ての公立学校と、ほぼ全ての私立学校が購入している。APRA AMCOS は APRA (1926 年設立) と AMCOS (1979 年設立) の 2 つの団体が 1997 年に合併した組織であり、合併後の現在においても、それぞれの定款や分配ルール (Distribution Rule) を定めており、コーポレートガバナンスに関する報告書や年次報告書についても APRA と AMCOS がそれぞれ公表している。

APRA は演奏権と公衆伝達権を管理しており、そのライセンスは、ラジオ、テレビ、オンライン、ライブ等、公に伝達または演奏される音楽を対象としている。他方、AMCOS はさまざまな形式の音楽の複製と保存を管理しており、そのライセンスは、レコード会社

723 Screenrights へのヒアリングによる (2024 年 2 月 7 日実施)。

724 Screenrights へのヒアリングによる (2024 年 2 月 7 日実施)。

725 Screenrights へのヒアリング (2024 年 2 月 7 日実施) によると、ニュージーランドについては、任意ライセンスであるため、委任関係に近い。

726 なお、著作物の教育目的利用以外の分野における APRA AMCOS に関連する組織として、OneMusic Australia がある。これは、APRA AMCOS と PPCA の共同ライセンスイニシアチブであり、2019 年 7 月 1 日に設立されたものである。豪州では、通常、音楽クリエイターは APRA AMCOS (作曲家および音楽出版社) と PPCA (レコーディングアーティストおよびレコードレーベル) の両方に自分の著作物の権利を管理する権限を与える。OneMusic Australia は共同公演ライセンスを提供しており、OneMusic Australia を利用すると、企業は PPCA と APRA AMCOS からの個別のライセンス契約等が不要となる。

等が楽曲をコピーして CD またはレコード、DVD、オンラインで販売することや、制作音楽としての使用、ラジオやテレビ番組での使用を対象としている⁷²⁷。

APRA には、作詞家や作曲家、音楽出版社等の構成員が豪州及びニュージーランド合わせて 11.1 万人以上おり、また、海外の 120 以上の CMO と相互協定を結んでいる。APRA は、世界中の作曲家によって書かれた何百万もの楽曲の独占的な上演権および伝達権を所有または管理しており、オーストラリアで上演され、または公衆に伝達される音楽作品および歌詞の大部分が APRA の管理する楽曲である⁷²⁸。

AMCOS には作詞家や作曲家、音楽出版社等の構成員が約 2.4 万人いる。AMCOS のライセンス提供先は、すべての主要放送局、ビデオ・オン・デマンドや音楽ストリーミングサービス、BGM サプライヤーなどの企業である⁷²⁹。

7.3.4.2 使用料収受額及び過去の変遷

2022-23 年の総収益（豪州及びニュージーランドの双方における事業を含む）は AUD 690.5M（JPY 61.7B）となっており、2021-22 年の AUD 616.5M（JPY 55.9B）と比較して 12%増加している。2022-23 年の総収益のうち、教育機関からの収益は AUD 17.6M（JPY 1.6B）（2.5%）である⁷³⁰。なお、2022-23 年の教育機関からの収益のうち、AUD 12.532M（JPY 1.1B）は主に AMCOS が得た収益であり⁷³¹、残りの AUD 4.872M（JPY 435.1M）は APRA が得た収益である^{732,733}。APRA AMCOS は次の 3 つのライセンスを豪州の初等・中等教育セクターと締結している⁷³⁴。

図表 159 [豪州]APRA AMCOS が提供する初等・中等教育セクター向けの任意ライセンス⁷³⁵

ライセンス名	概要
The APRA Public Performance Licence	学校のコンサート、イベント、校内での APRA が管理する作品の公開演奏を許可するライセンス（例：文化祭、学校の鐘）。
The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence	APRA AMCOS が管理する著作物、及び、ARIA の管理する録音物の複製権と伝達権に関するライセンス。特に、オンラインでの教育的利用、ウェブサイトやソーシャルメディアでの学校行事の録音やコンテンツの共有に対応している。
The AMCOS Print Music Licence	ハードコピーおよびデジタルの両方で、AMCOS が管理する作品の楽譜の複製することを許可するライセンス。

727 APRA AMCOS, Who we are, <https://www.APRA AMCOS.com.au/about/what-we-do/who-we-are>.

728 APRA AMCOS への書面調査による（2024 年 3 月 20 日実施）。

729 APRA AMCOS への書面調査による（2024 年 3 月 20 日実施）。

730 APRA AMCOS, Year in Review, <https://www.APRA AMCOS.com.au/about/governance-policy/annual-reports/year-in-review>.

731 AMCOS, AMCOS FINANCIAL REPORT 2022-23, <https://assets.APRA>

AMCOS.com.au/images/PDFs/About/2023-AMCOS-Statutory-Accounts_Final-200923_signed.pdf.

732 APRA, APRA FINANCIAL REPORT 2022-23, https://assets.APRA AMCOS.com.au/images/PDFs/About/2023-APRA-Statutory-Accounts_Final-200923.pdf.

733 ここまでの収益はすべて、豪州・ニュージーランドの合計値である点に留意されたい。

734 APRA AMCOS への書面調査による。

735 APRA AMCOS への書面調査による。

2020年に、上記の3つのライセンスは“Schools Music Licence”という単一のライセンスに統合され、初等・中等教育機関向けの学生一人当たりの単一の料金が適用されるようになった。ただし、分配実務においては、学校側との交渉等のコミュニケーションの際も含めて、3つのライセンスそれぞれの料率を分けて取り扱っている。

“Schools Music Licence”の使用料は、初等・中等教育課程における全日制の学生1人当たりの料金に基づいて計算される。2024年の豪州における学生1人当たりの使用料は、小学生がAUD 2.5280 (JPY 226)、中学生がAUD 2.6679 (JPY 238)である(豪州のVATである物品サービス税(GST、10%)は含まれない)。内訳は図表160のとおりである。

図表 160 [豪州]Schools Music Licence の使用料の内訳 (いずれも税抜き)⁷³⁶

項目	初等教育 (小学生)	中等教育 (中学生)
The APRA Public Performance Licence	AUD 0.27985 (JPY 25)	AUD 0.40712 (JPY 36)
The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence	AUD 1.08072 (JPY 97)	AUD 1.08690 (JPY 97)
The AMCOS Print Music Licence	AUD 1.16743 (JPY 104)	AUD 1.17388 (JPY 105)
合計	AUD 2.5280 (JPY 226)	AUD 2.6679 (JPY 238)

上記の3つライセンス内でのAPRA AMCOS・ARIA⁷³⁷への分配額図表161のとおりである。

図表 161 [豪州]Schools Music Licence の関係CMOへの分配額⁷³⁸

項目	初等教育 (小学生)	中等教育 (中学生)
APRA (パフォーマンスライセンス)	AUD 0.2798 (JPY 25)	AUD 0.4071 (JPY 36)
APRA (オーディオビジュアルライセンス)	AUD 0.1350 (JPY 12)	AUD 0.1358 (JPY 12)
APRA 合計	AUD 0.4151 (JPY 37)	AUD 0.5429 (JPY 48)
AMCOS (プリントミュージックライセンス)	AUD 1.1674 (JPY 104)	AUD 1.1739 (JPY 105)
AMCOS (オーディオビジュアルライセンス)	AUD 0.4052 (JPY 36)	AUD 0.4077 (JPY 36)
AMCOS 合計	AUD 1.5727 (JPY 140)	AUD 1.5815 (JPY 141)
ARIA (オーディオビジュアルライセンス)	AUD 0.5402 (JPY 48)	AUD 0.5435 (JPY 49)
ARIA 合計	AUD 0.5402 (JPY 48)	AUD 0.5435 (JPY 49)
総合計	AUD 2.5280 (JPY 226)	AUD 2.6679 (JPY 238)

注釈) 端数処理の関係により各項目の和と合計の数字が合わない場合がある。

736 APRA AMCOS への書面調査による。

737 ARIA とは録音物(レコード)の演奏権・複製権を管理するCMOであり、レコード製作者や実演家を代表している。音楽著作物の演奏権・複製権を管理するAMCOSとは異なる権利を管理しており、録音物を複製する際には、AMCOS・ARIAの両者のライセンスが必要となる。“The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence”は、AMCOSとARIAの演奏・複製に関するライセンスを一本化したものである。ARIA, Licensing Frequently Asked Questions, <https://www.aria.com.au/faq/licensing>.

738 APRA AMCOS への書面調査による。

2023年は、初等教育の児童数が229万9,072人、中等教育の生徒数は177万4,795人で、ライセンス料の総額はAUD 9.84M (JPY 877.8M)である。2023年の収益は、消費者物価指数によるライセンス料の値上げと年率約1%の人口増加により増収となった⁷³⁹。

大学に対しては、APRA AMCOS 及び ARIA、PPCA が “University Music Licence” という単一の包括ライセンスを提供し、豪州の39の大学をカバーしている。APRA AMCOS 等とUAとの合意によると、ライセンス料は実演とレコーディング (Tier 1) と楽譜の使用 (Tier 2) 分けて設定されており、2021年のTier 1の支払総額はAUD 3.2M (JPY 285.8M)で、全39大学で分担して支払われている。この金額は毎年の消費者物価指数に従って調整される。2021年のTier 2の支払額は大学1校につきAUD 17.5K (JPY 1.6M)であり、毎年の消費者物価指数に従って調整される。Tier 2のライセンスを購入するかは各大学が選択できる。購入することを選択した大学のみがTier 2のライセンス料を支払う⁷⁴⁰。

7.3.4.3 管理手数料

収益のうち13.8%が管理費用として設定されている⁷⁴¹。

7.3.4.4 体制

CEOの下、構成員、音楽ライセンス、デジタル、財務、法務、ニュージーランド事業、国際サービス、文化及び広報の責任者が配置され、さらに複数のディレクターが配置されている⁷⁴²。APRA AMCOSの職員数は、豪州及びニュージーランド合わせて411人であり、このうち377人が豪州に関する業務を行っている⁷⁴³。APRAがライセンスと分配を管理しており、ロイヤリティ分配チームには19人が所属している。

7.3.4.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

APRA AMCOSが提供するライセンスは、初等・中等教育セクター向け及び高等教育セクター向けのいずれについても、年間単位の包括ライセンスであるため、著作物の使用に当たって都度CMOに申請する必要はない。

739 8.3.4.2については別途脚注の無い限り、出典はすべてAPRA AMCOSへの書面調査による。

740 University Australia, THE UNIVERSITY MUSIC AGREEMENT, https://library-admin.anu.edu.au/intranet/_resources/copyright/2020-University-Music-Agreement-Factsheet.pdf.

741 APRA AMCOS, Distribution information guides, <https://www.APRAAMCOS.com.au/about/governance-policy/distribution-rules-practices>.

742 APRA AMCOS, APRA AMCOS leadership, <https://www.APRAAMCOS.com.au/about/what-we-do/who-we-are/our-leadership>.

743 APRA AMCOSへの書面調査による。

7.3.4.6 根拠法

ACCCによって認可されている。最新の状況では、2020年7月にACCCがAPRAに対して4年間の認可を与えている⁷⁴⁴。

7.3.4.7 教育との関係

ライセンスの条件やライセンス料については、初等・中等教育セクターについては各州の教育省、カトリック教育局、独立学校協会を代表するNational Copyright Unitとの間で協議を行い、これらの管理団体がライセンス契約を締結している⁷⁴⁵。高等教育セクターについてはUAと協議を行い、各大学との間でライセンス契約を締結する。ライセンス料の支払いは契約締結者が行う⁷⁴⁶。

7.3.4.8 著作物の管理方法

APRAAMCOS独自の楽曲やその権利者に関するデータベースと照合がなされ、自動的に分配を受けるべき権利者が特定される。このデータマッチングによって特定されない楽曲または著作権者については、調査チームが手作業で特定を行う。

7.3.4.9 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織

ライセンス料を分配するためのデータは、Copyright Agencyが収集したものを利用している。また、放送コンテンツに含まれる音楽著作物に対する補償金はScreenrightsからAPRAAMCOSに分配され、APRAAMCOSが権利者に分配している。それ以外に第三者に対する業務委託は行っていない⁷⁴⁷。

744 APRAAMCOS, ACCC Authorisation, <https://www.APRAAMCOS.com.au/about-us/news-and-events/accc-authorisation>.

745 APRAAMCOS, Licensing for schools, <https://www.APRAAMCOS.com.au/music-licences/select-a-licence/education-licences/licensing-for-schools>.

746 University Australia, 前掲注 740)。

747 APRAAMCOS への書面調査による。

7.4 教育に関する補償金・補償金の徴収

7.4.1 補償金の手続き主体

補償金制度の金額や条件に関する交渉は、CAG 及び UA と各 CMO（Copyright Agency 及び Screenrights）との間で行われる。

7.4.2 対価の支払い主体

Screenrights と契約を締結し、補償金を支払うのは、高等教育セクターのうち大学については各大学であり、初等・中等教育セクターについては学校設置者⁷⁴⁸（公立）または学校運営者（私立）である。一部の独立した特殊な学校（Ultra Independence School）や大学以外の高等教育機関は、Screenrights と直接契約を締結し、直接支払いを行っている。

APRAAMCOS への補償金の支払い主体は、初等・中等教育セクターは教育省やカトリック教育局、独立学校協会が契約及び支払いを担い、高等教育セクターは各大学が契約及び支払いを担う。

7.4.3 補償金規定・規則上の記載

著作権法第 113R 条において規定されており、各 CMO と教育機関を代表する団体（CAG 及び UA）との間で補償金について合意する。両者が合意に至らない場合には、著作権審判所が補償金を決定する。

図表 162 [豪州]報酬の取り決め方法

113R 正当な報酬

- (1) 第 113Q 条に基づき集中管理団体に与えられた報酬通知により、教育機関を管理する団体が許諾された複製または送信のために支払うことを約束する正当な報酬の額は、以下のとおりとする：
 - (a) 集中管理団体と教育機関を管理する団体との間で合意された金額、又は
 - (b) 第(2)項に基づき審判所により決定された金額
- (2) 審判所は、以下の場合、正当な報酬の額を決定することができる：
 - (a) 集中管理団体および教育機関を管理する団体が、第(1)項(a)に基づく合意によりその額を決定することができない場合
 - (b) 集中管理団体および教育機関を管理する団体が、審判所に対してその金額を決定させるよう申請する場合
- (3) 第(2)項に基づく審判所の決定は、当該決定がなされた日前行われた複製又は送信との関係で効力を有すると表明することができる。

⁷⁴⁸ 州政府やテリトリーの政府が傘下の学校をまとめて契約している。

7.4.4 ライセンスの種類と規定

Copyright Agency 及び Screenrights は、教育利用向けの補償金制度を取り扱っており、APRA AMCOS は任意ライセンスとして包括的なライセンスのみを付与している⁷⁴⁹。

7.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス

7.4.5.1 決定・変更の手続き

著作権法には、教育機関を代表する団体と CMO との間で合意された金額もしくは著作権審判所によって決定された金額を支払う旨が規定されている。著作権審判所による決定方式が採用されるのは、両者の合意による決定がなされない場合か、CMO または教育機関を代表する団体からの申請があった場合である。

Copyright Agency 及び Screenrights はそれぞれ、初等・中等教育セクターの教育機関を代表する団体として CAG、高等教育セクターの教育機関を代表する団体として UA を相手方として交渉を行っている。協議の頻度は 4～5 年に一度である⁷⁵⁰。

任意ライセンスに関しては、APRAAMCOS は、初等・中等教育セクターについては、教育省やカトリック教育局、独立学校協会とライセンス料やライセンス条件について協議を行い、高等教育セクターについては UA と協議を行う。

協議の概要は図表 163 のとおり⁷⁵¹。

図表 163 [豪州]Screenrights と教育セクターとの協議の概要

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 補償金は UA や CAG と Screenrights との協議により定められる。・ 補償金は、インフレーションを考慮した改定が毎年行われる。・ 補償金の構造の抜本的な見直しについては、4～5 年に一度の協議の際に取り扱うこともできるが、長年にわたって同じ料金構造の下で事業を行ってきているため、抜本的な変更は通常は行われない。・ 毎年の補償金の改定に際して UA や CAG の合意は不要となる（4～5 年に一度の協議の際に毎年の補償金改定のルールが定められている。そのため、毎年の改定の際には UA や CAG への通知で足りる。6 月～9 月の四半期の統計データを基に補償金を改定し、次年度から適用される）。 |
|---|

APRAAMCOS は、初等・中等教育セクターの教育機関を代表する団体としては教育省やカトリック教育局、独立学校協会を、高等教育セクターの教育機関を代表する団体として

749 Screenrights は、2015 年以前は、次のような構造となっていた。各教育機関は、著作物の利用状況調査についてサンプル調査に参加することと、レコードキーピングを行うことのいずれかを選択できる。サンプル調査に参加する場合、学生 1 人当たりの金額で設定された年間単位の包括料金を支払う。他方、レコードキーピングを行う場合は、年間を通して利用された著作物の全数調査を行い、利用した実績に応じた対価を支払う（Pay per Use）。2016 年以降は、リソースセンターを用いたコンテンツの提供を行う年間包括ライセンスのみが提供されている。

750 Screenrights へのヒアリングによる（2024 年 2 月 7 日実施）。

751 Screenrights へのヒアリングによる（2024 年 2 月 7 日実施）。

は UA を相手方として協議を行っている。

7.4.5.2 決定・変更の場合の制約

UA や CAG との合意した補償金の条件にはライセンスの適用期限が定められており、その期限までに次の合意がまとまらなかった場合、著作権審判所において裁決がなされる。ただし、当事者間に著作権審判所による裁定は避けたいという共通認識があるため、通常は適用期限内に合意がまとまる⁷⁵²。

7.4.5.3 政府との関係性

ライセンスに関する法令やガイドラインによって規制される以外に、州政府や連邦政府が CMO に対して日常的に関与をすることはない⁷⁵³。

7.4.6 補償金・ライセンス料決定の考え方

当初の補償金の設定については、できるだけ公平性を期すという点を重視し、皆が公平だと感じる水準に補償金を設定した。図表 163 で示したようにインフレーションを考慮した年次改定が行われる。この改定にはオーストラリア政府の公式統計が用いられる。

Screenrights は教育機関向けのライセンスしか取り扱っていないため、教育機関だからという理由で補償金を低額に抑えているということはないものの、教育機関や学生の種類に応じて補償金に傾斜をつけている。例えば職業訓練校の学生に対しては、フルタイムの一般の学生に比べて使うコンテンツが少ないため、より安価な補償金を設定している。

Copyright Agency と APRA AMCOS の CMO のライセンス料決定の考え方は不明である。

752 Screenrights へのヒアリングによる (2024 年 2 月 7 日実施)。

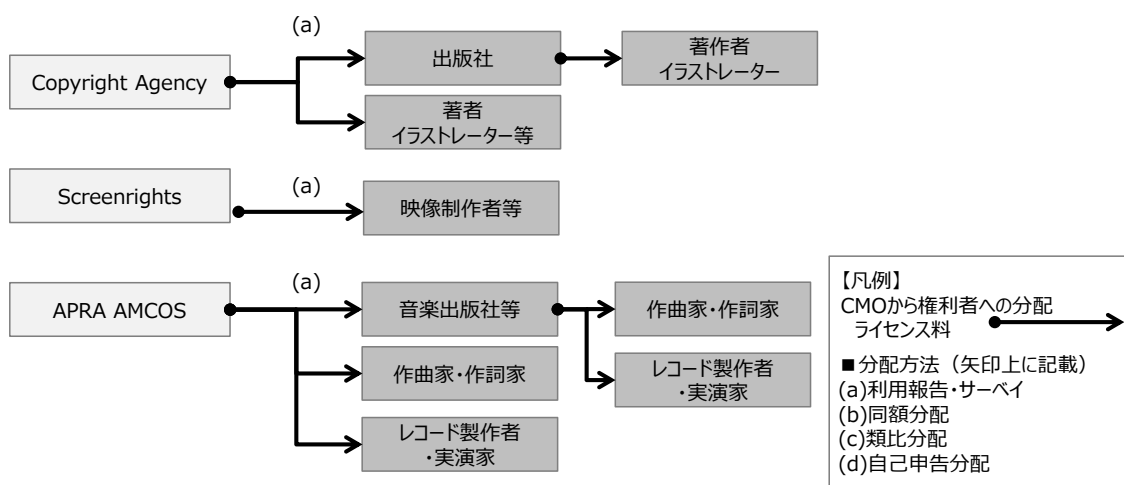
753 Screenrights へのヒアリングによる (2024 年 2 月 7 日実施)。

7.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配

7.5.1 分配方法の全体像

基本的には、各 CMO が徴収した補償金を、各 CMO に登録している権利者へ分配するという流れである。分配に際しての考え方や計算方法は、CMO ごとに設計されている。7.5.2 以降では各 CMO における分配方法について紹介する。

図表 164 [豪州]分配方法の全体像



7.5.2 Copyright Agency

7.5.2.1 分配方法のフロー・計算方法

7.5.2.1.1 分配方法の考え方

收受した補償金の総額から、管理手数料と文化基金への繰入額を控除した上で、一定のアルゴリズムにより各権利者への分配額を計算する。計算にあたっては、サンプリング調査等を行い、その後に各権利者への分配額を調整している。

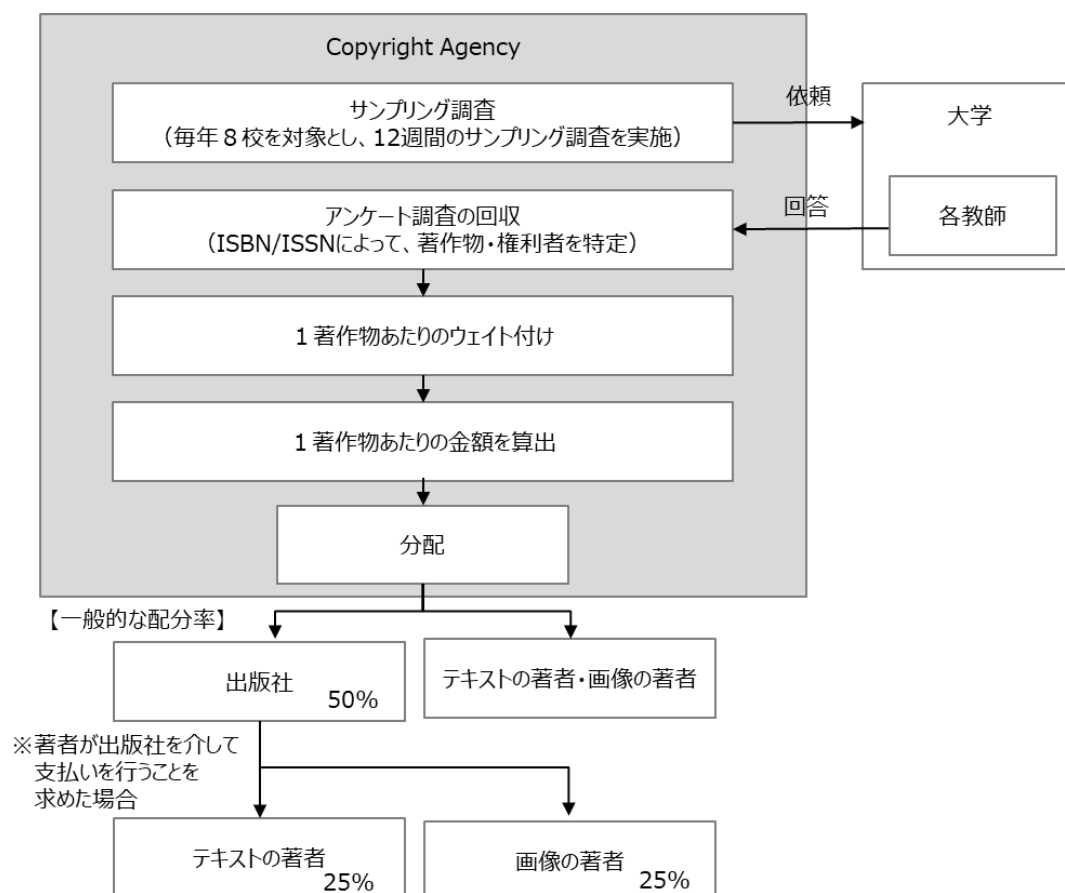
7.5.2.1.2 分配フロー

Copyright Agency の分配フローは図表 165 のとおりである。初等・中等教育セクター及び大学セクターともにサンプリング調査を行っていた。初等・中等教育セクターは、新型コロナウイルスの感染拡大までは、サンプリング調査にて利用した著作物のコピーを付したレポートを提出してもらっていたが、同ウイルス感染症の拡大以降はサンプリング調査を行っていない。現在は暫定的に過去のデータや楽譜販売事業者の販売データ等の代替データを用いて分配を行っているが、新たなデータ収集の方法を開発中であり、法令整備に向

けて取り組んでいる。新たなデータ収集方法は、オンライン教育を前提としたメカニズムとなる見込みであり、Google Classroom や Microsoft Teams など、学校がオンライン教育に使っているソフトウェアに関連した仕組みになることが見込まれている。高等教育セクターについては、後述の要領でサンプリング調査が行われている。

使用状況データをもとに、Copyright Agency のアルゴリズムに基づいて各著作物への補償金の分配額が計算され、権利者に分配がなされる。分配は著作者に直接行われる場合と、出版社に対して行われてから、著作者に行われる場合の両方が存在する。出版社と著作者との分配割合は出版社と権利者との間の取決めによるが、取決めがない場合には Copyright Agency の規則により、出版社に 50%、テキストの権利者に 25%、画像の権利者に 25%の比率で分配がなされる⁷⁵⁴。

図表 165 [豪州]Copyright Agency の分配フロー（高等教育セクター）⁷⁵⁵



754 Copyright Agency, Distribution Policy and Processes, <https://static-copyright-com-au.s3.amazonaws.com/uploads/2022/06/R02525-Distribution-policy-Jul-2022.pdf>.

755 Copyright Agency, Distribution Policy and Processes より MURC 作成。

7.5.2.1.2.1 分配可能額の計算

分配資金から、過去 2 年の実績と翌年の予算の加重平均によって算出される運用コストを差し引き、さらに文化基金（補償金の 1.5%）を差し引いたものが分配可能額となる⁷⁵⁶。

7.5.2.1.2.2 使用状況に関するデータの収集

サンプリング調査で収集した使用状況データをもとに分配を行っているが、初等・中等教育セクターについては、現在、サンプリング調査を行っておらず⁷⁵⁷、過去の調査で得たデータを利用している。2022 年及び 2023 年の補償金分配⁷⁵⁸については、図表 166 の 3 つのデータが使用された⁷⁵⁹。

図表 166 [豪州] Copyright Agency が分配用いるデータ

- ・ 2015 年から 2020 年 3 月までの調査データ
- ・ 2021 年 7 月に実施された教師へのオンラインアンケートに記載されたタイトル
- ・ Nielsen BookScan の販売データから整理した 2020 および 2021 年に出版された書籍

高等教育機関については、毎年 8 校を対象として 12 週間のサンプリング調査を実施しており⁷⁶⁰、対象者はスプレッドシートで作成されたアンケート用紙を使って、使用した著作物の情報を調査当局に提出する。豪州の大学は 40 校程度であるため、各校が 5 年に一度調査に参加している。

7.5.2.1.2.3 著作物ごとの分配額の計算

分配の主な基準は、分配ポリシーに記載されている⁷⁶¹。分配ポリシーでは、分配アルゴリズムにて採用されている主な基準として図表 167 の 3 点を掲げており、その他に考慮する基準として図表 168 の 3 点を掲げている。

図表 167 [豪州] Copyright Agency が分配アルゴリズムに採用する 3 つの主な基準

- ・ ライセンスに基づいて作品が使用された、または使用された可能性が高い権利者
- ・ 各権利者の著作物が使用された可能性のある範囲
- ・ 他の著作権管理団体、専門家団体、または類似団体との取決めに基づく Copyright Agency の義務

756 Copyright Agency, 前掲注 754)。

757 過年度調査（文化庁, 前掲注 708）によれば、初等・中等教育機関においては、125 校を抽出したうえで、約 30 校ごとに 10 週間のサンプリング調査を実施していた。

758 2023 年の補償金分配で用いられた教師へのオンラインアンケートは、2021 年と 2022 年に実施されたものである。

759 Copyright Agency, DATA FOR DISTRIBUTION, <https://www.copyright.com.au/membership/payments/data-for-distribution/>.

760 文化庁, 前掲注 708)。

761 Copyright Agency, 前掲注 754)。著作物ごとの分配額の計算アルゴリズムの詳細は公表されていない。

図表 168 [豪州]Copyright Agency が分配アルゴリズムに採用するその他の基準

- ・ 使用の性質
- ・ 資料の価値または潜在的な市場に対する使用の影響
- ・ 著作物の権利者が複数存在する場合、それぞれの相対的な貢献度

7.5.2.1.2.4 分配スケジュール

Copyright Agency は、毎月分配を実施しており、分配スケジュールはウェブサイトで公開されている⁷⁶²。

7.5.2.2 利用者から収集している資料

高等教育機関で実施しているサンプリング調査では、スプレッドシートを用いて調査を行っている。ISBN / ISSN を用いて著作物の特定がなされ、ISBN / ISSN で特定されない書籍等は、分配の対象外となる⁷⁶³。

7.5.2.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法

ISBN / ISSN を用いて利用された著作物と著作者を照合している。権利者が補償金の分配を受けるためには、Copyright Agency の構成員となる必要がある。

非構成員である権利者に補償金の支払いを行う必要がある場合には、その時点で入手可能な連絡先詳細を用いて、構成員データベースに非構成員向けアカウントを作成する。そのうえで、Copyright Agency は、連絡先の詳細調査、電子メールや電話による直接接触、作家、芸術家、出版社など関連する専門家や団体を介した間接的な接触などにより権利者への接触を図り、権利者と連絡が取れた場合に構成員になるよう働きかけている。運営費を妥当なレベルに維持するため、非構成員の権利者の探索に費やすコストは、当該権利者に分配された補償金額に比例する範囲に留めるべきとされている⁷⁶⁴。

7.5.2.4 共通目的事業への利用

Copyright Agency は、補償金及びライセンス料収入の 1.5%を文化基金としている。文化基金は、豪州の作家、ジャーナリスト、編集者、出版社、絵本イラストレーター、漫画家、ビジュアルアーティスト等に対する有益な機会の創出を目的とし、関連する団体への助成

762 Copyright Agency, PAYMENT RELEASE DATES 2024, <https://www.copyright.com.au/membership/payments/payment-timetable/>.

763 Copyright Agency へのヒアリングによる (2023年11月24日実施)。

764 Copyright Agency, 前掲注 710)。

金として支出している。

1つの助成対象のプロジェクトに対して最長1年間助成され、AUD 10K (JPY 893K) からAUD 30K (JPY 2.7M) が助成される。助成される対象としては、能力開発費用、ライター料、賞や賞品等があり⁷⁶⁵、助成対象とならないものとしては自費出版費用やアートギャラリーの出展費用、翻訳費用、学者向けの能力開発、一般管理費等が挙げられている⁷⁶⁶。また、文化基金の活用促進のため、主要な文化団体（4A 現代アジア芸術センター、オーストラリア現代美術センター、近代美術館）と提携し、ビジュアルアーティストの機会を提供している。

このほか、団体だけでなく個人を対象とした助成金事業も実施している。これは、執筆やビジュアルアートに携わる個人へ新たな作品を創作する機会を提供することを目的としており、AUD 25K (JPY 2.2M) の助成金が提供される。対象者は「中堅」であることが求められており、例えばビジュアルアーティストに関しては5年以上10年以下の経験を有することが条件となる。

7.5.2.5 分配手法の考え方・正当性

過去のサンプリング調査において収集した使用状況データを用いて分配しているため、調査時に利用されなかった著作物及びその権利者に対しては分配が行われないこととなる。この点について、Copyright Agency は、分配する年に実施したサンプリング調査だけでなく、過去6年分のサンプリング調査の結果を用いることで、使用状況データのサンプル数を確保し、多くの著作物への還元を確保していた⁷⁶⁷。

また、権利者は、対価が過少であることの証拠を Copyright Agency に提出することによって、裁量払い (discretionary payment) を申請することができる。裁量払いが設けられている理由は、一定の市場シェアを有する出版社ならば、毎年のサンプリング調査で捕捉される可能性が高いが、非常にニッチな出版社の場合、当該出版社の著作物が利用されていても、利用調査で補足されない可能性があるためである。

7.5.2.6 分配の効率化に向けた取組 (IT や体制上の工夫)

初等・中等教育機関において Google Classroom 等の LMS と連動した自動で情報を収集するソフトウェアの開発が行われている⁷⁶⁸。

765 Copyright Agency, PROJECTS SUPPORTED — ORGANISATIONS, <https://www.copyright.com.au/culturalfund/grants-for-organisations/activities-supported/>.

766 Copyright Agency, PROJECTS NOT SUPPORTED – ORGANISATIONS, <https://www.copyright.com.au/culturalfund/grants-for-organisations/projects-not-supported-organisations/>.

767 Copyright Agency へのヒアリングによる (2023年11月24日実施)。

768 Copyright Agency へのヒアリングによる (2023年11月24日実施)。

7.5.3 Screenrights

7.5.3.1 分配方法のフロー・計算方法

7.5.3.1.1 分配の考え方

ライセンス購入者がリソースセンターの著作物を利用することにより、リソースセンターは利用状況に関する情報を収集し、Screenrights は当該データの提供を受け、これを基に分配を行う。各著作物への分配金額はポイント制により後述のルールに基づき計算される⁷⁶⁹。

なお、各著作物への分配金額の計算ルールが、2024年2月の改正によりシンプルなものに変更されており、複製や送信の方法や方式等によるウェイト付けが廃止されている。

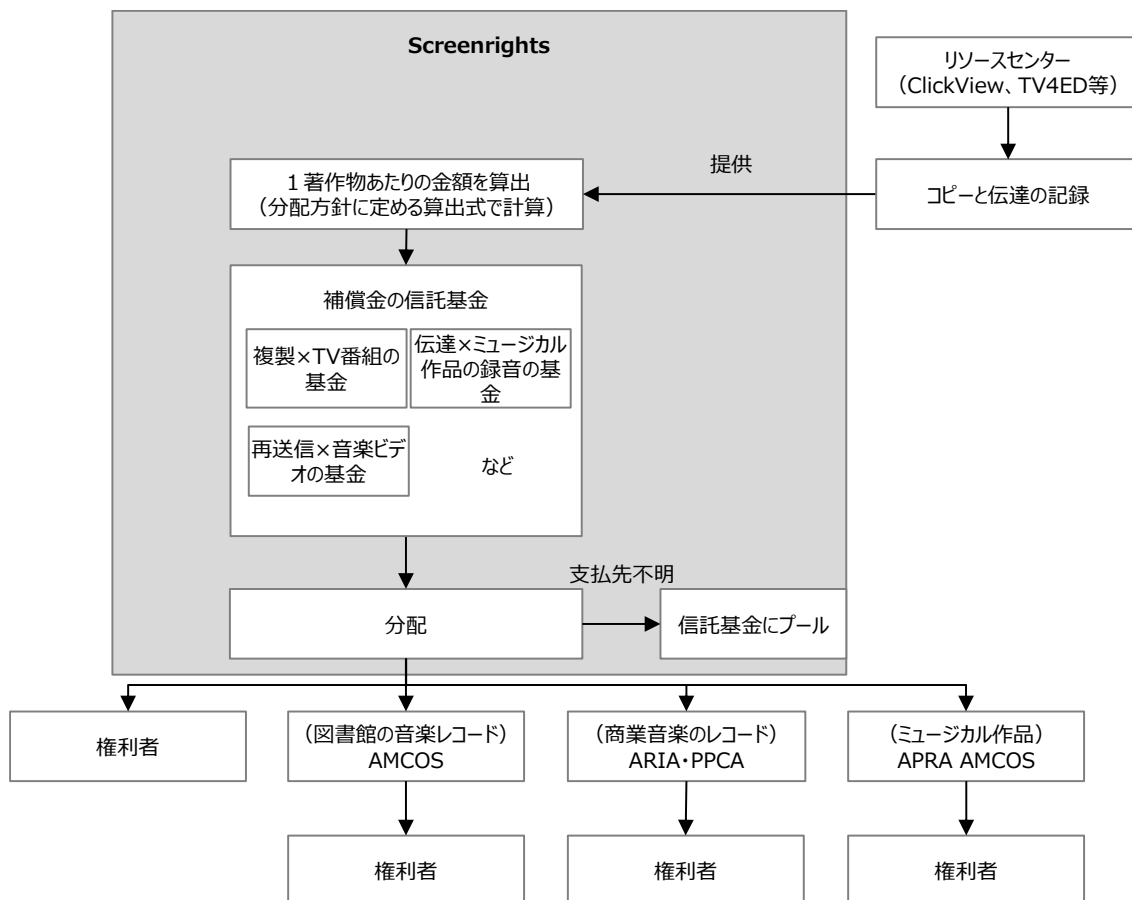
7.5.3.1.2 分配フロー

補償金の支払いにより、教育機関はリソースセンターを通じたコンテンツ利用ができる⁷⁷⁰。そのため、サンプリング調査等を行われない。Screenrights はリソースセンターから利用状況データの提供を受けている。徴収した補償金が分野別の勘定に振り分けられ、各分野において利用状況データに基づき各著作物への分配額が計算される。その後、権利者に分配されるが、図書館のレコードの分配額はAMCOS、商業用レコードの分配額はARIA及びPPCA、音楽著作物の分配額はAPRAAMCOSを經由し、権利者に分配される。支払先が不明な分配金はScreenrights内の基金に保全される。

⁷⁶⁹ 2015年以前と2016年以降では分配方法が大きく変わっている。2015年以前は、次のような流れで分配が行われていた。まず分野ごとの勘定を作成し、分野別の使用記録をもとに補償金を各分野の勘定に繰り入れる。その後、勘定ごとに著作物の使用記録を用いて、各著作物のポイントを計算する。計算されたポイントに著作物ごとに価値に関する重みづけを加味した調整を加える。各勘定内でのポイント総計に占める割合に応じて最終的な分配額を算出する。2016年以降の分配方法の変更は、オンラインのリソースセンターを用いたコンテンツ提供を行う年間包括ライセンスに一本化されたことを踏まえたものである。

⁷⁷⁰ 2016年よりこの制度が採用されている。

図表 169 [豪州]Screenrights の分配フロー⁷⁷¹



分配可能額の計算については、まず、徴収した補償金から経費を控除した後、文化基金に対して最大 1%の分配がなされる。その後、IBNR ファンドに対して、徴収した補償金から経費を控除した金額の 0.25%が割り当てられる。IBNR ファンドは、著作物の利用が発生したが、レポートはされていない請求に対する支払いに充てられる。これらの控除を行った資金の中から、芸術作品の権利者への分配を行うための芸術作品基金⁷⁷²に割当てがなされる（オーストラリアの教育分野の補償金の 1.9%分）。以上のすべての控除が行われた後の残余が、権利者への分配資金として基金に保全される。その後、様々な観点でポイントを算出して個々の著作物に対する分配額を計算する。その計算式がウェブサイト上で公表されている⁷⁷³。

771 Screenrights, Distribution Policy 及び Screenrights へのヒアリング（2024 年 2 月 7 日実施）より MURC 作成

772 映画やテレビ番組に登場する芸術作品の所有者に対する資金分配を行うための基金。例えば、絵画や同様の芸術作品が放送プログラムに含まれ、アーティストが二次使用料を受け取る資格がある場合に、当該アーティストへの分配をこの基金から行う。この分配は、アーティストの代理人である他の CMO に支払われることが多い。

773 Screenrights, Distribution Policy, P.6, <https://www.screenrights.org/wp-content/uploads/2018/12/Distribution-Policy-21.02.2024Final.pdf>.

7.5.3.1.2.1 使用状況に関するデータの収集

2016 年以降、オンラインのリソースセンターを通じて放送プログラムの利用する方式を採用しており、Screenrights は利用されたコンテンツの情報を各サービスから利用状況データの提供を受けている。

7.5.3.1.2.2 著作物ごとの分配額の計算

● 基金内の分配額の決定

補償金の基金に保全された分配可能額は、さらに使用の態様（複製または送信）と放送プログラムの種類（テレビ番組やミュージックビデオ等）によって分別して管理が行われる。

それぞれの分配額の計算は次のとおり行われる。すなわち、個々の放送プログラムの使用記録が、使用の態様（複製または送信）と著作物の種類（テレビ番組やミュージックビデオ等）で分類される。そして、図表 170 の計算式により算出された個々の著作物の点数を用いて、それぞれの分配額が決定される。

図表 170 [豪州] 各分野への分配額の計算式

$$(\text{各分野への分配額}) = \frac{\text{当該分野に紐づけられた放送プログラムの点数}}{\text{基金内の放送プログラムの点数合計}} \times (\text{基金の総額})$$

● 各分野での個々の著作物への分配額の決定

個々の放送プログラムの分配額の計算は、複製または送信の別に、放送プログラムの種類及び放送プログラムの長さにより各著作物への点数が算出される。

まず、放送プログラムの種類や長さによる点数の算出については、図表 171 のとおりである。

テレビ番組の場合には、次の 2 つのカテゴリがある。

図表 171 [豪州] 放送プログラムの種類に関するポイント

カテゴリ	内容	ポイント
A	主に教育目的で、教育プログラムとしての市場性があるもの	毎分 18 ポイント
B	C でもないもの	毎分 10 ポイント
C	screenrights が「ニュース」「時事問題」「シリーズ」「雑誌」「軽い娯楽」「スポーツ番組」「広告」として分類した著作物	毎分 3 ポイント

注 1) カテゴリ A は、2024 年 2 月の分配ポリシーの改定により使用されないこととなった。

注 2) 広告の時間は控除される。

ラジオ番組の場合には、図表 172 の 3 つのカテゴリがある。

図表 172 [豪州]ラジオ番組の種類に関するポイント

カテゴリ	内容	ポイント
M	主に音楽番組	15分ごとに10ポイント
T	主にトーク、文学作品、演劇作品	15分ごとに10ポイント
MT	音楽とトークの両方にフィーチャー	15分ごとに10ポイント

注釈) 広告の時間は控除される

次に、図表 171 及び図表 172 のポイントを前提に、複製または送信の行為の別で計算される。複製の場合には図表 173 の計算式となる。

図表 173 [豪州]複製のポイントの計算式

$$\text{放送プログラムのポイント (複製)} = \text{作成された複製の数} \times \frac{\text{複製した放送プログラムの長さ}}{\text{(分単位)}} \times \text{カテゴリ別のポイント}$$

例えば、カテゴリ C の 20 分間のテレビ番組を 3 部複製した場合、当該放送プログラムのポイントは、180 ポイント (3 部×20 分×毎分 3 ポイント) となる。なお、複製の数とは、ストリーミングをした教育機関数を指す。そのため、例えば、とあるニュースが年間に 300 校でコピーして教材として使われた場合、当該放送プログラムの複製の数は 300 となる。

送信の場合、図表 174 の計算式となる。

図表 174 [豪州]送信のポイントの計算式

$$\text{放送プログラムのポイント (送信)} = \text{放送プログラムのポイント (複製)}$$

例えば、カテゴリ C の 20 分間のテレビ番組を送信した場合、当該放送プログラムのポイントは、60 ポイント (20 分×毎分 3 ポイント) となる。

● 個々の著作物のポイントの金銭価値換算

図表 173 と図表 174 で紹介したように各放送プログラムへの分配は、ポイントにより計算される。このポイントを金銭に換算するために、次の計算を行う。すなわち、当該分野の勘定におけるドル価値を全てのポイントで割った数値を 1 点当たりの価値として、その数値に各放送プログラムの点数をかけたものを当該放送プログラムの価値とする。

図表 175 [豪州]ポイントから金銭価値換算

<1 点当たりの金銭価値換算>

$$\text{Value of a Point / 1 点当たりの価値} = \frac{\text{Dollar Value of Distribution Pool / 当該分野の勘定におけるドル値}}{\text{Total No. of Points / 点数合計}} \div$$

<放送プログラムの金銭価値換算>

$$\text{Value of a Program / 放送プログラムの価値} = \frac{\text{Point Value of a Program / プログラムの点数}}{\text{Value of a Point / 1 点当たりの価値}} \times$$

● 1つの放送プログラムに存する著作物者への割当

各放送プログラムに存在する複数の著作権者に対して、図表 176 の比率で割り当てられる。

図表 176 [豪州]1つの放送プログラムに存する複数の著作権者への割当て比率

【テレビ番組】

シネマトグラフ フィルム	文学・演劇作品	音楽著作物および 関連文学作品	音楽著作物 のレコード	放送
68.5%	22.1%	7.4%	2.0%	該当なし

【ミュージックビデオ番組】

シネマトグラフ フィルム	文学・演劇作品	音楽著作物および 関連文学作品	音楽著作物 のレコード	放送
51.8%	16.7%	24.8%	6.7%	該当なし

【ラジオ番組】

カテゴリ	文学 ・演劇作品	レコード	音楽著作物および 関連文学作品	音楽著作物 のレコード	放送
T	50.0%	50.0%	該当なし	該当なし	該当なし
M	該当なし	該当なし	50.0%	50.0%	該当なし
MT	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	該当なし

7.5.3.1.3 分配スケジュール

Screenrights は、補償金の分配スケジュールをウェブサイトにて公表している⁷⁷⁴。このスケジュールによると、教育分野のライセンスに関しては、3月、5月、6月、9月及び12月に分配されている。

7.5.3.2 利用者から収集している資料

リソースセンターを用いたコンテンツ提供を行う年間包括ライセンスに一本化されているため、ライセンス購入者がオンラインのリソースセンターを通してコンテンツを利用することにより、自動的に利用状況に関する情報（全数調査）が収集されている。

⁷⁷⁴ Screenrights, TIMETABLE FOR ROYALTY PAYMENTS, <https://www.screenrights.org/help-centre/timetable-for-royalty-payments/>.

7.5.3.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法

Screenrights は、次のリソースを用いて、権利者の探索を行う⁷⁷⁵。

図表 177 [豪州]Screenrights が権利者の探索に用いるリソース

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• Screenrights に構成員のとして登録している著作権者のデータベース• Screenrights が過去に行った分配のデータベース• 外部の研究データベース• 放送局からのサプライヤー情報• インターネット調査• 業界リソース• 業界知識 |
|---|

基金内に保全された分配可能額は、最長 4 年間保全される。ただし、理事会の決定により 2 年間延長することができる。この期間の満了の際に権利者に支払われていない金銭は、次の分配年度の分配可能総額に繰り入れられる⁷⁷⁶。

7.5.3.4 共通目的事業への利用

7.3.2.2 で記載したように徴収した補償金から経費を控除した後、文化基金に対して最大 1%の分配がなされる。文化基金は 2018 年に設立され、これまでに AUD 1.3M (JPY 116.1M) 以上を助成してきている。助成対象は小規模な個人プロジェクトから大規模な取組に至るまで幅広い。

申請に際しては、申請者が AUD 50K (JPY 4.5M) を上限とした任意の金額を申請することができる。申請後は、専門家による審査が行われ、文化基金の目的との整合性や提案内容の実行可能性等の観点で評価される⁷⁷⁷。

7.5.3.5 分配手法の考え方・正当性

7.5.3.1.2 に記載した分配フローによると、放送プログラムの種類と長さによって分配額の傾斜がつけられている。この理由について Screenrights は、複製もしくは送信される時間が長いほど価値が高いことに加え、ニュース等のように価値が時期に依存するものよりは、教育プログラムのように時期に依存しないものの方が価値は高いことを挙げている⁷⁷⁸。

775 Screenrights, FREQUENTLY ASKED QUESTIONS, <https://www.screenrights.org/help-centre/frequently-asked-questions/>.

776 Screenrights, 前掲注 773)。

777 Screenrights, CULTURAL FUND, <https://www.screenrights.org/cultural-fund/>.

778 Screenrights, HOW ROYALTIES ARE CALCULATED, <https://www.screenrights.org/help-centre/how-royalties-are-calculated/>.

リソースセンターが補償金の正確な分配のために蓄積した利用状況データ **Screenrights** に提供しており、補償金の分配はウェブサイト公表している分配ルールに基づいて行われる。また、ウェブサイトを通じて質問も受け付けている。**Screenrights** としても権利者の構成員への加入に力を入れており、**Screenrights** のスタッフ数も構成員への加入と管理に関する部門が一番多い。コンテンツが使われている著作権者が構成員になっていないケースもあるが、その場合には構成員になってもらえるよう働きかけている⁷⁷⁹。こうした取組が行われているため、権利者から不満が述べられることはほとんどないという。

また、自らの著作物が調査結果以上に利用された証拠を **Screenrights** に提出して追加の分配を求める手続 (**Ad Hoc Payment**) が定められており、分配額が過少だと考える権利者の救済策も整えている⁷⁸⁰。

7.5.3.6 分配の効率化に向けた取組 (IT や体制上の工夫)

オンラインのリソースセンターを通じたコンテンツ提供と利用状況データ収集を実施しており、リソースセンターを通じた利用状況データの収集が自動で行われるため、分配のためのデータ収集に当たり、コンテンツ利用者の負担は一切生じていない。

7.5.4 APRA AMCOS

7.5.4.1 分配方法のフロー・計算方法

7.5.4.1.1 分配の考え方

APRA AMCOS という一つの団体であるが、APRA と AMCOS で取り扱う権利が異なるため、分配ルールも別々に定められている。

7.5.4.1.2 分配フロー

APRA の分配フローは図表 178 のとおりで、初等中等学校及び一部の大学と大学で分配ルールが異なる。初等中等学校及び一部の大学については、分配資金の 40%がラジオ勘定全体に、20%がライブパフォーマンス勘定に分配され、残る 40%が **Copyright Agency** のデータを用いた分配を行う勘定に分配される。大学から徴収したライセンス料の分配については、分配資金の 20%がライブパフォーマンス勘定に、残る 80%が大学から提供を受ける著

779 リソースセンターにアップロードされたコンテンツであっても、著作権者が構成員になっていないケースも存在する。

780 2024 年現在も同制度は分配ポリシーに教育機関及び政府部門向けの制度として定められているが、教育機関に対するサンプリング調査により分配額を計算していた時代に、サンプリング調査から漏れた著作物利用への救済制度も整備されたものと思われ、全数調査が行われている現在も有効に機能しているのかは不明である。

著作物利用に係るデータを用いた分配を行う勘定に分配される⁷⁸¹。その後、それぞれの勘定ごとに定められたアルゴリズムに従って各著作物への分配額が計算され、権利者に分配される。

APRA は、分配の種類について直接配分⁷⁸² (Direct Allocation)、サンプル⁷⁸³ (Sample)、類推⁷⁸⁴ (Analogous) の 3 パターンを定めており、大学から提供を受ける著作物利用に係るデータを用いた分配は直接分配、Copyright Agency のデータを用いた分配はサードパーティーデータを用いたサンプルに当たる。ラジオ勘定は、種類により直接分配やサンプルに細かく分かれているが、教育機関向けライセンスの立場からは類推に当たるものと思われる。ライブパフォーマンス勘定から行う分配についても、ライブパフォーマンス勘定の分配が直接分配とされているが、教育機関向けライセンスの立場からは類推に当たるものと思われる。

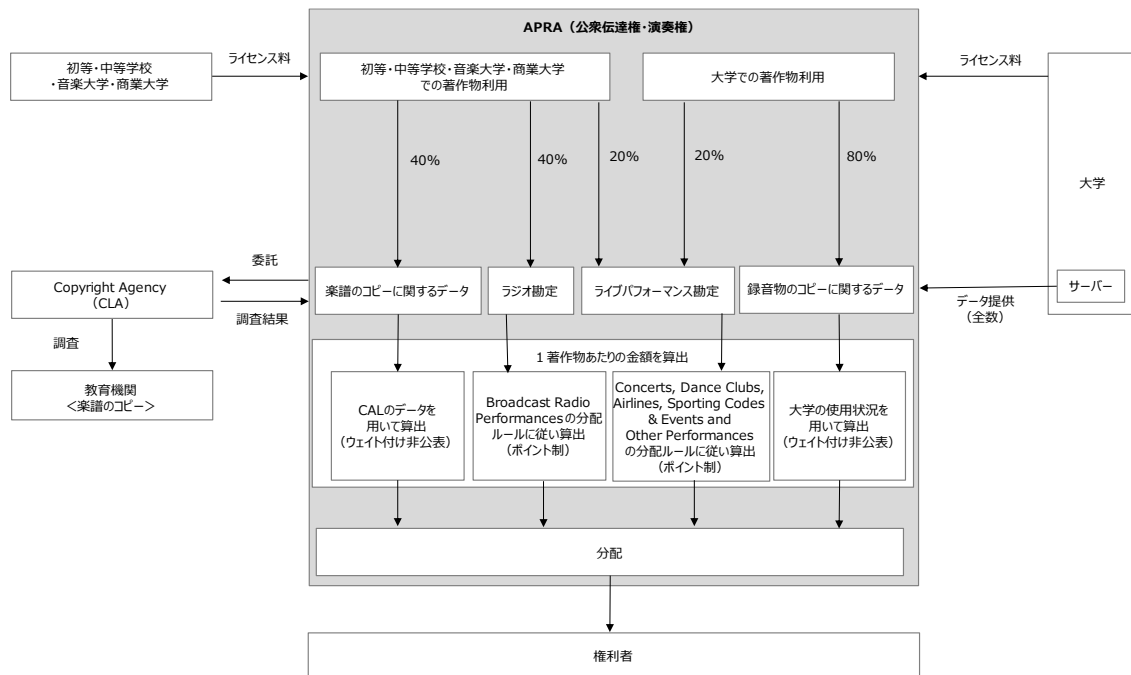
781 APRA, Distribution Practice, <https://assetsAPRA AMCOS.com.au/images/PDFs/About/APRA-Distribution-Practices.pdf>.

782 直接配分とは、包括的な報告において報告されたすべての著作物について、報告の中での利用頻度のシェアに応じたライセンス料の分配を受ける方法である（ただし、利用頻度に関する閾値が設定されている場合には、その限りではない）。APRA, 前掲注 781)。

783 サンプルとは、直接配分により分配することが不適切、実行不可能、または経済的に実行不可能な場合に、パフォーマンスの代表的なサンプルを通じて分配を行う方法。APRA, 前掲注 781)。

784 類推とは、直接配分やサンプルが現実的でない場合に採用され、ライセンス取得者の種類のうち最も近い分配勘定を経由して分配を行う方法。APRA, 前掲注 781)。

図表 178 [豪州]APRA の分配フロー⁷⁸⁵



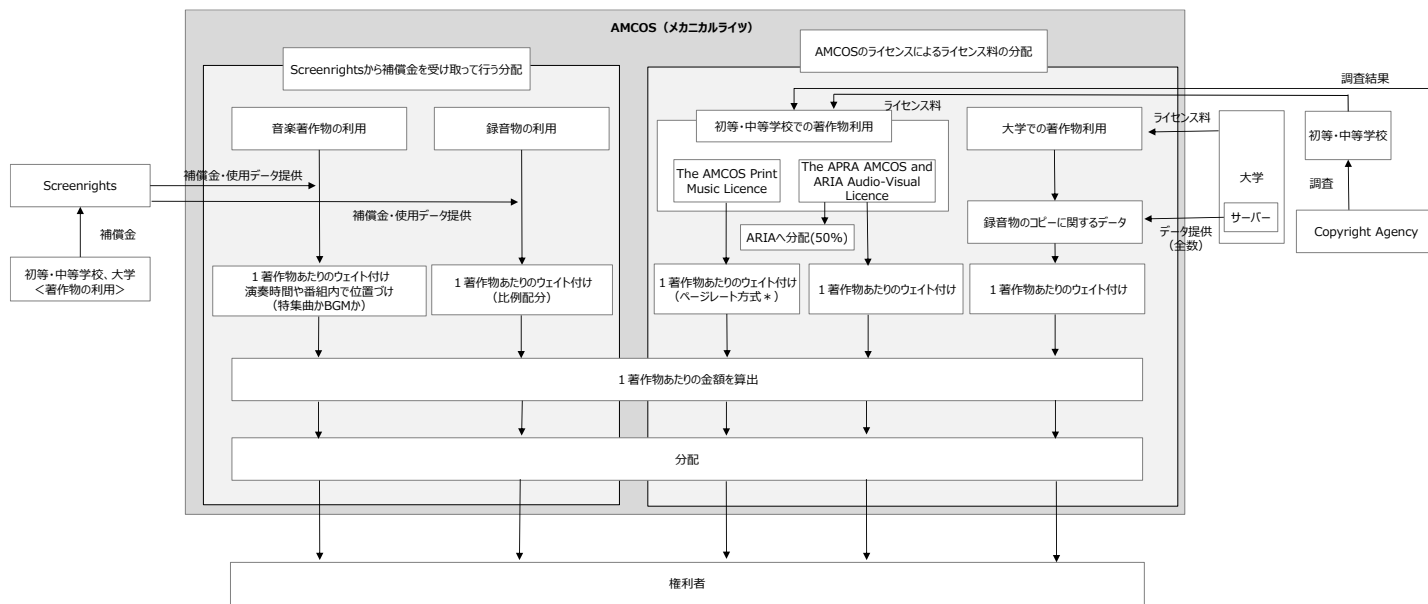
AMCOS の分配フローは図表 179 のとおり。AMCOS が行う分配は、自らのライセンスに対するライセンス料を分配する場合と、他の CMO が収集した補償金を分配する場合の 2 通りがある。前者については、“The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence” と “The AMCOS Print Music Licence” “University Music Licence” のライセンス料の分配であり、後者は音楽著作物と録音物について Screenrights から補償金を受け取り、権利者に分配を行っている。

AMCOS は、分配の種類について APRA と同様の直接配分 (Direct Allocation)、サンプル (Sample/direct allocation)、類推 (Distribution by Analogy) の 3 パターンに加え、Pay per Use 型の分配も行っている。ただし、教育機関向けのライセンスに Pay per Use 型の分配は採用されていない。

楽譜の複製 (The AMCOS Print Music Licence) 及び音楽著作物の利用 (The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence)、大学向けのライセンス (University Music Licence) については、サンプル型の分配が、音楽著作物と録音物について Screenrights から補償金を受け取って権利者に行う分配は、Screenrights から提供を受けた情報に基づく直接分配が行われている。

785 APRA, Distribution Rule 及び Distribution Practice より MURC 作成。

図表 179 [豪州]AMCOS の分配フロー⁷⁸⁶



*ページレート方式とは、ライセンス料として受け取った総額を、受け取ったデータの複写ページ総数で割ることによって算出した1ページあたりの金額に、各著作物のコピーされたページ数をかけることで、各著作物の使用料が算出する方式を指す。

7.5.4.1.2.1 分配可能額の計算

APRA については、収集したライセンス料の総額から、管理手数料を控除した金額が分配可能額となる。管理手数料については、商業コンサートやオンデマンド配信（Netflix や Disney+）は総収入の 10%、デジタル配信やストリーミング（YouTube や Facebook）は 8%、その他の類型は総収入と総費用に応じて四半期ごとに変更される。教育機関向けライセンスに適用される手数料率については公表されていない。

AMCOS についても、収集したライセンス料の総額から、管理手数料を控除した金額が分配可能額となる。管理手数料は、ライセンスの種類と登録している著作物の数により細分化されており、手数料率の上限が構成員（著作物の権利者）との契約にて定められている。実際に適用される手数料率は、上限の範囲内で AMCOS の理事会が承認した料率となる。2024 年 4 月時点での教育機関向けのライセンスの手数料は図表 180 のとおりである。

図表 180 [豪州]カテゴリメンバーごとの管理費比率

ライセンス カテゴリ	カテゴリAメンバー	カテゴリBメンバー
The AMCOS Print Music Licence	12% (10%)	12% (10%)
The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence	17.50% (10%)	12% (10%)
University Music Licence	17.50%	12% (10%)

注1) カテゴリ A メンバーは AMCOS に登録している著作物の種類が 499 点以下の構成員、カテゴリ B メンバーは AMCOS に登録している著作物の種類が 500 点以上の構成員である。

注2) 料率の記載は、「上限の料率（現在適用されている料率）」である。括弧書きがない欄は、上限が適用されていることを示す。

なお、The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence は、APRA 及び ARIA との共同ライセンスであり、ライセンス料は AMCOS の管理手数料が控除された後に、APRA AMCOS と ARIA との間でライセンス料が 50:50 に分割される。

7.5.4.1.2.2 使用状況に関するデータの収集

APRA に関して、Copyright Agency のデータを用いた分配を行う勘定及び大学から提供を受ける著作物利用に係るデータを用いた分配を行う勘定については、それぞれ Copyright Agency 及びライセンスを購入した大学からデータを収集している⁷⁸⁷。Copyright Agency のデータについては、7.5.2.1.2 に記載のとおり新型コロナウイルス感染拡大以降調査を行っていない。そのため、APRA は理事会の決定により過去の Copyright Agency のデータに加え、音楽出版社（Hal Leonard 及び Encore）による楽譜の販売データを分配のためのデータとした⁷⁸⁸。大学からのデータは、大学の中央サーバーに存在する録音物の複製データ及び購入した楽譜をすべて APRA に提供する必要がある⁷⁸⁹。

ラジオ勘定については、ラジオの種類（商業ラジオやコミュニティ放送等）ごとに収集するデータと分配方法が定められており、豪州の 260 以上の商業ラジオ局が四半期ベースで APRA に提供する電子レポートや音楽認識テクノロジーによる収集データ、サンプル調査等の手段が用いられている⁷⁹⁰。

パフォーマンス勘定については、パフォーマンスレポートと呼ばれる構成員やその代理人たる企業が提出する自身の著作物の使用状況に関するレポートを収集している⁷⁹¹。

AMCOS の楽譜の複製（The AMCOS Print Music Licence）は、毎年異なる 4 つの州やテリトリーの 180 の初等・中等教育機関が選ばれ、選出された各教育機関は Copyright Agency、Screenrights、AMCOS のために 1 学期の間における複製の内容を記録し、各団体に提出する。音楽著作物の利用（The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence）については、Copyright Agency が、指定された初等・中等教育機関から、当該ライセンスに基づいて作成した音楽著作物の記録と楽譜の複製ライセンスのために収集し、AMCOS に提供している。Copyright Agency のデータについては、7.5.2.1.2 に記載のとおり新型コロナウイルス感染拡大以降調査を行っていない。そのため、AMCOS についても APRA 同様に AMCOS 理事会の決定により過去の Copyright Agency のデータに加え、音楽出版社（Hal Leonard 及び Encore）の楽譜の販売データを分配のためのデータとして用いた。大学向けのライセンス（University Music Licence）は、APRA と同様に、大学の中央サーバーに存在する録音物の複製データ及び購入した楽譜の情報を AMCOS に提供する必要がある。

787 Copyright Agency のデータを利用している理由について、APRA の Distribution Practice では、豪州の約 9600 校の学校からデータを入手するのは困難で法外な費用が掛かるためとされている。

788 APRA, 前掲注 781)。

789 APRA AMCOS への書面調査による。

790 APRA, 前掲注 781)。

791 APRA, 前掲注 781)。

音楽著作物と録音物について Screenrights から補償金を受け取って権利者に行う分配については、AMCOS が Screenrights から補償金と利用された放送番組のタイトルリストを受け取り、APRAAMCOS のデータベースで照合し、番組内の音楽に関連する権利者を特定している⁷⁹²。

7.5.4.1.2.3 著作物ごとの分配額の計算

APRA について、Copyright Agency のデータを用いた分配及び大学から提供を受ける著作物に係るデータを用いた分配については、それぞれのデータに基づいて各著作物への分配金額を計算するが、そのアルゴリズムは非公表である。

ラジオ勘定については、放送された長さに応じたポイント制（15 秒ごとに 1 ポイントで、1 分以上 6 分未満は 12 ポイント、6 分以上は別途のカテゴリで計算）が採用されており、広告やニュース、天気等の使用類型や放送時間によって傾斜がかけられる（広告等の場合にはポイントが 50%減、放送時間は、午前 12 時から午前 5 時 59 分までに放送された場合には獲得ポイントが 10%になる等）。著作物ごとに積み上げられたポイントをどのように計算して分配額を決定するのかわについては、公表されていない^{793,794}。

パフォーマンス勘定については、パフォーマンスレポートで報告された演奏時間で 3 分ごとにポイントが付与される。著作物ごとに積み上げられたポイントの金銭価値換算については、APRA の理事会が毎年決定するとされており、詳細は公表されていない⁷⁹⁵。

AMCOS において、楽譜の複製（The AMCOS Print Music Licence）は、「ページレート」によって行われている。ページレートとは、ライセンス料総額を使用状況データのページ総数で除することにより 1 ページ当たりの金額を算出し、1 ページ当たりの金額に各著作物の複製ページ数を乗ずることにより、各著作物の分配額を決するものである。各著作物への分配額は、音楽著作物の権利者と印刷を行う権利を保有する者とで分割される。歌詞のみが複製された場合には音楽著作物の権利者に分配額の 100%が分配され、歌詞に加えてコードやタブ譜がある場合には音楽著作物の権利者と印刷を行う権利を保有する者に 50%ずつ分配される。音楽著作物の利用（The APRA AMCOS and ARIA Audio-Visual Licence）及び大学向けのライセンス（University Music Licence）については、分配のアルゴリズムが公表されていない。

音楽著作物と録音物について Screenrights から補償金を受け取って権利者に行う分配については、Screenrights からの補償金受領時に、番組ごとの割当額が示されているため、それ

792 AMCOS, Distribution Practice, <https://assetsAPRA AMCOS.com.au/images/PDFs/About/AMCOS-Distribution-Practices.pdf>.

793 公表されていないが、常識的に考えれば「分配可能額×ある著作物のポイント数/ポイント総数」になるものと思われる（執筆者の推測であることに留意されたい）。

794 APRA, Distribution Rule, <https://assetsAPRA AMCOS.com.au/images/PDFs/About/APRA-Distribution-Rules.pdf>.

795 APRA, 前掲注 794)。

に従って分配がなされる。同一放送プログラム内の複数の著作物に対する分配の割合は、音楽著作物の場合には当該著作物の放送プログラム内での位置づけ（フィーチャーされた作品か、BGMか等）や音楽著作物の長さにより決定されるが、詳細は公表されていない。録音物の場合には同一の分配期間に使用状況に応じ比例配分が行われる⁷⁹⁶。

7.5.4.1.2.4 分配スケジュール

APRA AMCOS とともにウェブサイトにて分配スケジュールを公表している⁷⁹⁷。

APRA については、教育向けライセンスのライセンス料のうち、Copyright Agency のデータを用いた分配及び大学提供のデータを用いた分配は毎年 8 月に行われる。ラジオ勘定及びライブパフォーマンス勘定を通じた分配は、3 ヶ月ごと（2 月及び 5 月、8 月、11 月）に行われる。

AMCOS については、メカニカルライツに対する分配は 3 ヶ月ごとに行われ、楽譜印刷に対する分配は年 1 度行われる。出版社と著作者で分配の時期が異なり、出版社には 3 月及び 5 月、8 月、11 月に、著作者には 3 月及び 6 月、9 月、12 月に分配が行われる。ただし教育機関向けライセンスの分配はこれと別の周期が設定されており、AMCOS のライセンス料の分配及び Screenrights から補償金を受け取って行う分配ともに年 1 度行われる⁷⁹⁸。

7.5.4.2 利用者から収集している資料

APRA が分配に用いているデータに関して利用者から収集している資料は、Copyright Agency が行うサンプルデータ（2024 年 5 月現在、サンプル調査を停止中）及び大学のサーバーに保存されているデータ、ラジオ局のレポートである。

AMCOS が分配に用いているデータに関して利用者から収集している資料は、Copyright Agency が行うサンプルデータ（2024 年 5 月現在、サンプル調査を停止中）及び大学のサーバーに保存されているデータ、Screenrights が収集するリソースセンターの利用記録である。

7.5.4.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法

ライセンスをした者（著作物の利用者）やサンプルデータの提供者から収集した著作物の使用データは、APRA AMCOS が所有する楽曲やその権利者に関するデータベースと照合がなされ、自動的に分配を受けるべき権利者が特定される。このデータマッチングによって特定されない楽曲や著作権者（権利者不明）については、調査チームが手作業で特定を行う。調査の中では、著作権者未特定の楽曲のリストをレコード会社に回覧し、著作権者

796 AMCOS, 前掲注 792)。

797 APRA AMCOS, Domestic royalties, <https://www.APRA AMCOS.com.au/music-creators/membership-explained/royalties-overview/domestic-royalties>.

798 AMCOS, 前掲注 792)。

を探索することも行われている。著作権者が特定されないすべての楽曲について無制限に探索を行うことは費用対効果の面から採用されておらず、例えば音楽ユーザーによって曲がダウンロードされ、その曲が APRA AMCOS のデータベースと照合できない場合、その曲が AUD 100 (JPY 8.9K) 以上のロイヤリティを支払う予定である場合にのみ調査が行われる等、調査を行う閾値が設けられている。権利者不明の著作物への分配金は、APRA AMCOSによって3年間保全される。保全される期間内に著作権者が特定されない場合、分配金はもっとも類似した楽曲の使用データに対して支払いが行われる⁷⁹⁹。

7.5.4.4 共通目的事業への利用

共通目的費は設定されていない。

7.5.4.5 分配手法の考え方・正当性

APRA 及び AMCOS とともに直接配分を基本とし、これを活用できない場合にサンプル、類推の順に分配方式を採用している。

7.5.5 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス

7.5.5.1 決定・変更の手続き

政府が CMO のガバナンスに関するガイドラインを定めており、分配の方法を変更する場合、理事会において承認を得ることが必要となる。そのため、理事会の構成員の意見が重要であり、分配の方法やデータ収集の変更に関する CAG や UA の承認は不要である。ただし、透明性確保のために関係各所に変更に関する通知を行う運用としており、データ収集の方法をサンプリング調査からリソースセンターにデータ収集に変更した際には、UA 及び CAG に事後通知を行った⁸⁰⁰。

7.5.5.2 決定・変更の場合の制約

政府による CMO のガバナンスに関するガイドラインや豪州の法令に反する内容でなければ、理事会の承認を得られる範囲で変更が可能である。ガイドラインでは、著作物の複製の範囲や著作物の性質及び価値、複製が（販売、レンタル、放送等）の潜在的な市場に

799 APRA AMCOS, Distribution information guide: Unidentified songs and disputes, <https://www.APRAAMCOS.com.au/about/governance-policy/distribution-rules-practices/distribution-information-guides/unidentified-songs-and-disputes>.

800 Screenrights へのヒアリングによる（2024年2月7日実施）。

及ぼす影響等の基準に従って分配方法や手順を指定する必要があるとされている⁸⁰¹。

7.5.5.3 政府との関係性

ライセンスの金額やその他条件設定に関して、理論上は、競争法に関する懸念が考えられるが、豪州では、補償金制度が法律で定められており、CMO が教育機関と著作権者との間の仲介役としての役割を担うことが法令に則って決められている。また、各分野で所掌範囲が被る CMO が複数存在するわけでもないため、競争法上の問題は生じない⁸⁰²。また、日常的な業務において連邦や州政府が CMO に対して何らか干渉することはない⁸⁰³。

7.5.6 その他分配の特徴

7.5.6.1 分配・再分配に係る GST の扱いについて

著作権法において、著作物利用の例外規定として教育機関の補償金制度が設けられ、衡平な報酬の支払いが規定されている。補償金を受け取る権利は、CMO や著作権者によって付与されるものではなく、著作権法自体によって付与されるものである。そのため、豪州の税法上、課税対象となる「供給」はなく、CMO から権利者への補償金の分配には GST は適用されない。ただし、管理手数料についてはこの限りではなく、GST が課税される⁸⁰⁴。

ただし、APRAAMCOS の教育機関向け包括ライセンスは、任意ライセンスであるため、上記の論理は適用されず、ライセンスに GST が課税される⁸⁰⁵。

801 Attorney-General's Department, Copyright Act 1968 DECLARATION OF COLLECTING SOCIETIES Guidelines, <https://static-copyright-com-au.s3.amazonaws.com/uploads/2015/04/R00561-Guidelines-for-declaring-Collecting-Societies-2001-1.pdf>.

802 Screenrights へのヒアリングによる (2024 年 2 月 7 日実施)。

803 Screenrights へのヒアリングによる (2024 年 2 月 7 日実施)。

804 Screenrights, 前掲注 775)。

805 APRA AMCOS への書面調査による (2024 年 3 月 20 日実施)。

7.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組

7.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育

7.1.4 において記載のとおり、連邦及び州の両方のレベルにおいて教育カリキュラムが定められており、分野横断的にオンライン上の安全について学ぶ中で、また、アボリジニ言語等を学ぶ中で著作権に関する教育が行われている。

7.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）

著作権制度に関する認知度及び利用状況についての調査については、Screenrights では、著作権制度に関する認知度に関する調査は行っていないとのことであり、Copyright Agency 及び APRA AMCOS 普及啓発や広報の取組の有無は不明である。

7.6.2.1 教員向けの取組事例

7.6.2.1.1 smartcopying (National Copyright Unit)

National Copyright Unit が公開するウェブサイト（smartcopying）上では、教育機関向けの著作権関連情報を多数提供している⁸⁰⁶。












例えば、「著作権の基本」やテキスト、映像作品等の著作物の種類に応じた解説やガイドラインを公開しているほか、教員向けのウェビナー情報、教員向けのオンラインコース、National Copyright Unit がプレゼンテーションで使用した資料等も公開している。

806 National Copyright Unit, smartcopying, <https://smartcopying.edu.au/>.

図表 181 [豪州]smartcopying のウェブサイト⁸⁰⁷

National Copyright Guidelines [Learn More →](#)

A guide to copyright issues affecting schools and TAFE

 Copyright Basics	 Text Works	 Artistic Works and Images	 Music	 Films and Videos	 Internet and Websites
 Radio and Television Broadcasts	 Education Licences	 Library, Exam and Disability Copying	 Permissions and Consents	 Glossary	

Educational Resources [Learn More →](#)

Educational resources to assist you to educate yourself and your students on copyright

<p>COVID-19 Copyright Issues</p> <p>Information sheets that provide important information about remote and online learning during the COVID-19 outbreak</p>	<p>National Webinar Series</p> <p>Practical copyright training for educators, librarians and administrators in Schools and TAFE</p>	<p>Copyright 4 Educators Online Course</p> <p>A free online course for educators wanting to learn about copyright</p>	<p>Newsletters</p> <p>Copyright news for Australian Schools and TAFE</p>
<p>NCU Powerpoint Presentations</p> <p>PowerPoint slides from presentations on copyright in education given by the National Copyright Unit</p>	<p>Flowcharts</p> <p>Flowcharts that assist when uploading resources to a public website or password protected intranet and contain third party material</p>		

7.6.2.1.2 ACC (Australian Copyright Council)

豪州には、著作権の理解促進を目的とした非営利団体として ACC がある。ACC は豪州における著作権法制定と同じ年である 1968 年に設立された組織である。

有料のものも多く含まれているが、著作権関係のセミナーも度々開催しており、その中には教育機関向けのものも存在している。


807 National Copyright Unit, 前掲注 806)。

図表 182 [豪州]ACC が提供するセミナーの例⁸⁰⁸

Add	<p>Wednesday Jul 26, 2023 - 1 PM - 2 PM AEST</p> <p>Education: Statutory licensing - Copyright Agency & Screenrights</p> <p>Topics include: Who are Copyright Agency & Screenrights? What are the statutory educational licences? What you can do under each licence, how to get one and how much they cost.</p> <p>This session assumes knowledge from Copyright Fundamentals.</p> <p>Associated Books: Education & Copyright Compliance - a Toolkit</p> <p>Associated Book ISBN: 9781920778330</p>
------------	---

また、教育における著作権を体系的に整理した書籍（有料）や教育機関における著作物の利用の基礎情報を提供するファクトシート（無料）を発刊している。

図表 183 [豪州]ACC が発刊している書籍の例⁸⁰⁹

	<h2 style="margin: 0;">Text and Images in Education</h2> <p>Educators need to use a diverse range of materials, and this book explores the ways in which teachers and students can use and create content with best copyright practices in mind.</p> <p>This book is a shorter guide primarily for staff of Australian education institutions that are covered by the education statutory licence, and particularly for those who look after their institution's copyright compliance. This book covers the use of text, images and music for educational purposes in education institutions. It is primarily about teachers' use of this content for their students, including students with a disability, but we also cover copying by the students themselves.</p> <p>This book takes into account the changes to the copyright legislation that came into operation in December 2017.</p> <p>Publish : 01 Dec 2019 Author : Australian Copyright Council staff ISBN : 9781875833504</p>
<p>QUANTITY</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> ⊖ 1 ⊕ </div>	<div style="background-color: #f4a460; color: white; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">Add to Cart</div>

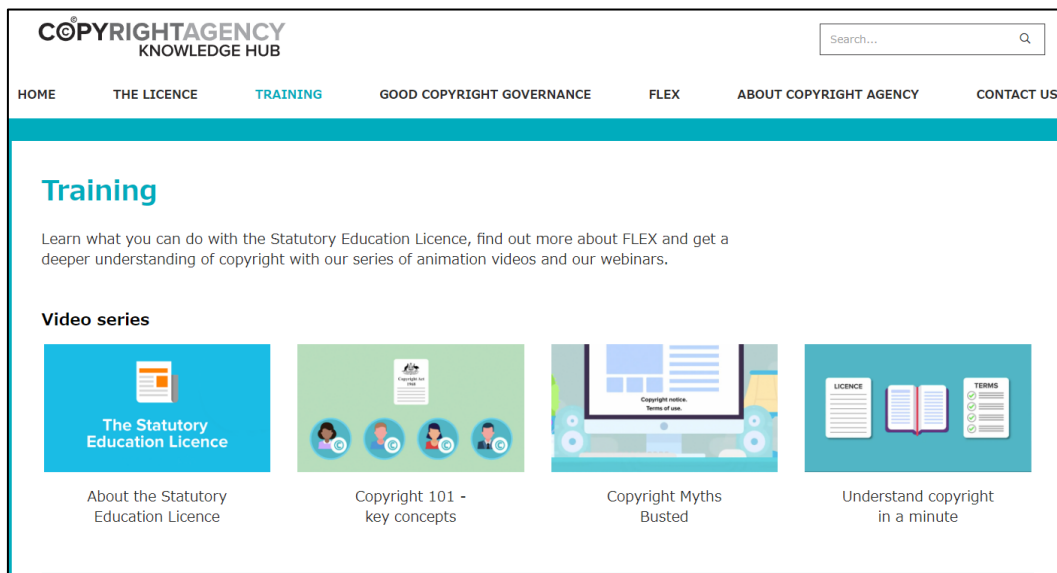
808 Australian Copyright Council (ACC), <https://www.copyright.org.au/>.

809 Australian Copyright Council (ACC), <https://www.copyright.org.au/browse/book/Australian-Copyright-Council-staff-Text-and-Images-in-Education-9781875833504/>.

7.6.2.1.3 Copyright Agency

Copyright Agency は、“Knowledge Hub” というサイトを公開し、その中で教育機関における法定許諾を解説する動画を提供している。

図表 184 [豪州] Copyright Agency が公開しているウェブサイト⁸¹⁰



810 Copyright Agency, Training, <https://hub.copyright.com.au/education/training/>.

8. 大韓民国

8.1 教育機関の運営形態

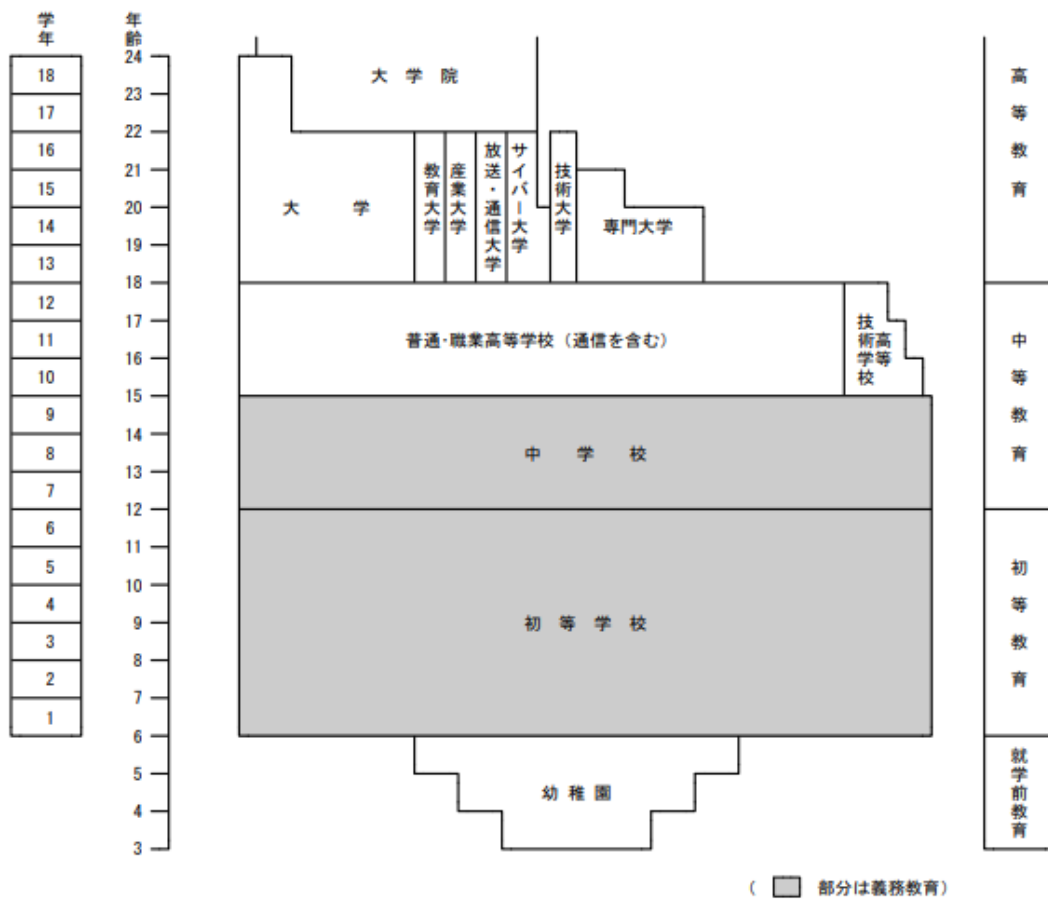
8.1.1 学校制度

文部科学省⁸¹¹によると、大韓民国（以下「韓国」）の教育制度は、就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育に大別される。就学前教育は、3歳～5歳児を対象として幼稚園で実施される。義務教育は6歳～15歳の9年間であり、初等学校から中学校にかけての期間が該当する。初等教育は、6歳入学で、6年間初等学校で行われる。中等教育は、前期と後期の2つに分かれる。前期中等教育は、普通教育を中心とする教育課程を提供するものであり、3年間中学校にて行われる。後期中等教育は、3年間普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等教育は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の才能があるものを対象とした高等学校も含まれる。具体的には芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校、国際高等学校が含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するものである。具体的には、農業等々学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などが含まれる。

高等教育は、4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）及び2年制あるいは3年制の専門学校で行われる。

811 文部科学省, 前掲注 58)。

図表 185 [韓国]教育制度⁸¹²



8.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布

8.1.2.1 学校数の推移

韓国の学校数について 2016 年度～2020 年度にかけての推移をみると、2016 年度に、就学前教育が 50,071 校、初等・中等教育で 49,830 校であったものの、その後は減少傾向が続いており、2020 年度はそれぞれ就学前教育で 44,057 校、初等・中等教育で 42,146 校である。高等教育に限ってみると、2016 年度が 1,535 校であったが、2020 年では 1,509 校と微減傾向である。

812 文部科学省, 前掲注 58)。

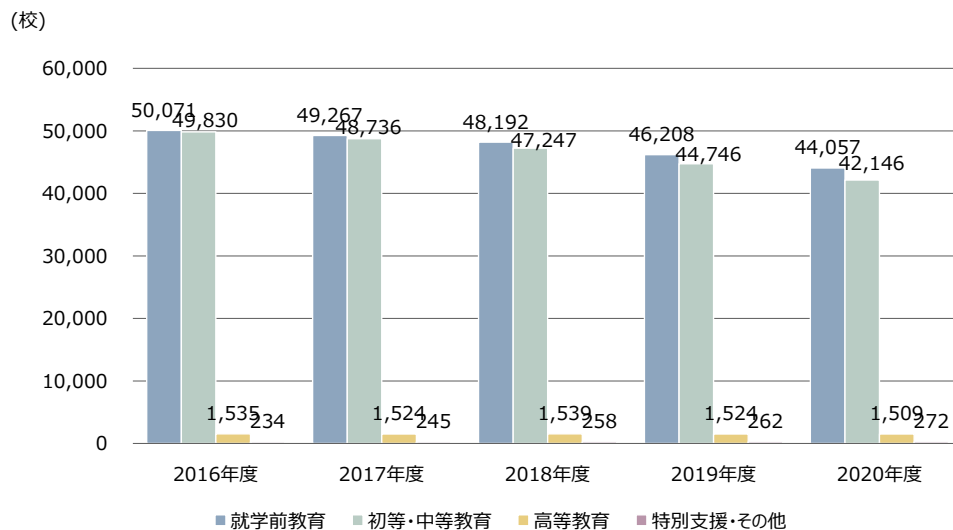
図表 186 [韓国]学校数 (2020年) ⁸¹³



813 文部科学省, 前掲注 58)。

国公立・私立別の学校数は図表 187 のとおりである。

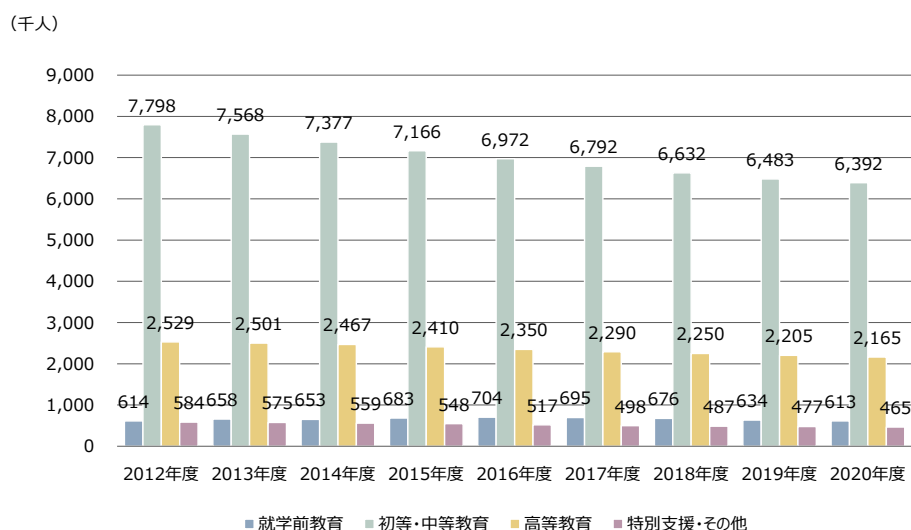
図表 187 [韓国]学校数の推移⁸¹⁴



8.1.2.2 在籍者数の推移

韓国の学校における在籍者数について 2012 年度～2020 年度にかけての推移をみると、2012 年度に合計約 1,168 万人であったものの、その後は減少傾向が続いており、2020 年度は合計約 981 万人である。高等教育に限ってみると、2012 年度は、約 368.3 万人であったものの、減少傾向が続いており、2020 年度は約 321.4 万人である。

図表 188 [韓国]在籍者数の推移⁸¹⁵



814 文部科学省, 前掲注 58)。

815 文部科学省, 前掲注 58)。

8.1.3 ICT 活用教育について

8.1.3.1 政府による施策

韓国では、日本における文部科学省に相当する教育部が所管する韓国教育學術情報院（以下”KERIS”）が、幼稚園から高等教育に至るまでの教育や學術研究分野の情報化事業を担っている。教育の未来をリードするデジタル教育のプラットフォームの構築をビジョンとして掲げ、ビジョンに紐づく戦略目標、戦略課題をそれぞれ設定し、教育分野におけるデジタル化の推進を担っている⁸¹⁶。

KERIS の発表⁸¹⁷によると、KERIS が提供する教育情報共有システム”Edunet-T-Clear”（에듀넷·티-클리어란）を通じて提供される初等教育及び中等教育向けのデジタル教科書の活用校も増加傾向にあり、2015年に1,592校であったものの、2020年には11,503校に増加している。また、2020年12月時点で、利用可能なデジタル教科書は合計134冊で、ダウンロード数は18,073,135回である。

また、ICT端末の利用状況について、KERISが発行する2021年版白書によると、2021年時点の初等・中等教育における生徒・学生向けICT端末台数は、合計2,470,781台である。内訳をみると、初等学校が1,142,099台、中学校が589,766台、普通・職業高等学校が703,967台、高等技術学校が34,949台である⁸¹⁸。

図表 189 [韓国]初等・中等教育におけるICT端末台数⁸¹⁹

学校区分	初等・中等教育におけるICT端末台数								
	合計	生徒・学生向けICT端末		教員向けICT端末		学校職員向けICT端末		その他関係者向けICT端末	
		台数	割合 (%)	台数	割合 (%)	台数	割合 (%)	台数	割合 (%)
合計	2,470,781	1,353,500	54.78	854,482	34.58	162,485	6.58	100,314	4.06
初等学校	1,142,009	657,200	57.54	352,355	30.85	94,692	8.29	37,852	3.31
中学校	589,766	300,699	50.99	226,193	38.35	33,381	5.66	29,493	5.00
普通・職業 高等学校	703,967	384,131	54.57	257,871	26.63	30,521	4.34	31,444	4.47
高等技術 学校	34,949	11,470	32.82	18,063	51.68	3,891	11.13	1,525	4.36

816 KERIS, KERIS 소개, <https://www.keris.or.kr/main/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=1148&cntntsId=1118>.

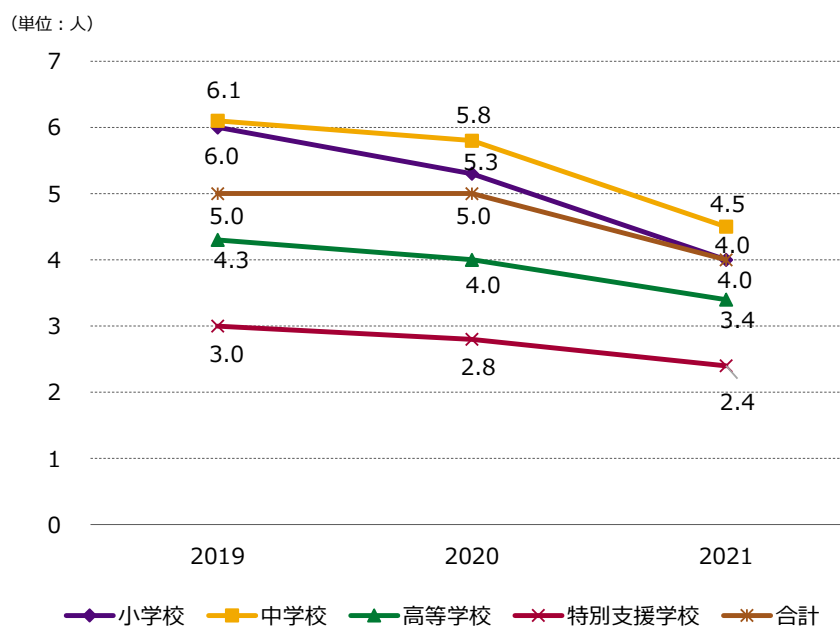
817 Korea Education and Research Information Service, Primary and Secondary Education, <https://www.keris.or.kr/eng/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=1180&cntntsId=1327>.

818 Korea Education and Research Information Service ”2021 WHITE PAPER ON ICT IN EDUCATION IN KOREA Summary – WHITE PAPER ON ICT IN EDUCATION IN KOREA –”, p16

819 Korea Education and Research Information Service, 前掲注 818)。

また、2019～2021 年にかけての端末 1 台当たりの生徒・学生数の推移をみると、学校区分により程度の差はあるものの、どの小学校、中学校、普通・職業高等学校、高等技術学校いずれの学校区分も 0.5~2.0 ポイントほど減少しており、ICT 端末の普及が進んでいることがうかがえる。

図表 190 [韓国]端末 1 台当たりの生徒数、学生数の推移⁸²⁰



教育領域における ICT の活用にあたり、2019 年から 2023 年にかけては、教育部が策定した第 6 次教育情報計画に基づき、高等教育については高等教育行政情報サービスの向上を重点施策として取組を行っている⁸²¹。

8.1.3.2 具体的な ICT の利用事例

8.1.3.2.1 KERIS (韓国教育学術院) の事例

KERIS は、「Edunet-T-Clear」によって、ICT を活用した授業やデジタル教科書等に関する情報を積極的に発信している。サービスに登録した教員や生徒は、サイト内のコンテンツを活用することができるほか、登録していない場合でも一部のコンテンツは閲覧することが可能である。

また、デジタル教科書や ICT を活用した授業の事例が掲載されており、サービスに登録済みの教員は、実施結果の報告書や、実施計画書を閲覧し、自身の授業へ役立てることが

820 Education and Research Information Service, 前掲注 818)。

821 Korea Education and Research Information Service, 국내외 에듀테크 활성화 정책과 거버넌스.

可能である⁸²²。

VR・AR を活用したコンテンツの提供も行われており、サービスに登録済みの教員は閲覧することが可能であるほか、現在は初等教育課程と中等教育課程における「社会」、「科学」のコンテンツの一部について、登録を行っていなくとも閲覧することが可能である。また、ARに対応するアプリをインストールして学習することで、より学習効果を高めることが可能である⁸²³。

図表 191 [韓国]実感型のコンテンツの例 (ARに対応した恐竜のコンテンツ)⁸²⁴



822 Korea Education and Research Information Service, 연구학교 자료, https://www.edunet.net/nedu/stdysvc/stdySchlForm.do?class_id=CLSS0000000059&menu_id=443.

823 Korea Education and Research Information Service, 콘텐츠 설치 방법, https://dtbook.edunet.net/viewCntl/ARMaker?in_div=nedu&pg=install.

824 Korea Education and Research Information Service, <https://filest.edunet.net/360vr/markerpdf/e131001001.pdf>.

図表 192 [韓国] 実感型のコンテンツの例⁸²⁵



こうした教育情報に係るプラットフォームの運営だけでなく、デジタル教育環境の整備に向けた多様な取組が実施されており、教育に関わる著作権について普及を実施する組織として、「教育著作権支援センター（교육저작권지원센터）が KERIS 内に設けられている⁸²⁶。

また、KERIS では、高等教育向けのサービスとして、学術情報の共有と配信に注力しており、国内外の研究データや大学の講義情報を提供する研究情報共有サービス（RISS）の運営により情報へのアクセスが不足する学生に対してサポートを行っている⁸²⁷。その他、海外の学術情報へのアクセスの促進するためのシステムの運営や、遠隔でも教育が受けられるようにするための支援システムの運用も行っている⁸²⁸。論文検索や講義情報、統計情報にアクセスできる API の提供も実施しており、高等教育向けのアプリケーション開発者が直接アプリケーションやサービスの開発を容易に実施できるような環境整備も実施している⁸²⁹。

教育部では「AI デジタル教科書（AI 디지털교과서）」を推進していくとしている⁸³⁰。見

825 Korea Education and Research Information Service, <https://filest.edunet.net/360vr/webvr/e131002096/e131002096.html>.

826 교육저작권지원센터, <https://copyright.keris.or.kr/idx>.

827 KERIS, RISS 처음 방문이세요? <https://www.riss.kr/index.do>.

828 KERIS, Higher Education and Academic Division, <https://www.keris.or.kr/eng/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=1181&cntntsId=1328>.

829 KERIS Education and Research Information Service, 前掲注 827)。

830 教育部, 인공지능을 활용한 디지털 교육으로 ‘모두를 위한 맞춤 교육시대’ 연다, <https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=294&boardSeq=94011&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=020402&opType=N>.

童、生徒に対してオーダーメイド型の学習を進めていくとされている。2025年には数学、英語、情報、国語（特別支援）教科に導入し、2028年までに国語、社会、歴史、科学、技術・家庭に拡大するとされている。あわせて、特別支援の対象となる児童、生徒と教員のための画面解説、字幕機能、外国人生徒のための多言語翻訳機能をサポートすることとされている。

8.2 教育に関する著作権法制度

8.2.1 教育における著作物利用に関する規定

8.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要

韓国著作権法（以下「著作権法」）における各用語は、著作権法第2条で定義されている。以下では、教育における著作物利用に関連する規定は図表193のとおりである。

図表 193 [韓国]著作権法第2条第7項、第22項、第23項^{831, 832}

<p>第2条（定義）本法で使用する用語の定義は、次の通りである。</p> <p>7) 「公衆送信」とは、著作物、実演・音盤・放送またはデータベース(以下 "著作物等"という)を公衆が受信する、または接近するようにする目的で無線または有線通信の方法により送信する、または利用に提供することを言う。</p> <p>22) 「複製」は、印刷・写真撮影・複写・録音・録画その他の方法により一時的または永久的に有形物に固定するか再び製作することを言い、建築物の場合はその建築のための模型または設計図書によってこれを施工することを含む。</p> <p>23) 「配布」は、著作物等の原本またはその複製物を公衆に対価を受け、または受けずに譲渡または貸与することを言う。</p>

教育に関する権利制限規定は第25条に定められており、第1項では教科書に著作物を複製する場合の補償金制度、第2項では教科書補償金制度の利用範囲、第3項では教育における著作物利用に関する補償金制度、第4項は授業支援機関における著作物利用に関する補償金制度が規定されている。以下では、それぞれの規定について確認する。

図表 194 [韓国]著作権法第25条^{833, 834}

<p>第25条(学校教育目的等への利用)</p> <p>1) 高等学校及びこれに準ずる学校以下の学校の教育目的のために必要な教科用途書には、公表された著作物を掲載することができる。</p> <p>2) 教科用図書を発行した者は教科用図書を本来の目的に利用するために、必要な限度内で第1項</p>

831 저작권법,

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A0%80%EC%9E%91%EA%B6%8C%EB%B2%95>.

832 崔達龍国際特許法律事務所「著作権法」(2023) <https://www.choipat.com/menu31.php?id=62&ckattempt=2>.

833 前掲注 831)。

834 崔達龍国際特許法律事務所, 前掲注 832)。ただし、下線部のみ韓国著作権法の英語版を参考に MURC 訳。

により教科用図書に掲載した著作物を複製・配布・公衆送信することができる。

3) 次の各号のいずれかに該当する学校または教育機関が授業目的で利用する場合には、公表された著作物の一部分を複製・配布・公演・展示または公衆送信(以下、この条において“複製等”という。)することができる。ただし、公表された著作物の性質やその利用の目的および形態等に照らし、該当著作物の全部を複製等をするのがやむを得ない場合には全ての複製等を行うことができる。

1. 特別法により設立された学校
2. 「幼児教育法」、「小・中等教育法」または「高等教育法」による学校
3. 国家や地方自治団体が運営する教育機関
- 4) 国家や地方自治団体に所属して第 3 項各号の学校または教育機関の授業を支援する機関(以下、“授業支援機関”という。)は授業支援のために必要な場合には、公表された著作物の一部分を複製等を行うことができる。ただし、公表された著作物の性質やその利用の目的および形態等に照らし、該当著作物の全部を複製等をするのがやむを得ない場合には全ての複製等を行うことができる。
- 5) 第 3 項各号の学校または教育機関で教育を受ける者は、授業目的のために必要と認められる場合には第 3 項の範囲内で公表された著作物を複製し、または公衆送信することができる。
- 6) 第 1 項から第 4 項までの規定により公表された著作物を利用しようとする者は、文化体育観光部長官が定めて告示する基準に従う補償金を該当著作財産権者に支給しなければならない。但し、高等学校及びこれに準ずる学校以下の学校で複製等を行う場合には、補償金を支払わない。
- 7) 第 6 項による補償を受ける権利は、次の各号の要件を備えた団体であって文化体育観光部長官が指定する団体を通じて行使されなければならない。文化体育観光部長官がその団体を指定する時には、あらかじめその団体の同意を受けなければならない。
 1. 大韓国内で補償を受ける権利を持った者(以下“補償権利者”と言う)で構成された団体
 2. 営利を目的としないこと
 3. 補償金の徴収及び分配等の業務を遂行するのに十分な能力があること
- 8) 第 7 項による団体は、その構成員でなくても、補償権利者から申請がある時にはその者のためにその権利行使を拒否することができる。この場合にその団体は、自分の名義でその権利に関する裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。
- 9) 文化体育観光部長官は、第 7 項による団体が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはその指定を取消することができる。
 1. 第 7 項による要件を備えることができなかった時
 2. 補償関係業務規定に違背した時
 3. 補償関係業務を相当な期間停止して補償権利者の利益を害する恐れがある時
- 10) 第 7 項による団体は、補償金分配公告をした日から 5 年が過ぎた未分配補償金に対して、文化体育観光部長官の承認を受けて次の各号のいずれかに該当する目的のために使用することができる。ただし、補償権利者に対する情報が確認されている場合、補償金を支給するために、一定比率の未分配補償金を大統領令で定めるところにより積立しなければならない。
 1. 著作権教育・広報及び研究
 2. 著作権情報の管理及び提供
 3. 著作物創作活動の支援
 4. 著作権保護事業
 5. 創作者権益擁護事業
 6. 補償権利者に対する補償金分配活性化事業
 7. 著作物利用活性化及び公正な利用を図るための事業
- 11) 第 7 項・第 9 項及び第 10 項による団体の指定と取消及び業務規定、補償金分配公告、未分配補償金の使用承認等に必要な事項は、大統領令で定める。
- 12) 第 2 項から第 4 項までの規定により教科用図書を発行した者、学校・教育機関および授業支援機関が著作物を公衆送信する場合には、著作権その他この法によって保護される権利の侵害を防止するために、複製防止措置等の大統領令で定める必要な措置をしなければならない。

著作権法第 25 条第 1 項に基づき、既に公表されている著作物について、教育のために必要と認められる範囲内において、教科書への複製を認めている。また、著作権法第 25 条第 2 項においては、著作権法第 25 条第 1 項の規定に基づき教科書に掲載された著作物について、教育目的のため必要な範囲内において、複製、頒布、公衆送信⁸³⁵することが認められている。ただし、特別な法律に基づいて設立された学校、幼児教育法や初等中等教育法、又は高等教育法に規定される学校、国又は地方公共団体が運営する教育機関においては、著作物の性質、利用の目的及び形態を踏まえ、当該著作物の全部を複製することがやむをえない場合には、当該著作物の全部を複製することも認められている。著作権法第 25 条第 3 項に記載の学校又は教育機関において教育を受ける者が、授業上必要となる場面においては、既に公表されている著作物を複製、または公衆送信することが認められている⁸³⁶。

著作権法第 25 条第 4 項に基づき、教育機関が行う授業を支援する授業支援機関においても、授業を支援するために必要な場合において、当該著作物の複製を行うことが認められている。なお、「授業支援目的の著作物利用に対する補償金基準」によると、授業支援機関とは、国または地方自治体に属する機関であることを前提に、自治体教育庁及び教育庁参加機関である教育支援庁、教育情報院、県教育研修院、生涯学習館、幼児教育振興院、幼児教育院、幼児体験教育院等が挙げられており、国に所属する教育支援機関として、国立特殊教育院、国史編纂委員会等を指す^{837,838}。

著作権法第 25 条第 1 項から第 4 項において定められた権利制限規定に基づき著作物を利用する場合には、著作権法第 25 条第 6 項に基づき、教育機関は、著作権者に対する一定の補償金を支払わなければならない。ただし、高等学校以下の学校については、補償金の支払い義務はなく、大学以上の教育機関に対して補償金の支払いを求めている。補償金の支払いを受ける権利は、著作権法第 25 条第 7 項の規定に基づき、文化体育観光部が指定する団体が有することとされている⁸³⁹。ただし、高等学校及びこれに準ずる学校以下の学校においては、複製、配布、公演、放送又は伝送をする場合には、補償金を支払わないとされており、高等学校以下の学校については、補償金の支払いは求められておらず、大学以上の教育機関が補償金の支払い対象となる^{840,841}。授業目的及び授業支援目的の補償金規模は年間で約 KRW 43M (JPY 0.4M) である⁸⁴²。

835 著作権法第 2 条において「公衆送信」とは、「著作物を公衆において受信し、もしくは講習に接近させることを目的として、無線もしくは有線通信の方法によって送信し、又は利用に供すること」とされている。この「公衆送信」の中に、「放送」、「伝達」が含まれており、公衆送信の場合についても、補償金制度の対象となる。前掲注 831)。

836 前掲注 831)。

837 前掲注 831)。

838 수업지원목적 저작물 이용에 대한 보상금 기준,
<https://law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000218335>.

839 前掲注 831)。

840 前掲注 831)。

841 수업지원목적 저작물 이용에 대한 보상금 기준,
<https://law.go.kr/LSW/admRulInfoP.do?admRulSeq=2100000218335&chrClsCd=010201#AJAX>.

842 KOLAA, 2022 한국문학예술저작권협회 한국문학예술저작권협회(KOLAA) (KOLAA) 사업보고서.

著作権法第 25 条の教育利用に係る補償金額については文化体育観光部が告示し、補償金管理団体に関しても文化体育観光部が指定することが規定されている⁸⁴³。

著作権法第 13 条第 1 項において、著作者には同一性保持権が認められているものの、著作権法第 13 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、著作権法第 25 条に基づいて認められた著作物の利用する際に、学校教育上やむをえないと認められる範囲において、同一性保持権が制限され、表現の改変を行うことも認められている⁸⁴⁴。

また、著作権法第 25 条第 12 項において、学校、教育機関、授業支援機関が著作物を公に伝達する際には、著作権や著作権法で保護されるその他の権利の侵害を防止するため、大統領令で定める複製を防止する措置等を取らなければならないとされている。具体的には、著作権法施行令第 9 条において、教育機関による複製防止等の必要な措置について定められており、不正を防止するために必要な技術的手段として、双方向に送信される著作物について授業を受ける者以外が利用しないようにするためのアクセス制御や、双方向に送信される著作物について授業を受ける者以外が複製できないようにするための複製防止措置の実施が求められている。また、掲載される著作物の著作権保護に関する警告の表示や、双方向の伝達に関する報酬を算出するための機器の設置についても求められている^{845,846}。

8.2.1.1.1 フェア・ユースに相当する規定

著作権法において、フェア・ユースに相当する規定は著作権法第 35 条にて規定されている。フェア・ユースの判断には、著作権法に規定された権利制限規定以外に、利用の目的及び性格、著作物の種類及び用途、利用された部分が著作物全体で占める比重とその重要性、著作物の利用がその著作物の現在市場又は価値か潜在的な市場または価値に及ぼす影響の 4 つの事項が考慮される。米国のフェア・ユース規定と類似する規定が定められている。

図表 195 [韓国]著作権法第 35 条第 5 項^{847, 848}

第 35 条の 5(著作物の公正な利用)

1) 第 23 条から第 35 条の 4 まで、第 101 条の 3 から第 101 条の 5 までの場合の他に著作物の一般的な利用方法と衝突せず著作者の正当な利益を不当に害しない場合には、著作物を利用することができる。

2) 著作物利用行為が第 1 項に該当するかを判断するときには、次の各号の事項等を考慮しなければならない。

1. 利用の目的及び性格

843 前掲注 831)。

844 前掲注 831)。

845 前掲注 831)。

846 前掲注 841)。

847 前掲注 831)。

848 崔達龍国際特許法律事務所, 前掲注 832)。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">2. 著作物の種類及び用途3. 利用された部分が著作物全体で占める比重とその重要性4. 著作物の利用がその著作物の現在市場または価値が潜在的な市場または価値に及ぼす影響 |
|--|

8.2.1.2 CMO に関する規定

8.2.1.2.1 CMO の規定・所管官庁

CMO は、著作権法第 7 章（第 105 条～第 111 条）により著作権信託管理業⁸⁴⁹、著作権代理仲介業⁸⁵⁰が規定されている。文化体育観光部が所管官庁とされている。著作権信託管理業者としての事業を営むためには文化体育観光部からの許可を得る必要があり、著作権代理仲介業者としての事業を営むためには文化体育観光部に届出を行う必要がある。ただし、文化体育観光部は著作権信託管理業を指定することもできる（第 25 条 7 項）。CMO は管理手数料や使用料を文化体育観光部から承認を得る必要がある（第 105 条）。

8.2.1.2.2 CMO の情報公開に関する規定

CMO は、著作権信託契約及び著作物利用契約約款、著作権使用料徴収及び分配規定等著作権信託管理業務規定及び役員報酬等、大統領令で定める事項を記載した年度別事業報告書、年度別著作権信託管理業に対する決算書（財務諸表及びその付属書類を含む）、著作権信託管理業に対する監査の監査報告書、その他の権利者の権益保護及び著作権信託管理業の運営に関する重要な事項として大統領令で定める事項についてウェブサイトで公表する必要がある（第 106 条）。

文化体育観光部長官は、CMO に対して業務に関して必要な報告をさせることができるほか、著作者の権益保護と著作物の利用便宜を図るために著作権委託管理業者の業務に対して必要な命令を発することができることとされ、CMO はこれらに従わなければならない（第 107 条）。CMO が文化体育観光部の遂行を妨げる場合には、CMO の代表者及び役員を懲戒することができる（第 108 の 2 条）。承認を得た管理手数料、使用料を超えた額を収受した場合や文化体育観光部の命令に従わない場合、拒否または妨害および忌避した場合などに対して、文化体育観光部は CMO に対して業務の停止を命じることができる（第 109 条）ほか、業務の停止処分に替えて課徴金の支払いを命じることができる（第 111 条）。第 109 条を行使する場合には、文化体育観光部は意見聴取を行わないとしない（第 110 条）。

849 「著作権信託管理業」とは、著作財産権者、出版権者、著作隣接権者又はデータベース製作者としての権利を有する者のため、その権利の信託を受け、これを持続的に管理する業をいい、著作物等の利用に関して包括的に代理する場合を含む（著作権法第 2 条第 1 条第 26 号）。「著作権法（韓国編）」（金亮完訳・CRIC ウェブサイトより）<https://www.cric.or.jp/db/world/skorea.html>。

850 「著作権代理仲介業」とは、著作財産権者、出版権者、著作隣接権者若しくはデータベース製作者としての権利を有する者のため、その権利の利用に関する代理又は仲介行為を行う業をいう（著作権法第 2 条第 1 条第 27 号）。前掲注 849）。

8.2.1.2.3 分配不能額の定義

第 25 条第 10 項に基づき、補償金分配公告から 5 年を経過した補償金については、文化体育観光部の承認を受けた後に、共通目的費に用いることができる。ただし、補償金の権限を有するものが現れた場合に一定金額を積み立てておくこととされている。

8.2.1.2.4 分配不能額と債権法の時効との関係

韓国における消滅時効は、債権は原則 10 年⁸⁵¹とされている。なお、韓国においては消滅時効と取得時効を分離して規定しており、消滅時効は民法総則に規定されており（第 162 条以下）、取得時効は物件編に規定されている（第 245 条以下）。また、時効援用制度（日本民法第 145 条）を採用していない点が特徴とされる⁸⁵²。

8.2.1.2.5 その他

一部の CMO において、役員の背任問題により家宅搜索の対象になった事例や、ずさんな運営と不公正な収益分配問題により著作権法に基づく補償金受領団体の指定取消処分を受けた事例があったことを踏まえ、2020 年 5 月 27 日施行の改正著作権法において、CMO に対する管理監督強化のための規定が盛り込まれたほか、文化体育観光部に調査権及び懲戒要求権を付与する根拠を規定しており、CMO への政府の監視は以前よりも強化されている⁸⁵³。

8.2.1.3 共通目的費

KOLAA は、著作権法第 25 条第 10 項に基づき、未分配の著作権使用料を活用した事業を実施している。活用にあたっては、KOLAA と文化体育観光部による協議のもと、事業予算を確定し、その後、KOLAA 内部の報奨金管理委員会及び取締役会、総会をへて事業計画が承認される。主な事業としては、著作権教育、広報及び研究、著作権情報の管理及び提供等を行っている⁸⁵⁴。

8.2.2 主要なガイドライン

8.2.2.1 補償金の基準について（文化体育観光部）

著作権法第 25 条第 3 項、第 6 項～第 12 項、同法施行令第 2 条～第 9 条の運用のための基

851 民法第 162 条。

852 高翔龍「韓国法（第 3 版）」（信山社，2016）。

853 金・張法律事務所「韓国著作権法改正の動向」（2020），https://www.ip.kimchang.com/jp/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=21745。

854 KOLAA, 미분배보상금사업, <https://www.kolaa.kr/jsp/comm/NormalCtrl.jsp?L=1&M=10&S=1>。

準として、「授業目的著作物利用補償金基準」（文化体育観光部告示）が定められている⁸⁵⁵。また、著作権法第25条第4項、第6項～第12項、同法施行令第2条～第9条の運用のための基準として、「授業支援目的著作物利用に対する補償金基準」（文化体育観光部告示）が定められている⁸⁵⁶。これらの基準においては、基準の適用期間や適用範囲、適用対象、補償金の納付先、補償金基準について定めている。

また、KOLAAは、組織の定款や加盟する構成団体向けの規定、著作権管理をKOLAAに対して委託する際の規約、各種補償金別の徴収、分配、管理、手数料に関する規定を公表している⁸⁵⁷。

8.2.2.2 授業目的著作物利用ガイドライン

2015年6月、韓国文化体育観光部、韓国教育部、韓国大学教育協議会、韓国専門大学教育協議会、韓国遠隔教育大学協議会、韓国音楽著作権協会、韓国映画配給協会、大韓出版文化協会、韓国複製転送著作権協会により構成される授業目的著作物利用ガイドライン協議会が、「授業目的著作物利用ガイドライン（수업목적 저작물 이용 가이드라인）⁸⁵⁸」を作成した。ガイドラインは、各団体が協議の上、確定したと明記されているほか、著作物の利用する範囲などが明確に規定されている。

このガイドラインによると、韓国の場合はフェア・ユース規定が定められており、文字著作物は1%がフェア・ユースの範囲であり、10%以上であれば補償金制度の範囲を超えるもの（ライセンスが必要なもの）、音楽著作物及び映像著作物は5%以内（最大30秒）の場合にはフェア・ユースの範囲内であり、20%（最大5分以内）を超える場合には補償金制度を超えるものとされる。他方、画像の著作物は原則として、当該作品の性質や利用の目的に照らして著作物全体を利用することがやむをえない場合には、全体を利用することができる⁸⁵⁹。1%がフェア・ユースの範囲となった根拠については不明であるが、韓国の高麗大学校の教育担当者向け資料⁸⁶⁰においても、ガイドラインを参照してフェア・ユースの規定の存在について言及している。

855 국가법령정보센터, 수업목적 저작물 이용 보상금 기준, 前掲注 841)。

856 국가법령정보센터, 수업목적 저작물 이용 보상금 기준, 前掲注 841)。

857 KOLAA, 법령/규정,

<https://www.kolaa.kr/jsp/comm/NormalCtrl.jsp?L=5&M=1&S=1>.

858 수업목적 저작물 이용 가이드라인 협의체, 수업목적 저작물 이용 가이드라인, 2015.6,

https://learn.inha.ac.kr/pluginfile.php/39/mod_ubboard/attachment/10014/%5B%EB%B6%99%EC%9E%84%5D%EC%88%98%EC%97%85%EB%AA%A9%EC%A0%81%20%EC%A0%80%EC%9E%91%EB%AC%BC%EC%9D%B4%EC%9A%A9%20%EA%B0%80%EC%9D%B4%EB%93%9C%EB%9D%BC%EC%9D%B8%282015.06%29.pdf?forcedownload=1.

859 수업목적 저작물 이용 가이드라인 협의체, 前掲注 858)p.5。

860 Korea University, Guide for Using Copyrighted Materials in Courses and Related. Notifications (For Instructors), p19

8.2.3 関連する学説

8.2.3.1 著作物利用に関する基準に関する議論

KOLAA では、教育著作権に係る補償金基準に関する研究として、チェ・ボンヒョン(최봉현)博士は著作権法第 25 条第 2 項新設の意義等に関する研究を実施した。なお、この研究は、協会独自の予算にて実施された⁸⁶¹。

その他、教科書の未分配報酬金を活用して行われた研究として、2017 年に実施された授業目的補償金支給に係る基準作りの研究成果も公表されている⁸⁶²。また、この研究では、定額契約を締結するにあたって学生一人当たり KRW 4,190(JPY 423.2⁸⁶³)を徴収することが適切であるという意見が韓中知的財産権学会より提示されていることに触れている。

提示に当たっての根拠として、韓国にある 336 の大学のうち、55 の大学をサンプルとして、これらの大学で勤務する 500 人の教授を対象としたアンケート調査を挙げている。このアンケート調査の結果、画像や文章については、教授一人当たり一般大学は 801.2 面(A4 用紙 1 ページ)、専門大学は 743.3 面(A4 用紙 1 ページ)、サイバー大学は 2,726 面(A4 用紙 1 ページ)、大学院は 98.09 面(A4 用紙 1 ページ)を学生向けに提供していることが明らかとなった。このうち補償金対象となる著作物の利用は約 50%程度であると見積もった場合、全国の大学で計 1,616,486,490 面(A4 用紙 1 ページ)の授業目的の著作物が補償金の対象となる使用と推定され、1 面あたりの補償金額を KRW 7.7(JPY0.78)とすると、KRW 12.4B(JPY 1.25B)の補償が必要となった。この値について高等教育を受ける学生数で除すると、定額契約にあたって適切な金額は学生一人当たり KRW 4,190(JPY 423.2)になるとされた。

8.2.3.1 KERIS による教育目的の利用に関する著作権の権利制限に関する提言

KERIS は、「学校教育のための著作権法・制度改善方策研究⁸⁶⁴」を発行している。韓国著作権法第 25 条の円滑な運用に困難が大きく、米国やカナダのフェア・ユースのほか、韓国の課題を提言している。韓国の場合には、フェア・ユース規定と法定利用許諾が併存して

861 기타자료실,

https://www.kolaa.kr/jsp/board/BoardCtrl.jsp?ACT_CD=DVW&SET_BBS_ID=etc&SET_BBS_CONTROL=INFO_000000100000000000&SET_BBS_NAVI=%C1%A4%BA%B8%B8%B6%B4%E7+%3E+%C0%DA%B7%E1%BD%C7+%3E+%B1%E2%C5%B8%C0%DA%B7%E1%BD%C7&BBS_ID=etc&L=null&M=null&S=null&menuCodeL=null&SEQ=7622&PAGE_NO=1&SEQ_FILE=&TITLE=&LIST_TOTAL_COUNT=35&S_SELECT=TITLE&S_KEYWORD=

862 국가나 지방자치단체 운영 교육기관의 수업목적보상금 지급기준 마련 연구,

https://www.kolaa.kr/jsp/board/BoardCtrl.jsp?ACT_CD=DVW&SET_BBS_ID=etc&SET_BBS_CONTROL=INFO_000000100000000000&SET_BBS_NAVI=%C1%A4%BA%B8%B8%B6%B4%E7+%3E+%C0%DA%B7%E1%BD%C7+%3E+%B1%E2%C5%B8%C0%DA%B7%E1%BD%C7&BBS_ID=etc&L=null&M=null&S=null&menuCodeL=null&SEQ=7618&PAGE_NO=1&SEQ_FILE=&TITLE=&LIST_TOTAL_COUNT=35&S_SELECT=TITLE&S_KEYWORD=

863 以下、韓国に関する日本円の表記についての記述は図表 9 通貨を参照されたい。

864 KERIS, 학교교육을 위한 저작권법·제도 개선방안 연구,

<https://www.keris.or.kr/main/ad/pblcte/selectPblcteRRInfo.do?mi=1138&pblcteSeq=13669>.

いるなかで、ガイドラインが有する課題を解決すべきであることや、権利制限の対象となる学校が国や地方自治体に属するという限定を削除すべきこと、未分配補償金については合目的性⁸⁶⁵を検討したうえで規定すべきことが挙げられた。加えて、現在大学のみが補償金の支払いが課せられているなかで、高等学校以下の学校も補償金を支払うことに対して提言されていることに対して、この報告書では異議を唱えている。この理由は、高校以下が補償金の支払いを免除されたことは、教育財政のひっ迫に起因するものであるという見方がなされており、（それが解決されれば）補償金の対象に含めてもよいという考えに対し、「学校教育のための著作権法・制度改善方策研究」報告書では、教育財政と補償金の支払いの間の関連性は見いだせず、大学と高校以下において教育機関の著作物複製について異なる扱いをしたいという立法者の考え方が当初からあったのではないかという議論を展開している⁸⁶⁶。

また、KERIS は「教育機関の著作物利用事例及び負担調査分析⁸⁶⁷」というレポートを発行しており、フォーカスグループインタビューを通じて、小学校から高校教師に対して現行法制度において負担になっている点などについて調査している。これによると、授業目的で著作物を利用する際に、自由に利用できる分量が限定されていることが課題として提示されていた。使いにくさの例示として、英米文学を読解する授業、体育科でスポーツの映像をみて試合の進行を分析する授業、音楽科で音源・映像作品を視聴して考察する授業、地域を調査する授業などにおいては、著作物全体を利用しなければならない場合が多いことを指摘している。

8.2.4 主要な裁判例

本件に関する裁判例について顕著なものはなかった。

865 補償金分配団体は分配する能力を有することが求められているにも関わらず、未分配補償金による共通目的事業には分配に関する規定が定められていることについて矛盾があると指摘している。

866 KERIS, 前掲注 864)。

867 KERIS, 교육기관의 저작물 이용 사례 및 고충 조사 분석,

<https://www.keris.or.kr/main/ad/pblcte/selectPblcteRRInfo.do?mi=1138&pblcteSeq=13668>.

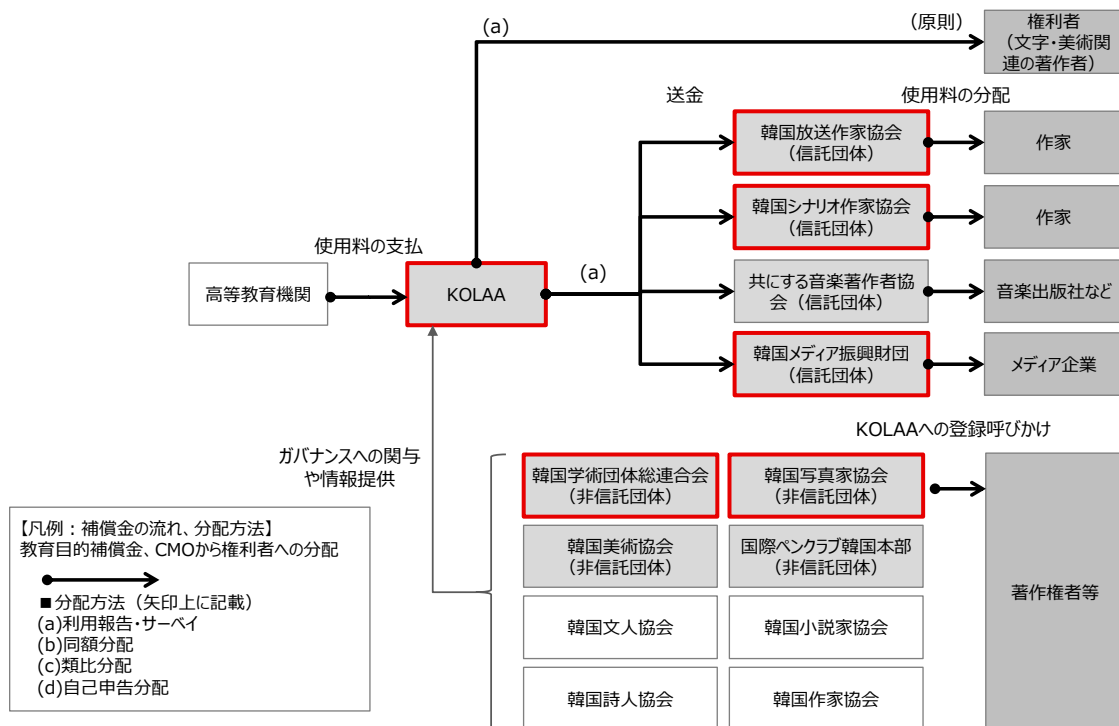
8.3 教育に関する CMO

8.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像

教育著作物に関する補償金は、KOLAA が管理している。2008 年 3 月に、KOLAA の前身の KORRA が著作権法による使用料徴収団体としての認定を受けた後、2021 年 1 月に、KORRA から現在の KOLAA に団体名に改称して現在に至る⁸⁶⁸。教育機関から KOLAA、その後の権利者団体から著作権者までに至る資金の流れ等については図表 196 のとおりである。

補償金は高等教育機関から KOLAA に対して支払われ、KOLAA から各権利者に分配することが原則であるが、信託団体として認められた韓国放送作家協会、韓国シナリオ作家協会、共にする音楽著作権協会、韓国メディア振興財団の 4 団体については CMO を経由して分配している。

図表 196 [韓国]教育著作物に関する CMO (赤枠はヒアリング実施先)



868 KOLAA, History, <https://www.kolaa.kr/jsp/eng/EngCtrl.jsp?L=5&M=2&S=1#no-back-button>.

8.3.2 KOLAA (Korea Literature, Academic works and Art Copyright Association)

8.3.2.1 業務内容

KOLAA の主な業務は、著作権の委任管理、著作権保護に向けた取組、補償金の徴収、分配がある。

8.3.2.2 使用料収受額及び過去の変遷

教育機関が支払う著作権利用に関する補償金は、著作権法第 25 条第 6 項に基づき、文化体育観光部長官が公示した基準により決定される。最新の基準は、2023 年 1 月時点のものとなっており、授業目的と授業支援目的別に基準が設けられている⁸⁶⁹。

補償金の支払方式は、従量方式と定額方式の 2 つに大別される。従量方式は、著作物の総利用回数及び分量から得られる利用量に応じて支払を行う。定額方式は、利用学生数や、コース別の受講者数及び教育時間に応じて支払方式である。支払方式は、支払いを行う教育機関が選択するが、補償金受領団体が告知した期限内に納付者である教育機関が選択しない場合においては、文化体育観光部長官の承認を受けたのち、補償金受領団体が決定する。なお、教育機関において従量方式を利用しているケースはみられない⁸⁷⁰。

図表 197 [韓国]授業目的における補償金表⁸⁷¹

利用形態	算定方式及び納付基準額 ※納付者が従量/定額方式のいずれかを選択		
	従量方式	定額方式	
		特別法により設立された学校及び支援学校	国や地方自治体が運営する教育機関
著作権法上の複製・頒布、公演、展示、または公衆送信（ただし重複算定しない）	○文章： A4・1 ページあたり KRW 7.7(JPY 0.78) -パワーポイント 1 枚あたり KRW 3.8(JPY 0.38) ○画像：1 件あたり KRW 7.7(JPY 0.78) ○音楽：1 曲あたり KRW 42(JPY 4.24) ○映像：5 分以内 KRW 176(JPY 17.78) ※文章の著作物の 1%以内、音楽及び映像の著作物の 5%以内（最大 30 秒）利用の場合は、補償金対象から除外	学生一人当たり年間基準額は以下のとおり。 ○一般： KRW1,300 (JPY 131.3) ○専門学校： KRW 1,200 (JPY 121.2) ○リモート学校： KRW 1,100 (JPY 111.1)	学生一人当たり年間基準額は以下のとおり。 ○対面クラス KRW 12/人・時間 (JPY 1.21/人・時間) ○リモートクラス KRW 32/人・時間 (JPY 3.23/人・時間)

869 前掲注 831)。

870 KOLAA へのヒアリングによる（2023 年 12 月 1 日実施）。

871 국가법령정보센터, 수업목적 저작물 이용 보상금 기준, 2023.

図表 198 [韓国]授業支援目的における補償金表⁸⁷²

利用形態	算定方式及び納付基準額 ※納付者が従量/定額方式のいずれかを選択	
	従量方式	定額方式
著作権法上の複製・頒布、公演、展示、または公衆送信（ただし重複算定しない）	○文章：A41 ページあたり KRW 7.7(JPY 0.78) -パワーポイント 1 枚あたり KRW 3.8(JPY 0.38) ○画像：1 件あたり KRW 7.7(JPY0.78) ○音楽：1 曲あたり KRW 42(JPY4.24) ○映像：5 分以内 KRW 176(JPY 17.78) ※映像物の 5 分以内の利用は 5 分とみなされ、 超過利用は 10 秒あたり KRW10 ずつ加算、音 源形態の著作物の 5%（最大 30 秒）、映像 著作物（映画、放送アニメーション）の 5%以内 （最大 1 分）利用の場合は、補償金対象から 除外	学生一人あたりの年間基 準額は KRW250/年 (JPY 25.25/年)

使用料は、著作権委託管理業者が利用者から徴収する使用料の率または額については、著作権委託管理業者が文化体育観光部長官の承認を得てこれを定める（著作権法第 105 条第 5 項）。他方、補償金は、告示でその料率が定められており、文化体育観光部により定められる。

補償金については、2017 年に実施された授業目的補償金支給に係る基準作りに関する研究成果において、過去の定額料金算定の基準の変遷について触れられている⁸⁷³。韓国においては、2012 年と 2014 年の告示で、定額料金の算定基準が大幅に引き下げられている⁸⁷⁴

図表 199 [韓国]使用料規定⁸⁷⁵

期間	定額方式使用料
2012 年告示	○一般：KRW 3,132(JPY 316.33) ○専門学校：KRW 2,840(JPY 286.84) ○リモート学校：KRW 2,684(JPY 271.08)
2014 年告示（現行基準）	○一般：KRW 1,300(JPY 131.3) ○専門学校：KRW 1,200(JPY 121.2) ○リモート学校：KRW 1,100(JPY 111.1)

872 국가법령정보센터, 수업지원목적 저작물 이용에 대한 보상금 기준.

873 국가나 지방자치단체 운영 교육기관의 수업목적보상금 지급기준 마련 연구,

https://www.kolaa.kr/jsp/board/BoardCtrl.jsp?ACT_CD=DVW&SET_BBS_ID=etc&SET_BBS_CONTROL=INFO_000000100000000000&SET_BBS_NAVI=%C1%A4%BA%B8%B8%B6%B4%E7+%3E+%C0%DA%B7%E1%BD%C7+%3E+%B1%E2%C5%B8%C0%DA%B7%E1%BD%C7&BBS_ID=etc&L=null&M=null&S=null&menuCodeL=null&SEQ=7618&PAGE_NO=1&SEQ_FILE=&TITLE=&LIST_TOTAL_COUNT=35&S_SELECT=TITLE&S_KEYWORD=

874 文化体育観光部へのヒアリング（2023 年 12 月 1 日実施）によると、2012 年告示に対して料率の引き下げの声が大きかったことを理由に挙げている。

875 국가나 지방자치단체 운영 교육기관의 수업목적보상금 지급기준 마련 연구, 前掲注 873)。

また、著作権法施行令第 9 条が定める複製防止の措置等を実施できない場合は、従量方式による契約を行うことはできない⁸⁷⁶。

図表 200 [韓国]著作権法施行令第 9 条⁸⁷⁷

著作権法施行令第 9 条(教育機関の複製防止措置など必要な措置) 著作権法第 25 条第 12 項で「複製防止措置など大統領令で定める必要な措置」とは、次の各号の措置をいう。
1) 不正利用を防止するために必要な次の各号に該当する技術的措置
イ.送信する著作物を授業を受ける者以外が利用できないようにするアクセス制限措置
ロ.送信する著作物を授業を受ける者以外が複製できないようにする複製防止措置
2) 著作物に著作権保護に関する警告文言の表示
3) 送信に関連する補償金を算定するための装置の設置

8.3.2.3 管理手数料

管理手数料は、項目別に手数料規定が定められており、図表 201 のとおり設定されている。

図表 201 [韓国]補償金管理手数料^{878, 879, 880, 881}

項目	料率
教科用図書補償金管理手数料率	補償金の 15%
図書館補償金管理手数料	補償金の 30%
授業目的補償金管理手数料	補償金の 27%
授業支援目的補償金管理手数料	補償金の 28%

管理手数料の料率は、図表 201 のとおり、項目別の手数料規定により定められており、上記の表に記載された料率を越えない範囲において、毎年 KOLAA の補償金管理委員会の議決により定める。また、管理手数料は、補償金の徴収時に KOLAA が手数料の料率のうち 40%を控除し、補償金分配が完了した際に残額の 60%を控除されている。

手数料規定の改定にあたっては、補償金管理委員会の議決を経たのちに、文化体育観光部長官の承認を受ける必要がある。

8.3.2.4 体制

KOLAA の組織体制は Licensing Business (ライセンスビジネス)、Legal Remuneration (法廷利用料の徴収)、Distribution (利用料の分配)、Information Technology (IT)、Member

876 KOLAA, 수업목적 이용, <https://www.kolaa.kr/jsp/comm/NormalCtrl.jsp?L=2&M=2&S=2>.

877 前掲注 831)。

878 KOLAA, 교과용도서보상금 관리수수료 규정.

879 KOLAA, 도서관보상금 관리수수료 규정.

880 KOLAA, 수업목적보상금 관리수수료 규정.

881 KOLAA, 수업지원목적보상금 관리수수료 규정.

Service (CMO の構成員向けサービス)、Administration & Planning (管理及び計画) の 6 機能を有している⁸⁸²。

8.3.2.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み

教育機関が授業目的で著作物を利用する場合について、定額方式・従量方式別に許諾及び受付から分配までのフローは、図表 202 のとおりである⁸⁸³。

図表 202 [韓国]定額方式、従量方式の場合における許諾及び受付の仕組み

定額方式	<p>a) 約定の締結 著作物の利用者となる教育機関と KOLAA との間に補償金支給のための約定を締結する。</p> <p>b) 補償金の算出及び確定 教育機関は、毎年 3 月末日までに、補償金算定のために必要な資料を KOLAA に提出し、KOLAA は、提出された資料に基づき、補償金を算定する。</p> <p>c) 補償金の請求及び支払い KOLAA は、算定した補償金額について教育機関に確認を行い、教育機関による確認が取れ次第、金額が確定し、教育機関は請求を受けてから 1 ヶ月以内に支払いを行わなければならない。</p> <p>d) 著作物利用実態の調査 KOLAA は、定額方式による補償金分配精算及び文化体育観光部が定める補償金基準改定に向けた調査として、著作物の利用実態調査を実施することとなり、その調査を教育機関と協力して実施する。</p> <p>e) 補償金の分配 教育機関は請求日から 1 ヶ月以内に KOLAA に対して支払いを行う。その後、KOLAA は、教育機関より支払われた補償金を、著作権利用実態の調査結果及び、文化体育観光部が定めた分配規定に基づき、著作権者への分配を行う。</p>
従量方式	<p>a) 約定の締結 著作物の利用者となる教育機関と KOLAA との間に補償金支給のための約定を締結する。</p> <p>b) 補償金の算出のための装置の設置 教育機関が授業目的で著作物を公衆送信する場合には、著作権法施行令第 9 条に基づく著作物利用の算定措置を講じる必要がある。この措置を講じることができず、著作物利用の内訳を確認できない場合には、教育機関は包括契約による補償金の支払を行う必要がある。</p> <p>c) 利用内訳書及び資料提出</p>

882 KOLAA, Organization & Function, <https://www.kolaa.kr/jsp/eng/EngCtrl.jsp?L=5&M=3&S=1#no-back-button>.

883 KOLAA, 수업목적 이용, <https://www.kolaa.kr/jsp/comm/NormalCtrl.jsp?L=2&M=2&S=2>.

	<p>著作物の利用履歴を示すため、利用内訳書とともに、遠隔事業利用著作物確認のための差異とアクセス数のデータや、対面授業利用著作物の複製物、教育機関の全開設科目及び受講人数、公衆送信に関する補償金算定装置認証のための資料を提出することが求められる。</p> <p>d) 利用内訳書確認及び補償金算定 KOLAA が教育機関より提出された資料を確認し、提出された利用内訳書の内容を踏まえ、文化体育観光部長官が定める補償金基準に従い、補償金額の算定を行う。</p> <p>e) 補償金額の確定 KOLAA は、算定した補償金額について教育機関に確認を行い、教育機関による確認が取れ次第、金額が確定する。</p> <p>f) 補償金の分配 KOLAA は、確定した補償金額について教育機関に請求を行い、教育機関は請求日から1ヶ月以内に KOLAA に対して支払いを行う。その後、KOLAA は、教育機関より支払われた補償金を、文化体育観光部が定める分配規定に基づき、著作権者への分配を行う。</p>
--	--

8.3.2.6 根拠法

教育に関する CMO の根拠法令として、著作権法第 25 条第 6 項の規定に基づき、文化体育観光部長官により指定されており、現在は KOLAA が指定されている⁸⁸⁴。

8.3.2.7 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任し来ている組織の有無など

KOLAA は、原則権利者に対して直接分配を実施するが、信託団体として認められた 4 団体については KOLAA から CMO を経由して分配する。また、利用報告の調査は客観性を担保するために第三者に外部委託して実施している⁸⁸⁵。

884 前掲注 831)。

885 KOLAA へのヒアリングによる (2023 年 12 月 1 日実施)。

8.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収

8.4.1 使用料の手続き主体

著作物利用者である教育機関（大学・教育機関）の間に関連法令、告示、規定による補償金支払約定締結を行う。

8.4.2 対価の支払い主体

著作権法第 25 条 6 項に基づき、対価の支払い主体は、教育機関や授業支援機関と学校が支払うこととされている。

8.4.3 使用料規定・規則上の記載

文化体育観光部の告示により料金が示されている。8.3.2.2 を参照されたい。

8.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造

8.3.2.2 に述べたように文化体育観光部により示される。韓国では従量方式による支払いが許容されている。

8.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス

8.4.5.1 決定・変更のフロー

KOLAA は韓国文化体育観光部より指名を受けた団体として、補償金の分配を行っている。政府の役割は、KOLAA の監査や、補償金額の基準等の改定といった役割を担う。したがって、補償金に関する規定は、政府が定めることから、（実際に補償金額が変更される場合には KOLAA に対して一定の聴取が行われると推測されるものの、）KOLAA には金額を決定する権限は与えられていない。

8.4.5.2 決定・変更の場合の制約

著作権法施行令第 7 条の規定に基づき、CMO は、支払根拠、支払い基準及びその対象、支払方法、支払期限及び未払い補償金処理方法、担当者及び連絡先等の補償金分配に係る事項を「新聞等の振興に関する法律」第 9 条第 1 項により定められた新聞と報酬金受領団体及び文化体育観光部インターネットホームページにそれぞれ公告しなければならない、インターネットホームページにおいて 1 ヶ月以上掲示しなければならない。

8.4.5.3 政府との関係性

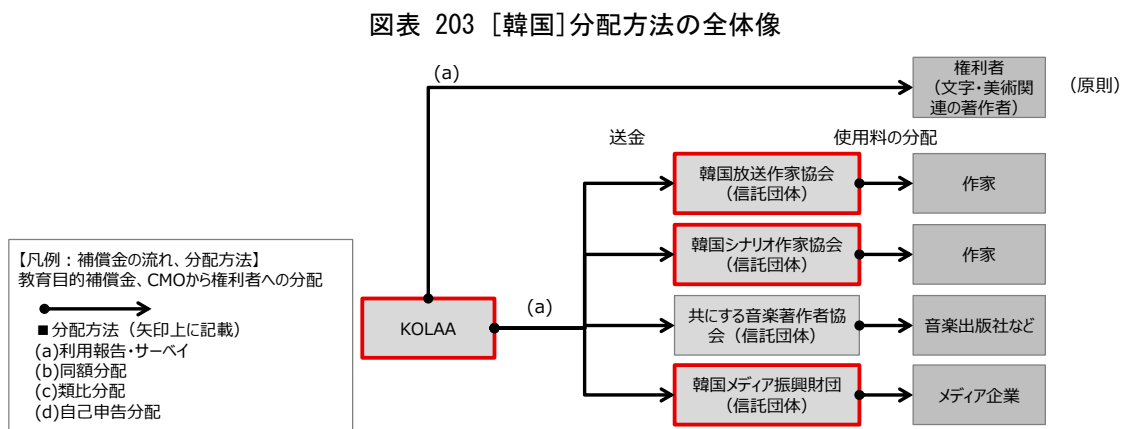
2020年5月27日施行の改正著作権法において、CMOに対する管理監督強化のための規定が盛り込まれたほか、文化体育観光部に調査権及び懲戒要求権を付与する根拠を規定したことで、CMOに対する政府の監視は以前よりも強化された⁸⁸⁶。詳細なガバナンスに関する規定は、8.2.1.2.5を参照されたい。

886 前掲注 853)。

8.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配

8.5.1 分配方法の全体像

韓国では、統括団体が各権利者に直接分配することを原則としつつも、補償金の一部は、信託団体（韓国放送作家協会、韓国シナリオ作家協会、共にする音楽著作権協会、韓国メディア振興財団）から送金して分配している。



8.5.2 KOLAA (Korea Literature, Academic works and Art Copyright Association)

8.5.2.1 分配方法のフロー・計算方法

分配に関する規定によると、「分配」とは、著作物利用者から KOLAA が聴取した著作物使用料を文化体育観光部の承認を受けて別途定めた手数料を控除した後に、権利者に支給することを指す。分配の規定は、教科書、図書館、授業目的、授業支援目的別にそれぞれ規定が定められている。

授業目的教科書に掲載された著作物が共同著作物である場合には、著作者間の分配は均等なものとして取り扱う。ただし、著作者間で別途協議された分配比率が定められている場合には、その比率に基づいて分配される。KOLAA に加盟している団体に対して権利を委託した著作権者への補償金は、団体を経由して分配することができる。この場合、団体側は分配完了後 2 カ月以内に、権利者別の分配比率を KOLAA に対して報告することが求められる⁸⁸⁷。

分配方法は、利用報告に基づいて実施される。4 年で全大学を一巡するサンプリング調査（各年約 100 大学/全国約 400 大学）を実施している。各大学の調査の対象期間は 1 年間

887 KOLAA, 교과용도서보상금 분배 규정, 2023

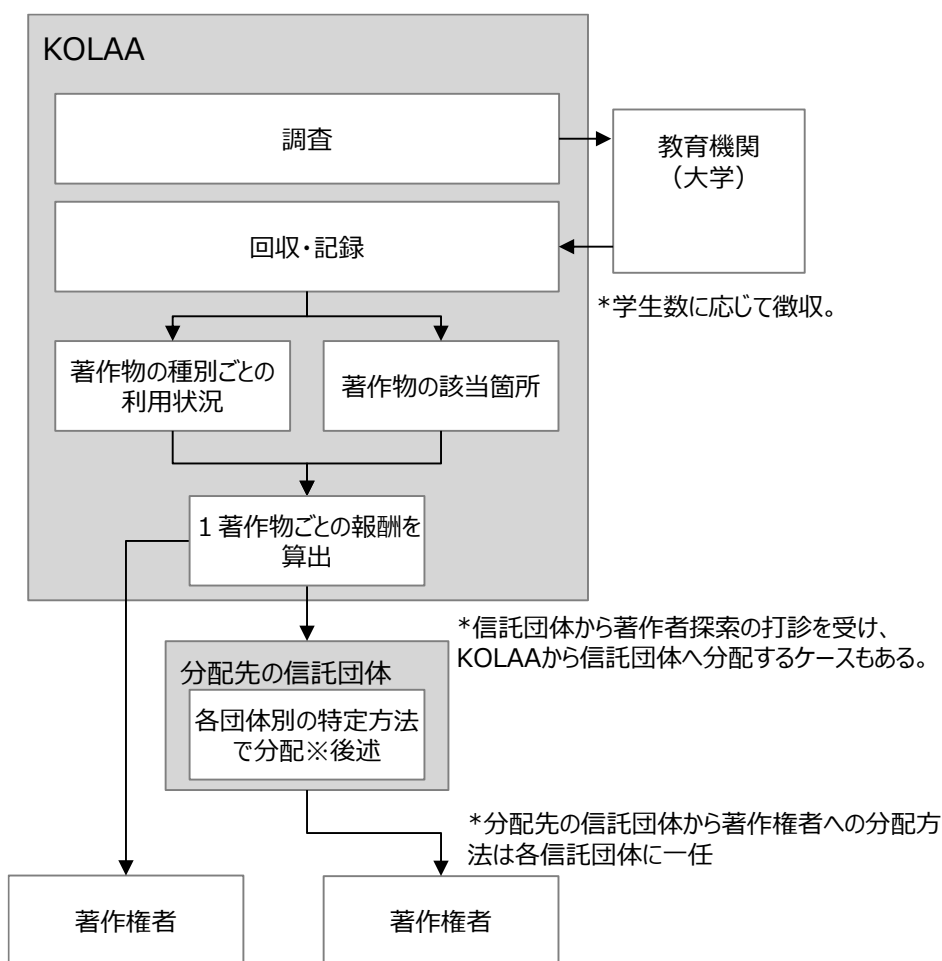
である⁸⁸⁸。信託団体からは、構成員や構成員の著作物に関するデータの提供を受けつつ、サンプリング調査結果と照合する。新規に著作物の利用が申請された際には、KOLAA のデータベースに追加して対応している。

利用報告における著作物の単位は、書籍単位等ではなく、日本と同様に 1 著作物単位となる。いいかえると、1 ページに 3 つの挿絵があった場合には本文含めて 4 著作物とカウントされる。

利用報告を受け、KOLAA に提出された調査書類をベースに著作物の点数や利用状況を判断する⁸⁸⁹。

権利者不明は、そもそも分配の対象から除外される。このため、未分配金は連絡先不明の分のみで構成される⁸⁹⁰。

図表 204 [韓国] 分配主体から著作権者までの分配フロー



888 各年約 100 大学/全国約 400 大学。

889 50 ページの著作物の場合、1 点として扱われるのか、50 点として扱われるのかという点については、調査回答者の回答により結果が変わってしまう。KOLAA へのヒアリングによる（2023 年 12 月 1 日実施）。

890 KOLAA へのヒアリングによる（2023 年 12 月 1 日実施）。

分配のステップは、3つに分けられる。第1に、著作権者が補償金の対象となる著作物を確認し、第2に、著作権者が分配申請書及び関連書類を KOLAA に提出し、第3に、KOLAA が分配申請書の確認及び補償金を分配する流れである。分配金の計算式は非公開とされている。

8.5.2.2 権利者から収集している資料

分配は、個別利用許諾と、定額利用契約を区別して実施することとされており、包括許諾契約の場合の分配比率は、使用された著作権の種類及び著作権使用料収入の総額を踏まえ、著作物の著作権使用料が占める割合等を参考として理事会で定めることとされている⁸⁹¹。信託団体以外の著作権者は、KOLAA に直接登録する必要があり、以下の申請書を提出する。

図表 205 [韓国]分配のために権利者が作成する申請書イメージ⁸⁹²

補償金分配申請書				処理期間
				14日
対象	教科用補償金	図書館報酬	授業（支援）目的補償金	
申請者	氏名（団体名）		住民登録番号（事業者番号）	
	電話番号			
	携帯番号		Eメール	
	住所			
	著作者との関係		区分	
	口座情報	取引銀行	口座番号	
作者	氏名（団体名）		住民登録番号（事業者番号）	
上記のように協会が管理する報酬の分配を申請する。				
必要書類	1. 権利者であることを証明できる書類（著作権登録証等）			
	2. 相続、譲渡等の承継事実を証明できる書類			
	3. 住民登録謄本又は身分証の写し（事業者登録証の写し）1部			
	4. 通帳のコピー1部			
※著作物権利確認書別紙書類の提出				

891 KOLAA, 저작물 사용료 분배 규정

892 KOLAA, 보상금 분배 신청서.

8.5.2.1 利用者から収集している資料

定額方式により教育著作物利用の補償金支払を行うことを選択した大学は、毎年 3 月までに、学生数を KOLAA が指定した Excel の様式にて提出する必要がある。様式は図表 206 の項目で構成されている。

図表 206 [韓国]記入様式

・学校機関コード
・学科
・利用年度
・学期
・講座名
・科目コード
・著作物名
・著作者名
・出典
・発行年度
・著作者所在
・著作物の種類
・利用形態
・利用量
・受講人数
・利用方式

また、大学以外の教育機関については、教育対象や受講人数、教育時間等を記載する教育訓練実績を KOLAA に提出する必要がある。

8.5.2.2 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法

KOLAA では、権利者不明は分配の対象から除き、連絡先不明のみを分配不能額として計上している。教育機関から回答があった利用報告は、整理前は権利者不明が 30%、連絡先不明が 10%である⁸⁹³。

分配先が不明なものは、分配管理委員会に情報を提示し、連絡先不明として集計する。この 10%は、著作物、著作者を特定できたが、権利者を探し出せず分配ができないケースである。明らかに権利者不明のものは分母から除外している。著作物を特定でき、集計の対象となったが、さらに探しても見つからなかったものが 10%である⁸⁹⁴。

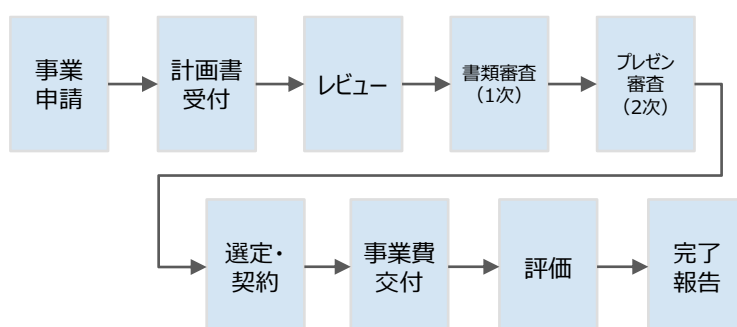
893 KOLAA へのヒアリングによる (2023 年 12 月 1 日実施)。

894 KOLAA へのヒアリングによる (2023 年 12 月 1 日実施)。

8.5.2.3 共通目的事業への利用

KOLAA は、共通目的事業として助成事業を実施している。1 団体当たり最大で申請できるのは 1 事業かつ KRW 100M(JPY 10.1M)以下である。支援の対象となる事業は、著作権者のための事業であり、著作権教育・広報及び研究に係る内容や、著作物創造活動の支援に係る内容が挙げられている⁸⁹⁵。支援先は、申請書を団体から受理した後、書類審査とプレゼンテーション審査を経たのちに決定される。審査項目は、提案を行う団体への事業適合性と、実施する事業の公募事業への適合性への 2 点である。

図表 207 [韓国]公募事業に係る審査フロー⁸⁹⁶



図表 208 [韓国]公募事業に係る審査基準イメージ⁸⁹⁷

区分	評価項目	1次審査 配点	2次審査 配点
提案団体の適合性	団体目的事業の公益性	10	0
	事業遂行実績、年間事業費、団体規模の適切性	10	0
	財務健全性	10	0
	事業推進意欲	0	10
	評価への協力意欲	0	10
	合計	30	20
事業の適合性	事業の適切性	25	30
	運営費及び人件費の適切性	10	10
	先行事業との差異	5	5
	事業の実現可能性	20	20
	成果の活用可能性	10	15
	合計	70	80
	合計	100	100

895 KOLAA, 공지사항,
[https://www.kolaa.kr/jsp/board/BoardCtrl.jsp?ACT_CD=DVW&SET_BBS_ID=notice&SET_BBS_CONTROL=INFO_100000100000000000&SET_BBS_NAVI=%C1%A4%BA%B8%2F%BE%CB%B8%B2%2F%BB%F3%B4%E3+%3E+%BE%CB%B8%B2%2F%BB%F3%B4%E3+%3E+%B0%F8%C1%F6%BB%E7%C7%D7&BBS_ID=notice&L=null&M=null&S=null&menuCodeL=null&SEQ=8775&PAGE_NO=1&SEQ_FILE=&ti%3C%3Etle=&LIST_TOTAL_COUNT=599&S_SELECT=ti%3C%3Etle&S_KEYWORD=.](https://www.kolaa.kr/jsp/board/BoardCtrl.jsp?ACT_CD=DVW&SET_BBS_ID=notice&SET_BBS_CONTROL=INFO_100000100000000000&SET_BBS_NAVI=%C1%A4%BA%B8%2F%BE%CB%B8%B2%2F%BB%F3%B4%E3+%3E+%BE%CB%B8%B2%2F%BB%F3%B4%E3+%3E+%B0%F8%C1%F6%BB%E7%C7%D7&BBS_ID=notice&L=null&M=null&S=null&menuCodeL=null&SEQ=8775&PAGE_NO=1&SEQ_FILE=&ti%3C%3Etle=&LIST_TOTAL_COUNT=599&S_SELECT=ti%3C%3Etle&S_KEYWORD=)

896 KOLAA, 前掲注 895)。

897 KOLAA, 前掲注 895)。

KOLAA ウェブサイトにて公募により実施された事業が公開されており、2020 年、2021 年に実施された事業としては、図表 209 のとおりである。

図表 209 [韓国]公募事業の実施例⁸⁹⁸

実施時期	実施内容
2020 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 原本著作物確保及びオンライン講義セミナー開催事業(韓国写真作家協会) ● 大韓民国小説読書大田(韓国小説家協会) ● 『文段実録』(全 2 巻)発刊(韓国文人協会) ● 放送フォーマットアカデミー(韓国放送作家協会) ● 人工知能時代の著作権の進む方向-人工知能関連著作権教育及び研究を中心に(韓国経営法律学会) ● Covid-19 時代対応のための学校教育目的著作物利用と著作権法改善課題(韓国著作権法学会) ● 構築データ活用のための仮想現実ギャラリー構築事業(韓国美術協会)
2021 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 韓国文学科ノーベル文学賞シンポジウム(国際 PEN 韓国本部) ● 技術融合時代と著作権争点(韓国経営法律学会) ● 『文段実録』(全 2 巻) 発刊 (韓国文人協会) ● VR 展示館を活用した美術画像データ収集および精製 (韓国美術協会) ● 写真教育講座開催事業 (韓国写真作家協会)

8.5.2.4 分配手法の考え方・正当性

分配方法は参画している団体を考慮し、可能な限り特定できる権利者に還元するようにしている⁸⁹⁹。このため、分配にあたって、権利者不明は分配対象から除外し、連絡先不明のみを未分配額として整理している。

8.5.2.5 分配の効率化に向けた取組 (IT や体制上の工夫)

信託団体が保有しているデータの提出を受けて、KOLAA での権利者の特定作業を効率化している⁹⁰⁰。

8.5.2.6 分配の課題 (明確な意見があった場合のみ掲載)

ビジネスとして確立されている著作権者のみで構成されている脚本等の CMO の場合には集中管理が可能である一方で、構成員にプロとアマチュアが混在している美術や写真の CMO においては、権利者の特定が困難である⁹⁰¹。韓国写真作家協会では、KOLAA と協力

898 KOLAA, 미분배보상금사업, <https://www.kolaa.kr/jsp/comm/NormalCtrl.jsp?L=1&M=10&S=1>.

899 KOLAA へのヒアリングによる (2023 年 12 月 1 日実施)。

900 KOLAA へのヒアリングによる (2023 年 12 月 1 日実施)。

901 韓国写真作家協会へのヒアリングによる (2023 年 11 月 29 日実施)。

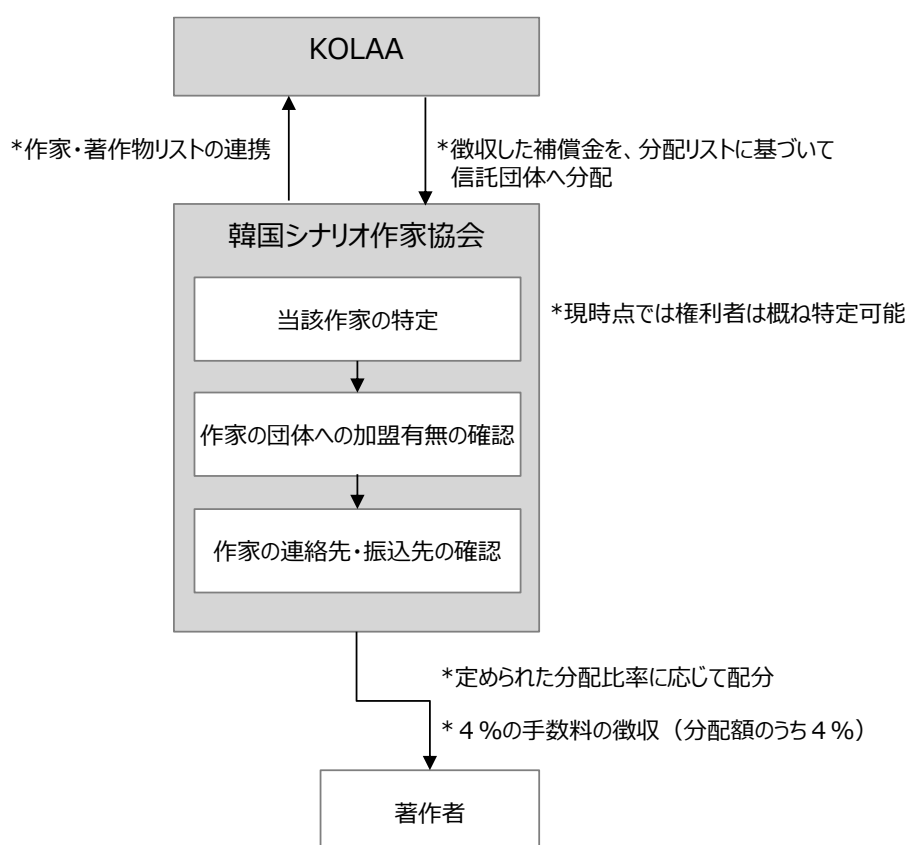
して画像から著作者を特定するツールの開発を試みたが、実際には困難であった⁹⁰²。

8.5.2.7 分野別団体の分配

8.5.2.7.1 韓国シナリオ作家協会

映画脚本の CMO である韓国シナリオ作家協会では、作家に対して決まっている分配比率があり、作家が信託の権利を得るためには、韓国シナリオ作家協会に加盟する必要がある。教育目的の補償金に関する管理手数料は4%である⁹⁰³。韓国シナリオ作家協会が扱う教育目的の分配は1年で KRW5,500K (JPY 550K) 程度である⁹⁰⁴。連絡先不明のケースは教育目的の分配においては少なく、多くの場合は著作者を特定できている。なお、学校が制限されている割合を超えて、利用したい場合、CMO は当該校に対して個別にライセンスすることがある⁹⁰⁵。

図表 210 [韓国]KOLAA から收受した補償金の再分配 (韓国シナリオ作家協会の場合)



902 韓国写真作家協会へのヒアリングによる (2023年11月29日実施)。

903 文化体育観光部へのヒアリングによる (2023年12月1日実施)。

904 韓国シナリオ作家協会へのヒアリングによる (2023年11月29日実施)。

905 韓国シナリオ作家協会へのヒアリングによる (2023年11月29日実施)。

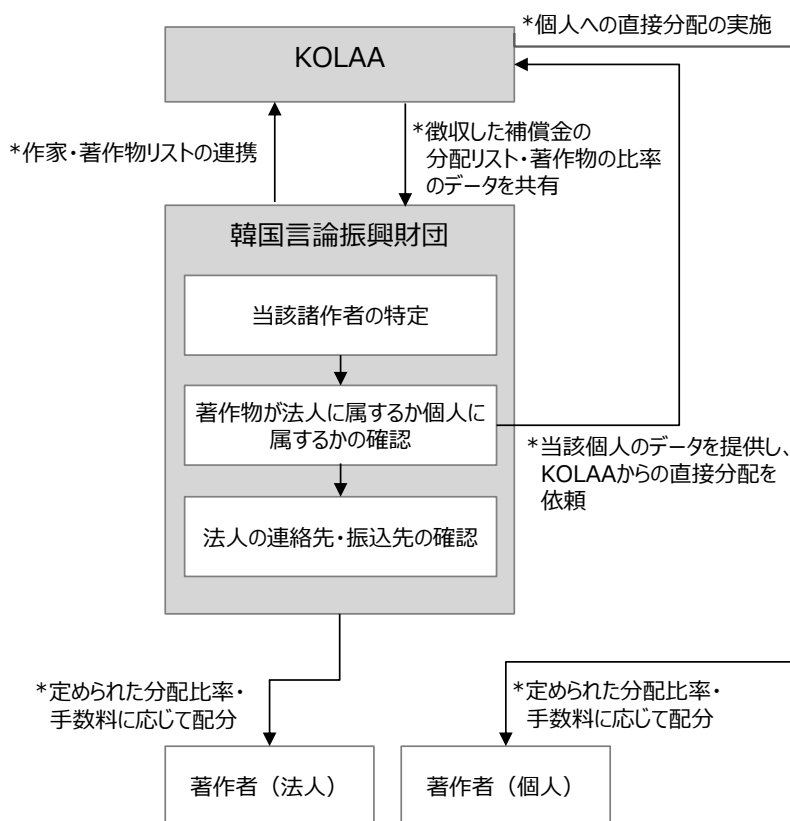
8.5.2.7.2 韓国言論振興財団

韓国言論振興財団では、KOLAA から著作者と著作物のリストを受領し、それに基づいて権利者を特定して分配している。教育目的の補償金の管理手数料について、KOLAA はその料率のうち 15%を控除し、韓国言論振興財団は残りの 85%を分配している。

記事 1 つ 1 つに金額を割り当てており、連載の場合には 1 話を 1 記事とみなす。複数の著作物が混ざっている場合、たとえば、記事の中に写真が含まれている場合は、1 つの記事あたりの本文と写真の比率は一律に定められており、記事の分量・面積等での違いはない。KOLAA は本文と写真の割合に関する情報について韓国言論振興財団に連絡している。

KOLAA から記事について、連絡が来た際には、当該記事が法人か外部寄稿者か韓国言論振興財団を通じて新聞社に確認し、著作物の著作権を確認のうえ、外部寄稿者による場合は、新聞社から KOLAA にその情報を通知し、KOLAA からの直接、当該外部寄稿者に分配する⁹⁰⁶。

図表 211 [韓国]KOLAA から收受した補償金の再分配（韓国言論振興財団の場合）



906 韓国言論振興財団へのヒアリングによる（2023年11月30日実施）。

8.5.3 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス

CMO の業務基準等は政府が承認する形式としている。団体を決める際の要件の一つは、収受、分配の業務を十分遂行できるかという項目があり、その際に徴収分配するのがその当該団体の役割であると考えている。政府では定期的な点検を行う際の審査等を通じてチェックするようにしている⁹⁰⁷。ただし、個別の分配やその変更について都度指導することはない。

907 韓国写真作家協会へのヒアリングによる（2023年11月29日実施）。

8.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組

8.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育

韓国では、教育課程全体の要領と個別科目の要領で構成されている。著作権教育は小学校、中学校、高校において全体・個別科目の両方で位置付けられている⁹⁰⁸。このうち、全体の教育課程の要領を紹介すると図表 212 のとおりであり、達成目標の中で小学校・中学校・高校と段階的に著作権保護の重要性を学ぶ機会が設けられている。

図表 212 [韓国]小学校、中学校、高校のナショナルカリキュラムにおける著作権教育（抜粋）

■小学校のカリキュラム

（持続可能な技術と融合・達成目標）

作成した発表資料をサイバースペースで共有し、健全な情報機器の活用を実践する。

この到達基準は、活動で作成した発表資料をサイバースペースで共有する方法を理解し、資料を共有する際のプライバシーや著作権の重要性を認識できる。資料を共有する際、**個人情報及び著作権保護の重要性を認識し、実践するように設定**した。ここでは、情報倫理を守る方法について、法について事例や具体的な方法を提示する。

（メディア・達成目標）

メディアコミュニケーションの倫理を考慮し、メディア資料を活用し、共有する。

この達成基準は、メディアによるコミュニケーションで守るべき基本的な倫理を理解し、これを考慮し、メディア資料を活用し、共有する能力を養う。様々なメディアの資料を活用したり、**共有したりする過程で、著作権や肖像権の侵害、個人情報の流出などの問題が発生する可能性があることを理解する**。様々な事例を通じ、メディア利用者としてコミュニケーションの倫理を守ろうとする態度を養う。様々な事例を通して、メディア利用者としてコミュニケーションの倫理を守ろうとする態度を養い、メディア資料を安全かつ正しく活用し、共有する方法などを学習する。

■中学校のカリキュラム

（デジタル文化・達成目標）

デジタル空間で共生するために、**事例を中心に、個人情報及び権利と著作権を保護する実践方法を探る**。

-その他具体的な言及はなし)

（音楽／創作・達成目標）

生活の中の領域と連携して音楽を作り、活用し、責任感を持つ。

この達成基準は、生活の中の様々な領域及び他教科と連携して音楽作品を主体的に作り、活用し、創作に関連する倫理意識と責任感を養うために設定された。実生活に関連した音楽映像や音楽劇など、様々な形の音楽を創作・活用し、様々な分野を経験させる。また、**音楽創作における著作権の重要性と**

908 教育課程は以下のサイトから入手した。NCIC(National Curriculum Information Center), 교육부 고시 제 2022-33 호,
<https://ncic.re.kr/mobile.brd.ntc.view.do;jsessionid=5C4900F9CEBC8EB76ACD4087F197C41C?articleNo=1000007>
1.

必要性を認識し、自分と他人の音楽作品に対する責任感のある態度を形成することで、お互いの音楽を尊重し、コミュニケーションすることに重点を置く。

○達成基準適用時の留意点

責任感の認識に関連する達成基準は、著作権に関連する事例を調査する、著作権の重要性と必要性について議論・討論する、生活における著作権尊重の実践方案を発表する、音楽作品の意図を説明する、他人の音楽作品について評論する。他人の作品について批評するなどを活用して評価することができる。

(文化／達成目標)

-内容面には著作権は記載無し

○達成基準適用時の留意点

資料をオンラインで共有する際は、著作権が侵害されないように注意する。

■高校

(教授・学習・評価)

文学作品と映像物の受容と生産に伴う倫理的責任を認識させるため、肖像権や著作権侵害などの現実的な問題、**肖像権や著作権侵害などの実際的な問題を学習者が探求し、討論し、解決策を模索しながら、意味のある学習経験ができるように教育・学習を計画・運営する。**

(コミュニケーション／達成目標)

個人の権利と情報セキュリティに対する責任を認識しながら、コミュニケーションに参加する。

達成基準は、授業でのコミュニティでコミュニケーションを行い、授業に関する各種情報を管理・活用する過程で、個人の権利と情報セキュリティの重要性と責任を認識する態度です。授業関連の各種情報を管理・活用する過程で、個人の権利と情報セキュリティの重要性及び責任性を認識する態度を養うために設定した。自分と他人の権利保護及び情報セキュリティに対する責任性を認識し、実践する。**著作権、肖像権などの個人の権利と情報セキュリティが守られなかった時の問題状況に応じた対応方法を学ぶ。**

8.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）

KERIS の傘下の組織である教育著作権支援センターは、教員向けに学校教育現場で必要となる著作権の知識を身につけてもらうための教材を公表している。発行されている教材については、補償金を分配する KOLAA のほか、韓国教育部が用意する教材も含まれる⁹⁰⁹。2020 年に公表された教材では、オンライン授業における著作権の事例や、フォント利用に係る著作権事例、ファイル共有サイトからダウンロードした資料に係る著作権の事例、写真、動画、音楽の利用に係る著作権の事例、試験問題利用に係る著作権事例等、多様な著作権に係る事例について紹介している⁹¹⁰。

909 KERIS, 저작권 교재·해설서, 2023, <https://copyright.keris.or.kr/wft/bbscttData>.

910 교육저작권지원센터, 교육저작권 사례 안내, 2023, https://font-real.cdn.gov-ntruss.com/bbsctt/2022/1214/0939/2020%20%EA%B5%90%EC%9C%A1%20%EC%A0%80%EC%9E%91%EA%B6%8C%20%EC%82%AC%EB%A1%80%20%EC%95%88%EB%82%B4.pdf?token=st=1687760876-exp=1687762676-actl=bbsctt/*-hmac=78984ad21da287048a5f52e70f96a29bae6bd1bc59a7c3a7d7e17049a89e255a.

その他にも、教員向けのコンテンツとして、「学生の肖像権の有無」、「学校で著作権を守る必要があるか」といった問いに対する回答を説明する著作権教育に関する動画資料も公開されている⁹¹¹。

また、教育著作権支援センターでは、学校の先生方に著作権の認識を高める活動として、教育庁担当者（自治体の教育庁で著作権担当者）に年 2 回上期と下期にワークショップを開催している。現場で利用する際の映像による利用ガイドやその他資料を提供している。著作権について関心の薄い教員を想定した教材をウェブサイトで用意している⁹¹²。

911 교육저작권지원센터, 저작권 영상자료, 2023, <https://copyright.keris.or.kr/>.
912 KERIS へのヒアリング調査による（2023年12月18日実施）。

8.7 教育機関からみた教育における著作物利用

8.7.1 分配方法・分配額に関する受け止め

金額に関しては、具体的な意見はみられなかった。しかし、「教育部は補償金の分配先について非常に気にしており、分配結果について共有してほしい」という意見もある⁹¹³。

913 KERIS へのヒアリング調査による（2023年12月18日実施）。

9. おわりに

9.1 調査対象団体に示した SARTRAS による分配の現状

ヒアリングの実施にあたっては、SARTRAS の分配の現状について説明した。具体的には、SARTRAS が実施した調査（利用報告）に基づき、各団体を経由して分配しており、その結果、利用が報告されなかった著作物の権利者は分配の対象とならないこと、著作物及び権利者の特定並びに権利者の連絡先の確認のための作業が過大なものとなっており、分配に要する時間が長期間にわたることを説明した。

図表 213 SARTRAS の分配方法について



9.2 本調査において得られた参考となる分配手法

法制上の扱いは異なるが、いずれの国においても、統括団体と分野別団体の 2 つのレベルの団体が関与することは多くの国で見られ、日本とも共通する。分配の公平性を実現するためのさまざまな工夫がみられる。

諸外国の CMO の取組のうち、特に参考となる手法として以下のものがみられた。

図表 214 参考となる分配方法

調査対象国	参考となる手法
仏国	分野別団体は、文字分野、映像音楽分野で分配効率化のための工夫をしている。 OCFC：サーベイによって原単位を作成。毎年利用報告の分配を効率化している。 OPROCIREP、SACEM：ライセンス料をクリエイターの給与指数と連動させ、交渉コストを低減。
独国	利用者対象アンケート等は、第一義的には統括団体から分野別団体へ分配する際の比率の設定に利用。 分野別の CMO から著作者への分配において、「アンケートを使うか」「類比等の仕組みにするか」は分野の性質に応じて各 CMO が選択（費用対効果を重視）。
英国	利用者対象アンケートは、各分野別の分配比率の設定に利用し、必要な調整を加える。 分野別団体から著作者への分配において、「アンケートを使うか」「類比等の仕組みにするか」は分野の性質に応じて各 CMO が選択（費用対効果を重視）。 DACS では、年度ごとに制作実績を示せる分配希望者を募集。総額の 4 割を利用報告に基づき、残りを制作実績に応じて分配。
米国	分配アルゴリズムに著作物の価値を組み込む（著作物によって 1 ページの価値が異なる）。 (高等)教育機関をカーネギー分類に従って分類し、ライセンス料に傾斜をかける。
豪州	ISBN/ISSN ベースで調査を行い、利用報告と現われる著作物の権利者に分配。 分配されなかった著作権者は、対価が過少であることの証拠を提出することにより、裁量払い（discretionary payment）を申請することができる。 これらを整えた上で、連絡先不明の場合は一定期間保全後、分配資金に繰り入れる。
韓国	特定できなかった著作物の利用報告は、利用報告から除く。 多くの分野別団体が、KOLAA に対し、著作物・著作者のリストを提供し、KOLAA 側でデータベースを構築することで、著作者を見つけやすくする工夫に協力。

参考資料

ヒアリング協力者

本報告書では以下の方々にヒアリングに協力いただいた。なお、所属ならびに肩書はヒアリング実施時点のものである。

図表 215 [参考資料] ヒアリング協力者

調査対象国	分類	取材協力団体	氏名
仏国	CMO	ADAGP	Head of Group Management and Study, Mr. Serge Monnet Head of FRANCE AUTORISATIONS, Ms. Solenn Cariou
仏国	CMO	ADAMI	International Business Manager, Ms. Chrystel Le Gallois Legal advisor, Ms. Liliane Lavocat
仏国	CMO	CFC	Director of Rights holders & International department, Ms. Sandra CHASTANET Director of Licensing Education, Ms. Katia LABAYLE
仏国	CMO	PROCIREP	Délégué Général, Mr. Idzard VAN DER PUYL Délégué Général Adjointe, Ms. Debora ABRAMOWICZ
仏国	CMO	SACD	Directrice des Affaires internationales, Ms. Géraldine LOULERGUE-HUSSON International affairs manager, Ms. Sandrine Sandoval Distribution manager, Ms. Yuka Oguchi
仏国	CMO	SACEM	Executive Director International, Ms. Caroline Champarnaud Executive Director International, Mr. Frederic Rampelberg
仏国	教育関連機関	高等教育・研究省	Head of Knowledge Dissemination and Documentation, Ms. Odile Contat Head Curator of Libraries, Ms. Véronique De Kok
独国	CMO	VG Bild-Kunst	Senior Vice President Licensing, Mr. Helge Langhoff
独国	CMO	GVL	Managing Director, Mr. Tilo Gerlach Director Legal and Business Affairs, Mr. Burkhard Sehm
独国	CMO	VFF	Mr. Hansjörg Fütting Ms. Margarete Evers
独国	CMO	VG WORT	Lawyer, Mr. Christian Beyer Lawyer, Mr. Maximilian von Websky
英国	CMO	ALCS	Executive Director and Chief Executive, Ms. Barbara Hayes Head of Rights and Licensing and Deputy Chief Executive, Mr. Ricarf Combes
英国	CMO	CLA	Head of Rightsholder Relations, Mr. James Bennett Distributions Data Team Leader, Ms. Anne Magee Head of Insight, Mr. Colin Hand
英国	CMO	DACS	Chief Executive, Mr. Christian Zimmermann Finance Director, Mr. Phill Trzcinski Head of Policy and International, Ms. Reema Selhi

調査対象国	分類	取材協力団体	氏名
英国	CMO	ERA	Chief Executive, Ms. Helena Djurkovic
英国	CMO	NLA Media Access	Commercial Director, Mr. Neil O'Brien Managing Legal Counsel, Mr. Anna Montgomery
英国	CMO	PLS	Chief Executive, Mr. Tom West Head of Rights and Licensing, Mr. Amy Ellis
英国	CMO	PPL	Director of International, Mr. Laurence Oxenbury 日本担当, Mr. Sergna Fueming
英国	教育関連機関	St. Mary's University	Head of Library and Digital Support, Ms. Bing Choong Library Officer, Ms. Lucy Riley Library Officer, Ms. Madeleine Williams
英国	教育関連機関	University of Oxford	Professor of Law and Fellow in Law, Faculty of Law & The Queen's College, Ms. Emily Hudson
米国	CMO	CCC	Executive Director, Rightsholder & International Relations, Mr. Michel Healy Sr. Director, Information & Content Solutions Business Unit, Mr. Tim Bowen Director of Royalty Payments, Ms. Amy Candell
豪州	CMO	APRA AMCOS	Senior Manager – Licensing & Operations Media Licensing, Mr. Rhys Richards Head of International Services, Mr. Richard Davison Director Media Licensing, Mr. Ant Horn
豪州	CMO	Copyright Agency	Director Policy, Government and Member Relations, Ms. Libby Baulch
豪州	CMO	Screenrights	Head of Licensing, Mr. Scott James
韓国	CMO	韓国学術団体総連合会	漢陽大学創意教育院教授/韓国学術団体総連合会理事長 クォン・デウ (권대우) 祥明大学 知的財産権専攻教授/韓国学術団体総連合会研究倫理委員 キム・インチョル (김인철) 韓国学術団体総連合会事務局長 イ・スンミ (이승미)
韓国	CMO	韓国言論振興財団	局長 パク・ジェヒョン (박재현) 社員 キム・ヒョジン (김효진)
韓国	CMO	韓国シナリオ作家協会	理事長パン・スンジョン (방순정) 副理事長イ・ユンソン (이윤선) 監督オ・ハンビョル (오 한별)
韓国	CMO	韓国写真作家協会	キム・ヒョンジュン (김형준) 事務所長 ほか2名
韓国	CMO	韓国文学藝術著作権協会(KOLAA)	分配管理部長 キム・ギョンチェ (김경채) 経営企画部長 キム・ジュニ (김준희)
韓国	CMO	韓国文人協会	事務総長 チェ・ウイドク

調査対象国	分類	取材協力団体	氏名
韓国	CMO	韓国放送作家協会	事務局長 キム・ジスク (김지숙) 信託事業チーム チーム長 (法学博士) キム・ヨンイン (김영인) 法務チーム長 アン・ウシン (안우신)
韓国	行政	文化体育観光部	著作権局 著作権産業課 事務官 チェ・ヒガク (채희각)ほか4名
韓国	教育関連 機関	KERIS	AI デジタル教科書部 チョ・ギョボク (조규복) 研究委員 ムン・ムサン (문무상)

略語集

本報告書に登場する略語について、図表 216 で整理した。

図表 216 [参考資料] 略語集

略称	掲載章	正式名称・概要
AACC	6.米国	American Association of Community Colleges 米国コミュニティカレッジ協会。
ACARA	7.豪州	Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority オーストラリア・カリキュラム評価報告機構。ナショナルカリキュラムの開発を になっている独立機関
ACC	7.豪州	Australian Copyright Council 著作権の理解普及の活動を行う非営利団体。
ACCC	7.豪州	Australian Competition & Consumer Commission 豪州の競争法・消費者保護法を所管する。
ACLCI	6.米国	Annual Copyright License for Curriculum & Instruction CCC による初等・中等教育機関向けライセンス。
ACLHE	6.米国	Annual Copyright License for Higher Education CCC による高等教育機関向けの年間包括ライセンス。
ACLSA	6.米国	Annual Copyright License for Student Assessments CCC による試験作成機関向けライセンス。
ACS	5.英国	Artists' Collecting Society ビジュアルアーティストの追求権を管理する CMO。
ADAGP	3.仏国	Société des auteurs dans les arts graphiques et plastiques 美術の著作物の権利を扱う CMO。
ADAMI	3.仏国	Société civile pour l'administration des droits des artistes et musiciens interprètes 実演家の権利を扱う CMO。

略称	掲載章	正式名称・概要
AGICOA	5.英国	Association of International Collective Management of Audiovisual Works 独立系の映像プロデューサーや映像制作会社の権利を扱う CMO。
AIPLA	6.米国	American Intellectual Property Law Association 米国の任意参加できる弁護士会。知的財産に関する実務者を代表する。
ALCS	5.英国	Authors' Licensing and Collecting Society 著者の権利を扱う CMO。
ALPSP	5.英国	Association of Learned and Professional Society Publishers 学術・専門出版社の業界団体。
ANGOA	3.仏国	Agence Nationale de Gestion des Œuvres Audiovisuelles テレビプロデューサーの権利を扱う CMO。
APRA AMCOS	7.豪州	音楽の著作物を扱う CMO。
AR	-	Augmented Reality 拡張現実と訳され、現実世界にデジタル情報を付加する技術。
Arcom	3.仏国	Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique 視聴覚およびデジタル通信規制局と訳される。メディア規制を担う CSA と海賊版対策を担う Hadopi と合併して設立された。
ARIA	7.豪州	Australian Recording Industry Association レコードの権利を扱う CMO。
ARP	3.仏国	Société civile des Auteurs-Réalisateurs-Producteurs 監督・映画製作者の権利を扱う CMO。
ASCAP	6.米国	American Society of Composers, Authors and Publishers 米国作曲家作詞家出版社協会と訳される。米国の演奏権を扱う CMO。
ASCRL	5.英国（米国）	American Society for Collective Rights Licensing INC 米国の視覚芸術の CMO。
Audio UK	5.英国	音楽制作会社からなる業界団体。
AVA	3.仏国	Société des Arts Visuels Associés 美術系の CMO により運営される団体。
BAPLA	5.英国	British Association of Picture Libraries and Agencies 画像エージェントを代表する業界団体。
BCC	5.英国	British Copyright Council 著作権法ならびに関連問題を扱う非営利団体。
Becta	5.英国	British Educational Communications and Technology Agency 教育分野における ICT 技術の導入を支援する組織で、2011 年 3 月に閉鎖された。

略称	掲載章	正式名称・概要
BMBF	4.独国	Bundesministerium für Bildung und Forschung 連邦レベルで、教育、研究を所管する省庁であり、連邦教育研究省と訳される。
BMI	6.米国	Broadcast Music, Inc. 放送音楽協会と訳される。米国の演奏権を扱う CMO。
BPI	5.英国	British Phonographic Industry レコード製作者からなる業界団体。
Brexit	2.欧州	British と exit の混成語。英国の欧州連合離脱を指す。
#BRNEDU	3.仏国	Les banques de ressources numériques éducatives デジタル教育用のリソースバンク。
BYOD	-	Bring Your Own Device 個人が私物として所有している PC やスマートフォンを用いる利用形態。
C2i2e	3.仏国	un certificat informatique et internet de l'enseignement supérieur de niveau 2 « enseignant » 高等教育向けのデジタルスキルの認証制度。
CAG	7.豪州	Copyright Advisory Group for the school sector 豪州のほぼすべての学校を代表する団体。9,500 以上の学校、4 万人以上の学生、300 万人近くの教員が参加。
CCC	6.米国	Copyright Clearance Center 出版社等の権利を扱う CMO。
CCLI	5.英国	Christian Copyright Licensing International 賛美歌などのキリスト教音楽を扱う CMO。
CCSP	5.英国	le Collège des conseillers scientifiques et pédagogiques 教育訓練政策及び教育学的な変革（特にデジタル化）の観点から情報提供を行う。
CDPA	5.英国	Copyright, Designs and Patents Act 1988 著作権法にあたる法律である。
CFC	3.仏国	Centre Français d'exploitation du droit de Copie 文字の著作物の権利を扱う CMO。
CCFM	5.英国	独立学校がライセンスを購入する代理店。
CJEU	2.欧州	Court of Justice of the European Union 欧州司法裁判所と訳される。欧州法の統一的な法解釈を担う。
CLA	5.英国	Copyright Licensing Agency 書籍、論文誌、雑誌、デジタル出版物を扱う CMO。
ClickView	7.豪州	ニュース・ドキュメンタリー・長編映画から広告を削除して視聴できる ClickView TV、40,000 以上の教育番組にアクセスできる ClickView Exchange、厳選されたテレビ番組を提供する ClickView TV guide で構成される。

略称	掲載章	正式名称・概要
CMO	-	Collective Management Organization 著作権等の集中管理団体を指す。日本の著作権等管理事業者に相当。
CNC	3.仏国	Centre national du cinéma et de l'image animée 国立映画映像センターと訳される 映画産業に対する各種支援を行う組織。
Copyright Agency	7.豪州	言語等の権利を扱う CMO。
CPI	3.仏国	code de la propriété intellectuelle 知的所有権法典と訳される。著作権のほか、特許権などの産業財産権について規定する法典。
CRCN	3.仏国	Le cadre de référence des compétences numériques デジタルコンピテンシー（能力）のフレームワークである。
CSA	3.仏国	Conseil supérieur de l'audiovisuel 視聴覚高等評議会と訳される。Hadopi と合併し、Arcom として設立された。
CSforAll	6.米国	Computer Science for All ICT 教育のレベルアップを支援するための計画。
DACS	5.英国	Design and Artists Copyright Society 視覚芸術の権利を扱う CMO。
DCS	5.英国	Digital Contents Store CLA が運営する電子書籍、論文等とオンラインのワークフロー管理ツールを統合したもの。
DIRECTORS UK	5.英国	視聴覚作品の監督の権利を扱う CMO。
DPMA	4.独国	Deutsches Patent- und Markenamt 連邦レベルで産業財産権を所管する省庁であり、特許商標庁と訳される。
DSM	2.欧州	Digital Single Market 欧州市場のデジタル・ビジネスの単一市場化に向けた各種制度のハーモナイゼーションを目指すものである。
DSP	-	Digital Service Provider ユーザー間の仲介するデジタルサービス。
ECL	2.欧州	Extended collective licensing 拡大集中許諾と訳される。法律に基づき、CMO の構成員ではない権利者の著作物について、相当数の権利者を代表する CMO と著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度を指す。個別の分野を指定して適用する個別 ECL、個別分野等によらず一般的に規定する一般 ECL がある。
EdTech	-	教育工学またはエドテックと呼ばれる。教育現場の改善に資する設計・開発・評価する研究分野。

略称	掲載章	正式名称・概要
EHESS	5.英国	EHESS については大英図書館と提携し、文書を提供するサービス。
ENT	3.仏国	Un espace numérique de travail デジタルワークスペースを指す。
EPLE	3.仏国	Établissement public local d'enseignement 地方教育公施設法人と訳される。コレッジ、リセなど中等教育機関が含まれる。
Equity	5.英国	実演家からなる労働組合。
ERA	5.英国	Educational Recording Agency 教育機関を対象として、放送番組についてのライセンスを提供するCMO。
ERRA	5.英国	Enterprise and Regulatory Reform Act 2013 起業規制改革法と訳される。
ESSA	6.米国	Every Student Succeeds Act 公立学校における州政府による連邦補助金の支出の仕方を規定する法律。
ETS	6.米国	Educational Testing Service 教育テスト、評価を実施する組織。
Filmbankmedia	5.英国	映画の著作権・映画製作者の権利を扱うCMO。
FOCAL International Ltd	5.英国	Federation of Commercial Audiovisual Libraries 海外の映像制作会社からなる業界団体。
GEMA	4.独国	Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte 音楽の著作物の権利を扱うCMO。
GMR	6.米国	Global Music Rights 米国の演奏権を扱うCMO。
GST	7.豪州	Goods and Services Tax 物品サービス税または財・サービス税と訳され、日本の消費税に相当。
GuildHE	5.英国	大学などを代表する組織。
GVL	4.独国	Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH 実演家・レコード製作者の権利を扱うCMO。
GWFF	4.独国	Gesellschaft zur Wahrnehmung von Film 映画（特に外国映画を扱う）の権利を扱うCMO。
Hadopi	3.仏国	La Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet est une autorité publique indépendante 海賊版などの対策を所管していた。CSAと合併し、現在はArcomとして設立された。

略称	掲載章	正式名称・概要
HESA	5.英国	Experts in higher education data and analysis 高等教育統計局と訳される。高等教育に関する定量的な情報を収集・分析する組織。
HFA	6.米国	Harry Fox Agency メカニカルライツの徴収団体。
HRG	4.独国	Hochschulrahmengesetz 高等教育の理念等について定めた法律。
IAP	5.英国	Independent Association of Prep Schools 独立学校がライセンスを購入する代理店。
IBNR	7.豪州	Incurred but not reported 放送プログラムの利用が発生したがレポートされていない請求に対する支払いに充当されるファンド。
ICT	-	Information and Communication Technology 情報通信技術。
INA	3.仏国	Institut national de l'audiovisuel 国立視聴覚研究所と訳される。
INEE	3.仏国	Innovation Numérique et Excellence Éducative デジタルイノベーションと教育的卓越性という取組であり、仏国内の学校のデジタル化の促進施策。
Inforimit	7.豪州	高等教育機関向けに映画、ドキュメンタリー、ニュース、時事問題などを提供。
INSEE	3.仏国	Institut national de la statistique et des études économiques 経済・財務・産業及びデジタル主権省の部局。
ISAN	-	International Standard Audiovisual Number 国際標準視聴覚番号と訳される。視聴覚作品の識別用の国際規格コード。
ISBN	-	International Standard Book Number 書籍及び資料の識別用の国際規格コード。
ISM	5.英国	The Independent Society of Musicians 音楽家の業界団体。
ISRC	-	International Standard Recording Code 国際標準レコーディングコード。レコード識別用の国際規格コード。
ISSN	-	International Standard Serial Number 逐次刊行の識別用の国際規格コード。
ISWC	-	International Standard Musical Work Code 国際標準音楽作品コード。音楽作品の国際規格コード。
K-12	6.米国	kay-through-twelve 幼稚園年長から高校卒業までの13年間の期間を指す。
KERIS	8.韓国	Korea education and research information service 教育の情報化に関する政策及び事業を担う。

略称	掲載章	正式名称・概要
KMK	4.独国	Kultusminister Konferenz 各州の文部大臣から構成される常設の会議体。独国においては、教育行政に関する基本的な権限を連邦政府ではなく各州が有していることから、州を超えた単位での意思決定が必要な事項については KMK が行う。
KOLAA	8.韓国	Korea Literature, Academic works and Art Copyright Association 言語及び教育に関する補償金を扱う CMO。
KORRA	8.韓国	Korea Reproduction and Transmission Rights Association KOLAA の前身。
LMS	-	Learning Management System 学習管理システム。
MCPS	5.英国	Mechanical-Copyright Protection Society Limited 音楽（メカニカルライツ）の権利を扱う CMO。
MPLC	5.英国	Motion Picture Licensing Company 映画の著作者・映画製作者の CMO。
Musicians' Union	5.英国	音楽家からなる労働組合。
NAEP	6.米国	National Assessment of Educational Progress 全米学力調査。
NDPB	5.英国	Non-departmental public body 政府外公共機関と訳される。
NLA	5.英国	NLA Media Access メディアの権利を扱う CMO。
NWU	5.英国（米国）	National Writers Union 米国脚本家組合。
Open University Worldwide Ltd	5.英国	日本における放送大学に相当する高等教育機関。
PIA	3.仏国	Pour la part des autres images PICROPP と PIACE 以外を指す。
PIACE	3.仏国	Pour la part des images dont les auteurs sont en compte avec l'éditeur CFC の分配計算において画像に著者名が記載されている場合を指す。
PICROPP	3.仏国	Pour la part des images constituées d'œuvres préexistantes CFC の分配計算において既存画像の活用している場合を指す。
PICSEL	5.英国	ビジュアルアートの権利を扱う CMO。
PLS	5.英国	Publishers' Licensing Services 出版社の権利を扱う CMO。
PMG Presse-Monitor	4.独国	報道記事を扱う企業。

略称	掲載章	正式名称・概要
PMLL	5.英国	Printed Music Licensing Limited 楽譜の権利を扱う CMO。
PPA	5.英国	Professional Publishers Association メディアを代表する業界団体。
PPCA	7.豪州	Phonographic Performance Company of Australia Limited レコードの権利を扱う CMO。
PPL	5.英国	Phonographic Performance Limited 実演家・レコードの権利を扱う CMO。
PRO	6.米国	Performing Rights Organizations 公衆実演権を管理する CMO。
PROCIREP	3.仏国	Société des producteurs de cinéma et de télévision 映画製作者の権利を扱う CMO。
PRS	5.英国	Performing right society for music limited 音楽（実演）の権利を扱う CMO。
SACD	3.仏国	Société des Auteurs et Compositeurs Dramatiques 脚本の著作物の権利を扱う CMO。
SACEM	3.仏国	Société des auteurs, compositeurs et éditeurs de musique 音楽（演奏権）の著作物の権利を扱う CMO。
SAIF	3.仏国	Société des Auteurs des arts visuels et de l'Image Fixe 美術の著作物の権利を扱う CMO。
SCAM	3.仏国	Société civile des auteurs multimédia マルチメディア著作物の権利を扱う CMO。
SCPP	3.仏国	Société civile des producteurs phonographiques レコードの権利を扱う CMO。
Screenrights	7.豪州	放送コンテンツの権利を扱う CMO。
SDRM	3.仏国	Société pour l'administration du droit de reproduction mécanique des auteurs, compositeurs, éditeurs, réalisateurs et doubleurs sous-titres 音楽（メカニカルライツ）の著作物の権利を扱う CMO。
SEAM	3.仏国	Société des Éditeurs et Auteurs de Musique 楽譜の著作物の権利を扱う CMO。
SEPS	5.英国	Second Extract Permissions Service CLA が提供する個々の権利者と交渉せずとも追加購入できるサービス。
SESAC	6.米国	Society of European Stage Authors and Composers 欧州舞台作家作曲家協会と訳される。米国の演奏権を扱う CMO。
SPEDIDAM	3.仏国	Société de Perception et de Distribution des Droits des Artistes-Interprètes 実演家の権利を扱う CMO。

略称	掲載章	正式名称・概要
SPPF	3.仏国	Société Civile des Producteurs de Phonogrammes en France レコードの権利を扱う CMO。
SPRE	3.仏国	Société de Perception et de Distribution des Droits des Artistes-Interprètes 実演家・レコード製作者の報酬請求権を扱う CMO。ADAMI、SPEDIDAM、SCPP、SPPF の 4 団体で構成され、補償金の収受を担う。
TAFE	7.豪州	Technical and Further Education 州立の職業訓練専門学校。
TPACK	6.米国	Tech, Pedagogy and Content Knowledge 授業計画立案のための枠組み。
TraAM	3.仏国	La mise en place des travaux académiques mutualisés 教員向けにデジタル関連のトレーニングを行うサービス。
TV4ED	7.豪州	100,000 本以上のテレビ番組、100,000 本以上の YouTube 動画、50,000 以上の教育向けポッドキャスト・ビデオポッドキャストを提供。
UA	7.豪州	Universities Australia 豪州の国公立 39 の大学を代表する団体。
UrhG	4.独国	Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (Urheberrechtsgesetz) 「1965 年 9 月 9 日の著作権及び著作隣接権に関する法律」と訳され、日本における著作権法に相当する法律である。
UrhWissG	4.独国	Gesetz zur Angleichung des Urheberrechts an die aktuellen Erfordernisse der Wissensgesellschaft 「知識社会の近年の要請に著作権法をハーモナイゼーションさせることに関する法律」「学術著作権法」などと訳される。
UUK	5.英国	Universities UK 高等教育機関を対象とした支援団体。
VAT	-	Value Added Tax 付加価値税。
VCAA	7.豪州	Victorian Curriculum and Assessment Authority ビクトリア州でカリキュラム開発を担う州政府組織。
VET	7.豪州	Vocational Education and Training 職業訓練校。
VFF	4.独国	Verwertungsgesellschaft der Film- und Fernsehproduzenten mbH 放送番組の権利を扱う CMO。
VG Bild-Kunst	4.独国	Verwertungsgesellschaft Bild-Kunst 視覚芸術、映画の著作物を扱う CMO。

略称	掲載章	正式名称・概要
VG Musikedition	4.独国	Verwertungsgesellschaft Musikedition 音楽の著作物を扱うCMO。
VG WORT	4.独国	Verwertungsgesellschaft Wort 言語の著作物を扱うCMO。
VGF	4.独国	Verwertungsgesellschaft für Nutzungsrechte an Filmwerken mbH 映画製作者の権利を扱うCMO。
VGG	4.独国	Gesetz über die Wahrnehmung von Urheberrechten und verwandten Schutzrechten durch Verwertungsgesellschaften 「集中管理団体による著作権及び隣接権の管理に関する法律」「著作 権管理団体法」などと訳される。
VR	-	Virtual Reality 仮想現実と略され、コンピューターによって作り出された仮想的な空間な どを現実であるかのように疑似体験できる技術。
ZBT	4.独国	Zentralstelle Bibliothekstantieme 図書館からの公共貸与権、教育分野の公衆送信権の補償金を扱う団 体。
ZFS	4.独国	Zentralstelle Fotokopieren an Schulen 教育分野の複製権の補償金を扱う団体。

目次（詳細版）

目次

調査報告の概要	1
全体像.....	1
教育制度及び教育における著作物利用の制度等.....	4
補償金・ライセンス料の徴収.....	6
補償金・ライセンス料の分配.....	8
共通目的事業に相当する活動及びその内容.....	10
1. 背景・目的	11
1.1 調査計画	11
1.2 検討委員会の構成.....	12
1.3 調査項目	13
1.4 調査期間	14
1.5 本調査の対象国・地域.....	15
1.6 調査項目と章立てとの関係.....	16
1.7 分配に関与する団体について.....	17
1.8 各国通貨の表記.....	17
2. 欧州連合	18
2.1 オンライン音楽著作物指令(2014/26/EU)	18
2.1.1 制定経緯	18
2.1.2 規定の概要.....	20
2.1.2.1 CMO の定義（第 3 条）	20
2.1.2.2 会員総会（第 8 条）	20
2.1.2.3 権利者に支払うべき金額の分配（第 13 条）	21
2.1.2.4 他の CMO への情報提供（第 19 条）	22
2.1.2.5 公衆への情報開示（第 21 条）	22
2.1.2.6 透明性報告書（第 22 条）	23
2.2 DSM 著作権指令.....	25
2.2.1 制定経緯	25
2.2.2 規定の概要.....	26
2.2.2.1 デジタルでの国境を越える教育活動における著作物および他の保護対象物の使用（第 5 条）	26
2.2.2.1.1 背景.....	26
2.2.2.1.2 定義.....	27
2.2.2.1.3 補償金の設定について（第 5 条第 4 項）	27

2.2.2.2 拡大効を有する集中許諾（第12条）	28
2.2.2.2.1 拡大集中許諾制度とは	28
2.2.2.2.2 当該規定の概要	29
2.2.2.2.3 当該規定の要件	30

3. フランス共和国 32

3.1 教育機関の運営形態 32

3.1.1 学校制度	32
3.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布	34
3.1.3 ICT活用教育について	35
3.1.3.1 政府のICT活用教育方針	35
3.1.3.1.1 政府の計画等	35
3.1.3.1.2 政府の支援など	35
3.1.3.1.2.1 デジタルイノベーションと教育的卓越性(INEE)アクション	36
3.1.3.1.2.2 デジタルワークスペース(ENT)	36
3.1.3.1.2.3 デジタル教材のリソース集	36
3.1.3.1.2.4 デジタルスキルのリテラシー向上	37
3.1.3.1.2.5 科学・教育学アドバイザー・カレッジ（CCSP）ほか高等教育での取組	37
3.1.3.1.2.6 教職課程におけるデジタル研修	37

3.2 教育に関する著作権法制度 38

3.2.1 教育における著作物利用に関する規定	38
3.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要	38
3.2.1.2 CMOに関する基本的な規定	41
3.2.1.2.1 CMOの規定・所管官庁	41
3.2.1.3 CMOの情報公開に関する規定	41
3.2.1.4 分配不能額	44
3.2.1.4.1 分配不能額の定義	44
3.2.1.4.2 分配不能額と債権法の時効	44
3.2.1.4.3 その他（拡大集中許諾に関する団体の要件）	45
3.2.1.5 共通目的事業	45
3.2.2 主要なガイドライン	46
3.2.2.1 国民教育・青少年省とCMOとの合意	46
3.2.2.1.1 書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品：教育・研究活動における書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品の利用に関する合意(2014年)	46
3.2.2.1.1.1 経緯	46
3.2.2.1.1.2 対象等	47
3.2.2.1.1.3 使用料	48
3.2.2.1.1.4 分配方法	48
3.2.2.1.1.5 その他	49
3.2.2.1.2 映画・視聴覚作品に関する合意(2009年)	49
3.2.2.1.2.1 経緯	49
3.2.2.1.2.2 対象等	49
3.2.2.1.2.3 使用料	50
3.2.2.1.2.4 分配方法	50
3.2.2.1.2.5 その他	51
3.2.2.1.3 音楽に関する合意（2009年）	51
3.2.2.1.3.1 経緯	51
3.2.2.1.3.2 対象等	51
3.2.2.1.3.3 使用料	52
3.2.2.1.3.4 分配方法	52

3.2.2.1.4 複写に関する合意 (2023 年).....	52
3.2.2.1.4.1 経緯.....	52
3.2.2.1.4.2 対象等.....	53
3.2.2.1.4.3 使用料.....	54
3.2.2.1.4.4 分配のための調査.....	55
3.2.3 関連する議論.....	55
3.2.3.1 パブリックドメインに属する楽譜の扱いについて.....	55
3.2.3.2 CFC が提供する教員向けの説明資料.....	55
3.2.4 主要な裁判例.....	56
3.3 教育に関する CMO	58
3.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像.....	58
3.3.2 CFC (Centre Français d'exploitation du droit de Copie)	58
3.3.2.1 業務内容.....	58
3.3.2.2 使用料収受額及び過去の変遷.....	59
3.3.2.3 管理手数料.....	60
3.3.2.4 体制.....	60
3.3.2.5 利用申請に対する分配.....	60
3.3.2.6 根拠法.....	61
3.3.2.7 教育との関係.....	61
3.3.3 A.V.A.(Société des Arts Visuels Associés).....	61
3.3.4 PROCIREP (société des producteurs de cinéma et de télévision)	61
3.3.4.1 業務内容.....	61
3.3.4.2 使用料収受額及び過去の変遷.....	62
3.3.4.3 管理手数料.....	62
3.3.4.4 体制.....	62
3.3.4.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	62
3.3.4.6 根拠法.....	62
3.3.4.7 教育との関係.....	62
3.3.4.8 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織の有無など.....	62
3.3.5 SACEM (Société des auteurs, compositeurs et éditeurs de musique)	63
3.3.5.1 業務内容.....	63
3.3.5.2 使用料収受額及び過去の変遷.....	63
3.3.5.3 管理手数料.....	63
3.3.5.4 体制.....	63
3.3.5.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	63
3.3.5.6 根拠法.....	64
3.3.5.7 教育との関係.....	64
3.3.5.8 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織の有無など.....	64
3.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収	65
3.4.1 使用料の手続き主体.....	65
3.4.2 使用料の支払い主体.....	65
3.4.3 使用料規定・規則上の記載.....	65
3.4.4 包括料金・包括料金以外の規定の構造.....	65
3.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス.....	65
3.4.5.1 決定・変更のフロー.....	65
3.4.5.2 決定・変更の場合の制約.....	66

3.4.5.3 政府との関係性.....	66
3.4.6 ライセンス制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス.....	66
3.4.6.1 決定・変更のフロー.....	66
3.4.6.2 決定・変更の場合の制約.....	66
3.4.6.3 政府との関係性.....	67
3.4.7 使用料・補償金決定の考え方.....	67
3.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配.....	68
3.5.1 分配方法の全体像.....	68
3.5.2 書籍、楽譜、定期刊行物、美術作品（デジタル複製）.....	68
3.5.2.1 分配方法のフロー・計算方法.....	68
3.5.2.1.1 全体像.....	68
3.5.2.1.2 書籍に関する各料率について.....	71
3.5.2.1.3 プレス（定期刊行物）に関する各料率について.....	72
3.5.2.2 利用者から収集している資料.....	75
3.5.2.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法.....	75
3.5.2.4 共通目的事業への利用.....	75
3.5.2.5 分配手法の考え方・正当性.....	76
3.5.2.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）.....	76
3.5.2.7 分野別団体の分配.....	76
3.5.2.7.1 ADAGP.....	76
3.5.2.7.2 SACD.....	77
3.5.3 映画・視聴覚作品（デジタル利用）.....	77
3.5.3.1 分配方法のフロー・計算方法.....	77
3.5.3.2 権利者から収集している資料.....	78
3.5.3.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法.....	81
3.5.3.4 共通目的事業への利用等.....	81
3.5.3.5 分配手法の考え方・正当性.....	81
3.5.3.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）.....	81
3.5.3.7 分野別団体の分配.....	81
3.5.3.7.1 ADAMI（実演家）.....	81
3.5.4 音楽（デジタル利用）.....	82
3.5.4.1 分配方法のフロー・計算方法.....	82
3.5.4.2 利用者から収集している資料.....	82
3.5.4.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法.....	82
3.5.4.4 共通目的事業への利用.....	83
3.5.5 複写.....	83
3.5.6 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス.....	83
3.5.6.1 決定・変更の場合の制約.....	83
3.5.6.2 政府との関係性.....	84
3.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組.....	85
3.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育.....	85
3.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）.....	85
3.6.2.1 各省庁による啓発資料.....	85
3.6.2.2 CFC による教員向けの手引き.....	87
3.7 教育機関からみた教育における著作物利用.....	89
3.7.1 教育機関における権利処理や利用の制限に関する意見.....	89

3.7.2 分配方法・分配額に関する受け止め	89
4. ドイツ連邦共和国	90
4.1 教育機関の運営形態	90
4.1.1 学校制度	90
4.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布	92
4.1.3 ICT 活用教育について	94
4.1.3.1 政府の ICT 活用教育方針	94
4.1.3.1.1 「デジタル知識社会のための教育攻勢」戦略	94
4.1.3.1.2 「デジタル世界における教育」戦略	94
4.1.3.1.3 学校教育デジタル化協定	94
4.1.3.1.4 新型コロナウイルス感染症への対応に係る追加支援	95
4.1.3.2 具体的な ICT の利用事例	96
4.2 教育に関する著作権法制度	97
4.2.1 教育における著作物利用に関する規定	97
4.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要	97
4.2.1.2 CMO に関する基本的な規定	101
4.2.1.2.1 CMO の規定・所管官庁	101
4.2.1.2.2 CMO の情報公開に関する規定	101
4.2.1.2.3 分配不能額	102
4.2.1.2.3.1 分配不能額の定義	102
4.2.1.2.3.2 CMO のガバナンスに関する規定	102
4.2.1.2.4 拡大集中許諾に関する団体の要件	102
4.2.1.3 共通目的費	103
4.2.2 主要なガイドライン	103
4.2.2.1 複製に関する総合契約	104
4.2.2.2 公衆送信に関する総合契約	104
4.2.2.3 大学における報酬契約	105
4.2.3 関連する議論	105
4.2.4 関連する裁判例	105
4.3 教育に関する CMO	107
4.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	107
4.3.2 ZFS (Zentralstelle Fotokopieren an Schulen)	108
4.3.2.1 業務内容	108
4.3.2.2 補償金等の推移	108
4.3.2.3 管理手数料	109
4.3.2.4 体制	109
4.3.2.5 根拠法	109
4.3.3 ZBT (Zentralstelle Bibliothekstantieme)	109
4.3.3.1 業務内容	109
4.3.3.2 補償金等の推移	109
4.3.3.3 管理手数料	110
4.3.3.4 体制	110
4.3.3.5 根拠法	110
4.3.4 VG WORT (Verwertungsgesellschaft Wort)	111
4.3.4.1 業務内容	111

4.3.4.2 補償金等の收受額.....	111
4.3.4.3 管理手数料.....	111
4.3.4.4 体制.....	111
4.3.4.5 根拠法.....	112
4.3.4.6 教育との関係.....	112
4.3.4.7 業務の補助、委任について.....	112
4.3.5 VG Bild-Kunst (Verwertungsgesellschaft Bild-Kunst).....	112
4.3.5.1 業務内容.....	112
4.3.5.2 補償金等の推移.....	112
4.3.5.2.1 大学における報酬契約について.....	112
4.3.5.2.2 分野別団体としての補償金等の收受額.....	113
4.3.5.3 管理手数料.....	113
4.3.5.4 体制.....	113
4.3.5.5 根拠法.....	114
4.3.5.6 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織の有無など.....	114
4.3.6 GVL (Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH) ...	114
4.3.6.1 業務内容.....	114
4.3.6.2 補償金等の收受額.....	114
4.3.6.3 管理手数料.....	114
4.3.6.4 体制.....	115
4.3.6.5 根拠法.....	115
4.3.6.6 業務の補助、委任について.....	115
4.3.7 VFF (Verwertungsgesellschaft der Film- und Fernsehproduzenten mbH)	115
4.3.7.1 業務内容.....	115
4.3.7.2 補償金等の收受額.....	115
4.3.7.3 管理手数料.....	115
4.3.7.4 体制.....	115
4.3.7.5 根拠法.....	116
4.3.7.6 業務の補助、委任について.....	116
4.4 教育に関する補償金等の徴収.....	117
4.4.1 補償金等の手続き主体.....	117
4.4.2 補償金等の支払い主体.....	117
4.4.3 補償金等規定・規則上の記載.....	117
4.4.3.1 複製に関する総合契約.....	117
4.4.3.2 公衆送信に関する総合契約.....	117
4.4.3.3 大学における報酬契約.....	118
4.4.3.4 コピー機等の設置による報酬の料金表.....	118
4.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造.....	119
4.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス.....	119
4.4.5.1 決定・変更のフロー.....	119
4.4.5.2 決定・変更の場合の制約.....	119
4.4.5.3 政府との関係性.....	120
4.5 教育に関する補償金等の分配.....	121
4.5.1 統括団体から分野別団体への分配.....	122
4.5.1.1 分配方法のフロー・計算方法.....	122
4.5.1.1.1 分配方法の概要.....	122

4.5.1.2	教育機関を対象とした調査の概要	122
4.5.1.3	算出された分配割合	123
4.5.1.4	利用者から収集している資料	124
4.5.1.5	著作権者・隣接権者・著作者の探索方法	124
4.5.1.6	共通目的事業への利用	124
4.5.1.7	分配手法の考え方	124
4.5.1.8	分配の効率化に向けた取組	125
4.5.2	分野別団体の分配	125
4.5.2.1	VG WORT	125
4.5.2.1.1	分配方法のフロー・計算方法	125
4.5.2.1.2	利用者から収集している資料	127
4.5.2.1.3	著作権者・隣接権者・著作者の探索方法	127
4.5.2.1.4	共通目的事業への利用	127
4.5.2.1.5	分配手法の考え方	128
4.5.2.1.6	分配の効率化に向けた取組	128
4.5.2.2	GVL	128
4.5.2.2.1	分配方法の概要	128
4.5.2.2.2	ポイントシステムについて	129
4.5.2.3	VG Bild-Kunst	130
4.5.2.4	VFF	130
4.5.3	分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	131
4.5.3.1	決定・変更のフロー	131
4.5.3.2	決定・変更の場合の制約	131
4.5.3.3	政府との関係性	131
4.6	著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組	132
4.6.1	教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	132
4.6.2	普及啓発・広報の取組	132
5	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）	134
5.1	教育機関の運営形態	134
5.1.1	学校制度	134
5.1.2	運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布	135
5.1.3	ICT 活用教育について	137
5.1.3.1	政府の ICT 活用教育方針	137
5.1.3.1.1	ICT 機器の調達支援について	137
5.1.3.1.2	コロナ禍における支援について	137
5.1.3.1.3	ERA によるコンテンツの提供について	138
5.1.3.1.4	ICT 教育について	139
5.1.4	具体的な ICT の利用事例	140
5.1.5	知的財産教育（著作権教育）について	140
5.2	教育に関する著作権法制度	141
5.2.1	教育における著作物利用に関する規定	141
5.2.1.1	教育における著作物利用に関する規定の概要	141
5.2.1.2	CMO に関する基本的な規定	144
5.2.1.2.1	CMO の規定・所管官庁	144
5.2.1.2.2	CMO の情報公開に関する規定	145
5.2.1.2.3	分配不能額	145

5.2.1.2.3.1 分配不能額の定義	145
5.2.1.3 共通目的費.....	146
5.2.2 主要なガイドライン	146
5.2.2.1 知的財産庁によるガイダンス	146
5.2.2.2 CLA 教育ライセンス	146
5.2.2.3 CLA 高等教育ライセンス／独立高等教育ライセンス	147
5.2.2.4 ERA ライセンス.....	149
5.2.3 関連する議論.....	149
5.2.4 関連する裁判例.....	149
5.3 教育に関する CMO	151
5.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	151
5.3.2 CLA (Copyright Licensing Agency)	152
5.3.2.1 業務内容	152
5.3.2.2 使用料の収受額	152
5.3.2.3 管理手数料.....	152
5.3.2.4 体制	152
5.3.2.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	153
5.3.2.6 根拠法	153
5.3.2.7 教育との関係	153
5.3.2.8 業務の補助、委任について.....	153
5.3.3 ERA (Educational Recording Agency)	153
5.3.3.1 業務内容	153
5.3.3.2 使用料の収受額	154
5.3.3.3 管理手数料.....	154
5.3.3.4 体制	154
5.3.3.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	154
5.3.3.6 根拠法	154
5.3.3.7 教育との関係	155
5.3.3.8 業務の補助、委任について.....	155
5.3.4 ALCS (Authors' Licensing and Collecting Society)	155
5.3.4.1 業務内容	155
5.3.4.2 使用料の収受額	155
5.3.4.3 管理手数料.....	156
5.3.4.4 体制	156
5.3.4.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	156
5.3.4.6 根拠法	156
5.3.4.7 教育との関係	156
5.3.4.8 業務の補助、委任について.....	157
5.3.5 PLS (Publishers' Licensing Services)	157
5.3.5.1 業務内容	157
5.3.5.2 使用料の収受額	157
5.3.5.3 管理手数料.....	157
5.3.5.4 体制	157
5.3.5.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	157
5.3.5.6 根拠法	157
5.3.5.7 教育との関係	158

5.3.5.8 業務の補助、委任について.....	158
5.3.6 DACS (Design and Artists Copyright Society)	158
5.3.6.1 業務内容	158
5.3.6.2 使用料の収受額	158
5.3.6.3 管理手数料.....	158
5.3.6.4 体制	158
5.3.6.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	159
5.3.6.6 根拠法	159
5.3.6.7 教育との関係	159
5.3.6.8 業務の補助、委任について.....	159
5.3.7 NLA (NLA Media Access)	159
5.3.7.1 業務内容	159
5.3.7.2 使用料の収受額	159
5.3.7.3 管理手数料.....	159
5.3.7.4 体制	160
5.3.7.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	160
5.3.7.6 根拠法	160
5.3.7.7 教育との関係	160
5.3.7.8 業務の補助、委任について.....	160
5.3.8 PPL (Phonographic Performance Limited)	161
5.3.8.1 業務内容	161
5.3.8.2 使用料の収受額	161
5.3.8.3 管理手数料.....	161
5.3.8.4 体制	161
5.3.8.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	161
5.3.8.6 根拠法	161
5.3.8.7 教育との関係	162
5.3.8.8 業務の補助、委任について.....	162
5.4 教育に関する使用料の徴収	163
5.4.1 使用料の手続き主体	163
5.4.2 対価の支払い主体.....	163
5.4.3 使用料規定・規則上の記載.....	163
5.4.3.1 CLA 教育ライセンス	163
5.4.3.2 CLA 高等教育ライセンス.....	164
5.4.3.3 ERA ライセンス.....	164
5.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造.....	165
5.4.5 管理手数料の設定	165
5.4.6 ライセンス制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	165
5.4.6.1 CLA ライセンス	165
5.4.6.2 ERA ライセンス.....	165
5.4.7 使用料決定の考え方	166
5.4.7.1 CLA ライセンス	166
5.4.7.2 ERA ライセンス.....	166
5.5 教育に関する使用料の分配	167
5.5.1 CLA から分野別団体への分配.....	168
5.5.1.1 分配方法のフロー・計算方法	168

5.5.1.1.1	CLA ライセンスにおける分配フローの概要	168
5.5.1.1.2	出版者・著者・ビジュアルアーティスト別の分配割合	169
5.5.1.1.2.1	合意された分配割合	169
5.5.1.1.2.2	複製物のうち関連する権利を著者・クリエイターが有する文章・画像の割合の推計	169
5.5.1.1.2.3	画像に帰属する価値の割合の設定	170
5.5.1.1.2.4	出版者、著者、ビジュアルアーティスト別の分配割合の算定	171
5.5.1.1.2.5	交渉による妥結	172
5.5.1.1.3	著作物の利用状況の把握	172
5.5.1.1.3.1	初等・中等教育機関を対象としたサンプリング調査	173
5.5.1.1.3.2	高等教育機関全校を対象としたデータ収集	173
5.5.1.1.4	分配額の算定	174
5.5.1.2	利用者から収集している資料	175
5.5.1.3	著作権者・隣接権者・著作者の探索方法	175
5.5.1.4	共通目的事業への利用	175
5.5.1.5	分配手法の考え方	176
5.5.1.6	分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）	176
5.5.1.7	分配の課題	176
5.5.2	ERA から分野別団体への分配	176
5.5.2.1	分配方法のフロー・計算方法	176
5.5.2.2	利用者から収集している資料	177
5.5.2.3	著作権者・隣接権者・著作者の探索方法	177
5.5.2.4	共通目的事業への利用	177
5.5.2.5	分配手法の考え方	178
5.5.2.6	分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）	178
5.5.3	分野別団体の分配	178
5.5.3.1	ACLS	178
5.5.3.2	PLS	179
5.5.3.3	DACS	180
5.5.3.4	NLA	181
5.5.3.5	PPL	181
5.5.4	分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	182
5.5.4.1	決定・変更のフロー	182
5.5.4.2	決定・変更の場合の制約	182
5.5.4.3	政府との関係性	182
5.5.5	その他分配の特徴等	182
5.6	著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組	184
5.6.1	教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	184
5.6.2	普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	184
5.7	教育機関からみた教育における著作物利用	186
5.7.1	教育機関における権利処理や利用の制限に関する意見	186
5.7.2	分配方法・分配額に関する受け止め	186
6.	アメリカ合衆国	187
6.1	教育機関の運営形態	187
6.1.1	学校制度	187
6.1.2	運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布	188

6.1.2.1 学校数	188
6.1.2.2 在籍者数	189
6.1.3 ICT 活用教育について	190
6.1.3.1 政府の ICT 活用教育方針	190
6.1.3.1.1 政府の支援計画	190
6.1.3.1.2 テック企業の支援等	191
6.1.3.2 具体的な ICT の利用事例	192
6.1.3.2.1 ニューキャッスル中学・高等学校の事例	192
6.1.3.2.2 スリップリーロック大学の事例	192
6.1.4 当該国の知的財産教育（著作権教育）について	193
6.2 教育に関する著作権法制度	195
6.2.1 教育における著作物利用に関する規定	195
6.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要	195
6.2.1.2 CMO に関する規定	198
6.2.2 主要なガイドライン	198
6.2.3 関連する議論	200
6.2.4 主要な裁判例	200
6.2.4.1 Basic Books, Inc. v. Kinko's Graphics Corp., 758 F. Supp. 1522 (S.D.N.Y. 1991)	200
6.2.4.2 Princeton Univ. Press v. Mich. Document Servs., Inc., 99 F.3d 1381 (6th Cir. 1996)	201
6.2.4.3 Cambridge Univ. Press v. Patton, 769 F.3d 1232 (11th Cir. 2014)	202
6.3 教育に関する CMO	204
6.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	204
6.3.2 CCC (Copyright Clearance Center)	204
6.3.2.1 業務内容	204
6.3.2.2 使用料収受額及び過去の変遷	205
6.3.2.3 管理手数料	205
6.3.2.4 体制	205
6.3.2.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み	205
6.3.2.6 根拠法	206
6.3.2.7 教育との関係	206
6.3.2.8 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織	206
6.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収	207
6.4.1 使用料の手続き主体	207
6.4.2 対価の支払い主体	207
6.4.3 使用料の決定	207
6.4.3.1 Pay per Use サービス	207
6.4.3.2 高等教育機関向けの年間包括ライセンス (ACLHE)	207
6.4.3.3 カリキュラム及び指導のための年間包括ライセンス (初等・中等教育機関)	208
6.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配	209
6.5.1 分配方法のフロー・計算方法	209
6.5.2 利用者から収集している資料	210
6.5.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索とその方法	210
6.5.4 共通目的事業への利用	210
6.5.5 分配手法の考え方・正当性	210

6.5.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）	211
6.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組.....	212
6.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	212
6.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	212
7. オーストラリア連邦.....	213
7.1 教育機関の運営形態	213
7.1.1 学校制度	213
7.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布.....	215
7.1.2.1 学校数	215
7.1.2.2 在籍者数	216
7.1.3 ICT 活用教育について.....	217
7.1.3.1 政府の ICT 活用教育方針.....	217
7.1.3.2 具体的な ICT の利用事例	218
7.1.3.2.1 小学校.....	218
7.1.3.2.2 モナッシュ大学	218
7.1.4 当該国の知的財産教育（著作権教育）について	219
7.2 教育に関する著作権法制度	220
7.2.1 教育における著作物利用に関する規定	220
7.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要	220
7.2.1.1.1 著作権法の改正.....	220
7.2.1.1.2 教育における著作物利用の論.....	220
7.2.1.1.3 教育機関による著作物の利用とその制限	220
7.2.1.1.3.1 著作物の全部もしくは一部を複製・送信しても著作権侵害とならないケース.....	220
7.2.1.1.3.2 放送の場合.....	221
7.2.1.1.4 補償通知.....	221
7.2.1.1.5 補償金制度により利用可能な範囲	221
7.2.1.1.6 公正利用（フェアディーリング）	222
7.2.1.1.6.1 公正利用の概要	222
7.2.1.1.6.2 補償金制度と公正利用との関係.....	223
7.2.1.2 CMO に関する規定	224
7.2.1.2.1 CMO の件.....	224
7.2.1.2.2 CMO の取消	224
7.2.1.2.3 CMO の情報公開やガバナンスに関する規定.....	224
7.2.1.2.3.1 年次報告書および決算書	224
7.2.1.2.3.2 規則の修正.....	225
7.2.1.2.3.3 審判所による分配取り決めの見直し	225
7.2.1.2.3.4 CMO の行動規範	225
7.2.1.2.4 分配不能額.....	225
7.2.1.2.4.1 分配不能額の定義	225
7.2.1.2.4.2 各 CMO の取り扱い	226
7.2.1.2.4.3 分配不能額と債権法の時効	227
7.2.2 主要なガイドライン	228
7.2.3 CMO の情報公開に関する規定.....	228
7.2.4 主要な裁判例	228
7.2.4.1.1.1 公平な報酬を求めた裁判例：Copyright Agency Limited v University of Adelaide [2022] ACopyT 2 等”	228
7.2.4.1.1.2 補償金制度と公正利用との区別に関する裁判例：Haines v Copyright Agency[1982]FCA 137; 42 ALR549	229

7.3 教育に関する CMO	230
7.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	230
7.3.2 Copyright Agency	231
7.3.2.1 業務内容	231
7.3.2.2 補償金収受額及び過去の変遷	232
7.3.2.3 管理手数料.....	232
7.3.2.4 体制	232
7.3.2.5 根拠法	232
7.3.2.6 教育との関係	232
7.3.2.7 著作物の管理方法.....	233
7.3.2.8 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織.....	233
7.3.3 Screenrights	233
7.3.3.1 業務内容	233
7.3.3.2 補償金収受額及び過去の変遷	234
7.3.3.3 管理手数料.....	235
7.3.3.4 体制	235
7.3.3.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	235
7.3.3.6 根拠法	235
7.3.3.7 教育との関係	236
7.3.3.8 著作物の管理方法.....	236
7.3.3.9 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織.....	236
7.3.4 APRA AMCOS	236
7.3.4.1 業務内容	236
7.3.4.2 使用料収受額及び過去の変遷	237
7.3.4.3 管理手数料.....	239
7.3.4.4 体制	239
7.3.4.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み.....	239
7.3.4.6 根拠法	240
7.3.4.7 教育との関係	240
7.3.4.8 著作物の管理方法.....	240
7.3.4.9 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任している組織.....	240
7.4 教育に関する補償金・補償金の徴収	241
7.4.1 補償金の手続き主体	241
7.4.2 対価の支払い主体.....	241
7.4.3 補償金規定・規則上の記載.....	241
7.4.4 ライセンスの種類と規定.....	242
7.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	242
7.4.5.1 決定・変更の手続き	242
7.4.5.2 決定・変更の場合の制約	243
7.4.5.3 政府との関係性.....	243
7.4.6 補償金・ライセンス料決定の考え方	243
7.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配	244
7.5.1 分配方法の全体像	244
7.5.2 Copyright Agency	244
7.5.2.1 分配方法のフロー・計算方法	244

7.5.2.1.1 分配方法の考え方	244
7.5.2.1.2 分配フロー	244
7.5.2.1.2.1 分配可能額の計算	246
7.5.2.1.2.2 使用状況に関するデータの収集	246
7.5.2.1.2.3 著作物ごとの分配額の計算	246
7.5.2.1.2.4 分配スケジュール	247
7.5.2.2 利用者から収集している資料	247
7.5.2.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法	247
7.5.2.4 共通目的事業への利用	247
7.5.2.5 分配手法の考え方・正当性	248
7.5.2.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）	248
7.5.3 Screenrights	249
7.5.3.1 分配方法のフロー・計算方法	249
7.5.3.1.1 分配の考え方	249
7.5.3.1.2 分配フロー	249
7.5.3.1.2.1 使用状況に関するデータの収集	251
7.5.3.1.2.2 著作物ごとの分配額の計算	251
7.5.3.1.3 分配スケジュール	253
7.5.3.2 利用者から収集している資料	253
7.5.3.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法	254
7.5.3.4 共通目的事業への利用	254
7.5.3.5 分配手法の考え方・正当性	254
7.5.3.6 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）	255
7.5.4 APRA AMCOS	255
7.5.4.1 分配方法のフロー・計算方法	255
7.5.4.1.1 分配の考え方	255
7.5.4.1.2 分配フロー	255
7.5.4.1.2.1 分配可能額の計算	258
7.5.4.1.2.2 使用状況に関するデータの収集	259
7.5.4.1.2.3 著作物ごとの分配額の計算	260
7.5.4.1.2.4 分配スケジュール	261
7.5.4.2 利用者から収集している資料	261
7.5.4.3 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法	261
7.5.4.4 共通目的事業への利用	262
7.5.4.5 分配手法の考え方・正当性	262
7.5.5 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	262
7.5.5.1 決定・変更の手続き	262
7.5.5.2 決定・変更の場合の制約	262
7.5.5.3 政府との関係性	263
7.5.6 その他分配の特徴	263
7.5.6.1 分配・再分配に係る GST の扱いについて	263
7.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組	264
7.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	264
7.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	264
7.6.2.1 教員向けの取組事例	264
7.6.2.1.1 smartcopying (National Copyright Unit)	264
7.6.2.1.2 ACC (Australian Copyright Council)	265
7.6.2.1.3 Copyright Agency	267

8. 大韓民国	268
8.1 教育機関の運営形態	268
8.1.1 学校制度	268
8.1.2 運営主体別の教育機関数・生徒／学生数の分布	269
8.1.2.1 学校数の推移	269
8.1.2.2 在籍者数の推移	271
8.1.3 ICT 活用教育について	272
8.1.3.1 政府による施策	272
8.1.3.2 具体的な ICT の利用事例	273
8.1.3.2.1 KERIS (韓国教育学術院) の事例	273
8.2 教育に関する著作権法制度	276
8.2.1 教育における著作物利用に関する規定	276
8.2.1.1 教育における著作物利用に関する規定の概要	276
8.2.1.1.1 フェア・ユースに相当する規定	279
8.2.1.2 CMO に関する規定	280
8.2.1.2.1 CMO の規定・所管官庁	280
8.2.1.2.2 CMO の情報公開に関する規定	280
8.2.1.2.3 分配不能額の定義	281
8.2.1.2.4 分配不能額と債権法の時効との関係	281
8.2.1.2.5 その他	281
8.2.1.3 共通目的費	281
8.2.2 主要なガイドライン	281
8.2.2.1 補償金の基準について (文化体育観光部)	281
8.2.2.2 授業目的著作物利用ガイドライン	282
8.2.3 関連する学説	283
8.2.3.1 著作物利用に関する基準に関する議論	283
8.2.3.1 KERIS による教育目的の利用に関する著作権の権利制限に関する提言	283
8.2.4 主要な裁判例	284
8.3 教育に関する CMO	285
8.3.1 教育著作物に関する CMO の全体像	285
8.3.2 KOLAA (Korea Literature, Academic works and Art Copyright Association)	
.....	286
8.3.2.1 業務内容	286
8.3.2.2 使用料収受額及び過去の変遷	286
8.3.2.3 管理手数料	288
8.3.2.4 体制	288
8.3.2.5 利用申請に対する許諾・受付の仕組み	289
8.3.2.6 根拠法	290
8.3.2.7 管理団体を補助する組織や管理団体が業務を委任し来ている組織の有無など	290
8.4 教育に関する補償金・ライセンス料の徴収	291
8.4.1 使用料の手続き主体	291
8.4.2 対価の支払い主体	291
8.4.3 使用料規定・規則上の記載	291
8.4.4 定額料金・定額料金以外の規定の構造	291

8.4.5 補償金制度の規定（金額）の決定及び変更する場合のプロセス	291
8.4.5.1 決定・変更のフロー	291
8.4.5.2 決定・変更の場合の制約	291
8.4.5.3 政府との関係性	292
8.5 教育に関する補償金・ライセンス料の分配	293
8.5.1 分配方法の全体像	293
8.5.2 KOLAA（Korea Literature, Academic works and Art Copyright Association）	293
8.5.2.1 分配方法のフロー・計算方法	293
8.5.2.2 権利者から収集している資料	295
8.5.2.2.1 利用者から収集している資料	296
8.5.2.2 著作権者・隣接権者・著作者の探索方法	296
8.5.2.3 共通目的事業への利用	297
8.5.2.4 分配手法の考え方・正当性	298
8.5.2.5 分配の効率化に向けた取組（IT や体制上の工夫）	298
8.5.2.6 分配の課題（明確な意見があった場合のみ掲載）	298
8.5.2.7 分野別団体の分配	299
8.5.2.7.1 韓国シナリオ作家協会	299
8.5.2.7.2 韓国言論振興財団	300
8.5.3 分配方法の決定及び変更する場合のプロセス	301
8.6 著作権制度に関する普及啓発・広報等の取組	302
8.6.1 教育カリキュラム上での著作権・知的財産教育	302
8.6.2 普及啓発・広報の取組（共通目的事業制度も含む）	303
8.7 教育機関からみた教育における著作物利用	305
8.7.1 分配方法・分配額に関する受け止め	305
9. おわりに	306
9.1 調査対象団体に示した SARTRAS による分配の現状	306
9.2 本調査において得られた参考となる分配手法	307
参考資料	308
ヒアリング協力者	308
略語集	310
目次（詳細版）	320